

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

(昭和三十六年二月一日)

(厚生省令第一号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七条、第十条(第三十八条及び第四十条において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条(第二十三条において準用する場合を含む。)、第二十一条(第二十三条において準用する場合を含む。)、第二十九条、第三十二条、第三十三条第二項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項及び第二項、第四十九条第二項、第五十条、第五十二条、第五十三条(第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。)、第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十三條及び第八十二条並びに薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第二条、第八条、第九条、第十一条、第十五条、第十六条及び別表第一器具器械の項第八十四号の規定に基づき、薬事法施行規則を次のように定める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

(平二六厚労令八七・改称)

目次

第一章 薬局(第一条—第十八条)

第二章 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業及び製造業(第十九条—第百十四条)

第三章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等

第一節 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業(第百十四条の二—第百十四条の八十五)

第二節 登録認証機関(第百十五条—第百三十七条)

第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業(第百三十七条の二—第百三十七条の七十八)

第五章 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業等(第百三十八条—第百九十六条の十三)

第六章 医薬品等の基準及び検定(第百九十六条の十四—第二百三条)

第七章 医薬品等の取扱い(第二百四条—第二百二十八条の九)

第八章 医薬品等の広告(第二百二十八条の十)

第九章 医薬品等の安全対策(第二百二十八条の十の二—第二百二十八条の二十七)

第十章 生物由来製品の特例(第二百二十九条—第二百四十三条)

第十一章 監督(第二百四十四条—第二百四十九条の七)

第十二章 指定薬物の取扱い(第二百四十九条の八—第二百四十九条の十四)

第十三章 希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品等の指定等(第二百五十条—第二百五十三条)

第十四章 雑則(第二百五十四条—第二百八十五条)

附則

第一章 薬局

(開設の申請)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 通常の営業日及び営業時間

二 薬剤師不在時間(開店時間(営業時間のうち特定販売(その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。第四項第二号ホ、第十四条の二、第十四条の三第一項及び第二項、第十五条の六、第百五十八条の十第一項及び第三項、第二百十八条の三、別表第一の二第二並びに別表第一の三において同じ。))の販売又は授与をいう。以下同じ。))のみを行う時間を除いた時間をいう。以下同じ。))のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間をいう。以下同じ。))の有無

三 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

四 特定販売の実施の有無

五 健康サポート薬局(患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局をいう。以下同じ。))である旨の表示の有無

3 法第四条第三項第四号イの厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)

二 薬局製造販売医薬品

三 要指導医薬品

四 第一類医薬品

- 五 指定第二類医薬品(第二類医薬品のうち、特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下同じ。)
 - 六 第二類医薬品(指定第二類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第十五条の六第三号において同じ。)
 - 七 第三類医薬品
- 4 法第四条第三項第四号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 特定販売を行う際に使用する通信手段
 - 二 次のイからホまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分
 - イ 第一類医薬品
 - ロ 指定第二類医薬品
 - ハ 第二類医薬品
 - ニ 第三類医薬品
 - ホ 薬局製造販売医薬品
 - 三 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
 - 四 特定販売を行うことについての広告に、法第四条第二項の申請書に記載する薬局の名称と異なる名称を表示するときは、その名称
 - 五 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要
 - 六 都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第六項、第六条第一項及び第十五条の六第四号において同じ。))又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要(その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。))
- 5 法第四条第三項第五号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 法人にあつては、登記事項証明書
 - 二 薬局の管理者(法第七条第一項の規定によりその薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次号を除き、以下同じ。))の週当たり勤務時間数(一週間当たりの通常の勤務時間数をいう。以下同じ。))並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載した書類
 - 三 法第七条第一項ただし書又は第二項の規定により薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させる場合にあつては、その薬局の管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬局の管理者に対する使用関係を証する書類
 - 四 薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は法第三十六条の八第二項の規定による登録(以下「販売従事登録」という。))の登録番号及び登録年月日を記載した書類
 - 五 薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使用関係を証する書類
 - 六 一日平均取扱処方箋数(薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号)第一条第一項第二号に規定する一日平均取扱処方箋数をいう。以下同じ。))を記載した書類
 - 七 放射性医薬品(放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第一条第一号に規定する放射性医薬品をいう。以下同じ。))を取り扱おうとするとき(厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。))は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
 - 八 その薬局において医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類
 - 九 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
 - 十 健康サポート薬局である旨の表示をするときは、その薬局が、健康サポート薬局に関して厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類
- 6 法第四条第三項各号に掲げる書類のうち、法の規定による許可等の申請又は届出(以下「申請等の行為」という。))の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しないものとする。
- 7 申請者は、その薬局の管理者が薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第八条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令(以下「再教育研修命令」という。))を受けた者であるときは、同条第三項の再教育研修

修了登録証を提示し、又はその写しを添付するものとする。

(昭三九厚令四・昭四三厚令二一・昭四四厚令一七・昭五二厚令三八・平元厚令一一・平元厚令四五・平八厚令二一・平八厚令五三・平九厚令二九・平一二厚令三九・平一二厚令一二七・平一三厚令一六四・平一六厚令一一二・平一七厚令二五・平一七厚令一〇一・平二〇厚令六二・平二一厚令一〇・平二三厚令一五〇・平二六厚令八・平二六厚令八七・平二八厚令一九・平二九厚令九六・令元厚令七〇・令二厚令一五五・令三厚令一五・一部改正)

(薬局開設の許可証の様式)

第二条 薬局開設の許可証は、様式第二によるものとする。

(平一六厚令一一二・一部改正)

(薬局開設の許可証の掲示)

第三条 薬局開設者は、薬局開設の許可証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(平一六厚令一一二・一部改正)

(薬局開設の許可証の書換え交付の申請書)

第四条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(以下「令」という。)第二条の三第二項の薬局開設の許可証の書換え交付の申請書は、様式第三によるものとする。

(平一二厚令三八・全改、平一六厚令一一二・平二六厚令八七・令三厚令五・一部改正)

(薬局開設の許可証の再交付の申請書)

第五条 令第二条の四第二項の薬局開設の許可証の再交付の申請書は、様式第四によるものとする。

(平一二厚令三八・全改、平一六厚令一一二・平二六厚令八七・令三厚令五・一部改正)

(薬局開設の許可の更新の申請)

第六条 法第四条第四項の規定により薬局開設の許可の更新を受けようとする者は、様式第五による申請書に薬局開設の許可証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項において申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を前項の申請書に添付しなければならない。

(平一六厚令一一二・旧第七条繰上・一部改正、平二六厚令八・令元厚令七〇・令三厚令一五・一部改正)

(薬局開設の許可台帳の記載事項)

第七条 令第二条の六に規定する法第四条第一項の規定による許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 薬局開設者の氏名(法人にあつては、その名称。以下同じ。)及び住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- 三 薬局の名称及び所在地
- 四 通常の営業日及び営業時間
- 五 薬剤師不在時間の有無
- 六 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 七 薬局の管理者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数
- 八 薬局の管理者以外に当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者があるときは、その者の氏名、住所及び週当たり勤務時間数
- 九 一日平均取扱処方箋数
- 十 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
- 十一 当該薬局において医薬品の販売業その他の業務を併せ行うときは、その業務の種類
- 十二 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分
- 十三 当該薬局において特定販売を行うときは、第一条第四項各号に掲げる事項(主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。)

(昭三九厚令四・昭三九厚令四四・昭四三厚令二一・平五厚令二六・平一〇厚令四六・平一一厚令七四・一部改正、平一六厚令一一二・旧第八条繰上・一部改正、平二一厚令一〇・平二六厚令八・平二六厚令八七・平二九厚令九六・令三厚令五・一部改正)

(法第四条第五項第三号イ及びロの厚生労働省令で定める期間)

第七条の二 法第四条第五項第三号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

- 一 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品 法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)
- 二 法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全

管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百三十五号)第十条第一項に規定する市販直後調査(以下「市販直後調査」という。)を除く。)を実施する義務が課せられている医薬品 製造販売の承認の条件として付された調査期間

- 2 法第四条第五項第三号口の厚生労働省令で定める期間は、同号口に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた同号イに掲げる医薬品に係る前項各号の期間の満了日までの期間とする。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・一部改正)

(法第五条第三号への厚生労働省令で定める者)

第八条 法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(治療等の考慮)

第九条 都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)は、薬局開設の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二三厚労令一五〇・一部改正)

(名称の使用の特例)

第十条 法第六条ただし書の規定により、薬局の名称を付することができる場所は、病院又は診療所の調剤所とする。

(平一六厚労令一一二・旧第九条繰下・一部改正)

(地域連携薬局の基準等)

第十条の二 法第六条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第六条の二第一項第一号に規定する利用者(別表第一を除き、以下単に「利用者」という。)が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。
 - 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。
- 2 法第六条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 薬局開設者が、過去一年間(当該薬局を開設して一年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下この条及び次条において同じ。)において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。)の構築に資する会議に継続的に参加させていること。
 - 二 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。
 - 三 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して月平均三十回以上報告及び連絡させた実績があること。
 - 四 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。
- 3 法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
 - 二 休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。
 - 三 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。
 - 四 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。
 - 五 無菌製剤処理を実施できる体制(第十一条の八第一項ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。)を備えていること。
 - 六 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。

- 七 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。
- 八 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。
- 九 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。
- 十 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。)に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。
- 4 法第六条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 居宅等(薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。)における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、月平均二回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる。
- 二 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器(以下「高度管理医療機器等」という。)の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。
- 5 法第六条の二第二項の申請書は、様式第五の二によるものとする。この場合において、申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。次条第五項及び第十条の九第二項において同じ。)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない。
- 6 法第六条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。次号及び次条第七項において同じ。)が法第五条第三号イからトまでに該当しない旨
- 二 申請者が法第七十五条第四項又は第五項の規定により地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局(以下「地域連携薬局等」という。)の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨
(令三厚労令五・追加、令六厚労令一四一・一部改正)
(専門医療機関連携薬局の基準等)
- 第十条の三 法第六条の三第一項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとする。
- 2 法第六条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。
- 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。
- 3 法第六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために第一項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。
- 二 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。
- 三 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について第一号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。
- 四 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。
- 4 法第六条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
- 二 休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。
- 三 在庫として保管する第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。
- 四 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。

- 五 医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。
- 六 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。
- 七 第六項に規定する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。
- 八 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。
- 九 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。
- 十 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。
- 5 法第六条の三第二項の申請書は、様式第五の三によるものとする。この場合において、申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない。
- 6 法第六条の三第二項第二号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体により、第一項に規定する傷病の区分に係る専門性の認定(以下単に「専門性の認定」という。)を受けた薬剤師であることとする。
- 一 学術団体として法人格を有していること。
 - 二 会員数が千人以上であること。
 - 三 専門性の認定に係る活動実績を五年以上有し、かつ、当該認定の要件を公表している法人であること。
 - 四 専門性の認定を行うに当たり、医療機関における実地研修の修了、学術雑誌への専門性に関する論文の掲載又は当該団体が実施する適正な試験への合格その他の要件により専門性を確認していること。
 - 五 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けていること。
 - 六 当該団体による専門性の認定を受けた薬剤師の名簿を公表していること。
- 7 法第六条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 申請者が法第五条第三号イからトまでに該当しない旨
 - 二 申請者が法第七十五条第四項又は第五項の規定により地域連携薬局等の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過していない旨
- 8 第一項に規定する傷病の区分の明示は、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。
- (令三厚労令五・追加、令六厚労令一四一・一部改正)
- (地域連携薬局等の認定証の様式)
- 第十条の四 地域連携薬局等の認定証は、様式第五の四によるものとする。
- (令三厚労令五・追加)
- (地域連携薬局等の認定証の掲示)
- 第十条の五 地域連携薬局等の認定を受けた薬局の開設者(以下「認定薬局開設者」という。)は、地域連携薬局等の認定証を薬局の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- (令三厚労令五・追加)
- (地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請書)
- 第十条の六 令第二条の八第二項の地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請書は、様式第三によるものとする。
- (令三厚労令五・追加)
- (地域連携薬局等の認定証の再交付の申請書)
- 第十条の七 令第二条の九第二項の地域連携薬局等の認定証の再交付の申請書は、様式第四によるものとする。
- (令三厚労令五・追加)
- (地域連携薬局等の認定証の返納時の届出)
- 第十条の八 令第二条の十の規定により、認定薬局開設者が、地域連携薬局等と称することをやめたことにより認定証を返納するときは、地域連携薬局等と称することをやめた日から三十日以内に、様式第八による届書を当該認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。
- (令三厚労令五・追加)
- (地域連携薬局等の認定の更新の申請)
- 第十条の九 法第六条の二第四項又は第六条の三第五項の規定により地域連携薬局等の認定の更新を受けようとする者は、様式第五の五による申請書に認定証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項において申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を当該申請書に添付しなければならない。

(令三厚労令五・追加)

(地域連携薬局等の認定台帳の記載事項)

第十条の十 令第二条の十一に規定する法第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定による認定に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 認定番号及び認定年月日
- 二 薬局開設の許可に係る許可番号及び許可年月日
- 三 認定薬局開設者の氏名(法人にあつては、その名称)及び住所(法人にあつては、その主たる事業所の所在地)
- 四 薬局の名称及び所在地
- 五 専門医療機関連携薬局にあつては、第十条の三第一項に規定する傷病の区分
- 六 専門医療機関連携薬局にあつては、法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師の氏名

(令三厚労令五・追加)

(薬局の管理者の業務及び遵守事項)

第十一条 法第八条第三項の薬局の管理者が行う薬局の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- 一 法第九条の二第一項第一号に規定する薬局の管理者が有する権限に係る業務
- 二 第十二条第一項の規定による医薬品の試験検査及び同条第二項の規定による試験検査の結果の確認
- 三 第十三条第二項の規定による帳簿の記載
- 四 第二百四十条第二項及び第三項の規定による記録の保存

2 法第八条第三項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。
- 二 法第八条第二項の規定により薬局開設者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(令三厚労令一五・全改、令五厚労令六一・一部改正)

(都道府県知事への報告)

第十一条の二 法第八条の二第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて第十一条の五第二項に掲げるものをいう。同条第一項において同じ。)を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置(厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に次条に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であつて、法第八条の二第一項の規定により報告をすべき薬局開設者が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行う措置をいう。)を講ずる方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

(平一九厚労令二八・追加、令五厚労令一三七・一部改正)

(薬局開設者の報告事項)

第十一条の三 法第八条の二第一項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一(当該薬局が法第六条の二第一項又は法第六条の三第一項の認定を受けていない場合は、別表第一第二の項第三号を除く。)のとおりとする。

(平一九厚労令二八・追加、令三厚労令五・一部改正)

(基本情報等の変更の報告)

第十一条の四 法第八条の二第二項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一第一の項第一号に掲げる基本情報及び同項第三号(3)に掲げる事項とする。

2 前項の報告は、第十一条の二に規定する方法により行うものとする。

(平一九厚労令二八・追加、平二八厚労令一九・平二九厚労令九六・令五厚労令一三七・一部改正)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条の五 薬局開設者は、法第八条の二第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示さなければならない。

- 一 次項に規定する方法のうち薬局開設者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

2 法第八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の方法とする。

- 一 薬局開設者の使用に係る電子計算機と医療を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(次号において「電子情報処理組織」という。)を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報の内容が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容が記録されるもの
- 二 電子情報処理組織を使用する方法であつて、薬局開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて医療を受ける者の閲覧に供し、当該医療を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容を記録する方法
- 三 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百七条を除き、以下同じ。)に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法
- 四 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

(平一九厚労令二八・追加、令五厚労令一三七・令五厚労令一六一・一部改正)

(情報の公表)

第十一条の六 都道府県知事は、法第八条の二第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、容易に検索することができる形式でのインターネットの利用による方法その他適切な方法により公表しなければならない。

(平一九厚労令二八・追加、令五厚労令一三七・一部改正)

(薬局開設者の遵守事項)

第十一条の七 法第九条第一項の厚生労働省令で定める薬局開設者が遵守すべき事項は、次条から第十五条の十一まで及び第十五条の十一の三に定めるものとする。

(平二六厚労令八・追加、平二八厚労令一九・令五厚労令六一・一部改正)

(薬局における調剤)

第十一条の八 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師でない者に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。ただし、高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室(以下「無菌調剤室」という。)を有する薬局の薬局開設者が、無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者から依頼を受けて、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師に、当該無菌調剤室を利用した無菌製剤処理を行わせるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、当該無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者は、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師の行う無菌製剤処理の業務に係る適正な管理を確保するため、事前に、当該無菌調剤室を有する薬局の薬局開設者の協力を得て、指針の策定、当該薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(平二六厚労令八・追加)

第十一条の九 薬局開設者は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋によらない場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師に販売又は授与の目的で調剤させてはならない。

2 薬局開設者は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除き、その薬局で調剤に従事する薬剤師にこれを変更して調剤させてはならない。

(平二六厚労令八・追加)

第十一条の十 薬局開設者は、その薬局で調剤に従事する薬剤師が処方箋中に疑わしい点があると認める場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師をして、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤させてはならない。

(平二六厚労令八・追加)

第十一条の十一 薬局開設者は、調剤の求めがあつた場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師にその薬局で調剤させなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、この限りでない。

(平二六厚労令八・追加)

(試験検査の実施方法)

第十二条 薬局開設者は、薬局の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、薬局の管理者に行わせなければならない。ただし、当該薬局の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると薬局の管理者が認めた場合には、薬局開設者は、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関(以下「登録試験検査機関」という。)を利用して試験検査を行うことができる。

2 薬局開設者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、薬局の管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

(昭五五厚令三四・追加、昭六二厚令二九・一部改正、平九厚令二九・旧第十一条の二繰上、平一二厚令一二七・平一三厚労令四九・平一六厚労令六〇・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第十一条繰下、平二一厚労令一〇・一部改正)

(薬局の管理に関する帳簿)

第十三条 薬局開設者は、薬局に当該薬局の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 薬局の管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該薬局の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3 薬局開設者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(昭五五厚令三四・追加、平九厚令二九・旧第十一条の三繰上、平一六厚労令一一二・旧第十一条の二繰下)

(医薬品の購入等に関する記録)

第十四条 薬局開設者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項(第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品(以下「医療用医薬品」という。)(体外診断用医薬品を除く。))である場合に限る。)を書面に記載しなければならない。

一 品名

二 一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群に付される番号(以下「ロット番号」という。)(ロットを構成しない医薬品については製造番号)

三 使用の期限

四 数量

五 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日

六 購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者(以下「購入者等」という。)の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。)

七 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。)

八 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

2 薬局開設者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可又は届出に係る許可証又は届書の写し(以下「許可証等の写し」という。)その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該薬局開設者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

3 薬局開設者は、薬局医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品(以下この項において「薬局医薬品等」という。)を販売し、又は授与したとき(薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したときを除く。第五項及び第六項並びに第百四十六条第三項、第五項及び第六項において同じ。)は、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一 品名

二 数量

三 販売又は授与の日時

四 販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに法第三十六条の四第一項若しくは第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行つた薬剤師の氏名

五 薬局医薬品等を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の四第一項若しくは第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

4 薬局開設者は、第一項の書面を、記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければならない。

5 薬局開設者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

一 品名

二 数量

三 販売又は授与の日時

四 販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名

五 第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

- 6 薬局開設者は、医薬品を販売し、又は授与したときは、当該医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

(昭五五厚令五〇・追加、平五厚令二六・一部改正、平九厚令二九・旧第十一条の四繰上、平一二厚令一二七・平一五厚令八九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十一条の三繰下・一部改正、平二六厚令八・平二九厚令一〇六・令二厚令一五五・一部改正)

(薬局医薬品の貯蔵等)

第十四条の二 薬局開設者は、薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)を調剤室(薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)第一条第一項第十号に規定する調剤室をいう。)以外の場所に貯蔵し、又は陳列してはならない。ただし、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所以外の場所に貯蔵する場合は、この限りでない。

(平二六厚令八・全改、平二九厚令一〇六・令二厚令一五五・一部改正)

(医薬品を陳列する場所等の閉鎖)

第十四条の三 薬局開設者は、開店時間のうち、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。

- 2 薬局開設者は、開店時間のうち、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間は、薬局製造販売医薬品陳列区画(薬局等構造設備規則第一条第一項第十号の二に規定する薬局製造販売医薬品陳列区画をいう。以下同じ。)、要指導医薬品陳列区画(同項第十一号口に規定する要指導医薬品陳列区画をいう。以下同じ。))又は第一類医薬品陳列区画(同項第十二号口に規定する第一類医薬品陳列区画をいう。以下同じ。))を閉鎖しなければならない。ただし、鍵をかけた陳列設備(同項第十号の二に規定する陳列設備をいう。以下同じ。))に薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場合は、この限りでない。

- 3 薬局開設者は、薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖しなければならない。

(平二六厚令八・全改、平二九厚令九六・平二九厚令一〇六・令二厚令一五五・一部改正)

(薬局における従事者の区別等)

第十五条 薬局開設者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者(その薬局において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第十五条の八第一項において同じ。)であることが容易に判別できるようその薬局に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

- 2 薬局開設者は、第四百四十条第一項第二号又は第四百九条の二第一項第二号に規定する登録販売者以外の登録販売者(次項、第四百四十七条の二及び第四百九条の六において「研修中の登録販売者」という。)が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。

- 3 薬局開設者は、研修中の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者(研修中の登録販売者を除く。)の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

(平二六厚令八・全改、平二六厚令九二・令三厚令一三二・令五厚令六一・一部改正)

(濫用等のおそれのある医薬品の販売等)

第十五条の二 薬局開設者は、薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品のうち、濫用等のおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するもの(以下「濫用等のおそれのある医薬品」という。)を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。

イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢

ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況

ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由

ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項

- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

(平二六厚令八・全改)

(使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止)

第十五条の三 薬局開設者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

(平二六厚令八・全改)

(競売による医薬品の販売等の禁止)

第十五条の四 薬局開設者は、医薬品を競売に付してはならない。

(平二六厚労令八・全改)

(薬局における医薬品の広告)

第十五条の五 薬局開設者は、その薬局において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

2 薬局開設者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

(平二六厚労令八・全改)

(特定販売の方法等)

第十五条の六 薬局開設者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一 当該薬局に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。

二 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示すること。

三 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二类医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。

四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

(平二六厚労令八・全改)

(指定第二类医薬品の販売等)

第十五条の七 薬局開設者は、指定第二类医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二类医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の七に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(平二六厚労令八・全改、令二厚労令一五五・一部改正)

(実務の証明及び記録)

第十五条の八 薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

3 薬局開設者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(平二六厚労令八・全改、平二六厚労令九二・一部改正)

(業務経験の証明及び記録)

第十五条の九 薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

3 薬局開設者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(平二六厚労令八・全改、平二六厚労令九二・一部改正)

(視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置)

第十五条の十 薬局開設者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

(平二六厚労令八・全改)

(健康サポート薬局の表示)

第十五条の十一 薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。

(平二八厚労令一九・追加)

(薬局開設者の法令遵守体制)

第十五条の十一の二 薬局開設者は、次に掲げるところにより、法第九条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる薬局の管理者の権限を明らかにすること。

イ 薬局に勤務する薬剤師その他の従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、薬局の管理に関する権限

二 次に掲げる法第九条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

- イ 薬局の管理に関する業務その他の薬局開設者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、薬局開設者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
- ロ 薬局開設者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、薬局開設者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の薬局開設者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第九条の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。

- イ 薬局開設者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
- ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
- ハ 薬局開設者が二以上の許可を受けている場合にあっては、当該許可を受けている全ての薬局において法第九条の二による法令遵守体制が確保されていることを確認するために必要な措置
- ニ ハの場合であつて、二以上の薬局の法令遵守体制を確保するために薬局開設者(薬局開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この二において同じ。)を補佐する者を置くときは、次に掲げる措置
 - (1) 薬局開設者を補佐する者が行う業務を明らかにすること。
 - (2) 薬局開設者を補佐する者が二以上の薬局の法令遵守体制を確保するために薬局の管理者から必要な情報を収集し、当該情報を薬局開設者に速やかに報告するとともに、当該薬局開設者からの指示を受けて、薬局の管理者に対して当該指示を伝達するための措置
 - (3) 薬局開設者が二以上の薬局の法令遵守体制を確保するために薬局開設者を補佐する者から必要な情報を収集し、薬局開設者を補佐する者に対して必要な指示を行うための措置
- ホ 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、第十四条に規定する薬局開設者の義務が履行されるために必要な措置
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
(令三厚労令一五・追加)

(薬局における登録販売者の継続的研修)

第十五条の十一の三 薬局開設者は、その薬局において業務に従事する登録販売者に、研修を毎年度受講させなければならない。

2 前項の研修を実施しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 研修の実施場所

3 前項の届出を行つた者(以下この条において「研修実施機関」という。)が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。

一 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が十二時間以上であること。

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策
- ヘ リスク区分等の変更があつた医薬品
- ト その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

二 前号イからトまでに掲げる事項を教授するのに適当な講師を有すること。

三 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。

4 研修実施機関は、研修の修了者に修了証を交付するものとする。

5 研修実施機関は、研修の実施に必要な経費に充てるため、受講者から負担金を徴収することができる。この場合、負担金は実費に相当する額でなければならない。

6 研修実施機関は、第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から三十日以内に厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 研修実施機関は、研修の実施に関する業務の全部又は一部を廃止し、休止し、又は休止した業務を再開しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

(令三厚労令一三三(令四厚労令四三)・追加)

(調剤された薬剤の販売等)

第十五条の十二 薬局開設者は、法第九条の三の規定により、調剤された薬剤につき、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

- 一 法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
- 二 当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第九条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬剤を販売し、又は授与させること。
- 三 法第九条の四第五項の規定による情報の提供又は指導のため必要があると認めるときは、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を確認した後に、当該薬剤を販売し、又は授与させること。
- 四 当該薬剤を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連絡先を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

(平二六厚労令八・全改、平二八厚労令一九(平二八厚労令四五)・旧第十五条の十一繰下、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等)

第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

- 一 当該薬局内において薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所、居宅等において調剤の業務を行う場合若しくは薬剤師法第二十二条ただし書に規定する特別の事情がある場合におけるその調剤の業務を行う場所又は次項第一号に規定するオンライン服薬指導を行う場合における当該薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所において行わせること。
 - 二 当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。
 - 三 当該薬剤を使用しようとする者が患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳(別表第一を除き、以下単に「手帳」という。)を所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。
 - 四 当該薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
 - 五 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。
 - 六 当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 2 法第九条の四第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該薬剤を使用しようとする者の求めに応じて、この項に定める方法により行われる法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導(以下この号及び次号において「オンライン服薬指導」という。)を行わせる場合であつて、当該薬剤師が、当該オンライン服薬指導を行うことが困難な事情の有無を確認した上で、当該オンライン服薬指導を行うことができるとその都度責任をもつて判断するときに行われること。
 - 二 次に掲げる事項について、薬剤を使用しようとする者に対して明らかにした上で行われること。
 - イ 情報通信に係る障害が発生した場合における当該障害の程度、服用に当たり複雑な操作が必要な薬剤を当該薬剤を使用しようとする者に対してはじめて処方する場合における当該者の当該薬剤に関する理解の程度等のオンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項
 - ロ オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項
- 3 法第九条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、薬剤師法第二十五条に規定する事項が記載されている調剤された薬剤の容器又は被包を用いて、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に情報の提供を行わせる場合には、第一号から第四号までに掲げる事項を記載することを要しない。
- 一 当該薬剤の名称
 - 二 当該薬剤の有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称。以下同じ。)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨。以下同じ。)
 - 三 当該薬剤の用法及び用量
 - 四 当該薬剤の効能又は効果
 - 五 当該薬剤に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
 - 六 その他当該薬剤を調剤した薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 4 法第九条の四第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 5 法第九条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 年齢

- 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
 - 三 性別
 - 四 症状
 - 五 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名
 - 六 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
 - 七 授乳しているか否かの別
 - 八 当該薬剤に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
 - 九 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否かの別並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況
 - 十 その他法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項
(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・旧第十五条の十三繰上・一部改正、平二八厚労令一九(平二八厚労令四五)・旧第十五条の十二繰下、平二九厚労令一〇六・令二厚労令五二・令二厚労令一五五・令三厚労令五・令三厚労令一五・令四厚労令六五・令四厚労令一三七・一部改正)
- 第十五条の十四 薬局開設者は、法第九条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 一 当該薬剤の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
 - 二 当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
 - 三 当該薬剤を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。
 - 四 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・旧第十五条の十四繰上・一部改正、平二八厚労令一九(平二八厚労令四五)・旧第十五条の十三繰下、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)
- 第十五条の十四の二 法第九条の四第五項の厚生労働省令で定める場合は、当該薬剤の適正な使用のため、情報の提供又は指導を行う必要があるとその薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師が認める場合とする。
- 2 前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければならない。
 - 一 第十五条の十三第五項第一号から第九号までに掲げる事項
 - 二 当該薬剤の服薬状況
 - 三 当該薬剤を使用する者の服薬中の体調の変化
 - 四 その他法第九条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行うために把握が必要な事項
 - 3 薬局開設者は、法第九条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
 - 一 当該薬剤の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
 - 二 当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
 - 三 当該薬剤を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。
 - 四 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
(令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・一部改正)
- 第十五条の十四の三 法第九条の四第六項の規定により、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に記録させなければならない事項は、次のとおりとする。
- 一 法第九条の四第一項、第四項又は第五項の規定による情報の提供及び指導を行つた年月日
 - 二 前号の情報の提供及び指導の内容の要点
 - 三 第一号の情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名
 - 四 第一号の情報の提供及び指導を受けた者の氏名及び年齢
- 2 薬局開設者は、前項の記録を、その記載の日から三年間、保存しなければならない。
(令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・一部改正)
(薬局における掲示)

第十五条の十五 法第九条の五の規定による掲示(次条に規定するものを除く。)は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。

2 法第九条の五の厚生労働省令で定める事項(次条に規定するものを除く。)は、別表第一の二のとおりとする。

(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・旧第十五条の十五繰上・一部改正、平二八厚労令一九・旧第十五条の十四繰下、平二九厚労令九六・令三厚労令一五・一部改正)

(薬剤師不在時間の掲示)

第十五条の十六 法第九条の五の規定による掲示のうち、薬剤師不在時間に係るものは、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(平二九厚労令九六・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(地域連携薬局等の掲示)

第十五条の十六の二 認定薬局開設者は、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- 一 地域連携薬局等である旨
- 二 地域連携薬局等の機能に係る説明

(令三厚労令五・追加)

(変更の届出)

第十六条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 薬局開設者の氏名(薬局開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。)又は住所
- 二 薬局の構造設備の主要部分
- 三 通常の営業日及び営業時間
- 四 薬局の管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
- 五 薬局の管理者以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
- 六 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
- 七 当該薬局において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類
- 八 当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分(特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。)

2 法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。ただし、前項第四号の薬局の管理者が再教育研修命令を受けた者であるときは、薬剤師法第八条の二第三項の再教育研修修了登録証を提示し、又はその写しを添付するものとする。

3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。)に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 第一項第一号に掲げる薬局開設者の氏名に係る届書 薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書)
- 二 第一項第一号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- 三 第一項第四号又は第五号に掲げる事項に係る届書(新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者が薬局開設者である場合を除く。) 雇用契約書の写しその他薬局開設者の新たに管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者となつた者に対する使用関係を証する書類

(昭三九厚令四・昭四〇厚令四三・昭四三厚令二一・昭四四厚令一七・昭六〇厚令二六・平元厚令四五・平二厚令三〇・平六厚令七七・平八厚令二一・平九厚令二九・平一一厚令七四・平一二厚令一七・平一三厚令一六四・平一七厚令二五・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十二条繰下・一部改正、平二〇厚令六二・平二一厚令一〇・平二三厚令一五〇・平二六厚令八・平二六厚令八七・令三厚令一五・一部改正)

第十六条の二 法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 薬剤師不在時間の有無
- 二 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 三 特定販売の実施の有無
- 四 第一条第四項各号に掲げる事項
- 五 健康サポート薬局である旨の表示の有無

- 2 法第十条第二項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。
- 3 当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合に於ては、前項の届書には、第一条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 4 当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合に於ては、第二項の届書には、当該薬局が、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えなければならない。

(平二六厚労令八・追加、平二八厚労令一九・平二九厚労令九六・一部改正)

(地域連携薬局等の変更の届出)

第十六条の三 認定薬局開設者は、次に掲げる事項を変更したときは、三十日以内に、様式第六による届書を提出することにより、認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 認定薬局開設者の氏名(認定薬局開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。)及び住所
 - 二 専門医療機関連携薬局に於ては、法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師の氏名
- 2 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 前項第一号に掲げる認定薬局開設者の氏名に係る届書 認定薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(認定薬局開設者が法人であるときは、登記事項証明書)
 - 二 前項第一号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
 - 三 前項第二号に掲げる事項に係る届書(新たに法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師となつた者が認定薬局開設者である場合を除く。) 雇用契約書の写しその他の認定薬局開設者の新たに法第六条の三第二項第二号に規定する薬剤師となつた者に対する使用関係を証する書類
- 3 認定薬局開設者は、その薬局の名称を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第六による届書を提出することにより、認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(令三厚労令五・追加)

(取扱処方箋数の届出)

第十七条 令第二条の十三ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 前年において業務を行つた期間が三箇月未満である場合
 - 二 前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行つた日数で除して得た数が四十以下である場合
- 2 令第二条の十三の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。
- (昭三九厚令四・追加、平五厚令二六・平九厚令二九・平一〇厚令四六・平一二厚令三八・平一二厚令一七・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第十二条の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令三厚労令五・一部改正)

(休廃止等の届書の様式)

第十八条 薬局を廃止し、休止し、又は休止した薬局を再開した場合における法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

(平一六厚労令一一二・旧第十三条繰下・一部改正、平二六厚労令八・一部改正)

第二章 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業及び製造業

(平一六厚労令一一二・章名追加、平二六厚労令八七・改称)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業の許可の申請)

第十九条 法第十二条第一項の医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。)、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可を受けようとする者は、同条第二項の規定により、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事(薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局に於ては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第四項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十六条第一項、第四十八条第一項、第七十条第一項及び第二項、第九十九条第三項、第二百十三条第一項並びに第二百二十八条の二十二において同じ。)に提出するものとする。

- 2 法第十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 二 許可の種類
- 三 医薬品等総括製造販売責任者の住所及び資格
- 四 法第十七条第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、当該薬剤師以外の技術者を補佐する薬剤師(以下「医薬品等総括製造販売責

任者補佐薬剤師」という。)の氏名及び住所並びに医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師が薬剤師である旨

3 法第十二条第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
 - 二 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
 - 三 申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあっては、当該製造販売業の許可証の写し
 - 四 申請者以外の者がその医薬品等総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医薬品等総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類
 - 五 医薬品等総括製造販売責任者が法第十七条第一項に規定する者であることを証する書類
 - 六 法第十七条第一項ただし書第一号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、当該医薬品等総括製造販売責任者が第八十六条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イからハまでに掲げる者であることを証する書類
 - 七 法第十七条第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、当該医薬品等総括製造販売責任者が第八十六条第一項第三号イ又はロに掲げる者であることを証する書類、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く理由を記載した書類、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の雇用契約書の写しその他の製造販売業者の医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師に対する使用関係を証する書類並びに医薬品等総括製造販売責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画
- 4 法第十二条第三項各号に掲げる書類のうち、申請等の行為の際第一項の申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しないものとする。

5 法第十二条第二項の申請については、第九条の規定を準用する。

(平一六厚労令一一二(平一七厚労令二五)・追加、平二三厚労令一五〇・平二六厚労令八・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(製造販売業の許可証の様式)

第二十条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証は、様式第十によるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(製造販売業の許可証の書換え交付の申請)

第二十一条 令第五条第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加)

(製造販売業の許可証の再交付の申請)

第二十二条 令第六条第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加)

(製造販売業の許可の更新の申請)

第二十三条 法第十二条第四項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請は、様式第十一による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

3 第一項において申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令元厚労令七〇・令三厚労令一五・一部改正)

(製造販売業の許可台帳の記載事項)

第二十四条 令第八条第一項に規定する法第十二条第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 許可の種類
- 三 製造販売業者の氏名及び住所
- 四 医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所(以下この章において「主たる機能を有する事務所」という。)の名称及び所在地
- 五 医薬品等総括製造販売責任者の氏名及び住所
- 六 法第十七条第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所

七 当該製造販売業者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合にあっては、当該許可の種類及び許可番号

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(法第十二条の二第二項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者)

第二十四条の二 法第十二条の二第二項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令三厚労令一五・追加)

(製造業の許可の区分)

第二十五条 法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

- 一 令第八十条第二項第三号イ、ハ及びニに規定する医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの
- 二 放射性医薬品(前号に掲げるものを除く。)の製造工程の全部又は一部を行うもの
- 三 無菌医薬品(無菌化された医薬品をいい、前二号に掲げるものを除く。以下同じ。)の製造工程の全部又は一部を行うもの(第五号に掲げるものを除く。)
- 四 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く。)
- 五 前二号に掲げる医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

2 法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬部外品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

- 一 無菌医薬部外品(無菌化された医薬部外品をいう。以下同じ。)の製造工程の全部又は一部を行うもの(第三号に掲げるものを除く。)
- 二 前号に掲げる医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く。)
- 三 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

3 法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める化粧品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

- 一 化粧品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く。)
 - 二 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの
- (令三厚労令一五・追加)

(製造業の許可の申請)

第二十六条 法第十三条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けようとする者は、同条第三項の規定により、様式第十二による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあっては正本一通及び副本二通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあっては正本一通)を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事(薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあっては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条並びに第百条第三項において同じ。)に提出するものとする。

2 法第十三条第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造所の名称及び所在地
 - 二 許可の区分
 - 三 医薬品製造管理者又は医薬部外品責任技術者の住所及び資格
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
 - 二 申請者以外の者がその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者に対する使用関係を証する書類
 - 三 医薬品製造管理者が薬剤師若しくは第八十八条に掲げる者であること又は医薬部外品等責任技術者が第九十一条に掲げる者であることを証する書類
 - 四 製造所の構造設備に関する書類
 - 五 製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類
 - 六 放射性医薬品を取り扱おうとするとき(厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。)は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
 - 七 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあっては、当該製造業の許可証又は登録証の写し
- 4 法第十三条第三項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事(その)」とあるのは、「地方厚生局長又は都道府県知事(薬局製造販売医薬品を製造する薬局にあっては、その)」と読み替へる。

は、その」と読み替えるものとする。

- 5 法第十三条第六項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(昭三九厚令四四・昭五三厚令三二・昭五八厚令三三・昭六〇厚令二六・昭六一厚令一五・平元厚令四五・平六厚令二七・平七厚令三九・平八厚令二一・平八厚令五三・平九厚令二九・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・平一三厚令一六四・平一六厚令三九・平一七厚令二五・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十四条繰下・一部改正、平一七厚令一〇一・平二三厚令一五〇・平二六厚令八・平二六厚令八七・一部改正、令三厚令一五・旧第二十五条繰下・一部改正)

(製造業の許可証の様式)

第二十七条 医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可証は、様式第十三によるものとする。

(平一二厚令三八・全改、平一六厚令一一二・旧第十五条繰下・一部改正、平二六厚令八七・一部改正)

(製造業の許可証の書換え交付の申請)

第二十八条 令第十二条第二項の申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)は、様式第三によるものとする。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(平一二厚令三八・追加、平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十六条の二繰下・一部改正)

(製造業の許可証の再交付の申請)

第二十九条 令第十三条第二項の申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)は、様式第四によるものとする。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(平一二厚令三八・追加、平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十六条の三繰下・一部改正)

(製造業の許可の更新の申請)

第三十条 法第十三条第四項の医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可の更新の申請は、様式第十四による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

(平一六厚令一一二・追加、平二六厚令八七・令元厚令七〇・令三厚令一五・一部改正)

(製造業の許可の区分の変更等の申請)

第三十一条 法第十三条第八項の医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとする者は、同条第九項において準用する同条第三項の規定により、様式第十五による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出するものとする。

- 2 法第十三条第九項において準用する同条第三項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を經由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 許可証

二 変更又は追加に係る製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類

三 変更し、又は追加しようとする許可の区分に係る製造所の構造設備に関する書類

(平一六厚令一一二・追加、平二六厚令八七・令三厚令一五・一部改正)

(製造業の許可台帳の記載事項)

第三十二条 令第十五条第一項に規定する法第十三条第一項及び第八項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 許可の区分

三 製造業者の氏名及び住所

四 製造所の名称及び所在地

五 当該製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の氏名及び住所

六 当該製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対する製造業の許可又は許可の更新に係る調査の申請)

第三十三条 法第十三条の二第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に法第十三条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する調査を行わせることとしたときは、令第十六条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十三条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第十六による申請書を当該申請に係る品目の法第十三条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請書に添付して、地方厚生局長を経由して行うものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第十六条の四繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(機構による製造業の許可又は許可の更新に係る調査の結果の通知)

第三十四条 法第十三条の二第四項の規定による調査の結果の通知は、地方厚生局長に対し、様式第十七による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第十六条の五繰下・一部改正)

(登録によつては行うことができない保管)

第三十四条の二 法第十三条の二の二第一項に規定する厚生労働省令で定める保管は、次のとおりとする。

一 最終製品(他の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所に出荷されるものを除く。)の保管

二 令第八十条第二項第三号イからニまでに掲げる医薬品の製造工程における保管

(令三厚労令一五・追加)

(保管のみを行う製造所に係る登録の申請)

第三十四条の三 法第十三条の二の二第一項の医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請を行おうとする者は、同条第三項の規定により、様式第十七の二による申請書を令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出するものとする。

2 法第十三条の二の二第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所の名称及び所在地

二 医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の住所及び資格

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

二 申請者以外の者がその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者であるときは、雇用契約書の写しその他の申請者のその医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者に対する使用関係を証する書類

三 医薬品製造管理者が薬剤師若しくは第八十八条に掲げる者であること又は医薬部外品等責任技術者が第九十一条若しくは第九十一条の二に掲げる者であることを証する書類

四 登録を受けようとする保管のみを行う製造所の場所を明らかにした図面

五 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は登録証の写し

4 法第十三条の二の二第三項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 法第十三条の二の二第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保管のみを行う製造所に係る製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令三厚労令一五・追加)

(保管のみを行う製造所に係る登録証の様式)

第三十四条の四 令第十六条の三第一項の登録証は、様式第十七の三によるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付の申請)

第三十四条の五 令第十六条の四第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付の申請)

第三十四条の六 令第十六条の五第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(保管のみを行う製造所に係る登録証の更新の申請)

第三十四条の七 法第十三条の二の二第四項の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請は、様式第十七の四による申請書を令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る登録の登録証を添えなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

(保管のみを行う製造所に係る登録台帳の記載事項)

第三十四条の八 令第十六条の七第一項に規定する法第十三条の二の二第一項の登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 保管のみを行う製造所に係る製造業者の氏名及び住所
- 三 保管のみを行う製造所の名称及び所在地
- 四 当該保管のみを行う製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の氏名及び住所
- 五 当該保管のみを行う製造所に係る製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等外国製造業者の認定の区分)

第三十五条 法第十三条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品の医薬品等外国製造業者の認定の区分は、次のとおりとする。

- 一 令第八十条第二項第三号イ、ハ及びニに規定する医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの
- 二 放射性医薬品(前号に掲げるものを除く。)の製造工程の全部又は一部を行うもの
- 三 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの(第五号に掲げるものを除く。)
- 四 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く。)
- 五 前二号に掲げる医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

2 法第十三条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬部外品の医薬品等外国製造業者の認定の区分は、次のとおりとする。

- 一 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの(第三号に掲げるものを除く。)
- 二 前号の無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く。)
- 三 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等外国製造業者の認定の申請)

第三十六条 法第十三条の三第一項の医薬品等外国製造業者の認定を受けようとする者は、同条第三項において準用する法第十三条第三項の規定により、様式第十八による申請書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

2 法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造所の名称及び所在地
- 二 認定の区分
- 三 製造所の責任者の氏名及び住所

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 製造所の責任者の履歴書
- 二 製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類
- 三 製造所の構造設備に関する書類
- 四 放射性医薬品を取り扱おうとするとき(厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。)は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
- 五 当該外国製造業者が存する国が医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可、製造業の許可、製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し

4 法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第六項において準用する法第五条第三項への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により医薬品等外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平一七厚労令一〇一・平一九厚労令四一・平二六厚労令八七・一部改正、令三厚労令一五・旧第三十五条繰下・一部改正)

(準用)

第三十七条 法第十三条の三第一項若しくは同条第三項において準用する法第十三条第八項の認定又は法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第四項の認定の更新については、第二十七条から第三十四条までの規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証	医薬品等外国製造業者の認定証
	様式第十三	様式第十九
第二十八条第一項	第十二条第二項	第十八条の二第二項
	地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通	正副二通
第二十八条第二項	地方厚生局長	厚生労働大臣
第二十九条第一項	第十三条第二項	第十八条の三第二項
	地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通	正副二通
第二十九条第二項	地方厚生局長	厚生労働大臣
第三十条第一項	法	法第十三条の三第三項において準用する法
	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可	規定による法第十三条の三第一項の認定（以下「医薬品等外国製造業者の認定」という。）
	様式第十四	様式第二十
	地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事	正副二通）を厚生労働大臣
第三十条第二項	許可の許可証	認定の認定証
第三十一条第一項	法	法第十三条の三第三項において準用する法
	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可	医薬品等外国製造業者の認定
	追加の許可	追加の認定
	同条第九項	法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第九項
	様式第十五	様式第二十一
	地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通）を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事	正副二通）を厚生労働大臣

第三十一条第二項各号列記以外の部分	法	法第十三条の三第三項において準用する法
	当該申請書の提出先とされた地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長	厚生労働大臣
第三十一条第二項第一号	許可証	認定証
第三十一条第二項第三号	許可	認定
第三十二条各号列記以外の部分	第十五条第一項に規定する法第十三条第一項及び第八項の許可	第十八条の五に規定する法第十三条の三第一項及び同条第三項において準用する法第十三条第八項の認定
第三十二条第一号	許可番号及び許可年月日	認定番号及び認定年月日
第三十二条第二号	許可	認定
第三十二条第三号	製造業者	医薬品等外国製造業者
第三十二条第五号	医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者	責任者
第三十二条第六号	製造業者	医薬品等外国製造業者
	製造業の許可又は登録	医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定又は医療機器等外国製造業者の登録
	製造業の許可の区分及び許可番号	認定の区分及び認定番号
第三十三条第一項	第十三条の二第一項	第十三条の三第三項において準用する法第十三条の二第一項
	第十三条第七項	第十三条の三第三項において準用する法第十三条第七項
	第十三条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可	第十三条の三第一項若しくは同条第三項において準用する法第十三条第八項の認定又は法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第四項の認定
第三十三条第二項	第十三条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可	第十三条の三第一項若しくは同条第三項において準用する法第十三条第八項の認定又は法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第四項の認定
	、地方厚生局長を経由して行う	行う
第三十四条	法	法第十三条の三第三項において準用する法
	地方厚生局長	厚生労働大臣

(平一六厚労令一―二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録の申請)

第三十七条の二 法第十三条の三の二第一項の医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録の申請を行おうとする者は、同条第二項において準用する法第十三条の二の二第三項の規定により、様式第二十一の二による申請書(正副二通)を機構を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

2 法第十三条の三の二第二項において準用する法第十三条の二の二第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、製造所の名称及び所在地とする。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 保管のみを行う製造所の責任者の履歴書

二 登録を受けようとする保管のみを行う製造所の場所を明らかにした図面

三 当該外国製造業者が存する国が医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可、製造業の許可若しくは製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し

4 法第十三条の三の二第二項において準用する法第十三条の二の二第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保管のみを行う製造所に係る医薬品等外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令三厚労令一五・追加)

(準用)

第三十七条の三 法第十三条の三の二第一項の登録又は同条第二項において準用する法第十三条の二の二第四項の登録の更新については、第三十四条の四から第三十四条の八までの規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条の四	第十六条の三第一項	第十八条の七
	様式第十七の三	様式第二十一の三
第三十四条の五	第十六条の四第二項	第十八条の八第二項
第三十四条の六	第十六条の五第二項	第十八条の九第二項
第三十四条の七第一項	法	法第十三条の三の二第二項において準用する法
	保管のみを行う製造所	医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所
	様式第十七の四	様式第二十一の四
	令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事	機構を経由して厚生労働大臣
第三十四条の八各号列記以外の部分	第十六条の七第一項に規定する法第十三条の二の二第一項	第十八条の十一に規定する法第十三条の三の二第一項
第三十四条の八第二号	製造業者	医薬品等外国製造業者
第三十四条の八第四号	医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者	責任者
第三十四条の八第五号	製造業者	医薬品等外国製造業者
	製造業の許可又は登録	医薬品等外国製造業者の認定若しくは登録、医療機器等外国製造業者の登録又は再生医療等製品外国製造業者の認定
	製造業の許可の区分及び許可番号	認定の区分及び認定番号

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認の申請)

第三十八条 法第十四条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認の申請は、様式第二十二による申請書(厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通)を提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている厚生労働大臣若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 当該品目に係る製造販売業の許可証の写し

二 法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第十四条の三第一項第二号に規定する医薬品であることを明らかにする書類その他必要な書類

(昭三七厚令四一・昭五三厚令三二・昭五八厚令三三・平六厚令二七・平八厚令二一・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第十七条繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合)

第三十九条 法第十四条第二項第三号ハ(同条第十五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

- 2 法第十四条第二項第三号ハの化粧品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る化粧品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合及び申請に係る化粧品に含有されている成分が法第六十一条第四号の規定による名称の記載を省略しようとする成分として不適当な場合とする。

(昭五五厚令一一・追加、平九厚令二九・平一二厚令一二五・平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十八条の二繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・一部改正)

(承認申請書に添付すべき資料等)

第四十条 法第十四条第三項(同条第十五項において準用する場合及び法第十四条の二の二第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定により第三十八条第一項又は第四十六条第一項の申請書に添付しなければならない資料は、次の各号に掲げる承認の区分及び申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の有効成分の種類、投与経路、剤形等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

一 医薬品についての承認 次に掲げる資料

イ 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料

ロ 製造方法並びに規格及び試験方法等に関する資料

ハ 安定性に関する資料

ニ 薬理作用に関する資料

ホ 吸収、分布、代謝及び排泄^{せつ}に関する資料

ヘ 急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、遺伝毒性、催奇形性その他の毒性に関する資料

ト 臨床試験等の試験成績に関する資料

チ 法第五十二条第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報に関する資料

二 医薬部外品についての承認 次に掲げる資料

イ 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料

ロ 物理的・化学的性質並びに規格及び試験方法等に関する資料

ハ 安定性に関する資料

ニ 安全性に関する資料

ホ 効能又は効果に関する資料

三 化粧品についての承認 次に掲げる資料

イ 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料

ロ 物理的・化学的性質等に関する資料

ハ 安全性に関する資料

- 2 前項の規定にかかわらず、法第十四条第三項の規定により第三十八条第一項又は第四十六条第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合、法第十四条第五項の規定により臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととされた場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。ただし、法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められる医薬品については、当該新医薬品の再審査期間中は、当該新医薬品の承認申請において資料を添付することを要しないとされたもの以外は、医学薬学上公知であると認められない。

- 3 第一項各号に掲げる資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

- 4 申請者は、申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品がその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、これを厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 5 第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は都道府県知事が申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の承認のための審査につき必要と認めて当該医薬品、医薬部外品又は化粧品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

(昭五五厚令一一・追加、昭五八厚令三三・平八厚令五三・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一五厚令八九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十八条の三繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

(緊急承認に係る医薬品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予)

第四十条の二 厚生労働大臣は、申請者が法第十四条の二の二第一項の規定による法第十四条の承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、前条第一項第一号イ及びハからヘまで並びにチに掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

(令四厚労令八四・追加)

(特例承認に係る医薬品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予)

第四十一条 厚生労働大臣は、申請者が法第十四条の三第一項の規定による法第十四条の承認を受けて製造販売しようとする医薬品について、第四十条第一項第一号イからへまで及びチに掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

(平八厚令五三・追加、平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十八条の四繰下・一部改正、平二六厚令八七・令四厚令八四・一部改正)

(厚生労働大臣の定める基準に従つて資料が収集され、かつ、作成される医薬品)

第四十二条 法第十四条第三項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める医薬品は、法第十四条第一項に規定する医薬品(人又は動物の皮膚に貼り付けられる医薬品、薬局製造販売医薬品、令第八十条の規定により承認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた医薬品及び専ら動物のために使用することが目的とされている医薬品を除く。)とする。

(平九厚令二九・追加、平一二厚令三八・平一二厚令一二七・平一五厚令八九・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十八条の四の二繰下・一部改正、平二一厚令一〇・平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・一部改正)

(申請資料の信頼性の基準)

第四十三条 法第十四条第三項後段(同条第十五項において準用する場合及び法第十四条の二の二第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する資料は、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十一号)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十八号)及び医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十一号)に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

- 一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。
- 二 前号の調査又は試験において、申請に係る医薬品についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。
- 三 当該資料の根拠になった資料は、法第十四条第一項又は第十五項の承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

(平一七厚令三七・全改、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

第四十四条 削除

(平二六厚令八七)

(原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料)

第四十五条 法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第一項の登録証の写し及び当該原薬等についての法第八十条の六第一項の登録を受けた者(以下「原薬等登録業者」という。)との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第十四条第三項の資料のうち、第四十条第一項第一号ロからニまでに掲げる資料の一部に代えることができる。

(平一六厚令一一二・追加、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・一部改正)

(臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととすることができるとき)

第四十五条の二 法第十四条第五項(同条第十五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の厚生労働省令で定めるときは、法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請に係る医薬品が希少疾病用医薬品、先駆的医薬品又は特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものである場合であつて、当該医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な人数を対象とする臨床試験(以下「検証的臨床試験」という。)の実施が困難であるとき又はその実施に相当の時間を要すると判断されるときとする。ただし、法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請に係る医薬品の有効性及び安全性を評価することが可能な臨床試験の試験成績又はこれに代わる資料が存在しないときは、この限りでない。

(令二厚令一五五・追加、令三厚令一五・一部改正)

(臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする場合の手続)

第四十五条の三 法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請をしようとする者は、臨床試験の試験成績に関する資料のうち検証的臨床試験の試験成績に係るものの添付を要しないこととすることを申し出ることができる。

- 2 前項の申出は、第三十八条第一項又は第四十六条第一項の申請書に前条の規定に該当する事実に関する資料を添付して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 3 厚生労働大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付資料により法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請に係る医薬品が前条に規定するときに該当すると認めるときは、法第十四条第五項の規定に基づき、臨床試験の試験成績に関する資料のうち検証的臨床試験の試験成績に係るものの添付を要しないこととすること（次項において「検証的臨床試験の試験成績の提出免除」という。）ができる。
- 4 厚生労働大臣は、第三十八条第一項又は第四十六条第一項の申請書及び第四十条第一項、第四項又は第五項の規定により提出された添付資料により法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請に係る医薬品が前条に規定するときに該当すると認めるときは、法第十四条第五項の規定に基づき、検証的臨床試験の試験成績の提出免除ができる。
- 5 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の調査を行わせることとした場合における第二項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。
（令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正）
（医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料の提出に係る手続）
- 第四十五条の四 法第十四条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により条件を付した法第十四条第一項又は第十五項の承認（以下「医薬品条件付き承認」という。）を受けた者は、法第十四条の四第一項各号に定める期間を超えない範囲内において厚生労働大臣が指定する期間内に、様式第二十二の二による申請書に添えて資料を提出しなければならない。
- 2 厚生労働大臣が法第十四条第十三項の調査のため必要と認めて当該医薬品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、医薬品条件付き承認を受けた者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。
（令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・一部改正）
（法第十四条第十二項前段の厚生労働大臣に提出すべき資料）
- 第四十五条の五 前条第一項の申請書に添付する資料については、第五十九条第一項及び第三項の規定を準用する。ただし、第六十三条第二項の規定による報告に際して提出した資料の概要その他当該医薬品の効能又は効果及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する資料は不要とする。
（令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・一部改正）
（法第十四条第十二項後段の厚生労働省令で定める医薬品）
- 第四十五条の六 法第十四条第十二項後段の厚生労働省令で定める医薬品については、第六十条の規定を準用する。
（令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・一部改正）
（法第十四条第十二項後段の資料の信頼性の基準）
- 第四十五条の七 法第十四条第十二項後段（同条第十五項において準用する場合を含む。）の資料の収集及び作成については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十五項の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の四第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。
（令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正）
（承認事項の一部変更の承認）
- 第四十六条 法第十四条第十五項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第二十三による申請書（厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通）を提出することによつて行うものとする。
- 2 法第十四条の三第一項の規定により法第十四条第十五項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第三十八条第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。
（昭五三厚令三二・昭五五厚令一一・平五厚令三六・平六厚令二七・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第十九条繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正）
（承認事項の軽微な変更の範囲）
- 第四十七条 法第十四条第十五項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。
- 一 当該品目の本質、特性及び安全性に影響を与える製造方法等の変更
 - 二 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
 - 三 用法若しくは用量又は効能若しくは効果に関する追加、変更又は削除
 - 四 前各号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのあるもの
- （平一六厚令一一二・追加、平二六厚令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正）
（軽微な変更の届出）
- 第四十八条 法第十四条第十六項の規定による届出は、様式第二十四による届書（正副二通）を厚生労働大臣（令第八十条の規定により法第十四条第十六項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事）に提出することによつて行うものとする。
- 2 前項の届出は、法第十四条第十五項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。

3 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に同項に規定する医薬品審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣(令第八十条の規定により法第十四条第十六項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあっては、都道府県知事)」とあるのは、「機構」とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(承認台帳の記載事項)

第四十九条 令第十九条第一項に規定する法第十四条第一項及び第十五項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 承認番号及び承認年月日
- 二 承認を受けた者の氏名及び住所
- 三 承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
- 四 当該品目の製造所の名称及び所在地
- 五 当該品目の製造所が受けている製造業者の許可の区分及び許可番号、医薬品等外国製造業者の認定の区分及び認定番号又は保管のみを行う製造所に係る登録番号
- 六 当該品目の名称
- 七 当該品目の成分及び分量
- 八 当該品目の効能、効果又は使用目的
- 九 当該品目の用法及び用量
- 十 当該品目の規格及び試験方法

(昭三七厚令四一・昭三九厚令四四・昭五八厚令三三・一部改正、平五厚令三六・旧第二十一条繰上、平七厚令四・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十条繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(医薬品等適合性調査の申請)

第五十条 法第十四条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)若しくは第九項又は第十四条の二の二第二項(医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下この章において「医薬品等適合性調査」という。)の申請は、様式第二十五による申請書を厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあっては、都道府県知事)に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 医薬品等適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
- 二 医薬品等適合性調査に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

3 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に医薬品等適合性調査を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあっては、都道府県知事)」とあるのは、「機構」とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(医薬品等適合性調査の結果の通知)

第五十一条 医薬品等適合性調査実施者(令第二十三条に規定する医薬品等適合性調査実施者をいう。)が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者(同条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。)又は医薬品等承認権者(同条に規定する医薬品等承認権者をいう。)に対して行う医薬品等適合性調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によって行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(医薬品等適合性調査台帳の記載事項)

第五十二条 令第二十四条第一項に規定する医薬品等適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 調査結果及び結果通知年月日
- 二 当該品目の名称
- 三 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所
- 四 承認番号及び承認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。)
- 五 製造所の名称及び所在地
- 六 製造業者又は医薬品等外国製造業者の氏名及び住所

七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日、医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所に係る登録番号及び登録年月日

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(医薬品等適合性調査を行わない承認された事項の変更)

第五十三条 令第二十五条第一項の厚生労働省令で定める変更は、当該品目の用法、用量、効能又は効果に関する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(医薬品等区分適合性調査の申請)

第五十三条の二 法第十四条の二第二項の規定による調査(以下「医薬品等区分適合性調査」という。)の申請は、様式第二十六の二による申請書を厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあっては、都道府県知事)に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一 医薬品等区分適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二 医薬品等区分適合性調査に係る製造業者及び製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

3 厚生労働大臣が法第十四条の二の三の規定により機構に医薬品等区分適合性調査を行わせることとした場合における第一項の適用については、同項中「厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該調査の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあっては、都道府県知事)」とあるのは、「機構」とする。

(令三厚労令一五・追加、令四厚労令八四・一部改正)

(医薬品等区分適合性調査の結果の通知)

第五十三条の三 医薬品等区分適合性調査実施者(令第二十六条の二に規定する医薬品等区分適合性調査実施者をいう。)が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者(令第二十三条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。)又は医薬品等承認権者(同条に規定する医薬品等承認権者をいう。)に対して行う医薬品等区分適合性調査の結果の通知は、様式第二十六の三による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第五十五条第三項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(資料の提出の請求等)

第五十三条の四 法第十四条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者に対し、法第十四条第七項若しくは第九項、法第十四条の二第二項又は第十四条の二の二第二項(医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の調査に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを報告し、又は提出しなければならない。

(令三厚労令一五・追加、令四厚労令八四・一部改正)

(医薬品等基準確認証の交付)

第五十三条の五 基準確認証(法第十四条の二第三項の基準確認証をいう。以下この条から第五十三条の八までにおいて同じ。)は、様式第二十六の四によるものとする。

2 基準確認証の交付を受けた者は、当該基準確認証と同一の内容(有効期間を除く。)を証する別の有効な基準確認証を保有している場合にあっては、これを返納するものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等基準確認証の書換え交付の申請)

第五十三条の六 令第二十六条の四第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等基準確認証の再交付の申請)

第五十三条の七 令第二十六条の五第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等区分適合性調査台帳の記載事項)

第五十三条の八 令第二十六条の六第一項に規定する医薬品等区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 調査結果及び調査結果通知年月日

二 製造所の名称及び所在地

三 製造業者又は医薬品等外国製造業者の氏名及び住所

四 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日、医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所の登録番号及び登録年月日

五 法第十四条第八項に規定する製造工程の区分

六 調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数

七 基準確認証を交付した場合にあつては、その番号

(令三厚労令一五・追加)

(緊急承認を受けた医薬品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告)

第五十三条の九 法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付した法第十四条の承認を受けた医療用医薬品につき当該承認を受けた者が行う法第十四条の二の二第四項の調査は、当該期限(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの)までの期間、当該医療用医薬品の副作用等の発現状況その他の使用の成績等(外国で使用される物であつて当該医療用医薬品と成分が同一のもの(以下この条において「成分同一物」という。))がある場合には、当該物に係るものを含む。)について行うものとする。

2 法第十四条の二の二第四項の規定による厚生労働大臣に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該医療用医薬品又は成分同一物(以下この項において「当該医療用医薬品等」という。)の名称

二 承認年月日及び承認番号(成分同一物にあつては、当該外国において製造又は販売することが認められた年月日)

三 調査期間及び調査症例数

四 当該医療用医薬品等の出荷数量

五 調査結果の概要及び解析結果

六 当該医療用医薬品等の副作用等の種類別発現状況

七 当該医療用医薬品等の副作用等の発現症例一覧

八 当該医療用医薬品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該医療用医薬品等の適正な使用のために行われた措置

九 当該医療用医薬品等の添付文書

十 当該医療用医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該医療用医薬品の適正な使用のために必要な情報

3 前項の報告は、当該調査に係る医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して半年(厚生労働大臣が指示する医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後七十日(第一項の調査により得られた資料が邦文以外で記載されている場合においては、三月)以内に行わなければならない。

(令四厚労令八四・追加)

(機構に対する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請)

第五十四条 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

2 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条第六項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)の調査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて第四十二条に規定するものに係る法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

3 前二項の申請は、様式第二十七による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請書に添付して行うものとする。

4 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の二の二第二項(法第十四条第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて第四十二条に規定するものに係る法第十四条の二の二第一項の規定による法第十四条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

5 前項の申請は、様式第二十七による申請書を機構に提出することによつて行うものとする。

6 法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う法第十四条の承認のための審査及び同条第六項(同条第十五項において準用する場合を含む。)並びに法第十四条の二の二第二項(法第十四条第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査(次条において「医薬品等審査等」という。)については、第四十条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第十四条第六項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の調査」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

7 厚生労働大臣が法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の調査を行わせることとしたときは、医薬品条件付き承認を受けた者は、機構に令第二十七条第一項に規定する医薬品であつて当該医薬品条件付き承認に係るものに係る当該調査の申請をしなければならない。

8 前項の申請は、様式第二十七の二による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条第十三項の調査の申請書に添付して行うものとする。

9 法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う法第十四条第十三項の調査については、第四十五条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣が」とあるのは「機構が」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

10 第八項の申請書に添付する資料については、第五十九条第一項及び第三項の規定を準用する。

(平一六厚労令三九・全改、平一六厚労令一一二・旧第二十条の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(機構による医薬品等審査等の結果の通知)

第五十五条 法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医薬品等審査等の結果の通知は、様式第二十八による通知書によつて行うものとする。

2 法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)若しくは第九項又は第十四条の二の二第二項(医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の通知は、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。

3 法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条の二第一項の確認の結果の通知は、様式第二十六の三による通知書によつて行うものとする。

4 法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第十四条第十六項の届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

(平六厚令二七・追加、平七厚令三五・平一二厚令一二七・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十条の三繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(新医薬品等の再審査の申請)

第五十六条 法第十四条の四第一項の規定による同項各号に掲げる医薬品の再審査の申請は、様式第三十による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。

(昭五五厚令一一・追加、平五厚令三六・旧第二十一条の二繰上、平六厚令二七・平七厚令三五・平七厚令三九・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十一条繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(再審査に関する調査期間に係る厚生労働省令で定める医薬品)

第五十七条 法第十四条の四第一項第一号イに規定する厚生労働省令で定める医薬品は、その製造販売の承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。次項及び第五十九条第一項において同じ。)のあつた日後六年を超える期間当該医薬品の副作用によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症(第六十二条及び第六十三条において「副作用等」という。)その他の使用の成績等に関する調査が必要であると認められる希少疾病用医薬品又は先駆的医薬品以外の医薬品とする。

2 法第十四条の四第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める医薬品は、既に製造販売の承認を与えられている医薬品と用法(投与経路を除く。)又は用量が明らかに異なる医薬品であつて有効成分及び投与経路が同一のもの(同号イに掲げる医薬品を除く。)その他既に製造販売の承認を与えられている医薬品との相違が軽微であると認められる医薬品(同号イに掲げる医薬品を除く。)とする。

(平五厚令三六・追加、平六厚令二七・平七厚令三五・平九厚令二九・平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十一条の二繰下・一部改正、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

第五十八条 削除

(平二六厚労令八七)

(再審査申請書に添付すべき資料等)

第五十九条 法第十四条の四第五項の規定により第五十六条の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る医薬品の使用成績に関する資料、第六十三条第二項の規定による報告に際して提出した資料の概要その他当該医薬品の効能又は効果及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する資料とする。ただし、使用成績に関する資料については、添付を必要としない合理的理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、法第十四条の四第一項の再審査の申請をする者は、法第十四条第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む。)に基づき収集及び作成され厚生労働大臣に既に提出された資料については、その添付を要しない。

3 第一項の資料については、第四十条第三項の規定を準用する。

4 法第十四条の四第一項の再審査の申請をする者については、第四十条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

- 5 第一項及び前項において準用する第四十条第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該医薬品の再審査につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(昭五五厚令一一・追加、昭五八厚令三三・平五厚令三六・平六厚令二七・平七厚令三五・平七厚令三九・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一五厚令八九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十一条の三繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・一部改正)

(再審査の調査に係る医薬品の範囲)

第六十条 法第十四条の四第五項後段の厚生労働省令で定める医薬品は、同条第一項各号に掲げる医薬品とする。

(平九厚令二九・追加、平一二厚令一二七・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十一条の三の二繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・一部改正)

(再審査申請資料の信頼性の基準)

第六十一条 法第十四条の四第五項後段の資料については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十五項の承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。))を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の四第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

(平一七厚令三八・全改、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

(新医薬品等の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等)

第六十二条 次の各号に掲げる医薬品(医療用医薬品を除く。))につき法第十四条の承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。第三項において同じ。))を受けた者が行う法第十四条の四第七項の調査は、当該各号に定める期間当該医薬品の副作用等その他の使用の成績等について行うものとする。

- 一 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品 同号に規定する調査期間(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)
 - 二 法第十四条の四第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品 その製造販売の承認を受けた日から同号に規定する厚生労働大臣の指示する期間の開始の日の前日まで
- 2 法第十四条の四第七項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第十四条の五第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 当該医薬品の名称
 - 二 承認番号及び承認年月日
 - 三 調査期間及び調査症例数
 - 四 当該医薬品の出荷数量
 - 五 調査結果の概要及び解析結果
 - 六 副作用等の種類別発現状況
 - 七 副作用等の発現症例一覧
- 3 前項の報告は、当該調査に係る医薬品の製造販売の承認を受けた日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。
- 4 法第十四条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十一による通知書によつて行うものとする。
- (昭五五厚令一一・追加、平五厚令三六・平六厚令二七・平七厚令三五・平七厚令三九・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十一条の四繰下・一部改正、平二六厚令八七・平二九厚令一〇六・令二厚令一五五・令四厚令八四・一部改正)

(安全性定期報告等)

第六十三条 医療用医薬品であつて前条第一項各号に該当するものにつき法第十四条の承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。第三項において同じ。))を受けた者が行う法第十四条の四第七項の調査は、前条第一項各号に定める期間当該医療用医薬品の副作用等の発現状況その他の使用の成績等(外国で使用される物であつて当該医療用医薬品と成分が同一のもの(以下この条において「成分同一物」という。))がある場合には、当該物に係るものを含む。))について行うものとする。

- 2 法第十四条の四第七項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第十四条の五第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第四十五条の四の規定により提出した資料に係る事項は不要とする。
- 一 当該医療用医薬品又は成分同一物(以下この項において「当該医療用医薬品等」という。))の名称
 - 二 承認年月日及び承認番号(成分同一物にあつては、当該外国において製造又は販売することが認められた年月日)

- 三 調査期間及び調査症例数
 - 四 当該医療用医薬品等の出荷数量
 - 五 調査結果の概要及び解析結果
 - 六 当該医療用医薬品等の副作用等の種類別発現状況
 - 七 当該医療用医薬品等の副作用等の発現症例一覧
 - 八 当該医療用医薬品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該医療用医薬品等の適正な使用のために行われた措置
 - 九 当該医療用医薬品等の注意事項等情報
 - 十 当該医療用医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該医療用医薬品の適正な使用のために必要な情報
- 3 前項の報告は、当該調査に係る医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して、二年間は半年以内ごとに、それ以降は一年(厚生労働大臣が指示する医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)以内ごとに、その期間の満了後七十日(第一項の調査により得られた資料が邦文以外で記載されている場合においては、三月)以内に行わなければならない。
- 4 前項に規定する期間の満了日(この項において「報告期限日」という。)が前条第一項各号の期間の満了日以降となる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、法第十四条の四第一項に基づき再審査の申請を行うことをもつて、前条第一項各号の期間の満了日以降に報告期限日が到来する場合における第二項の報告に代えることができる。
- 5 法第十四条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十二による通知書によつて行うものとする。
(平九厚令二九・追加、平一二厚令一二七・平一五厚労令八九・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十一条の四の二繰下・一部改正、平二五厚労令七一・平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)
(機構に対する再審査に係る確認又は調査の申請)
- 第六十四条 法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の四第四項の規定による確認又は同条第六項の規定による調査(以下この条及び次条において「医薬品確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第二十九条に規定する医薬品に係る法第十四条の四第一項の再審査の申請者は、機構に当該医薬品確認等の申請をしなければならない。
- 2 前項の申請は、様式第三十三による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の四第一項の規定による再審査の申請書に添付して行うものとする。
- 3 法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二の三第一項の規定により機構が行う医薬品確認等については、第五十九条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項及び前項において準用する第四十条第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該」とあるのは「機構が」と、「再審査」とあるのは「法第十四条の四第四項の規定による確認又は同条第六項の規定による調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。
(平九厚令二九・追加、平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十一条の四の三繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)
(機構による再審査の医薬品確認等の結果の通知)
- 第六十五条 法第十四条の五第一項において準用する法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医薬品確認等の結果の通知は、様式第三十四による通知書によつて行うものとする。
(平九厚令二九・追加、平一二厚令一二七・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十一条の四の四繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)
(医薬品の再評価の申請等)
- 第六十六条 法第十四条の六の医薬品の再評価の申請は、様式第三十五による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。
- 2 法第十四条の六の医薬品の再評価に際して提出する資料については、第四十条第三項の規定を準用する。
- 3 法第十四条の六の医薬品の再評価の申請をする者については、第四十条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。
- 4 法第十四条の六第四項の厚生労働省令で定める医薬品は、同条第一項の厚生労働大臣の指定に係る医薬品とする。
- 5 法第十四条の六第四項の資料については、第四十三条の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第十四条第一項又は第十五項の承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)」を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第十四条の六の再評価の終了の日」と読み替えるものとする。

(昭五五厚令一一・追加、昭五八厚令三三・平六厚令二七・平七厚令三五・平七厚令三九・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一五厚令八九・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二(平一六厚令一七一)・旧第二十一条の五繰下・一部改正、平一七厚令三八・平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

(医薬品の再評価に係る公示の方法)

第六十六条の二 法第十四条の六第一項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(令二厚令一五五・追加)

(機構に対する再評価に係る確認又は調査の申請)

第六十七条 法第十四条の七第一項において準用する法第十四条の二の三第一項の規定により機構に法第十四条の六第二項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査(以下この条及び次条において「医薬品確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第三十一条に規定する医薬品に係る法第十四条の六第一項の再評価の申請者は、機構に当該医薬品確認等の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第三十六による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の六第一項の規定による再評価の申請書に添付して、厚生労働大臣を経由して行うものとする。

(平一六厚令三九・追加、平一六厚令一一二・旧第二十一条の五の二繰下・一部改正、平二六厚令八七・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

(機構による再評価に係る医薬品確認等の結果の通知)

第六十八条 法第十四条の七第一項において準用する法第十四条の二の三第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医薬品確認等の結果の通知は、様式第三十七による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚令三九・追加、平一六厚令一一二・旧第二十一条の五の三繰下・一部改正、平二六厚令八七・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の変更計画の確認の申請)

第六十八条の二 法第十四条の七の二第一項の変更計画の確認の申請は、様式第三十七の二による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 法第十四条の七の二第一項の変更計画の変更の確認の申請は、様式第三十七の三による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

3 前二項の申請書には、次の各号に掲げる確認の区分に応じて当該各号に定める資料を添えなければならない。

一 医薬品、医薬部外品又は化粧品の変更計画の確認 次に掲げる資料

イ 変更計画

ロ 製造方法等の変更が、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容、方法及び判定基準に関する資料

ハ 変更計画に関連する、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程の稼働性能又は製品の品質を保証するための管理に関する資料

ニ その他変更計画の確認の際に必要な資料

二 医薬品、医薬部外品又は化粧品の変更計画の変更の確認 前号に掲げる資料及び確認を受けた変更計画の写し

4 前項各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の変更計画の確認又は変更計画の変更の確認につき必要と認めて当該医薬品、医薬部外品又は化粧品の試験成績その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 厚生労働大臣が法第十四条の七の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における前四項の規定の適用については、第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣」と、前項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。

(令三厚令一五・追加)

(変更計画の確認を受けることができる場合)

第六十八条の三 医薬品、医薬部外品及び化粧品に係る法第十四条の七の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項の変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。

一 成分及び分量又は本質(有効成分を除く。)

二 製造方法

三 貯蔵方法及び有効期間

四 規格及び試験方法

五 製造販売する品目の製造所

六 原薬の製造所

七 前各号に掲げるもののほか、最終的な製品の有効性及び安全性に影響を与えないと認められる事項

(令三厚令一五・追加)

(変更計画の確認を受けることができない場合)

第六十八条の四 法第十四条の七の二第一項第二号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- 一 法第四十二条第一項又は第二項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
- 二 実施した場合に品質への影響を予測することが困難な新たな製造方法への変更
- 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する重要な変更
- 四 実施の前後において、当該医薬品、医薬部外品又は化粧品品の品質、有効性及び安全性が同等であることを確かめるために品質試験以外の試験を行わなければならないと認められる変更
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該医薬品、医薬部外品又は化粧品品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更
- 六 薬局製造販売医薬品に係る変更
- 七 令第八十条第二項第五号に基づき承認された医薬品又は医薬部外品に係る変更
(令三厚労令一五・追加)

(医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合)

第六十八条の五 法第十四条の七の二第一項第三号ハの医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

- 2 法第十四条の七の二第一項第三号ハの化粧品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る化粧品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合及び申請に係る化粧品に含有されている成分が法第六十一条第四号の規定による名称の記載を省略しようとする成分として不適当な場合とする。

(令三厚労令一五・追加)

(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

第六十八条の六 法第十四条の七の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として厚生労働省令で定めるものは、第四十七条及び第五十三条に規定する変更以外のものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(計画内容の軽微な変更に係る特例)

第六十八条の七 確認された変更計画の変更が軽微な変更であるときは、第六十八条の二の規定にかかわらず、様式第三十七の四による届書(正副二通)に次の各号に掲げる資料を添えて、厚生労働大臣に法第十四条の七の二第一項の変更計画の変更を届け出ることができる。

- 一 変更計画の変更案
- 二 変更理由
- 2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。
 - 一 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造方法又は品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容及び方法の重要な変更
 - 二 前号の試験に係る判定基準を緩和する変更
 - 三 確認された変更計画に含まれる製造工程の稼働性能又は製品の品質を保証するための管理に係る重要な変更
 - 四 その他前各号に掲げる変更とみなされる変更
- 3 厚生労働大臣が法第十四の七の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等変更計画確認台帳の記載事項)

第六十八条の八 令第三十二条の二第一項に規定する医薬品等変更計画確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 確認番号及び確認年月日
- 二 確認を受けた者の氏名及び住所
- 三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
- 四 当該品目の製造所の名称
- 五 当該品目の製造所が受けている製造業者の許可の区分及び許可番号、医薬品等外国製造業者の認定の区分及び認定番号又は保管のみを行う製造所に係る登録番号
- 六 当該品目の名称
- 七 当該品目の成分及び分量
- 八 当該品目の規格及び試験方法

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等適合性確認の申請等)

第六十八条の九 法第十四条の七の二第三項の確認(以下「医薬品等適合性確認」という。)の申請は、様式第三十七の五による申請書を厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該確認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあっては、都道府県知事)に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。
 - 一 医薬品等適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
 - 二 医薬品等適合性確認に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料
- 3 厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該確認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事)は、医薬品等適合性確認をしたときは、様式第三十七の六による通知書を申請者に交付するものとする。
- 4 厚生労働大臣が法第十四条の七の二第八項の規定により機構に医薬品等適合性確認を行わせることとした場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該確認の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされた場合にあつては、都道府県知事)」とあるのは、「機構」とする。

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等適合性確認の結果の通知)

第六十八条の十 医薬品等適合性確認実施者(令第三十二条の五に規定する医薬品等適合性確認実施者をいう。)が同条の規定により医薬品等製造販売業許可権者(令第二十三条に規定する医薬品等製造販売業許可権者をいう。)又は医薬品等変更計画確認権者(令第三十二条の五に規定する医薬品等変更計画確認権者をいう。)に対して行う医薬品等適合性確認の結果の通知は、様式第三十七の七による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第六十八条の十五第二項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品等適合性確認台帳の記載事項)

第六十八条の十一 令第三十二条の六第一項に規定する医薬品等適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 確認結果及び確認結果通知年月日
- 二 当該品目の名称
- 三 当該品目に係る変更計画の確認を受けようとする者又は変更計画の確認を受けた者の氏名及び住所
- 四 変更計画確認番号及び変更計画確認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る変更計画の確認を受けている場合に限る。)
- 五 製造所の名称及び所在地
- 六 製造業者又は医薬品等外国製造業者の氏名及び住所
- 七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日、医薬品等外国製造業者の認定番号及び認定年月日又は保管のみを行う製造所の登録番号及び登録年月日

(令三厚労令一五・追加)

(届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数)

第六十八条の十二 法第十四条の七の二第六項の厚生労働省令で定める日数は、四十日(法第十四条第一項の承認(同条第十五項の承認を受けたときは、最後に受けた第六十八条の三各号に掲げる事項の変更に係る同項の承認)を受けてから第六十八条の三各号に掲げる事項の変更(法第十四条第十五項の承認を受けたときは、最後に受けた同項の承認に係る変更)に係る第四十八条の規定による届出を行つておらず、かつ、変更計画について最後に法第十四条の七の二第一項の規定による確認を受けてから第六十八条の七の規定による届出を行っていない場合は、二十日)(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び土曜日は、算入しない。)とする。

(令三厚労令一五・追加)

(変更計画に従つた変更に係る届出の届書等)

第六十八条の十三 法第十四条の七の二第六項の規定による届出は、様式第三十七の八による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 第六十八条の二第三項第一号ロで示された試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料
 - 二 法第十四条の七の二第三項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に関する書類
 - 三 その他届出に係る変更が変更計画に従つた変更であることの確認の際に必要な資料
- 3 前項第一号及び第三号に規定する資料は、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。
 - 一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。
 - 二 前号の調査又は試験において、届出に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品についてその届出に係る品質、有効性及び安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

- 三 当該資料の根拠となつた資料は、第一項の届書を提出した日から前条に定める日数が経過する日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。
- 4 厚生労働大臣が法第十四条の七の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。
- (令三厚労令一五・追加)
- (機構に対する医薬品等変更計画確認の申請)
- 第六十八条の十四 厚生労働大臣が法第十四条の七の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとしたときは、令第二十七条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る法第十四条の七の二第一項の確認の申請者は、機構に当該確認の申請をしなければならない。
- 2 前項の申請は、様式第三十七の九による申請書を当該申請に係る品目の法第十四条の七の二第一項の確認の申請書に添付して行うものとする。
- (令三厚労令一五・追加)
- (機構による医薬品等変更計画確認の結果等の通知)
- 第六十八条の十五 法第十四条の七の二第九項の規定により読み替えて準用する法第十四条の二の三第六項の規定による法第十四条の七の二第一項の確認の結果の通知は、様式第三十七の十による通知書によつて行うものとする。
- 2 法第十四条の七の二第九項の規定により読み替えて準用する法第十四条の二の三第六項の規定による法第十四条の七の二第三項の確認の結果の通知は、様式第三十七の七による通知書によつて行うものとする。
- 3 法第十四条の七の二第十一項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う届出の状況の通知は、様式第三十七の十一による通知書によつて行うものとする。
- (令三厚労令一五・追加、令四厚労令八四・一部改正)
- (承継の届出)
- 第六十九条 法第十四条の八第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。
- 一 法第十三条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)の許可又は法第十三条の三第一項の認定の申請に際して提出した資料
- 二 法第十四条第一項の承認の申請及び同条第十五項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 三 法第十四条第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する使用の成績に関する資料その他の資料
- 四 法第十四条の二の二第四項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 五 法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 六 法第十四条の四第七項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 七 法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 八 法第十四条の七の二第一項及び第三項の確認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料並びに同条第六項の届出に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 九 法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
- 十 品質管理の業務に関する資料及び情報
- 十一 製造販売後安全管理(法第十二条の二第一項第二号に規定する製造販売後安全管理をいう。以下同じ。)の業務に関する資料及び情報
- 十二 その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報
- 2 法第十四条の八第三項の規定による届出は、様式第三十八による届書(厚生労働大臣に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書には、医薬品等承認取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。
- (昭五八厚令三三・追加、昭六〇厚令二六・平五厚令三六・平六厚令二七・平七厚令三五・平七厚令三九・平九厚令二九・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・平一三厚令三六・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十一条の六繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)
- (製造販売の届出)

- 第七十条 法第十四条の九第一項の規定による届出は、様式第三十九による届書(厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通)を提出することによつて行うものとする。
- 2 法第十四条の九第二項の規定による変更の届出は、様式第四十による届書(厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通)を提出することによ

つて行うものとする。

- 3 法第十四条の十第一項の規定により機構に届け出ることとされている場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副二通」を」とあるのは、「正副二通」を機構に」とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(機構による製造販売の届出の受理に係る通知)

第七十一条 法第十四条の十第二項の規定により厚生労働大臣に対して行う製造販売の届出の受理に係る通知は、様式第四十一による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚労令一一二・追加)

第七十二条から第八十四条まで 削除

(平二六厚労令八七)

(医薬品等総括製造販売責任者の基準)

第八十五条 医薬品の製造販売業者は、法第十七条第一項の規定により、医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために、薬剤師(同項ただし書各号のいずれかに該当する場合であつて、薬剤師以外の技術者をもつて薬剤師に代えるときにあつては、薬剤師以外の技術者)であつて、次の各号に掲げる要件を満たす者を置かなければならない。

- 一 医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
- 二 法第十二条第一項に規定する第一種医薬品製造販売業許可を受けた者が医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせる場合にあつては、医薬品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務その他これに類する業務に三年以上従事した者であること。

(令三厚労令一五・追加)

第八十五条の二 医薬部外品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 薬剤師
 - 二 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校(以下「大学等」という。)で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - 三 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校(以下「旧制中学」という。)若しくは学校教育法に基づく高等学校(以下「高校」という。)又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部外品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
 - 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 2 化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 薬剤師
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(平一六厚労令一一二・追加、平二四厚労令一二〇・平二六厚労令八七・一部改正、令三厚労令一五・旧第八十五条繰下・一部改正)

(薬剤師以外の技術者に行わせることができる医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理)

第八十六条 医薬品の製造販売業者は、法第十七条第一項ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、それぞれ当該各号に掲げる技術者をもつて行わせることができる。

- 一 令第二十条第一項第四号に掲げる医薬品についてのみその製造販売をする場合 イ又はロのいずれかに該当する者
 - イ 生薬の製造又は販売に関する業務(品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務を含む。)において生薬の品種の鑑別等の業務に五年以上従事した者
 - ロ 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 二 医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品であつて、厚生労働大臣が指定するもの(以下「医療用ガス類」という。)についてのみその製造販売をする場合 イからハまでのいずれかに該当する者
 - イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医療用ガス類の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
 - ハ 厚生労働大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

- 三 前二号に掲げる場合以外の場合であつて、薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合 イ
又はロのいずれかに該当する者
イ 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
ロ 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 2 前項第三号に掲げる場合に、医薬品の品質管理及び製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、同号に掲げる技術者をもつて行わせることができる期間は、医薬品等総括製造販売責任者として技術者を置いた日から起算して五年とする。

(平一六厚労令一一二・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(医薬品等総括製造販売責任者の業務及び遵守事項)

第八十七条 法第十七条第四項の医薬品等総括製造販売責任者が行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百三十六号)により医薬品等総括製造販売責任者が行うこととされた業務
- 二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令により医薬品等総括製造販売責任者が行うこととされた業務
- 三 法第十八条の二第一項第一号に規定する医薬品等総括製造販売責任者が有する権限に係る業務
- 2 法第十七条第四項の医薬品等総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 品質管理及び製造販売後安全管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
- 二 法第十七条第三項の規定により製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。
- 三 医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理に関する業務の責任者(以下「医薬品等品質保証責任者」という。)及び医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理に関する業務の責任者(以下「医薬品等安全管理責任者」という。)との相互の密接な連携を図ること。

(令三厚労令一五・全改、令四厚労令八四・一部改正)

(薬剤師以外の技術者に行わせることができる医薬品の製造の管理)

第八十八条 医薬品の製造業者は、法第十七条第五項ただし書の規定により、次の各号に掲げる医薬品の製造の管理について、薬剤師に代え、それぞれ当該各号に掲げる技術者をもつて行わせることができる。

- 一 令第二十条第一項第四号に掲げる医薬品 イ又はロのいずれかに該当する者
イ 生薬の製造又は販売に関する業務(品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務を含む。)において生薬の品種の鑑別等の業務に五年以上従事した者
ロ 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 二 医療用ガス類 イからハまでのいずれかに該当する者
イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医療用ガス類の製造に関する業務に三年以上従事した者
ハ 厚生労働大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 2 前項に定める場合のほか、法第十三条の二の二第一項の登録を受けた医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の製造業者は、法第十七条第五項ただし書の規定により、当該登録に係る製造所の管理について、薬剤師に代え、次の各号のいずれかに該当する技術者をもつて行わせることができる。
- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品の製造に関する業務に三年以上従事した者
- 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(平六厚令二七・追加、平七厚令三九・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十二條繰下・一部改正、令三厚労令一五・一部改正)

(医薬品製造管理者の業務及び遵守事項)

第八十九条 法第十七条第九項の医薬品製造管理者が行う医薬品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十九号)により医薬品製造管理者が行うこととされた業務
- 二 法第十八条の二第三項第一号に規定する医薬品製造管理者が有する権限に係る業務
- 2 法第十七条第九項の医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
- 二 法第十七条第七項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

(令三厚労令一五・全改)

(製造、試験等に関する記録)

第九十条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者は、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間(当該記録に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品に関して有効期間又は使用の期限(以下第百五十二条第二項を除き「有効期間」という。))の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間)保管しなければならない。ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りでない。

(昭五五厚令三一・平六厚令二七・平七厚令三九・平九厚令二九・平一一厚令一七・平一五厚令八
九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十三条繰下・一部改正、平二六厚令八・平二六厚令
八七・一部改正)

(医薬部外品等責任技術者の資格)

第九十一条 医薬部外品の製造業者は、法第十七条第十項の規定により、次の各号のいずれかに該当する責任技術者を、製造所ごとに置かなければならない。ただし、令第二十条第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品を製造する製造所にあつては、薬剤師でなければならない。

- 一 薬剤師
 - 二 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - 三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部外品の製造に関する業務に三年以上従事した者
 - 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 2 化粧品の製造業者は、法第十七条第十項の規定により、次の各号のいずれかに該当する責任技術者を、製造所ごとに置かなければならない。

- 一 薬剤師
 - 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - 三 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造に関する業務に三年以上従事した者
 - 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- (昭三六厚令四四・平六厚令二七・平七厚令三九・平八厚令二一・平一一厚令一七・平一二厚令三
八・平一二厚令一二七・平一三厚令四九・平一六厚令六〇・一部改正、平一六厚令一一二・旧
第二十四条繰下・一部改正、平二四厚令一二〇・平二六厚令八七・令三厚令一五・一部改正)

(保管のみを行う製造所に係る医薬部外品等責任技術者の資格)

第九十一条の二 前条第一項の規定にかかわらず、法第十三条の二の二第一項の登録を受けた医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の製造業者は、当該登録に係る製造所の管理について、前条第一項各号に掲げる技術者に代え、次の各号のいずれかに該当する技術者をもつて行わせることができる。

- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品又は医薬部外品の製造に関する業務に三年以上従事した者
 - 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- (令三厚令一五・追加)

(医薬部外品等責任技術者の業務及び遵守事項)

第九十一条の三 法第十七条第十四項の医薬部外品等責任技術者が行う医薬部外品又は化粧品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 製造管理及び品質管理に係る業務を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。
 - 二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置をとるよう指示すること。
 - 三 法第十八条の二第三項第一号に規定する医薬部外品等責任技術者が有する権限に係る業務
- 2 法第十七条第十四項の医薬部外品等責任技術者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
 - 二 法第十七条第十二項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

(令三厚令一五・追加)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者の遵守事項)

第九十二条 法第十八条第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。
- 二 製造販売しようとする製品の品質管理を適正に行うこと。
- 三 製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。

四 医薬品の製造販売業者(法第十七条第一項ただし書第一号に規定する医薬品についてのみその製造販売をする製造販売業者を除く。)であつて、その医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く場合にあっては、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師を置くこと。

ロ 医薬品等総括製造販売責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置

五 医薬品等総括製造販売責任者、医薬品等品質保証責任者及び医薬品等安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うことができるよう必要な配慮をすること。

六 医薬品等総括製造販売責任者が第八十七条の規定による責務を果たすために必要な配慮をすること。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

第九十二条の二 医薬品の製造販売業者は、店舗販売業者に対し、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品を、配置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与してはならない。

(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・一部改正)

第九十二条の三 薬局製造販売医薬品の製造販売業者である薬局開設者は、当該薬局以外の薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に対して、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与してはならない。

(平二一厚労令一〇・追加)

(医薬品の製造販売後臨床試験の製造販売業者の遵守事項)

第九十三条 医薬品の製造販売業者が、第十四条第一項に規定する医療用医薬品(体外診断用医薬品及び専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて皮膚に貼り付けられるものを除く。)について行う製造販売後臨床試験(医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第二条第一項第三号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下この条において「医薬品の製造販売後臨床試験」という。)の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 医薬品の製造販売後臨床試験の実施に関する医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合するものであること。

二 医薬品の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他医薬品の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医薬品の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。これを変更したときも、同様とする。

三 医薬品の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として、医薬品の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。

(令四厚労令一四〇・全改)

(製造販売のための医薬品、医薬部外品又は化粧品等の輸入に係る手続)

第九十四条 製造販売のために医薬品、医薬部外品又は化粧品等を、業として、輸入しようとする製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

一 法第十四条第一項若しくは第十五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の承認又はその申請

二 法第十四条の九第一項又は第二項の届出

三 法第十九条の二第一項の承認又はその申請

(平二七厚労令一六一・全改、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品等の輸入に係る手続)

第九十五条 製造のために医薬品、医薬部外品又は化粧品等を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

一 法第十四条第一項若しくは第十五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の承認又はその申請

二 法第十四条の九第一項又は第二項の届出

三 法第十九条の二第一項の承認又はその申請

四 法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録

(平二七厚労令一六一・全改、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(製造管理又は品質管理の方法の基準への適合)

第九十六条 医薬品(次に掲げるものを除く。)若しくは医薬部外品(令第二十条第二項の規定により製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものに限る。)の製造業者、法第十三条の三第一項の認定を受けた医薬品等外国製造業者(以下「認定医薬品等外国製造業者」という。)又は法第十三条の三の二第一項の登録を受けた者(以下「登録医薬品等外国製造業者」という。)は、その製造所における

製造管理又は品質管理の方法を、法第十四条第二項第四号の厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

- 一 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされている医薬品(以下「防除用医薬品」という。))のうち、人の身体に直接使用されることのないもの
- 二 専ら滅菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品(以下「滅菌消毒用医薬品」という。))のうち、人の身体に直接使用されることのないもの
- 三 専ら前二号に掲げる医薬品の製造の用に供されることが目的とされている原薬たる医薬品
- 四 生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所において製造される医薬品
- 五 薬局製造販売医薬品
- 六 医療の用に供するガス類のうち、厚生労働大臣が指定するもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、日本薬局方に収められている物のうち、人体に対する作用が緩和なものと
して厚生労働大臣が指定するもの

(平一六厚労令一一二・追加、平二一厚労令一〇・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(薬局製造販売医薬品の製造業者の遵守事項)

第九十六条の二 薬局製造販売医薬品の製造業者である薬局開設者は、当該薬局で調剤に従事する薬剤師に当該薬局における設備及び器具をもつて、薬局製造販売医薬品を製造させなければならない。

2 薬局製造販売医薬品の製造業者である薬局開設者は、当該薬局以外の医薬品の製造販売業者又は製造業者に対して、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与してはならない。

(平二一厚労令一〇・追加)

(製造販売後安全管理業務を委託することができる範囲)

第九十七条 法第十八条第五項の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医薬品、医薬部外品又は化粧品の適正な使用のために必要な情報(以下この章において「安全管理情報」という。))の収集
- 二 安全管理情報の解析
- 三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施
- 四 収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(製造販売後安全管理業務を再委託することができる範囲)

第九十八条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、製造販売後安全管理に係る業務(以下「製造販売後安全管理業務」という。))を受託する者(以下この章において「受託者」という。))に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医薬品の製造販売業者は、機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品に関する製造販売後安全管理業務を当該機械器具等を供給する医療機器の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、医薬品の製造販売業者は、他の医薬品の製造販売業者に医薬品を販売し、又は授与する場合であつて、当該医薬品に関する製造販売後安全管理業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務のうち、前条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。
- 4 医薬品の製造販売業者は、前二項の規定により再委託させる製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務をさらに委託させてはならない。

(平二六厚労令八七・全改)

(処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

第九十八条の二 製造販売業者が処方箋医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この章において同じ。))の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、当該業務の受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 委託する業務(以下この条において「委託安全確保業務」という。))を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
 - 二 委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者(以下この条及び第九十八条の六において「受託安全管理実施責任者」という。))を置いていること。
 - 三 委託安全確保業務に係る次項の手順書その他委託安全確保業務に必要な文書(以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。))の写しを委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。
- 2 製造販売業者は、処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、次に掲げる手順を記載した委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成しなければならない。
- 一 安全管理情報の収集に関する手順
 - 二 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順

- 三 安全確保措置の実施に関する手順
 - 四 受託安全管理実施責任者から医薬品等安全管理責任者への報告に関する手順
 - 五 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第二条第三項に規定する医薬品リスク管理(第九十八条の六第二項第五号において「医薬品リスク管理」という。)に関する手順(市販直後調査に関する手順を含む。)
 - 六 委託の手順
 - 七 委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
 - 八 医薬品等品質保証責任者その他の処方箋医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
 - 九 その他委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順
- 3 製造販売業者は、処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。
- 一 委託安全確保業務の範囲
 - 二 受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全確保業務の範囲に関する事項
 - 三 委託安全確保業務に係る前項各号(第六号を除く。)に掲げる手順に関する事項
 - 四 委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
 - 五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
 - 六 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項
 - 七 第九項の情報提供に関する事項
 - 八 その他必要な事項
- 4 製造販売業者は、処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を医薬品等安全管理責任者に行わせなければならない。
- 一 委託安全確保業務を統括すること。
 - 二 受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること(第九十七条第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。)
 - 三 受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 四 受託者が委託安全確保業務を適正かつ円滑に行っているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
 - 五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、製造販売業者及び医薬品等総括製造販売責任者に文書により報告すること。
- 5 製造販売業者は、市販直後調査に係る業務であつて処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、製造販売後安全管理業務手順書等及び医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第十条第一項(同令第十四条において準用する場合を含む。)に規定する市販直後調査実施計画書(以下「市販直後調査実施計画書」という。)に基づき、次に掲げる業務を医薬品等安全管理責任者に行わせなければならない。
- 一 受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 二 前号の文書を保存すること。
- 6 製造販売業者は、処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第四号に掲げる業務を委託する場合には、当該委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に委託しなければならない。この場合において、製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。
- 一 委託安全確保業務の範囲
 - 二 その他必要な事項
- 7 製造販売業者は、医薬品等安全管理責任者に委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示し、その文書を保存しなければならない。
- 8 製造販売業者は、前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を保存しなければならない。
- 9 製造販売業者は、委託安全確保業務を行う上で必要な情報を受託者に提供しなければならない。
- (平一六厚労令一三四・追加、平一九厚労令五一・平二六厚労令八・平二六厚労令八七・一部改正)
- (処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)
- 第九十八条の三 製造販売業者が処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を委託する場合には、前条(第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号並びに第五項中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令一三四・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(医薬部外品又は化粧品品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

第九十八条の四 製造販売業者が医薬部外品又は化粧品品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を委託する場合には、第九十八条の二第一項第一号及び同条第三項から第九項まで(第三項第二号及び第三号並びに第五項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第四項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び前項」とあるのは「前項」と、同項第二号及び第三号中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と、同条第六項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第七項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令一三四・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(委託安全確保業務に係る記録の保存)

第九十八条の五 前三条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、当該記録を利用しなくなった日から五年間とする。ただし、次に掲げる記録の保存期間はそれぞれ各号に定める期間とする。

- 一 生物由来製品(次号に掲げるものを除く。)に係る記録 利用しなくなった日から十年間
- 二 特定生物由来製品に係る記録 利用しなくなった日から三十年間
- 2 製造販売業者は、前三条の規定にかかわらず、製造販売後安全管理業務手順書等又はあらかじめ定めた文書に基づき、前三条の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

(平一六厚労令一三四・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法)

第九十八条の六 受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合には、当該業務の再受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 再委託する業務(以下この条において「再委託安全確保業務」という。)を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
- 二 再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者(以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。
- 三 再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書(以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。)の写しを再委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。
- 2 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合には、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。
 - 一 安全管理情報の収集に関する手順
 - 二 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
 - 三 安全確保措置の実施に関する手順
 - 四 再受託安全管理実施責任者から受託安全管理実施責任者への報告に関する手順
 - 五 医薬品リスク管理に関する手順(市販直後調査に関する手順を含む。)
 - 六 再委託の手順
 - 七 再委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
 - 八 受託者の医薬品等品質保証責任者又は国内品質業務運営責任者その他の処方箋医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
 - 九 その他再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順
- 3 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合には、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再受託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。
 - 一 再委託安全確保業務の範囲
 - 二 再受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する再委託安全確保業務の範囲に関する事項
 - 三 再委託安全確保業務に係る前項各号(第六号を除く。)に掲げる手順に関する事項
 - 四 再委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
 - 五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
 - 六 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項
 - 七 第九項の情報提供に関する事項
 - 八 その他必要な事項

- 4 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。
- 一 再委託安全確保業務を統括すること。
 - 二 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第九十七条第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
 - 三 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 四 再受託者が再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行っているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
 - 五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、受託者及び受託者の医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者に文書により報告すること。
- 5 委託元である製造販売業者は、受託者が市販直後調査に係る業務であつて処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。
- 一 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 二 前号の文書を保存すること。
- 6 委託元である製造販売業者は、受託者が処方箋医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第四号に掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。
- 一 再委託安全確保業務の範囲
 - 二 その他必要な事項
- 7 委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。
- 8 委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。
- 9 受託者は、再委託安全確保業務を行う上で必要な情報を再受託者に提供しなければならない。
- 10 第九十八条第三項の規定により受託者が製造販売後安全管理業務のうち第九十七条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、委託元である製造販売業者は、必要に応じ、再受託者を直接確認する体制を確保するものとする。

（平二六厚労令八七・追加）

（処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法）

第九十八条の七 受託者が処方箋医薬品以外の医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第九十七条各号に掲げる業務を再委託する場合においては、前条（第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「を受託安全管理実施責任者」とあるのは「を受託者があらかじめ指定する者」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と、同条第五項中「を受託安全管理実施責任者」とあるのは「を受託者があらかじめ指定する者」と、同項第一号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と、同条第七項中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「受託者があらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

（平二六厚労令八七・追加、平二七厚労令一二一・一部改正）

（再委託安全確保業務等に係る記録の保存）

第九十八条の八 前二条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第九十八条の五の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは「受託者」と、「前三条」とあるのは「第九十八条の六及び第九十八条の七」と読み替えるものとする。

（平二六厚労令八七・追加）

（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者の法令遵守体制）

第九十八条の九 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第十八条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる医薬品等総括製造販売責任者の権限を明らかにすること。

- イ 医薬品等品質保証責任者、医薬品等安全管理責任者その他の医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ 医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の廃棄、回収若しくは販売の停止、注意事項等情報等(法第五十二条第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報をいう。)の改訂、医療関係者への情報の提供又は法に基づく厚生労働大臣への報告その他の医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する措置の決定及び実施に関する権限
 - ハ 製造業者、法第十三条の三第一項に規定する医薬品等外国製造業者その他製造に関する業務(試験検査等の業務を含む。)を行う者に対する管理監督に関する権限
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する権限
- 二 次に掲げる法第十八条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。
- イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
 - ロ 製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造販売業者の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第十八条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者に、法第十二条の二第一項各号の厚生労働省令で定める基準を遵守して医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。
- イ 医薬品等総括製造販売責任者
 - ロ 医薬品等品質保証責任者
 - ハ 医薬品等安全管理責任者
 - ニ イからハまでに掲げる者のほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者
- 四 次に掲げる法第十八条の二第一項第四号に規定する措置を講ずること。
- イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ハ 医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に關する情報の収集、医薬品について承認された事項の一部を変更するために必要な手続その他の必要な措置
 - ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置
 - ホ 医薬品の製造販売業者が医療関係者に対して行う医薬品に関する情報提供が客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置(令三厚労令一五・追加)
- (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者の法令遵守体制)
- 第九十八条の十 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第十八条の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 次に掲げる医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者の権限を明らかにすること。
 - イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ イに掲げるもののほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する権限
 - 二 次に掲げる法第十八条の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。
 - イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
 - ロ 製造業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制
 - 三 次に掲げる法第十八条の二第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める者に、法第十四条第二項第四号の厚生労働省令で定める基準を遵守して医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造管理又は品質管理を行わ

せるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 医薬品製造管理者

ロ 医薬部外品等責任技術者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務に従事する者
四 次に掲げる法第十八条の二第三項第四号に規定する措置を講ずること。

イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ 医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に
する情報の収集、当該情報の製造販売業者に対する連絡その他の必要な措置

ニ イからハまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
(令三厚労令一五・追加)

(製造販売業の医薬品等総括製造販売責任者等の変更の届出)

第九十九条 法第十九条第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 製造販売業者の氏名及び住所

二 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

三 製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 医薬品等総括製造販売責任者の氏名及び住所

五 法第十七条第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師
以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所

六 当該製造販売業者が、他の種類の製造販売業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したとき
は、当該許可の種類及び許可番号

2 前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。
ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該
届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる製造販売業者の氏名に係る届書 製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記
載事項証明書(製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書)

二 第一項第三号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に
行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合
は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

三 第一項第四号に掲げる事項に係る届書(新たに医薬品等総括製造販売責任者となつた者が製造販売業者
である場合を除く。) 次のイからニまでに掲げる書類

イ 雇用契約書の写しその他の製造販売業者の新たに医薬品等総括製造販売責任者となつた者に対する使
用関係を証する書類

ロ 新たに医薬品等総括製造販売責任者となつた者が法第十七条第一項に規定する者であることを証する
書類

ハ 法第十七条第一項ただし書第一号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤
師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者が第八十六条第一項第一号イ若しくはロ又
は第二号イからハまでに規定する者であることを証する書類

ニ 法第十七条第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤
師以外の技術者を置くときは、医薬品等総括製造販売責任者が第八十六条第一項第三号イ又はロに規定
する者であることを証する書類、医薬品等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く理由を
記載した書類、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の雇用契約書の写しその他の製造販売業者の新
たに医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師となつた者に対する使用関係を証する書類並びに医薬品等
総括製造販売責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要
な措置に関する計画

四 第一項第五号に掲げる事項に係る届書 次のイ及びロに掲げる書類

イ 雇用契約書の写しその他の製造販売業者の新たに医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師となつた者
に対する使用関係を証する書類

ロ 医薬品等総括製造販売責任者として法第十七条第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置く
ために必要な措置に関する計画

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(製造業の医薬品製造管理者等の変更の届出)

第一百条 法第十九条第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 製造業者若しくは医薬品等外国製造業者(以下この条において「製造業者等」という。)又は医薬品製造
管理者若しくは医薬部外品等責任技術者(医薬品等外国製造業者にあつては、製造所の責任者)(第三項第
二号において「医薬品製造管理者等」という。)の氏名又は住所

- 二 製造業者等が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
 - 三 製造所の名称
 - 四 製造所の構造設備の主要部分
 - 五 製造業者等が他の製造業の許可、認定若しくは登録を受け、又はその製造所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号、当該認定の区分及び認定番号又は当該登録の登録番号
- 2 前項の届出は、様式第六による届書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣若しくは地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 第一項第一号に掲げる製造業者等の氏名に係る届書 製造業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(製造業者等が法人であるときは、登記事項証明書)
 - 二 第一項第一号に掲げる医薬品製造管理者等の氏名に係る届書(新たに医薬品製造管理者等となつた者が製造業者等である場合を除く。) 雇用契約書の写しその他の製造業者等の新たに医薬品製造管理者等となつた者に対する使用関係を証する書類及び新たに医薬品製造管理者となつた者が薬剤師若しくは第八十八条に掲げる者であること又は新たに医薬部外品等責任技術者となつた者が第九十一条若しくは第九十一条の二に掲げる者であることを証する書類
- (昭五八厚令三三・昭六〇厚令二六・昭六一厚令一五・平元厚令四五・平六厚令二七・平八厚令二一・平九厚令二九・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十六条線下・一部改正、平一九厚令四一・平二三厚令一五〇・平二六厚令八七・令三厚令一五・一部改正)

(資料の保存)

第百一条 医薬品等承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

- 一 法第十四条第一項又は第十五項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料 承認(法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項の規定による申請に対する法第十四条の承認)を受けた日から五年間。ただし、法第十四条の四第一項の再審査を受けなければならない医薬品(承認(法第十四条の二の二第一項の条件及び期限を付したものを除く。))を受けた日から再審査が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。)に係る資料にあつては、再審査が終了するまでの期間
 - 二 法第十四条第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する使用の成績に関する資料その他の資料 再審査が終了するまでの期間
 - 三 法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料(前二号に掲げる資料を除く。) 再審査が終了した日から五年間
 - 四 法第十四条の六の医薬品の再評価の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料(前三号に掲げる資料を除く。) 再評価が終了した日から五年間
- (昭五八厚令三三・追加、平六厚令二七・旧第二十六条の二線下・一部改正、平七厚令三五・平七厚令三九・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十六条の二の三線下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

(外国製造医薬品等の製造販売の承認の申請)

第百二条 法第十九条の二第一項の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の承認の申請は、様式第五十三による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申請書に添付すべき資料については、第四十条から第四十一条までの規定を準用する。この場合において、第四十条第四項及び第五項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 申請者が法人であるときは、法人であることを証する書類
 - 二 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、法第十九条の二第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類
 - 三 選任外国製造医薬品等製造販売業者を選任したことを証する書類
 - 四 当該選任外国製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写し

五 法第二十条において準用する法第十四条の三第一項の規定により法第十九条の二第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第十四条の三第一項第二号に掲げる医薬品であることを証する書類その他必要な書類

(昭五八厚令三三・追加、平六厚令二七・平七厚令三九・平八厚令二一・平八厚令五三・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一五厚令三九・平一五厚令八九・平一六厚令三九・平一七厚令二五・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十六条の三繰下・一部改正、平二六厚令八七・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

(外国製造医薬品等の製造販売承認台帳の記載事項)

第百三条 令第十九条に規定する法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十五項の承認に関する台帳に記載する事項は、第四十九条各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所

二 当該選任外国製造医薬品等製造販売業者の受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

(昭五八厚令三三・追加、平五厚令三六・平七厚令四・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十六条の四繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・一部改正)

(選任外国製造医薬品等製造販売業者の遵守事項)

第百四条 選任外国製造医薬品等製造販売業者が遵守すべき事項は、第九十二条各号及び第九十八条の九各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から五年間、保存すること。

二 次のイからホまでに掲げる書類を利用しなくなった日から五年間、保存すること。

イ 外国製造医薬品等特例承認取得者が当該承認を受けた事項を記載した書類

ロ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

ハ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し

ニ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料の写し

ホ 外国製造医薬品等特例承認取得者が法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第四項の規定により厚生労働大臣に報告した事項、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第七項又は第十四条の五第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項、法第六十八条の二十四第一項又は第六十八条の二十五第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した生物由来製品に係る感染症定期報告及び法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項を記載した書類

三 法第六十八条の十第一項又は法第六十八条の十三第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した副作用等に関する事項の根拠となつた資料を、利用しなくなった日から五年間保存すること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

(平一六厚令一一二・追加、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

(選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出)

第百五条 法第十九条の三第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名又は住所

二 選任外国製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

2 法第十九条の三第一項の規定による選任外国製造医薬品等製造販売業者の変更の届出及び前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、選任外国製造医薬品等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合においては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(昭五八厚令三三・追加、平八厚令二一・平一二厚令一二七・平一三厚令三六・平一三厚令一六四・平一六厚令三九・平一七厚令二五・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十六条の七繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・一部改正)

(機構による選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知)

第百五条の二 法第十九条の三第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。

(令二厚令一五五・追加)

(情報の提供)

第百六条 外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

- 一 法第十九条の二第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第十四条第十五項の規定によりその変更があつた場合にあっては、その変更された事項及び変更理由
 - 二 法第十九条の二第五項において準用する法第十四条の二の二第四項の規定により厚生労働大臣に報告した事項
 - 三 法第十九条の二第一項及び同条第五項において準用する法第十四条第十五項の承認の申請に際して提出した資料の写し、法第十九条の四において準用する法第十四条の四第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し並びに法第十九条の四において準用する法第十四条の六第一項の再評価の申請に際して提出した資料の写し
 - 四 法第十九条の四において準用する法第十四条の四第七項又は第十四条の五第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項
 - 五 法第五十条、第五十九条、第六十一条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があつた場合にあってはその変更理由
 - 六 法第五十二条(法第六十条又は第六十二条において準用する場合を含む。)又は第六十八条の十八に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合にあってはその変更理由
 - 七 法第六十九条第一項、第四項、第五項若しくは第六項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造医薬品等製造販売業者が業務を行うために必要な情報
- 2 外国製造医薬品等特例承認取得者は、選任外国製造医薬品等製造販売業者を変更したときは、第百四条第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料及び前項に規定する情報並びに品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造医薬品等製造販売業者から変更後の選任外国製造医薬品等製造販売業者に引き継がせなければならない。
- 3 前項の場合において変更前の選任外国製造医薬品等製造販売業者が法第六十八条の二十二第一項に規定する生物由来製品承認取得者等である場合には、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者は生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造医薬品等製造販売業者に引き渡さなければならない。

(昭五八厚令三三・追加、平七厚令三九・平一五厚労令八九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十六条の八繰下・一部改正、平二三厚労令一五〇・平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(外国製造医薬品等特例承認取得者の業務に関する帳簿)

第百七条 外国製造医薬品等特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造医薬品等製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造医薬品等特例承認取得者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(昭五八厚令三三・追加、平一六厚労令一一二・旧第二十六条の九繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出)

第百八条 令第三十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名又は住所
 - 二 外国製造医薬品等特例承認取得者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員
 - 三 承認を受けた品目を製造する製造所又はその名称
- 2 前項の届出は、品目ごとに様式第五十四の三による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 第一項の届出が、同項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、これを証する書類を、同項第二号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の役員が法第十九条の二第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類を、前項の届書に添えなければならない。

(昭五八厚令三三・追加、平一二厚令三八・平一二厚令一二七・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第二十六条の十繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(機構による外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知)

第百八条の二 令第三十四条第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(外国製造医薬品等特例承認取得者等の申請等の手続)

第百九条 法第十九条の二第一項の承認を受けようとする者又は外国製造医薬品等特例承認取得者の厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造医薬品等製造販売業者が行うものとする。

(昭五八厚令三三・追加、平一二厚令一二七・平一五厚令八九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十六条の十一繰下・一部改正、平二六厚令八七・一部改正)

(外国製造医薬品等特例承認取得者の資料の保存)

第百十条 外国製造医薬品等特例承認取得者については、第百一条の規定を準用する。

2 外国製造医薬品等特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。

3 前項の資料の保存については、第百一条各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。

(昭五八厚令三三・追加、平六厚令二七・平九厚令二九・平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十六条の十二繰下・一部改正、平二六厚令八七・一部改正)

(準用)

第百十一条 法第十九条の二第一項又は同条第五項において準用する法第十四条第十五項の承認については、第三十九条、第四十条の二から第四十八条まで、第五十条及び第五十三条の九から第六十九条までの規定を準用する。この場合において、第四十五条の四第一項中「様式第二十二の二」とあるのは「様式第五十四の四」と、第四十六条第一項中「様式第二十三」とあるのは「様式第五十五」と、第四十八条第一項中「様式第二十四」とあるのは「様式第五十六」と、第五十条第一項中「様式第二十五」とあるのは「様式第五十七」と、第五十四条第三項及び第五項中「様式第二十七」とあるのは「様式第五十八」と、同条第八項中「様式第二十七の二」とあるのは「様式第五十八の二」と、第五十六条中「様式第三十」とあるのは「様式第五十九」と、第六十四条第二項中「様式第三十三」とあるのは「様式第六十」と、第六十六条第一項中「様式第三十五」とあるのは「様式第六十一」と、第六十七条第二項中「様式第三十六」とあるのは「様式第六十二」と、第六十八条の二第一項中「様式第三十七の二」とあるのは「様式第六十二の二」と、同条第二項中「様式第三十七の三」とあるのは「様式第六十二の三」と、第六十八条の七第一項中「様式第三十七の四」とあるのは「様式第六十二の四」と、第六十八条の九第一項中「様式第三十七の五」とあるのは「様式第六十二の五」と、第六十八条の十三第一項中「様式第三十七の八」とあるのは「様式第六十二の六」と、第六十八条の十四第二項中「様式第三十七の九」とあるのは「様式第六十二の七」と、第六十八条の十五第一項中「様式第三十七の十」とあるのは「様式第六十二の八」と、第六十九条第二項中「様式第三十八」とあるのは「様式第六十三」と読み替えるものとする。

(昭五八厚令三三・追加、平五厚令三六・平六厚令二七・平七厚令三五・平八厚令二一・平九厚令二九・平一〇厚令四三・平一二厚令三八・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十六条の十三繰下・一部改正、平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令八四・一部改正)

第百十一条の二 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の九の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「登録販売者として」とあるのは、「第八十五条第二号、第八十五条の二第一項第三号若しくは第二項第三号、第八十六条第一号イ若しくは第二号ロ、第八十八条第一項第一号イ若しくは第二号ロ又は第九十一条第一項第三号若しくは第二項第三号に規定する」と読み替えるものとする。

(平二一厚令一〇・追加、平二六厚令八・平二六厚令八七・平二六厚令九二・令三厚令一五・一部改正)

第百十二条 医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十四条第一項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「三年間、前項の書面を記載の日から二年間」とあるのは、「三年間」と読み替えるものとする。

(昭五五厚令五〇・追加、平九厚令二九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十七条の二繰下・一部改正、平二六厚令八・平二六厚令八七・令二厚令一五五・一部改正)

第百十三条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の十の規定を準用する。この場合において、「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは、「薬剤師」と読み替えるものとする。

(平一三厚令一六四・追加、平一六厚令一一二・旧第二十七条の三繰下・一部改正、平二一厚令一〇・平二六厚令八・一部改正)

第百十四条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者(薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。)については、第三条及び第十八条の規定を準用する。

2 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者(薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。)については、第三条及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第十八条中「届書」とあるのは、「届書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)」と読み替えるものとする。

3 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者については、第三条及び第十八条の規定を準用する。

4 認定医薬品等外国製造業者及び登録医薬品等外国製造業者については、第十八条の規定を準用する。

(昭三九厚令四四・昭五〇厚令四五・昭五三厚令三二・昭五五厚令三四・昭五九厚令二五・昭六一厚令一五・昭六二厚令一四・平三厚令一〇・平七厚令三九・平八厚令二一・平八厚令五三・平九厚令二

九・平一六厚令三八・平一六厚令一二七・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十八条繰下・一部改正、平二六厚令八七・令三厚令一五・一部改正)

第三章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等

(平一六厚令一一二・追加、平二六厚令八七・改称)

第一節 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業

(平二六厚令八七・追加)

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請)

第百十四条の二 法第二十三条の二第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けようとする者は、同条第二項の規定により、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出するものとする。

2 法第二十三条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

二 許可の種類

三 医療機器等総括製造販売責任者の住所及び資格

四 法第二十三条の二の十四第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、当該薬剤師以外の技術者を補佐する薬剤師(以下「医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師」という。)の氏名及び住所並びに医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師が薬剤師である旨

3 法第二十三条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

二 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

三 申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し

四 申請者以外の者がその医療機器等総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器等総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類

五 医療機器等総括製造販売責任者が法第二十三条の二の十四第一項に規定する者であることを証する書類

六 法第二十三条の二の十四第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、当該医療機器等総括製造販売責任者が第百十四条の四十九の二第一項各号に掲げる者であることを証する書類、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く理由を記載した書類、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の雇用契約書の写しその他の製造販売業者の医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師に対する使用関係を証する書類並びに医療機器等総括製造販売責任者として法第二十三条の二の十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画

4 法第二十三条の二第三項各号に掲げる書類のうち、申請等の行為の際第一項の申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しないものとする。

5 法第二十三条の二第二項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(平二六厚令八七・追加、令三厚令一五・一部改正)

(製造販売業の許可証の様式)

第百十四条の三 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証は、様式第十によるものとする。

(平二六厚令八七・追加)

(製造販売業の許可証の書換え交付の申請)

第百十四条の四 令第三十七条の二第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(平二六厚令八七・追加)

(製造販売業の許可証の再交付の申請)

第百十四条の五 令第三十七条の三第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(平二六厚令八七・追加)

(製造販売業の許可の更新の申請)

第百十四条の六 法第二十三条の二第四項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請は、様式第十一による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

3 第一項において申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそ

れがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令元厚労令七〇・令三厚労令一五・一部改正)

(製造販売業の許可台帳の記載事項)

第百十四条の七 令第三十七条の五第一項に規定する法第二十三条の二第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 許可の種類
- 三 製造販売業者の氏名及び住所
- 四 医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所(以下この章において「主たる機能を有する事務所」という。)の名称及び所在地
- 五 医療機器等総括製造販売責任者の氏名及び住所
- 六 法第二十三条の二の十四第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所
- 七 当該製造販売業者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該許可の種類及び許可番号

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(法第二十三条の二の二第二項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者)

第百十四条の七の二 法第二十三条の二の二第二項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令三厚労令一五・追加)

(製造業の登録を受ける製造所の製造工程)

第百十四条の八 法第二十三条の二の三第一項の厚生労働省令で定める製造工程は、次の各号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 医療機器プログラム 設計
- 二 医療機器プログラムを記録した記録媒体たる医療機器 次に掲げる製造工程
 - イ 設計
 - ロ 国内における最終製品の保管
- 三 一般医療機器 次に掲げる製造工程
 - イ 主たる組立てその他の主たる製造工程(設計、滅菌及び保管を除く。第五号ロにおいて同じ。)
 - ロ 滅菌
 - ハ 国内における最終製品の保管
- 四 単回使用の医療機器(一回限り使用できるとされている医療機器をいう。以下同じ。)のうち、再製造(単回使用の医療機器が使用された後、新たに製造販売をすることを目的として、これに検査、分解、洗浄、滅菌その他必要な処理を行うことをいう。以下同じ。)をされたもの(以下「再製造単回使用医療機器」という。) 次に掲げる製造工程
 - イ 設計
 - ロ 使用された単回使用の医療機器の受入、分解及び洗浄等
 - ハ 主たる組立てその他の主たる製造工程(設計、使用された単回使用の医療機器の受入、分解及び洗浄等、滅菌並びに保管を除く。)
 - ニ 滅菌
 - ホ 国内における最終製品の保管
- 五 前各号に掲げる医療機器以外の医療機器 次に掲げる製造工程
 - イ 設計
 - ロ 主たる組立てその他の主たる製造工程
 - ハ 滅菌
 - ニ 国内における最終製品の保管
- 六 放射性医薬品である体外診断用医薬品(以下「放射性体外診断用医薬品」という。) 次に掲げる製造工程
 - イ 設計
 - ロ 反応系に關与する成分の最終製品への充填工程以降の全ての製造工程
- 七 法第二十三条の二の五第一項及び法第二十三条の二の二十三第一項に規定する体外診断用医薬品(前号に掲げるものを除く。) 次に掲げる製造工程
 - イ 設計
 - ロ 反応系に關与する成分の最終製品への充填工程
 - ハ 国内における最終製品の保管

ハ 前二号に掲げる体外診断用医薬品以外の体外診断用医薬品 次に掲げる製造工程

イ 反応系に關与する成分の最終製品への充填工程

ロ 国内における最終製品の保管

(平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令八二・一部改正)

(製造業の登録の申請)

第百十四条の九 法第二十三条の二の三第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者は、同条第二項の規定により、様式第六十三の二による申請書を令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出するものとする。

2 法第二十三条の二の三第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所の名称

二 医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者の住所及び資格

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

二 申請者以外の者がその医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者に対する使用関係を証する書類

三 医療機器責任技術者が第百十四条の五十二に掲げる者であること又は体外診断用医薬品製造管理者が薬剤師であることを証する書類

四 登録を受けようとする製造所の場所を明らかにした図面

五 申請者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可証又は登録証の写し

4 法第二十三条の二の三第二項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 法第二十三条の二の三第四項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(製造業の登録証の様式)

第百十四条の十 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証は、様式第六十三の三によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造業の登録証の書換え交付の申請)

第百十四条の十一 令第三十七条の九第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造業の登録証の再交付の申請)

第百十四条の十二 令第三十七条の十第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造業の登録の更新の申請)

第百十四条の十三 法第二十三条の二の三第三項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請は、様式第六十三の四による申請書を令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る登録の登録証を添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令元厚労令七〇・令三厚労令一五・一部改正)

(製造業の登録台帳の記載事項)

第百十四条の十四 令第三十七条の十二第一項に規定する法第二十三条の二の三第一項の登録に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 製造業者の氏名及び住所

三 製造所の名称及び所在地

四 当該製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者の氏名及び住所

五 当該製造業者が他の製造業の許可又は登録を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号又は登録番号

(平二六厚労令八七・追加)

(医療機器等外国製造業者の登録の申請)

第百十四条の十五 法第二十三条の二の四第一項の医療機器等外国製造業者の登録の申請は、様式第六十三の五による申請書(正副二通)を機構を経由して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 法第二十三条の二の四第二項において準用する法第二十三条の二の三第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所の名称及び所在地

二 登録の区分

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 製造所の責任者の履歴書

二 登録を受けようとする製造所の場所を明らかにした図面
(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(準用)

第百十四条の十六 法第二十三条の二の四第一項の登録については、第百十四条の十から第百十四条の十四までの規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の十	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業	医療機器等外国製造業者
	様式第六十三の三	様式第六十三の六
第百十四条の十一	第三十七条の九第二項	第三十七条の十五第二項
第百十四条の十二	第三十七条の十第二項	第三十七条の十六第二項
第百十四条の十三第一項	法	法第二十三条の二の四第二項において準用する法
	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業	医療機器等外国製造業者
	様式第六十三の四	様式第六十三の七
	令第八十条の規定により当該登録の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事	機構を経由して厚生労働大臣
第百十四条の十四各号列記以外の部分	第三十七条の十二第一項に規定する法第二十三条の二の三第一項	第三十七条の十八に規定する法第二十三条の二の四第一項
第百十四条の十四第二号	製造業者	医療機器等外国製造業者
第百十四条の十四第四号	医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者	責任者
第百十四条の十四第五号	製造業者	医療機器等外国製造業者
	製造業の許可又は登録	医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定又は医療機器等外国製造業者の登録
	製造業の許可の区分及び許可番号	認定の区分及び認定番号

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請)

第百十四条の十七 法第二十三条の二の五第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請は、様式第六十三の八による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 当該品目に係る製造販売業の許可証の写し

二 法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二の八第一項第二号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であることを明らかにする書類その他必要な書類

(平二六厚労令八七・追加)

(医療機器又は体外診断用医薬品として不適当な場合)

第百十四条の十八 法第二十三条の二の五第二項第三号ハ(同条第十五項において準用する場合を含む。)の医療機器又は体外診断用医薬品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(承認申請書に添付すべき資料等)

第百十四条の十九 法第二十三条の二の五第三項(同条第十五項において準用する場合及び法第二十三条の二の六の二第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定により第百十四条の十七第一項又は第百十四条の二十四第一項の申請書に添付しなければならない資料は、次の各号に掲げる承認の区分及び申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の構造、性能等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

一 医療機器についての承認 次に掲げる資料

- イ 開発の経緯及び外国における使用状況等に関する資料
- ロ 設計及び開発の検証に関する資料
- ハ 法第四十一条第三項に規定する基準への適合性に関する資料
- ニ リスクマネジメントに関する資料
- ホ 製造方法に関する資料
- ヘ 臨床試験の試験成績に関する資料又はこれに代替するものとして厚生労働大臣が認める資料
- ト 医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十八号)第二条第一項に規定する製造販売後調査等の計画に関する資料
- チ 法第六十三条の二第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報に関する資料

二 体外診断用医薬品についての承認 次に掲げる資料

- イ 開発の経緯及び外国における使用状況等に関する資料
- ロ 仕様の設定に関する資料
- ハ 安定性に関する資料
- ニ 法第四十一条第三項に規定する基準への適合性に関する資料
- ホ 性能に関する資料
- ヘ リスクマネジメントに関する資料
- ト 製造方法に関する資料
- チ 臨床性能試験の試験成績に関する資料

2 前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二の五第三項の規定により第百十四条の十七第一項又は第百十四条の二十四第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合、法第二十三条の二の五第五項の規定により臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととされた場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。

3 第一項各号に掲げる資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

4 申請者は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品がその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣が申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認のための審査につき必要と認めて当該医療機器又は体外診断用医薬品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(緊急承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予)

第百十四条の十九の二 厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二の六の二第一項の規定による法第二十三条の二の五の承認を受けて製造販売しようとする医療機器又は体外診断用医薬品について、前条第一項第一号イからニまで、ト及びチ又は第二号イからヘまでに掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

(令四厚労令八四・追加)

(特例承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予)

第百十四条の二十 厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二の八第一項の規定による法第二十三条の二の五の承認を受けて製造販売しようとする医療機器又は体外診断用医薬品について、第百十四条の十九第一項第一号イからホまで並びにト及びチ又は第二号イからトまでに掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

(平二六厚労令八七・追加、令四厚労令八四・一部改正)

(厚生労働大臣の定める基準に従つて資料が収集され、かつ、作成される医療機器又は体外診断用医薬品)
第百十四条の二十一 法第二十三条の二の五第三項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、同条第一項に規定する医療機器とする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(申請資料の信頼性の基準)

第百十四条の二十二 法第二十三条の二の五第三項後段(同条第十五項において準用する場合及び法第二十三条の二の六の二第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する資料は、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十七号)、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)及び医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施に関する省令に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

- 一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。
- 二 前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。
- 三 当該資料の根拠になつた資料は、法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認(法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りではない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

(臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととすることができるとき)

第百十四条の二十二の二 法第二十三条の二の五第五項(同条第十五項において準用する場合を含む。次条第三項及び第四項において同じ。)の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- 一 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品、先駆的医療機器若しくは先駆的医薬品又は特定用途医療機器若しくは特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものである場合であつて、当該医療機器若しくは体外診断用医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な人数を対象とする臨床試験若しくは臨床性能試験の実施が困難であるとき又はその実施に相当の時間を要すると判断されるとき
- 二 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品、先駆的医療機器若しくは先駆的医薬品又は特定用途医療機器若しくは特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるもののうち、焼灼^{しやく}その他の物的な機能により人の身体の構造又は機能に影響を与えることを目的とする医療機器又は体外診断用医薬品であつて、臨床試験又は臨床性能試験を実施しなくともその適正な使用を確保することができると認められるとき

(令二厚労令一五五・全改)

(臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととする場合の手続)

第百十四条の二十二の三 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請をしようとする者は臨床試験又は臨床性能試験の試験成績に係るものの添付を要しないこととすることを申し出ることができる。

- 2 前項の申出は、第百十四条の十七第一項又は第百十四条の二十四第一項の申請書に前条の規定に該当する事実に関する資料を添付して厚生労働大臣に提出することによつて行ふものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付資料により法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第二十三条の二の五第五項の規定に基づき、臨床試験又は臨床性能試験の試験成績に係るものの添付を要しないこととすること(以下この条において「臨床試験等の試験成績の提出免除」という。)ができる。
- 4 厚生労働大臣は、第百十四条の十七第一項又は第百十四条の二十四第一項の申請書及び第百十四条の十九第一項、第四項又は第五項の規定により提出された添付資料により法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第二十三条の二の五第五項の規定に基づき、臨床試験等の試験成績の提出免除ができる。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、臨床試験等の試験成績の提出免除をしてはならない。
 - 一 当該医療機器又は体外診断用医薬品の有効性及び安全性を評価することが可能となる臨床試験又は臨床性能試験の試験成績その他必要な資料が存在しないとき
 - 二 その使用及び取扱いに係る条件の設定及び医療機器等リスク管理(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第二条第四項に規定する医療機器等

スク管理をいう。以下同じ。)を実施しても当該医療機器又は体外診断用医薬品の有効性及び安全性を確保することが困難であるとき

6 第三項及び第四項の場合において、申請者は、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用に関連する医学医術に関する学術団体と連携して当該医療機器又は体外診断用医薬品の適正な使用を確保するために必要な基準を作成するための計画を含む医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第九条の三第一項第一号に定める医療機器等リスク管理計画書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)の調査を行わせることとした場合における第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。

(令二厚労令一五五・追加)

(医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料の提出に係る手続)

第百十四条の二十二の四 法第二十三条の二の五第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により条件を付した法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認(以下「医療機器等条件付き承認」という。)を受けた者は、法第二十三条の二の五第十二項の規定により、様式第二十二の二による申請書に添えて資料を提出しなければならない。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の五第十三項の調査のため必要と認めて当該医療機器又は体外診断用医薬品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、医療機器等条件付き承認を受けた者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 医療機器等条件付き承認を受けた者が、法第二十三条の二の九第一項の指定を受けた医療機器又は体外診断用医薬品について、同項の使用成績に関する評価の申請をしたときは、第一項及び第二項の規定による資料が提出されたものとみなす。

(令二厚労令一五五・追加)

(法第二十三条の二の五第十二項前段の厚生労働大臣に提出すべき資料)

第百十四条の二十二の五 前条第一項の申請書に添付する資料については、第百十四条の四十第一項及び第二項の規定を準用する。

(令二厚労令一五五・追加)

(法第二十三条の二の五第十二項後段の厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品)

第百十四条の二十二の六 法第二十三条の二の五第十二項後段の厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品については、第百十四条の四十一の規定を準用する。

(令二厚労令一五五・追加)

(法第二十三条の二の五第十二項後段の資料の信頼性の基準)

第百十四条の二十二の七 法第二十三条の二の五第十二項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)の資料の収集及び作成については、第百十四条の二十二の規定を準用する。この場合において、同条中「法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認(法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。))を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の終了の日」と読み替えるものとする。

(令二厚労令一五五・追加、令四厚労令八四・一部改正)

(原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料)

第百十四条の二十三 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第一項の登録証の写し及び当該原薬等についての原薬等登録業者との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第二十三条の二の五第三項の資料のうち、第百十四条の十九第一項第一号ホ又は第二号トに掲げる資料の一部に代えることができる。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(承認事項の一部変更の承認)

第百十四条の二十四 法第二十三条の二の五第十五項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第六十三の九による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の五第十五項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第百十四条の十七第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(承認事項の軽微な変更の範囲)

第百十四条の二十五 医療機器に係る法第二十三条の二の五第十五項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 使用目的又は効果の追加、変更又は削除

二 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更

- 三 前二号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるもののうち、厚生労働大臣が法第二十三条の二の五第十五項の承認を受けなければならないと認めるもの
- 2 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第十五項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。
- 一 使用目的の追加、変更又は削除
- 二 反応系に関与する成分の追加、変更又は削除
- 三 前二号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるもののうち、厚生労働大臣が法第二十三条の二の五第十五項の承認を受けなければならないと認めるもの
- (平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(軽微な変更の届出)

第百十四条の二十六 法第二十三条の二の五第十六項の規定による届出は、様式第六十三の十による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の届出は、法第二十三条の二の五第十五項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。
- 3 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に同項に規定する医療機器等審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。
- (平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(承認台帳の記載事項)

第百十四条の二十七 令第三十七条の十九に規定する法第二十三条の二の五第一項及び第十五項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 承認番号及び承認年月日
- 二 承認を受けた者の氏名及び住所
- 三 承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
- 四 当該品目の製造所の名称
- 五 当該品目の製造所が受けている製造業者の登録番号又は医療機器等外国製造業者の登録番号
- 六 当該品目の名称
- 七 当該品目の形状、構造及び原理
- 八 当該品目の使用目的又は効果
- 九 当該品目の使用方法

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(医療機器等適合性調査の申請)

第百十四条の二十八 法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項(これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の六の二第二項(医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下この章において「医療機器等適合性調査」という。)の申請は、様式第六十三の十一による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 医療機器等適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
- 二 医療機器等適合性調査に係る製造販売業者及び全ての製造所(法第二十三条の二の三第一項に規定する製造所をいう。以下この章において同じ。)における製造管理及び品質管理に関する資料
- 3 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に適合性調査を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。
- (平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

(医療機器等適合性調査の結果の通知)

第百十四条の二十九 医療機器等適合性調査実施者(令第三十七条の二十三に規定する医療機器等適合性調査実施者をいう。)が同条の規定により医療機器等製造販売業許可権者(同条に規定する医療機器等製造販売業許可権者をいう。以下同じ。)に対して行う医療機器等適合性調査の結果の通知は、様式第六十三の十二による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令二・一部改正)

(医療機器等適合性調査台帳の記載事項)

第百十四条の三十 令第三十七条の二十四に規定する医療機器等適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 調査結果及び結果通知年月日
- 二 当該品目の名称
- 三 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所

四 承認番号及び承認年月日（前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。）

五 当該品目が属する法第二十三条の二の五第八項第一号に規定する区分

六 当該品目を製造する製造所の名称及び所在地

七 当該品目の製造業者又は医療機器等外国製造業者の氏名及び住所

八 前号の製造業者又は医療機器等外国製造業者の登録番号及び登録年月日

九 基準適合証を交付した場合にあつては、その番号

十 第百十四条の三十三第二項に規定する調査結果証明書を交付した場合にあつては、その番号

十一 第百十四条の三十四第二項に規定する調査を行つた場合にあつては、当該調査を行つた旨及び当該調査の対象となつた医療機器又は体外診断用医薬品の該当する同項に規定する区分

（平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令八二・令二厚労令一五五・一部改正）

（医療機器等適合性調査を行わない承認された事項の変更）

第百十四条の三十一 令第三十七条の二十五第一項の厚生労働省令で定める変更は、当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

（平二六厚労令八七・追加）

（製造所が同一でない場合でも医療機器等適合性調査を要しない製造所の製造工程）

第百十四条の三十二 法第二十三条の二の五第八項第二号の厚生労働省令で定める製造工程は、次の各号に掲げるものとする。

一 滅菌

二 最終製品の保管

三 その他厚生労働大臣が適当と認める製造工程

（平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正）

（法第二十三条の二の五第九項の規定による調査が必要な場合）

第百十四条の三十三 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合は、法第二十三条の二の五第九項の規定による書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認（以下この条において「承認」という。）に係る医療機器が、法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し法第二十三条の二の五第九項の規定による書面による調査又は実地の調査を受けなければならないとされた再製造単回使用医療機器である場合

二 承認に係る医療機器が、次のイからトまでのいずれかの区分に該当するものである場合（当該医療機器について有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証又は法第二十三条の二の二十四第一項の基準適合証をいう。以下この条及び第百十四条の四十五の六において同じ。）が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査、法第二十三条の二の十の二第四項の規定による調査又は法第二十三条の二の二十三第四項若しくは第六項の規定による調査（以下この条及び第百十四条の四十五の六において「医療機器等適合性調査等」という。）において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。）

イ 原材料の一部として医薬品又は再生医療等製品が組み込まれたもの

ロ 特定生物由来製品

ハ マイクロマシン（電気その他のエネルギーを利用する医療機器又は体外診断用医薬品であつて、その直径が三ミリメートル以下であり、かつ、その部品の直径が一ミリメートル以下であるものをいう。第四号ロにおいて同じ。）であるもの

ニ 製造工程においてナノ材料（縦若しくは横の長さ又は高さが一ナノメートル以上百ナノメートル以下の物質から成る材料をいう。第四号ハにおいて同じ。）が使用されるもの

ホ 当該医療機器の全てが、最終的に人体に吸収されることが想定されるもの（ロに掲げるものを除く。）

ヘ 特定医療機器

ト 再製造単回使用医療機器

三 承認に係る医療機器が、次のイからニまでのいずれにも該当するものである場合

イ 滅菌医療機器（製造工程において滅菌される医療機器をいう。）であること。

ロ 当該医療機器について有効な基準適合証が交付されていること。

ハ 当該医療機器の滅菌の方法が、ロの基準適合証に係る医療機器等適合性調査等を受けた医療機器の滅菌の方法と異なるものであること。

ニ 当該医療機器の滅菌を行う製造所について、過去五年以内に、当該医療機器の滅菌の方法と同一の滅菌の方法について当該製造所が記載された基準適合証及び次項に規定する調査結果証明書（調査結果が適合であるものに限る。）又は第百十四条の四十五の九第三項の通知書（以下「医療機器等変更計画適合性確認通知書」という。）が交付されていないこと。

四 承認に係る体外診断用医薬品が、次のイからハまでのいずれかの区分に該当するものである場合（当該体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等

適合性調査等において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。)

イ 生物由来製品

ロ マイクロマシンであるもの

ハ 製造工程においてナノ材料が使用されるもの

五 承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品について、次のイからハまでのいずれにも該当するものである場合

イ 当該医療機器又は体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されていること。

ロ 当該医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所のうち、前条各号に掲げる製造工程について、イの基準適合証に記載された製造所(ハにおいて「記載製造所」という。)と同一でない製造所(ハにおいて「例外的製造所」という。)があること。

ハ 過去五年以内に当該例外的製造所(複数ある場合にあつては、それぞれの例外的製造所。以下この号において同じ。)が記載された基準適合証(当該基準適合証に記載された当該例外的製造所に係る製造工程が当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る当該例外的製造所の製造工程を含むものに限る。)及び次項に規定する調査結果証明書(当該調査結果証明書に記載された当該例外的製造所に係る製造工程が当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る当該例外的製造所の製造工程を含み、かつ、調査結果が適合であるものに限る。)又は医療機器等変更計画適合性確認通知書(当該医療機器等変更計画適合性確認通知書に記載された当該例外的製造所に係る製造工程が当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る当該例外的製造所の製造工程を含むものに限る。)が交付されていないこと。

六 承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品について、次のイからハまでのいずれにも該当するものである場合

イ 当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に記載された申請者が、当該承認を受けようとする者と異なる者であること。

ロ イの基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等承認取得者又は医療機器等認証取得者の地位が、法第二十三条の二の十一第一項若しくは第二項又は法第二十三条の三の二第一項若しくは第二項の規定に基づき、当該承認を受けようとする者に承継されていること。

ハ ロの承継があつた日以降、イの基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品と同一の法第二十三条の二の五第八項第一号に規定する区分に属する医療機器又は体外診断用医薬品(当該承継に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所(当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち前条各号に規定するもののみをするものを除く。))が当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所(当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造所において、当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行われている場合に限る。)であるものに限る。)について、この項(第百十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による書面による調査若しくは実地の調査又は法第二十三条の二の十の二第四項の規定による調査が行われていないこと。

七 その他厚生労働大臣が必要と認める場合

2 厚生労働大臣は、再製造単回使用医療機器定期確認調査(前項第一号の調査をいう。)又は追加的調査(前項第二号から第七号までの調査をいう。以下同じ。)を行つたときは、その結果を証するものとして、様式第六十三の十三による証明書(以下「調査結果証明書」という。)を交付するものとする。

3 法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に医療機器等適合性調査を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。

(平二六厚労令八七(平二六厚労令一七八)・追加、平二九厚労令八二・令二厚労令一五五・一部改正)

(基準適合証の交付)

第百十四条の三十四 基準適合証(法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。以下この条から第百十四条の三十六までにおいて同じ。)は、様式第六十三の十四によるものとする。

2 基準適合証の交付にあつては、当該基準適合証に係る法第二十三条の二の五第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による調査が前条第一項第二号イからトまで又は第四号イからハまでのいずれかの区分に該当する医療機器又は体外診断用医薬品に係るものである場合にあつては、併せて、当該区分の特性に応じて必要となる調査を行つた旨を示す書類を交付するものとする。

3 基準適合証の交付を受けた者は、当該基準適合証と同一の内容(有効期間を除く。)を証する別の有効な基準適合証を保有している場合にあつては、これを返納するものとする。

(平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令八二・令二厚労令一五五・一部改正)

(基準適合証の書換え交付の申請)

第百十四条の三十五 令第三十七条の二十六第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(基準適合証の再交付の申請)

第百十四条の三十六 令第三十七条の二十七第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(緊急承認を受けた医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等)

第百十四条の三十六の二 法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付した法第二十三条の二の五の承認を受けた医療機器又は体外診断用医薬品につき当該承認を受けた者が行う法第二十三条の二の六の二第四項の調査は、当該期限(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの)までの期間、当該医療機器又は体外診断用医薬品の不具合によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績等について行うものとする。

2 法第二十三条の二の六の二第四項の規定による厚生労働大臣に対する報告は、当該調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指示した日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する医療機器又は体外診断用医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(令四厚労令八四・追加)

(機構に対する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請)

第百十四条の三十七 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

2 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五第六項後段(同条第十五項において準用する場合を含む。)の調査を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

3 前二項の申請は、様式第六十三の十五による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請書に添付して行うものとする。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の六の二第二項(法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による法第二十三条の二の五第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうかの調査を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であつて第百十四条の二十一に規定するものに係る法第二十三条の二の六の二第一項の規定による法第二十三条の二の五の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

5 前項の申請は、様式第六十三の十五による申請書を機構に提出することによって行うものとする。

6 法第二十三条の二の七第一項の規定により機構が行う法第二十三条の二の五の承認のための審査及び同条第六項(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の六の二第二項(法第二十三条の二の五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査(次条において「医療機器等審査等」という。)については、第百十四条の十九第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第二十三条の二の五第六項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

7 厚生労働大臣が法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の五第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の調査を行わせることとしたときは、医療機器等条件付き承認を受けた者は、機構に令第三十七条の二十九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品であつて当該医療機器等条件付き承認に係るものに係る当該調査の申請をしなければならない。

8 前項の申請は、様式第二十七の二による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の五第十三項の調査の申請書に添付して行うものとする。

9 法第二十三条の二の七第一項の規定により機構が行う法第二十三条の二の五第十三項の調査については、第百十四条の二十二の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣が」とあるのは「機構が」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

10 第八項の申請書に添付する資料は、第百十四条の二十二の五の資料とする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

(機構による医療機器等審査等の結果の通知)

第百十四条の三十八 法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医療機器等審査等の結果の通知は、様式第六十三の十六による通知書によつて行うものとする。

2 法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二の五第七項若しくは第九項(これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の六の二第二項(医療機器又は体外診断用医薬品の品質管理又は製造管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の通知は、様式第六十三の十二による通知書によつて行うものとする。

3 法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二の五第十六項の規定による届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・令四厚労令一四〇・一部改正)

(医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績評価の申請)

第百十四条の三十九 法第二十三条の二の九第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する評価の申請は、様式第六十三の十七による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(使用成績評価申請書に添付すべき資料等)

第百十四条の四十 法第二十三条の二の九第四項の規定により、前条の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料とする。

2 前項に規定する資料については、第百十四条の十九第三項の規定を準用する。

3 法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請をする者については、第百十四条の十九第四項の規定を準用する。

4 第一項及び前項において準用する第百十四条の十九第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する評価につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(使用成績評価の調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品の範囲)

第百十四条の四十一 法第二十三条の二の九第四項後段に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品は、同条第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(使用成績評価申請資料の信頼性の基準)

第百十四条の四十二 法第二十三条の二の九第四項後段に規定する資料については、第百十四条の二十二の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認(法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)」を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは「法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の終了の日」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

(医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等)

第百十四条の四十三 法第二十三条の二の九第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品につき法第二十三条の二の五の承認(法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。次項において同じ。)を受けた者が行う法第二十三条の二の九第六項の調査は、同条第一項に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)当該医療機器又は体外診断用医薬品の不具合によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症その他の使用の成績等について行うものとする。

2 法第二十三条の二の九第六項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第二十三条の二の十第二項前段の規定による機構に対する報告は、当該調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指示した日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する医療機器又は体外診断用医薬品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

3 法第二十三条の二の十第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う前項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十一による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令四厚労令八四・一部改正)

(機構に対する使用成績評価に係る確認又は調査の申請)

第百十四条の四十四 法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に法第二十三条の二の九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査(以下この条及び次条において「医療機器等確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第三十七条の三十一に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請者は、機構に当該医療機器等確認等の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第六十三の十八による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請書に添付して行うものとする。

3 法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第一項の規定により機構が行う医療機器等確認等については、第百十四条の四十第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項及び前項において準用する第百十四条の十九第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該」とあるのは「機構が」と、「使用成績に関する評価」とあるのは「法第二十三条の二の九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(機構による使用成績評価の医療機器等確認等の結果の通知)

第百十四条の四十五 法第二十三条の二の十第一項において準用する法第二十三条の二の七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う医療機器等確認等の結果の通知は、様式第六十三の十九による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令四厚労令八四・一部改正)

(医療機器及び体外診断用医薬品の変更計画の確認の申請)

第百十四条の四十五の二 法第二十三条の二の十の二第一項の変更計画の確認の申請は、様式第六十三の十九の二による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 法第二十三条の二の十の二第一項の変更計画の変更の確認の申請は、様式第六十三の十九の三による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

3 前二項の申請書には、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に掲げる資料を添えなければならない。

一 医療機器(人工知能関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第二項に規定する「人工知能関連技術」をいう。以下同じ。)を活用したものを除く。)の変更計画の確認 次に掲げる資料

イ 変更計画

ロ 設計及び開発の検証方法に関する資料

二 医療機器(人工知能関連技術を活用したものに限る。)の変更計画の確認 第一号に掲げる資料及び次に掲げる資料

イ 変更計画の作成及び実施に関する手順

ロ その他人工知能関連技術の適正かつ円滑な管理に必要な資料

三 体外診断用医薬品の変更計画の確認 次に掲げる資料

イ 変更計画

ロ 設計及び開発の検証方法に関する資料

四 医療機器又は体外診断用医薬品の変更計画の変更の確認 前三号に掲げる確認の区分に応じた資料及び確認を受けた変更計画の写し

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における前三項の規定の適用については、第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。

(令二厚労令一五五・追加)

(変更計画の確認を受けることができる場合)

第百十四条の四十五の三 医療機器に係る法第二十三条の二の十の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項の変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。

一 使用目的又は効果

二 形状、構造及び原理

三 原材料

四 性能及び安全性に関する規格

五 使用方法

六 保管方法

七 有効期間

八 製造方法

九 製造販売する品目の製造所

2 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の十の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項の変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。

一 使用目的

二 形状、構造及び原理

三 反応系に関与する成分

四 品目仕様

五 使用方法

六 保管方法

七 有効期間

八 製造方法

九 製造販売する品目の製造所

(令二厚労令一五五・追加)

(変更計画の確認を受けることができない場合)

第百十四条の四十五の四 医療機器(人工知能関連技術を活用したものを除く。)に係る法第二十三条の二十の二第一項第二号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- 一 法第四十一条第三項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
 - 二 法第四十二条第二項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
 - 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する重要な変更
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該医療機器の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更
- 2 医療機器(人工知能関連技術を活用したものに限る。)に係る法第二十三条の二十の二第一項第二号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。
- 一 法第四十一条第三項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
 - 二 法第四十二条第二項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
 - 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する重要な変更
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該医療機器の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更
- 3 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二十の二第一項第二号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。
- 一 法第四十一条第一項又は第三項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
 - 二 法第四十二条第一項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更

(令二厚労令一五五・追加)

(医療機器又は体外診断用医薬品として不適当な場合)

第百十四条の四十五の五 法第二十三条の二十の二第一項第三号ハの医療機器又は体外診断用医薬品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

(令二厚労令一五五・追加)

(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

第百十四条の四十五の六 法第二十三条の二十の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として厚生労働省令で定めるものは、第百十四条の二十五及び第百十四条の三十一に規定する変更以外の変更にあつて、次の各号のいずれかに該当するもの(法第二十三条の二の五第十五項の承認申請を行う場合を除く。)とする。

- 一 次のいずれにも該当する変更以外の変更
 - イ 変更計画の確認を受けようとする者又は確認を受けた者が既に基準適合証の交付を受けている場合であつて、当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品と同一の製品群区分(法第二十三条の二の五第八項第一号の規定により別に厚生労働省令で定める区分をいう。)に属するものに係る変更
 - ロ 当該変更に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所(当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち第百十四条の三十二各号に規定するもののみをするものを除く。)が、イの基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所(当該変更に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造所において、当該基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行われている場合に限る。)となる変更
- 二 法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し法第二十三条の二の五第九項の規定による書面による調査又は実地の調査を受けなければならないとされた再製造単回使用医療機器に係る変更
- 三 第百十四条の三十三第一項第二号イからトまでのいずれかの区分に該当する医療機器に係る変更(当該医療機器について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査等において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。)
- 四 第百十四条の三十三第一項第三号イからニまでのいずれにも該当する医療機器に係る変更
- 五 第百十四条の三十三第一項第四号イからハまでのいずれかの区分に該当する体外診断用医薬品に係る変更(当該体外診断用医薬品について有効な基準適合証が交付されており、かつ、当該基準適合証に係る医療機器等適合性調査等において、当該区分の特性に応じて必要となる調査が行われていない場合に限る。)
- 六 第百十四条の三十三第一項第五号イからハまでのいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品に係る変更
- 七 第百十四条の三十三第一項第六号イからハまでのいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品に係る変更
- 八 その他厚生労働大臣が必要と認める変更

(令二厚労令一五五・追加)

(計画内容の軽微な変更に係る特例)

第百十四条の四十五の七 確認された変更計画の変更が軽微な変更であるときは、第百十四条の四十五の二の規定にかかわらず、様式第六十三の十九の四による届書(正副二通)に次の各号に掲げる資料を添えて、厚生労働大臣に法第二十三条の二の十の二第一項の変更計画の変更を届け出ることができる。

一 変更計画の変更案

二 変更理由

2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 新たに承認申請が必要となると考えられる医療機器又は体外診断用医薬品の変更

二 医療機器又は体外診断用医薬品の検証実施計画又は適合基準に係る変更

三 前二号に掲げる変更のほか、医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に影響を与える変更

3 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器等変更計画確認台帳の記載事項)

第百十四条の四十五の八 令第三十七条の三十三第一項に規定する医療機器等変更計画確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 確認番号及び確認年月日

二 確認を受けた者の氏名及び住所

三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号

四 当該品目の製造所の名称

五 当該品目の製造所が受けている製造業者の登録番号又は医療機器等外国製造業者の登録番号

六 当該品目の名称

七 当該品目の形状、構造及び原理

八 当該品目の使用目的又は効果

九 当該品目の使用方法

(令二厚労令一五五・追加)

(医療機器等適合性確認の申請等)

第百十四条の四十五の九 法第二十三条の二の十の二第三項の規定による確認(以下「医療機器等適合性確認」という。)の申請は、様式第六十三の十九の五による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一 医療機器等適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二 医療機器等適合性確認に係る全ての製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

3 厚生労働大臣は、医療機器等適合性確認をしたときは、様式第六十三の十九の六による通知書を申請者に通知するものとする。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に医療機器等適合性確認を行わせることとした場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項及び前項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器等適合性確認の結果の通知)

第百十四条の四十五の十 令第三十七条の三十六の規定による医療機器等適合性確認の結果の通知は、様式第六十三の十九の七による通知書によつて行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(医療機器等適合性確認台帳の記載事項)

第百十四条の四十五の十一 令第三十七条の三十四第二項に規定する医療機器等適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 法第二十三条の二の十の二第三項の確認の結果

二 医療機器等適合性確認の通知の年月日及び番号

三 令第三十七条の三十六の規定による医療機器等適合性確認の結果を通知した場合にあつては、その通知の年月日及び番号

(令二厚労令一五五・追加)

(変更計画に従つた変更を届出により行うことが可能な範囲)

第百十四条の四十五の十二 医療機器(人工知能関連技術を活用したものを除く。)に係る法第二十三条の二の十の二第六項の厚生労働省令で定める変更は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第十二条第一項第一号イ(5)から(9)までに掲げる変更とする。

2 医療機器(人工知能関連技術を活用したものに限る。)に係る法第二十三条の二の十の二第六項の厚生労働省令で定める変更は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(5)から(9)までに掲げる変更とする。

3 体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の十の二第六項の厚生労働省令で定める変更は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号ロ(1)及び(4)から(6)までに掲げる変更とする。

(令二厚労令一五五・追加)

(届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数)

第百十四条の四十五の十三 法第二十三条の二の十の二第六項の厚生労働省令で定める日数は、三十日とする。

(令二厚労令一五五・追加)

(変更計画に従った変更に係る届出の届書等)

第百十四条の四十五の十四 法第二十三条の二の十の二第六項の規定による届出は、様式第六十三の十九の八による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書には、変更計画で確認されたとおりの試験の結果が得られたことを示す資料その他変更計画に従った変更の内容を確認できる資料を添付しなければならない。

3 前項に規定する資料は、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

二 前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

三 当該資料の根拠となつた資料は、第一項の届書を提出した日から前条に定める日数が経過する日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りではない。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。

(令二厚労令一五五・追加)

(機構に対する医療機器等変更計画確認の申請)

第百十四条の四十五の十五 厚生労働大臣が法第二十三条の二の十の二第九項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとしたときは、令第三十七条の二十九に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に係る法第二十三条の二の十の二第一項の確認の申請者は、機構に当該確認の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第六十三の十九の九による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二の十の二第一項の確認の申請書に添付して行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(機構による医療機器等変更計画確認の結果等の通知)

第百十四条の四十五の十六 法第二十三条の二の十の二第十項の規定により読み替えて準用する法第二十三条の二の七第六項の規定による法第二十三条の二の十の二第一項の確認の結果の通知は、様式第六十三の十九の十による通知書によつて行うものとする。

2 法第二十三条の二の十の二第十項の規定により読み替えて準用する法第二十三条の二の七第六項の規定による法第二十三条の二の十の二第三項の確認の結果の通知は、様式第六十三の十九の十一による通知書によつて行うものとする。

3 法第二十三条の二の十の二第十二項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う届出の状況の通知は、様式第六十三の十九の十二による通知書によつて行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加、令四厚労令八四・一部改正)

(承継の届出)

第百十四条の四十六 法第二十三条の二の十一第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

一 法第二十三条の二の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の登録の申請に際して提出した資料

二 法第二十三条の二の五第一項の承認の申請及び同条第十五項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

三 法第二十三条の二の五第十二項に規定する使用の成績に関する資料その他の資料

四 法第二十三条の二の六の二第四項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料

- 五 法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 六 法第二十三条の二の九第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 七 法第二十三条の二の十の二第一項及び第三項の確認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料並びに同条第六項の届出に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
- 八 法第六十八条の五第一項の規定による特定医療機器に関する記録及び当該記録に関連する資料
- 九 法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
- 十 製造管理又は品質管理の業務に関する資料及び情報
- 十一 製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
- 十二 その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報
- 2 法第二十三条の二の十一第三項の規定による届出は、様式第六十三の二十による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書には、医療機器等承認取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

(製造販売の届出)

- 第百十四条の四十七 法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出は、様式第六十三の二十一による届書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 2 法第二十三条の二の十二第二項の規定による変更の届出は、様式第四十による届書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 3 医療機器に係る第一項の届書には、届出に係る品目の法第六十三条の二第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報に関する資料を添えなければならない。
- 4 法第二十三条の二の十三第一項の規定により機構に届け出ることとされている場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に」とあるのは、「正副二通)を機構に」とする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(機構による製造販売の届出の受理に係る通知)

- 第百十四条の四十八 法第二十三条の二の十三第二項の規定により厚生労働大臣に対して行う製造販売の届出の受理に係る通知は、様式第四十一による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(医療機器等総括製造販売責任者の基準)

- 第百十四条の四十九 高度管理医療機器又は管理医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の二の十四第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 三 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者
- 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 2 一般医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の二の十四第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者
- 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(平二六厚労令八七・追加)

(薬剤師以外の技術者に Rowe せることができる体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理)

- 第百十四条の四十九の二 体外診断用医薬品の製造販売業者は、法第二十三条の二の十四第一項ただし書第二号の規定により、薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合には、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、次の各号のいずれかに掲げる技術者をもつて Rowe せることができる。

- 一 大学等で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - 二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 2 前項に掲げる場合に、体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理について、薬剤師に代え、前項各号のいずれかに掲げる技術者をもつて行わせることができる期間は、医療機器等総括製造販売責任者として技術者を置いた日から起算して五年とする。

(令三厚労令一五・追加)

(医療機器等総括製造販売責任者の業務及び遵守事項)

第百十四条の五十 法第二十三条の二の十四第四項に規定する医療機器等総括製造販売責任者が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百六十九号)により医療機器等総括製造販売責任者が行うこととされた業務
 - 二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令により医療機器等総括製造販売責任者が行うこととされた業務
 - 三 法第二十三条の二の十五の二第一項第一号に規定する医療機器等総括製造販売責任者が有する権限に係る業務
- 2 法第二十三条の二の十四第四項に規定する医療機器等総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
 - 二 法第二十三条の二の十四第三項の規定により製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。
 - 三 医療機器又は体外診断用医薬品の国内における品質管理に関する業務の責任者(以下「国内品質業務運営責任者」という。)及び医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売後安全管理に関する業務の責任者(以下「医療機器等安全管理責任者」という。)との相互の密接な連携を図ること。

(令三厚労令一五・全改)

(製造、試験等に関する記録)

第百十四条の五十一 医療機器又は体外診断用医薬品の製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者は、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間(当該記録に係る医療機器又は体外診断用医薬品に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間)保管しなければならない。ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りでない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・旧第百十四条の五十二繰上)

(医療機器責任技術者の資格)

第百十四条の五十二 医療機器の製造業者は、法第二十三条の二の十四第五項の規定により、次の各号のいずれかに該当する医療機器責任技術者を、製造所ごとに置かなければならない。

- 一 大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
 - 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者
 - 三 医療機器の製造に関する業務に五年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者
 - 四 厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 2 一般医療機器のみを製造する製造所にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を医療機器責任技術者とすることができる。
- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者
 - 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者
 - 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 3 医療機器の製造工程のうち設計のみを行う製造所にあつては、前二項の規定にかかわらず、製造業者が設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・旧第百十四条の五十三繰上・一部改正)

(医療機器責任技術者の業務及び遵守事項)

第百十四条の五十三 法第二十三条の二の十四第九項の医療機器責任技術者が行う医療機器の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 製造管理及び品質管理に係る業務を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。
 - 二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置をとるよう指示すること。
 - 三 法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する医療機器責任技術者が有する権限に係る業務
- 2 法第二十三条の二の十四第九項の医療機器責任技術者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
 - 二 法第二十三条の二の十四第七項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

(令三厚労令一五・追加)

(薬剤師以外の者に行わせることができる体外診断用医薬品の製造の管理)

第百十四条の五十三の二 法第二十三条の二の十四第十項に規定する厚生労働省令で定める工程は、次の各号に掲げるもののみを行う工程とする。

- 一 設計のみを行う工程
 - 二 保管(最終製品(他の体外診断用医薬品の製造所に出荷されるものを除く。))の保管を除く。)のみを行う工程
- 2 体外診断用医薬品の製造工程のうち前項に規定する工程のみを行う製造所の製造業者は、法第二十三条の二の十四第十項の規定により、当該製造所の管理について、薬剤師に代え、次の各号のいずれかに該当する管理者をもつて行わせることができる。
- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品又は体外診断用医薬品の製造に関する業務に三年以上従事した者
 - 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(令三厚労令一五・追加)

(体外診断用医薬品製造管理者の業務及び遵守事項)

第百十四条の五十三の三 法第二十三条の二の十四第十四項の体外診断用医薬品製造管理者が行う体外診断用医薬品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 製造管理及び品質管理に係る業務を統括し、その適正かつ円滑な実施が図られるよう管理監督すること。
 - 二 品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、所要の措置が速やかにとられていること及びその進捗状況を確認し、必要に応じ、改善等所要の措置をとるよう指示すること。
 - 三 法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する体外診断用医薬品製造管理者が有する権限に係る業務
- 2 法第二十三条の二の十四第十四項の体外診断用医薬品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
 - 二 法第二十三条の二の十四第十二項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

(令三厚労令一五・追加)

(医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の遵守事項)

第百十四条の五十四 法第二十三条の二の十五第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。
- 二 第百十四条の五十八第一項の規定に従い、製造販売しようとする製品の製造管理及び品質管理を適正に行うこと。
- 三 製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。
- 四 生物由来製品(医療機器に限る。)又は再製造単回使用医療機器の製造販売業者であつて、その医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者のいずれも細菌学的知識を有しない場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者を補佐する者として細菌学的知識を有する者を置くこと。
- 五 医療機器の製造販売業者であつて、その医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者のいずれもその製造販売する品目の特性に関する専門的知識を有しない場合にあつては、医療機器等総括製造販売責任者を補佐する者として当該専門的知識を有する者を置くこと。
- 六 体外診断用医薬品の製造販売業者(法第二十三条の二の十四第一項ただし書第一号に規定する体外診断用医薬品についてのみその製造販売をする製造販売業者を除く。)であつて、その医療機器等総括製造販

売責任者として薬剤師以外の技術者を置く場合にあっては、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師を置くこと。

ロ 医療機器等総括製造販売責任者として法第二十三条の二の十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置

七 医療機器等総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者及び医療機器等安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うことができるよう必要な配慮をすること。

八 医療機器等総括製造販売責任者が第百十四条の五十の規定による責務を果たすために必要な配慮をすること。

九 再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器(再製造の用に供される単回使用の医療機器であつて、未だ再製造されていないものをいう。以下同じ。)の原材料の変更その他の再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのある変更の有無を継続的に確認し、当該変更が生じた場合には、再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な設計の変更その他の必要な措置を講じること。

十 再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器の不具合及び回収に関する情報その他の品質、有効性及び安全性に関する情報を継続的に収集し、収集した情報に基づき再製造単回使用医療機器の品質、有効性及び安全性への影響について検討し、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じること。

十一 再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、原型医療機器の製造販売業者、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者に対し、次に掲げる情報を速やかに提供すること。

イ 再製造単回使用医療機器に係る法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認を受けた場合(選任外国製造医療機器等製造販売業者にあつては、再製造単回使用医療機器に係る第百十四条の七十六第一項第一号の規定による情報の提供を受けた場合)は、当該承認が与えられた旨

ロ 再製造単回使用医療機器について、品質等に関する理由により廃棄、回収、販売の停止、情報の提供その他必要な措置を講じる場合(その措置に至つた理由が当該再製造単回使用医療機器の再製造に起因するものであることが明らかな場合を除く。)は、その旨

ハ 再製造単回使用医療機器について、廃棄、回収、販売の停止、注意事項等情報等(法第六十三条の二第二項各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報をいう。)の改訂その他原型医療機器の製造販売業者、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者に対する情報の提供が必要と認められる安全確保措置を立案及び実施した場合は、その旨及び立案に当たり検討を行つた安全管理情報

十二 再製造単回使用医療機器の製造販売業者は、医療機関において使用された単回使用の医療機器であつて、未だ洗浄及び滅菌されていないものの運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。以下この号において同じ。)を行うに当たつては、次の各号に掲げる事項に適合するものであること。

イ 運搬は、容器に封入して行うこと。

ロ 前号に規定する容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

(2) 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないこと。

(3) みだりに開封されないように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

(4) 内容物の漏えいのおそれのない十分な強度及び耐水性を有するものであること。

(5) 繰り返しして使用する場合にあつては、病原性を持つおそれのある微生物等による汚染の除去が容易であること。

(6) 医療機関において使用された単回使用の医療機器が封入されている旨の表示がされているものであること。

ハ 運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。

ニ 運搬物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して、運搬すること。

ホ 運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書類を携行すること。

ヘ 運搬物により病原性を持つおそれのある微生物等による汚染が生じた場合には、速やかに、当該汚染の広がりの防止及び除去を行うこと。

ト 運搬の年月日、方法、荷受人又は荷送人及び運搬を行う者に関する事項を記録し、これを五年間保存すること。

チ 運搬を第三者に委託する場合にあつては、次に掲げる事項に適合する方法により行わせること。

(1) 再委託してはならないこと。

(2) 委託を受ける者に対し、イからトまでに掲げる事項に適合する方法で運搬させること。また、このために必要な事項を取り決め、書面として保存すること。

(平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令八二・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器の製造販売後臨床試験の製造販売業者の遵守事項)

第百十四条の五十四の二 医療機器の製造販売業者が、法第二十三条の二の五第一項に規定する医療機器について行う製造販売後臨床試験(医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第二項第三号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下この条において「医療機器の製造販売後臨床試験」という。)の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 医療機器の製造販売後臨床試験の実施に関する医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 医療機器の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他医療機器の製造販売後臨床試験の実施の透明性の確保及び国民の医療機器の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。これを変更したときも、同様とする。
- 三 医療機器の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として医療機器の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。

(令四厚労令一四〇・追加)

(医療機器の製造業者の遵守事項)

第百十四条の五十四の三 法第二十三条の二の十五第三項(法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)に規定する医療機器の製造業者が遵守すべき事項は、再製造単回使用医療機器を製造する製造所(第百十四条の八第一項第四号ホに掲げる製造工程に係る製造所を除く。)の医療機器責任技術者が医師でない場合又は細菌学的知識若しくは医療機器の滅菌に関する専門的知識を有しない場合にあつては、医療機器責任技術者を補佐する者として医師又は当該知識を有する者を置くこととする。

(平二九厚労令八二・追加、令三厚労令一五・一部改正、令四厚労令一四〇・旧第百十四条の五十四の二線下)

(設置に係る管理に関する文書)

第百十四条の五十五 設置に当たつて組立てが必要な特定保守管理医療機器であつて、保健衛生上の危害の発生を防止するために当該組立てに係る管理が必要なものとして厚生労働大臣が指定する医療機器(以下「設置管理医療機器」という。)の製造販売業者は、設置管理医療機器の品目ごとに、組立方法及び設置された設置管理医療機器の品質の確認方法について記載した文書(以下「設置管理基準書」という。)を作成しなければならない。

- 2 設置管理医療機器の製造販売業者は、設置管理医療機器を医療機器の販売業者又は貸与業者(以下「販売業者等」という。)に販売し、授与し、又は貸与するときは、設置管理基準書を当該医療機器の販売業者等に交付しなければならない。
- 3 設置管理医療機器の製造販売業者は、設置管理医療機器について第百七十条第一項又は第百九十一条第六項の規定による通知を受けたときは、当該設置管理医療機器に係る設置管理基準書を通知を行つた者に交付しなければならない。
- 4 設置管理医療機器の製造販売業者は、前二項の規定による設置管理基準書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者(以下この条において「受託者等」という。)の承諾を得て、当該設置管理基準書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、設置管理医療機器の製造販売業者は、当該設置管理基準書の交付を行つたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機と受託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された設置管理基準書に記載すべき事項を電気回線を通じて受託者等の閲覧に供し、当該受託者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該設置管理基準書に記載すべき事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法

- 5 前項に掲げる方法は、受託者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、設置管理医療機器の製造販売業者の使用に係る電子計算機と、受託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 設置管理医療機器の製造販売業者は、第四項の規定により設置管理基準書に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、受託者等に対して、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第四項各号に規定する方法のうち設置管理医療機器の製造販売業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法

8 前項の規定による承諾を得た設置管理医療機器の製造販売業者は、当該受託者等から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受託者等に対し、設置管理基準書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 設置管理医療機器の製造販売業者は、第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付したときは、その記録を作成し、その作成の日から十五年間保存しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令五厚労令一六一・一部改正)

(製造販売のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続)

第百十四条の五十六 製造販売のために医療機器又は体外診断用医薬品を、業として、輸入しようとする製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

- 一 法第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の承認又はその申請
- 二 法第二十三条の二の十二第一項又は第二項の届出
- 三 法第二十三条の二の十七第一項の承認又はその申請
- 四 基準適合性認証(法第二十三条の三の二第一項に規定する基準適合性認証をいう。以下同じ。)又はその申請

(平二七厚労令一六一・全改、平二九厚労令二・令二厚労令一五五・一部改正)

(製造のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続)

第百十四条の五十七 製造のために医療機器又は体外診断用医薬品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

- 一 法第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の承認又はその申請
- 二 法第二十三条の二の十二第一項又は第二項の届出
- 三 法第二十三条の二の十七第一項の承認又はその申請
- 四 基準適合性認証又はその申請
- 五 法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録

(平二七厚労令一六一・全改、平二九厚労令二・令二厚労令一五五・一部改正)

(製造管理又は品質管理の方法の基準への適合)

第百十四条の五十八 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業者(選任外国製造医療機器等製造販売業者及び法第二十三条の三第一項の規定により選任された製造販売業者(次項において「選任外国製造医療機器等製造販売業者等」という。)を除く。)、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者(次項において「製造販売業者等」という。)は、その製造販売する医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法を、法第二十三条の二の五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

2 医療機器若しくは体外診断用医薬品の選任外国製造医療機器等製造販売業者等、製造業者(輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品のみを製造する者を除く。)(又は法第二十三条の二の四第一項の登録を受けた医療機器等外国製造業者(以下「登録医療機器等外国製造業者」という。))は、医療機器又は体外診断用医薬品の取扱い又は製造に当たり、当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る製造販売業者等が行う製造管理及び品質管理に協力しなければならない。

3 輸出用の医療機器又は体外診断用医薬品(令第七十三条の二に規定する医療機器又は体外診断用医薬品に限る。)の製造業者は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第八十条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造販売後安全管理業務を委託することができる範囲)

第百十四条の五十九 法第二十三条の二の十五第五項の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他医療機器又は体外診断用医薬品の適正な使用のために必要な情報(以下この章において「安全管理情報」という。)の収集
- 二 安全管理情報の解析
- 三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施
- 四 収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(製造販売後安全管理業務を再委託することができる範囲)

第百十四条の六十 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、製造販売後安全管理業務を受託する者(以下この章において「受託者」という。)に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療機器の製造販売業者は、薬物と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医療機器に関する製造販売後安全管理業務を当該薬物を供給する医薬品の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者に医療機器又は体外診断用医薬品を販売し、又は授与する場合であつて、当該医療機器又は体外診断用医薬品に関する製造販売後安全管理業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務のうち、前条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。

4 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、前二項の規定により製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務をさらに委託させてはならない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

第百十四条の六十一 製造販売業者が高度管理医療機器又は処方箋医薬品たる体外診断用医薬品(以下「処方箋体外診断用医薬品」という。)の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 委託する業務(以下この条において「委託安全確保業務」という。)を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。

二 委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者(以下この条及び第百十四条の六十五において「受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。

三 委託安全確保業務に係る次項の手順書その他委託安全確保業務に必要な文書(以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。)の写しを委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。

2 製造販売業者は、高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、次に掲げる手順を記載した委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成しなければならない。

一 安全管理情報の収集に関する手順

二 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順

三 安全確保措置の実施に関する手順

四 受託安全管理実施責任者から医療機器等安全管理責任者への報告に関する手順

五 医療機器等リスク管理又は医薬品リスク管理に関する手順

六 委託の手順

七 委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順

八 国内品質業務運営責任者その他の高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順

九 その他委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

3 製造販売業者は、高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一 委託安全確保業務の範囲

二 受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全確保業務の範囲に関する事項

三 委託安全確保業務に係る前項各号(第五号を除く。)に掲げる手順に関する事項

四 委託安全確保業務の実施の指示に関する事項

五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項

六 第六項の指示及び第七項の確認に関する事項

七 第八項の情報提供に関する事項

八 その他必要な事項

4 製造販売業者は、高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合には、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を医療機器等安全管理責任者に行わせなければならない。

一 委託安全確保業務を統括すること。

二 受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること(第百十四条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。)

- 三 受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
- 四 受託者が委託安全確保業務を適正かつ円滑に行っているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
- 五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、製造販売業者及び医療機器等総括製造販売責任者に文書により報告すること。
- 5 製造販売業者は、高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第四号に掲げる業務を委託する場合には、当該委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に委託しなければならない。この場合において、製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。
 - 一 委託安全確保業務の範囲
 - 二 その他必要な事項
- 6 製造販売業者は、医療機器等安全管理責任者に委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、受託者に所要の措置を講じよう文書により指示し、その文書を保存しなければならない。
- 7 製造販売業者は、前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を保存しなければならない。
- 8 製造販売業者は、委託安全確保業務を行う上で必要な情報を受託者に提供しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品以外の体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

第百十四条の六十二 製造販売業者が管理医療機器又は体外診断用医薬品(処方箋体外診断用医薬品を除く。)の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九各号に掲げる業務を委託する場合には、前条(第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(一般医療機器の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

第百十四条の六十三 製造販売業者が一般医療機器の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九各号に掲げる業務を委託する場合には、第百十四条の六十一第一項第一号及び同条第三項から第八項まで(第三項第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第四項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び前項」とあるのは「前項」と、同項第二号及び第三号中「受託安全管理実施責任者」とあるのは「あらかじめ指定する者」と、同条第五項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第六項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(委託安全確保業務に係る記録の保存)

第百十四条の六十四 前三条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、当該記録を利用しなくなった日から五年間とする。ただし、次に掲げる記録の保存期間はそれぞれ各号に定める期間とする。

- 一 生物由来製品(次号及び第三号に掲げるものを除く。)に係る記録 利用しなくなった日から十年間
 - 二 特定生物由来製品に係る記録 利用しなくなった日から三十年間
 - 三 特定保守管理医療機器及び設置管理医療機器(前号に掲げるものを除く。)に係る記録 利用しなくなった日から十五年間
- 2 製造販売業者は、前三条の規定にかかわらず、製造販売後安全管理業務手順書等又はあらかじめ定めた文書に基づき、前三条の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

(平二六厚労令八七・追加)

(高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法)

第百十四条の六十五 受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合には、当該業務の再受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 再委託する業務(以下この条において「再委託安全確保業務」という。)を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
- 二 再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者(以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。

- 三 再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書(以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。)の写しを再委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。
- 2 委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。
 - 一 安全管理情報の収集に関する手順
 - 二 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
 - 三 安全確保措置の実施に関する手順
 - 四 再受託安全管理実施責任者から受託安全管理実施責任者への報告に関する手順
 - 五 医療機器等リスク管理又は医薬品リスク管理に関する手順
 - 六 再委託の手順
 - 七 再委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
 - 八 受託者の国内品質業務運営責任者その他の高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
 - 九 その他再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順
- 3 委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再受託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。
 - 一 再委託安全確保業務の範囲
 - 二 再受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する再委託安全確保業務の範囲に関する事項
 - 三 再委託安全確保業務に係る前項各号(第五号を除く。)に掲げる手順に関する事項
 - 四 再委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
 - 五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
 - 六 第六項の指示及び第七項の確認に関する事項
 - 七 第八項の情報提供に関する事項
 - 八 その他必要な事項
- 4 委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。
 - 一 再委託安全確保業務を統括すること。
 - 二 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること(第百十四条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。)
 - 三 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 四 再受託者が再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行っているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
 - 五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、受託者及び受託者の医薬品等総括製造販売責任者に文書により報告すること。
- 5 委託元である製造販売業者は、受託者が高度管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九第四号に掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に再委託させなければならない。この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。
 - 一 再委託安全確保業務の範囲
 - 二 その他必要な事項
- 6 委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。
- 7 委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。
- 8 受託者は、再委託安全確保業務を行う上で必要な情報を再受託者に提供しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(管理医療機器又は処方箋体外診断用医薬品以外の体外診断用医薬品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法)

第百十四条の六十六 受託者が管理医療機器又は体外診断用医薬品(処方箋体外診断用医薬品を除く。)の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九各号に掲げる業務を再委託する場合においては、前条(第一項第二号、第二項第四号及び第三項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「を受託安全管理実施責任者」とあるのは「を受託者があらかじめ指定する者」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(一般医療機器の製造販売後安全管理業務を再委託する方法)

第百十四条の六十七 受託者が一般医療機器の製造販売後安全管理業務のうち第百十四条の五十九各号に掲げる業務を再委託する場合においては、第百十四条の六十五第一項第一号及び同条第三項から第八項まで(第三項第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に」とあるのは「次に」と、同条第四項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び前項」とあるのは「前項」と、同項第二号及び第三号中「再受託安全管理実施責任者」とあるのは「再受託者があらかじめ指定する者」と、同条第六項中「製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(再委託安全確保業務等に係る記録の保存)

第百十四条の六十八 前三条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第百十四条の六十四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の法令遵守体制)

第百十四条の六十八の二 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第二十三条の二の十五の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる医療機器等総括製造販売責任者の権限を明らかにすること。

イ 国内品質業務運営責任者、医療機器等安全管理責任者その他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ 医療機器若しくは体外診断用医薬品の廃棄、回収若しくは販売の停止、注意事項等情報等(法第六十三條の二第二項各号に掲げる事項又は法第六十八條の二第二項に規定する注意事項等情報をいう。)の改訂、医療関係者への情報の提供又は法に基づく厚生労働大臣への報告その他の医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する措置の決定及び実施に関する権限

ハ 製造業者、法第二十三条の二の四第一項に規定する医療機器等外国製造業者その他製造に関する業務(試験検査等の業務を含む。)を行う者に対する管理監督に関する権限

ニ イからハまでに掲げるもののほか、医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する権限

二 次に掲げる法第二十三条の二の十五の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造販売業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第二十三条の二の十五の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者に、法第二十三条の二の二第一項第二号及び第二十三条の二の五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準を遵守して医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。

イ 医療機器等総括製造販売責任者

ロ 国内品質業務運営責任者

ハ 医療機器安全管理責任者

ニ イからハまでに掲げる者のほか、医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務に従事する者

四 次に掲げる法第二十三条の二の十五の二第一項第四号に規定する措置を講ずること。

- イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
- ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
- ハ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医療機器又は体外診断用医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、医療機器又は体外診断用医薬品について承認又は認証された事項の一部を変更するために必要な手続その他の必要な措置
- ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置
- ホ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う医療機器又は体外診断用医薬品に関する情報提供が、客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
(令三厚労令一五・追加)

(医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者の法令遵守体制)

第百十四条の六十八の三 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第二十三条の二の十五の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者の権限を明らかにすること。
 - イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ イに掲げるもののほか、医療機器又は体外診断用医薬品の製造の管理に関する権限
- 二 次に掲げる法第二十三条の二の十五の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。
 - イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造の管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
 - ロ 製造業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第二十三条の二の十五の二第三項第三号に規定する措置を講ずること。
 - イ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ハ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造方法、試験検査方法その他の医療機器又は体外診断用医薬品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、当該情報の製造販売業者、外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者に対する連絡その他の必要な措置
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
(令三厚労令一五・追加)

(製造販売業の医療機器等総括製造販売責任者等の変更の届出)

第百十四条の六十九 法第二十三条の二の十六第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 製造販売業者の氏名及び住所
 - 二 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
 - 三 製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
 - 四 医療機器等総括製造販売責任者の氏名及び住所
 - 五 法第二十三条の二の十四第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名及び住所
 - 六 当該製造販売業者が、他の種類の製造販売業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したときは、当該許可の種類及び許可番号
- 2 前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 第一項第一号に掲げる製造販売業者の氏名に係る届書 製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書)
 - 二 第一項第三号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

- 三 第一項第四号に掲げる事項に係る届書(新たに医療機器等総括製造販売責任者となつた者が製造販売業者である場合を除く。) 次のイからハまでに掲げる書類
- イ 雇用契約書の写しその他の製造販売業者の新たに医療機器等総括製造販売責任者となつた者に対する使用関係を証する書類
- ロ 新たに医療機器等総括製造販売責任者となつた者が法第二十三条の二の十四第一項に規定する者であることを証する書類
- ハ 法第二十三条の二の十四第一項ただし書第二号に該当する場合であつて、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置くときは、医療機器等総括製造販売責任者が第百十四条の四十九の二第一項各号に規定する者であることを証する書類、医療機器等総括製造販売責任者として薬剤師以外の技術者を置く理由を記載した書類、医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師の雇用契約書の写しその他の製造販売業者の新たに医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師となつた者に対する使用関係を証する書類並びに医療機器等総括製造販売責任者として法第二十三条の二の十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画
- 四 第一項第五号に掲げる事項に係る届書 次のイ及びロに掲げる書類
- イ 雇用契約書の写しその他の製造販売業者の新たに医療機器等総括製造販売責任者補佐薬剤師となつた者に対する使用関係を証する書類
- ロ 医療機器等総括製造販売責任者として法第二十三条の二の十四第二項に規定する能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画
- (平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(製造業の医療機器責任技術者等の変更の届出)

第百十四条の七十 法第二十三条の二の十六第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 製造業者若しくは医療機器等外国製造業者(以下この条において「製造業者等」という。)又は医療機器責任技術者若しくは体外診断用医薬品製造管理者(医療機器等外国製造業者にあつては、製造所の責任者)(第三項第二号において「医療機器責任技術者等」という。)の氏名及び住所
- 二 製造業者等が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 三 製造所の名称
- 四 製造業者等が他の製造業の許可、認定若しくは登録を受け、又はその製造所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号、当該認定の区分及び認定番号又は当該登録の登録番号
- 2 前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている厚生労働大臣又は都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 第一項第一号に掲げる製造業者等の氏名に係る届書 製造業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(製造業者等が法人であるときは、登記事項証明書)
- 二 第一項第一号に掲げる医療機器責任技術者等の氏名に係る届書(新たに医療機器責任技術者等となつた者が製造業者等である場合を除く。) 雇用契約書の写しその他の製造業者等の新たに医療機器責任技術者等となつた者に対する使用関係を証する書類及び新たに医療機器責任技術者となつた者が第百十四条の五十二に掲げる者であること又は新たに体外診断用医薬品製造管理者となつた者が薬剤師であることを証する書類
- (平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(資料の保存)

第百十四条の七十一 医療機器等承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

- 一 法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料 承認(法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項の規定による申請に対する法第二十三条の二の五の承認)を受けた日から五年間。ただし、法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価を受けなければならない医療機器又は体外診断用医薬品(承認(法第二十三条の二の六の二第一項の条件及び期限を付したものを除く。))を受けた日から使用成績に関する評価が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。)に係る資料にあつては、使用成績に関する評価が終了するまでの期間
- 二 法第二十三条の二の五第十二項に規定する使用の成績に関する資料その他の資料 使用成績に関する評価が終了するまでの期間
- 三 法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料(前二号に掲げる資料を除く。) 使用成績に関する評価が終了した日から五年間
- (平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

(外国製造医療機器等の製造販売の承認の申請)

第百十四条の七十二 法第二十三条の二の十七第一項の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請は、様式第六十三の二十二による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書に添付すべき資料については、第百十四条の十九から第百十四条の二十までの規定を準用する。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 申請者が法人であるときは、法人であることを証する書類

二 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、法第二十三条の二の十七第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類

三 選任外国製造医療機器等製造販売業者を選任したことを証する書類

四 当該選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写し

五 法第二十三条の二の二十において準用する法第二十三条の二の八第一項の規定により法第二十三条の二の十七第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二の八第一項第二号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品であることを証する書類その他必要な書類

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(外国製造医療機器等の製造販売承認台帳の記載事項)

第百十四条の七十三 令第三十七条の十九に規定する法第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の承認に関する台帳に記載する事項は、第百十四条の二十七各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所

二 当該選任外国製造医療機器等製造販売業者の受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(選任外国製造医療機器等製造販売業者の遵守事項)

第百十四条の七十四 選任外国製造医療機器等製造販売業者が遵守すべき事項は、第百十四条の五十四各号及び第百十四条の五十九の二各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 選任外国製造医療機器等製造販売業者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から五年間、保存すること。

二 次のイからニまでに掲げる書類を利用しなくなつた日から五年間、保存すること。

イ 外国製造医療機器等特例承認取得者が当該承認を受けた事項を記載した書類

ロ 外国製造医療機器等特例承認取得者が法第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の承認の申請に際して提出した資料の写し

ハ 外国製造医療機器等特例承認取得者が法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料の写し

ニ 外国製造医療機器等特例承認取得者が法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の六の二第四項の規定により厚生労働大臣に報告した事項、法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項又は法第二十三条の二の十第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項、法第六十八条の二十四第一項又は第六十八条の二十五第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した生物由来製品に係る感染症定期報告及び法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項を記載した書類

三 法第六十八条の十第一項又は法第六十八条の十三第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した不具合の発生、不具合による影響であると疑われる疾病、障害若しくは死亡又はその使用によるものと疑われる感染症(以下「不具合等」という。)に関する事項の根拠となつた資料を、利用しなくなつた日から五年間保存すること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出)

第百十四条の七十五 法第二十三条の二の十八第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名又は住所

二 選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

2 法第二十三条の二の十八第一項の規定による選任外国製造医療機器等製造販売業者の変更の届出及び前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、選任外国製造医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合においては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(機構による選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知)

第百十四条の七十五の二 法第二十三条の二の十八第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(情報の提供)

第百十四条の七十六 外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

- 一 法第二十三条の二の十七第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由
 - 二 法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の六の二第四項の規定により厚生労働大臣に報告した事項
 - 三 法第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の承認の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価の申請に際して提出した資料の写し
 - 四 法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第六項又は第二十三条の二の十第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項
 - 五 法第五十条、第六十三条又は第六十八条の十七に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
 - 六 法第五十二条、第六十三条の二又は第六十八条の十八に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
 - 七 法第六十九条第一項、第四項、第五項若しくは第六項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造医療機器等製造販売業者が業務を行うために必要な情報
- 2 外国製造医療機器等特例承認取得者は、選任外国製造医療機器等製造販売業者を変更したときは、第百十四条の七十四第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料及び前項に規定する情報並びに製造管理又は品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造医療機器等製造販売業者から変更後の選任外国製造医療機器等製造販売業者に引き継がせなければならない。
- 3 前項の場合において変更前の選任外国製造医療機器等製造販売業者が法第六十八条の五第一項に規定する特定医療機器承認取得者等又は法第六十八条の二十二第一項に規定する生物由来製品承認取得者等である場合には、当該選任外国製造医療機器等製造販売業者は特定医療機器又は生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造医療機器等製造販売業者に引き渡さなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(外国製造医療機器等特例承認取得者の業務に関する帳簿)

第百十四条の七十七 外国製造医療機器等特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造医療機器等製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造医療機器等特例承認取得者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出)

第百十四条の七十八 令第三十七条の三十八第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名又は住所
 - 二 外国製造医療機器等特例承認取得者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員
 - 三 承認を受けた品目を製造する製造所又はその名称
- 2 前項の届出は、品目ごとに様式第五十四の三による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 第一項の届出が、同項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、これを証する書類を、同項第二号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の役員が法第二十三条の二の十七第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類を、前項の届書に添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(機構による外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知)

第百十四条の七十八の二 令第三十七条の三十八第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う外国製造医療機器等特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(外国製造医療機器等特例承認取得者等の申請等の手続)

第百十四条の七十九 法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けようとする者又は外国製造医療機器等特例承認取得者の厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造医療機器等製造販売業者が行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(外国製造医療機器等特例承認取得者の資料の保存)

第百十四条の八十 外国製造医療機器等特例承認取得者については、第百十四条の七十一の規定を準用する。

2 外国製造医療機器等特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。

3 前項の資料の保存については、第百十四条の七十一各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。

(平二六厚労令八七・追加)

(準用)

第百十四条の八十一 法第二十三条の二の十七第一項又は同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の承認については、第百十四条の十八、第百十四条の十九の二から第百十四条の二十六まで、第百十四条の二十八及び第百十四条の三十二から第百十四条の四十六までの規定を準用する。この場合において、第百十四の二十二の四第一項中「様式第二十二の二」とあるのは「様式第五十四の四」と、第百十四条の二十四第一項中「様式第六十三の九」とあるのは「様式第六十三の二十三」と、第百十四条の二十六第一項中「様式第六十三の十」とあるのは「様式第六十三の二十四」と、第百十四条の二十八第一項中「様式第六十三の十一」とあるのは「様式第六十三の二十五」と、第百十四条の三十三第二項中「様式第六十三の十三」とあるのは「様式第六十三の二十六」と、第百十四条の三十四第一項中「様式第六十三の十四」とあるのは「様式第六十三の二十七」と、第百十四条の三十七第三項及び第五項中「様式第六十三の十五」とあるのは「様式第六十三の二十八」と、同条第八項中「様式第二十七の二」とあるのは「様式第五十八の二」と、第百十四条の三十八第二項中「様式第六十三の十二」とあるのは「様式第六十三の二十九」と、第百十四条の三十九中「様式第六十三の十七」とあるのは「様式第六十三の三十」と、第百十四条の四十四第二項中「様式第六十三の十八」とあるのは「様式第六十三の三十一」と、第百十四条の四十五の二第一項中「様式第六十三の十九の二」とあるのは「様式第六十三の三十一の二」と、同条第二項中「様式第六十三の十九の三」とあるのは「様式第六十三の三十一の三」と、第百十四条の四十五の七中「様式第六十三の十九の四」とあるのは「様式第六十三の三十一の四」と、第百十四条の四十五の九第一項中「様式第六十三の十九の五」とあるのは「様式第六十三の三十一の五」と、同条第三項中「様式第六十三の十九の六」とあるのは「様式第六十三の三十一の六」と、第百十四条の四十五の十中「様式第六十三の十九の七」とあるのは「様式第六十三の三十一の七」と、第百十四条の四十五の十四第一項中「様式第六十三の十九の八」とあるのは「様式第六十三の三十一の八」と、第百十四条の四十五の十五第二項中「様式第六十三の十九の九」とあるのは「様式第六十三の三十一の九」と、第百十四条の四十五の十六第一項中「様式第六十三の十九の十」とあるのは「様式第六十三の三十一の十」と、同条第二項中「様式第六十三の十九の十一」とあるのは「様式第六十三の三十一の十一」と、第百十四条の四十六第二項中「様式第六十三の二十」とあるのは「様式第六十三の三十二」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

第百十四条の八十二 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の九の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「登録販売者として」とあるのは、「第百十四条の四十九第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第二号又は第百十四条の五十二第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第二号に規定する」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、平二六厚労令九二・令三厚労令一五・一部改正)

第百十四条の八十三 高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者については、第百七十三条第一項の規定を準用する。

2 体外診断用医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十四条第一項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「三年間、前項の書面を記載の日から二年間」とあるのは、「三年間」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令五・一部改正)

第百十四条の八十四 体外診断用医薬品の製造販売業者又は製造業者については、第十五条の十の規定を準用する。この場合において、「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは、「薬剤師」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

第百十四条の八十五 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者については、第三条及び第十八条の規定を準用する。

2 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者については、第三条及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第三条中「許可証」とあるのは「登録証」と読み替えるものとする。

3 登録医療機器等外国製造業者については、第十八条の規定を準用する。

(平二六厚労令八七・追加)

第二節 登録認証機関

(平二六厚労令八七・節名追加)

(認証の申請)

第百十五条 法第二十三条の二の二十三第一項の指定高度管理医療機器等(同項に規定する指定高度管理医療機器等をいう。以下同じ。)の認証の申請は、様式第六十四による申請書(正副二通)を登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合性に関する資料

二 法第四十一条第三項又は法第四十二条第一項若しくは第二項の規定により基準が設けられている場合にあっては、当該基準への適合性に関する資料

3 前項各号に掲げる資料(厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の法第二十三条の二の二十三第一項の認証の申請に係る資料を除く。)は、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

二 前号の調査又は試験において、申請に係る医療機器についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。

三 当該資料の根拠になつた資料は、法第二十三条の二の二十三第一項の認証を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあっては、この限りではない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・平二九厚労令二・令二厚労令一五五・一部改正)

(基準適合性認証の手続)

第百十六条 基準適合性認証の手続は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準に適合する方法により行われなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・平二九厚労令二・一部改正)

(認証台帳の記載事項等)

第百十七条 令第四十二条に規定する基準適合性認証に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 認証番号及び認証年月日

二 基準適合性認証を受けた者の氏名及び住所

三 基準適合性認証を受けた者(外国指定高度管理医療機器製造等事業者を除く。)の製造販売業の許可の種類及び許可番号

四 当該品目の製造所の名称

五 当該品目の製造所が受けている製造業者又は医療機器等外国製造業者の登録番号

六 当該品目の名称

七 当該品目の形状、構造及び原理

八 当該品目の反応系に関与する成分(体外診断用医薬品に限る。)

九 当該品目の使用目的又は効果

十 当該品目の使用方法

2 外国指定高度管理医療機器製造等事業者に係る令第四十二条に規定する基準適合性認証に関する台帳に記載する事項は、第一項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 法第二十三条の三第一項の規定により選任された製造販売業者(以下「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者」という。)の氏名及び住所

二 当該選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

3 登録認証機関は、前二項の台帳の全部又は一部を当該登録認証機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録する方法により作成することができる。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令五厚労令一六五・令六厚労令八二・一部改正)

(準用)

第百十八条 法第二十三条の二の二十三第一項の認証については、第百十四条の二十四第一項、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六(第三項を除く。)、第百十四条の二十八(第三項を除く。)、第百十四条の二十九から第百十四条の三十一まで、第百十四条の三十三(第三項を除く。))から第百十四条の三十六まで及び第百十四条の七十一(第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の二十四第一項	第二十三条の二の五第十五項	第二十三条の二の二十三第七項
	承認	認証
	様式第六十三の九	様式第六十五
	申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に	申請書(正副二通)を登録認証機関に
第百十四条の二十五	第二十三条の二の五第十五項	第二十三条の二の二十三第七項
	承認	認証
第百十四条の二十六第一項	第二十三条の二の五第十六項	第二十三条の二の二十三第八項
	様式第六十三の十	様式第六十六
	厚生労働大臣に提出	提出
第百十四条の二十六第二項	第二十三条の二の五第十五項	第二十三条の二の二十三第七項
第百十四条の二十八第一項	第二十三条の二の五第七項若しくは第九項(これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の六の二第二項(医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二の八第二項において準用する場合を含む。)	第二十三条の二の二十三第四項又は第六項(これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。)
	様式第六十三の十一	様式第六十七
	厚生労働大臣に提出	提出
第百十四条の二十九	医療機器等適合性調査実施者(令第三十七条の二十三に規定する医療機器等適合性調査実施者をいう。)	登録認証機関
	同条の	令第四十条の二の
	医療機器等製造販売業許可権者(同条に規定する医療機器等製造販売業許可権者をいう。 以下同じ。)	当該品目に係る製造販売業の許可を行う者
	様式第六十三の十二	様式第六十八
第百十四条の三十	第三十七条の二十四	第四十条の三
	承認	認証
	第百十四条の三十三第二項	第百十八条第一項において準用する第百十四条の三十三第二項
	第百十四条の三十四第二項	第百十八条第一項において準用する第百十四条の三十四第二項
第百十四条の三十一	第三十七条の二十五第一項	第四十条の四第一項
第百十四条の三十三第一項各号列記以外の部分	厚生労働大臣	登録認証機関
	第二十三条の二の五第九項	第二十三条の二の二十三第六項
第百十四条の三十三第一項第一号	第二十三条の二の五第一項又は第十五項	第二十三条の二の二十三第一項又は第七項
	承認	認証

	第二十三条の二の五第九項	第二十三条の二の二十三第六項
第百十四条の三十三第一項第二号から第五号まで	承認	認証
第百十四条の三十三第一項第六号	承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品について、 当該承認	認証に係る医療機器又は体外診断用医薬品について、 当該認証
第百十四条の三十三第二項	厚生労働大臣 様式第六十三の十三	登録認証機関 様式第六十八の二
第百十四条の三十四第一項	第二十三条の二の六第一項 様式第六十三の十四	第二十三条の二の二十四第一項 様式第六十八の三
第百十四条の三十四第二項	第二十三条の二の五第七項(同条第十五項	第二十三条の二の二十三第四項(同条第七項
第百十四条の三十五	第三十七条の二十六第二項	第四十条の五第二項
第百十四条の三十六	第三十七条の二十七第二項	第四十条の六第二項
第百十四条の七十一各号列記以外の部分	医療機器等承認取得者	医療機器等認証取得者
第百十四条の七十一第一号	法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認	基準適合性認証
	承認(法第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあっては、同条第五項の規定による申請に対する法第二十三条の二の五の承認)	承認
	五年間。ただし、法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価を受けなければならない医療機器又は体外診断用医薬品(承認(法第二十三条の二の六の二第一項の条件及び期限を付したものを除く。))を受けた日から使用成績に関する評価が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。)に係る資料にあっては、使用成績に関する評価が終了するまでの期間	五年間

3 外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第一項に規定するもののほか、第百十四条の七十四(第二号並びに第三号ハ及びニを除く。)、第百十四条の七十五、第百十四条の七十六(第一項第二号及び第四号を除く。)、第百十四条の七十七、第百十四条の七十八、第百十四条の七十九及び第百十四条の八十(第一項を除く。)の規定を準用する。

4 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の七十四	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
	外国製造医療機器等特例承認取得者	基準適合性認証を受けた外国指定高度管理医療機器製造等事業者(以下「外国製造医療機器等特例認証取得者」という。)
	承認	認証

	第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項	第二十三条の二の二十三第一項又は第七項
第百十四条の七十五第一項	第二十三条の二の十八第一項	第二十三条の三第二項
	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
第百十四条の七十五第二項	第二十三条の二の十八第一項	第二十三条の三第二項
	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
	様式第五十四	様式第六十八の四
	正本一通及び副本二通	正副二通
第百十四条の七十五第三項	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
	厚生労働大臣	登録認証機関
第百十四条の七十六各号列記以外の部分	外国製造医療機器等特例承認取得者	外国製造医療機器等特例認証取得者
	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
第百十四条の七十六第一項第一号	第二十三条の二の十七第一項	第二十三条の二の二十三第一項
	承認	認証
	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項	同条第六項
第百十四条の七十六第一項第三号	第二十三条の二の十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の承認の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項の使用成績に関する評価	基準適合性認証
第百十四条の七十六第一項第八号	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
第百十四条の七十六第二項	外国製造医療機器等特例承認取得者	外国製造医療機器等特例認証取得者
	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
	第百十四条の七十四第一号	第百十八条第三項において準用する第百十四条の七十四第一号
第百十四条の七十六第三項	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
第百十四条の七十七	外国製造医療機器等特例承認取得者	外国製造医療機器等特例認証取得者
	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
第百十四条の七十八	外国製造医療機器等特例承認取得者	外国製造医療機器等特例認証取得者
	承認を受けた	認証を受けた
	様式第五十四の三	様式第六十八の四

第百十四条の七十九	外国製造医療機器等特例承認取得者等	外国製造医療機器等特例認証取得者等
	法第二十三条の二の十七第一項	法第二十三条の二の二十三第一項の外国指定高度管理医療機器等
	承認	認証
	外国製造医療機器等特例承認取得者	外国製造医療機器等特例認証取得者
	厚生労働大臣	登録認証機関
	選任外国製造医療機器等製造販売業者	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者
第百十四条の八十第二項	外国製造医療機器等特例承認取得者	外国製造医療機器等特例認証取得者
第百十四条の八十第三項	第百十四条の七十一各号列記以外の部分ただし書	第百十八条第一項において準用する第百十四条の七十一各号列記以外の部分ただし書

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・平二九厚労令二・平二九厚労令八二・令二厚労令一五五・令四厚労令八四・一部改正)

(承継の届出)

第百十八条の二 法第二十三条の三の二第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。

- 一 法第二十三条の二の三第一項又は法第二十三条の二の四第一項の登録の申請に際して提出した資料
 - 二 基準適合性認証の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
 - 三 法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
 - 四 製造管理又は品質管理の業務に関する資料及び情報
 - 五 製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
 - 六 その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報
- 2 法第二十三条の三の二第三項の規定による届出は、様式第六十八の五による届書(正副二通)を登録認証機関に提出することによつて行ふものとする。
- 3 前項の届書には、医療機器等認証取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令二・一部改正)

(登録認証機関の報告書)

第百十九条 法第二十三条の五第一項に規定する報告書は、毎月、次に掲げる事項を記載し、その翌月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- 一 当該月に与えた基準適合性認証又は当該月に受けた法第二十三条の二の二十三第八項の規定による届出(以下この項において「認証等」という。)に係る製造販売業者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者の氏名及び住所
 - 二 外国指定高度管理医療機器製造等事業者にあつては、その選任した選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
 - 三 当該製造販売業者又は選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可番号
 - 四 認証等に係る品目の製造所の名称、所在地及び製造工程の概要
 - 五 認証等に係る品目の使用目的又は効果
 - 六 認証等に係る品目の名称及びその認証番号
 - 七 認証年月日又は届出を受けた年月日
 - 八 基準適合性認証の申請時における法第二十三条の二の二十三第四項及び第六項の規定による調査の実施年月日並びに当該調査結果及びその概要並びに同条第四項の規定による調査に係る基準適合証及び同条第六項の規定による調査に係る調査結果証明書の写し
 - 九 認証等に係る第二百二十八条に規定する基準に基づく監査の実施年月日及び当該監査結果の概要
 - 十 認証等に係る変更(軽微な変更を含む。)をした場合又は基準適合性認証の取消しをした場合は、その旨
 - 十一 当該月に受理した法第二十三条の三の二第三項の規定による承継の届書に係る医療機器等認証取得者及びその地位を承継した者の氏名及び住所並びに当該品目の名称及びその認証番号
- 2 前項に掲げるもののほか、法第二十三条の四第一項又は第二項の規定により基準適合性認証を取り消したときは、当該基準適合性認証に係る次に掲げる事項を、七日以内に厚生労働大臣を経由して医療機器等製造販売業許可権者に通知しなければならない。

- 一 法第二十三条の四第一項又は第二項の規定により基準適合性認証の取消しを受けた製造販売業者又は外国指定高度管理医療機器製造等事業者の氏名及び住所
 - 二 外国指定高度管理医療機器製造等事業者にあつては、その選任した選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
 - 三 当該製造販売業者又は選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者が受けている製造販売業の許可番号
 - 四 基準適合性認証の取消しに係る品目の使用目的又は効果
 - 五 基準適合性認証の取消しに係る品目の名称及びその認証番号
 - 六 認証年月日
 - 七 基準適合性認証を取り消した年月日
 - 八 基準適合性認証を取り消した理由
- 3 厚生労働大臣が、法第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。
- (平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・平二九厚労令二・平二九厚労令八二・令二厚労令一五五・一部改正)

(機構による報告書の受理に係る通知)

第二百二十条 法第二十三条の五第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う報告書の受理に係る通知は、様式第六十九により行うものとする。

(平一六厚労令一一二・追加)

(登録の申請)

第二百二十一条 法第二十三条の六第一項の申請は、様式第七十による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書(申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの)
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 三 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の事業報告書並びに申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書(基準適合性認証のための審査(以下「基準適合性認証審査」という。)の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)
- 四 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。))にあつては、業務を執行する社員)又は事業主の氏名及び履歴
 - ロ 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度末における株主構成
 - ハ 基準適合性認証審査に関する業務の実績
 - ニ 基準適合性認証審査を行う審査員(以下この章において「審査員」という。)の氏名、その履歴及び担当する業務の範囲
 - ホ 基準適合性認証審査に関する業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要
- 五 申請者が法第二十三条の七第一項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
- 六 申請者が法第二十三条の七第二項各号のいずれにも該当しないことを証する書類
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

(平一六厚労令一一二(平一七厚労令二五)・追加、平一八厚労令一一六・平二〇厚労令一六三・平二六厚労令八七・平二九厚労令二・一部改正)

(登録認証機関の登録証の交付等)

第二百二十二条 厚生労働大臣は、法第二十三条の六第一項の登録をしたときは、登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。同条第三項の規定により登録を更新したときも、同様とする。

2 前項の登録証は、様式第七十一によるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・平二九厚労令二・一部改正)

(登録認証機関の登録証の書換え交付)

第二百二十三条 登録認証機関は、登録認証機関の登録証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第三による申請書に登録証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二九厚労令二・一部改正)

(登録認証機関の登録証の再交付)

第二百二十四条 登録認証機関は、登録認証機関の登録証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第四による申請書により厚生労働大臣に対して行わなければならない。この場合において、登録証を破り、又は汚した申請者は、申請書にその登録証を添えなければならない。

3 登録認証機関は、登録認証機関の登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、直ちに厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二九厚労令二・一部改正)

(登録認証機関の登録証の返納)

第二百二十五条 登録認証機関は、法第二十三条の十六第一項から第三項までの規定による登録の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに厚生労働大臣に登録認証機関の登録証を返納しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二九厚労令二・一部改正)

(機構に対する登録又は登録の更新に係る調査の申請)

第二百二十五条の二 厚生労働大臣が法第二十三条の六第二項(同条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により機構に調査を行わせることとした場合における同条第一項の登録又は同条第三項の登録の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第七十一の二による申請書により行うものとする。

(平二九厚労令二(平三〇厚労令一五〇)・追加)

(機構による登録等の申請に対する調査の結果の通知)

第二百二十五条の三 機構は、法第二十三条の六第二項の規定による調査をしたときは、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令二(平三〇厚労令一五〇)・旧第二百二十五条の二繰下・一部改正)

(登録の更新の申請)

第二百二十六条 法第二十三条の六第三項の規定による登録の更新の申請は、様式七十二による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る登録認証機関の登録証を添えなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・平二九厚労令二・一部改正)

(登録の変更の届出)

第二百二十七条 登録認証機関は、次に掲げる事項について変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第六による届書を提出しなければならない。

一 法第二十三条の八第二項に規定する事項

二 役員(持分会社にあつては、業務を執行する社員)又は事業主

三 審査員の氏名又はその担当する業務の範囲

四 基準適合性認証審査の業務以外の業務

五 基準適合性認証の業務を行う指定高度管理医療機器等の範囲

(平一六厚労令一一二・追加、平一八厚労令一一六・平二六厚労令八七・平二九厚労令二・一部改正)

(登録認証機関の審査基準)

第二百二十八条 法第二十三条の九第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準のほか、次に掲げる基準とする。

一 基準適合性認証のための審査に必要な情報を収集すること。

二 基準適合性認証の結果の根拠となる審査に係る記録等を邦文で作成し、これを保管すること。

三 内部監査を行い、基準適合性認証の業務に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を採るとともに、当該措置の記録を邦文で作成し、これを保管すること。

四 審査員の資格要件を明らかにし、教育訓練その他の必要な措置を講ずること。

五 その他基準適合性認証の業務の適正な実施のために必要な業務を行うこと。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・平二九厚労令二・一部改正)

(登録認証機関の業務規程)

第二百二十九条 登録認証機関は、法第二十三条の十第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七十三による申請書に当該業務規程(正副二通)を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録認証機関は、法第二十三条の十第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七十四による申請書に変更後の業務規程(正副二通)を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 法第二十三条の十第二項の規定により登録認証機関が業務規程に定めておかなければならない事項は、次のとおりとする。

一 基準適合性認証の実施方法

二 基準適合性認証に関する料金

三 基準適合性認証の一部変更又は取消の実施方法

四 内部監査の実施方法

- 五 基準適合性認証の業務の範囲に応じた審査員の資格要件
- 六 審査員の選任及び解任に関する事項
- 七 審査員の能力の維持管理の方法
- 八 異議申立て及び苦情処理の実施方法
- 九 基準適合性認証に関する記録の保管及び管理の実施方法
(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)
(業務規程の認可証の交付等)

第二百二十九条の二 厚生労働大臣は、法第二十三条の十第一項の認可をしたときは、認可を申請した者に認可証を交付しなければならない。

- 2 前項の認可証は、様式第七十四の二によるものとする。
(平二六厚労令八七・追加)
(帳簿の記載事項等)

第三百十条 法第二十三条の十一に規定する厚生労働省令で定める事項は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準において定められる事項とする。

- 2 前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿に代えることができる。
- 3 登録認証機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準の定める方法により管理し、当該帳簿に記載する基準適合性認証の全てが廃止され、又は取り消された日から十五年間、保存しなければならない。
(平一六厚労令一一二・追加、平二九厚労令二・令五厚労令一六一・一部改正)
(基準適合性認証についての申請)

第三百十一条 法第二十三条の十四第一項(法第二十三条の十四の二において準用する場合を含む。)の規定による申請は、様式第七十五による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申請書には、当該申請に係る概要その他必要な資料を添付しなければならない。
(平一六厚労令一一二・追加、平二九厚労令二・一部改正)
(休廃止等の届出)

第三百十二条 法第二十三条の十五第一項の規定による届出は、基準適合性認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

- (平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)
(機構による登録認証機関に対する検査又は質問の結果の通知)

第三百十二条の二 法第二十三条の十六第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う検査又は質問の結果の通知は、様式第七十五の二による通知書によつて行うものとする。

- (平二九厚労令二・追加)
(旅費の額)

第三百十二条の三 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第三百十二条の五第四項において「職員旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により計算した旅費の額とする。

- 2 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第三百十二条の五第五項において「機構職員旅費相当額」という。)は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。
- 3 前二項の場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。
(平二九厚労令二・追加)

(在勤官署の所在地)

第三百十二条の四 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定するものに限る。)の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

- (平二九厚労令二・追加)

(旅費の額の計算に係る細目)

第三百三十二条の五 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

- 2 法第二十三条の十六第二項第七号の検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。
- 3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。
- 4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、職員旅費相当額に算入しない。
- 5 機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、機構職員旅費相当額に算入しない。

(平二九厚労令二・追加)

(通訳人の旅費の額及び通訳料の額)

第三百三十二条の六 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第二号に規定するものに限る。)及び通訳料(法第二十三条の十六第二項第七号の職員に同行する通訳人に係るものに限る。)の額に相当する額は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)その他の会計に関する法令に規定する手続に従い締結した旅費及び通訳料(以下この条において「旅費等」という。)に係る契約に基づき支払うべき旅費等の額により計算するものとする。

- 2 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第二号に規定するものに限る。)及び通訳料(法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に同行する通訳人に係るものに限る。)の額に相当する額は、会計法その他の会計に関する法令に規定する手続の例に従い締結した旅費等に係る契約に基づき支払うべき旅費等の額により計算するものとする。

(平二九厚労令二・追加)

(電磁的記録の表示方法)

第三百三十三条 法第二十三条の十七第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(平一六厚労令一一二・追加)

(電磁的記録の提供方法)

第三百三十四条 法第二十三条の十七第二項第四号の規定による厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録した物を交付する方法

(平一六厚労令一一二・追加)

(厚生労働大臣等による基準適合性認証の業務)

第三百三十五条 法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは「厚生労働大臣」と、第百十七条第三項中「登録認証機関は」とあるのは「厚生労働大臣は」と、同項中「当該登録認証機関」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

- 2 法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十九条(第三項を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第百十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは「機構」と、第百十七条第三項中「登録認証機関は」とあるのは「機構は」と、同項中「当該登録認証機関」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・平二九厚労令二・令五厚労令一六五・令六厚労令八二・一部改正)

(基準適合性認証の業務の引継ぎ)

第三百三十六条 登録認証機関は、法第二十三条の十八第四項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 基準適合性認証の業務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
 - 二 基準適合性認証の業務に関する帳簿及び書類(電磁的記録を含む。)を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
 - 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項
- 2 厚生労働大臣が法第二十三条の十八第二項の規定により機構に基準適合性認証の業務の全部又は一部を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機

構」とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二九厚労令二・一部改正)

(登録認証機関の登録等に係る公示の方法)

第百三十六条の二 法第二十三条の八第一項及び第三項、法第二十三条の十五第二項、法第二十三条の十六第四項並びに法第二十三条の十八第三項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(厚生労働大臣への通報)

第百三十七条 登録認証機関は、その業務において薬事に関する法令に違反する事実を知つたときは、速やかに厚生労働大臣に通報しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加)

第四章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の製造販売業の許可の申請)

第百三十七条の二 法第二十三条の二十第一項の再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者は、同条第二項の規定により、様式第九による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出するものとする。

2 法第二十三条の二十第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

二 許可の種類

三 再生医療等製品総括製造販売責任者の住所及び資格

3 法第二十三条の二十第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

二 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

三 申請者が現に製造販売業の許可を受けている場合にあつては、当該製造販売業の許可証の写し

四 申請者以外の者がその再生医療等製品総括製造販売責任者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその再生医療等製品総括製造販売責任者に対する使用関係を証する書類

五 再生医療等製品総括製造販売責任者が法第二十三条の三十四第一項に規定する者であることを証する書類

4 法第二十三条の二十第三項各号に掲げる書類のうち、申請等の行為の際第一項の申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しないものとする。

5 法第二十三条の二十第二項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(製造販売業の許可証の様式)

第百三十七条の三 再生医療等製品の製造販売業の許可証は、様式第十によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造販売業の許可証の書換え交付の申請)

第百三十七条の四 令第四十三条の四第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造販売業の許可証の再交付の申請)

第百三十七条の五 令第四十三条の五第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造販売業の許可の更新の申請)

第百三十七条の六 法第二十三条の二十第四項の再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請は、様式第十一による申請書を令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

3 第一項において申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令元厚労令七〇・令三厚労令一五・一部改正)

(製造販売業の許可台帳の記載事項)

第百三十七条の七 令第四十三條の七第一項に規定する法第二十三條の二十第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 製造販売業者の氏名及び住所
- 三 再生医療等製品総括製造販売責任者がその業務を行う事務所(以下この章において「主たる機能を有する事務所」という。)の名称及び所在地
- 四 再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名及び住所
- 五 当該製造販売業者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合にあっては、当該許可の種類及び許可番号

(平二六厚労令八七・追加)

(法第二十三條の二十一第二項において準用する法第五條第三号への厚生労働省令で定める者)

第百三十七条の七の二 法第二十三條の二十一第二項において準用する法第五條第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令三厚労令一五・追加)

(製造業の許可の区分)

第百三十七条の八 法第二十三條の二十二第二項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品の製造業の許可の区分は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く。)
- 二 再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

(令三厚労令一五・追加)

(製造業の許可の申請)

第百三十七条の九 法第二十三條の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可を受けようとする者は、同条第三項の規定により、様式第十二による申請書(正本一通及び副本二通)を第二百八十一條の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長に提出するものとする。

2 法第二十三條の二十二第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造所の名称及び所在地
- 二 再生医療等製品製造管理者の住所及び資格

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 二 申請者以外の者がその再生医療等製品製造管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその再生医療等製品製造管理者に対する使用関係を証する書類
- 三 再生医療等製品製造管理者が法第二十三條の三十四第五項の承認を受けた者であることを証する書類
- 四 製造所の構造設備に関する書類
- 五 製造しようとする品目の一覧表及び製造工程に関する書類
- 六 申請者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。)第三十五條第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合にあっては、当該製造業の許可証若しくは登録証又は当該特定細胞加工物の製造の許可証の写し

4 法第二十三條の二十二第三項の申請については、第九條の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「地方厚生局長」と読み替えるものとする。

5 法第二十三條の二十二第六項において準用する法第五條第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・旧第百三十七條の八繰下・一部改正)

(製造業の許可証の様式)

第百三十七条の十 再生医療等製品の製造業の許可証は、様式第十三によるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造業の許可証の書換え交付の申請)

第百三十七条の十一 令第四十三條の十一第二項の申請書(正副二通)は、様式第三によるものとする。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造業の許可証の再交付の申請)

第百三十七条の十二 令第四十三条の十二第二項の申請書(正副二通)は、様式第四によるものとする。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造業の許可の更新の申請)

第百三十七条の十三 法第二十三条の二十二第四項の再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請は、様式第十四による申請書(正本一通及び副本二通)を地方厚生局長に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令元厚労令七〇・令三厚労令一五・一部改正)

(製造業の許可の区分の変更等の申請)

第百三十七条の十四 法第二十三条の二十二第八項の再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとする者は、同条第九項において準用する同条第三項の規定により、様式第十五による申請書(正本一通及び副本二通)を地方厚生局長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 許可証

二 変更又は追加に係る製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類

三 変更し、又は追加しようとする許可の区分に係る製造所の構造設備に関する書類

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(製造業の許可台帳の記載事項)

第百三十七条の十五 令第四十三条の十四に規定する法第二十三条の二十二第一項及び第八項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 許可の区分

三 製造業者の氏名及び住所

四 製造所の名称及び所在地

五 当該製造所の再生医療等製品製造管理者の氏名及び住所

六 当該製造業者が他の製造業の許可若しくは登録又は再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可を受けている場合にあつては、当該製造業の許可の区分及び許可番号若しくは登録番号又は当該特定細胞加工物の製造の許可番号

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(機構に対する製造業の許可又は許可の更新に係る調査の申請)

第百三十七条の十六 法第二十三条の二十三第一項の規定により機構に法第二十三条の二十二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の調査を行わせることとしたときは、令第四十三条の十五に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十二第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第十六による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二十二第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請書に添付して、地方厚生局長を経由して行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(機構による製造業の許可又は許可の更新に係る調査の結果の通知)

第百三十七条の十七 法第二十三条の二十三第四項の規定による調査の結果の通知は、地方厚生局長に対し、様式第十七による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品外国製造業者の認定の区分)

第百三十七条の十八 法第二十三条の二十四第二項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品外国製造業者の認定の区分は、次のとおりとする。

一 再生医療等製品の製造工程の全部又は一部を行うもの(次号に掲げるものを除く。)

二 再生医療等製品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うもの

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品外国製造業者の認定の申請)

第百三十七条の十九 法第二十三条の二十四第一項の規定による再生医療等製品外国製造業者の認定を受けようとする者は、同条第三項において準用する法第二十三条の二十二第三項の規定により、様式第十八による申請書(正副二通)を提出するものとする。

2 法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 製造所の名称及び所在地

二 認定の区分

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 製造所の責任者の履歴書

二 製造品目の一覧表及び製造工程に関する書類

三 製造所の構造設備に関する書類

四 当該再生医療等製品外国製造業者が存する国が再生医療等製品の製造販売業の許可、製造業の許可、製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有する場合においては、当該国の政府機関等が発行する当該制度に係る許可証等の写し

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・旧第百三十七条の十八繰下・一部改正)

(準用)

第百三十七条の二十 法第二十三条の二十四第一項の認定については、第百三十七条の十から第百三十七条の十七までの規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十七条の十	再生医療等製品の製造業の許可証	再生医療等製品外国製造業者の認定証
	様式第十三	様式第十九
第百三十七条の十一第一項	第四十三条の十一第二項	第四十三条の十八第二項
第百三十七条の十二第一項	第四十三条の十二第二項	第四十三条の十九第二項
第百三十七条の十三第一項	法	法第二十三条の二十四第三項において準用する法
	再生医療等製品の製造業の許可	法第二十三条の二十四第一項の認定(以下「再生医療等製品外国製造業者の認定」という。)
	様式第十四	様式第二十
	正本一通及び副本二通)を地方厚生局長	正副二通)を厚生労働大臣
第百三十七条の十三第二項	許可の許可証	認定の認定証
第百三十七条の十四第一項	法	法第二十三条の二十四第三項において準用する法
	再生医療等製品の製造業の許可	再生医療等製品外国製造業者の認定
	追加の許可	追加の認定
	様式第十五	様式第二十一
	正本一通及び副本二通)を地方厚生局長	正副二通)を厚生労働大臣
第百三十七条の十四第二項各号列記以外の部分	当該申請書の提出先とされている地方厚生局長に提出され、又は都道府県知事を経由して地方厚生局長	厚生労働大臣
第百三十七条の十四第二項第一号	許可証	認定証
第百三十七条の十四第二項第三号	許可	認定
第百三十七条の十五各号列記以外の部分	第四十三条の十四に規定する法第二十三条の二十二第一項及び第八項の許可	第四十三条の十七において準用する令第四十三条の十四に規定する法第二十三条の二十四第一項及び同条第三項において準用する法第二十三条の二十二第八項の認定

第百三十七条の十五 第一号	許可番号及び許可年月日	認定番号及び認定年月日
第百三十七条の十五 第二号	許可	認定
第百三十七条の十五 第三号	製造業者	再生医療等製品外国製造業者
第百三十七条の十五 第五号	再生医療等製品製造管理者	責任者
第百三十七条の十五 第六号	製造業者	再生医療等製品外国製造業者
	製造業の許可若しくは登録又は再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の特定細胞加工物の製造の許可	医薬品等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定又は医療機器等外国製造業者の登録
	製造業の許可の区分及び許可番号若しくは登録番号又は当該特定細胞加工物の製造の許可番号	認定の区分及び認定番号又は登録番号
第百三十七条の十六 第一項	第二十三条の二十三第一項	第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十三第一項
	第二十三条の二十二第七項	第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第七項
	第二十三条の二十二第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可	第二十三条の二十四第一項若しくは同条第三項において準用する法第二十三条の二十二第八項の認定又は法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第四項の認定
第百三十七条の十六 第二項	第二十三条の二十二第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可	第二十三条の二十四第一項若しくは同条第三項において準用する法第二十三条の二十二第八項の認定又は法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第四項の認定
	、地方厚生局長を経由して行う	行う
第百三十七条の十七	法	法第二十三条の二十四第三項において準用する法
	地方厚生局長	厚生労働大臣

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(再生医療等製品の製造販売の承認の申請)

第百三十七条の二十一 法第二十三条の二十五第一項の再生医療等製品の製造販売の承認の申請は、様式第七十五の二の二による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている厚生労働大臣に提出されたものについては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 当該品目に係る製造販売業の許可証の写し

二 法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の二十五第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二十八第一項第二号に規定する再生医療等製品であることを明らかにする書類その他必要な書類

(平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令二・一部改正)

(再生医療等製品として不適当な場合)

第百三十七条の二十二 法第二十三条の二十五第二項第三号ハ(同条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の再生医療等製品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る再生医療等製品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(承認申請書に添付すべき資料等)

第百三十七条の二十三 法第二十三条の二十五第三項(同条第十一項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定により第百三十七条の二十一第一項又は第百三十七条の二十七第一項の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る再生医療等製品の構成細胞、導入遺伝子の種類、投与経路、構造、性能等に応じ、次に掲げる資料とする。

- 一 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料
 - 二 製造方法並びに規格及び試験方法等に関する資料
 - 三 安定性に関する資料
 - 四 効能、効果又は性能に関する資料
 - 五 体内動態に関する資料
 - 六 非臨床安全性に関する資料
 - 七 臨床試験等の試験成績に関する資料
 - 八 リスク分析に関する資料
 - 九 法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報に関する資料
- 2 前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二十五第三項の規定により第百三十七条の二十一第一項又は第百三十七条の二十七第一項の申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。ただし、法第二十三条の二十九第一項第一号に規定する新再生医療等製品とその構成細胞、導入遺伝子、用法、用量、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められる再生医療等製品については、当該新再生医療等製品の再審査期間中は、当該新再生医療等製品の承認申請において資料を添付することを要しないとされたもの以外は、医学薬学上公知であると認められない。
- 3 第一項各号に掲げる資料を作成するために必要とされる試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。
- 4 申請者は、申請に係る再生医療等製品がその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる資料については、当該資料を作成するために必要とされる試験が前項に規定する試験施設等において実施されたものでない場合であつても、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 5 第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣が申請に係る再生医療等製品の承認のための審査につき必要と認めて当該再生医療等製品の見本品その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(緊急承認に係る再生医療等製品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予)

第百三十七条の二十三の二 厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二十六の二第一項の規定による法第二十三条の二十五の承認を受けて製造販売しようとする再生医療等製品について、前条第一項各号(第七号を除く。)に掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

(令四厚労令八四・追加)

(特例承認に係る再生医療等製品の承認申請書に添付すべき資料の提出の猶予)

第百三十七条の二十四 厚生労働大臣は、申請者が法第二十三条の二十八第一項の規定による法第二十三条の二十五の承認を受けて製造販売しようとする再生医療等製品について、第百三十七条の二十三第一項各号(第七号を除く。)に掲げる資料を添付することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

(平二六厚労令八七・追加、令四厚労令八四・一部改正)

(申請資料の信頼性の基準)

第百三十七条の二十五 法第二十三条の二十五第三項後段(同条第十一項において準用する場合及び法第二十三条の二十六第五項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する資料は、再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十八号)、再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十九号)及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第九十号)に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

- 一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。
- 二 前号の調査又は試験において、申請に係る再生医療等製品についてその申請に係る品質、有効性又は安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。
- 三 当該資料の根拠になった資料は、法第二十三条の二十五第一項の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)又は同条第十一項の承認(法第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)を与える又は与えない旨の処分の日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(原薬等登録原簿に登録されたことを証する書面に代えることができる資料)

第百三十七条の二十六 法第二十三条の二十五第一項又は第十一項の承認の申請をしようとする者は、第二百八十条の四第二項の登録証の写し及び当該原薬等についての原薬等登録業者との契約書その他の当該原薬等を申請に係る品目に使用することを証する書類をもつて、法第二十三条の二十五第三項に規定する資料のうち、第百三十七条の二十三第一項第二号から第四号までに掲げる資料の一部に代えることができる。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(承認事項の一部変更の承認)

第百三十七条の二十七 法第二十三条の二十五第十一項の再生医療等製品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請は、様式第七十五の三による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。

- 2 法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の二十五第十一項の承認を申請しようとするときは、前項の申請書に、第百三十七条の二十一第二項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(承認事項の軽微な変更の範囲)

第百三十七条の二十八 法第二十三条の二十五第十一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

- 一 当該品目の本質、特性、性能及び安全性に影響を与える製造方法等の変更
- 二 規格及び試験方法に掲げる事項の削除及び規格の変更
- 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
- 四 用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する追加、変更又は削除
- 五 前各号に掲げる変更のほか、製品の品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのあるもの

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(軽微な変更の届出)

第百三十七条の二十九 法第二十三条の二十五第十二項の規定による届出は、様式第七十五の四による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の届出は、法第二十三条の二十五第十一項の軽微な変更をした後三十日以内に行わなければならない。
- 3 厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項(法第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により機構に法第二十三条の二十七第一項に規定する再生医療等製品審査等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(承認台帳の記載事項)

第百三十七条の三十 令第四十三条の二十二に規定する法第二十三条の二十五第一項及び第十一項の承認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 承認番号及び承認年月日
- 二 承認を受けた者の氏名及び住所
- 三 承認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
- 四 当該品目の製造所の名称及び所在地
- 五 当該品目の製造所が受けている製造業者の許可の区分及び許可番号又は外国製造業者の認定の区分及び認定番号
- 六 当該品目の名称
- 七 当該品目の成分及び分量又は形状、構造及び原理
- 八 当該品目の効能、効果又は使用目的
- 九 当該品目の用法及び用量又は使用方法
- 十 当該品目の規格及び試験方法

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(再生医療等製品適合性調査の申請)

第百三十七条の三十一 法第二十三条の二十五第六項(同条第十一項において準用する場合を含む。)若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二項(再生医療等製品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下この章において「再生医療等製品適合性調査」という。)の申請は、様式第七十五の五による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 再生医療等製品適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
- 二 再生医療等製品適合性調査に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

3 厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に再生医療等製品適合性調査を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(再生医療等製品適合性調査の結果の通知)

第百三十七条の三十二 再生医療等製品適合性調査実施者(令第四十三条の二十五に規定する再生医療等製品適合性調査実施者をいう。)が同条の規定により再生医療等製品製造販売業許可権者(同条に規定する再生医療等製品製造販売業許可権者をいう。)に対して行う再生医療等製品適合性調査の結果の通知は、様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品適合性調査台帳の記載事項)

第百三十七条の三十三 令第四十三条の二十六に規定する再生医療等製品適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 調査結果及び結果通知年月日
- 二 当該品目の名称
- 三 当該品目に係る製造販売の承認を受けようとする者又は承認を受けた者の氏名及び住所
- 四 承認番号及び承認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る製造販売の承認を受けている場合に限る。)
- 五 製造所の名称及び所在地
- 六 製造業者又は再生医療等製品外国製造業者の氏名及び住所
- 七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品適合性調査を行わない承認された事項の変更)

第百三十七条の三十四 令第四十三条の二十七第一項の厚生労働省令で定める変更は、当該品目の用法、用量、効能又は効果に関する追加、変更又は削除その他の当該品目の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えない変更とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品区分適合性調査)

第百三十七条の三十四の二 法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第二項の規定による調査(以下「再生医療等製品区分適合性調査」という。)の申請は、様式第七十五の六の二による申請書を機構を経由して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

- 一 再生医療等製品区分適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料
- 二 再生医療等製品区分適合性調査に係る製造業者及び製造所における製造管理及び品質管理に関する資料

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品区分適合性調査の結果の通知)

第百三十七条の三十四の三 再生医療等製品区分適合性調査を行つた者が同条の規定により再生医療等製品製造販売業許可権者(令第四十三条の二十五に規定する再生医療等製品製造販売業許可権者をいう。)に対して行う再生医療等製品区分適合性調査の結果の通知は、様式第七十五の六の三による通知書によつて行うものとする。ただし、機構が厚生労働大臣に対して行う当該通知については、第百三十七条の三十七第三項に規定する結果の通知をもつてこれに代えるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(資料の提出の請求等)

第百三十七条の三十四の四 法第二十三条の二十五条第一項の承認を受けた者は、当該再生医療等製品の製造業者に対し、法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第二項の調査に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを報告し、又は提出しなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品基準確認証の交付)

第百三十七条の三十四の五 基準確認証(法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第三項の基準確認証をいう。以下この条から第百三十七条の三十四の八までにおいて同じ。)は、様式第七十五の六の四によるものとする。

2 基準確認証の交付を受けた者は、当該基準確認証と同一の内容(有効期間を除く。)を証する別の有効な基準確認証を保有している場合にあっては、これを返納するものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品基準確認証の書換え交付の申請)

第百三十七条の三十四の六 令第四十三条の三十一第二項の申請書は、様式第三によるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品基準確認証の再交付の申請)

第百三十七条の三十四の七 令第四十三条の三十二第二項の申請書は、様式第四によるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品区分適合性調査台帳の記載事項)

第百三十七条の三十四の八 令第四十三条の三十三第一項に規定する再生医療等製品区分適合性調査に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 調査結果及び調査結果通知年月日
- 二 製造所の名称及び所在地
- 三 製造業者の氏名及び住所
- 四 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日
- 五 法第二十三条の二十五第七項に規定する製造工程の区分
- 六 調査を行つた区分に係る品目及び製造販売業者の数
- 七 基準確認証を交付した場合にあっては、その番号

(令三厚労令一五・追加)

(緊急承認又は条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告)

第百三十七条の三十五 法第二十三条の二十六第一項又は法第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付した法第二十三条の二十五の承認を受けた再生医療等製品につき当該承認を受けた者が行う法第二十三条の二十六第三項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の調査は、当該期限(同条第二項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。))の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの)までの期間、当該再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等について行うものとする。

2 法第二十三条の二十六第三項の規定による厚生労働大臣に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該再生医療等製品の名称
- 二 承認番号及び承認年月日
- 三 調査期間及び調査症例数
- 四 当該再生医療等製品の出荷数量
- 五 調査結果の概要及び解析結果
- 六 不具合等の種類別発現状況
- 七 不具合等の発現症例一覧

3 前項の報告は、当該調査に係る再生医療等製品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する再生医療等製品にあっては、厚生労働大臣が指示する期間)以内ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令四厚労令四三・令四厚労令八四・一部改正)

(機構に対する再生医療等製品の製造販売の承認に係る審査又は調査の申請)

第百三十七条の三十六 法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十五の承認のための審査を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十四に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十五第一項又は第十一項の承認の申請者は、機構に当該審査の申請をしなければならない。

2 法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十五第五項後段(同条第十一項において準用する場合を含む。)の調査を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十四に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十五第一項又は第十一項の承認の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

3 前二項の申請は、様式第七十五の七による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二十五第一項又は第十一項の承認の申請書に添付して行うものとする。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十六の二第二項(法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうかの調査を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十四に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十六の二第一項の規定による法第二十三条の二十五の承認を受けようとする者又は同項による同条の承認を受けた者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

5 前項の申請は、様式第七十五の七による申請書を機構に提出することによって行うものとする。

6 法第二十三条の二十七第一項の規定により機構が行う法第二十三条の二十五の承認のための審査及び同条第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の二十六の二第二項(法第二十三条の二十五第三項前段に規定する資料についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査(次条において「再生医療等製品審査等」という。)については、第百三十七条の二十三第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に掲げるもの及び前項に規定するもののほか、厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、「審査」とあるのは「審査又は法第二十三条の二十五第五項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(機構による再生医療等製品審査等の結果の通知)

第百三十七条の三十七 法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品審査等の結果の通知は、様式第七十五の八による通知書によつて行うものとする。

2 法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二十五第六項(同条第十一項において準用する場合を含む。)若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二項(再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の通知は、様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

3 法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二十五の二において準用する法第十四条の二第一項の確認の結果の通知は、様式第七十五の六の三による通知書によつて行うものとする。

4 法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第二十三条の二十五第十二項の規定による届出の状況の通知は、様式第二十九による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(新再生医療等製品等の再審査の申請)

第百三十七条の三十八 法第二十三条の二十九第一項の規定による同項各号に掲げる再生医療等製品の再審査の申請は、様式第七十五の九による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(再審査に関する調査期間に係る厚生労働省令で定める再生医療等製品)

第百三十七条の三十九 法第二十三条の二十九第一項第一号イに規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、その製造販売の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。次項及び次条第一項において同じ。)のあつた日後六年を超える期間当該再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等に関する調査が必要であると認められる希少疾病用再生医療等製品及び先駆的再生医療等製品以外の再生医療等製品とする。

2 法第二十三条の二十九第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品と用法(投与経路を除く。)、用量又は使用方法が明らかに異なる再生医療等製品であつて構成細胞又は導入遺伝子及び投与経路が同一のもの(同号イに掲げる再生医療等製品を除く。)その他既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品との相違が軽微であると認められる再生医療等製品(同号イに掲げる再生医療等製品を除く。)とする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(再審査申請書に添付すべき資料等)

第百三十七条の四十 法第二十三条の二十九第四項の規定により第百三十七条の三十八の申請書に添付しなければならない資料は、申請に係る再生医療等製品の使用成績に関する資料その他当該再生医療等製品の効能、効果又は性能及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する資料とする。

2 前項に規定する資料については、第百三十七条の二十三第三項の規定を準用する。

3 法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請をする者については、第百三十七条の二十三第四項の規定を準用する。

4 第一項及び前項において準用する第百三十七条の二十三第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該再生医療等製品の再審査につき必要と認めて資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(再審査の調査に係る再生医療等製品の範囲)

第百三十七条の四十一 法第二十三条の二十九第四項後段に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、同条第一項各号に掲げる再生医療等製品とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(再審査申請資料の信頼性の基準)

第百三十七条の四十二 法第二十三条の二十九第四項後段に規定する資料については、第百三十七条の二十五の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第二十三条の二十五第一項の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)又は同条第十一項の承認を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは、「法第二十三条の二十九第一項の再審査の終了の日」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(新再生医療等製品等の使用の成績等に関する調査及び結果の報告等)

第百三十七条の四十三 次の各号に掲げる再生医療等製品につき法第二十三条の二十五の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。第三項において同じ。)を受けた者が行う法第二十三条の二十九第六項の調査は、当該各号に定める期間当該再生医療等製品の不具合等その他の使用の成績等について行うものとする。

- 一 法第二十三条の二十九第一項第一号に規定する新再生医療等製品 同号に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)
 - 二 法第二十三条の二十九第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した再生医療等製品 その製造販売の承認を受けた日から同号に規定する厚生労働大臣の指示する期間の開始の日の前日まで
- 2 法第二十三条の二十九第六項の規定による厚生労働大臣に対する報告又は法第二十三条の三十第二項前段の規定による機構に対する報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 当該再生医療等製品の名称
 - 二 承認番号及び承認年月日
 - 三 調査期間及び調査症例数
 - 四 当該再生医療等製品の出荷数量
 - 五 調査結果の概要及び解析結果
 - 六 不具合等の種類別発現状況
 - 七 不具合等の発現症例一覧
- 3 前項の報告は、当該調査に係る再生医療等製品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して一年(厚生労働大臣が指示する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間)以内ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。
- 4 前項に規定する期間の満了日(この項において「報告期限日」という。)が第一項各号の期間の満了日以降となる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、法第二十三条の二十九第一項に基づき再審査の申請を行うことをもつて、第一項各号の期間の満了日以降に報告期限日が到来する場合における第二項の報告に代えることができる。
- 5 法第二十三条の三十第二項後段の規定により厚生労働大臣に対して行う第二項の報告を受けた旨の通知は、様式第三十一による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(機構に対する再審査に係る確認又は調査の申請)

第百三十七条の四十四 法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の二十九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査(以下この条及び次条において「再生医療等製品確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十七に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請者は、機構に当該再生医療等製品確認等の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請は、様式第七十五の十による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請書に添付して行うものとする。
- 3 法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構が行う再生医療等製品確認等については、第百三十七条の四十第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項及び前項において準用する第百三十七条の二十三第四項に規定するもののほか、厚生労働大臣が当該」とあるのは「機構が」と、「再審査」とあるのは「法第二十三条の二十九第三項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査」と、「厚生労働大臣に」とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣に」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(機構による再審査の再生医療等製品確認等の結果の通知)

第百三十七条の四十五 法第二十三条の三十第一項において準用する法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品確認等の結果の通知は、様式第七十五の十一による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(再生医療等製品の再評価の申請等)

第百三十七条の四十六 法第二十三条の三十一の再生医療等製品の再評価の申請は、様式第七十五の十二による申請書(正本一通及び副本二通)を提出することによつて行うものとする。

- 2 法第二十三条の三十一第一項の再生医療等製品の再評価に際して提出する資料については、第百三十七条の二十三第三項の規定を準用する。
- 3 法第二十三条の三十一第一項の再生医療等製品の再評価の申請をする者については、第百三十七条の二十三第四項の規定を準用する。
- 4 法第二十三条の三十一第四項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品は、同条第一項の厚生労働大臣の指定に係る再生医療等製品とする。
- 5 法第二十三条の三十一第四項に規定する資料については、第百三十七条の二十五の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「法第二十三条の二十五第一項の承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)又は同条第十一項の承認を与える又は与えない旨の処分の日」とあるのは、「法第二十三条の三十一の再評価の終了の日」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(再生医療等製品の再評価に係る公示の方法)

第百三十七条の四十六の二 法第二十三条の三十一第一項の規定による公示は、官報に掲載する方法により行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(機構に対する再評価に係る確認又は調査の申請)

第百三十七条の四十七 法第二十三条の三十二第一項において準用する法第二十三条の二十七第一項の規定により機構に法第二十三条の三十一第二項の規定による確認又は同条第五項の規定による調査(以下この条及び次条において「再生医療等製品確認等」という。)を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十九に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の三十一第一項の再評価の申請者は、機構に当該再生医療等製品確認等の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請は、様式第七十五の十三による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の三十一第一項の再評価の申請書に添付して、厚生労働大臣を経由して行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(機構による再評価に係る再生医療等製品確認等の結果の通知)

第百三十七条の四十八 法第二十三条の三十二第一項において準用する法第二十三条の二十七第六項の規定により厚生労働大臣に対して行う再生医療等製品確認等の結果の通知は、様式第七十五の十四による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(再生医療等製品の変更計画の確認の申請)

第百三十七条の四十八の二 法第二十三条の三十二の二第一項の変更計画の確認の申請は、様式第七十五の十四の二による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 2 法第二十三条の三十二の二第一項の変更計画の変更の確認の申請は、様式第七十五の十四の三による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 3 前二項の申請書には、次の各号に掲げる確認の区分に応じて当該各号に定める資料を添えなければならない。

一 再生医療等製品の変更計画の確認 次に掲げる資料

イ 変更計画

ロ 製造方法等の変更が再生医療等製品の品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容、方法及び判定基準に関する資料

ハ 変更計画に関連する、再生医療等製品の製造工程の稼働性能又は製品の品質を保証するための管理に関する資料

ニ その他変更計画の確認の際に必要な資料

二 再生医療等製品の変更計画の変更の確認 前号に掲げる資料及び確認を受けた変更計画の写し

- 4 前項各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が申請に係る再生医療等製品の変更計画の確認又は変更計画の変更の確認につき必要と認めて当該再生医療等製品の試験成績その他の資料の提出を求めたときは、申請者は、当該資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 5 厚生労働大臣が法第二十三条の三十二の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項、第二項及び前項の規定の適用については、第一項及び第二項中「厚生労働大臣」

とあるのは「機構を経由して厚生労働大臣」と、前項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」とする。

(令三厚労令一五・追加)

(変更計画の確認を受けることができる場合)

第百三十七条の四十八の三 再生医療等製品に係る法第二十三条の三十二の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項の変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。

- 一 形状、構造、成分、分量又は本質(構成細胞又は導入遺伝子を除く。)
- 二 製造方法
- 三 貯蔵方法及び有効期間
- 四 規格及び試験方法
- 五 製造販売する品目の製造所
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該再生医療等製品の有効性及び安全性に影響を与えないと認められる事項

(令三厚労令一五・追加)

(変更計画の確認を受けることができない場合)

第百三十七条の四十八の四 法第二十三条の三十二の二第一項第二号の厚生労働省令で定める変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- 一 法第四十一条第三項又は法第四十二条第一項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更
- 二 実施した場合に品質への影響を予測することが困難な新たな製造方法への変更
- 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する重要な変更
- 四 実施の前後において、当該再生医療等製品の品質、有効性及び安全性が同等であることを確かめるために品質試験以外の試験を行わなければならないと認められる変更
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に重大な影響を与えるおそれのある変更

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品として不適当な場合)

第百三十七条の四十八の五 法第二十三条の三十二の二第一項第三号ハの再生医療等製品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る再生医療等製品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

(令三厚労令一五・追加)

(製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更)

第百三十七条の四十八の六 法第二十三条の三十二の二第三項の製造管理又は品質管理の方法に影響を与えるおそれがある変更として厚生労働省令で定めるものは、第百三十七条の二十八及び第百三十七条の三十四に規定する変更以外の変更とする。

(令三厚労令一五・追加)

(計画内容の軽微な変更に係る特例)

第百三十七条の四十八の七 確認された変更計画の変更が軽微な変更であるときは、第百三十七条の四十八の二の規定にかかわらず、様式第七十五の十四の四による届書(正副二通)に次の各号に掲げる資料を添えて、厚生労働大臣に法第二十三条の三十二の二第一項の変更計画の変更を届け出ることができる。

- 一 変更計画の変更案
 - 二 変更理由
- 2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。
- 一 再生医療等製品の製造方法又は品質に及ぼす影響を評価するための試験の内容及び方法の重要な変更
 - 二 前号の試験に係る判定基準を緩和する変更
 - 三 確認された変更計画に含まれる製造工程の稼働性能又は製品の品質を保証するための管理に係る重要な変更
 - 四 その他前三号に掲げる変更とみなされる変更
- 3 厚生労働大臣が法第二十三条の三十二の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品変更計画確認台帳の記載事項)

第百三十七条の四十八の八 令第四十三条の四十一第一項に規定する再生医療等製品変更計画確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 確認番号及び確認年月日
- 二 確認を受けた者の氏名及び住所
- 三 確認を受けた者の製造販売業の許可の種類及び許可番号
- 四 当該品目の製造所の名称

五 当該品目の製造所が受けている製造業者の許可の区分及び許可番号又は再生医療等製品外国製造業者の認定の区分及び認定番号

六 当該品目の名称

七 当該品目の形状、構造、成分、分量又は本質

八 当該品目の規格及び試験方法

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品適合性確認の申請等)

第百三十七条の四十八の九 法第二十三条の三十二の二第三項の確認(以下「再生医療等製品適合性確認」という。)の申請は、様式第七十五の十四の五による申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

一 再生医療等製品適合性確認に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料

二 再生医療等製品適合性確認に係る製造所の製造管理及び品質管理に関する資料

3 厚生労働大臣は、再生医療等製品適合性確認をしたときは、様式第七十五の十四の六による通知書を申請者に通知するものとする。

4 厚生労働大臣が法第二十三条の三十二の二第八項の規定により機構に再生医療等製品適合性確認を行わせることとした場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品適合性確認台帳の記載事項)

第百三十七条の四十八の十 令第四十三条の四十二第二項に規定する再生医療等製品適合性確認に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 確認結果及び確認結果通知年月日

二 当該品目の名称

三 当該品目に係る変更計画の確認を受けようとする者又は変更計画の確認を受けた者の氏名及び住所

四 変更計画確認番号及び変更計画確認年月日(前号に掲げる者が既に当該品目に係る変更計画の確認を受けている場合に限る。)

五 製造所の名称及び所在地

六 製造業者又は再生医療等製品外国製造業者の氏名及び住所

七 前号の製造業者が受けている製造業の許可番号及び許可年月日又は再生医療等製品外国製造業者の認定番号及び認定年月日

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品適合性確認の結果の通知)

第百三十七条の四十八の十一 令第四十三条の四十四の規定による再生医療等製品適合性確認の結果の通知は、様式第七十五の十四の七による通知書によつて行うものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(届出後に変更を行うことができるようになるまでの日数)

第百三十七条の四十八の十二 法第二十三条の三十二の二第六項の厚生労働省令で定める日数は、四十日(変更計画について最後に法第二十三条の三十二の二第一項の規定による確認を受けてから、第百三十七条の四十八の七第一項の規定による届出を行っていない場合は、二十日)(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日及び土曜日は、算入しない。)とする。

(令三厚労令一五・追加)

(変更計画に従つた変更に係る届出)

第百三十七条の四十八の十三 法第二十三条の三十二の二第六項の規定による届出は、様式第七十五の十四の八による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第百三十七条の四十八の二第三項第一号口で示された試験の結果が判定基準に適合していることを説明する資料

二 法第二十三条の三十二の二第三項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合している旨の確認を受けた場合には、その結果に関する書類

三 その他届出に係る変更が変更計画に従つた変更であることの確認の際に必要な資料

3 前項第一号及び第三号に規定する資料は、再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令及び再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるもののほか、次に掲げるところにより、収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

一 当該資料は、これを作成することを目的として行われた調査又は試験において得られた結果に基づき正確に作成されたものであること。

- 二 前号の調査又は試験において、届出に係る再生医療等製品についてその届出に係る品質、有効性及び安全性を有することを疑わせる調査結果、試験成績等が得られた場合には、当該調査結果、試験成績等についても検討及び評価が行われ、その結果が当該資料に記載されていること。
- 三 当該資料の根拠となつた資料は、第一項の届書を提出した日から前条に定める日数が経過する日まで保存されていること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。
- 4 厚生労働大臣が法第二十三条の三十二の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構を経由して厚生労働大臣」とする。
- (令三厚労令一五・追加)
- (機構に対する再生医療等製品変更計画確認の申請)
- 第三百三十七条の四十八の十四 厚生労働大臣が法第二十三条の三十二の二第八項の規定により機構に同条第一項の確認を行わせることとしたときは、令第四十三条の三十四に規定する再生医療等製品に係る法第二十三条の三十二の二第一項の確認の申請者は、機構に当該確認の申請をしなければならない。
- 2 前項の申請は、様式第七十五の十四の九による申請書を当該申請に係る品目の法第二十三条の三十二の二第一項の確認の申請書に添付して行うものとする。
- (令三厚労令一五・追加、令四厚労令八四・一部改正)
- (機構による再生医療等製品変更計画確認の結果等の通知)
- 第三百三十七条の四十八の十五 法第二十三条の三十二の二第九項の規定により読み替えて準用する法第二十三条の二十七第六項の規定による法第二十三条の三十二の二第一項の確認の結果の通知は、様式第七十五の十四の十による通知書によつて行うものとする。
- 2 法第二十三条の三十二の二第九項の規定により読み替えて準用する法第二十三条の二十七第六項の規定による法第二十三条の三十二の二第三項の確認の結果の通知は、様式第七十五の十四の七による通知書によつて行うものとする。
- 3 法第二十三条の三十二の二第十一項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う届出の状況の通知は、様式第七十五の十四の十一による通知書によつて行うものとする。
- (令三厚労令一五・追加)
- (承継の届出)
- 第三百三十七条の四十九 法第二十三条の三十三第一項の厚生労働省令で定める資料及び情報は、次のとおりとする。
- 一 法第二十三条の二十二第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)の許可又は法第二十三条の二十四第一項の認定の申請に際して提出した資料
 - 二 法第二十三条の二十五第一項の承認の申請及び同条第十一項の当該承認事項の一部変更の承認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
 - 三 法第二十三条の二十六第三項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
 - 四 法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
 - 五 法第二十三条の二十九第六項の規定による報告に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
 - 六 法第二十三条の三十一第一項の再評価の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
 - 七 法第二十三条の三十二の二第一項及び第三項の確認の申請に際して提出した資料及びその根拠となつた資料並びに同条第六項の届出に際して提出した資料及びその根拠となつた資料
 - 八 法第六十八条の七第一項の規定による再生医療等製品に関する記録及び当該記録に関連する資料
 - 九 品質管理の業務に関する資料及び情報
 - 十 製造販売後安全管理の業務に関する資料及び情報
 - 十一 その他品質、有効性及び安全性に関する資料及び情報
- 2 法第二十三条の三十三第三項の規定による届出は、様式第七十五の十五による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書には、再生医療等製品承認取得者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。
- (平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)
- (再生医療等製品総括製造販売責任者の基準)
- 第三百三十七条の五十 再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を行う者に係る法第二十三条の三十四第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 大学等で医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した者
 - 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、医学、歯学、薬学、獣医学又は生物学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者

三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品総括製造販売責任者の業務及び遵守事項)

第百三十七条の五十一 法第二十三条の三十四第四項に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者が行う再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

一 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令により再生医療等製品総括製造販売責任者が行うこととされた業務

二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令により再生医療等製品総括製造販売責任者が行うこととされた業務

三 法第二十三条の三十五の二第一項第一号に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者が有する権限に係る業務

2 法第二十三条の三十四第四項に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 品質管理及び製造販売後安全管理業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

二 法第二十三条の三十四第三項の規定により製造販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

三 再生医療等製品の品質管理に関する業務の責任者(以下「再生医療等製品品質保証責任者」という。)及び製造販売後安全管理に関する業務の責任者(以下「再生医療等製品安全管理責任者」という。)との相互の密接な連携を図ること。

(令三厚労令一五・全改)

(再生医療等製品製造管理者の承認)

第百三十七条の五十二 法第二十三条の三十四第五項の承認の申請は、様式第七十五の十六による申請書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る再生医療等製品製造管理者になろうとする者の履歴書を添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(再生医療等製品製造管理者の業務及び遵守事項)

第百三十七条の五十三 法第二十三条の三十四第九項の再生医療等製品製造管理者が行う再生医療等製品の製造の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

一 再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第九十三号)により再生医療等製品製造管理者が行うこととされた業務

二 法第二十三条の三十五の二第三項第一号に規定する再生医療等製品製造管理者が有する権限に係る業務

2 法第二十三条の三十四第九項の再生医療等製品製造管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 製造の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

二 法第二十三条の三十四第七項の規定により製造業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを五年間保存すること。

(令三厚労令一五・全改)

(製造、試験等に関する記録)

第百三十七条の五十四 再生医療等製品製造管理者は、製造及び試験に関する記録その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間(当該記録に係る再生医療等製品に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間)保管しなければならない。ただし、この省令の他の規定又は薬事に関する他の法令の規定により、記録の作成及びその保管が義務付けられている場合には、この限りでない。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の製造販売業者の遵守事項)

第百三十七条の五十五 法第二十三条の三十五第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 薬事に関する法令に従い適正に製造販売が行われるよう必要な配慮をすること。

二 製造販売しようとする製品の品質管理を適正に行うこと。

三 製造販売しようとする製品の製造販売後安全管理を適正に行うこと。

四 再生医療等製品総括製造販売責任者、再生医療等製品品質保証責任者及び再生医療等製品安全管理責任者のいずれもその製造販売する品目の特性に関する専門的知識を有しない場合にあっては、再生医療等製品総括製造販売責任者を補佐する者として当該専門的知識を有する者を置くこと。

五 再生医療等製品総括製造販売責任者、再生医療等製品品質保証責任者及び再生医療等製品安全管理責任者がそれぞれ相互に連携協力し、その業務を行うことができるよう必要な配慮をすること。

六 再生医療等製品総括製造販売責任者が第百三十七条の五十一の規定による責務を果たすために必要な配慮をすること。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(再生医療等製品の製造販売後臨床試験の製造販売業者の遵守事項)

第百三十七条の五十五の二 再生医療等製品の製造販売業者が、再生医療等製品の製造販売後臨床試験(再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令第二条第一項第三号に規定する製造販売後臨床試験をいう。以下この条において同じ。)の実施に当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品の製造販売後臨床試験の実施に関する再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 再生医療等製品の製造販売後臨床試験を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他再生医療等製品の製造販売後臨床試験実施の透明性の確保及び国民の再生医療等製品の製造販売後臨床試験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表すること。これを変更したときも、同様とする。
- 三 再生医療等製品の製造販売後臨床試験を中止し、又は終了したときは、原則として再生医療等製品の製造販売後臨床試験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表すること。

(令四厚労令一四〇・追加)

(製造販売のための再生医療等製品の輸入に係る手続)

第百三十七条の五十六 製造販売のために再生医療等製品を、業として、輸入しようとする製造販売業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

- 一 法第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の承認又はその申請
- 二 法第二十三条の三十七第一項の承認又はその申請

(平二七厚労令一六一・全改、令三厚労令一五・一部改正)

(製造のための再生医療等製品の輸入に係る手続)

第百三十七条の五十七 製造のために再生医療等製品を、業として、輸入しようとする製造業者は、通関のときまでに、輸入しようとする品目について、次のいずれかが行われていることを証する書類又はその写しを有していなければならない。

- 一 法第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の承認又はその申請
- 二 法第二十三条の三十七第一項の承認又はその申請
- 三 法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録

(平二七厚労令一六一・全改、令三厚労令一五・一部改正)

(製造管理又は品質管理の方法の基準への適合)

第百三十七条の五十八 再生医療等製品の製造業者又は法第二十三条の二十四第一項の認定を受けた再生医療等製品外国製造業者(以下「認定再生医療等製品外国製造業者」という。)は、その製造所における製造管理又は品質管理の方法を、法第二十三条の二十五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(製造販売後安全管理業務を委託することができる範囲)

第百三十七条の五十九 法第二十三条の三十五第五項の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他再生医療等製品の適正な使用のために必要な情報(以下この章において「安全管理情報」という。)の収集
- 二 安全管理情報の解析
- 三 安全管理情報の検討の結果に基づく必要な措置の実施
- 四 収集した安全管理情報の保存その他の前三号に附帯する業務

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(製造販売後安全管理業務を再委託することができる範囲)

第百三十七条の六十 再生医療等製品の製造販売業者は、製造販売後安全管理業務を受託する者(以下この章において「受託者」という。)に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再生医療等製品の製造販売業者は、機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けた再生医療等製品に関する製造販売後安全管理業務を当該機械器具等を供給する医療機器の製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務を再委託させることができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、再生医療等製品の製造販売業者は、他の再生医療等製品の製造販売業者に再生医療等製品を販売し、又は授与する場合であつて、当該再生医療等製品に関する製造販売後安全管理業務を当該製造販売業者に委託する場合には、受託者に、当該製造販売後安全管理業務のうち、前条第一号から第三号までに掲げる業務を再委託させることができる。

- 4 再生医療等製品の製造販売業者は、前二項の規定により製造販売後安全管理業務を再受託する者に、当該製造販売後安全管理業務をさらに委託させてはならない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(再生医療等製品の製造販売後安全管理業務を委託する方法)

- 第百三十七条の六十一 製造販売業者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、当該業務の受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 委託する業務(以下この条において「委託安全確保業務」という。)を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。
 - 二 委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者(以下この条及び第百三十七条の六十三において「受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。
 - 三 委託安全確保業務に係る次項の手順書その他委託安全確保業務に必要な文書(以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。)の写しを委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。
- 2 製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、次に掲げる手順を記載した委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成しなければならない。
- 一 安全管理情報の収集に関する手順
 - 二 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順
 - 三 安全確保措置の実施に関する手順
 - 四 受託安全管理実施責任者から再生医療等製品安全管理責任者への報告に関する手順
 - 五 市販直後調査に関する手順
 - 六 委託の手順
 - 七 委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順
 - 八 再生医療等製品品質保証責任者その他の再生医療等製品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順
 - 九 その他委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順
- 3 製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。
- 一 委託安全確保業務の範囲
 - 二 受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する委託安全確保業務の範囲に関する事項
 - 三 委託安全確保業務に係る前項各号(第六号を除く。)に掲げる手順に関する事項
 - 四 委託安全確保業務の実施の指示に関する事項
 - 五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項
 - 六 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項
 - 七 第九項の情報提供に関する事項
 - 八 その他必要な事項
- 4 製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を再生医療等製品安全管理責任者に行わせなければならない。
- 一 委託安全確保業務を統括すること。
 - 二 受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること(第百三十七条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。)
 - 三 受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 四 受託者が委託安全確保業務を適正かつ円滑に行っているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
 - 五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、製造販売業者及び再生医療等製品総括製造販売責任者に文書により報告すること。
- 5 製造販売業者は、市販直後調査に係る業務であつて再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を委託する場合においては、製造販売後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を再生医療等製品安全管理責任者に行わせなければならない。
- 一 受託安全管理実施責任者に委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 二 前号の文書を保存すること。
- 6 製造販売業者は、再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第四号に掲げる業務を委託する場合においては、当該委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者に委託

しなければならない。この場合において、製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により受託者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一 委託安全確保業務の範囲

二 その他必要な事項

7 製造販売業者は、再生医療等製品安全管理責任者に委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示し、その文書を保存しなければならない。

8 製造販売業者は、前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、当該措置が講じられたことを確認し、その記録を保存しなければならない。

9 製造販売業者は、委託安全確保業務を行う上で必要な情報を受託者に提供しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(委託安全確保業務に係る記録の保存)

第百三十七条の六十二 前条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間は、次の各号に掲げる再生医療等製品について、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 再生医療等製品(次号に掲げるものを除く。)に係る記録 利用しなくなった日から十年間

二 指定再生医療等製品に係る記録 利用しなくなった日から三十年間

2 製造販売業者は、前条の規定にかかわらず、製造販売後安全管理業務手順書等又はあらかじめ定めた文書に基づき、同条の規定により記録を保存しなければならないとされている者に代えて、製造販売業者が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の製造販売後安全管理業務を再委託する方法)

第百三十七条の六十三 受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、当該業務の再受託者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 再委託する業務(以下この条において「再委託安全確保業務」という。)を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する者であること。

二 再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する当該業務の実施に係る責任者(以下この条において「再受託安全管理実施責任者」という。)を置いていること。

三 再委託安全確保業務に係る次項の手順書その他再委託安全確保業務に必要な文書(以下この条において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。)の写しを再委託安全確保業務を行う事務所に備え付けていること。

2 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、次に掲げる手順を記載した再委託安全確保業務に係る製造販売後安全管理業務手順書を作成させなければならない。

一 安全管理情報の収集に関する手順

二 安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案に関する手順

三 安全確保措置の実施に関する手順

四 再受託安全管理実施責任者から受託安全管理実施責任者への報告に関する手順

五 市販直後調査に関する手順

六 再委託の手順

七 再委託安全確保業務に係る記録の保存に関する手順

八 受託者の国内品質業務運営責任者その他の再生医療等製品の製造販売に係る業務の責任者との相互の連携に関する手順

九 その他再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行うために必要な手順

3 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再受託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。

一 再委託安全確保業務の範囲

二 再受託安全管理実施責任者の設置及び当該者の実施する再委託安全確保業務の範囲に関する事項

三 再委託安全確保業務に係る前項各号(第六号を除く。)に掲げる手順に関する事項

四 再委託安全確保業務の実施の指示に関する事項

五 次項第三号の報告及び同項第四号の確認に関する事項

六 第七項の指示及び第八項の確認に関する事項

七 第九項の情報提供に関する事項

八 その他必要な事項

- 4 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び前項の契約書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。
- 一 再委託安全確保業務を統括すること。
 - 二 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の実施につき文書により指示するとともに、その写しを保存すること（第百三十七条の五十九第一号に掲げる業務を委託する場合を除く。）。
 - 三 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 四 再受託者が再委託安全確保業務を適正かつ円滑に行っているかどうかを確認し、その記録を作成すること。
 - 五 第三号の報告及び前号の記録を保存するとともに、受託者及び受託者の医療機器等総括製造販売責任者に文書により報告すること。
- 5 委託元である製造販売業者は、受託者が市販直後調査に係る業務であつて再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第一号から第三号までに掲げる業務を再委託する場合においては、受託者が、製造販売後安全管理業務手順書等及び市販直後調査実施計画書に基づき、次に掲げる業務を受託安全管理実施責任者に行わせることを確認しなければならない。
- 一 再受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務に関する記録を作成させ、文書により報告させること。
 - 二 前号の文書を保存すること。
- 6 委託元である製造販売業者は、受託者が再生医療等製品の製造販売後安全管理業務のうち第百三十七条の五十九第四号に掲げる業務を再委託する場合においては、当該再委託安全確保業務を適正かつ円滑に遂行する能力を有する者に再委託させなければならない。この場合において、委託元である製造販売業者は、受託者に、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる事項を記載した文書により再委託者との契約を締結させ、その契約書を保存させなければならない。
- 一 再委託安全確保業務の範囲
 - 二 その他必要な事項
- 7 委託元である製造販売業者は、受託者に、その受託安全管理実施責任者に再委託安全確保業務の改善の必要性について検討させ、その必要性があるときは、製造販売後安全管理業務手順書等及び第三項の契約書に基づき、再受託者に所要の措置を講じるよう文書により指示させ、その文書を保存させなければならない。
- 8 委託元である製造販売業者は、受託者が前項の規定に基づき指示を行つた場合においては、受託者に当該措置が講じられたことを確認させ、その記録を保存させなければならない。
- 9 受託者は、再委託安全確保業務を行う上で必要な情報を再受託者に提供しなければならない。

（平二六厚労令八七・追加）

（再委託安全確保業務等に係る記録の保存）

第百三十七条の六十四 前条の規定により保存することとされている文書その他の記録の保存期間については、第百三十七条の六十二の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「製造販売業者」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

（平二六厚労令八七・追加）

（再生医療等製品の製造販売業者の法令遵守体制）

第百三十七条の六十四の二 再生医療等製品の製造販売業者は、次に掲げるところにより、法第二十三条の三十五の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる再生医療等製品総括製造販売責任者の権限を明らかにすること。
 - イ 再生医療等製品品質保証責任者、再生医療等製品安全管理責任者その他の再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ 再生医療等製品の廃棄、回収若しくは販売の停止、法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報の改訂、医療関係者への情報の提供又は法に基づく厚生労働大臣への報告その他の再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する措置の決定及び実施に関する権限
 - ハ 製造業者、法第二十三条の二十四第一項に規定する再生医療等製品外国製造業者その他製造に関する業務（試験検査等の業務を含む。）を行う者に対する管理監督に関する権限
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する権限
- 二 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。
 - イ 再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

- ロ 製造販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造販売業者の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者に、法第二十三条の二十一第一項各号の厚生労働省令で定める基準を遵守して再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。
 - イ 再生医療等製品総括製造販売責任者
 - ロ 再生医療等製品品質保証責任者
 - ハ 再生医療等製品安全管理責任者
- ニ イからハまでに掲げる者のほか、再生医療等製品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務に従事する者
- 四 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第一項第四号に規定する措置を講ずること。
 - イ 再生医療等製品の製造販売業者の従業員に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ハ 再生医療等製品の製造方法、試験検査方法その他の再生医療等製品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、再生医療等製品について承認された事項の一部を変更するために必要な手続その他の必要な措置
 - ニ 法第六十八条の十第一項の規定に基づく副作用等の報告が適時かつ適切に行われることを確保するために必要な情報の管理その他の措置
 - ホ 再生医療等製品の製造販売業者が医薬関係者に対して行う再生医療等製品に関する情報提供が、客観的かつ科学的な根拠に基づく正確な情報により行われ、かつ、法第六十六条から第六十八条までに違反する記事の広告、記述又は流布が行われないことを確保するために必要な業務の監督その他の措置
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(再生医療等製品の製造業者の法令遵守体制)

第百三十七条の六十四の三 再生医療等製品の製造業者は、次に掲げるところにより、法第二十三条の三十五の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる再生医療等製品製造管理者の権限を明らかにすること。
 - イ 再生医療等製品の製造の管理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ イに掲げるもののほか、再生医療等製品の製造の管理に関する権限
- 二 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。
 - イ 再生医療等製品の製造の管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
 - ロ 製造業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、製造業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の製造業者の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める者に、法第二十三条の二十五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準を遵守して再生医療等製品の製造管理又は品質管理を行わせるために必要な権限を付与するとともに、それらの者が行う業務を監督すること。
 - イ 再生医療等製品製造管理者
 - ロ イに掲げる者のほか、再生医療等製品の製造の管理に関する業務に従事する者
- 四 次に掲げる法第二十三条の三十五の二第三項第四号に規定する措置を講ずること。
 - イ 再生医療等製品の製造業者の従業員に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ハ 再生医療等製品の製造方法、試験検査方法その他の再生医療等製品の品質に影響を与えるおそれのある事項の変更に関する情報の収集、当該情報の製造販売業者に対する連絡その他の必要な措置
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、第二号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(製造販売業の再生医療等製品総括製造販売責任者等の変更の届出)

第百三十七条の六十五 法第二十三条の三十六第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 製造販売業者の氏名及び住所
- 二 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 三 製造販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名及び住所

五 当該製造販売業者が、他の種類の製造販売業の許可を受け、又は当該許可に係る事業を廃止したときは、当該許可の種類及び許可番号

2 前項の届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる製造販売業者の氏名に係る届書 製造販売業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(製造販売業者が法人であるときは、登記事項証明書)

二 第一項第三号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

三 第一項第四号に掲げる事項に係る届書(新たに再生医療等製品総括製造販売責任者となつた者が製造販売業者である場合を除く。) 雇用契約書の写しその他の製造販売業者の新たに再生医療等製品総括製造販売責任者となつた者に対する使用関係を証する書類及び当該者が法第二十三条の三十四第一項に規定する者であることを証する書類

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(再生医療等製品製造管理者等の変更の届出)

第百三十七条の六十六 法第二十三条の三十六第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者(以下この条において「製造業者等」という。)又は再生医療等製品製造管理者(再生医療等製品外国製造業者にあつては、当該製造所の責任者。第三項第二号において同じ。)の氏名及び住所

二 製造業者等が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

三 製造所の名称

四 製造所の構造設備の主要部分

五 製造業者等が他の製造業の許可、認定若しくは登録を受け、又はその製造所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号、当該認定の区分及び認定番号又は当該登録の登録番号

2 前項の届出は、様式第六による届書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本一通)を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている厚生労働大臣若しくは地方厚生局長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣若しくは地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる製造業者等の氏名に係る届書 製造業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(製造業者等が法人であるときは、登記事項証明書)

二 第一項第一号に掲げる再生医療等製品製造管理者の氏名に係る届書(新たに再生医療等製品製造管理者となつた者が製造業者等である場合を除く。) 雇用契約書の写しその他の製造業者等の新たに再生医療等製品製造管理者となつた者に対する使用関係を証する書類及び新たに再生医療等製品製造管理者となつた者が法第二十三条の三十四第五項の承認を受けた者であることを証する書類

(平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(資料の保存)

第百三十七条の六十七 再生医療等製品承認取得者は、次の各号に掲げる資料を、それぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

一 法第二十三条の二十五第一項又は第十一項の承認の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料 承認(法第二十三条の二十六第一項の規定により条件及び期限を付したものである場合にあつては、同条第五項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請に対する法第二十三条の二十五の承認)を受けた日から五年間。ただし、法第二十三条の二十九第一項の再審査を受けなければならない再生医療等製品(承認(法第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の条件及び期限を付したものを除く。))を受けた日から再審査が終了するまでの期間が五年を超えるものに限る。)に係る資料にあつては、再審査が終了するまでの期間

二 法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料(前号に掲げる資料を除く。) 再審査が終了した日から五年間

三 法第二十三条の三十一第一項の再生医療等製品の再評価の申請に際して提出した資料の根拠となつた資料(前二号に掲げる資料を除く。) 再評価が終了した日から五年間

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(外国製造再生医療等製品の製造販売の承認の申請)

第百三十七条の六十八 法第二十三条の三十七第一項の再生医療等製品の製造販売の承認の申請は、様式第七十五の十七による申請書(正本一通及び副本二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書に添付すべき資料については、第百三十七条の二十三から第百三十七条の二十四までの規定を準用する。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 申請者が法人であるときは、法人であることを証する書類

二 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、法第二十三条の三十七第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類

三 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者を選任したことを証する書類

四 当該選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写し

五 法第二十三条の四十において準用する法第二十三条の二十八第一項の規定により法第二十三条の三十七第一項の承認を申請しようとするときは、申請者が製造販売しようとする物が、法第二十三条の二十八第一項第二号に掲げる再生医療等製品であることを証する書類その他必要な書類

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(外国製造再生医療等製品の製造販売承認台帳の記載事項)

第百三十七条の六十九 令第四十三条の二十二に規定する法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項の承認に関する台帳に記載する事項は、第百三十七条の三十各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名及び住所

二 当該選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の遵守事項)

第百三十七条の七十 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が遵守すべき事項は、第百三十七条の五十五各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者としての業務に関する事項を記録し、かつ、これを最終の記載の日から五年間、保存すること。

二 次のイからホまでに掲げる書類を利用しなくなった日から五年間、保存すること。

イ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者が当該承認を受けた事項を記載した書類

ロ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者が法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項の承認の申請に際して提出した資料の写し

ハ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者が法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し

ニ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者が法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第一項の再評価の申請に際して提出した資料の写し

ホ 外国製造再生医療等製品特例承認取得者が法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十六第三項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣に報告した事項、法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第六項又は第二十三条の三十第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項、法第六十八条の十四第一項又は第六十八条の十五第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した再生医療等製品に係る感染症定期報告及び法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項を記載した書類

三 法第六十八条の十第一項又は法第六十八条の十三第三項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した不具合等に関する事項の根拠となつた資料を、利用しなくなった日から五年間保存すること。ただし、資料の性質上その保存が著しく困難であると認められるものにあつては、この限りでない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に関する変更の届出)

第百三十七条の七十一 法第二十三条の三十八第一項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

一 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名又は住所

二 選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売業の許可の種類及び許可番号

2 法第二十三条の三十八第一項の規定による選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の変更の届出及び前項の届出は、品目ごとに様式第五十四による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が受けている製造販売業の許可証の写しを添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可証の写しが厚生労働大臣に提出されている場合には、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(機構による選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知)

第百三十七条の七十一の二 法第二十三条の三十八第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(情報の提供)

第百三十七条の七十二 外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

- 一 法第二十三条の三十七第一項の規定により当該品目について承認された事項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項の規定によりその変更があつた場合にあつては、その変更された事項及び変更理由
 - 二 法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十六第三項(法第二十三条の二十六の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣に報告した事項
 - 三 法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項の承認の申請に際して提出した資料の写し、法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第一項の再審査の申請に際して提出した資料の写し並びに法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一の再評価の申請に際して提出した資料の写し
 - 四 法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第六項又は法第二十三条の三十第二項の規定により厚生労働大臣又は機構に報告した事項
 - 五 法第六十五条の二に規定する事項を記載するために必要な情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
 - 六 法第六十五条の三に規定する事項に関する情報及びその変更があつた場合にあつてはその変更理由
 - 七 法第六十九条第一項、第四項、第五項若しくは第六項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が業務を行うために必要な情報
- 2 外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者を変更したときは、第百三十七条の七十第一号に規定する記録、同条第二号に規定する書類、同条第三号に規定する資料及び前項に規定する情報並びに品質管理の業務に関する資料及び製造販売後安全管理の業務に関する資料を、変更前の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者から変更後の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に引き継がせなければならない。
- 3 前項の場合において、変更前の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者は、再生医療等製品に関する記録及び当該記録に関連する資料を変更後の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に引き渡さなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(外国製造再生医療等製品特例承認取得者の業務に関する帳簿)

第百三十七条の七十三 外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、帳簿を備え、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に対する情報の提供その他の外国製造再生医療等製品特例承認取得者としての業務に関する事項を記載し、かつ、これを最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出)

第百三十七条の七十四 令第四十三条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名又は住所
 - 二 外国製造再生医療等製品特例承認取得者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員
 - 三 承認を受けた品目を製造する製造所又はその名称
- 2 前項の届出は、品目ごとに様式第五十四の三による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 第一項の届出が、同項第一号に掲げる事項に係るものであるときは、これを証する書類を、同項第二号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の役員が法第二十三条の三十七第二項に規定する者であるかないかを明らかにする書類を、前項の届書に添えなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(機構による外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知)

第百三十七条の七十四の二 令第四十三条の四十五第三項の規定により機構が厚生労働大臣に対して行う外国製造再生医療等製品特例承認取得者に関する変更の届出の状況の通知は、様式第五十四の二による通知書によつて行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(外国製造再生医療等製品特例承認取得者等の申請等の手続)

第百三十七条の七十五 法第二十三条の三十七第一項の承認を受けようとする者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者の厚生労働大臣に対する申請、届出、報告、提出その他の手続は、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(外国製造再生医療等製品特例承認取得者の資料の保存)

第百三十七条の七十六 外国製造再生医療等製品特例承認取得者については、第百三十七条の六十七の規定を準用する。

2 外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により厚生労働大臣に報告した事項の根拠となつた資料を、厚生労働大臣に報告した日から五年間保存しなければならない。

3 前項の資料の保存については、第百三十七条の六十七各号列記以外の部分ただし書の規定を準用する。

(平二六厚労令八七・追加)

(準用)

第百三十七条の七十七 法第二十三条の三十七第一項及び同条第五項において準用する法第二十三条の第二十一項の承認については、第百三十七条の二十二、第百三十七条の二十三の二から第百三十七条の二十九まで、第百三十七条の三十一及び第百三十七条の三十五から第百三十七条の四十九までの規定を準用する。この場合において、第百三十七条の二十七中「様式第七十五の三」とあるのは「様式第七十五の十八」と、第百三十七条の二十九第一項中「様式第七十五の四」とあるのは「様式第七十五の十九」と、第百三十七条の三十一第一項中「様式第七十五の五」とあるのは「様式第七十五の二十」と、第百三十七条の三十六第三項及び第五項中「様式第七十五の七」とあるのは「様式第七十五の二十一」と、第百三十七条の三十八中「様式第七十五の九」とあるのは「様式第七十五の二十二」と、第百三十七条の四十四第二項中「様式第七十五の十」とあるのは「様式第七十五の二十三」と、第百三十七条の四十六第一項中「様式第七十五の十二」とあるのは「様式第七十五の二十四」と、第百三十七条の四十七第二項中「様式第七十五の十三」とあるのは「様式第七十五の二十五」と、第百三十七条の四十八の二第一項中「様式第七十五の十四の二」とあるのは「様式第七十五の二十五の二」と、同条第二項中「様式第七十五の十四の三」とあるのは「様式第七十五の二十五の三」と、第百三十七条の四十八の七第一項中「様式第七十五の十四の四」とあるのは「様式第七十五の二十五の四」と、第百三十七条の四十八の九第一項中「様式第七十五の十四の五」とあるのは「様式第七十五の二十五の五」と、第百三十七条の四十八の十三第一項中「様式第七十五の十四の八」とあるのは「様式第七十五の二十五の六」と、第百三十七条の四十八の十四第二項中「様式第七十五の十四の九」とあるのは「様式第七十五の二十五の七」と、第百三十七条の四十八の十五第一項中「様式第七十五の十四の十」とあるのは「様式第七十五の二十五の八」と、第百三十七条の四十九第二項中「様式第七十五の十五」とあるのは「様式第七十五の二十六」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

第百三十七条の七十八 再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者については、第三条、第十五条の九、第十五条の十、第十八条及び第百七十三条第一項の規定を準用する。この場合において、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは、「第百三十七条の五十第二号に規定する」と、第十五条の十中「薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「薬剤師」と、第百七十三条第一項中「販売業者、貸与業者若しくは修理業者」とあるのは「若しくは販売業者」と、「授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した」とあるのは「又は授与した」と、「授与若しくは貸与若しくは電気通信回線を通じた提供」とあるのは「又は授与」と読み替えるものとする。

2 再生医療等製品外国製造業者については、第十八条の規定を準用する。

(平二六厚労令八七・追加、平二六厚労令九二・一部改正)

第五章 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業等

(平七厚令三九・改称、平一六厚労令一一二・旧第三章繰下・改称、平二六厚労令八七・旧第四章繰下・改称)

(卸売販売業における医薬品の販売等の相手方)

第百三十八条 法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)

二 助産所(医療法第二条第一項に規定する助産所をいう。)の開設者であつて助産所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

三 救急用自動車等(救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十四条第二項に規定する救急用自動車等をいう。以下同じ。)により業務を行う事業者であつて救急用自動車等に医薬品を備え付けるもの

四 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第十二条第一項の許可を受けた者であつて同項に規定する業として行う臓器のあつせんに使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

五 施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第九条の二第一項の届出に係る同項の施術所及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第二条第二項に規定する施術所をいう。以下同じ。)の開設者であつて施術所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

- 六 歯科技工所(歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第二条第三項に規定する歯科技工所をいう。以下同じ。)の開設者であつて歯科技工所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 七 滅菌消毒(医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の九第一項に規定する滅菌消毒をいう。以下同じ。)の業務を行う事業者であつて滅菌消毒の業務に滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 八 ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の業務を行う事業者であつて防除の業務に防除用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 九 浄化槽、貯水槽、水泳プールその他これらに類する設備(以下「浄化槽等」という。)の衛生管理を行う事業者であつて浄化槽等で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 十 登録試験検査機関その他検査施設の長であつて検査を行うに当たり必要な体外診断用医薬品その他の医薬品を使用するもの
- 十一 研究施設の長又は教育機関の長であつて研究又は教育を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの
- 十二 医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者であつて製造を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの
- 十三 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業を行う事業者であつて航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第百五十条第二項の規定に基づく医薬品を使用するもの
- 十四 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船舶所有者であつて船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第五十三条第一項の規定に基づく医薬品を使用するもの
- 十五 前各号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの(平二一厚労令一〇・追加、平二四厚労令八五・平二六厚労令八七・令二厚労令五二・令三厚労令五・令四厚労令六五・一部改正)

(店舗販売業の許可の申請)

第百三十九条 法第二十六条第二項の申請書は、様式第七十六によるものとする。

- 2 法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条第二項各号(同項第五号を除く。)に掲げる事項とする。
- 3 法第二十六条第三項第四号の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。
- 一 要指導医薬品
 - 二 第一類医薬品
 - 三 指定第二類医薬品
 - 四 第二類医薬品(指定第二類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第百四十七条の七第三号において同じ。)
 - 五 第三類医薬品
- 4 法第二十六条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 特定販売を行う際に使用する通信手段
 - 二 次のイからニまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分
 - イ 第一類医薬品
 - ロ 指定第二類医薬品
 - ハ 第二類医薬品
 - ニ 第三類医薬品
 - 三 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
 - 四 特定販売を行うことについての広告に、法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称
 - 五 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要
 - 六 都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第百四十七条の七第四号において同じ。)又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要(その店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。)
- 5 法第二十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 法人にあつては、登記事項証明書
 - 二 店舗管理者(法第二十八条第一項の規定によりその店舗を実地に管理する店舗販売業者を含む。次号を除き、以下同じ。)の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類
 - 三 法第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定してその店舗を実地に管理させる場合にあつては、その店舗管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその店舗管理者に対する使用関係を証する書類
 - 四 店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月

日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

- 五 店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあっては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使用関係を証する書類
- 六 その店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、その業務の種類を記載した書類
- 七 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- 六 法第二十六条第二項の申請については、第一条第六項及び第七項並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一条第六項中「第四条第三項各号」とあるのは、「第二十六条第三項各号」と読み替えるものとする。
- 七 法第二十六条第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平二六厚労令八・全改、令三厚労令一五・一部改正)

(店舗管理者の指定)

第四百四十条 店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

- 一 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗 薬剤師
- 二 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する店舗 薬剤師又は次のいずれかに該当する登録販売者
 - イ 過去五年間のうち、薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間(以下この号及び第四百四十九条の二第二号において「従事期間」という。)が通算して二年以上の者
 - ロ 過去五年間のうち、従事期間が通算して一年以上であつて、第十五条の十一の三、第四百四十七条の十一の三又は第四百四十九条の十六に定める継続的研修並びに店舗の管理及び法令遵守について厚生労働大臣が必要と認める研修を修了した者
 - ハ 従事期間が通算して一年以上であつて、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であつて、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。
 - 一 要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間
 - 二 第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であつた期間

(平二一厚労令一〇・全改、平二六厚労令八・平二六厚労令九二・令三厚労令一三二・令五厚労令六一・一部改正)

(店舗管理者を補佐する者)

第四百四十一条 第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗販売業者は、当該店舗の店舗管理者が薬剤師でない場合には、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならない。

- 2 前項に規定する店舗管理者を補佐する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、店舗販売業者及び店舗管理者に対し必要な意見を書面により述べなければならない。
- 3 店舗販売業者及び店舗管理者は、第一項の規定により店舗管理者を補佐する者を置いたときは、前項の規定により述べられた店舗管理者を補佐する者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(平二一厚労令一〇・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(準用)

第四百四十二条 店舗販売業者については、第二条から第七条まで(同条第九号及び第十号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条第三項各号」とあるのは「第百三十九条第三項各号」と、

同条第十三号中「第一条第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

(昭三九厚令四・追加、昭五五厚令三四・昭六〇厚令二六・昭六二厚令二九・平二厚令三〇・平五厚令二六・平八厚令六二・平九厚令二九・平一〇厚令四六・平一一厚令七四・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・平一三厚令四九・平一六厚令六〇・一部改正、平一六厚令一一二・旧第二十九条の三繰下・一部改正、平二〇厚令九・一部改正、平二一厚令一〇・旧第四百四十一条繰下・一部改正、平二三厚令一五〇・平二六厚令八・令元厚令七〇・令三厚令一五・一部改正)

(店舗管理者の業務及び遵守事項)

第百四十二条の二 法第二十九条第三項の店舗管理者が行う店舗の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- 一 法第二十九条の三第一項第一号に規定する店舗管理者が有する権限に係る業務
 - 二 第百四十四条第一項の規定による医薬品の試験検査及び同条第二項の規定による試験検査の結果の確認
 - 三 第百四十五条第二項の規定による帳簿の記載
- 2 法第二十九条第三項の店舗管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務につき、必要な注意をすること。
 - 二 法第二十九条第二項の規定により店舗販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(令三厚令一五・追加)

(店舗販売業者の遵守事項)

第百四十三条 法第二十九条の二第一項の厚生労働省令で定める店舗販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百四十七条の十一まで及び第百四十七条の十一の三に定めるものとする。

(平二六厚令八・全改、令五厚令六一・一部改正)

(試験検査の実施方法)

第百四十四条 店舗販売業者は、店舗管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、店舗管理者に行わせなければならない。ただし、当該店舗の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると店舗管理者が認めた場合には、店舗販売業者は、当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

- 2 店舗販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、店舗管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

(平二六厚令八・全改)

(店舗の管理に関する帳簿)

第百四十五条 店舗販売業者は、店舗に当該店舗の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

- 2 店舗管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該店舗の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。
- 3 店舗販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二六厚令八・全改)

(医薬品の購入等に関する記録)

第百四十六条 店舗販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

- 一 品名
 - 二 数量
 - 三 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日
 - 四 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあっては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。)
 - 五 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。)
 - 六 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあっては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料
- 2 店舗販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可証等の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該店舗販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

- 3 店舗販売業者は、要指導医薬品又は第一類医薬品（以下この項において「要指導医薬品等」という。）を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。
- 一 品名
 - 二 数量
 - 三 販売又は授与の日時
- 四 販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行つた薬剤師の氏名
- 五 要指導医薬品等を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 4 店舗販売業者は、第一項の書面を記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければならない。
- 5 店舗販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。
- 一 品名
 - 二 数量
 - 三 販売又は授与の日時
- 四 販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名
- 五 第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 6 店舗販売業者は、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与したときは、当該要指導医薬品又は一般用医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

（平二六厚労令八・全改、平二九厚労令一〇六・令二厚労令一五五・一部改正）

（医薬品を陳列する場所等の閉鎖）

第百四十七条 店舗販売業者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。

- 2 店舗販売業者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与しない時間は、要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画を閉鎖しなければならない。ただし、鍵をかけた陳列設備に要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場合は、この限りでない。

（平二六厚労令八・全改）

（店舗における従事者の区別等）

第百四十七条の二 店舗販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者（その店舗において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第百四十七条の九第一項において同じ。）であることが容易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

- 2 店舗販売業者は、研修中の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。
- 3 店舗販売業者は、研修中の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（研修中の登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。

（平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・令三厚労令一三二・令五厚労令六一・一部改正）

（濫用等のおそれのある医薬品の販売等）

第百四十七条の三 店舗販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品（一般用医薬品に限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

（平二六厚労令八・追加）

(使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止)

第百四十七条の四 店舗販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

(平二六厚労令八・追加)

(競売による医薬品の販売等の禁止)

第百四十七条の五 店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならない。

(平二六厚労令八・追加)

(店舗における医薬品の広告)

第百四十七条の六 店舗販売業者は、その店舗において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

2 店舗販売業者は、医薬品の購入又は譲受けの履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

(平二六厚労令八・追加)

(特定販売の方法等)

第百四十七条の七 店舗販売業者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一 当該店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与すること。

二 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示すること。

三 特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の区分ごとに表示すること。

四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

(平二六厚労令八・追加)

(指定第二類医薬品の販売等)

第百四十七条の八 店舗販売業者は、指定第二類医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の七に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(平二六厚労令八・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(実務の証明及び記録)

第百四十七条の九 店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

3 店舗販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・一部改正)

(業務経験の証明及び記録)

第百四十七条の十 店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。以下この項において同じ。)に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

3 店舗販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・一部改正)

(視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置)

第百四十七条の十一 店舗販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

(平二六厚労令八・追加)

(店舗販売業者の法令遵守体制)

第百四十七条の十一の二 店舗販売業者は、次に掲げるところにより、法第二十九条の三第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる店舗管理者の権限を明らかにすること。
 - イ 店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ イに掲げるもののほか、店舗の管理に関する権限
 - 二 次に掲げる法第二十九条の三第一項第二号に規定する体制を整備すること。
 - イ 店舗の管理に関する業務その他の店舗販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、店舗販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
 - ロ 店舗販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、店舗販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の店舗販売業者の業務の適正を確保するための体制
 - 三 次に掲げる法第二十九条の三第一項第三号に規定する措置を講ずること。
 - イ 店舗販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ハ 店舗販売業者が二以上の許可を受けている場合にあっては、当該許可を受けている全ての店舗において法第二十九条の三による法令遵守体制が確保されていることを確認するために必要な措置
 - ニ ハの場合であつて、二以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗販売業者（店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この二において同じ。）を補佐する者を置くときは、次に掲げる措置
 - （１） 店舗販売業者を補佐する者が行う業務を明らかにすること。
 - （２） 店舗販売業者を補佐する者が二以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗管理者から必要な情報を収集し、当該情報を店舗販売業者に速やかに報告するとともに、当該店舗販売業者からの指示を受けて、店舗管理者に対して当該指示を伝達するための措置
 - （３） 店舗販売業者が二以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗販売業者を補佐する者から必要な情報を収集し、店舗販売業者を補佐する者に対して必要な指示を行うための措置
 - ホ 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、第百四十六条に規定する店舗販売業者の義務が履行されるために必要な措置
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置（令三厚労令一五・追加）
- （店舗における登録販売者の継続的研修）
- 第百四十七条の十一の三 店舗販売業者は、その店舗において業務に従事する登録販売者に、研修を毎年度受講させなければならない。
- 2 前項の研修を実施しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 研修の実施場所
- 3 前項の届出を行つた者（次項において「研修実施機関」という。）が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。
- 一 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が十二時間以上であること。
 - イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - ロ 人体の働きと医薬品
 - ハ 主な医薬品とその作用
 - ニ 薬事に関する法規と制度
 - ホ 医薬品の適正使用と安全対策
 - ヘ リスク区分等の変更があつた医薬品
 - ト 店舗の管理に関する事項
 - チ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等
 - 二 前号イからチまでに掲げる事項を教授するのに適当な講師を有すること。
 - 三 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。
- 4 研修実施機関については、第十五条の十一の三第四項から第七項までの規定を準用する。
（令三厚労令一三三（令四厚労令四三）・追加）
- （店舗における掲示）
- 第百四十七条の十二 法第二十九条の四の規定による掲示（次条に規定するものを除く。）は、次項に定める事項を表示した掲示板によるものとする。
- 2 法第二十九条の四の厚生労働省令で定める事項（次条に規定するものを除く。）は、別表第一の二のとおりとする。
（平二六厚労令八・追加、令三厚労令一五・令三厚労令一一六・一部改正）

(販売又は授与する開店時間の掲示)

第百四十七条の十三 法第二十九条の四の規定による掲示のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間は、当該店舗内の見やすい場所及び当該店舗の外側の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(令三厚労令一一六・追加)

(配置販売業の許可の申請)

第百四十八条 法第三十条第二項の申請書は、様式第八十三によるものとする。

2 法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 営業の区域
 - 二 通常の営業日及び営業時間
 - 三 相談時及び緊急時の連絡先
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 法人にあつては、登記事項証明書
 - 二 法第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定してその業務に係る都道府県の区域(以下単に「区域」という。)を管理させる場合にあっては、その区域管理者の氏名及び住所を記載した書類
 - 三 区域管理者(法第三十一条の二第一項の規定によりその区域を管理する配置販売業者を含む。次号を除き、以下同じ。)の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類
 - 四 法第三十一条の二第一項の規定により区域管理者を指定してその区域を管理させる場合にあっては、その区域管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその区域管理者に対する使用関係を証する書類
 - 五 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあっては、その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した書類
 - 六 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあっては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類
 - 七 区域管理者以外にその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあっては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使用関係を証する書類
 - 八 その区域において配置販売によつて販売し、又は授与する医薬品の次に掲げる区分を記載した書類
 - イ 第一類医薬品
 - ロ 指定第二類医薬品
 - ハ 第二類医薬品(指定第二類医薬品を除く。)
 - ニ 第三類医薬品
 - 九 その区域において配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、その業務の種類を記載した書類
 - 十 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- 4 法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 5 法第三十条第四項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により配置販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(昭三九厚令四四・平一三厚労令一六四・平一五厚労令八九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第三十一条繰下・一部改正、平二一厚労令一〇・旧第百四十九条繰上・一部改正、平二六厚労令八・令三厚労令一五・一部改正)

(準用)

第百四十九条 配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで(同条第三号、第九号、第十号及び第十三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条第三項各号」とあるのは「第百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

(昭三八厚令四八・昭三九厚令四・平八厚令六二・平一一厚令七四・平一二厚令三八・平一五厚労令八九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第三十三条繰下・一部改正、平二一厚労令一〇・旧第百五

十三条繰上・一部改正、平二六厚労令八・令元厚労令七〇・令三厚労令一五・令四厚労令四三・一部改正)

(区域管理者の指定)

第百四十九条の二 区域管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

一 第一類医薬品を販売し、又は授与する区域 薬剤師

二 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する区域 薬剤師又は次のいずれかに該当する登録販売者

イ 過去五年間のうち、従事期間が通算して二年以上の者

ロ 過去五年間のうち、従事期間が通算して一年以上であつて、第十五条の十一の三、第百四十七条の十一の三又は第百四十九条の十六に定める継続的研修並びに区域の管理及び法令遵守について厚生労働大臣が必要と認める研修を修了した者

ハ 従事期間が通算して一年以上であつて、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者

2 前項第一号の規定にかかわらず、第一類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であつて、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

一 要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間

二 第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗の店舗管理者又は第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であつた期間

3 前項の場合においては、第百四十一条の規定を準用する。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・令三厚労令一三二・令五厚労令六一・一部改正)

(区域管理者の業務及び遵守事項)

第百四十九条の二の二 法第三十一条の三第三項の区域管理者が行う区域の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一 法第三十一条の五第一項第一号に規定する区域管理者が有する権限に係る業務

二 第百四十九条の四第二項の規定による帳簿の記載

2 法第三十一条の三第三項の区域管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その業務に関し配置員その他の従業者を監督し、医薬品その他の物品を管理し、その他その区域の業務につき、必要な注意をすること。

二 法第三十一条の三第二項の規定により配置販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(令三厚労令一五・追加)

(配置販売業者の遵守事項)

第百四十九条の三 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める配置販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百四十九条の十四まで及び第百四十九条の十六に定めるものとする。

(平二六厚労令八・追加、令五厚労令六一・一部改正)

(区域の管理に関する帳簿)

第百四十九条の四 配置販売業者は、当該区域の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 区域管理者は、不良品の処理その他当該区域の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3 配置販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二六厚労令八・追加)

(医薬品の購入等に関する記録)

第百四十九条の五 配置販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一 品名

二 数量

三 購入又は譲受けの年月日

四 当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあっては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。)

五 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。)

- 六 当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者が自然人であり、かつ、当該者以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び当該者が法人である場合に於ては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は当該者から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料
- 2 配置販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者から、許可証等の写しその他の資料の提示を受けることで、当該者の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、当該者が当該配置販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。
- 3 配置販売業者は、第一類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。
- 一 品名
 - 二 数量
 - 三 配置した日時
 - 四 配置した薬剤師の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第一項の規定による情報の提供を行った薬剤師の氏名
 - 五 第一類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第七項において準用する同条第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 4 配置販売業者は、第一項の書面を記載の日から三年間、前項の書面を記載の日から二年間、保存しなければならない。
- 5 配置販売業者は、第二類医薬品又は第三類医薬品を配置したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。
- 一 品名
 - 二 数量
 - 三 配置した日時
 - 四 配置した薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第三項の規定による情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名
 - 五 第二類医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第七項において準用する同条第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果
- 6 配置販売業者は、一般用医薬品を配置したときは、当該一般用医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。
- (平二六厚労令八・追加、平二九厚労令一〇六・令二厚労令一五五・一部改正)
- (区域における従事者の区別等)
- 第百四十九条の六 配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者(その区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第百四十九条の十二第一項において同じ。)であることが容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。
- 2 配置販売業者は、研修中の登録販売者が付ける前項の名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。
- 3 配置販売業者は、研修中の登録販売者については、薬剤師又は登録販売者(研修中の登録販売者を除く。)の管理及び指導の下に実務に従事させなければならない。
- (平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・令三厚労令一三二・令五厚労令六一・一部改正)
- (濫用等のおそれのある医薬品の配置)
- 第百四十九条の七 配置販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品(一般用医薬品に限る。)を配置するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。
- 一 当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合に於ては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品の配置を求める場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする配置販売による購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、配置させること。
- (平二六厚労令八・追加)
- (使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止)

第百四十九条の八 配置販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

(平二六厚労令八・追加)

(配置販売業における医薬品の広告)

第百四十九条の九 配置販売業者は、その区域において販売し、又は授与しようとする医薬品について広告をするときは、当該医薬品を配置販売によつて購入し、若しくは譲り受けた者又は配置した医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

2 配置販売業者は、医薬品の配置販売による購入又は譲受けの履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の配置販売による購入又は譲受けを勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

(平二六厚労令八・追加)

(配置販売に関する文書の添付)

第百四十九条の十 配置販売業者は、一般用医薬品を配置するときは、別表第一の四に掲げる事項を記載した書面を添えて配置しなければならない。

(平二六厚労令八・追加)

(指定第二类医薬品の配置)

第百四十九条の十一 配置販売業者は、指定第二类医薬品を配置する場合は、当該指定第二类医薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の四第二の五に掲げる事項を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(平二六厚労令八・追加)

(実務の証明及び記録)

第百四十九条の十二 配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去五年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

3 配置販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・一部改正)

(業務経験の証明及び記録)

第百四十九条の十三 配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務(区域管理者としての業務を含む。以下この項において同じ。)に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

3 配置販売業者は、第一項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・一部改正)

(視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置)

第百四十九条の十四 配置販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

(平二六厚労令八・追加)

(配置販売業者の法令遵守体制)

第百四十九条の十五 配置販売業者は、次に掲げるところにより、法第三十一条の五第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる区域管理者の権限を明らかにすること。

イ 区域内において配置販売に従事する配置員その他の従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、区域の管理に関する権限

二 次に掲げる法第三十一条の五第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 区域の管理に関する業務その他の配置販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、配置販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 配置販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、配置販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の配置販売業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第三十一条の五第一項第三号に規定する措置を講ずること。

- イ 配置販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
- ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
- ハ 配置販売業者が二以上の許可を受けている場合にあっては、当該許可を受けている全ての区域において法第三十一条の五による法令遵守体制が確保されていることを確認するために必要な措置
- ニ ハの場合であつて、二以上の区域の法令遵守体制を確保するために配置販売業者（配置販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この二において同じ。）を補佐する者を置くときは、次に掲げる措置
 - （１） 配置販売業者を補佐する者が行う業務を明らかにすること。
 - （２） 配置販売業者を補佐する者が二以上の区域の法令遵守体制を確保するために区域管理者から必要な情報を収集し、当該情報を配置販売業者に速やかに報告するとともに、当該配置販売業者からの指示を受けて、区域管理者に対して当該指示を伝達するための措置
 - （３） 配置販売業者が二以上の区域の法令遵守体制を確保するために配置販売業者を補佐する者から必要な情報を収集し、配置販売業者を補佐する者に対して必要な指示を行うための措置
- ホ 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、第四百四十九条の五に規定する配置販売業者の義務が履行されるために必要な措置
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置（令三厚労令一五・追加）

（区域における登録販売者の継続的研修）

第四百四十九条の十六 配置販売業者は、その区域において業務に従事する登録販売者に、研修を毎年度受講させなければならない。

２ 前項の研修を実施しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 研修の実施場所

３ 前項の届出を行つた者（次項において「研修実施機関」という。）が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。

一 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が十二時間以上であること。

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策
- ヘ リスク区分等の変更があつた医薬品
- ト 区域の管理に関する事項
- チ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

二 前号イからチまでに掲げる事項を教授するのに適当な講師を有すること。

三 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。

４ 研修実施機関については、第十五条の十一の第三第四項から第七項までの規定を準用する。

（令三厚労令一三三（令四厚労令四三）・追加）

（配置従事の届出事項）

第五百十条 法第三十二条の規定により、配置販売業者又はその配置員が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 配置販売業者の氏名及び住所
- 二 配置販売に従事する者の氏名及び住所
- 三 配置販売に従事する区域及びその期間

（平一一厚令七四・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第三十七条繰下、平二一厚労令一〇・旧第五十六条繰上）

（配置従事者の身分証明書）

第五百十一条 法第三十三条第一項の身分証明書の交付を申請しようとする者は、様式第八十四による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

２ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類（第二号に掲げる書類に限る。）については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真
- 二 申請者が配置員であるときは、雇用契約書の写しその他配置販売業者のその配置員に対する使用関係を証する書類

(平二一厚労令一〇・追加、令四厚労令三六・一部改正)

第百五十二条 法第三十三条第一項の身分証明書は、様式第八十五によるものとする。

2 前項の身分証明書の有効期間は、発行の日から発行の日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。

(平二一厚労令一〇・追加)

(卸売販売業の許可の申請)

第百五十三条 法第三十四条第二項の申請書は、様式第八十六によるものとする。

2 法第三十四条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 営業所の名称及び所在地
 - 二 医薬品の保管設備の面積
 - 三 医薬品の取扱品目
 - 四 医薬品営業所管理者の住所及び資格
 - 五 兼営事業の種類
 - 六 相談時及び緊急時の連絡先
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 営業所の平面図
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 申請者以外の者がその医薬品営業所管理者である場合にあつては、その医薬品営業所管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその医薬品営業所管理者に対する使用関係を証する書類
 - 四 放射性医薬品を取り扱おうとするとき(厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を取り扱おうとするときを除く。)は、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
 - 五 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- 4 法第三十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 5 法第三十四条第四項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により卸売販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(卸売販売業における薬剤師以外の者による医薬品の管理)

第百五十四条 法第三十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、薬剤師以外の者であつて、次の各号に掲げるその取り扱う医薬品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定卸売医療用ガス類」という。) イからニまでのいずれかに該当する者
 - イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に三年以上従事した者
 - ハ 指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に五年以上従事した者
 - ニ 都道府県知事がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 二 歯科医療の用に供する医薬品であつて厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定卸売歯科用医薬品」という。) イからニまでのいずれかに該当する者
 - イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する専門の課程を修了した者
 - ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に三年以上従事した者
 - ハ 指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に五年以上従事した者
 - ニ 都道府県知事がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- 三 指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品 前二号のいずれにも該当する者

(平二一厚労令一〇(平二一厚労令一一四)・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(準用)

第百五十五条 卸売販売業者については、第二条から第七条まで(同条第四号、第八号、第九号、第十二号及び第十三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第七号中「氏名、住所及び

週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と、同条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「卸売販売業以外の医薬品の販売業」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令一〇・全改、平二六厚労令八・旧第一百五十九条繰上・一部改正、令元厚労令七〇・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令四三・一部改正)

(医薬品営業所管理者の業務及び遵守事項)

第百五十五条の二 法第三十六条第三項の医薬品営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- 一 法第三十六条の二の二第一項第一号に規定する医薬品営業所管理者が有する権限に係る業務
 - 二 第百五十七条第一項の規定による医薬品の試験検査及び同条第二項の規定による試験検査の結果の確認
 - 三 第百五十八条の三第二項の規定による帳簿の記載
- 2 法第三十六条第三項の医薬品営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をすること。
 - 二 法第三十六条第二項の規定により卸売販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(令三厚労令一五・追加)

(卸売販売業者の遵守事項)

第百五十六条 法第三十六条の二第一項の厚生労働省令で定める卸売販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百五十八条の六までに定めるものとする。

(平二六厚労令八・追加)

(卸売販売業者の法令遵守体制)

第百五十六条の二 卸売販売業者は、次に掲げるところにより、法第三十六条の二の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる医薬品営業所管理者の権限を明らかにすること。
 - イ 営業所に勤務する薬剤師その他の従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限
- 二 次に掲げる法第三十六条の二の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。
 - イ 営業所の管理に関する業務その他の卸売販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、卸売販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
 - ロ 卸売販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、卸売販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の卸売販売業者の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第三十六条の二の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。
 - イ 卸売販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ハ 卸売販売業者が二以上の許可を受けている場合にあっては、当該許可を受けている全ての営業所において法第三十六条の二の二による法令遵守体制が確保されていることを確認するために必要な措置
 - ニ ハの場合であつて、二以上の営業所の法令遵守体制を確保するために卸売販売業者(卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この二において同じ。)を補佐する者を置くときは、次に掲げる措置
 - (1) 卸売販売業者を補佐する者が行う業務を明らかにすること。
 - (2) 卸売販売業者を補佐する者が二以上の営業所の法令遵守体制を確保するために医薬品営業所管理者から必要な情報を収集し、当該情報を卸売販売業者に速やかに報告するとともに、当該卸売販売業者からの指示を受けて、医薬品営業所管理者に対して当該指示を伝達するための措置
 - (3) 卸売販売業者が二以上の営業所の法令遵守体制を確保するために卸売販売業者を補佐する者から必要な情報を収集し、卸売販売業者を補佐する者に対して必要な指示を行うための措置
 - ホ 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、第百五十八条の四に規定する卸売販売業者の義務が履行されるために必要な措置
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(令三厚労令一五・追加)

(試験検査の実施方法)

第百五十七条 卸売販売業者は、医薬品営業所管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、医薬品営業所管理者に行わせなければならない。ただし、当該営業所の設備及び器具を用いて試

験検査を行うことが困難であると医薬品営業所管理者が認めた場合には、卸売販売業者は、当該卸売販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

- 2 卸売販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、医薬品営業所管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(医薬品の適正管理の確保)

第百五十八条 卸売販売業者は、医薬品の販売又は授与の業務(医薬品の貯蔵に関する業務を含む。)に係る適正な管理(以下「医薬品の適正管理」という。)を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に掲げる卸売販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 従事者から卸売販売業者への事故報告の体制の整備
- 二 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定
- 三 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
- 四 医薬品の適正管理のために必要となる情報の収集その他医薬品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

(平二六厚労令八・追加、平二九厚労令一〇六・一部改正)

(卸売販売業者からの医薬品の販売等)

第百五十八条の二 卸売販売業者は、店舗販売業者に対し、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品を、配置販売業者に対し、一般用医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与してはならない。

(平二六厚労令八・追加)

(営業所の管理に関する帳簿)

第百五十八条の三 卸売販売業者は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

- 2 医薬品営業所管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該営業所の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

- 3 卸売販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(医薬品の購入等に関する記録)

第百五十八条の四 卸売販売業者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項(第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品(体外診断用医薬品を除く。)である場合に限る。)を書面に記載しなければならない。

- 一 品名
- 二 ロット番号(ロットを構成しない医薬品については製造番号)
- 三 使用の期限
- 四 数量
- 五 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日
- 六 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合にあつては、氏名又は名称以外の事項は、その記載を省略することができる。)
- 七 前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料(次項ただし書の規定により同項に規定する確認を行わないこととされた場合を除く。)
- 八 購入者等が自然人であり、かつ、購入者等以外の者が医薬品の取引の任に当たる場合及び購入者等が法人である場合にあつては、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料

- 2 医薬品の卸売販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可証等の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該卸売販売業者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

- 3 卸売販売業者は、第一項の書面を、記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二六厚労令八・追加、平二九厚労令一〇六・令二厚労令一五五・一部改正)

(業務経験の証明)

第百五十八条の五 卸売販売業者は、その営業所において第百五十四条第一号ロ若しくはハ又は第二号ロ若しくはハに規定する業務に従事した者から、その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、卸売販売業者は、虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

(平二六厚労令八・追加)

(視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師に対する措置)

第百五十八条の六 卸売販売業者は、自ら視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師であるとき、又はその営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師が視覚、聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

(平二六厚労令八・追加)

(薬局医薬品の販売等)

第百五十八条の七 薬局開設者は、法第三十六条の三第一項の規定により、薬局医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

- 一 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該薬局医薬品を使用しようとする者であることを確認させること。この場合において、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該薬局医薬品を使用しようとする者でない場合は、当該者が法第三十六条の三第二項に規定する薬剤師等である場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認させること。
- 二 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該薬局医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者からの当該薬局医薬品の購入又は譲受けの状況を確認させること。
- 三 前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。
- 四 法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
- 五 当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該薬局医薬品を販売し、又は授与させること。
- 六 法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導のため必要であると認めるときは、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を確認した後に、当該薬局医薬品を販売し、又は授与させること。
- 七 当該薬局医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連絡先を、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

(平二六厚労令八・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

第百五十八条の八 薬局開設者は、法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

- 一 当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。)において行わせること。
 - 二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。
 - 三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。
 - 四 当該薬局医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
 - 五 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。
 - 六 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
 - 七 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
 - 八 当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 2 法第三十六条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該薬局医薬品の名称
 - 二 当該薬局医薬品の有効成分の名称及びその分量
 - 三 当該薬局医薬品の用法及び用量
 - 四 当該薬局医薬品の効能又は効果
 - 五 当該薬局医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
 - 六 その他当該薬局医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 3 法第三十六条の四第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 4 法第三十六条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 年齢
 - 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

- 三 性別
 - 四 症状
 - 五 前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容
 - 六 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名
 - 七 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
 - 八 授乳しているか否かの別
 - 九 当該薬局医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
 - 十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否かの別並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況
 - 十一 その他法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項
(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令八七・平二九厚労令一〇六・令二厚労令一五五・一部改正)
- 第百五十八条の九 薬局開設者は、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 一 当該薬局医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
 - 二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局において当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局において当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
 - 三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。
 - 四 必要に応じ、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
 - 五 必要に応じ、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
 - 六 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
(平二六厚労令八・追加、令二厚労令一五五・一部改正)
- 第百五十八条の九の二 法第三十六条の四第五項の厚生労働省令で定める場合は、当該薬局医薬品の適正な使用のため、情報の提供又は指導を行う必要があるとその薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が認める場合とする。
- 2 前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければならない。
- 一 第百五十八条の八第四項第一号から第十号までに掲げる事項
 - 二 当該薬局医薬品の服薬状況
 - 三 当該薬局医薬品を使用する者の服薬中の体調の変化
 - 四 その他法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行うために把握が必要な事項
- 3 薬局開設者は、法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
- 一 当該薬局医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
 - 二 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局において当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
 - 三 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。
 - 四 必要に応じ、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
 - 五 必要に応じ、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
 - 六 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
(令二厚労令一五五・追加)
- (薬局製造販売医薬品の特例)
- 第百五十八条の十 薬局開設者がその薬局において薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する場合について第百五十八条の七(第四号、第五号及び第七号に係る部分に限る。)、第百五十八条の八第一項(第六号に係る部分を除く。))及び第四項並びに第百五十八条の九(第四号に係る部分を除く。))の規定を適用する場合には、第百五十八条の七第四号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、第百五十八条の八第一項各号列記以外の部分中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同項第一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「提

供し、及び指導を行う」とあるのは「提供する」と、「ある場所」とあるのは「ある場所、同令第一条第一項第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあっては、当該薬局内の場所」と、同項第二号中「提供させ、及び必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同項第三号中「所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は」とあるのは「所持する場合は」と、「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同項第五号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同項第八号及び同条第四項第十一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、第百五十八条の九各号列記以外の部分中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、同条第二号中「提供させ、又は必要な指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同条第三号及び第六号中「提供又は指導」とあるのは「提供」とする。

- 2 前項に規定する場合については、第百五十八条の七(第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。)、第百五十八条の八第一項(第六号に係る部分に限る。)、第百五十八条の九(第四号に係る部分に限る。)及び第百五十八条の九の二の規定を適用しない。
- 3 薬局開設者は、薬局製造販売医薬品の特定販売を行う場合においては、当該薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局製造販売医薬品を使用する者が令第七十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供を対面又は電話により行うことを希望する場合は、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面又は電話により、当該情報の提供を行わせなければならない。

(平二六厚労令八・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(要指導医薬品の販売等)

第百五十八条の十一 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の五第一項の規定により、要指導医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

- 一 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする者であることを確認させること。この場合において、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、当該要指導医薬品を使用しようとする者でない場合は、当該者が法第三十六条の五第二項の薬剤師等である場合を除き、同項の正当な理由の有無を確認させること。
- 二 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該要指導医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者又は店舗販売業者からの当該要指導医薬品の購入又は譲受けの状況を確認させること。
- 三 前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。
- 四 法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
- 五 当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、当該要指導医薬品を販売し、又は授与させること。
- 六 当該要指導医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局又は店舗の電話番号その他連絡先を、当該要指導医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

(平二六厚労令八・追加)

(要指導医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

第百五十八条の十二 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

- 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所をいう。)において行わせること。
- 二 当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該要指導医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。
- 三 当該要指導医薬品を使用しようとする者が手帳を所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせること。
- 四 当該要指導医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。

- 五 情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認させること。
- 六 必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
- 七 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 八 当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
- 2 法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該要指導医薬品の名称
 - 二 当該要指導医薬品の有効成分の名称及びその分量
 - 三 当該要指導医薬品の用法及び用量
 - 四 当該要指導医薬品の効能又は効果
 - 五 当該要指導医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
 - 六 その他当該要指導医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 3 法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 4 法第三十六条の六第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 年齢
 - 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
 - 三 性別
 - 四 症状
 - 五 前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容
 - 六 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名
 - 七 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
 - 八 授乳しているか否かの別
 - 九 当該要指導医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
 - 十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否かの別並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況
 - 十一 その他法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が必要な事項
(平二六厚労令八・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

第百五十九条 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

- 一 当該要指導医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
- 二 当該要指導医薬品の特性、用法、用量、使用上の注意、当該要指導医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該要指導医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該要指導医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該要指導医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。
- 三 当該要指導医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供又は指導を行わせること。
- 四 必要に応じて、当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
- 五 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 六 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。
(平二六厚労令八・追加、令二厚労令一五五・一部改正)

(法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間)

第百五十九条の二 法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

一 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品	法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)に一年を加えた期間
二 法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査(医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の	製造販売の承認の条件として付された調査期間に一年を加えた期間

基準に関する省令第二条第三項に規定する市販直後調査を除く。)を実施する義務が課せられている医薬品	
三 前二号に掲げる医薬品以外の医薬品	零

(平一九厚労令五一・追加、平二六厚労令八・令二厚労令一五五・一部改正)

(登録販売者試験)

第百五十九条の三 法第三十六条の八第一項に規定する試験(以下「登録販売者試験」という。)は、筆記試験とする。

2 筆記試験は、次の事項について行う。

- 一 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 二 人体の働きと医薬品
- 三 主な医薬品とその作用
- 四 薬事に関する法規と制度
- 五 医薬品の適正使用と安全対策

(平二〇厚労令九・追加、平二六厚労令八・一部改正)

第百五十九条の四 登録販売者試験は、毎年少なくとも一回、都道府県知事が行う。

2 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ、都道府県知事が公示する。

(平二〇厚労令九・追加)

(受験の申請)

第百五十九条の五 登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、その国籍。第百五十九条の八第一項第二号において同じ。)、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。

(平二〇厚労令九・追加・一部改正、平二六厚労令九二・一部改正)

(合格の通知及び公示)

第百五十九条の六 都道府県知事は、登録販売者試験に合格した者に、当該試験に合格したことを通知するとともに、合格した者の受験番号を公示する。

(平二〇厚労令九・追加)

(販売従事登録の申請)

第百五十九条の七 販売従事登録を受けようとする者は、様式第八十六の二による申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事(配置販売業にあつては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 販売従事登録を受けようとする申請者(以下この項において「申請者」という。)が登録販売者試験に合格したことを証する書類

二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))又は住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))

三 申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

四 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

3 二以上の都道府県において販売従事登録を受けようとする申請した者は、当該申請を行つた都道府県知事のうちのいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。

4 法第三十六条の八第三項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により登録販売者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平二〇厚労令九・追加、平二一厚労令一〇・平二四厚労令九七・平二六厚労令八・平二九厚労令九六・令三厚労令一五・一部改正)

(登録販売者名簿及び登録証の交付)

第百五十九条の八 販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別
 - 三 登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名
 - 四 前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項
- 2 都道府県知事は、販売従事登録を行ったときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、様式第八十六の三による登録証(以下「販売従事登録証」という。)を交付しなければならない。

(平二〇厚労令九・追加)

(登録販売者名簿の登録事項の変更)

第百五十九条の九 登録販売者は、前条第一項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、その旨を届け出なければならない。

- 2 前項の届出をするには、様式第八十六の四による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

(平二〇厚労令九・追加)

(販売従事登録の消除)

第百五十九条の十 登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

- 2 登録販売者が死亡し、又は失^{そう}踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失^{そう}踪の届出義務者は、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。
- 3 前二項の申請をするには、様式第八十六の五による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出るものとする。
- 5 都道府県知事は、登録販売者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を消除しなければならない。

一 第一項又は第二項の規定による申請がされ、又は、登録販売者が死亡し、若しくは失^{そう}踪の宣告を受けたことが確認されたとき

二 法第五条第三号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき

三 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき

(平二〇厚労令九・追加、平二六厚労令八七・令元厚労令七〇・一部改正)

(販売従事登録証の書換え交付)

第百五十九条の十一 登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、様式第八十六の六による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

(平二〇厚労令九・追加)

(販売従事登録証の再交付)

第百五十九条の十二 登録販売者は、販売従事登録証を破り、よごし、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、様式第八十六の七による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 販売従事登録証を破り、又はよごした登録販売者が第一項の申請をする場合には、申請書にその販売従事登録証を添えなければならない。
- 4 登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失った販売従事登録証を発見したときは、五日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

(平二〇厚労令九・追加)

(販売従事登録証の返納)

第百五十九条の十三 登録販売者は、販売従事登録の消除を申請するときは、販売従事登録証を、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。第百五十九条の十第二項の規定により販売従事登録の消除を申請する者についても、同様とする。

- 2 登録販売者は、登録を消除されたときは、前項に規定する場合を除き、五日以内に、販売従事登録証を、登録を消除された都道府県知事に返納しなければならない。

(平二〇厚労令九・追加)

(一般用医薬品の販売等)

第百五十九条の十四 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第一類医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

- 一 法第三十六条の十第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問がないことを確認した後に、販売し、又は授与させること。
 - 二 当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の十第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供を行つた後に、当該第一類医薬品を販売し、又は授与させること。
 - 三 当該第一類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。
- 2 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、第二類医薬品又は第三類医薬品につき、次に掲げる方法により、その薬局、店舗又は区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に販売させ、又は授与させなければならない。
- 一 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、法第三十六条の十第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供を行つた後に、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与させること。
 - 二 当該第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与した薬剤師又は登録販売者の氏名、当該薬局又は店舗の名称及び当該薬局、店舗又は配置販売業者の電話番号その他連絡先を、当該第二類医薬品又は第三類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

(平二六厚労令八・全改)

(一般用医薬品に係る情報提供の方法等)

第百五十九条の十五 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

- 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあっては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。次条において同じ。)において行わせること。
- 二 当該第一類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第一類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該第一類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第一類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。
- 三 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供を行わせること。
- 四 当該第一類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
- 五 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。
- 六 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
- 七 当該情報の提供を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

2 法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該第一類医薬品の名称
 - 二 当該第一類医薬品の有効成分の名称及びその分量
 - 三 当該第一類医薬品の用法及び用量
 - 四 当該第一類医薬品の効能又は効果
 - 五 当該第一類医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
 - 六 その他当該第一類医薬品を販売し、又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項
- 3 法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 4 法第三十六条の十第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 年齢
 - 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

- 三 性別
 - 四 症状
 - 五 前号の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容
 - 六 現にかかっている他の疾病がある場合は、その病名
 - 七 妊娠しているか否かの別及び妊娠中である場合は妊娠週数
 - 八 授乳しているか否かの別
 - 九 当該第一類医薬品に係る購入、譲受け又は使用の経験の有無
 - 十 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否かの別並びにかかったことがある場合はその症状、その時期、当該薬剤又は医薬品の名称、有効成分、服用した量及び服用の状況
 - 十一 その他法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行うために確認が必要な事項
(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・平二九厚労令一〇六・令二厚労令一五五・一部改正)
- 第二百五十九条の十六 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせるよう努めなければならない。
- 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所において行わせること。
 - 二 前条第二項各号に掲げる事項について説明を行わせること。この場合において、同項各号中「第一類医薬品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第六号中「薬剤師」とあるのは「薬剤師又は登録販売者」と読み替えて適用する。
 - 三 当該第二類医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該第二類医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該第二類医薬品の適正な使用のために必要な情報を、当該第二類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第二類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。
 - 四 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供を行わせること。
 - 五 当該第二類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。
 - 六 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させること。
 - 七 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
 - 八 当該情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。
- 2 法第三十六条の十第四項の厚生労働省令で定める事項は、前条第四項各号に掲げる事項とする。この場合において、同項第九号中「第一類医薬品」とあるのは「第二類医薬品」と、同項第十一号中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第三項」と読み替えて適用する。
(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・令二厚労令一五五・一部改正)
- 第二百五十九条の十七 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせなければならない。
- 一 第一類医薬品の情報の提供については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせること。
 - 二 第二類医薬品又は第三類医薬品の情報の提供については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせること。
 - 三 当該一般用医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説明を行わせること。
 - 四 当該一般用医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該一般用医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該一般用医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させること。
 - 五 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供を行わせること。
 - 六 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。
 - 七 当該情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。
- 2 薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の特定販売を行う場合においては、当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者が法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を対面又は電話により行うことを希望する場合は、その薬局又は店舗において医

薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により、当該情報の提供を行わせなければならない。

(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・令二厚労令一五五・一部改正)

(準用)

第百五十九条の十八 配置販売業者については、前三条(前条第二項を除く。)の規定を準用する。この場合において、前三条の規定中「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配置販売」と、第百五十九条の十五第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号中「当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあっては、当該薬局若しくは店舗内の場所をいう。次条において同じ。)」とあるのは「当該区域における医薬品を配置する場所」と、同項第二号中「情報を、」とあるのは「情報を、配置販売によつて」と、「又は」とあるのは「又は配置した」と、同条第二項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、同項第六号中「販売し、又は授与する」とあるのは「配置する」と、同条第三項中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、同条第四項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第二項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第二項」と、同項第十一号中「第三十六条の十第一項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、第百五十九条の十六第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第三項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第三項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号中「当該薬局又は店舗内の情報の提供を行う場所」とあるのは「当該区域における医薬品を配置する場所」と、同項第二号中「前条第二項各号」とあるのは「第百五十九条の十八において準用する前条第二項各号」と、同項第三号中「情報を、」とあるのは「情報を、配置販売によつて」と、「又は」とあるのは「又は配置した」と、同条第二項中「第三十六条の十第四項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第四項」と、「前条第四項各号」とあるのは「第百五十九条の十八において準用する前条第四項各号」と、「第三十六条の十第一項」とあるのは「同条第一項」と、「第三十六条の十第三項」とあるのは「同条第三項」と、前条第一項各号列記以外の部分中「第三十六条の十第五項」とあるのは「第三十六条の十第七項において準用する同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第一号及び第二号中「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同項第四号中「その薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者」とあるのは「配置販売によつて当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は配置した当該一般用医薬品を使用する者」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・平二九厚労令一〇六・一部改正)

(変更の届出)

第百五十九条の十九 法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 店舗販売業者の氏名(店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。)又は住所
 - 二 店舗の構造設備の主要部分
 - 三 通常の営業日及び営業時間
 - 四 店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
 - 五 店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
 - 六 当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第百三十九条第三項各号に掲げる区分(特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。)
 - 七 当該店舗において併せ行う店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類
- 2 法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第四号」と、同条第三項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百五十九条の十九第一項第四号又は第五号」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八・追加、令三厚労令一五・一部改正)

第百五十九条の二十 法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 二 特定販売の実施の有無

三 第三百三十九条第四項各号に掲げる事項(主たるホームページの構成の概要を除く。)

- 2 法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条第四項各号」とあるのは「第三百三十九条第四項各号」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八・追加)

第二百五十九条の二十一 法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 配置販売業者の氏名(配置販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。)又は住所
 - 二 営業の区域
 - 三 通常の営業日及び営業時間
 - 四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
 - 五 区域管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数
 - 六 区域管理者以外の当該区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数
 - 七 当該区域において配置販売によつて販売し、又は授与する医薬品の第百四十八条第二項第八号イからニまでに掲げる区分
 - 八 当該区域において併せ行う配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類
- 2 法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第二百五十九条の二十一第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第二百五十九条の二十一第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第二百五十九条の二十一第一項第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八・追加、令三厚労令一五・一部改正)

第二百五十九条の二十二 法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 卸売販売業者の氏名(卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。)又は住所
 - 二 営業所の名称
 - 三 営業所の構造設備の主要部分
 - 四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
 - 五 医薬品営業所管理者の氏名又は住所
 - 六 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類
 - 七 当該営業所において併せ行う卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務の種類
- 2 法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第二百五十九条の二十二第一項第五号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第二百五十九条の二十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第二百五十九条の二十二第一項第五号」と、「管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「医薬品営業所管理者」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(休廃止等の届書の様式)

第二百五十九条の二十三 店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した店舗販売業の店舗、配置販売業若しくは卸売販売業の営業所を再開した場合における法第三十八条第一項又は第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

(平二六厚労令八・追加)

(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請)

第六十条 法第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けようとする者は、同条第三項の規定により、様式第八十七による申請書を都道府県知事(当該申請等に係る営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。)に提出

しなければならない。この場合において、貸与業の許可については、高度管理医療機器等の陳列その他の管理を行う者が申請するものとする。

2 法第三十九条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 営業所の名称及び所在地
- 二 高度管理医療機器等営業所管理者の住所
- 三 兼営事業の種類

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 営業所(高度管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。)の構造設備に関する書類
- 二 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 三 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

四 高度管理医療機器等営業所管理者が第百六十二条第一項各号(同項第一号に規定する指定視力補正用レンズ等のみの販売、授与又は貸与(以下「販売等」という。)を実地に管理する者にあつては同項各号又は同条第二項各号、プログラム高度管理医療機器(高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。))のみの販売等又は電気通信回線を通じた提供(以下「販売提供等」という。)を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は第三項各号、指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第二項各号及び第三項各号)に掲げる者であることを証する書類

五 申請者以外の者がその営業所の高度管理医療機器等営業所管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に対する使用関係を証する書類

4 法第三十九条第三項の申請については、第九条の規定を準用する。

5 法第三十九条第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者又は貸与業者(以下「高度管理医療機器等の販売業者等」という。))の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平一六厚労令一一二(平一七厚労令二五)・追加、平一八厚労令二〇・平二一厚労令一〇六・平二六厚労令八・平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・平二七厚労令一・令三厚労令一五・一部改正)

(高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可台帳の記載事項)

第百六十一条 令第四十八条に規定する法第三十九条第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 許可の別
- 三 高度管理医療機器等の販売業者等の氏名及び住所
- 四 営業所の名称及び所在地
- 五 高度管理医療機器等営業所管理者の氏名及び住所

(平一六厚労令一一二・追加、平一八厚労令二〇・平二六厚労令八七・一部改正)

(管理者の基準)

第百六十二条 法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 高度管理医療機器等(令別表第一機械器具の項第七十二号に掲げる視力補正用レンズ及び同表第七十二号の二に掲げるコンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。))のうち厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定視力補正用レンズ等」という。))並びにプログラム高度管理医療機器を除く。第百七十五条第一項において同じ。))の販売等に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者

- 二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

2 指定視力補正用レンズ等のみを販売等する営業所における法第三十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 高度管理医療機器等(プログラム高度管理医療機器を除く。))の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者

- 二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

3 プログラム高度管理医療機器のみを販売提供等する営業所における法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、前二項の規定にかかわらず、第一項各号又は次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者

- 二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- 4 指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみを販売提供等する営業所における法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、前三項の規定にかかわらず、第一項各号のいずれか又は第二項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であることとする。
- (平一六厚労令一一二・追加、平一八厚労令二〇・平二一厚労令一〇六・平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・平二七厚労令八二・一部改正)
- (管理医療機器の販売業又は貸与業の届出)
- 第六百六十三条 法第三十九条の三第一項の規定により管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。第七十三條から第七十八條までにおいて同じ。)を業として販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供しようとする者(法第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。)は、法第三十九条の三第一項の規定により、様式第八十八による届書を提出するものとする。
- 2 法第三十九条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 営業所の名称及び所在地
- 二 当該営業所において第七十五条第一項に規定する特定管理医療機器を販売提供等する場合にあつては、同条第二項に規定する特定管理医療機器営業所管理者等の氏名及び住所
- 三 営業所(管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。次項において同じ。)の構造設備の概要
- 四 兼営事業の種類
- 3 第一項の届書には、当該営業所の平面図を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該平面図が当該届書の提出先とされている都道府県知事(当該営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。)に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されている場合においては、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- (平一六厚労令一一二(平一七厚労令六六)・追加、平一八厚労令二〇・平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・平二七厚労令一・令三厚労令一五・令四厚労令四三・一部改正)
- (営業所の管理に関する帳簿)
- 第六百六十四条 高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。
- 2 高度管理医療機器等営業所管理者は、次に掲げる事項を前項の帳簿に記載しなければならない。
- 一 高度管理医療機器等営業所管理者の第六十八條に規定する研修の受講状況
- 二 営業所における品質確保の実施の状況
- 三 苦情処理、回収処理その他不良品の処理の状況
- 四 営業所の従業員の教育訓練の実施の状況
- 五 その他営業所の管理に関する事項
- 3 高度管理医療機器等の販売業者等は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から六年間、保存しなければならない。
- (平一六厚労令一一二・追加、平一八厚労令二〇・平二六厚労令八七・一部改正)
- (品質の確保)
- 第六百六十五条 高度管理医療機器等の販売業者等は、適正な方法により、当該医療機器に被包の損傷その他の^{かし}瑕疵がないことの確認その他の医療機器の品質の確保をしなければならない。
- (平一六厚労令一一二・追加)
- (医療機器プログラムの広告)
- 第六百六十五条の二 高度管理医療機器等の販売業者等は、医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供することについて広告をするときは、次に掲げる事項を表示しなければならない。
- 一 高度管理医療機器等の販売業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 電話番号その他連絡先
- 三 その他必要な事項
- (平二六厚労令八七・追加)
- (苦情処理)
- 第六百六十六条 高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関して苦情があつたときは、その苦情に係る事項が自らに起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、苦情に係る事項の原因を究明させ、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じさせなければならない。
- (平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)
- (回収)

第百六十七条 高度管理医療機器等の販売業者等は、自ら販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が自らの陳列、貯蔵等に起因することが明らかな場合に限り、当該営業所の高度管理医療機器等営業所管理者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- 一 回収に至った原因を究明し、当該営業所の品質確保の方法に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 二 回収した医療機器(医療機器プログラムを除く。)を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(高度管理医療機器等営業所管理者の継続的研修)

第百六十八条 高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等営業所管理者に、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行つた者が行う研修を毎年度受講させなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(教育訓練)

第百六十九条 高度管理医療機器等の販売業者等は、営業所の従業者に対して、その取り扱う医療機器の販売、授与若しくは貸与、又は電気通信回線を通じた提供に係る情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(中古品の販売等に係る通知等)

第百七十条 高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された医療機器を他に販売し、授与し若しくは貸与し、又は電気回線を通じて提供しようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知しなければならない。ただし、当該使用された医療機器が他の医療機器の販売業者等から販売、授与若しくは貸与又は電気回線を通じて提供された場合であつて、当該使用された医療機器を他の医療機器の販売業者等に販売し、授与し若しくは貸与し、又は電気回線を通じて提供しようとするときは、この限りでない。

2 高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された医療機器の品質の確保その他当該医療機器の販売、授与又は貸与に係る注意事項について、当該医療機器の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・平二七厚労令八二・平二七厚労令一二一・一部改正)

(製造販売業者の不具合等の報告への協力)

第百七十一条 高度管理医療機器等の販売業者等は、その販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(高度管理医療機器等営業所管理者の業務及び遵守事項)

第百七十二条 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- 一 法第四十条第一項において準用する法第九条の二第一項第一号に規定する高度管理医療機器等営業所管理者が有する権限に係る業務
 - 二 法第四十条第一項において準用する法第八条第一項の規定による従業者の監督、その営業所の構造設備及び高度管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務
 - 三 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業者等に対する書面による意見申述
- 2 法第四十条第一項において準用する法第八条第三項の高度管理医療機器等営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
 - 二 法第四十条第一項において準用する法第八条第二項の規定により高度管理医療機器等の販売業者等に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(令三厚労令一五・全改)

(高度管理医療機器等の購入等に関する記録)

第百七十三条 高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を購入し、又は譲り受けたとき及び高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者若しくは修理業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

- 一 品名

- 二 数量
 - 三 製造番号又は製造記号
 - 四 購入、譲受け、販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供の年月日
 - 五 購入者等若しくは貸与された者又は電気通信回線を通じて提供を受けた者の氏名及び住所
- 2 高度管理医療機器等の販売業者等は、高度管理医療機器等を前項に掲げる者以外の者に販売し、授与し、若しくは貸与し、又は電気通信回線を通じて提供したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。
- 一 品名
 - 二 数量
 - 三 販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供の年月日
 - 四 販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供を受けた者の氏名及び住所
- 3 高度管理医療機器等の販売業者等は、前二項の書面を、記載の日から三年間(特定保守管理医療機器に係る書面にあつては、記載の日から十五年間)、保存しなければならない。ただし、貸与した特定保守管理医療機器について、貸与を受けた者から返却されてから三年を経過した場合にあつては、この限りではない。
- 4 高度管理医療機器等の販売業者等は、管理医療機器又は一般医療機器(特定保守管理医療機器を除く。以下この条及び第百七十八条において同じ。)を取り扱う場合にあつては、管理医療機器又は一般医療機器の購入、譲受け、販売、授与若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八・平二六厚労令八七・平二九厚労令一〇六・一部改正)

(高度管理医療機器等の販売業者等の法令遵守体制)

第百七十三条の二 高度管理医療機器等の販売業者等は、次に掲げるところにより、法第四十条第一項において準用する法第九条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる高度管理医療機器等営業所管理者の権限を明らかにすること。

イ 営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

二 次に掲げる法第四十条第一項において準用する法第九条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 営業所の管理に関する業務その他の高度管理医療機器等の販売業者等の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、高度管理医療機器等の販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 高度管理医療機器等の販売業者等が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、高度管理医療機器等の販売業者等の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の高度管理医療機器等の販売業者等の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第四十条第一項において準用する法第九条の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。

イ 高度管理医療機器等の販売業者等の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(令三厚労令一五・追加)

(変更の届出)

第百七十四条 法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 高度管理医療機器等の販売業者等及び高度管理医療機器等営業所管理者の氏名及び住所

二 許可の別

三 高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 営業所の名称

五 営業所(高度管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。)の構造設備の主要部分

2 法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事(当該申請等に係る営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。)に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 第一項第一号に掲げる高度管理医療機器等の販売業者等の氏名に係る届書 高度管理医療機器等の販売業者等の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、登記事項証明書)
- 二 第一項第一号に掲げる高度管理医療機器等営業所管理者の氏名に係る届書 新たに高度管理医療機器等営業所管理者になった者が第百六十二条第一項各号(指定視力補正用レンズ等のみの販売等を実地に管理する者にあつては同項各号又は同条第二項各号、プログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第三項各号、指定視力補正用レンズ等及びプログラム高度管理医療機器のみの販売提供等を実地に管理する者にあつては同条第一項各号又は同条第二項各号及び同条第三項各号)に掲げる者であることを証する書類及び新たに高度管理医療機器等営業所管理者になった者が高度管理医療機器等の販売業者等以外の者であるときは、雇用契約書の写しその他高度管理医療機器等の販売業者等の新たに高度管理医療機器等営業所管理者となつた者に対する使用関係を証する書類
- 三 第一項第三号に掲げる役員に係る届書 新たに役員となつた者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
(平一六厚労令一一二(平一七厚労令二五)・追加、平一八厚労令二〇・平二一厚労令一〇六・平二六厚労令八・平二六厚労令八七・平二七厚労令一・令三厚労令一五・一部改正)

(特定管理医療機器の販売業者等の遵守事項等)

第百七十五条 特定管理医療機器(専ら家庭において使用される管理医療機器であつて厚生労働大臣の指定するもの以外の管理医療機器をいう。以下同じ。)の販売業者等(法第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。以下同じ。)は、特定管理医療機器の販売提供等を実地に管理させるために、特定管理医療機器を販売提供等する営業所ごとに、高度管理医療機器等の販売等に関する業務に一年以上若しくは特定管理医療機器(令別表第一機械器具の項第七十三号に掲げる補聴器(以下「補聴器」という。)、同項第七十八号に掲げる家庭用電気治療器(以下「家庭用電気治療器」という。))及びプログラム特定管理医療機器(特定管理医療機器のうちプログラムであるもの及びこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。)を除く。)の販売等に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者(以下「特定管理医療機器営業所管理者」という。)を置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる営業所にあつては、特定管理医療機器営業所管理者に代え、それぞれ当該各号に掲げる者を置けば足りる。

- 一 補聴器のみを販売等する営業所 特定管理医療機器(家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器を除く。)の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者(以下「補聴器営業所管理者」という。))
 - 二 家庭用電気治療器のみを販売等する営業所 特定管理医療機器(補聴器及びプログラム特定管理医療機器を除く。)の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者(以下「家庭用電気治療器営業所管理者」という。))
 - 三 プログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所 別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めた者(以下「プログラム特定管理医療機器営業所管理者」という。))
 - 四 補聴器及び家庭用電気治療器のみを販売等する営業所 補聴器営業所管理者及び家庭用電気治療器営業所管理者
 - 五 補聴器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所 補聴器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者
 - 六 家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所 家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者
 - 七 補聴器、家庭用電気治療器及びプログラム特定管理医療機器のみを販売提供等する営業所 補聴器営業所管理者、家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者
- 2 特定管理医療機器の販売業者等は、特定管理医療機器営業所管理者、補聴器営業所管理者、家庭用電気治療器営業所管理者及びプログラム特定管理医療機器営業所管理者(以下「特定管理医療機器営業所管理者等」という。)に、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行つた者が行う研修を毎年度受講させるよう努めなければならない。
 - 3 特定管理医療機器の販売業者等は、医療機器の譲受け及び譲渡に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。
 - 4 特定管理医療機器営業所管理者等は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、従業者の監督、その営業所の構造設備及び特定管理医療機器等その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払わなければならない。

- 5 特定管理医療機器営業所管理者等は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、特定管理医療機器の販売業者等に対し必要な意見を書面により述べなければならない。
- 6 特定管理医療機器営業所管理者等は、営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行わなければならない。
- 7 特定管理医療機器営業所管理者等は、第五項の規定により特定管理医療機器の販売業者等に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存しなければならない。
- 8 特定管理医療機器の販売業者等は、第五項の規定により述べられた特定管理医療機器営業所管理者等の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平一八厚労令二〇・平二六厚労令八・平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・令三厚労令一五・一部改正)

(管理医療機器の販売業者等の法令遵守体制)

第百七十五条の二 管理医療機器の販売業者又は貸与業者(以下この条において「販売業者等」という。)は、次に掲げるところにより、法第四十条第二項において準用する法第九条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、第一号については、特定管理医療機器の販売業者等に限る。

一 次に掲げる特定管理医療機器営業所管理者等の権限を明らかにすること。

イ 営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

二 次に掲げる法第四十条第二項において準用する法第九条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 営業所の管理に関する業務その他の管理医療機器の販売業者等の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、管理医療機器の販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 管理医療機器の販売業者等が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、管理医療機器の販売業者等の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の管理医療機器の販売業者等の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第四十条第二項において準用する法第九条の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。

イ 管理医療機器の販売業者等の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(令三厚労令一五・追加)

(変更の届出)

第百七十六条 法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所

二 営業所の名称

三 法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 当該営業所において第百七十五条第一項に規定する特定管理医療機器を販売提供等する場合にあっては、同条第二項に規定する特定管理医療機器営業所管理者等の氏名及び住所

五 営業所(管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所を除く。)の構造設備の概要

六 兼営事業の種類

2 法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

(平七厚令三九・一部改正、平一六厚労令一一二(平一七厚労令六六)・旧第四十三条繰下・一部改正、平二六厚労令八・令三厚労令一五・令四厚労令四三・一部改正)

(休廃止等の届出書の様式)

第百七十七条 管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した営業所を再開した場合における法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

(平七厚令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第四十四条繰下・一部改正、平二六厚労令八・平二六厚労令八七・一部改正)

(準用)

第百七十八条 高度管理医療機器等の販売業者等については、第二条から第六条まで、第十五条の九及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第八十九」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十」と、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは「第百六十二条第一項第一号又は第二項第一号に規定する」と読み替えるものとする。

2 特定管理医療機器の販売業者等については、第十五条の九、第百六十四条から第百六十七条まで及び第百六十九条から第百七十一条までの規定を準用する。この場合において、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは「第百七十五条第一項各号列記以外の部分、第一号及び第二号に規定する」と、第百六十四条第二項、第百六十六条及び第百六十七条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「特定管理医療機器営業所管理者等」と読み替えるものとする。

3 特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等については、第百六十四条(第二項第一号を除く。)、第百六十五条から第百六十七条まで、第百六十九条から第百七十一条まで及び第百七十五条第三項の規定を準用する。この場合において、第百六十四条第二項中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等」と、第百六十六条及び第百六十七条中「高度管理医療機器等営業所管理者」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平一八厚労令二〇・平二一厚労令一〇・平二六厚労令八七・平二六厚労令九二・令元厚労令七〇・令三厚労令一五・令四厚労令四三・一部改正)

(設置管理医療機器等の販売業者等の遵守事項)

第百七十九条 設置管理医療機器の販売業者等は、自ら当該設置管理医療機器の設置を行うときは、第百十四条の五十五第二項の規定により交付を受けた設置管理基準書に基づき、適正な方法により設置に係る管理を行わなければならない。

2 設置管理医療機器の販売業者等は、設置管理医療機器の設置を委託するときは、設置に係る管理に関する報告についての条項を含む委託契約を行うとともに、当該設置管理医療機器に係る設置管理基準書を受託者に交付しなければならない。

3 設置管理医療機器の販売業者等は、設置に係る管理の業務を行うために必要な専門的知識及び経験を有する者に、当該設置管理医療機器に係る設置管理基準書に基づき、適正な方法により設置に係る管理の業務を行わせなければならない。

4 設置管理医療機器の販売業者等は、設置管理医療機器の設置を行う者に対し、必要に応じ、設置管理医療機器の品目に応じた設置に係る管理に関する教育訓練を実施しなければならない。

5 設置管理医療機器の販売業者等については、第百十四条の五十五第二項及び第四項から第九項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「前二項」とあるのは「第百七十九条第五項において準用する第二項又は同条第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第百七十九条第五項において準用する前項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第百七十九条第五項において準用する前項」と、同条第九項中「第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付した」とあるのは「第百七十九条第五項において準用する第二項及び第四項から前項まで又は第百七十九条第一項から第四項までの規定により設置に係る管理を行い、設置管理基準書を交付し、又は教育訓練を実施した」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(修理業の許可の申請)

第百八十条 法第四十条の二第一項の規定による医療機器の修理業の許可を受けようとする者は、同条第三項の規定により、様式第九十一による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を第二百八十一条又は令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 法第四十条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 特定保守管理医療機器に係る区分
- 三 特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分
- 四 責任技術者の氏名、住所及び資格

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 事業所の構造設備に関する書類
- 二 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 三 事業所の医療機器修理責任技術者が第百八十八条第一号又は第二号に掲げる者であることを証する書類
- 四 申請者以外の者がその事業所の医療機器修理責任技術者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその医療機器修理責任技術者に対する使用関係を証する書類

4 法第四十条の二第三項の申請については、第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とある

のは、「地方厚生局長又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 5 法第四十条の二第六項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により修理業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者とする。

(平一六厚労令一一二(平一七厚労令二五)・追加、平二六厚労令八・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器の修理区分)

第百八十一条 法第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める区分(以下「修理区分」という。)は、特定保守管理医療機器及び特定保守管理医療機器以外の医療機器について、それぞれ別表第二のとおりとする。

(平一六厚労令一一二・追加)

(修理業の許可証の様式)

第百八十二条 医療機器の修理業の許可証は、様式第九十二によるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加)

(修理業の許可証の書換え交付の申請)

第百八十三条 令第五十五条において準用する令第三十七条の九第二項の申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)は、様式第三によるものとする。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(修理業の許可証の再交付の申請)

第百八十四条 令第五十五条において準用する令第三十七条の十第二項の申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)は、様式第四によるものとする。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に提出することとされている申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(修理業の許可の更新の申請)

第百八十五条 法第四十条の二第四項の医療機器の修理業の許可の更新の申請は、様式第九十三による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を第二百八十一条又は令第八十条の規定によりそれぞれ当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申請書には、申請に係る許可の許可証を添えなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令元厚労令七〇・令三厚労令一五・一部改正)

(修理区分の変更等の申請)

第百八十六条 法第四十条の二第七項の医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請は、様式第九十四による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を第二百八十一条又は令第八十条の規定により当該許可の権限に属する事務を行うこととされた地方厚生局長又は都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を經由して地方厚生局長に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 許可証

二 変更し、又は追加しようとする修理区分に係る事業所の構造設備に関する書類

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(修理業の許可台帳の記載事項)

第百八十七条 令第五十五条において準用する令第三十七条の十二に規定する法第四十条の二第一項の許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一 許可番号及び許可年月日

二 修理区分

三 修理業者の氏名及び住所

四 事業所の名称及び所在地

五 当該事業所の医療機器修理責任技術者の氏名及び住所

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(医療機器修理責任技術者の資格)

第百八十八条 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第五項に規定する医療機器の修理業の医療機器修理責任技術者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。

- 一 特定保守管理医療機器の修理を行う修理業者 イ又はロのいずれかに該当する者
 - イ 医療機器の修理に関する業務に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習(以下この条において「基礎講習」という。)及び専門講習を修了した者
 - ロ 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
 - 二 特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理を行う修理業者 イ又はロのいずれかに該当する者
 - イ 医療機器の修理に関する業務に三年以上従事した後、基礎講習を修了した者
 - ロ 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者
- (平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器修理責任技術者の業務及び遵守事項)

第百八十九条 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第九項の医療機器修理責任技術者が行う医療機器の修理の管理のために必要な業務は、次のとおりとする。

- 一 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第一号に規定する医療機器修理責任技術者が有する権限に係る業務
 - 二 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第八項において準用する法第八条第一項の規定による従業者の監督、その事業所の構造設備及び医療機器その他の物品の管理その他事業所の業務に対し必要な注意を払う業務
 - 三 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第七項の規定による修理業者に対する書面による意見申述
- 2 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第九項の医療機器修理責任技術者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 修理の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。
 - 二 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十四第七項の規定により修理業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(令三厚労令一五・全改)

(修理、試験等に関する記録)

第百九十条 医療機器の修理業の医療機器修理責任技術者は、修理及び試験に関する記録その他当該事業所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間(当該記録に係る医療機器に関して有効期間の記載が義務付けられている場合には、その有効期間に一年を加算した期間)保管しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(医療機器の修理業者の法令遵守体制)

第百九十条の二 医療機器の修理業者は、次に掲げるところにより、法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる医療機器修理責任技術者の権限を明らかにすること。
 - イ 医療機器の修理に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ イに掲げるもののほか、医療機器の修理の管理に関する権限
 - 二 次に掲げる法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第二号に規定する体制を整備すること。
 - イ 医療機器の修理の管理に関する業務その他の修理業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、修理業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
 - ロ 修理業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、修理業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の修理業者の業務の適正を確保するための体制
 - 三 次に掲げる法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十五の二第三項第三号に規定する措置を講ずること。
 - イ 医療機器の修理業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
- (令三厚労令一五・追加)

(特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理)

第百九十一条 特定保守管理医療機器の修理業者は、事業所ごとに、次に掲げる文書を作成しなければならない。

- 一 業務の内容に関する文書
- 二 修理手順その他修理の作業について記載した文書
- 2 特定保守管理医療機器の修理業者は、前項第二号に掲げる文書に基づき、適正な方法により医療機器の修理を行わなければならない。
- 3 特定保守管理医療機器の修理業者は、自ら修理した医療機器の品質等に関して苦情があつたときは、その苦情に係る事項が当該修理に係る事業所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該事業所の医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。
 - 一 苦情に係る事項の原因を究明し、修理に係る作業管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
 - 二 当該医療機器に係る苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。
- 4 特定保守管理医療機器の修理業者は、自ら修理した医療機器の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が当該修理に係る事業所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、当該事業所の医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。
 - 一 回収に至った原因を究明し、修理に係る作業管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
 - 二 回収した医療機器を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。
 - 三 当該医療機器に係る回収の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。
- 5 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器修理責任技術者に、次に掲げる業務を行わせなければならない。
 - 一 作業員に対して、医療機器の修理に係る作業管理及び品質管理に関する教育訓練を実施すること。
 - 二 教育訓練の実施の記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。
- 6 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理(軽微なものを除く。次項において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知しなければならない。ただし、当該医療機器を使用する者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合その他の正当な理由がある場合であつて、修理後速やかに製造販売業者に通知するときは、この限りでない。
- 7 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理に係る注意事項について、当該医療機器の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守しなければならない。
- 8 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理をしたときは、自らの氏名及び住所を当該医療機器又はその直接の容器若しくは被包に記載しなければならない。
- 9 特定保守管理医療機器の修理業者は、医療機器の修理を依頼した者に対し、修理の内容を文書により通知しなければならない。
- 10 前項に規定する文書による通知については、第百十四条の五十五第四項から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「設置管理医療機器の製造販売業者」とあるのは「特定保守管理医療機器の修理業者」と、同条第四項中「これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者(以下この条において「受託者等」という。)」とあるのは「修理を依頼した者」と、「設置管理基準書に記載すべき事項」とあるのは「第百九十一条第九項に規定する修理の内容」と、「受託者等の」とあるのは「修理を依頼した者の」と、同条第五項及び第六項中「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と、同条第七項中「設置管理基準書に記載すべき事項」とあるのは「第百九十一条第九項に規定する修理の内容」と、「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と、同条第五項及び第八項中「受託者等」とあるのは「修理を依頼した者」と読み替えるものとする。
- 11 特定保守管理医療機器の修理業者は、その修理した医療機器について、当該医療機器の不具合その他の事由によるものと疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者にその旨を通知しなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理)

第百九十二条 特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理業者については、前条第三項(第二号を除く。)、第四項(第三号を除く。)、第六項から第八項まで及び第十一項の規定を準用する。

(平一六厚労令一一二・追加)

(設置管理医療機器の修理業者の遵守事項)

第百九十三条 設置管理医療機器の修理業者については、第百十四条の五十五第二項及び第四項から第九項までの規定並びに第百七十九条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第百十四条の五十五第四項中「前二項」とあるのは「第百九十三条において準用する第二項又は第百七十九条第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第百九十三条において準用する前項」と、同条第八項中「前項」とある

のは「第百九十三条において準用する前項」と、同条第九項中「第二項から前項までの規定により設置管理基準書を交付した」とあるのは「第百九十三条において準用する第二項及び第四項から前項まで又は第百七十九条第一項から第四項までの規定により設置管理基準書を交付し、設置に係る管理を行い、又は教育訓練を実施した」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(医療機器修理責任技術者の継続的研修)

第百九十四条 医療機器の修理業者は、医療機器修理責任技術者に、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に届出を行つた者が行う研修を毎年度受講させなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(準用)

第百九十四条の二 医療機器の修理業者については、第三条、第十五条の九及び第十八条の規定を準用する。この場合において、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは「第百八十八条第一号イ又は第二号イに規定する」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八七・平二六厚労令九二・一部改正)

(医療機器修理責任技術者等の変更の届出)

第百九十五条 法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の規定により変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 修理業者又は医療機器修理責任技術者の氏名又は住所
 - 二 修理業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
 - 三 事業所の名称
 - 四 事業所の構造設備の主要部分
 - 五 修理業者が他の区分の修理業の許可を受け、又はその事業所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号
- 2 前項の届出は、様式第六による届書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正本一通及び副本二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長若しくは都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 第一項第一号に掲げる修理業者の氏名に係る届書 修理業者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(修理業者が法人であるときは、登記事項証明書)
 - 二 第一項第一号に掲げる医療機器修理責任技術者の氏名に係る届書(新たに医療機器修理責任技術者となつた者が修理業者である場合を除く。) 雇用契約書の写しその他の修理業者の新たに医療機器修理責任技術者となつた者に対する使用関係を証する書類及び当該者が第百八十八条第一号又は第二号に掲げる者であることを証する書類

(平一六厚労令一一二・追加、平一八厚労令二〇・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器の修理業の特例の適用を受けない製造)

第百九十六条 令第五十六条に規定する厚生労働省令で定める製造は、医療機器の製造工程のうち設計又は最終製品の保管のみを行うものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(再生医療等製品の販売業の許可の申請)

第百九十六条の二 再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者は、法第四十条の五第三項の規定により、様式第九十四の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 法第四十条の五第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 営業所の名称及び所在地
 - 二 再生医療等製品営業所管理者の住所及び資格
 - 三 兼営事業の種類
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 営業所の平面図
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 申請者以外の者がその再生医療等製品営業所管理者である場合にあつては、当該再生医療等製品営業所管理者の雇用契約書の写しその他申請者の当該再生医療等製品営業所管理者に対する使用関係を証する書類
- 四 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者

である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

- 4 法第四十条の五第三項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 5 法第四十条の五第五項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(再生医療等製品の販売業における販売等の相手方)

第百九十六条の三 法第四十条の五第七項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)
- 二 研究施設の長又は教育機関の長であつて研究又は教育を行うに当たり必要な再生医療等製品を使用するもの
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者であつて製造を行うに当たり必要な再生医療等製品を使用するもの
- 四 前三号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(再生医療等製品営業所管理者の基準)

第百九十六条の四 再生医療等製品営業所管理者に係る法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する専門の課程を修了した者
- 二 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する科目を修得した後、再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に三年以上従事した者
- 三 再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に五年以上従事した者
- 四 都道府県知事が第一号から前号までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(平二六厚労令八七・追加)

(準用)

第百九十六条の五 再生医療等製品の販売業者については、第二条から第七条まで(同条第四号、第五号及び第七号から第十二号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第九十四の三」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十四の四」と、第七条第六号中「氏名、住所及び週当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令元厚労令七〇・一部改正)

(再生医療等製品の販売業者の遵守事項)

第百九十六条の六 法第四十条の七において準用する法第九条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等製品の販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百九十六条の十一までに定めるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(試験検査の実施方法)

第百九十六条の七 再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品営業所管理者が再生医療等製品の適切な管理のために必要と認める再生医療等製品の試験検査を、再生医療等製品営業所管理者に行わせなければならない。ただし、当該再生医療等製品の営業所の設備及び器具を用いて試験検査を行うことが困難であると再生医療等製品営業所管理者が認めた場合には、再生医療等製品の販売業者は、当該販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

- 2 再生医療等製品の販売業者は、前項ただし書により試験検査を行つた場合は、再生医療等製品営業所管理者に試験検査の結果を確認させなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の適正管理の確保)

第百九十六条の八 再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品の販売又は授与の業務に係る適正な管理(以下「再生医療等製品の適正管理」という。)を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に掲げる再生医療等製品の販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 従事者から再生医療等製品の販売業者への事故報告の体制の整備
- 二 再生医療等製品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
- 三 再生医療等製品の適正管理のために必要となる情報の収集その他再生医療等製品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の営業所の管理に関する帳簿)

第百九十六条の九 再生医療等製品の販売業者は、営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備えなければならない。

2 再生医療等製品営業所管理者は、試験検査、不良品の処理その他営業所の管理に関する事項を、前項の帳簿に記載しなければならない。

3 再生医療等製品の販売業者は、第一項の帳簿を、最終の記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の購入等に関する記録)

第百九十六条の十 再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品を購入し、又は譲り受けたとき及び販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

一 品名

二 数量

三 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日

四 購入者等の氏名

2 再生医療等製品の販売業者は、前項の書面を、記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、平二九厚労令一〇六・一部改正)

(業務経験の証明)

第百九十六条の十一 再生医療等製品の販売業者は、その営業所において第百九十六条の四第二号又は第三号に規定する業務に従事した者から、その業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、再生医療等製品の販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品営業所管理者の業務及び遵守事項)

第百九十六条の十一の二 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第三項の再生医療等製品営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務は、次のとおりとする。

一 法第四十条の七第一項において準用する法第九条の二第一項第一号に規定する再生医療等製品営業所管理者が有する権限に係る業務

二 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第一項の規定による従業者の監督、その営業所の構造設備及び再生医療等製品その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務

三 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第二項の規定による販売業者に対する書面による意見申述

2 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第三項の再生医療等製品営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

二 法第四十条の七第一項において準用する法第八条第二項の規定により販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを三年間保存すること。

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品の販売業者の法令遵守体制)

第百九十六条の十一の三 再生医療等製品の販売業者は、次に掲げるところにより、法第四十条の七第一項において準用する法第九条の二第一項各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 次に掲げる再生医療等製品営業所管理者の権限を明らかにすること。

イ 営業所に関する業務に従事する者に対する業務の指示及び監督に関する権限

ロ イに掲げるもののほか、営業所の管理に関する権限

二 次に掲げる法第四十条の七第一項において準用する法第九条の二第一項第二号に規定する体制を整備すること。

イ 営業所の管理に関する業務その他の再生医療等製品の販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、再生医療等製品の販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制

ロ 再生医療等製品の販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、再生医療等製品の販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の再生医療等製品の販売業者の業務の適正を確保するための体制

三 次に掲げる法第四十条の七第一項において準用する法第九条の二第一項第三号に規定する措置を講ずること。

イ 再生医療等製品の販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。

ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置
(令三厚労令一五・追加)

(変更の届出)

第百九十六条の十二 法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品の販売業者の氏名(当該販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。)又は住所
- 二 営業所の名称
- 三 営業所の構造設備の主要部分
- 四 再生医療等製品営業所管理者の氏名又は住所

2 法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出については、第十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第四号」と、同条第三項各号列記以外の部分中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号及び第二号中「第一項第一号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第一号」と、同項第三号中「第一項第四号又は第五号」とあるのは「第百九十六条の十二第一項第四号」と、「管理者又は当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者」とあるのは「再生医療等製品営業所管理者」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(休廃止等の届書の様式)

第百九十六条の十三 再生医療等製品の販売業の営業所を廃止し、休止し、又は休止した再生医療等製品の販売業の営業所を再開した場合における法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の規定による届出は、様式第八による届書を提出することによつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

第六章 医薬品等の基準及び検定

(平一六厚労令一一二・旧第四章繰下、平二六厚労令八七・旧第五章繰下・改称、令二厚労令一五五・改称)

(日本薬局方の公示の方法)

第百九十六条の十四 法第四十一条第一項の規定による公示は、官報への掲載及び公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(医薬品の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条 法第四十三条第一項の医薬品の検定の申請は、同一の製造番号又は製造記号の医薬品ごとに、様式第九十五による検定申請書を、当該医薬品を保有する施設の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。ただし、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された同一の一般的名称の医薬品であつて、容量のみが異なるものについて同時に検定の申請を行う場合は、一の検定申請書において行うことができる。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 厚生労働大臣が指定する医薬品(以下「指定製剤」という。)の検定の申請(当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。) 次のイ及びロに掲げる書類

イ 申請に係る同一の製造番号又は製造記号の医薬品について作成した製品の製造及び試験の記録等を要約した書類(以下「製造・試験記録等要約書」という。)

ロ 申請に係る品目について法第十四条又は第十九条の二の承認の際に交付される書類(当該品目について法第十四条第十六項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の届出を行つている場合には、当該届書(当該交付される書類に記載されていない内容に係るものに限る。))の写しを含む。次項、第百九十七条の四及び第百九十七条の五において「承認書」という。)の写し

二 前号に掲げる検定の申請以外の検定の申請 自家試験の記録を記載した書類

3 前項の規定にかかわらず、同項第一号ロの承認書については、前回の検定の際に既に都道府県知事に提出されている当該承認書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

4 令第五十八条の検定機関は、生物学的製剤又は抗菌性物質製剤である医薬品については国立感染症研究所、その他の医薬品については国立医薬品食品衛生研究所とする。

5 令第五十八条の出願者は、医薬品については、当該品目に係る法第十四条第一項若しくは第十五項の承認を取得している製造販売業者又は法第十九条の二第一項若しくは同条第五項において準用する法第十四条第十五項の承認を取得している外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者とする。

6 第一項の申請書には、令第五十八条の厚生労働大臣の定める手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

(昭四五厚令四九・平七厚令三九・平九厚令四〇・平九厚令五四・平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚令一一二・旧第四十六条繰下・一部改正、平二三厚令八七・平二五厚令七八・平二五厚令九八・平二六厚令八七・平二七厚令七・平二七厚令四四・令二厚令一五五・令三厚令一五・令三厚令一一四・一部改正)

(製造・試験記録等要約書)

第百九十七条の二 製造・試験記録等要約書には、当該品目に係る法第十四条又は第十九条の二の承認の内容に応じて、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

- 一 製品の名称
- 二 承認番号
- 三 製造所の名称及び所在地
- 四 製造販売業者又は選任外国製造医薬品等製造販売業者の名称及び所在地
- 五 製造年月日及び製造量
- 六 製造番号又は製造記号
- 七 原材料(シード及びセルバンクを含む。)に関する情報
- 八 使用した中間体及び原液等の名称及び構成
- 九 製造工程及び品質管理試験の記録
- 十 その他厚生労働大臣が定める事項

(平二三厚令八七・追加、平二六厚令八七・一部改正)

(製造・試験記録等要約書の様式の作成及び変更)

第百九十七条の三 製造・試験記録等要約書の様式は、製造販売業者(選任外国製造医薬品等製造販売業者を含む。第百九十七条の七から第百九十七条の十までにおいて同じ。)の申請に基づき、品目ごとに、国立感染症研究所が作成し、又は変更するものとする。

(平二三厚令八七・追加、平二六厚令八七・一部改正)

(製造・試験記録等要約書の様式の作成の申請)

第百九十七条の四 製造販売業者は、指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請しなければならない。指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた後、製造・試験記録等要約書の様式が作成される前に、当該品目について同条第十五項の承認を受けた場合においても、同様とする。

2 前項の申請は、様式第九十五の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。

- 一 当該品目に係る承認書の写し
- 二 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の様式の案
- 三 その他製造・試験記録等要約書の様式の作成に必要な資料

3 指定製剤に該当する品目について法第十四条第一項の承認の申請を行つた製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第一項の承認を受ける前においても、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の作成を申請することができる。

4 前項の申請は、様式第九十五の二による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。

- 一 当該品目の法第十四条第一項の承認に係る申請書の写し
- 二 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の様式の案
- 三 その他製造・試験記録等要約書の様式の作成に必要な資料

5 第三項の規定による申請を行つた製造販売業者は、当該品目について法第十四条第一項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを国立感染症研究所に提出しなければならない。

6 第三項の規定による申請を行つた製造販売業者が当該品目について法第十四条第一項の承認を受けられなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(平二三厚令八七・追加、令二厚令一五五・令三厚令一五・一部改正)

(製造・試験記録等要約書の様式の変更等の申請)

第百九十七条の五 製造販売業者は、前条の規定により製造・試験記録等要約書の様式が作成された場合において、次に掲げる場合に該当したときは、遅滞なく、国立感染症研究所に対し、当該製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をしなければならない。

- 一 当該品目について法第十四条第十五項の承認を受けた場合
- 二 当該品目について法第十四条第十六項で定める軽微な変更が行われることにより製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合
- 三 その他製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となる場合

- 2 前項の申請は、様式第九十五の三による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。ただし、前項第三号に掲げる場合に係る申請においては、第一号に掲げる資料は、当該承認書の内容が前条又はこの条の規定により提出した承認書のうち直近のものから変更がないときは、提出することを要しない。
- 一 当該品目に係る承認書の写し
 - 二 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の変更後の様式の案(変更の必要がないときは、その旨)
 - 三 その他製造・試験記録等要約書の様式の変更のために必要な資料
- 3 指定製剤に該当する品目について法第十四条第十五項の承認の申請を行つた製造販売業者は、同項の承認を受けた後速やかに製造販売を行う必要があることその他特別の事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同条第十五項の承認を受ける前においても、国立感染症研究所に対し、製造・試験記録等要約書の様式の変更又は変更の確認の申請をすることができる。
- 4 前項の申請は、様式第九十五の三による申請書に次に掲げる資料を添えて提出することによつて行わなければならない。ただし、第一号に掲げる資料は、当該承認書の内容が前条又はこの条の規定により提出した承認書のうち直近のものから変更がないときは、提出することを要しない。
- 一 当該品目の承認書及び法第十四条第十五項の承認に係る申請書の写し
 - 二 当該品目に係る製造・試験記録等要約書の変更後の様式の案(変更の必要がないときは、その旨)
 - 三 その他製造・試験記録等要約書の様式の変更のために必要な資料
- 5 第三項の規定による申請を行つた製造販売業者は、当該品目について法第十四条第十五項の承認を受けたときは、速やかに、当該品目に係る承認書の写しを国立感染症研究所に提出しなければならない。
- 6 第三項の規定による申請を行つた製造販売業者が当該品目について法第十四条第十五項の承認を受けられなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(平二三厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

第百九十七条の六 第百九十七条の四第一項及び第二項の規定は、法第十九条の二第一項に規定する者が指定製剤に該当する品目について同項の承認を受けた場合について準用する。この場合において、第百九十七条の四第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、「法第十四条第一項」とあるのは「当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者が同項」と、「同条第十五項」とあるのは「同条第五項において準用する法第十四条第十五項」と読み替えるものとする。

- 2 第百九十七条の四第三項から第六項までの規定は、法第十九条の二第一項に規定する者が指定製剤に該当する品目について同項の承認の申請を行つた場合について準用する。この場合において、第百九十七条の四第三項中「第十四条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項」と、「製造販売業者」とあるのは「同項に規定する者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同条第四項中「第十四条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項」と、同条第五項中「製造販売業者は、」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者は、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者が」と、「法第十四条第一項」とあるのは「同項」と、同条第六項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る法第十九条の二第一項に規定する者」と、「法第十四条第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
- 3 第百九十七条の五第一項及び第二項の規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が指定製剤に該当する品目について法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項の承認を受けた場合について準用する。この場合において、第百九十七条の五第一項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同項第一号中「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項」と、同項第二号中「第十四条第十六項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十六項」と読み替えるものとする。
- 4 前条第三項から第六項までの規定は、外国製造医薬品等特例承認取得者が指定製剤に該当する品目について法第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項の承認の申請を行つた場合について準用する。この場合において、前条第三項中「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項」と、「製造販売業者」とあるのは「外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選任外国製造医薬品等製造販売業者」と、同条第四項中「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項」と、同条第五項中「製造販売業者は、」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者は、当該選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者が」と、「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項」と、同条第六項中「製造販売業者」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者に係る外国製造医薬品等特例承認取得者」と、「第十四条第十五項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する法第十四条第十五項」と読み替えるものとする。

(平二三厚労令八七・追加、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(資料の提出)

第百九十七条の七 国立感染症研究所は、第百九十七条の三の申請を行つた製造販売業者又は法第八十条の六第一項に規定する原薬等を製造する者に対して、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更のために必要な資料の提出を求めることができる。

(平二三厚労令八七・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(国立感染症研究所と製造販売業者との協議)

第百九十七条の八 国立感染症研究所は、製造・試験記録等要約書の様式の作成又は変更に当たっては、必要に応じ、第百九十七条の三の申請を行つた製造販売業者と協議するものとする。

(平二三厚労令八七・追加)

(国立感染症研究所による様式の変更)

第百九十七条の九 国立感染症研究所は、第百九十七条の三の規定にかかわらず、作成した製造・試験記録等要約書の様式の変更が必要となつたと認める場合は、当該様式に係る製造販売業者と協議の上、当該様式を変更することができる。

(平二三厚労令八七・追加)

(製造販売業者への通知)

第百九十七条の十 国立感染症研究所は、製造・試験記録等要約書の様式を作成又は変更したときは、当該作成又は変更の申請を行つた製造販売業者(前条の規定による変更の場合にあつては、当該様式に係る申請を行つた製造販売業者)に通知するものとする。

(平二三厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条の十一 法第四十三条第一項の再生医療等製品の検定の申請は、同一の製造番号又は製造記号の再生医療等製品ごとに、様式第九十五による検定申請書を、当該再生医療等製品を保有する施設の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、自家試験の記録を記載した書類を添えなければならない。

3 令第五十八条の検定機関は、再生医療等製品については、国立医薬品食品衛生研究所とする。

4 令第五十八条の出願者は、再生医療等製品については、当該品目に係る法第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項の承認を取得している製造販売業者又は法第二十三条の三十七第一項若しくは同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項の承認を取得している外国製造再生医療等製品特例承認取得者に係る選任外国製造再生医療等製品製造販売業者とする。

5 第一項の申請については、第百九十七条第六項の規定を準用する。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条の十二 法第四十三条第二項の規定による医療機器の検定の申請は、同一の製造番号又は製造記号の医療機器ごとに、様式第九十五による検定申請書を、当該医療機器を保有する施設の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、自家試験の記録を記載した書類を添えなければならない。

3 令第五十八条の検定機関は、医療機器については、国立医薬品食品衛生研究所とする。

4 令第五十八条の出願者は、医療機器については、当該品目に係る法第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項の承認若しくは基準適合性認証を取得している製造販売業者又は法第二十三条の二の十七第一項若しくは同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の承認を取得している外国製造医療機器等特例承認取得者に係る選任外国製造医療機器等製造販売業者若しくは基準適合性認証を取得している外国指定高度管理医療機器製造等事業者(以下「外国製造医療機器等特例認証取得者」という。)に係る選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者とする。

5 第一項の申請については、第百九十七条第六項の規定を準用する。

(平二三厚労令八七・追加、平二六厚労令八七・旧第百九十七条の十一繰下・一部改正、平二九厚労令二・令二厚労令一五五・一部改正)

(収納及び表示)

第百九十八条 令第五十八条に規定する出願者は、検定を受けようとするときは、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を販売又は授与(医療機器にあつては、販売、授与又は貸与)の用に供する容器又は被包に入れ、これを保管するのに適当な箱その他の容器に収め、その容器に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

一 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称

二 製造番号又は製造記号

三 製造年月日

四 数量

2 出願者は、生物学的製剤である医薬品について検定を受けようとするときは、令第五十九条の規定により試験品を採取する薬事監視員の立会いのもとで、当該医薬品について前項に規定する措置を講じなければならない。

3 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合における最終段階の検定以外の検定に関しては、前二項の規定は、適用しない。

(平七厚令三九・平一〇厚令二七・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第四十七条繰下・一部改正、平二五厚労令七八・平二六厚労令八七・令二厚労令一三三・一部改正)

(試験品の採取等)

第百九十九条 薬事監視員は、令第五十九条の規定により試験品を採取するときは、厚生労働大臣の定める数量の試験品を採取して適当な容器に収め、封印し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 出願者の氏名
- 二 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称
- 三 製造番号又は製造記号
- 四 製造年月日
- 五 採取量

2 出願者は、前条第一項の容器に収められた医薬品、医療機器又は再生医療等製品を適切に保管するとともに、出納を行う場合はその記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 都道府県知事は、令第六十条第二項に規定する検定合格証明書を交付したときは、薬事監視員に前項の保管が適切に行われていたかどうかについて確認させなければならない。

(平一〇厚令二七・平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第四十八条繰下・一部改正、平二五厚労令七八・平二六厚労令八七・令二厚労令一三三・一部改正)

(検定合格証明書)

第二百条 令第六十条第一項に規定する検定合格証明書は、様式第九十六によるものとする。

(平一六厚労令一一二・旧第四十九条繰下・一部改正、平二五厚労令七八・平二五厚労令九八・一部改正)

(出願者による表示等)

第二百一条 出願者は、検定に合格した医薬品、医療機器又は再生医療等製品を収めた容器又は被包の見やすい場所に、次項の表示を付さなければならない。

2 令第六十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、検定に合格した旨とする。

3 令第六十一条第二項の規定による確認は、同条第一項の規定による表示が付されている医薬品、医療機器又は再生医療等製品の数量及び当該数量が適正であることを示すために必要な資料を確認することにより行うものとする。

(平二五厚労令七八・全改、平二六厚労令八七・令二厚労令一三三・一部改正)

(検定記録表)

第二百二条 出願者は、検定を受けた医薬品、医療機器又は再生医療等製品について様式第九十七による検定記録表を作成しておかななければならない。

(平一六厚労令一一二・旧第五十一条繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(検定の特例)

第二百三条 医薬品又は再生医療等製品の製造業者は、法第四十三条第一項本文の規定にかかわらず、その製造し、又は輸入した医薬品又は再生医療等製品を、医薬品又は再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することができる。

2 医療機器の製造業者は、法第四十三条第二項本文の規定にかかわらず、その製造し、又は輸入した医療機器を、医療機器の製造販売業者又は製造業者に販売し、貸与し、授与し、若しくは販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することができる。

3 前二項のほか、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品、医療機器又は再生医療等製品であつて厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、法第四十三条第一項又は第二項の規定による検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、法第四十三条第一項本文又は第二項本文の規定にかかわらず、販売し、貸与し、授与し、若しくは販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することができる。

(平一六厚労令一一二・追加、平二〇厚労令一二八・平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・一部改正)

第七章 医薬品等の取扱い

(平一六厚労令一一二・旧第五章繰下、平二六厚労令八七・旧第六章繰下)

(毒薬及び劇薬の範囲)

第二百四条 法第四十四条第一項及び第二項に規定する毒薬及び劇薬は、別表第三のとおりとする。

(平一六厚労令一一二・旧第五十二条繰下)

(毒薬又は劇薬の譲渡手続に係る文書)

第二百五条 法第四十六条第一項の規定により作成する文書は、譲受人の署名又は記名押印のある文書とする。

(平一三厚労令三六・追加、平一三厚労令一三二・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第五十二条の二繰下)

(情報通信の技術を利用する方法)

第二百六条 法第四十六条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者(以下「薬局開設者等」という。)の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された文書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて薬局開設者等の閲覧に供し、当該薬局開設者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第四十六条第三項前段に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、薬局開設者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 薬局開設者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、薬局開設者等の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(平一三厚労令三六・追加、平一六厚労令一一二・旧第五十二条の三繰下・一部改正、令五厚労令一六一・一部改正)

第二百七条 法第四十六条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する電磁的記録媒体により記録されたものをいう。

(平一三厚労令三六・追加、平一六厚労令一一二・旧第五十二条の四繰下、令五厚労令一六一・一部改正)

第二百八条 令第六十三条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第二百六条第一項各号に規定する方法のうち薬局開設者等が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- (平一三厚労令三六・追加、平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第五十二条の五繰下・一部改正)

(処方箋医薬品の譲渡に関する帳簿)

第二百九条 法第四十九条第二項の規定により、同条第一項に規定する医薬品の販売又は授与に関して帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 品名
- 二 数量
- 三 販売又は授与の年月日
- 四 処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名及びその者の住所又はその者の勤務する病院若しくは診療所若しくは家畜診療施設の名称及び所在地
- 五 購入者又は譲受人の氏名及び住所

(平一六厚労令一一二・旧第五十三条繰下・一部改正、平二六厚労令八七・平二九厚労令一〇六・一部改正)

(要指導医薬品の表示)

第二百九条の二 法第五十条第六号の厚生労働省令で定める事項は、「要指導医薬品」の文字とする。

- 2 前項の文字は黒枠の中に黒字で記載しなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の色と比較して明瞭に判読できない場合は、白枠の中に白字で記載することができる。
- 3 第一項の文字については、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いなければならない。ただし、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため当該文字を明瞭に記載することができない場合は、この限りではない。

(平二六厚労令八・追加、令元厚労令二〇・一部改正)

(法第三十六条の七第一項に規定する区分ごとの表示)

第二百九条の三 法第五十条第七号の厚生労働省令で定める事項については、次の表の上欄に掲げる法第三十六条の七第一項に規定する区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第一類医薬品	第1類医薬品
二 第二類医薬品	第2類医薬品

三 第三類医薬品	第3類医薬品

2 前項の表の下欄に掲げる字句の記載については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、同条第三項中「第一項の文字」とあるのは「第二百九条の三第一項の表の下欄に掲げる字句」と、「文字を」とあるのは「文字及び数字を」と読み替えるものとする。

(平二〇厚労令一〇九・追加、平二六厚労令八・旧第二百九条の二繰下・一部改正)

(医薬品の直接の容器等の記載事項)

第二百十条 法第五十条第十五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 専ら他の医薬品の製造の用に供されることを目的として医薬品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与される医薬品(以下「製造専用医薬品」という。)にあつては、「製造専用」の文字
- 二 法第十九条の二第一項の承認を受けた医薬品にあつては、外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所
- 三 法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けた体外診断用医薬品にあつては、外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
- 四 基準適合性認証を受けた指定高度管理医療機器等(体外診断用医薬品に限る。)であつて本邦に輸出されるものにあつては、外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
- 五 法第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するもの以外の一般用医薬品にあつては、「店舗専用」の文字
- 六 指定第二類医薬品にあつては、枠の中に「2」の数字
- 七 分割販売される医薬品にあつては、分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び所在地

(昭五五厚令五〇・全改、昭五八厚令三三・平六厚令二七・平九厚令二九・平一二厚令一二七・平一五厚労令八九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第五十三条の二繰下・一部改正、平二一厚労令一〇・平二六厚労令八・平二六厚労令八七・平二九厚労令一〇六・一部改正)

(容器等への符号の記載)

第二百十条の二 法第五十二条第一項(令第七十五条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の厚生労働省令で定める情報通信の技術を利用する方法は、同項に規定する符号(同項に規定する医薬品の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コードをいう。以下同じ。)を用いて法第六十八条の二第一項の規定により同条第二項に規定する注意事項等情報が掲載されている機構のホームページを閲覧する方法とする。

(令三厚労令一五・追加)

(添付文書等への記載を要する医薬品)

第二百十条の三 法第五十二条第二項の厚生労働省令で定める医薬品は、次に掲げるものとする。

- 一 要指導医薬品
- 二 一般用医薬品
- 三 薬局製造販売医薬品

(令三厚労令一五・追加)

(医薬品に関する表示の特例)

第二百十一条 次に掲げる医薬品で、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため法第五十条各号に掲げる事項を明瞭に記載することができないものについては、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

- 一 ニミリリットル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた医薬品
- 二 ニミリリットルを超え十ミリリットル以下のアンプル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる直接の容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されているものに収められた医薬品

法第五十条第一号	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 製造販売業者の略名 二 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)によつて登録された製造販売業者の商標
法第五十条第三号	製造番号又は製造記号	省略することができる。

法第五十条第四号	重量、容量又は個数等の内容量	省略することができる。
法第五十条第五号	「日本薬局方」の文字	「日局」又は「J・P」の文字の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第十号	有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)	省略することができる。
法第五十条第十一号	「注意—習慣性あり」の文字	「習慣性」の文字の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第十二号	「注意—医師等の処方箋により使用すること」の文字	「要処方」の文字の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第十三号	「注意—人体に使用しないこと」の文字	省略することができる。
法第五十条第十四号	使用の期限	省略することができる。
法第五十条第十五号	外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 外国製造医薬品等特例承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された外国製造医薬品等特例承認取得者の商標
	外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 外国製造医療機器等特例承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された外国製造医療機器等特例承認取得者の商標
	外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 外国製造医療機器等特例認証取得者の略名 二 商標法によつて登録された外国製造医療機器等特例認証取得者の商標
	「店舗専用」の文字	省略することができる。

2 その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた医薬品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第五十条各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。

3 第一項各号に掲げる医薬品であつて、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第五十二条第一項に規定する符号を記載することができないものについては、当該医薬品に添付する文書に同項に規定する符号が記載されている場合には、当該符号が当該医薬品の容器又は被包に記載されていることを要しない。

(昭五五厚令三四・昭五八厚令三三・平四厚令二九・平一ニ厚令一二五・平一ニ厚令一二七・一部改正、平一六厚令一一二・旧第五十四条繰下・一部改正、平二一厚令一〇・平二六厚令八・平二六厚令八七・令三厚令一五・一部改正)

第二百十二条 内容量を個数で表示することのできる医薬品であつて、その内容量が六個以下であり、かつ、包装を開かないで容易にこれを知ることができるものは、その直接の容器又は直接の被包に法第五十条第四号に規定する内容量が記載されていることを要しない。

(平一六厚令一一二・旧第五十五条繰下)

第二百十二条の二 医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品であつて、その容器又は被包に、法第五十二条第一項に規定する符号を記載することが、その使用状況からみて適当でないものについては、当該医薬品に添付する文書に法第五十二条第一項に規定する符号が記載されている場合には、当該符号が当該医薬品の容器又は被包に記載されていることを要しない。

(令三厚令一五・追加)

(都道府県知事が行う製造販売業の許可に係る医薬品に関する表示の特例)

第二百十三条 令第八十条の規定により都道府県知事が法第十二条第一項又は第二十三条の二第一項の製造販売業の許可の権限に属する事務を行うこととされている場合における法第五十条第一号の規定の適用については、同号中「住所」とあるのは、「医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」とする。

2 前項の場合における第二百十条第二号から第四号まで、第二百十一条第一項、第二百十五条及び第二百十六条第一項の規定の適用については、第二百十条第二号中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十条第三号及び第四号中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十一条第一項の表中「名称及び住所」とあるのは「名称及び医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十五条第一項の表法第五十条第一号の項中欄中「製造販売業者の住所」とあり、及び同項下欄中「製造販売業者の住所」とあるのは「医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、同条第二項の表中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十六条第一項の表中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(製造専用医薬品に関する表示の特例)

第二百十四条 製造専用医薬品について法第五十条第一号の規定を適用する場合には、同号中「製造販売業者」とあるのは、「製造業者」とする。

2 製造専用医薬品については、法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号の規定は、適用しない。

3 製造専用医薬品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に、法第六十八条の二第二項第一号ロからホまでに掲げる事項が記載されている場合には、法第五十二条第一項に規定する符号が当該製造専用医薬品の容器又は被包に記載されていることを要しない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二一厚労令一〇・平二六厚労令八・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(体外診断用医薬品に関する表示の特例)

第二百十五条 体外診断用医薬品については、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

法第五十条第一号	製造販売業者の住所	製造販売業者の住所地の都道府県名及び市町村名又は特別区名の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第十号	有効成分の分量	省略することができる。

2 体外診断用医薬品であつて、その外部の容器又は外部の被包に「体外診断用医薬品」の文字の記載のあるものについては、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載(前項の規定により、同項の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載を、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略したものを含む。)は、当該事項が当該医薬品の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ次の表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

法第五十条第一号	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 製造販売業者の略名 二 商標法によつて登録された製造販売業者の商標 三 製造販売業者の略号(当該医薬品の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。)

		四 輸入先製造業者の略名、商標法によつて登録された商標又は略号(当該医薬品の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。)
法第五十条第二号	名称(日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称のあるものにあつては、その一般的名称)	当該医薬品の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できる場合にあつては、その略名又は略号の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第四号	重量、容量又は個数等の内容量	省略することができる。
法第五十条第五号	「日本薬局方」の文字	「日局」又は「J・P」の文字の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第五号	日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項(有効期間を除く。)	省略することができる。
法第五十条第八号	法第四十一条第三項の規定によつて定められた基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項(有効期間を除く。)	省略することができる。
法第五十条第九号	法第四十二条第一項の規定によつて定められた基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項(有効期間を除く。)	省略することができる。
法第五十条第十号	有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)	省略することができる。
法第五十条第十五号	外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所又は外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国製造医療機器等特例認証取得者の略名 二 商標法によつて登録された外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国製造医療機器等特例認証取得者の商標 三 外国製造医療機器等特例承認取得者又は外国製造医療機器等特例認証取得者の略号(当該医薬品の外部の容器又は外部の被包の記載と照合することにより中欄に掲げる事項を容易に確認できるものに限る。)

(昭六三厚令六二・追加、平四厚令二九・平六厚令二七・平七厚令四・平九厚令二九・平一〇厚令四六・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第五十六条の二繰下・一部改正、平二一厚労令一〇(平二一厚労令一一四)・平二六厚労令八・平二六厚労令八七・一部改正)

(調剤専用医薬品に関する表示の特例)

第二百十六条 薬局において調剤の用に供するため当該薬局の開設者に、薬局開設者又は卸売販売業者が、その直接の容器又は直接の被包を開き、分割販売する医薬品であつて、当該分割販売される医薬品の直接の容器又は直接の被包に次に掲げる事項の記載のあるものについては、当該医薬品の販売時において当該医薬品の分割販売の相手方たる薬局開設者が当該医薬品に関する次の表の上欄に掲げる法の規定による同表の中欄に掲げる事項が記載された文書又は容器若しくは被包を所持している場合に限り、同表の上欄に掲げる法の

規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。

一 「調剤専用」の文字

二 第二百十条第七号に掲げる事項

法第五十条第一号	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	製造販売業者の略名の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第五号	「日本薬局方」の文字	「日局」又は「J・P」の文字の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第五号	日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項(有効期間を除く。)	省略することができる。
法第五十条第九号	法第四十二条第一項の規定によつて定められた基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項(有効期間を除く。)	省略することができる。
法第五十条第十号	有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)	省略することができる。
法第五十条第十一号	「注意—習慣性あり」の文字	「習慣性」の文字の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第十二号	「注意—医師等の処方箋により使用すること」の文字	「要処方」の文字の記載をもつて代えることができる。
法第五十条第十三号	「注意—人体に使用しないこと」の文字	省略することができる。
法第五十条第十五号	外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所	外国製造医薬品等特例承認取得者の略名の記載をもつて代えることができる。

2 前項の規定により、同項に掲げる医薬品について同項の表の中欄に掲げる事項の記載を、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は省略することができる場合において、薬局開設者が所持している同項に規定する文書又は容器若しくは被包に当該医薬品に関する法第五十二条第一項に規定する符号又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報が記載されているときは、当該医薬品については法第五十二条第一項の規定は適用しない。

(平四厚令二九・追加、平一一厚令七四・一部改正、平一六厚令一一二・旧第五十六条の三繰下・一部改正、平二〇厚令一六三・平二一厚令一〇(平二一厚令一一四)・平二六厚令八・平二六厚令八七・平二九厚令一〇六・令三厚令一五・一部改正)

(区分等表示変更医薬品に関する表示)

第二百十六条の二 法第五十条に規定する直接の容器又は直接の被包に記載されていない事項(第二百九条の二、第二百九条の三及び第二百十条第六号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。)について、その区分等表示を変更する必要があるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品であつて、変更前に製造販売されたもの(以下「区分等表示変更医薬品」という。)については、厚生労働大臣が指定する期間内は、当該変更後の区分等表示が記載されていることを要しない。

2 区分等表示変更医薬品については、その外部の容器又は外部の被包に区分等表示が記載されている場合には、当該区分等表示変更医薬品の直接の容器又は直接の被包に区分等表示が記載されていることを要しない。

(平二一厚令一〇・追加、平二六厚令八・平二六厚令一〇九・平二六厚令八七(平二六厚令一〇九)・一部改正)

(添付文書等の記載)

第二百七十七条 法の規定により医薬品に添付する文書又はその容器若しくは被包(以下「添付文書等」という。)に記載されていなければならない事項は、特に明瞭に記載されていなければならない。

2 日本薬局方に収められている医薬品であつて、添付文書等に日本薬局方で定められた名称と異なる名称が記載されているものについては、日本薬局方で定められた名称は、少なくとも他の名称と同等程度に明瞭に記載されていなければならない。

(平一六厚労令一一二・旧第五十七条線下・一部改正、平二六厚労令八・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(邦文記載)

第二百七十八条 法第五十条から第五十二条までに規定する事項の記載は、邦文でされていなければならない。

(平一六厚労令一一二・旧第五十八条線下)

(販売、授与等の禁止の特例)

第二百七十八条の二 製造販売業者が、その製造販売する医薬品(法第五十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品に限る。以下この条において同じ。)の法第五十二条第二項各号に掲げる事項(以下この条において「二項医薬品注意事項等情報」という。)を変更した場合には、当該変更の際現に変更前の二項医薬品注意事項等情報が記載された添付文書等が使用されている医薬品であつて、当該変更前に既に製造販売されているものについては、同項の規定にかかわらず、変更後の二項医薬品注意事項等情報が添付文書等に記載されていることを要しない。

2 製造販売業者が、その製造販売する医薬品の二項医薬品注意事項等情報を変更した場合には、当該変更の際現に変更前の二項医薬品注意事項等情報が記載された添付文書等が使用されている医薬品(前項に規定するものを除く。)については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、法第五十二条第二項の規定にかかわらず、変更後の二項医薬品注意事項等情報が添付文書等に記載されていることを要しない。

一 当該医薬品が、当該変更の日から起算して六月(法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の医薬品の二項医薬品注意事項等情報が変更された場合であつて、変更後の二項医薬品注意事項等情報が記載された添付文書等が使用された製品を速やかに製造販売することができない場合にあっては、一年)以内に製造販売されるものであること。

二 機構のホームページに変更後の二項医薬品注意事項等情報が掲載されていること。

三 当該医薬品の製造販売業者が、当該医薬品を取り扱う薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対して、二項医薬品注意事項等情報を変更した旨を速やかに情報提供すること。

3 前項の場合であつても、当該医薬品の製造販売業者は、変更後の二項医薬品注意事項等情報が記載された添付文書等が使用された医薬品を、できるだけ速やかに製造販売しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(輸入の確認の申請)

第二百七十八条の二の二 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該医薬品の品目名

二 当該医薬品の数量

三 外国において当該医薬品を製造する者の氏名

四 輸入の目的

五 輸入年月日

六 申請者の受けている製造販売業又は製造業の許可の種類

七 申請者の住所と当該医薬品の送付先が異なる場合にあっては、送付先の名称、住所及び連絡先

八 申請者に代わつて輸入の確認の申請に関する手続を行う者がいる場合にあっては、当該手続を行う者の氏名、住所及び連絡先

九 当該医薬品の輸入に係る船荷証券若しくは航空運送状又はこれらに準ずる書類の番号

十 輸入港又は蔵置場所

十一 その他輸入の確認を行うために必要な事項

2 法第五十六条の二第一項の規定による輸入の確認の申請は、様式第九十七の三による申請書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

3 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 当該医薬品の仕入書の写し

二 当該医薬品の輸入に係る船荷証券若しくは航空運送状の写し又はこれらに準ずる書類

三 申請者が個人的使用に供する目的で医薬品を輸入する場合にあっては、次に掲げる書類

イ 医師(外国において医師に相当する資格を有する者を含む。)又は歯科医師(外国において歯科医師に相当する資格を有する者を含む。)の処方箋若しくは指示書又はこれらに準ずる書類

ロ 商品説明書その他の当該医薬品の詳細を明らかにする書類

四 医師、歯科医師その他の医療従事者が、疾病の診断、治療又は予防等の目的で使用するために医薬品を輸入する場合にあっては、次に掲げる書類

- イ 医師免許証、歯科医師免許証の写しその他の医療従事者であることを明らかにする書類
- ロ 当該医薬品を使用しようとする者の疾病の種類及び状況、輸入しようとする医薬品及びこれに代替する医薬品の本邦における生産又は流通等を勘案して、疾病の診断、治療又は予防等の目的で当該医薬品の使用を必要とする理由を記載した書類
- ハ 商品説明書その他の当該医薬品の詳細を明らかにする書類
- 五 臨床試験その他の試験研究の用に供する目的で医薬品を輸入する場合にあつては、計画書その他の試験研究の内容を明らかにする書類
- 六 医薬品の販売その他の営業についての広告又は宣伝を目的とせず、医薬品の研究開発及び普及並びに学術研究の発展に資することを目的とした展示会、見本市その他の催しにおいて展示する目的で医薬品を輸入する場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 当該展示会、見本市その他の催しの内容を明らかにする書類
- ロ 商品説明書その他の当該医薬品の詳細を明らかにする書類
- 七 外国に輸出した医薬品(令第七十四条第一項の届出を行つた医薬品を除く。次条第一項第五号において同じ。)を輸入する場合にあつては、当該医薬品を輸出したときに税関長に提出した書類の写しその他の当該医薬品を輸出した事実を明らかにする書類
- 八 その他輸入の確認を行うために必要な書類
(令二厚労令一五五・追加)
(輸入の確認をしない場合)
- 第二百十八条の二の三 法第五十六条の二第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 個人的使用に供せられ、かつ、売買の対象とならないと認められる程度の数量を超える数量の医薬品の輸入をする場合
- 二 当該医薬品を使用しようとする者の疾病の種類及び状況、輸入しようとする医薬品及びこれに代替する医薬品の本邦における生産又は流通等を勘案して、医師、歯科医師その他の医療従事者が、疾病の診断、治療又は予防等の目的で使用するために当該医薬品を輸入する必要があると認められない場合
- 三 臨床試験その他の試験研究の用に供する目的で当該医薬品を輸入する必要があると認められない場合
- 四 医薬品の販売その他の営業についての広告又は宣伝を目的とせず、医薬品の研究開発及び普及並びに学術研究の発展に資することを目的とした展示会、見本市その他の催しにおいて展示する目的で医薬品を輸入する必要があると認められない場合
- 五 外国に輸出した医薬品を輸入する必要があると認められない場合
- 六 前各号に掲げる場合に準ずる場合
- 2 法第五十六条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合は、申請者又は申請者に代わつて法第五十六条の二第一項の確認の申請に関する手続をする者が法、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)その他法第五条第三号二に規定する薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない場合とする。
(令二厚労令一五五・追加)
(輸入の確認を要しない場合)
- 第二百十八条の二の四 法第五十六条の二第三項第二号の厚生労働省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる医薬品(これらに準ずるものを含む。)に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量とする。

医薬品	使用数量
外用剤(毒薬、劇薬、処方箋医薬品、ト ローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、坐 ちつちつざ 剤、腔錠、腔用坐剤及びバツカル錠を 除く。以下この項において同じ。)	二十四個
毒薬、劇薬及び処方箋医薬品	用法及び用量からみて一月間の使用数量
外用剤、毒薬、劇薬及び処方箋医薬品以 外の医薬品	用法及び用量からみて二月間の使用数量

- 2 法第五十六条の二第三項第二号の厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 申請者が自ら使用する目的で輸入する場合であつて、前項の表の上欄に掲げる医薬品(数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。)で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量以下のものを携帯して輸入し、又は申請者がその住所地で当該医薬品を受け取る場合その他これに準ずる場合

- 二 法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証の申請をした者が、当該承認又は認証の申請に係る医薬品を輸入する場合
- 三 その他当該医薬品の輸入が、法令に違反して販売又は授与を行うおそれがないものであることが明らかなる場合

(令二厚労令一五五・追加)

(薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列)

第二百十八条の三 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第二項(令第七十四条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。

- 一 薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
- 二 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
- 三 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令八七・旧第二百十八条の二繰下、令二厚労令一五五・一部改正)

(一般用医薬品の陳列)

第二百十八条の四 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第三項の規定により、一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。

- 一 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。
- 二 指定第二類医薬品を陳列する場合には、薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号又は第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備から七メートル以内の範囲に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。
- 三 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように陳列すること。
- 2 配置販売業者は、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように配置しなければならない。

(平二一厚労令一〇・追加、平二六厚労令八・旧第二百十八条の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・旧第二百十八条の三繰下、平二九厚労令一〇六・一部改正)

(封)

第二百十九条 法第五十八条に規定する封は、封を開かなければ医薬品を取り出すことができず、かつ、その封を開いた後には、容易に原状に復することができないように施さなければならない。

(平一六厚労令一一二・旧第五十九条繰下)

(法第五十九条第三号に規定する医薬部外品の表示)

第二百十九条の二 法第五十九条第三号の厚生労働省令で定める文字は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第二条第二項第二号に規定する医薬部外品	防除用医薬部外品
二 法第二条第二項第三号に規定する医薬部外品のうち、法第五十九条第七号に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品	指定医薬部外品
三 法第二条第二項第三号に規定する医薬部外品のうち、前号に掲げる医薬部外品以外のもの	医薬部外品

2 前項に掲げる字句が記載されている場合には、法第五十九条第二号に規定する「医薬部外品」の文字が記載されているものとする。

(平二一厚労令一〇・追加)

(医薬部外品の直接の容器等の記載事項)

第二百二十条 法第五十九条第十二号の規定により医薬部外品(法第十九条の二第一項の承認を受けたものに
限る。)の直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項は、外国製造医薬品等特例承認
取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所とする。

(昭五八厚令三三・全改、平一一厚令一七・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・一部改正、平一六
厚労令一一二・旧第五十九条の二繰下・一部改正、平二一厚労令一〇・平二六厚労令八七・一部改
正)

(医薬部外品に関する表示の特例)

第二百二十条の二 法第五十九条第八号に掲げる事項が次の各号のいずれかのものに記載されている医薬部外
品(人体に直接使用されないものを除く。)については、直接の容器又は直接の被包への当該事項の記載を省
略することができる。

- 一 外部の容器又は外部の被包
- 二 直接の容器又は直接の被包に固着したタッグ又はディスプレイカード
- 三 前二号に掲げるもののいずれをも有しない小容器の見本品にあつては、これに添付する文書
(平二六厚労令八七・追加)

(準用)

第二百二十条の三 医薬部外品については、第二百十一条第一項及び第二項、第二百十二条、第二百十三条第
一項、第二百十四条第一項及び第二項、第二百十七条第一項、第二百十八条並びに第二百十八条の二(第二
項第二号を除く。)から第二百十八条の二の四まで(同条第一項の表に係る部分を除く。)の規定を準用す
る。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句に読み替えるものとする。

第二百十一条第一項	法第五十条各号	法第五十九条各号
	法第五十条第一号	法第五十九条第一号
	法第五十条第三号	法第五十九条第五号
	法第五十条第四号	法第五十九条第六号
	法第五十条第十号	法第五十九条第七号
	その分量(有効成分が不明のものにあつては、 その本質及び製造方法の要旨)	その分量
	法第五十条第十三号	法第五十九条第九号
	法第五十条第十四号	法第五十九条第十号
	法第五十条第十五号	法第五十九条第十二号
第二百十一条第二項	法第五十条各号	法第五十九条各号
第二百十二条	法第五十条第四号	法第五十九条第六号
第二百十三条第一項	法第十二条第一項又は第二十三条の二第一項	法第十二条第一項
	法第五十条第一号	法第五十九条第一号
	医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等 総括製造販売責任者	医薬品等総括製造販売責任者
第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の医薬部外品の製造の用に供する ため医薬部外品の製造販売業者又は 製造業者に販売し、又は授与する医 薬部外品であつて、その直接の容器 又は直接の被包に「製造専用」の文 字の記載のあるもの(次項において 「製造専用医薬部外品」という。)
	法第五十条第一号	法第五十九条第一号
第二百十四条第二項	製造専用医薬品	製造専用医薬部外品
	法第五十条第十号から第十二号まで及び第五 十二条第二項第一号	法第五十九条第七号及び第八号並び に法第六十条において準用する法第 五十二条第二項第一号

第二百十八条	法第五十条から第五十二条まで	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	医薬品（法第五十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品に限る。以下この条において同じ。）	医薬部外品
	法第五十二条第二項各号	法第六十条において準用する法第五十二条第二項各号
	二項医薬品注意事項等情報	医薬部外品注意事項等情報
	医薬品であつて	医薬部外品であつて
	法第五十二条第二項	法第六十条において準用する法第五十二条第二項
	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の	多数の
	薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品の製造販売業者、製造業者又は販売業者
第二百十八条の二の二第一項	法第五十六条の二第一項	法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	医薬部外品
第二百十八条の二の二第二項	法第五十六条の二第一項	法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の二第三項	法第五十六条の二第一項	法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	医薬部外品
	疾病の診断、治療又は予防等の目的	医療の提供に資する目的
	疾病の種類及び状況	状況
第二百十八条の二の三第一項	法第五十六条の二第二項第一号	法第六十条において準用する法第五十六条の二第二項第一号
	医薬品	医薬部外品
	疾病の種類及び状況	状況
	疾病の診断、治療又は予防等の目的	医療の提供に資する目的
第二百十八条の二の三第二項	法第五十六条の二第二項第二号	法第六十条において準用する法第五十六条の二第二項第二号
	法第五十六条の二第一項	法第六十条において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の四第一項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十条において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるものを含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該医薬部外品の用法及び用量からみて二月間の使用数量（外用剤（トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、ざちつちつざ坐剤、膣錠、膣用坐剤及びバツカル錠を除く。）にあつては二十四個）

第二百十八条の二の四第二項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十条において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	前項の表の上欄に掲げる医薬品(数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するかどうかについて確認する必要があるものを除く。)で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該医薬部外品の用法及び用量からみて二月間の使用数量(外用剤(トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、 ^ざ ^{ちつ} ^{ちつ} ^ざ 坐剤、 ^ざ ^{ちつ} ^{ちつ} ^ざ 腔錠、腔用坐剤及びバツカル錠を除く。)にあつては二十四個)
	医薬品	医薬部外品
	法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証	法第十四条又は第十九条の二の承認
	承認又は認証	承認

(平二六厚労令八七(平二六厚労令一三八)・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(化粧品の直接の容器等の記載事項)

第二百二十一条 法第六十一条第七号の規定により化粧品(法第十九条の二第一項の承認を受けたものに限る。)の直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項は、外国製造医薬品等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所とする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(化粧品に関する表示の特例)

第二百二十一条の二 法第六十一条第四号に掲げる事項が次の各号のいずれかのものに記載されている化粧品については、直接の容器又は直接の被包への当該事項の記載を省略することができる。

- 一 外部の容器又は外部の被包
- 二 直接の容器又は直接の被包に固着したタツグ又はディスプレイカード
- 三 内容量が五十グラム又は五十ミリリットル以下の直接の容器又は直接の被包に収められた化粧品及び前二号に掲げるもののいずれをも有しない小容器の見本品にあつては、これに添付する文書
- 四 外部の容器又は外部の被包を有する化粧品のうち内容量が十グラム又は十ミリリットル以下の直接の容器若しくは直接の被包に収められた化粧品にあつては、外部の容器若しくは外部の被包に添付する文書又は直接の容器若しくは直接の被包に添付する文書及びディスプレイカード

(平二六厚労令八七・追加)

(準用)

第二百二十一条の三 化粧品については、第二百十一条第一項及び第二項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項及び第二項、第二百七条第一項、第二百十八条並びに第二百十八条の二(第二項第二号を除く。)から第二百十八条の二の四まで(同条第一項の表に係る部分を除く。)の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十一条第一項	法第五十条各号	法第六十一条各号
	法第五十条第一号	法第六十一条第一号
	法第五十条第三号	法第六十一条第三号
	法第五十条第十四号	法第六十一条第五号
	法第五十条第十五号	法第六十一条第七号
第二百十一条第二項	法第五十条各号	法第六十一条各号
第二百十三条第一項	法第十二条第一項又は第二十三条の二第一項	法第十二条第一項
	法第五十条第一号	法第六十一条第一号
	医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者	医薬品等総括製造販売責任者
第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の化粧品の製造の用に供するため化粧品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する化粧品であつて、その直接の容器又は直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあ

		るもの(次項において「製造専用化粧品」という。)
	法第五十条第一号	法第六十一条第一号
第二百十四条第二項	製造専用医薬品	製造専用化粧品
	法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号	法第六十一条第四号及び法第六十二条において準用する法第五十二条第二項第一号
第二百十八条	法第五十条から第五十二条まで	法第六十一条並びに法第六十二条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	医薬品(法第五十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品に限る。以下この条において同じ。)	化粧品
	法第五十二条第二項各号	法第六十二条において準用する法第五十二条第二項各号
	二項医薬品注意事項等情報	化粧品注意事項等情報
	医薬品であつて	化粧品であつて
	法第五十二条第二項	法第六十二条において準用する法第五十二条第二項
	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の	多数の
	薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	化粧品の製造販売業者、製造業者又は販売業者
第二百十八条の二の二第一項	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	化粧品
第二百十八条の二の二第二項	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の二第三項	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	化粧品
	処方箋、指示書又は	指示書又は
	疾病の診断、治療又は予防等の目的	医療の提供に資する目的
	疾病の種類及び状況	状況
第二百十八条の二の三第一項	法第五十六条の二第二項第一号	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第二項第一号
	医薬品	化粧品
	疾病の種類及び状況	状況
	疾病の診断、治療又は予防等の目的	医療の提供に資する目的
第二百十八条の二の三第二項	法第五十六条の二第二項第二号	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第二項第二号
	法第五十六条の二第一項	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第一項

第二百十八条の二の 四第一項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	次の表の上欄に掲げる医薬品(これらに準ずるものを含む。)に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	二十四個(一個あたり六十グラム以下の化粧品又は一個あたり六十ミリリットル以下の化粧品にあつては百二十個)
第二百十八条の二の 四第二項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十二条において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	前項の表の上欄に掲げる医薬品(数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。)で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	二十四個(一個あたり六十グラム以下の化粧品又は一個あたり六十ミリリットル以下の化粧品にあつては百二十個)
	医薬品	化粧品
	法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証	法第十四条又は第十九条の二の承認
	承認又は認証	承認

(平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器の直接の容器等の記載事項)

第二百二十二条 法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の別
- 二 法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けた医療機器にあつては、外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
- 三 法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けた指定高度管理医療機器等(体外診断用医薬品を除く。)であつて本邦に輸出されるものにあつては、外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所
- 四 特定保守管理医療機器にあつては、その旨
- 五 単回使用の医療機器にあつては、その旨

(昭五八厚令三三・全改、平一六厚労令一一二・旧第六十条の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・平二九厚労令八二・一部改正)

(歯科用金属の表示)

第二百二十三条 法第六十三条第一項第八号の規定により歯科用金属又はその直接の容器若しくは直接の被包に記載されていなければならない事項は、前条に規定するもののほか、当該歯科用金属を組成する成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量とする。ただし、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミン以外の成分にあつては、その重量百分率による数値が五以下であるときに限り、その記載を要しない。

2 前項の規定による分量の記載は、重量百分率によるものとし、その数値は、地金及び水銀にあつては小数点以下第一位の数値、合金にあつては整数をもつて足りるものとする。

(昭四〇厚令二九・追加、昭五五厚令三四・旧第六十条の四繰上・一部改正、平八厚令二一・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十条の三繰下・一部改正)

(添付文書等への記載を要する医療機器)

第二百二十三条の二 法第六十三条の二第二項の厚生労働省令で定める医療機器は、主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器であつて別表第四の二に掲げるものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(医療機器に関する表示の特例)

第二百二十四条 別表第四に掲げる医療機器については、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代えることができる。

法第六十三条第一項 第一号	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 製造販売業者の略名及びその住所地の都道府県名又は市名

		二 商標法によつて登録された製造販売業者の商標
法第六十三条第一項 第八号	外国製造医療機器等特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 外国製造医療機器等特例承認取得者の略名及びその住所地の国名 二 商標法によつて登録された外国製造医療機器等特例承認取得者の商標
	選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所	選任外国製造医療機器等製造販売業者の略名及びその住所地の都道府県名又は市名の記載をもつて代えることができる。
	外国製造医療機器等特例認証取得者の氏名及びその住所地の国名	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 外国製造医療機器等特例認証取得者の略名及びその住所地の国名 二 商標法によつて登録された外国製造医療機器等特例認証取得者の商標
	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所	選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の略名及びその住所地の都道府県名又は市名の記載をもつて代えることができる。

- 2 その直接の容器又は直接の被包の面積が著しく狭いため第二百二十二条各号に掲げる事項を明瞭に記載することができない医療機器については、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該医療機器の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代えることができる。

法第六十三条第一項 第八号	高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器の別	高度管理医療機器にあつては「高度」、管理医療機器にあつては「管理」、一般医療機器にあつては「一般」の文字の記載をもつて代えることができる。
	特定保守管理医療機器にあつては、その旨	「特管」の文字の記載をもつて代えることができる。

- 3 その構造及び性状により法第六十三条第二項に規定する事項を記載することが著しく困難である特定保守管理医療機器については、当該事項の記載は、当該特定保守管理医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該事項を適切に把握できる方法をとることをもつてこれに代えることができる。
- 4 次の各号に掲げる医療機器については、当該医療機器に添付する文書に法第六十三条の二第一項に規定する符号(同項に規定する医療機器の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コードをいう。以下同じ。)が記載されている場合には、当該符号が当該医療機器の容器又は被包に記載されていることを要しない。
- 一 医療機器の容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第六十三条の二第一項に規定する符号を記載することができない医療機器
 - 二 その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器(電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムを除く。)
- 5 医療機器プログラムを記録した記録媒体については、法第六十三条第一項各号に掲げる事項を当該記録媒体又は当該記録媒体の直接の容器若しくは被包に記載するほか、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、当該事項を記録した電磁的記録を記録し、又は当該記録媒体とともに当該電磁的記録を提供しなければならない。
- 6 電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムについては、法第六十三条第一項各号に掲げる事項の記載は、次に掲げるところにより当該事項の情報が当該医療機器プログラムを使用する者に対して提供されることをもつてこれに代えることができる。

- 一 当該医療機器プログラムの販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が電気通信回線を通じて当該医療機器プログラムの提供を受ける前に、当該事項の情報を提供すること。
 - 二 当該医療機器プログラムの製造販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、当該事項を記録した電磁的記録を当該医療機器プログラムとともに提供すること。
- 7 電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラムについては、法第六十三条の二第一項に規定する符号の記載は、次に掲げるところにより、符号(符号を記録した電磁的記録を含む。第一号において同じ。)又は法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報を当該医療機器プログラムを使用する者に対して提供することをもつてこれに代えることができる。
- 一 当該医療機器プログラムの販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が電気通信回線を通じて当該医療機器プログラムの提供を受ける前に、当該医療機器プログラムを使用する者に対し符号又は注意事項等情報を提供すること。
 - 二 当該医療機器プログラムの製造販売業者が、当該医療機器プログラムを使用する者が容易に閲覧できる方法により、当該医療機器プログラムを使用する者に対し符号を記録した電磁的記録又は注意事項等情報を記録した電磁的記録を当該医療機器プログラムとともに提供すること。

(平二六厚労令八七・全改、令三厚労令一五・令四厚労令一二八・一部改正)

(プログラム医療機器に関する添付文書等の特例)

第二百二十五条 プログラム医療機器(医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下この条において同じ。)であつて、法第六十三条の二第二項各号に掲げる事項が当該プログラム医療機器を使用する者が容易に閲覧できる電磁的記録をもつて添付されているものについては、法第六十三条の二第二項の規定にかかわらず、当該事項がその添付文書等に記載されていることを要しない。

(平二六厚労令八七・全改、令三厚労令一五・一部改正)

(特定保守管理医療機器に関する添付文書等の特例)

第二百二十六条 特定保守管理医療機器(法第六十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める医療機器に限る。)については、その添付文書等に、保守点検に関する事項が記載されていなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・旧第二百二十七条繰上・一部改正、令三厚労令一五・一部改正)

第二百二十七条 削除

(令三厚労令一五)

(準用)

第二百二十八条 医療機器については、第二百十条の二、第二百十三条、第二百十四条、第二百十七条第一項及び第二百十八条から第二百十八条の二の四まで(同条第一項の表に係る部分を除く。)の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十条の二	法第五十二条第一項	法第六十三条の二第一項
	医薬品	医療機器
第二百十三条第一項	法第十二条第一項又は第二十三条の二第一項	法第二十三条の二第一項
	法第五十条第一号	法第六十三条第一号
	医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者	医療機器等総括製造販売責任者
第二百十三条第二項	第二百十条第二号から第四号まで、第二百十一条第一項、第二百十五条及び第二百十六条第一項	第二百二十四条第一項
	第二百十条第二号中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十条第三号及び第四号中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十一条第一項の表中「名称及び住所」とあるのは「名称及び医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者の	同項の表中「及び住所」とあるのは「医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「住所地の都道府県名」とあるのは「医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地の都道府県名」

	氏名及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造指定高度管理医療機器等製造販売業者の氏名及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十五条第一項の表法第五十条第一号の項中欄中「製造販売業者の住所」とあり、及び同項下欄中「製造販売業者の住所地」とあるのは「医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、同条第二項の表中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十六条第一項の表中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」	
第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の医療機器の製造の用に供するため医療機器の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する医療機器であつて、その医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあるもの（以下この条、第二百二十八条の十の三及び第二百二十八条の十の十第三項第四号において「製造専用医療機器」という。）
	法第五十条第一号	法第六十三条第一項第一号
第二百十四条第二項	製造専用医薬品	製造専用医療機器
	法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号	法第六十三条の二第二項第一号
第二百十四条第三項	製造専用医薬品	製造専用医療機器
	法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで	法第六十八条の二第二項第二号ロからホまで
	法第五十二条第一項	法第六十三条の二第一項
第二百十七条第一項	医薬品	医療機器又は医療機器
第二百十八条	法第五十条から第五十二条まで	法第六十三条及び第六十三条の二
第二百十八条の二	医薬品（法第五十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める医薬品に限る。以下この条において同じ。）	医療機器（法第六十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める医療機器に限る。以下この条において同じ。）
	法第五十二条第二項各号	法第六十三条の二第二項各号
	二項医薬品注意事項等情報	二項医療機器注意事項等情報
	医薬品であつて	医療機器であつて
	第五十二条第二項	第六十三条の二第二項

	第四十三条第一項	第四十三条第二項
	薬局開設者、病院	病院
	薬剤師、獣医師	獣医師
第二百十八条の二の二第一項	法第五十六条の二第一項	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	医療機器
	製造販売業又は製造業の許可	製造販売業の許可又は製造業の登録
第二百十八条の二の二第二項	法第五十六条の二第一項	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の二第三項	法第五十六条の二第一項	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	医療機器
	処方箋、指示書又は	指示書又は
	令第七十四条第一項	令第七十四条の二第一項
第二百十八条の二の三第一項	法第五十六条の二第二項第一号	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第二項第一号
	医薬品	医療機器
第二百十八条の二の三第二項	法第五十六条の二第二項第二号	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第二項第二号
	法第五十六条の二第一項	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の四第一項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	次の表の上欄に掲げる医薬品(これらに準ずるものを含む。)に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	コンタクトレンズにあつては二組(使い捨てのものにあつては当該コンタクトレンズの用法及び用量からみて二月間の使用数量)、家庭用の医療機器にあつては一個(一回限りの使用で使い捨てるものにあつては当該医療機器の用法及び用量からみて二月間の使用数量)
第二百十八条の二の四第二項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十四条において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	前項の表の上欄に掲げる医薬品(数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。)で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	コンタクトレンズにあつては二組(使い捨てのものにあつては当該コンタクトレンズの用法及び用量からみて二月間の使用数量)、家庭用の医療機器にあつては一個(一回限りの使用で使い捨てるものにあつては当該医療機器の用法及び用量からみて二月間の使用数量)
	医薬品	医療機器
	法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七	法第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七

(平二六厚労令八七・全改、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令一二八・一部改正)

(再生医療等製品の表示)

第二百二十八条の二 法第六十五条の二第四号の厚生労働省令で定める表示は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品(指定再生医療等製品を除く。)にあつては、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「再生等」の文字
- 二 指定再生医療等製品にあつては、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「指定再生等」の文字
(平二六厚労令八七・追加)
(条件及び期限付承認の表示)
- 第二百二十八条の三 法第六十五条の二第五号の厚生労働省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「条件・期限付」の文字とする。
(平二六厚労令八七・追加)
(再生医療等製品の直接の容器等の記載事項)
- 第二百二十八条の四 法第六十五条の二第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 法第二十三条の三十七第一項の承認を受けた再生医療等製品にあつては、外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名及び住所
- 二 人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする再生医療等製品及びこれ以外の人の血液を原材料(製造に使用する原料又は材料(製造工程において使用されるものを含む。以下同じ。))の由来となるものをいう。以下同じ。)として製造される指定再生医療等製品にあつては、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別(原材料である血液の由来が再生医療等製品を使用される者のみである場合を除く。)
- 三 再生医療等製品の原料となる細胞を提供した者の氏名その他の適切な識別表示(当該再生医療等製品がその原料となる細胞を提供した者に使用される場合に限る。)
(平二六厚労令八七(平二六厚労令一三八)・追加)
(再生医療等製品に関する表示の特例)
- 第二百二十八条の五 次に掲げる再生医療等製品で、その直接の容器又は直接の被包の面積が狭いため法第六十五条の二各号に掲げる事項を明瞭に記載することができないものについては、次の表の上欄に掲げる法の規定によつて定められた同表の中欄に掲げる事項の記載は、当該事項が当該再生医療等製品の外部の容器又は外部の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は当該事項の記載を省略することができる。
- 一 ニミリリットル以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器若しくは直接の被包に収められた再生医療等製品
- 二 ニミリリットルを超え十ミリリットル以下のアンプル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる直接の容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されているものに収められた再生医療等製品

第六十五条の二第一号	製造販売業者の氏名又は名称及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 製造販売業者の略名 二 商標法によつて登録された製造販売業者の商標
第六十五条の二第六号	重量、容量又は個数等の内容量	省略することができる。
第六十五条の二第九号	使用の期限	省略することができる。
第六十五条の二第十号	外国製造再生医療等製品特例承認取得者の氏名及びその住所地の国名並びに選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の氏名及び住所	次のいずれかの記載をもつて代えることができる。 一 外国製造再生医療等製品特例承認取得者の略名 二 商標法によつて登録された外国製造再生医療等製品特例承認取得者の商標

- 2 その記載場所の面積が著しく狭いため前項の規定による表示の特例によつて記載すべき事項も明瞭に記載することができない直接の容器又は直接の被包に収められた再生医療等製品であつて、厚生労働大臣の許可を受けたものについては、その外部の容器又は外部の被包に法第六十五条の二各号に掲げる事項が記載されている場合には、これらの事項が当該再生医療等製品の直接の容器又は直接の被包に記載されていることを要しない。
- 3 第一項各号に掲げる再生医療等製品であつて、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため法第六十五条の三に規定する符号(再生医療等製品の容器又は被包に記載されたバーコード又は二次元コードをいう。以下同じ。)を記載することができないものについては、当該再生医療等製品に添付する文書に同条に規定

する符号が記載されている場合には、当該符号が当該再生医療等製品の容器又は被包に記載されていることを要しない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

第二百二十八条の六から第二百二十八条の八まで 削除

(令三厚労令一五)

(準用)

第二百二十八条の九 再生医療等製品については、第二百十条の二、第二百十三条、第二百十四条第一項及び第三項、第二百十七条第一項、第二百十八条並びに第二百十八条の二の二から第二百十八条の二の四まで(同条第一項の表に係る部分を除く。)の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十条の二	法第五十二条第一項	法第六十五条の三
	医薬品	再生医療等製品
第二百十三条第一項	法第十二条第一項又は第二十三条の二第一項	法第二十三条の二十第一項
	法第五十条第一号	法第六十五条の二第一号
	医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者	再生医療等製品総括製造販売責任者
第二百十三条第二項	第二百十条第二号から第四号まで、第二百十一条第一項、第二百十五条及び第二百十六条第一項	第二百二十八条の五第一項
	第二百十条第二号中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十条第三号及び第四号中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十一条第一項の表中「名称及び住所」とあるのは「名称及び医薬品等総括製造販売責任者又は医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造医薬品等製造販売業者の氏名及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、「選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び住所」とあるのは「選任外国製造医療機器等製造販売業者の氏名及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十五条第一項の表法第五十条第一号の項中欄中「製造販売業者の住所」とあり、及び同項下欄中「製造販売業者の住所」とあるのは「医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、同条第二項の表中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十六条第一項の表中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」	同項の表中「及び住所」とあるのは、「再生医療等製品総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」

第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の再生医療等製品の製造の用に供するため再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する再生医療等製品であつて、その直接の容器又は直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあるもの（第三項、第二百二十八条の十の三及び第二百二十八条の十の十第三項第四号において「製造専用再生医療等製品」という。）
	法第五十条第一号	法第六十五条の二第一号
第二百十四条第三項	製造専用医薬品	製造専用再生医療等製品
	法第六十八条の二第二項第一号口からホまで	法第六十八条の二第二項第三号口からホまで
	法第五十二条第一項	法第六十五条の三
第二百十七条第一項	医薬品	再生医療等製品
第二百十八条	法第五十条から第五十二条まで	法第六十五条の二及び第六十五条の三
第二百十八条の二の二第一項	法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	再生医療等製品
第二百十八条の二の二第二項	法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の二第三項	法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	再生医療等製品
	処方箋、指示書又は	指示書又は
	令第七十四条第一項	令第七十四条の三第一項
第二百十八条の二の三第一項	法第五十六条の二第二項第一号	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第二項第一号
	医薬品	再生医療等製品
第二百十八条の二の三第二項	法第五十六条の二第二項第二号	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第二項第二号
	法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の四第一項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるものを含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該再生医療等製品の用法及び用量からみて一月間の使用数量
第二百十八条の二の四第二項	法第五十六条の二第三項第二号	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第三項第二号
	前項の表の上欄に掲げる医薬品（数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。）で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該再生医療等製品の用法及び用量からみて一月間の使用数量

	医薬品	再生医療等製品
	法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証	法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認
	承認又は認証	承認

(平二六厚労令八七・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令一二八・一部改正)

第八章 医薬品等の広告

(平二六厚労令八七・追加)

第二百二十八条の十 法第六十七条第一項の規定により指定する医薬品又は再生医療等製品は、別表第五のとおりとする。

- 2 前項に規定する医薬品又は再生医療等製品の令第六十四条に規定する特殊疾病に関する広告は、医事又は薬事に関する記事を掲載する医薬関係者向けの新聞又は雑誌による場合その他主として医薬関係者を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

(平二六厚労令八七・追加)

第九章 医薬品等の安全対策

(平二六厚労令八七・追加)

(注意事項等情報の公表の方法等)

第二百二十八条の十の二 法第六十八条の二第一項(令第七十五条第十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公表は、機構のホームページを使用する方法により行うものとする。

- 2 日本薬局方に収められている医薬品であつて、法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報に日本薬局方で定められた名称と異なる名称が表示されているものについては、日本薬局方で定められた名称は、少なくとも他の名称と同等程度に見やすく表示されていなければならない。
- 3 法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報の表示は、邦文でされていなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

(製造専用医薬品等の注意事項等情報の特例)

第二百二十八条の十の三 製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等製品について法第六十八条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項第一号、第二号又は第三号中「イから」とあるのは、「ロから」とする。

- 2 製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等製品については、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に、法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで、同項第二号ロからホまで又は同項第三号ロからホまでに掲げる事項が記載されている場合には、法第六十八条の二第一項の規定は適用しない。
- 3 製造専用医薬品、製造専用医療機器及び製造専用再生医療等製品については、法第六十八条の二の三の規定は適用しない。

(令三厚労令一五・追加)

(特定保守管理医療機器の注意事項等情報の特例)

第二百二十八条の十の四 特定保守管理医療機器(法第六十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める医療機器を除く。)に関する法第六十八条の二第二項第二号ホの厚生労働省令で定める事項は、保守点検に関する事項とする。

(令三厚労令一五・追加)

(再生医療等製品の注意事項等情報の特例)

第二百二十八条の十の五 法第六十八条の二第二項第三号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 遺伝子組換え技術を応用して製造される場合にあつては、その旨
 - 二 当該再生医療等製品の原料又は材料のうち、人その他の生物(植物を除く。以下同じ。)に由来する成分の名称
 - 三 当該再生医療等製品の原材料である人その他の生物の部位等の名称(当該人その他の生物の名称を含む。)
 - 四 その他当該再生医療等製品を適正に使用するために必要な事項
- 2 指定再生医療等製品にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、原材料に由来する感染症を完全に排除することはできない旨が公表されていなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

(注意事項等情報の提供を行うために必要な体制の整備)

第二百二十八条の十の六 法第六十八条の二の二(令第七十五条第十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者が整備しなければならない法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報の提供を行うために必要な体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 当該医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品を初めて購入し、借り受け、若しくは譲り受け、又は初めて電気回線を通じて医療機器プログラムの提供を受けようとする薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対して、法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報を提供するために必要な体制
- 二 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の注意事項等情報を変更した場合に、当該医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品を取り扱う薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者に対して、速やかに注意事項等情報を変更した旨を情報提供するために必要な体制

(令三厚労令一五・追加)

(注意事項等情報に関する届出事項)

第二百二十八条の十の七 法第六十八条の二の三第一項の規定により、同条第一項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者は、当該医薬品の法第五十二条第二項各号に掲げる事項若しくは法第六十八条の二第二項第一号に掲げる事項、当該医療機器の法第六十三条の二第二項各号に掲げる事項若しくは法第六十八条の二第二項第二号に掲げる事項又は当該再生医療等製品の同項第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるものを、書面又は電磁的方法により、厚生労働大臣に届け出るものとする。

一 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の名称

二 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品に係る使用及び取扱い上の必要な注意

2 法第六十八条の二の四第一項の規定により機構に法第六十八条の二の三第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(令三厚労令一五・追加)

(情報通信の技術を利用する方法)

第二百二十八条の十の八 法第六十八条の二の三第二項の規定による公表は、機構のホームページを使用する方法により行うものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(注意事項等情報の届出の受理に係る通知)

第二百二十八条の十の九 法第六十八条の二の四第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う通知は、様式第九十七の二による通知書によつて行うものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(法第六十八条の二の五の厚生労働省令で定める措置等)

第二百二十八条の十の十 法第六十八条の二の五の厚生労働省令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一 第二百十一条第一項各号に掲げる医薬品、医療機器又は第二百二十八条の五第一項各号に掲げる再生医療等製品であつて、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため当該医薬品、医療機器又は当該再生医療等製品を特定するための符号を記載することができないもの(第三号及び第五号に掲げるものを除く。) 当該医薬品、医療機器又は当該再生医療等製品を特定するための符号の当該医薬品、医療機器又は当該再生医療等製品に添付する文書への記載

二 第二百十六条第一項の医薬品(次号に掲げるものを除く。) 当該医薬品の分割販売の相手方たる薬局開設者が当該医薬品の特定に資する情報を適切に把握することができる方法による当該情報の提供

三 前二号のいずれにも該当する医薬品 第一号に定める措置及び前号に定める措置

四 その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器(次号に掲げるものを除く。) 当該医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該医療機器の特定に資する情報を適切に把握することができる方法による当該情報の提供

五 電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラム 次のイ又はロに掲げる措置

イ 当該医療機器プログラムを提供する前に行う当該医療機器プログラムの販売業者から当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムの特定に資する情報の提供

ロ 当該医療機器プログラムの製造販売業者から当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムの提供と併せて行う当該者が容易に閲覧できる方法による当該医療機器プログラムの特定に資する情報を記録した電磁的記録の提供

六 前各号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器又は再生医療等製品であつて被包に収められたもの 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの被包への表示

七 前各号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器又は再生医療等製品 当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示

2 法第十四条の二の二第一項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)若しくは第十四条の三第一項(法第二十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による法第十四条若しくは第十九条の二の承認を受けて製造販売がされた医薬品、法第二十三条の二の六の二第一項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の二の八第一項(法第二十三条の二の二十第一項におい

て準用する場合を含む。)の規定による法第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器若しくは体外診断用医薬品又は法第二十三条の二十六の二第一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の二十八第一項(法第二十三条の四十一第一項において準用する場合を含む。)の規定による法第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けて製造販売がされた再生医療等製品については、当該医薬品、医療機器若しくは体外診断用医薬品又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器又はこれらの被包への表示により流通の確保に支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する措置を講ずることを要しない。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる医薬品、医療機器及び再生医療等製品については、第一項に規定する措置を講ずることを要しない。

一 第二百十条の三各号に掲げる医薬品

二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第六十条の帳簿に記載すべき場合として一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第九十五条に定める場合における高圧ガスのうち医療の用に供するガス

三 主として一般消費者の生活の用に供されることが目的とされている医療機器

四 製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等製品

(令四厚労令一二八・追加)

(情報の収集に協力するよう努めなければならない者)

第二百二十八条の十の十一 法第六十八条の二の六第二項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 医学医術に関する学術団体

二 診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の医薬関係者の団体

三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

四 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人

六 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(医療分野の研究開発に資する業務を行うものに限る。)

(令二厚労令一五五・追加、令三厚労令一五・旧第二百二十八条の十の二繰下・一部改正、令四厚労令一二八・旧第二百二十八条の十の十繰下・一部改正)

(特定医療機器の記録に関する事項)

第二百二十八条の十一 法第六十八条の五第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定医療機器利用者の氏名、住所、生年月日及び性別

二 特定医療機器の名称及び製造番号若しくは製造記号又はこれに代わるもの

三 特定医療機器の植込みを行つた年月日

四 植込みを行つた医療機関の名称及び所在地

五 その他特定医療機器に係る保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項

(平二六厚労令八七・追加)

(記録等の事務の委託)

第二百二十八条の十二 法第六十八条の五第四項の厚生労働省令で定める基準は、本邦内において特定医療機器の一の品目の全てを取り扱う販売業者若しくは貸与業者又は製造販売業者(当該品目について法第二十三条の二の五第一項の承認を受けた者を除く。)であることとする。

2 法第六十八条の五第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定医療機器承認取得者等及び記録等の事務を受託する者(以下この条において「受託者」という。))の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該特定医療機器の名称、承認番号及び承認年月日

3 法第六十八条の五第四項の規定による届出は、様式第九十八による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

4 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 受託者の住民票の写し(受託者が法人であるときは、登記事項証明書)

二 受託者が第一項に定める基準に適合することを証する書類

三 委託契約書の写し

(平二六厚労令八七・追加)

(記録等に係る事務の受託者等の変更の届出)

第二百二十八条の十三 特定医療機器承認取得者等は、前条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出は、様式第九十八による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(記録の保存)

第二百二十八条の十四 特定医療機器に関する記録は、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 特定医療機器利用者が死亡したとき。
- 二 当該特定医療機器が利用に供されなくなつたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該記録を保存する理由が消滅したとき。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の記録に関する事項)

第二百二十八条の十五 法第六十八条の七第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品を譲り受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 再生医療等製品の名称及び製造番号又は製造記号
- 三 再生医療等製品の数量
- 四 再生医療等製品を譲り渡した年月日
- 五 再生医療等製品の使用の期限
- 六 前各号に掲げるもののほか、再生医療等製品に係る保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

(平二六厚労令八七・追加)

(指定再生医療等製品の記録に関する事項)

第二百二十八条の十六 法第六十八条の七第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定再生医療等製品の使用の対象者の氏名及び住所
- 二 指定再生医療等製品の名称及び製造番号又は製造記号
- 三 指定再生医療等製品の使用の対象者に使用した年月日
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定再生医療等製品に係る保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

(平二六厚労令八七・追加)

(記録又は保存の事務の委託)

第二百二十八条の十七 法第六十八条の七第六項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再生医療等製品承認取得者等から、その再生医療等製品を譲り受ける製造販売業者又は販売業者であること。
 - 二 記録又は保存の事務を実地に管理する者(以下この条において「記録受託責任者」という。)を選任していること。
- 2 法第六十八条の七第六項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 再生医療等製品承認取得者等及び法第六十八条の七第一項に規定する記録又は保存の事務を受託する者(以下この条において「受託者」という。)の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
 - 二 記録受託責任者の氏名及び住所
 - 三 当該再生医療等製品の名称、承認番号及び承認年月日
- 3 法第六十八条の七第六項の規定による届出は、様式第九十八の二による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。
- 4 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際に厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 受託者の住民票の写し(受託者が法人であるときは、登記事項証明書)
 - 二 受託者が第一項に定める基準に適合することを証する書類
 - 三 委託契約書の写し

(平二六厚労令八七・追加)

(記録又は保存に係る事務の受託者等の変更の届出)

第二百二十八条の十八 再生医療等製品承認取得者等は、前条第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、様式第九十八の二による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(記録の保存)

第二百二十八条の十九 再生医療等製品承認取得者等は、法第六十八条の七第一項の規定による再生医療等製品に関する記録を、次の各号に掲げる期間、保存しなければならない。

- 一 指定再生医療等製品又は人の血液を原材料として製造される再生医療等製品にあつては、その出荷日から起算して少なくとも三十年間

- 二 再生医療等製品(前号に掲げるものを除く。)にあつては、その出荷日から起算して少なくとも十年間
- 2 病院、診療所又は動物診療施設の管理者は、法第六十八条の七第三項の規定による指定再生医療等製品に関する記録を、その使用した日から起算して少なくとも二十年間、これを保存しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、再生医療等製品承認取得者等又は病院、診療所若しくは動物診療施設の管理者は、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品にあつては、法第六十八条の七第一項又は第三項の規定による記録を、厚生労働大臣が指定する期間、保存しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(副作用等報告)

第二百二十八条の二十 医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた医薬品について、次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 次に掲げる事項 十五日

イ 死亡の発生のうち、当該医薬品の副作用によるものと疑われるもの

ロ 死亡の発生のうち、当該医薬品と成分が同一性を有すると認められる外国で使用されている医薬品(以下「外国医薬品」という。)の副作用によるものと疑われるものであつて、かつ、当該医薬品の使用上の必要な注意等(法第五十二条第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意又は法第六十八条の二第二項第一号イに掲げる使用上の必要な注意をいう。以下この項において同じ。)から予測することができないもの又は当該医薬品の使用上の必要な注意等から予測することができるものであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該死亡の発生数、発生頻度、発生条件等の傾向(以下「発生傾向」という。)を当該医薬品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

(2) 当該死亡の発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生又は拡大のおそれを示すもの

ハ 次に掲げる症例等の発生のうち、当該医薬品又は外国医薬品の副作用によるものと疑われるものであつて、かつ、当該医薬品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの又は当該医薬品の使用上の必要な注意等から予測することができるものであつて、その発生傾向を予測することができないもの若しくはその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生又は拡大のおそれを示すもの(二及びホに掲げる事項を除く。)

(1) 障害

(2) 死亡又は障害につながるおそれのある症例

(3) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例((2)に掲げる事項を除く。)

(4) 死亡又は(1)から(3)までに掲げる症例に準じて重篤である症例

(5) 後世代における先天性の疾病又は異常

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第七条第一項第一号イ(1)に規定する既承認医薬品と有効成分が異なる医薬品として法第十四条第一項の承認を受けたものであつて、承認のあつた日後二年を経過していないものに係るハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、当該医薬品の副作用によるものと疑われるもの

ホ ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、当該医薬品の副作用によるものと疑われるものであつて、当該症例等が市販直後調査により得られたもの(二に掲げる事項を除く。)

ヘ 当該医薬品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生のうち、当該医薬品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

ト 当該医薬品又は外国医薬品の使用によるものと疑われる感染症による死亡又はハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生(ヘに掲げる事項を除く。)

チ 外国医薬品に係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

二 次に掲げる事項 三十日

イ 前号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、当該医薬品の副作用によるものと疑われるもの(前号ハ、二及びホに掲げる事項を除く。)

ロ 当該医薬品若しくは外国医薬品の副作用若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該医薬品若しくは外国医薬品の副作用による症例等若しくはそれらの使用による感染症の発生傾向が著しく変化したこと又は当該医薬品が承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告

三 次に掲げる医薬品の副作用によるものと疑われる症例等の発生(死亡又は第一号ハ(1)から(5)までに掲げる事項を除く。)のうち、当該医薬品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの 次に掲げる医薬品の区分に応じて次に掲げる期間ごと

イ 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び法第十四条の四第一項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品 第六十三条第三項に規定する期間

- ロ イに掲げる医薬品以外の医薬品 当該医薬品の製造販売の承認を受けた日等から一年以内ごとにその期間の満了後二月以内
- 2 医療機器の製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた医療機器について、次の各号に掲げる事項を知ったときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 一 次に掲げる事項 十五日
- イ 死亡の発生のうち、当該医療機器の不具合による影響であると疑われるもの
- ロ 死亡の発生のうち、当該医療機器と形状、構造、原材料、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められる外国で使用されている医療機器(以下「外国医療機器」という。)の不具合による影響であると疑われるものであつて、かつ、当該医療機器の使用上の必要な注意等(法第六十三条の二第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意又は法第六十八条の二第二項第二号イに掲げる使用上の必要な注意をいう。以下この項において同じ。)から予測することができないもの
- ハ 前項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、当該医療機器又は外国医療機器の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- ニ 不具合(死亡若しくは前項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生又はそれらのおそれに係るものに限る。以下ニ及びへにおいて同じ。)の発生率をあらかじめ把握することができるものとして厚生労働大臣が別に定める医療機器に係る不具合の発生率の変化のうち、製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者があらかじめ把握した当該医療機器に係る不具合の発生率を上回つたもの(イに掲げる事項を除く。)
- ホ 前項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、医療機器の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができるものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの(ニに掲げる事項を除く。)
- (1) 発生傾向を当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- (2) 発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生又は拡大のおそれを示すもの
- ヘ 外国医療機器の不具合の発生率をあらかじめ把握することができる場合にあつては、当該外国医療機器の不具合の発生率の変化のうち、製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者があらかじめ把握した当該医療機器に係る不具合の発生率を上回つたもの
- ト 当該医療機器の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生のうち、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- チ 当該医療機器又は外国医療機器の使用によるものと疑われる感染症による死亡又は前項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生(トに掲げる事項を除く。)
- リ 外国医療機器に係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- 二 次に掲げる事項 三十日
- イ 死亡又は前項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、当該医療機器又は外国医療機器の不具合による影響であると疑われるもの(前号イからホまで及び次号イに掲げる事項並びに前号へに規定する外国医療機器の不具合の発生率をあらかじめ把握することができる場合を除く。)
- ロ 当該医療機器又は外国医療機器の不具合の発生であつて、当該不具合によつて死亡又は前項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの(前号ニ及び次号イに掲げる事項並びに前号へに規定する外国医療機器の不具合の発生率をあらかじめ把握することができる場合を除く。)
- ハ 当該医療機器若しくは外国医療機器の不具合若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該医療機器若しくは外国医療機器の不具合による症例等若しくはそれらの使用による感染症の発生傾向が著しく変化したこと又は当該医療機器が承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
- 三 次に掲げる事項 当該医療機器が製造販売の承認を受けた日等から一年以内ごとに、その期間の満了後二月以内
- イ 第一号ニに規定する医療機器の不具合の発生であつて、当該不具合の発生によつて、死亡若しくは前項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生又はこれらの症例等が発生するおそれがあることが予想されるもの(第一号イ及び二に掲げる事項を除く。)
- ロ 死亡及び第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等以外の症例等の発生のうち、当該医療機器の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- ハ 当該医療機器の不具合の発生のうち、当該不具合の発生によつて死亡及び第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等以外の症例等が発生するおそれがあるものであつて、当該医療機器の使用上の必要な注意等から予測することができないもの

- 3 機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けた医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者による当該医薬品の機械器具等に係る部分の不具合の報告については、前項の規定を準用する。
- 4 再生医療等製品の製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた再生医療等製品について、次の各号に掲げる事項を知ったときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 一 次に掲げる事項 十五日
- イ 死亡の発生のうち、当該再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるもの
- ロ 死亡の発生のうち、当該再生医療等製品と構成細胞、導入遺伝子、構造、製造方法、使用方法等が同一性を有すると認められる外国で使用されている再生医療等製品(以下「外国再生医療等製品」という。)の不具合による影響であると疑われるものであつて、かつ、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等(法第六十八条の二第二項第三号イに掲げる使用上の必要な注意をいう。以下この項において同じ。)から予測することができないもの
- ハ 第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、当該再生医療等製品又は外国再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- 二 第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができるものであり、かつ、次のいずれかに該当するもの
- (1) 発生傾向を当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- (2) 発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生又は拡大のおそれを示すもの
- ホ 当該再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生のうち、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- ヘ 当該再生医療等製品又は外国再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による死亡又は第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生(ホに掲げる事項を除く。)
- ト 外国再生医療等製品に係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- 二 次に掲げる事項 三十日
- イ 死亡又は第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生のうち、当該再生医療等製品又は外国再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるもの(前号イから二までに掲げる事項を除く。)
- ロ 当該再生医療等製品又は外国再生医療等製品の不具合の発生であつて、当該不具合によつて死亡又は第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの
- ハ 当該再生医療等製品若しくは外国再生医療等製品の不具合若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該再生医療等製品若しくは外国再生医療等製品の不具合による症例等若しくはそれらの使用による感染症の発生傾向が著しく変化したこと又は当該再生医療等製品が承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
- 三 次に掲げる事項 当該再生医療等製品が製造販売の承認を受けた日等から一年以内ごとに、その期間の満了後二月以内
- イ 死亡及び第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等以外の症例等の発生のうち、当該再生医療等製品の不具合による影響であると疑われるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- ロ 当該再生医療等製品の不具合の発生のうち、当該不具合の発生によつて死亡及び第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる症例等以外の症例等が発生するおそれがあるものであつて、当該再生医療等製品の使用上の必要な注意等から予測することができないもの
- 5 医薬部外品又は化粧品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、その製造販売し、又は承認を受けた医薬部外品又は化粧品について、次の各号に掲げる事項を知ったときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 一 次に掲げる事項 十五日
- イ 死亡の発生のうち、当該医薬部外品又は化粧品の副作用によるものと疑われるもの
- ロ 次に掲げる症例等の発生のうち、当該医薬部外品又は化粧品の副作用によるものと疑われるものであつて、かつ、当該医薬部外品若しくは化粧品の使用上の必要な注意等(法第六十条において準用する法第五十二条第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意又は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項第一号に掲げる使用上の必要な注意をいう。以下この項において同じ。)から予測することができないもの又は当該医薬部外品若しくは化粧品の使用上の必要な注意等から予測することができるものであつて、その発生傾向を予測することができないもの又はその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すもの
- (1) 障害

- (2) 死亡又は障害につながるおそれのある症例
- (3) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例((2)に掲げる事項を除く。)
- (4) 死亡又は(1)から(3)までに掲げる症例に準じて重篤である症例
- (5) 治療に要する期間が三十日以上である症例((2)、(3)及び(4)に掲げる事項を除く。)
- (6) 後世代における先天性の疾病又は異常

二 次に掲げる事項 三十日

イ 前号ロ(1)から(6)までに掲げる症例等の発生のうち、当該医薬部外品又は化粧品の副作用によるものと疑われるもの(前号ロに掲げる事項を除く。)

ロ 当該医薬部外品又は化粧品について、有害な作用が発生するおそれがあることを示す研究報告(平二六厚労令八七(平二六厚労令一三八)・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)(副作用救済給付等の請求のあつた者に係る情報の整理等の結果の報告)

第二百二十八条の二十一 法第六十八条の十第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う同項の情報の整理の結果の報告は、様式第九十八の三による通知書によつて行うものとする。

2 法第六十八条の十第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う同項の調査の結果の報告は、様式第九十八の四による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(回収報告)

第二百二十八条の二十二 法第六十八条の十一の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは外国特例承認取得者又は法第八十条第一項から第三項までに規定する輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者(次項及び第三項において「製造販売業者等」という。))が、報告を行う場合には、回収に着手した後速やかに、次の事項を厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。))に報告しなければならない。

- 一 回収を行う者の氏名及び住所
 - 二 回収の対象となる医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、当該品目の製造販売又は製造に係る許可番号及び許可年月日又は登録番号及び登録年月日並びに当該品目の承認番号及び承認年月日、認証番号及び認証年月日又は届出年月日
 - 三 回収の対象となる当該品目の数量、製造番号又は製造記号及び製造販売、製造又は輸入年月日
 - 四 当該品目の製造所及び主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
 - 五 当該品目が輸出されたものである場合にあつては、当該輸出先の国名
 - 六 回収に着手した年月日
 - 七 回収の方法
 - 八 回収終了予定日
 - 九 その他保健衛生上の被害の発生又は拡大の防止のために講じようとする措置の内容
- 2 回収に着手した製造販売業者等は、次に掲げる場合は速やかに厚生労働大臣にその旨及びその内容(第三号に掲げる場合にあつては、回収の状況)を報告しなければならない。
- 一 前項各号に掲げる報告事項に変更(軽微な変更を除く。))が生じたとき
 - 二 回収に着手した時点では想定していなかつた健康被害の発生のおそれを知つたとき
 - 三 その他厚生労働大臣が必要があると認めて回収の状況の報告を求めたとき
- 3 製造販売業者等は、回収終了後速やかに、回収を終了した旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(平二六厚労令八七・追加)

(機構に対する副作用等の報告)

第二百二十八条の二十三 法第六十八条の十三第三項の規定により機構に対して行う報告については、第二百二十八条の二十及び前条の規定を準用する。この場合において、第二百二十八条の二十中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、前条第一項中「第六十八条の十一」とあるのは「第六十八条の十三第三項」と、「厚生労働大臣(令第八十条の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。))」とあるのは「機構」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(機構による副作用等の報告の情報の整理又は調査の結果の通知)

第二百二十八条の二十四 法第六十八条の十三第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第九十八の五による通知書によつて行うものとする。

2 法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第九十八の四による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(再生医療等製品の感染症定期報告)

第二百二十八条の二十五 法第六十八条の十四第一項の規定に基づき、再生医療等製品の製造販売業者又は外国製造再生医療等製品特例承認取得者若しくは選任外国製造再生医療等製品製造販売業者は、その製造販売をし、又は承認を受けた再生医療等製品について、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 一 当該再生医療等製品の名称
 - 二 承認番号及び承認年月日
 - 三 調査期間
 - 四 当該再生医療等製品の出荷数量
 - 五 当該再生医療等製品の原材料若しくは原料若しくは材料に係る人その他の生物と同じ人その他の生物又は当該再生医療等製品について報告された、人その他の生物から人に感染すると認められる疾病についての研究報告
 - 六 当該再生医療等製品又は外国で使用されている物であつて当該再生医療等製品の成分(当該再生医療等製品に含有され、又は製造工程において使用されている人その他の生物に由来するものに限る。)と同一性を有すると認められる人その他の生物に由来する成分を含有し、若しくは製造工程において使用している製品(以下この項において「当該再生医療等製品等」という。)によるものと疑われる感染症の種別別発生状況及び発生症例一覧
 - 七 当該再生医療等製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該再生医療等製品の適正な使用のために行われた措置
 - 八 当該再生医療等製品の安全性に関する当該報告を行う者の見解
 - 九 当該再生医療等製品の注意事項等情報
 - 十 当該再生医療等製品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該再生医療等製品の適正な使用のために必要な情報
- 2 前項の報告は、当該再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日等から六月(厚生労働大臣が指定する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指定する期間)以内ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、邦文以外で記載されている当該報告に係る資料の翻訳を行う必要がある場合には、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(機構に対する再生医療等製品の感染症定期報告)

第二百二十八条の二十六 法第六十八条の十五第三項の規定により機構に対して行う報告については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十八条の十四第一項」とあるのは「法第六十八条の十五第三項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(機構による再生医療等製品の感染症定期報告の情報の整理又は調査の結果の通知)

第二百二十八条の二十七 法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第百による通知書によつて行うものとする。

2 法第六十八条の十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第百一による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

第十章 生物由来製品の特例

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第五章の二繰下、平二六厚労令八七・旧第七章繰下)

(管理者の承認)

第二百二十九条 法第六十八条の十六第一項の承認の申請は、様式第九十九による申請書(地方厚生局長に提出する場合にあつては正副二通、都道府県知事に提出する場合にあつては正本一通)を提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る製造所の管理者になろうとする者の履歴書を添えなければならない。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(生物由来製品の表示)

第二百三十条 法第六十八条の十七第一号の厚生労働省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「生物」の文字とする。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の三繰下、平二六厚労令八七・一部改正)

(特定生物由来製品の表示)

第二百三十一条 法第六十八条の十七第二号の厚生労働省令で定める表示は、白地に黒枠、黒字をもつて記載する「特生物」の文字とする。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の四繰下、平二六厚労令八七・一部改正)

(生物由来製品の表示の特例)

第二百三十二条 第二百十一条(第二百二十条の三及び第二百二十一条の三において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、生物由来製品については、製造番号又は製造記号の記載を省略することができない。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の五繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(人の血液を有効成分とする生物由来製品等の表示の特例)

第二百三十三条 法第六十八条の十七第四号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人の血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別とする。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の六繰下、平二六厚労令八七・一部改正)

(生物由来製品である製造専用医薬品等に関する表示の特例)

第二百三十三条の二 生物由来製品における第二百十四条の規定の適用については、同条第二項中「法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号」とあるのは「法第五十条第十号から第十二号まで、第五十二条第二項第一号、法第六十八条の十七及び法第六十八条の十八」と、同条第三項中「法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで」とあるのは「法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで及び法第六十八条の二十の二各号」とする。

2 生物由来製品における第二百二十条の三において準用する第二百十四条第二項の規定の適用については、同項中「法第五十九条第七号及び第八号並びに法第六十条において準用する法第五十二条第二項第一号」とあるのは、「法第五十九条第七号及び第八号、法第六十条において準用する法第五十二条第二項第一号、法第六十八条の十七並びに法第六十八条の十八」とする。

3 生物由来製品における第二百二十一条の三第一項において準用する第二百十四条第二項の規定の適用については、同項中「法第六十一条第四号及び法第六十二条において準用する法第五十二条第二項第一号」とあるのは、「法第六十一条第四号、法第六十二条において準用する法第五十二条第二項第一号、法第六十八条の十七及び法第六十八条の十八」とする。

4 生物由来製品における第二百二十八条第一項において準用する第二百十四条の規定の適用については、同条第二項中「法第六十三条の二第二項第一号」とあるのは「法第六十三条の二第二項第一号、法第六十八条の十七及び法第六十八条の十八」と、同条第三項中「法第六十八条の二第二項第二号ロからホまで」とあるのは「法第六十八条の二第二項第二号ロからホまで及び法第六十八条の二十の二各号」とする。

(令三厚労令一五・追加)

(生物由来製品の添付文書等の記載事項)

第二百三十四条 法第六十八条の十八第一号及び第三号の規定により生物由来製品(法第六十八条の十八に規定する厚生労働大臣が指定する生物由来製品に限る。以下この項において同じ。)の添付文書等に記載されていなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 遺伝子組換え技術を応用して製造される場合にあつては、その旨
- 二 当該生物由来製品の原料又は材料のうち、人その他の生物に由来する成分の名称
- 三 当該生物由来製品の原材料である人その他の生物の部位等の名称(当該人その他の生物の名称を含む。)
- 四 その他当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項

2 特定生物由来製品(法第六十八条の十八に規定する厚生労働大臣が指定する生物由来製品であるものに限る。)にあつては、その添付文書等に、前項に掲げる事項のほか、原材料に由来する感染症を完全に排除することはできない旨が記載されていなければならない。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の七繰下、平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(準用)

第二百三十五条 生物由来製品については、第二百十七条第一項及び第二百十八条の規定を準用する。この場合において、第二百十八条中「法第五十条から第五十二条まで」とあるのは、「法第六十八条の十九において準用する法第五十一条、第六十八条の十七及び第六十八条の十八」と読み替えるものとする。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の八繰下・一部改正、平二六厚労令八・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・一部改正)

(生物由来製品の注意事項等情報の公表)

第二百三十五条の二 法第六十八条の二十の二の規定による公表は、機構のホームページを使用する方法により行うものとする。

2 法第六十八条の二十の二各号に掲げる事項の表示は、邦文でされていなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

第二百三十五条の三 法第六十八条の二十の二第一号及び第三号の規定により生物由来製品（法第六十八条の二十の二に規定する生物由来製品に限る。以下この項において同じ。）について公表されていなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 遺伝子組換え技術を応用して製造される場合にあっては、その旨
 - 二 当該生物由来製品の原料又は材料のうち、人その他の生物に由来する成分の名称
 - 三 当該生物由来製品の原材料である人その他の生物の部位等の名称（当該人その他の生物の名称を含む。）
 - 四 その他当該生物由来製品を適正に使用するために必要な事項
- 2 特定生物由来製品（法第六十八条の二十の二に規定する生物由来製品であるものに限る。）にあつては、前項に掲げる事項のほか、原材料に由来する感染症を完全に排除することはできない旨が公表されていなければならない。

（令三厚労令一五・追加）

（生物由来製品である製造専用医薬品等の注意事項等情報の特例）

第二百三十五条の四 生物由来製品における第二百二十八条の十の三の規定の適用については、同条第二項中「法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで、同項第二号ロからホまで又は同項第三号ロからホまでに掲げる事項」とあるのは「法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで及び法第六十八条の二十の二各号に掲げる事項又は法第六十八条の二第二項第二号ロからホまで及び法第六十八条の二十の二各号に掲げる事項」と、「法第六十八条の二第一項」とあるのは「法第六十八条の二第一項及び法第六十八条の二十の二」とする。

（令三厚労令一五・追加）

（生物由来製品の記録に関する事項）

第二百三十六条 法第六十八条の二十二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 生物由来製品を譲り受け、又は貸借した者の氏名又は名称及び住所
- 二 生物由来製品の名称及び製造番号又は製造記号
- 三 生物由来製品の数量
- 四 生物由来製品を譲り渡し、又は貸与した年月日
- 五 生物由来製品の使用の期限
- 六 前各号に掲げるもののほか、生物由来製品に係る保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

（平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の十繰下、平二六厚労令八七・旧第二百三十七条繰上・一部改正）

（特定生物由来製品の記録に関する事項）

第二百三十七条 法第六十八条の二十二第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定生物由来製品の使用の対象者の氏名及び住所
- 二 特定生物由来製品の名称及び製造番号又は製造記号
- 三 特定生物由来製品の使用の対象者に使用した年月日
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定生物由来製品に係る保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な事項

（平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の十一繰下、平二六厚労令八七・旧第二百三十八条繰上・一部改正）

（記録又は保存の事務の委託）

第二百三十八条 法第六十八条の二十二第六項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 生物由来製品承認取得者等から、その生物由来製品を譲り受け、又は貸借する製造販売業者又は販売業者若しくは貸与業者であること。
 - 二 記録又は保存の事務を実地に管理する者（以下この条において「記録受託責任者」という。）を選任していること。
- 2 法第六十八条の二十二第六項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 生物由来製品承認取得者等及び法第六十八条の二十二第一項に規定する記録又は保存の事務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
 - 二 記録受託責任者の氏名及び住所
 - 三 当該生物由来製品の名称、承認番号及び承認年月日
- 3 法第六十八条の二十二第六項の規定による届出は、様式第九十九の二による届書（正副二通）を提出することによつて行うものとする。
- 4 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際に厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
- 一 受託者の住民票の写し（受託者が法人であるときは、登記事項証明書）
 - 二 受託者が第一項に定める基準に適合することを証する書類

三 委託契約書の写し

(平一五厚労令八九・追加、平一七厚労令二五・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の十二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・旧第二百三十九条繰上・一部改正)

(記録又は保存に係る事務の受託者等の変更の届出)

第二百三十九条 生物由来製品承認取得者等は、前条第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出は、様式第九十九の二による届書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の十三繰下・一部改正、平二六厚労令八七・旧第二百四十条繰上・一部改正)

(記録の保存)

第二百四十条 生物由来製品承認取得者等は、法第六十八条の二十二第一項の規定による生物由来製品に関する記録を、次の各号に掲げる期間、保存しなければならない。

一 特定生物由来製品又は人の血液を原材料として製造される生物由来製品にあつては、その出荷日から起算して少なくとも三十年間

二 生物由来製品(前号に掲げるものを除く。)にあつては、その出荷日から起算して少なくとも十年間

2 薬局の管理者又は病院、診療所若しくは動物診療施設の管理者は、法第六十八条の二十二第三項の規定による特定生物由来製品に関する記録を、その使用した日から起算して少なくとも二十年間、これを保存しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、生物由来製品の承認取得者等又は薬局の管理者若しくは病院、診療所若しくは動物診療施設の管理者は、厚生労働大臣が指定する生物由来製品にあつては、法第六十八条の二十二第一項又は第三項の規定による記録を、厚生労働大臣が指定する期間、保存しなければならない。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の十四繰下・一部改正、平二六厚労令八七・旧第二百四十一条繰上・一部改正)

(生物由来製品の感染症定期報告)

第二百四十一条 法第六十八条の二十四第一項の規定に基づき、生物由来製品の製造販売業者、外国医薬品等特例承認取得者若しくは外国医療機器等特例承認取得者又は外国製造医薬品等選任製造販売業者若しくは外国製造医療機器等選任製造販売業者は、その製造販売をし、又は承認を受けた生物由来製品について、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 当該生物由来製品の名称

二 承認番号及び承認年月日

三 調査期間

四 当該生物由来製品の出荷数量

五 当該生物由来製品の原材料若しくは原料若しくは材料に係る人その他の生物と同じ人その他の生物又は当該生物由来製品について報告された、人その他の生物から人に感染すると認められる疾病についての研究報告

六 当該生物由来製品又は外国で使用されている物であつて当該生物由来製品の成分(当該生物由来製品に含有され、又は製造工程において使用されている人その他の生物に由来するものに限る。)と同一性を有すると認められる人その他の生物に由来する成分を含有し、若しくは製造工程において使用している製品(以下この項において「当該生物由来製品等」という。)によるものと疑われる感染症の種類別発生状況及び発生症例一覧

七 当該生物由来製品等による保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は当該生物由来製品の適正な使用のために行われた措置

八 当該生物由来製品の安全性に関する当該報告を行う者の見解

九 当該生物由来製品の添付文書又は注意事項等情報

十 当該生物由来製品等の品質、有効性及び安全性に関する事項その他当該生物由来製品の適正な使用のために必要な情報

2 前項の報告は、当該生物由来製品の製造販売の承認を受けた日等から六月(厚生労働大臣が指定する生物由来製品にあつては、厚生労働大臣が指定する期間)以内ごとに、その期間の満了後一月以内に行わなければならない。ただし、邦文以外で記載されている当該報告に係る資料の翻訳を行う必要がある場合においては、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。

(平二六厚労令八七・追加、令三厚労令一五・一部改正)

(機構に対する生物由来製品の感染症定期報告)

第二百四十二条 法第六十八条の二十五第三項の規定により機構に対して行う報告については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十八条の二十四第一項」とあるのは「法第六十八条の二十五第三項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の十四の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(機構による生物由来製品の感染症定期報告の情報の整理又は調査の結果の通知)

第二百四十三条 法第六十八条の二十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第百による通知書によつて行うものとする。

2 法第六十八条の二十五第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第百一による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の十四の三繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

第十一章 監督

(平五厚令三六・改称、平一六厚労令一一二・旧第六章繰下、平二六厚労令八七・旧第八章繰下)

(報告)

第二百四十四条 厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第六十九条第一項、第二項(法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。)及び第三項から第六項までの規定により、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、法第十八条第五項、第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者又は第八十条の六第一項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して必要な報告をさせるとき、法第七十五条の二の二第一項第二号の規定により外国特例承認取得者に対して必要な報告を求めるとき、法第七十五条の四第一項第一号の規定により認定医薬品等外国製造業者若しくは認定再生医療等製品外国製造業者に対して必要な報告を求めるとき又は法第七十五条の五第一項第一号の規定により登録医薬品等外国製造業者若しくは登録医療機器等外国製造業者に対して必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。

(昭五五厚令一一・追加、昭五八厚令三三・平五厚令二六・一部改正、平六厚令二七・旧第六十二条の三繰下・一部改正、平七厚令三九・平八厚令六二・一部改正、平九厚令二九・旧第六十二条の四繰上・一部改正、平一二厚令三八・平一二厚令一二七・一部改正、平一五厚労令八九・旧第六十二条の二繰下、平一六厚労令一一二・旧第六十二条の十五繰下・一部改正、平二三厚労令一五〇・平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(収去証)

第二百四十五条 薬事監視員、法第六十九条の二第四項に規定する機構の職員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員は、法第六十九条第四項若しくは第六項、法第六十九条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三の二の規定により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品又はこれらの原料材料を収去しようとするときは、その相手方に、様式第百二による収去証を交付しなければならない。

(平一二厚令三八・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十三条繰下・一部改正、平二三厚労令一五〇・平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(身分を示す証明書)

第二百四十六条 法第六十九条第八項(法第七十条第四項、第七十六条の七第三項及び第七十六条の八第二項において準用する場合並びに法第八十一条の二第一項において厚生労働大臣に適用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、薬事監視員については様式第百三によるものとし、麻薬取締官又は麻薬取締員については様式第百三の二によるものとする。

(平七厚令三五・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十四条繰下・一部改正、平一九厚労令一三・平二三厚労令一五〇・平二五厚労令九八・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(機構による製造販売業者等に対する立入検査等の結果の通知)

第二百四十七条 法第六十九条の二第三項(法第八十条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事に対して行う立入検査、質問又は収去の結果の通知は、様式第百四による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十四条の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(機構の職員の身分を示す証明書)

第二百四十八条 法第六十九条の二第五項(法第八十条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第百五によるものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十四条の二の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(機構による外国特例承認取得者又は医薬品等外国製造業者等に対する検査又は質問の結果の通知)

第二百四十九条 法第七十五条の二の二第四項(法第七十五条の四第三項又は法第七十五条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣に対して行う検査又は質問の結果の通知は、様式第百六による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十四条の二の三繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(法第七十五条の五の二第二項に規定する厚生労働省令で定める措置)

第二百四十九条の二 法第七十五条の五の二第二項に規定する厚生労働省令で定める措置は、課徴金対象行為に係る記事が法第六十六条第一項に規定する虚偽又は誇大な記事に該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、医薬関係者及び医薬関係者以外の一般人による医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品(以下この条において「医薬品等」という。)の適正かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するために相当であり、課徴金対象行為に係る医薬品等に応じて必要と認められる方法により、医薬関係者若しくは医薬関係者以外の一般人又はその双方に周知する措置とする。

(令三厚労令一五・追加)

(課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法)

第二百四十九条の三 法第七十五条の五の四の規定による報告をしようとする者は、様式第百六の二による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 直接持参する方法

二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号。第三項において「信書便法」という。)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 ファクシミリ装置を用いて送信する方法

2 前項の報告書(第三号に規定する方法により提出するものを除く。)には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。

3 第一項第二号に掲げる方法により同項に規定する報告書が提出された場合において、当該報告書を日本郵便株式会社の営業所(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る。))に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物(以下この項において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときはその郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日の午後十二時に、当該報告書が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

4 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書が提出された場合は、厚生労働大臣が受信した時に、当該報告書が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

5 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書の提出を行つた者は、直ちに、当該報告書の原本及び第二項に規定する資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

(課徴金納付命令後の調整)

第二百四十九条の四 厚生労働大臣は、法第七十五条の五の五第八項の規定による変更の処分に係る文書には、変更後の課徴金の額、変更の理由及び変更後の課徴金の納付期限を記載しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第七十五条の五の五第八項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第七十五条の五の二第一項の命令に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を当該課徴金を納付した者に還付する手続をとらなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

(課徴金の納付の督促)

第二百四十九条の五 法第七十五条の五の十一第一項の督促状は、課徴金の納付の督促を受ける者に送達しなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

(課徴金及び延滞金を納付すべき場合の充当の順序)

第二百四十九条の六 法第七十五条の五の十一第二項の規定により延滞金を併せて徴収する場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

(令三厚労令一五・追加)

(課徴金納付命令の執行の命令の方式等)

第二百四十九条の七 法第七十五条の五の十二第一項の規定による課徴金納付命令の執行の命令は、文書をもつて行わなければならない。

2 前項の命令書の謄本は、課徴金納付命令の執行を受ける者に送達しなければならない。

(令三厚労令一五・追加)

第十二章 指定薬物の取扱い

(平一九厚労令一三・追加、平二六厚労令八七・旧第八章の二繰下)

(指定薬物等である疑いがある物品の検査)

第二百四十九条の八 法第七十六条の六第一項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した検査命令書により行うものとする。

一 検査を受けるべき者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一号、第二百四十九条の四第一号及び第二百四十九条の五において同じ。)

二 検査を受けるべき物品の名称及び形状

三 検査を受けるべきことを命ずる理由

四 次項の検査の申請書の提出先

五 次項の検査の申請書の提出期限

2 法第七十六条の六第一項の規定により検査を受けようとする者は、次条で定めるところにより、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者に申請書を提出しなければならない。

3 厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者は、前項の申請書を受理したときは、検査命令書に記載されたところに従い、試験品を採取し、検査を行うものとする。

(平一九厚労令一三・追加、平二六厚労令一三四・一部改正、令三厚労令一五・旧第二百四十九条の二繰下)

(検査の申請)

第二百四十九条の九 法第七十六条の六第一項の検査の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所

二 物品の名称及び形状

2 前項の申請書には、前条第一項の検査命令書の写しを添えなければならない。

(平一九厚労令一三・追加、平二六厚労令一三四・一部改正、令三厚労令一五・旧第二百四十九条の三繰下)

(検査中の製造等の制限)

第二百四十九条の十 法第七十六条の六第二項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した禁止命令書により行うものとする。

一 製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告すること(以下この条及び次条において「製造等」という。)を禁止される者の氏名及び住所

二 製造等を禁止する物品の名称及び形状

三 製造等を禁止する理由

(平一九厚労令一三・追加、平二六厚労令一三四・一部改正、令三厚労令一五・旧第二百四十九条の四繰下)

(法第七十六条の六第二項の規定による命令に係る厚生労働大臣への報告事項)

第二百四十九条の十一 法第七十六条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第二項の規定により製造等を禁止される者の氏名及び住所とする。

(平二六厚労令一三四・追加、令三厚労令一五・旧第二百四十九条の五繰下)

(指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止及び禁止の解除の方法)

第二百四十九条の十二 法第七十六条の六の二第三項の告示は、同条第一項の規定による禁止又は同条第二項の規定による禁止の解除に係る物品の名称、形状、包装について行うものとする。

(平二六厚労令一三四・追加、令三厚労令一五・旧第二百四十九条の六繰下)

(報告)

第二百四十九条の十三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七十六条の八第一項の規定により、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告を求めるときは、その理由を通知するものとする。

(平一九厚労令一三・追加、平二六厚労令一三四・旧第二百四十九条の五繰下・一部改正、令三厚労令一五・旧第二百四十九条の七繰下)

(収去証)

第二百四十九条の十四 薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員は、法第七十六条の八第一項の規定により指定薬物若しくはその疑いがある物品又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を収去しようとするときは、その相手方に、様式第百六の三による収去証を交付しなければならない。

(平二五厚労令九八・追加、平二六厚労令一三四・旧第二百四十九条の六繰下・一部改正、令三厚労令一五・旧第二百四十九条の八繰下・一部改正)

第十三章 希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品等の指定等

(平五厚令三六・追加、平一六厚労令一一二・旧第七章繰下・改称、平二六厚労令八七・旧第九章繰下・改称、令二厚労令一五五・改称)

(希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定の申請)

第二百五十条 法第七十七条の二第一項の規定による希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品の指定の申請は、様式第百七による申請書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関し、その用途に係る本邦における対象者の数に関する資料、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。ただし、医療機器及び体外診断用医薬品に係る申請の場合はその毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要を添付することを要しない。

(平五厚令三六・追加、平一六厚労令三九・旧第六十四条の二繰下・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十四条の二の四繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・一部改正)

(感染性の疾病の予防の用途に用いる医薬品又は再生医療等製品に係る対象者)

第二百五十条の二 前条第一項の申請に係る医薬品又は再生医療等製品が感染性の疾病の予防の用途に用いるものである場合においては、法第七十七条の二第一項第一号の対象者は、当該申請時において当該医薬品又は再生医療等製品につき、製造販売の承認が与えられるとしたならば当該医薬品又は再生医療等製品を当該用途に使用すると見込まれる者とする。

(平一八厚労令九〇・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(対象者数の上限)

第二百五十一条 法第七十七条の二第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める人数は、五万人とする。ただし、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の用途が難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項に規定する指定難病である場合は、同項に規定する人数とする。

(平五厚令三六・追加、平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十四条の三繰下、平二七厚労令七九・一部改正)

(先駆的医薬品、先駆的医療機器及び先駆的再生医療等製品の指定の申請)

第二百五十一条の二 法第七十七条の二第二項の規定による先駆的医薬品、先駆的医療機器又は先駆的再生医療等製品の指定の申請は、様式第百七の二による申請書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関し、その作用機序又は原理に関する資料、その本邦及び外国における開発計画の概要、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。ただし、医療機器及び体外診断用医薬品に係る申請の場合は、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要を添付することを要しない。

(令二厚労令一五五・追加)

(特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品の指定の申請)

第二百五十一条の三 法第七十七条の二第三項の規定による特定用途医薬品、特定用途医療機器又は特定用途再生医療等製品の指定の申請は、様式第百七の三による申請書(正副二通)を提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関し、その用途に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に対する需要の充足状況に関する資料、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。ただし、医療機器及び体外診断用医薬品に係る申請の場合は、その毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要を添付することを要しない。

3 次条第一号イ又はロの用途に該当するものとして法第七十七条の二第三項の申請を行う場合にあつては、次の各号に掲げる申請の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

一 医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この号において同じ。)に係る申請 次のイ又はロのいずれかに該当すること

イ 既に法第十四条又は法第十九条の二の承認を受けている医薬品(以下この号において「既承認の医薬品」という。)のうち、次のいずれかに該当すること

(1) その用法又は用量を変更して次条第一号イの用途に用いることとなるものであること

(2) その効能、効果、用法又は用量を変更して次条第一号ロの用途に用いることとなるものであること

- ロ 既承認の医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品のうち、その剤形を当該既承認の医薬品と異ならせることにより、次条第一号イの用途に用いることとなるものであること
- 二 体外診断用医薬品に係る申請 既に法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けており、次のイ又はロのいずれかに該当すること
 - イ その使用目的又は使用方法を変更して次条第一号イの用途に用いることとなるものであること
 - ロ その使用目的又は使用方法を変更して次条第一号ロの用途に用いることとなるものであること
- 三 再生医療等製品に係る申請 次のイ又はロのいずれかに該当すること
 - イ 法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けようとするものであつて次条第一号イ又はロの用途に用いることとなるものであること
 - ロ 既に法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けており、次のいずれかに該当すること
 - (1) その用法、用量又は使用方法を変更して次条第一号イの用途に用いることとなるものであること
 - (2) その効能、効果、性能、用法、用量又は使用方法を変更して次条第一号ロの用途に用いることとなるものであること
- 4 次条第二号の用途に該当するものとして法第七十七条の二第三項の申請を行う場合にあつては、法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けようとするものであつて次条第二号の用途に用いることとなるもの、又は既に法第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けているものであつて、その形状、構造及び原理又は使用方法を変更して次条第二号の用途に用いることとなるものでなければならない。

(令二厚労令一五五・追加)

(用途の区分)

第二百五十一条の四 法第七十七条の二第三項の区分は、次の各号に掲げる申請の対象品目に応じてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 医薬品又は再生医療等製品 次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 小児の疾病の診断、治療又は予防

ロ 薬剤耐性を有する病原体による疾病の診断、治療又は予防

二 医療機器 小児の疾病の診断、治療又は予防

(令二厚労令一五五・追加)

(資金の確保に係る対象者数の上限)

第二百五十一条の五 法第七十七条の三に規定する厚生労働省令で定める人数は、五万人とする。

(令二厚労令一五五・追加)

(税制上の措置に係る対象者数の上限)

第二百五十一条の六 法第七十七条の四に規定する厚生労働省令で定める人数は、五万人とする。

(令二厚労令一五五・追加)

(試験研究等の中止の届出)

第二百五十二条 法第七十七条の五の規定による希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品、先駆的医薬品、先駆的医療機器若しくは先駆的再生医療等製品又は特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品の試験研究又は製造販売若しくは製造の中止の届出は、様式第百八による届書を提出することによつて行うものとする。

(平五厚令三六・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十四条の四繰下・一部改正、平二六厚労令八七

(平二六厚労令一二八)・令二厚労令一五五・一部改正)

(希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品等に係る公示の方法)

第二百五十三条 法第七十七条の二第四項及び法第七十七条の六第三項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

第十四章 雑則

(平五厚令三六・章名追加、平一六厚労令一一二・旧第八章繰下、平二六厚労令八七・旧第十章繰下)

第二百五十四条から第二百六十一条まで 削除

(令二厚労令一五五)

(許可等の条件の変更)

第二百六十二条 法第十二条、第十三条、第二十三条の二、第二十三条の二十、第二十三条の二十二若しくは第四十条の二の許可、法第十三条の三若しくは第二十三条の二十四の認定又は法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けている者は、法第七十九条の規定により付された当該許可、認定又は承認に係る条件又は期限の変更を申し出ることができる。

2 前項の申出は、様式第百十二による申出書を提出することによつて行うものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・一部改正)

(輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の基準に係る調査の結果の通知)

第二百六十三条 令第七十三条の規定による調査の結果の通知は、厚生労働大臣に対し、様式第二十六による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚労令一一二・追加)

(準用)

第二百六十四条 法第八十条第四項において準用する法第十三条の二第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第一項若しくは第二項の調査又は法第八十条第五項において準用する法第二十三条の二十三第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う法第八十条第三項の調査の結果の通知は、様式第二十六若しくは様式第百十二の二又は様式第七十五の六による通知書によつて行うものとする。

2 法第八十条第一項又は第二項の規定による調査については、第五十条及び第五十二条(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第五十条第一項中「第十四条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)」若しくは第九項又は第十四条の二の二第二項(医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第十四条の三第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第八十条第一項又は第二項」と、「この章」とあるのは「この条」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、「様式第二十五」とあるのは「様式第百十三」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百六十四条第二項において準用する前項」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、同条第三項中「第十四条の二の三第一項」とあるのは「第八十条第四項において準用する法第十三条の二第一項」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品医療機器等適合性調査」と、「における第一項」とあるのは「における第二百六十四条第二項において準用する第一項」と、第五十二条中「令」とあるのは「令第七十二条において準用する令」と、「医薬品等適合性調査」とあるのは「医薬品等適合性調査又は令第七十三条の四において準用する令第三十七条の二十四に規定する医療機器等適合性調査」と、同条第六号中「医薬品等外国製造業者」とあるのは「医薬品等外国製造業者若しくは医療機器等外国製造業者」と、同条第七号中「許可年月日」とあるのは「許可年月日若しくは登録番号及び登録年月日」と、「認定年月日」とあるのは「認定年月日若しくは登録番号及び登録年月日若しくは医療機器等外国製造業者の登録番号及び登録年月日」と読み替えるものとする。

3 法第八十条第三項の規定による調査については、第百三十七条の三十一及び第百三十七条の三十三(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第百三十七条の三十一第一項中「第二十三条の二十五第六項(同条第十一項において準用する場合を含む。)」若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二項(再生医療等製品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法についての調査に係る部分に限り、法第二十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第八十条第三項」と、「この章」とあるのは「この条」と、「様式第七十五の五」とあるのは「様式第百十三」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百六十四条第三項において準用する前項」と、同条第三項中「第二十三条の二十七第一項」とあるのは「第八十条第六項において準用する法第二十三条の二十三第一項」と、「における第一項」とあるのは「における第二百六十四条第三項において準用する第一項」と、第百三十七条の三十三中「令」とあるのは「令第七十三条の六において準用する令」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令一一二・追加、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(輸出用医薬品等に関する届出)

第二百六十五条 令第七十四条第一項の規定により医薬品等輸出業者が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名及び住所
 - 二 当該医薬品等輸出業者が製造販売業者である場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
 - 三 当該医薬品等輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地
 - 四 第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日
 - 五 第三号に掲げる場合にあつては、製造業の許可又は登録の区分、許可番号又は登録番号及び許可年月日又は登録年月日
 - 六 輸出するために製造等(法第二条第十三項に規定する製造等をいう。以下同じ。)をし、又は輸入をしようとする医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下この条において同じ。)、医薬部外品又は化粧品の商品及びその輸出先その他の当該医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る情報
- 2 前項の届出は、様式第百十四による届書(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条第一項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届書(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行うものとする。

(平五厚令三六・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十六条繰下・一部改正、平一九厚労令四一・平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・令三厚労令一五・令四厚労令四三・一部改正)

(輸出用医療機器等に関する届出)

第二百六十五条の二 令第七十四条の二第一項の規定により医療機器等輸出業者が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名及び住所
 - 二 当該医療機器等輸出業者が製造販売業者である場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
 - 三 当該医療機器等輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地
 - 四 第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日
 - 五 第三号に掲げる場合にあつては、製造業の登録番号及び登録年月日
 - 六 輸出するために製造等をし、又は輸入をしようとする医療機器又は体外診断用医薬品の品目及びその輸出先その他の当該医療機器又は体外診断用医薬品に係る情報
- 2 前項の届出は、様式第百十四の二による届書(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条の二第一項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届書(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行うものとする。

(平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・追加、令四厚労令四三・一部改正)

(輸出用再生医療等製品に関する届出)

第二百六十五条の三 令第七十四条の三第一項の規定により再生医療等製品輸出業者が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名及び住所
 - 二 当該再生医療等製品輸出業者が製造販売業者である場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
 - 三 当該再生医療等製品輸出業者が製造業者である場合にあつては、製造所の名称及び所在地
 - 四 第二号に掲げる場合にあつては、製造販売業の許可の種類、許可番号及び許可年月日
 - 五 第三号に掲げる場合にあつては、製造業の許可の区分、許可番号及び許可年月日
 - 六 輸出するために製造等をし、又は輸入をしようとする再生医療等製品の品目及びその輸出先その他の当該再生医療等製品に係る情報
- 2 前項の届出は、様式第百十四の三による届書(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行うものとする。
- 3 前項の届書に記載された事項に変更を生じた場合における令第七十四条の三第一項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、様式第六による届書(正本一通及び副本一通)を提出することによつて行うものとする。

(平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・追加、令四厚労令四三・一部改正)

(緊急承認又は特例承認に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品に関する添付文書等の記載)

第二百六十六条 令第七十五条第五項の規定により法第五十二条又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する医薬品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意—緊急承認医薬品」又は「注意—特例承認医薬品」の文字とする。

- 2 令第七十五条第五項の規定により法第六十三条の二又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する医療機器の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意—緊急承認医療機器」又は「注意—特例承認医療機器」の文字とする。
- 3 令第七十五条第五項の規定により法第六十五条の三又は法第六十八条の二の規定を適用する場合における法第八十条第八項に規定する再生医療等製品の添付文書等に記載されていなければならない事項は、「注意—緊急承認再生医療等製品」又は「注意—特例承認再生医療等製品」の文字とする。

(平八厚令五三・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十六条の二繰下・一部改正、平二六厚労令八・平二六厚労令八七・令三厚労令一五・令四厚労令八四・一部改正)

(外国製造化粧品等の製造販売に係る届出)

第二百六十七条 令第七十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第八十条第九項に規定する化粧品であつて本邦に輸出されるものを外国において製造販売し、又は製造する者の氏名及び住所
 - 二 前号に掲げる者の事務所又は製造所の名称及び所在地
 - 三 当該品目を本邦内において製造販売しようとする者の氏名及び住所
- 2 前項の届出は、様式第百十五による届書(正本一通及び副本一通)を機構を経由して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

3 前項の届書には、製造販売しようとする第一項第一号に規定する化粧品の品目の一覧表を添えなければならない。

(平一六厚労令一一二・追加、平二一厚労令一四六・平二六厚労令八・平二六厚労令八七・令四厚労令四三・一部改正)

(薬物に係る治験の届出を要する場合)

第二百六十八条 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める薬物は、次に掲げるものとする。ただし、第二号から第六号までに掲げる薬物にあつては、生物学的な同等性を確認する試験を行うものを除く。

一 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分が異なる薬物

二 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分が同一の薬物であつて投与経路が異なるもの

三 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分が同一の薬物であつてその有効成分の配合割合又はその効能、効果、用法若しくは用量が異なるもの(前二号に掲げるもの及び医師若しくは歯科医師によつて使用され又はこれらの者の処方箋によつて使用されることを目的としないものを除く。)

四 日本薬局方に収められている医薬品及び既に製造販売の承認を与えられている医薬品と有効成分が異なる医薬品として製造販売の承認を与えられた医薬品であつてその製造販売の承認のあつた日後法第十四条の四第一項第一号に規定する調査期間(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないものと有効成分が同一の薬物

五 生物由来製品となることが見込まれる薬物(前各号に掲げるものを除く。)

六 遺伝子組換え技術を応用して製造される薬物(前各号に掲げるものを除く。)

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十六条の二の二繰下・一部改正、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・一部改正)

(薬物に係る治験の計画の届出)

第二百六十九条 治験(薬物を対象とするものに限る。以下この条から第二百七十三条までにおいて同じ。)の依頼をしようとする者又は自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、治験の計画に関し、次の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 治験使用薬(治験の対象とされる薬物(以下「被験薬」という。)並びに被験薬の有効性及び安全性の評価のために使用する薬物をいう。以下同じ。)の成分及び分量

二 被験薬の製造方法

三 被験薬の予定される効能又は効果

四 被験薬の予定される用法及び用量

五 治験の目的、内容及び期間

六 治験を行う医療機関の名称及び所在地

七 医療機関において治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行う委員会の設置者の名称及び所在地

八 治験を行う医療機関ごとの治験に係る業務を統括する医師又は歯科医師(次号において「治験責任医師」という。)の氏名

九 治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師がある場合にあつては、その氏名

十 治験を行う医療機関ごとの予定している治験使用薬を交付し、又は入手した数量

十一 治験を行う医療機関ごとの予定している被験者数

十二 治験使用薬を有償で譲渡する場合はその理由

十三 治験の依頼をしようとする者が本邦内に住所を有しない場合にあつては、治験使用薬による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な措置を採らせるため、治験の依頼をしようとする者に代わつて治験の依頼を行うことができる者であつて本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから選任した者(次条及び第二百七十一条において「治験国内管理人」という。)の氏名及び住所

十四 治験実施計画書の解釈その他の治験の細目について調整する業務を医師又は歯科医師に委嘱する場合にあつては、その氏名

十五 治験実施計画書の解釈その他の治験の細目について調整する業務を複数の医師又は歯科医師で構成される委員会に委嘱する場合にあつては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名

十六 治験の依頼をしようとする者が治験の依頼及び管理に係る業務の全部若しくは一部を委託する場合又は自ら治験を実施しようとする者が治験の準備及び管理に係る業務の全部若しくは一部を委託する場合にあつては、当該業務を受託する者の氏名、住所及び当該委託する業務の範囲

十七 実施医療機関又は自ら治験を実施しようとする者が治験の実施に係る業務の一部を委託する場合にあつては、当該業務を受託する者の氏名、住所及び当該委託する業務の範囲

十八 自ら治験を実施しようとする者にあつては、治験の費用に関する事項

十九 自ら治験を実施しようとする者にあつては、治験使用薬を提供する者の氏名又は名称及び住所

2 前項の届出には、被験薬の毒性、薬理作用等に関する試験成績の概要その他必要な資料を添付しなければならない。

3 第一項の届出をする者が当該治験において機械器具等又は加工細胞等を被験薬の有効性及び安全性の評価のために被験者に用いる場合は、第二百七十五条又は第二百七十五条の四において準用する本条の規定に基づき、当該機械器具等又は加工細胞等について厚生労働大臣に届け出なくてはならない。

(平九厚令二九・追加、平一二厚令一二七・平一五厚労令八九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十六条の三繰下・一部改正、平二〇厚労令二五・平二四厚労令一六一・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(薬物に係る治験の計画の変更等の届出)

第二百七十条 前条の届出をした者は、当該届出に係る事項若しくは治験国内管理人を変更したとき又は当該届出に係る治験を中止し、若しくは終了したときは、その内容及び理由等を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(平九厚令二九・追加、平一二厚令一二七・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十六条の四繰下)

(薬物に係る治験の計画の届出等の手続)

第二百七十一条 治験の依頼をしようとする者又は治験の依頼をした者が本邦内に住所を有しない場合にあつては、前二条(これらの規定を第二百七十七条において準用する場合を含む。)の届出に係る手続は、治験国内管理人が行うものとする。

(平九厚令二九・追加、平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第六十六条の五繰下・一部改正、平二四厚労令一六一・一部改正)

(治験の開始後の届出を認める場合)

第二百七十二条 法第八十条の二第二項ただし書に規定する場合は、被験薬が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 被験者の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病その他の健康被害の防止のため緊急に使用されることが必要な薬物であり、かつ、当該薬物の使用以外に適当な方法がないものであること。

二 その用途に関し、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度若しくはこれに相当する制度を有している国において、販売し、授与し、並びに販売若しくは授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている、又は厚生労働大臣が保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な調査を行い、治験を中止させる必要がないと判断した薬物であること。

三 治験が実施されている薬物であること。

(平一五厚労令八九・追加、平一六厚労令一一二・旧第六十六条の六繰下・一部改正、平二九厚労令二・令二厚労令一五五・一部改正)

(情報の公開)

第二百七十二条の二 治験の依頼をしようとする者又は自ら治験を実施しようとする者は、治験(第二百六十八条第二号から第六号までに掲げる薬物であつて、生物学的同等性を確認する試験を行うものに係る治験を除く。)を実施するに当たり世界保健機関が公表を求める事項その他治験実施の透明性の確保及び国民の治験への参加の選択に資する事項をあらかじめ公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 治験を依頼した者又は自ら治験を実施した者は、治験を中止し、又は終了したときは、原則として治験を中止した日又は終了した日のいずれか早い日から一年以内にその結果の概要を作成し、公表しなければならない。

(令二厚労令一五五・追加)

(薬物に係る治験に関する副作用等の報告)

第二百七十三条 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験使用薬について次の各号に掲げる事項を知ったときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、治験又は外国で実施された臨床試験において、当該治験の被験薬と成分が同一性を有すると認められるものを使用していない場合については、この限りではない。

一 治験又は外国で実施された臨床試験における次に掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用薬又は当該治験使用薬と成分が同一性を有すると認められるもの(以下この条において「当該治験使用薬等」という。)の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験薬の治験薬概要書(当該被験薬の品質、有効性及び安全性に関する情報等を記載した文書をいう。以下この条において同じ。)又は当該被験薬以外の当該治験使用薬等についての既存の科学的知見(以下この項において単に「科学的知見」という。)から予測できないもの 七日

イ 死亡

- ロ 死亡につながるおそれのある症例
- 二 治験又は外国で実施された臨床試験における次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。) 十五日
 - イ 次に掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験薬の治験薬概要書又は科学的知見から予測できないもの
 - (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例
 - (2) 障害
 - (3) 障害につながるおそれのある症例
 - (4) (1)から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例
 - (5) 後世代における先天性の疾病又は異常
 - ロ 前号イ又はロに掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの
- 2 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験使用薬について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、第一号並びに第二号イ及びロについては、当該治験における被験者保護に関する安全性の判断に影響を与えるおそれがないと認められるときは、この限りでない。
 - 一 当該被験薬又は当該被験薬と成分が同一性を有すると認められるもの(以下「当該被験薬等」という。)の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験薬の治験薬概要書から予測できないもの 七日
 - イ 死亡
 - ロ 死亡につながるおそれのある症例
 - 二 次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。) 十五日
 - イ 当該被験薬等の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験薬の治験薬概要書から予測できないもの
 - (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例
 - (2) 障害
 - (3) 障害につながるおそれのある症例
 - (4) (1)から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例
 - (5) 後世代における先天性の疾病又は異常
 - ロ 当該被験薬等の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた前号イ又はロに掲げる症例等の発生のうち、当該被験薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの
 - ハ 外国で使用されている物であつて当該治験使用薬と成分が同一性を有すると認められるものに係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施(ただし、被験薬以外の治験使用薬については、被験薬と併用した際の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施に限る。)
 - 二 当該被験薬等の副作用若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該被験薬等の副作用によるものと疑われる疾病等若しくはそれらの使用によるものと疑われる感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したこと又は当該被験薬等が治験の対象となる疾患に対して効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告(当該被験薬等の治験の対象となる疾患に対する有効性及び安全性の評価に影響を与えないと認められる研究報告を除く。)
- 3 前二項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医薬品について法第十四条第十五項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認事項の一部の変更(当該変更が第四十七条第四号に該当するものに限る。)の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、第一項並びに前項第一号及び第二号イ及びロに掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る治験使用薬等の副作用によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。
- 4 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、第一項に掲げる事項、同項第二号イ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生であつて当該治験使用薬等の副作用によるものと疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。)、第二項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる事項並びに同号イ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生であつて当該被験薬等の副作用によるものと疑わ

れるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。))について、その発現症例一覧等(被験薬以外の治験使用薬については、外国における症例を除く。)を当該被験薬ごとに、当該被験薬について初めて治験の計画を届け出た日から起算して一年ごとに、その期間の満了後二月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、自ら治験を実施した者が既に製造販売の承認を与えられている医薬品に係る治験を行った場合又は既に当該被験薬について治験の依頼をした者が治験を行っている場合については、この限りでない。

5 機械器具等又は加工細胞等と一体的に製造された被験薬について治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者による当該被験薬の機械器具等又は加工細胞等に係る部分に係る治験に関する不具合情報等の報告については、第二百七十四条の二又は第二百七十五条の三の規定を準用する。

6 治験において用いる機械器具等又は加工細胞等に関する不具合情報等の報告については、第二百七十四条の二又は第二百七十五条の三の規定を準用する。

(平九厚令二九・追加、平一二厚令一二七・平一五厚令八九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第六十六条の七繰下、平一七厚令一七八・平二〇厚令二五・平二四厚令一六一・平二六厚令八七・令二厚令一五五・令三厚令一五・一部改正)

(機械器具等に係る治験の届出を要する場合)

第二百七十四条 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める機械器具等は、次に掲げるものとする。

一 既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が異なる機械器具等(既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められるもの、人の身体に直接使用されることがないもの、法第二十三条の二の十二第一項に規定する医療機器並びに法第二十三条の二の二十三第一項に規定する高度管理医療機器及び管理医療機器その他これらに準ずるものを除く。)

二 既に製造販売の承認又は認証を与えられている医療機器と構造、使用方法、効能、効果、性能等が明らかに異なる医療機器として製造販売の承認を与えられた医療機器であつてその製造販売の承認のあつた日後法第二十三条の二の九第一項に規定する調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過していないものと構造、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められる機械器具等

三 生物由来製品となることが見込まれる機械器具等(前二号に掲げるものを除く。)

四 遺伝子組換え技術を応用して製造される機械器具等(前各号に掲げるものを除く。)

(平一六厚令一一二・追加、平二三厚令七二・平二六厚令八七・一部改正)

(機械器具等に係る治験に関する不具合情報等の報告)

第二百七十四条の二 治験(機械器具等を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験使用機器(治験の対象とされる機械器具等(以下この条において「被験機器」という。))並びに被験機器の有効性及び安全性の評価のために使用する機械器具等をいう。以下この条において同じ。)について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、治験又は外国で実施された臨床試験において当該治験の被験機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるものを使用していない場合については、この限りでない。

一 治験又は外国で実施された臨床試験における次に掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用機器又は当該治験使用機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるもの(以下この条において「当該治験使用機器等」という。)の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書(当該被験機器の品質、有効性及び安全性に関する情報等を記載した文書をいう。以下この条において同じ。)又は被験機器以外の当該治験使用機器等についての既存の科学的知見(以下この項において単に「科学的知見」という。)から予測できないもの 七日

イ 死亡

ロ 死亡につながるおそれのある症例

二 治験又は外国で実施された臨床試験における次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。) 十五日

イ 次に掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもので、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書又は科学的知見から予測できないもの

(1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例

(2) 障害

(3) 障害につながるおそれのある症例

(4) (1)から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例

(5) 後世代における先天性の疾病又は異常

ロ 前号イ又はロに掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの

- 三 治験又は外国で実施された臨床試験における当該治験使用機器等の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一号イ若しくはロ又は前号イ(1)から(5)までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの(前二号に掲げるものを除く。) 三十日
- 2 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験使用機器について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、第一号、第二号イ及びロ並びに第三号については、当該治験における被験者保護に関する安全性の判断に影響を与えるおそれがないと認められるときは、この限りでない。
- 一 当該被験機器又は当該被験機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるもの(以下この条において「当該被験機器等」という。)の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書から予測できないもの 七日
- イ 死亡
- ロ 死亡につながるおそれのある症例
- 二 次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。) 十五日
- イ 当該被験機器等の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験機器の治験機器概要書から予測できないもの
- (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例
- (2) 障害
- (3) 障害につながるおそれのある症例
- (4) (1)から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例
- (5) 後世代における先天性の疾病又は異常
- ロ 当該被験機器等の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた前号イ又はロに掲げる症例等の発生のうち、当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの
- ハ 外国で使用されている物であつて当該治験使用機器と構造及び原理が同一性を有すると認められるものに係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施(ただし、被験機器以外の治験使用機器については、被験機器と併用した際の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施に限る。)
- 二 当該被験機器等の使用による影響若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該被験機器等の使用による影響であると疑われる疾病等若しくはそれらの使用によるものと疑われる感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したこと又は当該被験機器等が治験の対象となる疾患に対して効能、効果若しくは性能を有しないことを示す研究報告(当該被験機器等の治験の対象となる疾患に対する有効性及び安全性の評価に影響を与えないと認められる研究報告を除く。)
- 三 外国における使用(臨床試験における使用を除く。)の際に生じた当該被験機器等の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一号イ若しくはロ又は前号イ(1)から(5)までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの(前二号に掲げるものを除く。) 三十日
- 3 前二項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている医療機器について法第二十三条の二の五第十五項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認事項の一部の変更(当該変更が第百十四条の二十五第一号に該当するものに限る。)の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、第一項並びに前項第一号及び第二号イ及びロ並びに第三号に掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る治験使用機器等の使用による影響によるものと疑われるもの又はその使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。
- 4 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、第一項に掲げる事項、同項第二号イ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生であつて当該治験使用機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。)、第二項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる事項、同号イ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生であつて当該被験機器等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。)並びに同項第三号に掲げる事項について、その発現症例一覧等(被験機器以外の治験使用機器については、外国における症例を除く。)を当該被験機器ごとに、当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日等から起算して一年ごとに、その期間の満了後二月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、自ら治験を実施した者が既に製造販売の承認を与えられている医療機器に係る治験を行つた場合又は既に当該被験機器について治験の依頼をした者が治験を行つている場合については、この限りでない。

- 5 薬物又は加工細胞等と一体的に製造された被験機器について治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者による当該被験機器の薬物又は加工細胞等に係る部分に係る治験に関する副作用等又は不具合情報等の報告については、第二百七十三条又は第二百七十五条の三の規定を準用する。
- 6 治験において用いる薬物又は加工細胞等に関する副作用等又は不具合情報等の報告については、第二百七十三条又は第二百七十五条の三の規定を準用する。

(平二五厚労令一一・追加、平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(準用)

第二百七十五条 機械器具等に係る治験については、第二百六十九条から第二百七十二条の二までの規定を準用する。この場合において、第二百六十九条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条第一項中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、「以下この条から第二百七十三条」とあるのは「第二百七十五条において準用するこの条から第二百七十二条の二」と、同項第一号中「治験使用薬(治験の対象とされる薬物(以下「被験薬」という。))並びに被験薬の有効性及び安全性の評価のために使用する薬物をいう。以下同じ。))の成分及び分量」とあるのは「治験使用機器(第二百七十四条の二第一項に規定する「治験使用機器」をいう。第二百七十五条において準用するこの条において同じ。))の構造及び原理」と、同項第二号中「被験薬」とあるのは「被験機器(第二百七十四条の二第一項に規定する「被験機器」をいう。第二百七十五条において準用するこの条及び第二百七十二条において同じ。))」と、同項第三号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、同項第四号中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「用法及び用量」とあるのは「操作方法又は使用方法」と、同項第十号及び第十二号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用機器」と、同項第十三号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用機器」と、「次条」とあるのは「第二百七十五条において準用する次条」と、同項第十九号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用機器」と、同条第二項中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「毒性、薬理作用等」とあるのは「安全性、性能等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二百七十五条において準用する第一項」と、「機械器具等」とあるのは「薬物」と、「被験薬」とあるのは「被験機器」と、「第二百七十五条又は」とあるのは「この条(」と、「本条」とあるのは「場合を含む。))」と、第二百七十条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条中「前条」とあるのは「第二百七十五条において準用する前条」と、第二百七十一条の見出し中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条中「前二条」とあるのは「第二百七十五条において準用する前二条」と、第二百七十二条中「被験薬」とあるのは「被験機器」と、同条第一号中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条第二号中「医薬品」とあるのは「医療機器」と、「薬物」とあるのは「機械器具等」と、同条第三号中「薬物」とあるのは「機械器具等」と、第二百七十二条の二第一項中「治験(第二百六十八条第二号から第六号までに掲げる薬物であつて、生物学的同等性を確認する試験を行うものに係る治験を除く。))」とあるのは「治験」と読み替えるものとする。

(令二厚労令一五五・全改)

(加工細胞等に係る治験の届出を要する場合)

第二百七十五条の二 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したものの又は人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するもの(以下「加工細胞等」という。))は、再生医療等製品となることが見込まれる加工細胞等とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(加工細胞等に係る治験に関する不具合情報等の報告)

第二百七十五条の三 治験(加工細胞等を対象とするものに限る。以下この条において同じ。))の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験使用製品(治験の対象とされる加工細胞等(以下この条において「被験製品」という。))並びに被験製品の有効性及び安全性の評価のために使用する加工細胞等をいう。以下この条において同じ。))について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、治験又は外国で実施された臨床試験において当該治験の被験製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるものを使用していない場合については、この限りでない。

- 一 治験又は外国で実施された臨床試験における次に掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用製品又は当該治験使用製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるもの(以下この条において「当該治験使用製品等」という。))の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験製品の治験製品概要書(当該被験製品の品質、有効性及び安全性に関する情報等を記載した文書をいう。以下この条において同じ。))又は被験製品以外の当該治験使用製品等についての既存の科学的知見(以下この項において単に「科学的知見」という。))から予測できないもの 七日
- イ 死亡
- ロ 死亡につながるおそれのある症例
- 二 治験又は外国で実施された臨床試験における次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。) 十五日
- イ 次に掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生

数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験製品の治験製品概要書又は科学的知見から予測できないもの

- (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例
- (2) 障害
- (3) 障害につながるおそれのある症例
- (4) (1)から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例
- (5) 後世代における先天性の疾病又は異常

ロ 前号イ又はロに掲げる症例等の発生のうち、当該治験使用製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの

三 治験又は外国で実施された臨床試験における当該治験使用製品等の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一号イ若しくはロ又は前号イ(1)から(5)までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの(前二号に掲げるものを除く。) 三十日

2 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、治験使用製品について次の各号に掲げる事項を知つたときは、それぞれ当該各号に定める期間内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、第一号、第二号イ及びロ並びに第三号については、当該治験における被験者保護に関する安全性の判断に影響を与えるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 当該被験製品又は当該被験製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるもの(以下この条において「当該被験製品等」という。)の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験製品の治験製品概要書から予測できないもの 七日

イ 死亡

ロ 死亡につながるおそれのある症例

二 次に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。) 十五日

イ 当該被験製品等の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた次に掲げる症例等の発生のうち、当該被験製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものであり、かつ、そのような症例等の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が当該被験製品の治験製品概要書から予測できないもの

- (1) 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例
- (2) 障害
- (3) 障害につながるおそれのある症例
- (4) (1)から(3)まで並びに前号イ及びロに掲げる症例に準じて重篤である症例
- (5) 後世代における先天性の疾病又は異常

ロ 当該被験製品等の外国における使用(臨床試験における使用を除く。)で生じた前号イ又はロに掲げる症例等の発生のうち、当該被験製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの

ハ 外国で使用されている物であつて当該治験使用製品と構成細胞又は導入遺伝子が同一性を有すると認められるものに係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施(ただし、被験製品以外の治験使用製品については、被験製品と併用した際の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施に限る。)

二 当該被験製品等の使用による影響若しくはそれらの使用による感染症によりがんその他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあること、当該被験製品等の使用による影響であると疑われる疾病等若しくはそれらの使用によるものと疑われる感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したこと又は当該被験製品等が治験の対象となる疾患に対して効能、効果若しくは性能を有しないことを示す研究報告(当該被験製品等の治験の対象となる疾患に対する有効性及び安全性の評価に影響を与えないと認められる研究報告を除く。)

三 外国における使用(臨床試験における使用を除く。)の際に生じた当該被験製品等の不具合の発生であつて、当該不具合によつて第一号イ若しくはロ又は前号イ(1)から(5)までに掲げる症例等が発生するおそれがあるもの(前二号に掲げるものを除く。) 三十日

3 前二項の規定にかかわらず、治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験が既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品について法第二十三条の二十五第十一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認事項の一部の変更(当該変更が第三十七条の二十八第四号に該当するものに限る。)の申請に係る申請書に添付しなければならない資料の収集を目的とするものである場合においては、第一項並びに前項第一号及び第二号イ及びロ並びに第三号に掲げる事項のうち、外国で使用されている物であつて当該治験に係る治験使用製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるものについては、報告することを要しない。

- 4 治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、第一項に掲げる事項、同項第二号イ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生であつて当該治験使用製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。)、第二項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる事項、同号イ(1)から(5)までに掲げる症例等の発生であつて当該被験製品等の使用による影響であると疑われるもの又はそれらの使用によるものと疑われる感染症によるもの(同号に掲げるものを除く。)並びに同項第三号に掲げる事項について、その発現症例一覧等(被験製品以外の治験使用製品については、外国における症例を除く。)を当該被験製品ごとに、当該被験製品について初めて治験の計画を届け出た日から起算して一年ごとに、その期間の満了後二月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。ただし、自ら治験を実施した者が既に製造販売の承認を与えられている再生医療等製品に係る治験を行つた場合又は既に当該被験製品について治験の依頼をした者が治験を行つている場合については、この限りでない。
- 5 薬物又は機械器具等と一体的に製造された被験製品について治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者による当該被験製品の薬物又は機械器具等に係る部分に係る治験に関する副作用等又は不具合情報等の報告については、第二百七十三条又は第二百七十四条の二の規定を準用する。
- 6 治験において用いる薬物又は機械器具等に関する副作用等又は不具合情報等の報告については、第二百七十三条又は第二百七十四条の二の規定を準用する。

(平二六厚労令八七(平二六厚労令一三八)・追加、令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(準用)

第二百七十五条の四 加工細胞等に係る治験については、第二百六十九条から第二百七十二条の二までの規定を準用する。この場合において、第二百六十九条の見出し中「薬物」とあるのは「加工細胞等」と、同条第一項中「薬物」とあるのは「第二百七十五条の二に規定する加工細胞等」と、「以下この条から第二百七十三条」とあるのは「第二百七十五条の四において準用するこの条から第二百七十二条の二」と、同項第一号中「治験使用薬(治験の対象とされる薬物(以下「被験薬」という。)並びに被験薬の有効性及び安全性の評価のために使用する薬物をいう。以下同じ。))の成分及び分量」とあるのは「治験使用製品(第二百七十五条の三第一項に規定する「治験使用製品」をいう。第二百七十五条の四において準用するこの条において同じ。))の構成細胞又は導入遺伝子」と、同項第二号中「被験薬」とあるのは「被験製品(第二百七十五条の三第一項に規定する「被験製品」をいう。第二百七十五条の四において準用するこの条及び第二百七十二条において同じ。))」と、同項第三号中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、同項第四号中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、「用量」とあるのは「用量又は使用方法」と、同項第十号及び第十二号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用製品」と、同項第十三号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用製品」と、「次条」とあるのは「第二百七十五条の四において準用する次条」と、同項第十九号中「治験使用薬」とあるのは「治験使用製品」と、同条第二項中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、「毒性、薬理作用等」とあるのは「安全性、効能又は性能等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二百七十五条の四において準用する第一項」と、「機械器具等」とあるのは「薬物」と、「加工細胞等」とあるのは「機械器具等」と、「被験薬」とあるのは「被験製品」と、「第二百七十五条又は第二百七十五条の四において準用する本条」とあるのは「この条(第二百七十五条において準用する場合を含む。))」と、「機械器具等又は加工細胞等」とあるのは「薬物又は機械器具等」と、第二百七十条の見出し中「薬物」とあるのは「加工細胞等」と、同条中「前条」とあるのは「第二百七十五条の四において準用する前条」と、第二百七十一条の見出し中「薬物」とあるのは「加工細胞等」と、同条中「前二条」とあるのは「第二百七十五条の四において準用する前二条」と、第二百七十二号中「被験薬」とあるのは「被験製品」と、同条第一号中「薬物」とあるのは「加工細胞等」と、同条第二号中「医薬品」とあるのは「再生医療等製品」と、「薬物」とあるのは「加工細胞等」と、同条第三号中「薬物」とあるのは「加工細胞等」と、第二百七十二号の二第一項中「治験(第二百六十八条第二号から第六号までに掲げる薬物であつて、生物学的同位性を確認する試験を行うものに係る治験を除く。))」とあるのは「治験」と読み替えるものとする。

(令二厚労令一五五・全改、令三厚労令一五・一部改正)

(機構による治験の計画に係る調査の結果の通知)

第二百七十六条 法第八十条の三第三項の規定により厚生労働大臣に対して行う調査の結果の通知は、様式第百十六による通知書によつて行うものとする。

(平九厚令二九・追加、平一六厚令一五五・平一六厚令一五五・一部改正、平一六厚令一五五・一部改正)

(機構に対する薬物等に係る治験の計画の届出)

第二百七十七条 法第八十条の三第四項の規定により機構に対して行う治験の届出については、第二百六十九条及び第二百七十条(これらの規定を第二百七十五条及び第二百七十五条の四において準用する場合を含む。))の規定を準用する。この場合において、第二百六十九条第一項中「この条から第二百七十三条まで」とあるのは「この条及び第二百七十七条において準用する次条」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、「次条及び第二百七十一条」とあるのは「第二百七十七条において準用する次条」と、第二百六十九条第三項中「本条」とあるのは「本条(第二百七十七条において準用する場合を含む。))」と、第二百七十条中

「前条」とあるのは「第二百七十七条において準用する前条」と、「厚生労働大臣」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第七十条の二の二繰下・一部改正、平一七厚労令一七八・平二六厚労令八七・令二厚労令一五五・一部改正)

(機構による薬物等に係る治験の計画の届出を受理した旨の通知)

第二百七十八条 法第八十条の三第五項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第四項の届出を受理した旨の通知は、様式第百十七による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第七十条の二の四繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(機構に対する薬物等に係る治験に関する副作用等の報告)

第二百七十九条 法第八十条の四第三項の規定により機構に対して行う報告については、第二百七十三条、第二百七十四条の二及び第二百七十五条の三の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第七十条の二の五繰下・一部改正、平一七厚労令一七八・平二五厚労令一一・平二六厚労令八七・一部改正)

(機構による薬物等に係る治験に関する副作用等の報告の情報の整理又は調査の結果の通知)

第二百八十条 法第八十条の四第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第一項の情報の整理の結果の通知は、様式第百十八による通知書によつて行うものとする。

2 法第八十条の四第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う同条第二項の調査の結果の通知は、様式第百十九による通知書によつて行うものとする。

(平一六厚労令三九・追加、平一六厚労令一一二・旧第七十条の二の六繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(原薬等登録原簿への登録を受けることができる原薬等)

第二百八十条の二 法第十四条第四項、第二十三条の二の五第四項及び第二十三条の二十五第四項に規定する原薬等は、次に掲げるものとする。

- 一 専ら他の医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)の製造の用に供されることが目的とされている医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)
- 二 これまで医薬品の製造に使用されたことのない添加剤又はこれまでの成分の配合割合と異なる添加剤
- 三 専ら医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)の製造の用に供されることが目的とされている原材料
- 四 専ら再生医療等製品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)の製造の用に供されることが目的とされている原材料
- 五 前各号に掲げるもののほか、容器その他の厚生労働大臣が指定するもの

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録原簿の登録の申請)

第二百八十条の三 法第八十条の六第一項の規定による原薬等登録原簿への登録の申請は、様式第百二十による申請書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 外国において原薬等を製造する者であつて前項の登録の申請をしようとするものは、本邦内において当該登録等に係る事務を行う者(以下「原薬等国内管理人」という。)を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有する者の当該事務所の代表者を含む。)のうちから、当該登録の申請の際選任しなければならない。

3 法第八十条の六第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該品目を製造する製造所の名称及び所在地
- 二 当該品目の安全性に関する情報
- 三 当該登録を受けようとする者の氏名及び住所
- 四 当該登録を受けようとする者が当該品目に係る医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業の許可若しくは登録又は医薬品等外国製造業者、医療機器等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定若しくは登録を受けているときは、当該の許可の区分及び許可番号、登録番号又は認定の区分及び認定番号

五 外国において原薬等を製造する者にあつては、原薬等国内管理人の氏名及び住所

4 第一項の申請書には、前項各号に掲げる事項に関する書類を添えなければならない。

5 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「(正副二通)を厚生労働大臣」とあるのは、「を機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録原簿の登録証の交付)

第二百八十条の四 厚生労働大臣は、法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の規定により法第十四条第四項、第二十三条の二の五第四項又は第二十三条の二十五第四項に規定する原薬等の登録をしたときは、

登録を申請した者に登録証を交付しなければならない。

2 前項の登録証は、様式第百二十一によるものとする。

3 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録原簿の登録証の書換え交付)

第二百八十条の五 原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第百二十二による申請書に登録証を添え、厚生労働大臣に対して行わなければならない。

3 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録原簿の登録証の再交付)

第二百八十条の六 原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第百二十三による申請書により、厚生労働大臣に対して行わなければならない。この場合において、登録証を破り、又は汚した原薬等登録業者は、申請書にその登録証を添えなければならない。

3 原薬等登録業者は、原薬等登録原簿の登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、直ちに厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

4 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録原簿の登録台帳)

第二百八十条の七 厚生労働大臣は、法第八十条の六第一項又は第八十条の八第一項の登録に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 原薬等登録業者の氏名及び住所

三 当該品目の名称

四 当該品目の製造所の名称及び所在地

五 原薬等登録業者が医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業の許可若しくは登録又は医薬品等外国製造業者、医療機器等外国製造業者若しくは再生医療等製品外国製造業者の認定若しくは登録を受けているときは、当該の許可の区分及び許可番号、登録番号又は認定の区分及び認定番号

六 外国において原薬等を製造する者にあつては、原薬等国内管理人の氏名及び住所

七 当該品目の登録内容の概要

2 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録業者等の公示)

第二百八十条の八 法第八十条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項であつて、原薬等登録業者等に不利益を及ぼすおそれがないものとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 原薬等登録業者の氏名及び住所

三 当該品目の名称

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等として不適当な場合)

第二百八十条の九 法第八十条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第二百八十条の三第四項に規定する書類が添付されていない場合又は申請に係る原薬等の性状若しくは品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録原簿の登録の変更)

第二百八十条の十 法第八十条の八第一項の規定による原薬等登録原簿の登録事項の変更の登録の申請は、様式第百二十四による申請書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 登録証

二 登録事項の変更の内容に関する資料

3 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「(正副二通)を厚生労働大臣」とあるのは、「を機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(登録事項の軽微な変更の範囲)

第二百八十条の十一 法第八十条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

- 一 原薬等の本質、特性、性能及び安全性に影響を与える製造方法等の変更
- 二 規格及び試験方法に掲げる事項の削除又は規格の変更
- 三 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
- 四 前三号に掲げる変更のほか品質、有効性及び安全性に影響を与えるおそれのあるもの

(平二六厚労令八七・追加)

(登録事項の軽微な変更の届出)

第二百八十条の十二 法第八十条の八第二項の規定による届出は、様式第二百二十五による届書(正副二通)を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 前項の届出は、登録事項を変更した後三十日以内に行わなければならない。

3 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第一項の規定の適用については、同項中「(正副二通)を厚生労働大臣」とあるのは、「を機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録原簿の登録証の返納)

第二百八十条の十三 原薬等登録業者は、法第八十条の九第一項の規定による原薬等登録原簿の登録の抹消を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちに厚生労働大臣に原薬等登録原簿の登録証を返納しなければならない。

2 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(原薬等登録原簿に係る公示の方法)

第二百八十条の十三の二 法第八十条の六第三項及び法第八十条の九第二項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 法第八十条の十第二項において準用する法第八十条の六第三項及び法第八十条の九第二項の規定による公示は、機構のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(令二厚労令一五五・追加)

(登録の承継)

第二百八十条の十四 原薬等登録業者について相続、合併又は分割(第二百八十条の三第四項に規定する書類(以下この条において「登録に係る書類」という。)を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該原薬等登録業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該登録に係る書類を承継した法人は、当該原薬等登録業者の地位を承継する。

2 原薬等登録業者がその地位を承継させる目的で当該登録に係る書類の譲渡しをしたときは、譲受人は、当該原薬等登録業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により原薬等登録業者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、相続以外の場合にあつては承継前に、様式第二百二十六による届書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 前項の届書には、原薬等登録業者の地位を承継する者であることを証する書類を添えなければならない。

5 厚生労働大臣が法第八十条の十第一項の規定により機構に登録等を行わせることとした場合における第三項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

(平二六厚労令八七・追加)

(機構による登録等の通知)

第二百八十条の十五 法第八十条の十第四項の規定により厚生労働大臣に対して行う通知は、様式第二百二十七による通知書によつて行うものとする。

(平二六厚労令八七・追加)

(権限の委任)

第二百八十一条 法第八十一条の四第一項及び令第八十二条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第七号から第二十三号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十三条第二項に規定する権限
- 二 法第十七条第八項、第二十三条の二の十四第十三項、第二十三条の三十四第八項及び第六十八条の十六第二項において準用する法第七条第四項に規定する権限
- 三 法第十九条第二項に規定する権限

- 四 法第二十三条の二十二第二項に規定する権限
- 五 法第二十三条の三十六第二項に規定する権限
- 六 法第四十条の二第二項に規定する権限
- 七 法第五十六条の二第一項及び第二項(法第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。)に規定する権限
- 八 法第六十八条の十六第一項に規定する権限
- 九 法第六十九条第一項、第四項から第六項までに規定する権限
- 十 法第七十条第一項から第三項までに規定する権限
- 十一 法第七十一条に規定する権限
- 十二 法第七十二条の五に規定する権限
- 十三 法第七十二条第二項及び第三項に規定する権限
- 十四 法第七十二条の四に規定する権限
- 十五 法第七十三条に規定する権限
- 十六 法第七十五条第一項に規定する権限
- 十七 法第七十五条の二第一項に規定する権限
- 十八 法第七十六条の三第一項に規定する権限
- 十九 法第七十六条の六第一項及び第二項に規定する権限
- 二十 法第七十六条の七第一項及び第二項に規定する権限
- 二十一 法第七十六条の七の二に規定する権限
- 二十二 法第七十六条の八第一項に規定する権限
- 二十三 法第八十一条の二に規定する権限
- 二十四 令第十一条第一項に規定する権限
- 二十五 令第十二条第二項に規定する権限
- 二十六 令第十三条第二項及び第四項に規定する権限
- 二十七 令第十四条第一項に規定する権限
- 二十八 令第四十三条の十に規定する権限
- 二十九 令第四十三条の十一第二項に規定する権限
- 三十 令第四十三条の十二第二項及び第四項に規定する権限
- 三十一 令第四十三条の十三に規定する権限

2 法第八十一条の四第二項の規定により、前項第十九号から第二十二号までに掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

(平一二厚令一二七・追加、平一五厚労令八九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第七十条の三繰下・一部改正、平一九厚労令一三・平一九厚労令二八・平二三厚労令一五〇・平二六厚労令八七・平二六厚労令一三四・平二七厚労令三七・平二七厚労令一六一・令二厚労令一五五・令三厚労令一五・一部改正)

(医療機器たる附属品)

第二百八十二条 令別表第一機械器具の項第八十四号に規定する附属品は、別表第六のとおりとする。

(昭五五厚令三四・旧第六十七条繰下、平一六厚労令一一二・旧第七十一条繰下・一部改正、平二六厚労令八七・一部改正)

(邦文記載)

第二百八十三条 厚生労働大臣、地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長若しくは機構又は登録認証機関に提出する申請書、届書、報告書その他の書類は、邦文で記載されていなければならない。ただし、特別の事情により邦文をもつて記載することができない書類であつて、その翻訳文が添付されているものについては、この限りでない。

(昭五八厚令三三・追加、平八厚令六二・平一二厚令一二七・平一六厚労令三九・一部改正、平一六厚労令一一二・旧第七十二条繰下、平二九厚労令二・一部改正)

(電磁的記録媒体等による手続)

第二百八十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類(医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類(次項において「電磁的記録媒体等」という。)をもつてこれらの書類に代えることができる。

第十九条第一項	様式第九による申請書
第二十一条	様式第三による申請書
第二十二条	様式第四による申請書

第二十三条第一項	様式第十一による申請書
第二十六条第一項	様式第十二による申請書
第二十八条第一項(第三十七条において準用する場合を含む。)	様式第三による申請書
第二十九条第一項(第三十七条において準用する場合を含む。)	様式第四による申請書
第三十条第一項	様式第十四による申請書
第三十一条第一項	様式第十五による申請書
第三十四条の三第一項	様式第十七の二による申請書
第三十四条の五(第三十七条の三において準用する場合を含む。)	様式第三による申請書
第三十四条の六(第三十七条の三において準用する場合を含む。)	様式第四による申請書
第三十四条の七第一項	様式第十七の四による申請書
第三十六条第一項	様式第十八による申請書
第三十七条において準用する第三十条第一項	様式第二十による申請書
第三十七条において準用する第三十一条第一項	様式第二十一による申請書
第三十七条の二第一項	様式第二十一の二による申請書
第三十七条の三において準用する第三十四条の七第一項	様式第二十一の四による申請書
第三十八条	様式第二十二による申請書
第四十五条の四	様式第二十二の二による申請書
第四十六条第一項	様式第二十三による申請書
第四十八条第一項	様式第二十四による届書
第五十条第一項	様式第二十五による申請書
第五十三条の二第一項	様式第二十六の二による申請書
第五十三条の六	様式第三による申請書
第五十三条の七	様式第四による申請書
第五十六条	様式第三十による申請書
第六十六条第一項	様式第三十五による申請書
第六十八条の二第一項	様式第三十七の二による申請書
第六十八条の二第二項	様式第三十七の三による申請書
第六十八条の七第一項	様式第三十七の四による届書
第六十八条の九第一項	様式第三十七の五による申請書
第六十八条の十三第一項	様式第三十七の八による届書
第六十九条第二項	様式第三十八による届書
第七十条第一項	様式第三十九による届書
第七十条第二項	様式第四十による届書
第九十九条第二項	様式第六による届書
第百条第二項	様式第六による届書
第百二条第一項	様式第五十三による申請書
第百五条第二項	様式第五十四による届書
第百八条第二項	様式第五十四の三による届書

第百十一条において準用する第四十五条の四	様式第五十四の四による申請書
第百十一条において準用する第四十六条第一項	様式第五十五による申請書
第百十一条において準用する第四十八条第一項	様式第五十六による届書
第百十一条において準用する第五十条第一項	様式第五十七による申請書
第百十一条において準用する第五十六条	様式第五十九による申請書
第百十一条において準用する第六十六条第一項	様式第六十一による申請書
第百十一条において準用する第六十八条の二第一項	様式第六十二の二による申請書
第百十一条において準用する第六十八条の二第二項	様式第六十二の三による申請書
第百十一条において準用する第六十八条の七第一項	様式第六十二の四による届書
第百十一条において準用する第六十八条の九第一項	様式第六十二の五による申請書
第百十一条において準用する第六十八条の十三第一項	様式第六十二の六による届書
第百十一条において準用する第六十九条第二項	様式第六十三による届書
第百十四条第一項において準用する第十八条	様式第八による届書
第百十四条第二項において準用する第十八条	様式第八による届書
第百十四条第四項において準用する第十八条	様式第八による届書
第百十四条の二第一項	様式第九による申請書
第百十四条の四	様式第三による申請書
第百十四条の五	様式第四による申請書
第百十四条の六第一項	様式第十一による申請書
第百十四条の九第一項	様式第六十三の二による申請書
第百十四条の十一（第百十四条の十六において準用する場合を含む。）	様式第三による申請書
第百十四条の十二（第百十四条の十六において準用する場合を含む。）	様式第四による申請書
第百十四条の十三第一項	様式第六十三の四による申請書
第百十四条の十五第一項	様式第六十三の五による申請書
第百十四条の十六において準用する第百十四条の十三第一項	様式第六十三の七による申請書
第百十四条の十七	様式第六十三の八による申請書
第百十四条の二十四第一項	様式第六十三の九による申請書
第百十四条の二十六第一項	様式第六十三の十による届書
第百十四条の二十八第一項	様式第六十三の十一による申請書
第百十四条の三十五	様式第三による申請書
第百十四条の三十六	様式第四による申請書
第百十四条の三十九	様式第六十三の十七による申請書
第百十四の四十五の二第一項	様式第六十三の十九の二
第百十四の四十五の二第二項	様式第六十三の十九の三
第百十四条の四十五の七第一項	様式第六十三の十九の四による届書
第百十四条の四十五の九第一項	様式第六十三の十九の五による申請書
第百十四条の四十五の十四第一項	様式第六十三の十九の八による届書
第百十四条の四十六第二項	様式第六十三の二十による届書

第百十四条の四十七第一項	様式第六十三の二十一による届書
第百十四条の四十七第二項	様式第四十による届書
第百十四条の六十九第二項	様式第六による届書
第百十四条の七十第二項	様式第六による届書
第百十四条の七十二第一項	様式第六十三の二十二による申請書
第百十四条の七十五第二項	様式第五十四による届書
第百十四条の七十八第二項	様式第五十四の三による届書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の二十四第一項	様式第六十三の二十三による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の二十六第一項	様式第六十三の二十四による届書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の二十八第一項	様式第六十三の二十五による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の三十九	様式第六十三の三十による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四の四十五の二第一項	様式第六十三の三十一の二による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四の四十五の二第二項	様式第六十三の三十一の三による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十五の七第一項	様式第六十三の三十一の四による届書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十五の九第一項	様式第六十三の三十一の五による申請書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十五の十四第一項	様式第六十三の三十一の八による届書
第百十四条の八十一において準用する第百十四条の四十六第二項	様式第六十三の三十二による届書
第百十四条の八十五第一項において準用する第十八条	様式第八による届書
第百十四条の八十五第二項において準用する第十八条	様式第八による届書
第百十四条の八十五第三項において準用する第十八条	様式第八による届書
第百三十七条の二第一項	様式第九による申請書
第百三十七条の四	様式第三による申請書
第百三十七条の五	様式第四による申請書
第百三十七条の六第一項	様式第十一による申請書
第百三十七条の九第一項	様式第十二による申請書
第百三十七条の十一第一項(第百三十七条の二十において準用する場合を含む。)	様式第三による申請書
第百三十七条の十二第一項(第百三十七条の二十において準用する場合を含む。)	様式第四による申請書
第百三十七条の十三第一項	様式第十四による申請書
第百三十七条の十四第一項	様式第十五による申請書
第百三十七条の十九第一項	様式第十八による申請書
第百三十七条の二十において準用する第百三十七条の十三第一項	様式第二十による申請書

第百三十七条の二十において準用する第百三十七条の十四第一項	様式第二十一による申請書
第百三十七条の二十一	様式第七十五の二の二による申請書
第百三十七条の二十七第一項	様式第七十五の三による申請書
第百三十七条の二十九第一項	様式第七十五の四による届書
第百三十七条の三十一第一項	様式第七十五の五による申請書
第百三十七条の三十四の二第一項	様式第七十五の六の二による申請書
第百三十七条の三十四の六	様式第三による申請書
第百三十七条の三十四の七	様式第四による申請書
第百三十七条の三十八	様式第七十五の九による申請書
第百三十七条の四十六第一項	様式第七十五の十二による申請書
第百三十七条の四十八の二第一項	様式第七十五の十四の二による申請書
第百三十七条の四十八の二第二項	様式第七十五の十四の三による申請書
第百三十七条の四十八の七第一項	様式第七十五の十四の四による届書
第百三十七条の四十八の九第一項	様式第七十五の十四の五による申請書
第百三十七条の四十八の十三第一項	様式第七十五の十四の八による届書
第百三十七条の四十九第二項	様式第七十五の十五による届書
第百三十七条の五十二第一項	様式第七十五の十六による申請書
第百三十七条の六十五第二項	様式第六による届書
第百三十七条の六十六第二項	様式第六による届書
第百三十七条の六十八第一項	様式第七十五の十七による申請書
第百三十七条の七十一第二項	様式第五十四による届書
第百三十七条の七十四第二項	様式第五十四の三による届書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の二十七第一項	様式第七十五の十八による申請書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の二十九第一項	様式第七十五の十九による届書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の三十一第一項	様式第七十五の二十による申請書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の三十八	様式第七十五の二十二による申請書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の四十六第一項	様式第七十五の二十四による申請書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の四十八の二第一項	様式第七十五の二十五の二による申請書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の四十八の二第二項	様式第七十五の二十五の三による申請書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の四十八の七第一項	様式第七十五の二十五の四による届書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の四十八の九第一項	様式第七十五の二十五の五による申請書
第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の四十八の十三第一項	様式第七十五の二十五の六による届書

第百三十七条の七十七において準用する第百三十七条の四十九第二項	様式第七十五の二十六による届書
第百三十七条の七十八第一項において準用する第十八条	様式第八による届書
第百三十七条の七十八第二項において準用する第十八条	様式第八による届書
第百八十条第一項	様式第九十一による申請書
第百八十三条第一項	様式第三による申請書
第百八十四条第一項	様式第四による申請書
第百八十五条第一項	様式第九十三による申請書
第百八十六条	様式第九十四による申請書
第百九十四条の二において準用する第十八条	様式第八による届書
第百九十五条第二項	様式第六による届書
第二百二十九条第一項	様式第九十九による申請書
第二百六十四条第二項において準用する第五十条第一項	様式第百十三による申請書
第二百六十四条第三項において準用する第百三十七条の三十一第一項	様式第百十三による申請書
第二百六十五条第二項	様式第百十四による届書
第二百六十五条第三項	様式第六による届書
第二百六十五条の二第二項	様式第百十四の二による届書
第二百六十五条の二第三項	様式第六による届書
第二百六十五条の三第二項	様式第百十四の三による届書
第二百六十五条の三第三項	様式第六による届書
第二百六十七条第二項	様式第百十五による届書
第二百八十条の三第一項	様式第百二十による申請書
第二百八十条の五第二項	様式第百二十二による申請書
第二百八十条の六第二項	様式第百二十三による申請書
第二百八十条の十第一項	様式第百二十四による申請書
第二百八十条の十二第一項	様式第百二十五による届書
第二百八十条の十四第三項	様式第百二十六による届書

2 前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えて電磁的記録媒体等が提出される場合においては、当該電磁的記録媒体等は当該書類とみなす。

(平七厚令四・追加、平七厚令三九・平九厚令二九・平一二厚令三八・平一二厚令一二七・平一五厚令八九・平一六厚令三九・一部改正、平一六厚令一一二・旧第七十三条繰下・一部改正、平一八厚令二〇・平二六厚令八七(平二六厚令一二八)・平二七厚令一六一・令二厚令一五五・令三厚令一五・令四厚令四三・令五厚令一六一・一部改正)

第二百八十五条 法の規定により許可を受けて医薬品を業として販売又は授与する者(以下この条において「許可事業者」という。)が、二以上の許可を受けている場合であつて、当該者の保有する医薬品を、当該二以上の許可のうちの一の許可に基づき業務を行う場所から他の許可に基づき業務を行う場所へ移転したときは、当該移転前及び移転後の場所において、それぞれ次に掲げる事項(第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、当該医薬品が医療用医薬品(体外診断用医薬品を除く。))である場合に限る。)を書面に記載しなければならない。

- 一 品名
- 二 ロット番号(ロットを構成しない医薬品については製造番号)
- 三 使用の期限
- 四 数量
- 五 移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日

- 2 許可事業者は、前項の書面を、法の規定により許可を受けて業務を行う場所ごとに、記載の日から三年間、保存しなければならない。

(平二九厚労令一〇六・追加、令四厚労令四三・旧第二百八十九条繰上、令五厚労令一六一・旧第二百八十八条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、法の施行の日(昭和三十六年二月一日)から施行する。ただし、第四十一条の規定は、昭和三十六年八月一日から施行する。

(薬事法施行規則の廃止)

- 2 薬事法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十七号。以下「昭和二十三年規則」という。)は、廃止する。
(経過規定)

- 3 昭和二十三年規則による薬局若しくは医薬品、用具若しくは化粧品の製造業若しくは輸入販売業又は医薬品の販売業の登録票で、この省令の施行の際現に交付されているものは、それぞれこの省令の相当規定による許可証とみなす。

- 4 法附則第六条第一項の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに係る法第二十九条に規定する医薬品は、第三十六条の規定にかかわらず、当分の間、別表第一の二に掲げる医薬品のうち昭和二十三年規則別記第三号表に掲げる医薬品とする。ただし、その者が薬局又は医薬品の一般販売業若しくは薬種商販売業の実務に従事しなくなつた後においては、この限りでない。

一 法の公布の日から施行の日まで引き続き、薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号。以下「旧法」という。)の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準(昭和二十四年厚生省告示第十八号。以下「登録基準」という。)の五の(2)に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けてその営業を営んでいた者

二 薬品営業並薬品取扱規則(明治二十二年法律第十号。以下「薬律」という。)による薬種商の免許を受け、薬事法施行規則(昭和十八年厚生省令第四十号。以下「昭和十八年規則」という。)第七十条第二号に規定する医薬品販売業の許可を受け、又は登録基準の五の(2)に該当するものとして医薬品販売業の登録を受けてその営業を引き続き二年以上営んでいた者であつて、その営業を廃止した後引き続き、薬局、薬律による薬種商、昭和十八年規則第七十条第一号若しくは第二号に規定する医薬品販売業又は登録基準の五の(1)若しくは(2)に該当するものとして登録を受けた医薬品販売業の実務に従事していた者

三 都道府県知事が前二号に掲げる者に準ずるものと認めた者

(昭六一厚令四一・一部改正)

- 5 第四十九条に規定する検定合格証紙の様式については、昭和三十六年四月三十日までは、同条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 6 昭和二十三年規則による薬事監視員の身分を示す証票で、この省令の施行の際現に交付されているものは、この省令の相当規定による身分証明書とみなす。

附 則 (昭和三六年四月二四日厚生省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年一〇月二四日厚生省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年一月四日厚生省令第一号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年六月五日厚生省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一四日厚生省令第四一号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年十一月一九日厚生省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の劇薬の部の生薬、動植物成分及びそれらの製剤の項第十号、第二十五号及び第四十六号の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三八年五月一七日厚生省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年六月二四日厚生省令第二六号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三八年十一月二六日厚生省令第四八号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年二月三日厚生省令第四号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年六月九日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年十一月二八日厚生省令第四四号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、昭和三十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一月一日厚生省令第二号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年六月三日厚生省令第二九号)

この省令は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四〇年七月一五日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年九月九日厚生省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年十二月二四日厚生省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の劇薬の部の無機薬品及びその製剤の項第九号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四一年五月一九日厚生省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年一〇月三一日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第二号(18)及び別表第三の劇薬の部の有機薬品及びその製剤の項第三十五号の改正規定は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四二年三月一七日厚生省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第六号(30)の次に三目を加える規定中一・三—ジヒドロ—セ—クロル———メチル—五—フェニル—ニH——・四—ベンゾジアゼピン—ニ—オン(別名ジアゼパム)及びその製剤に係る部分並びに別表第三の劇薬の部の有機薬品及び製剤の項第二十四号の次に一号を加える規定は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四二年九月二三日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年二月二三日厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年四月二五日厚生省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月二一日厚生省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年九月七日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年十二月一二日厚生省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月一五日厚生省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年七月一日厚生省令第一七号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年九月一日厚生省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十五条の改正規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年一月一七日厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年三月二四日厚生省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年四月一六日厚生省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年六月六日厚生省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年九月一日厚生省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び様式第二十五の改正規定は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年三月二日厚生省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年五月一〇日厚生省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年六月二五日厚生省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月二九日厚生省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年八月二六日厚生省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年一月一三日厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年四月二〇日厚生省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年八月八日厚生省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年一〇月一日厚生省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年一月一二日厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年五月二四日厚生省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年七月二六日厚生省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年九月六日厚生省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一月二〇日厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年四月二五日厚生省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年八月四日厚生省令第三一号)

この省令中別表第一の第三号ただし書の改正規定、同表の第六号(19)の次に一目を加える改正規定、別表第三の毒薬の部の生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号にただし書を加える改正規定、同部の有機薬品及びその製剤の項中第九号の二を第九号の三とし、第九号の次に一号を加える改正規定、同表の劇薬の部の生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の次に一号を加える改正規定、同部の有機薬品及びその製剤の項第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に一号を加える改正規定、同項中第十三号の十四を第十三号の十八とし、第十三号の十三を第十三号の十七とし、第十三号の十二を第十三号の十六とし、同号の前に第十三号の十五を加える改正規定及び同項第九十六号の四の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和五十年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月八日厚生省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月一七日厚生省令第四五号)

この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年二月一四日厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年四月八日厚生省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年八月二〇日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年十一月二九日厚生省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年三月五日厚生省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年六月一四日厚生省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年八月一八日厚生省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年九月一日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月二四日厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月一八日厚生省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二五日厚生省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、手数料の額の改定に係る部分は、昭和五十三年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年八月一日厚生省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月一三日厚生省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年五月二二日厚生省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年八月二七日厚生省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年四月一日厚生省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年六月一〇日厚生省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年八月一六日厚生省令第三一号)

この省令は、昭和五十五年九月三十日から施行する。

(昭五八厚令三九・旧第一項・一部改正)

附 則 (昭和五五年九月二六日厚生省令第三四号)

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和五十五年九月三十日から施行する。ただし、第三十条の次に一条を加える改正規定は、昭和五十七年九月三十日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第五十三条の二に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、この省令の施行の日から起算して二年間は、同条の規定による表示を要しない。

附 則 (昭和五五年一〇月二五日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一二月二七日厚生省令第五〇号)

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。ただし、第十一条の三の次に一条を加える改正規定中製造番号又は製造記号の記載に係る部分は、昭和五十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第五十三条の二第一項第二号に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、この省令の施行の日から起算して二年間は、同条の規定による表示を要しない。

- 3 改正後の第五十三条の二第一項第二号に規定する医薬品に使用される容器又は被包であつて、この省令の施行の際現に存するものが、この省令の施行の日から起算して一年以内に同号に規定する医薬品の容器又は被包として使用されたときは、この省令の施行の日から起算して二年間は、同条の規定による表示を要しない。

附 則 (昭和五六年五月一日厚生省令第三二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第一の第六号(13)に掲げる医薬品であつて、この省令の施行の際現に薬事法第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)又は第二十二条第一項の許可を受けているものについては、公布の日から起算して六箇月間は、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年六月四日厚生省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一二日厚生省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年九月一九日厚生省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第八十八号(1)の改正規定は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五十六年一二月七日厚生省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年六月一五日厚生省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年一〇月七日厚生省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年一二月一五日厚生省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年五月二七日厚生省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年七月三〇日厚生省令第三三号)

1 この省令は、昭和五十八年八月一日から施行する。

2 この省令の施行前に、法第十四条(法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認又は法第十四条の三(法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による再評価の申請に際して提出された資料の根拠となつた資料及び法第六十九条第一項の規定により報告された副作用等に関する事項の根拠となつた資料については、この省令による改正後の第二十六条の二(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五十八年九月二一日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年二月一五日厚生省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年二月二一日厚生省令第四号)

1 この省令は、昭和五十九年三月二十一日から施行する。

2 この省令により劇薬とされた医薬品であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年八月二十日までは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十四条第二項の規定による表示及び第五十三条の二第一項第二号の表示を要しない。

附 則 (昭和五十九年四月一三日厚生省令第二五号)

この省令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則 (昭和五十九年五月三〇日厚生省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年七月二四日厚生省令第三四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部生薬、動植物成分及びそれらの製剤の項第二十九号(3)に掲げる医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年一〇月一九日厚生省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年一〇月二三日厚生省令第五七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第四十二号の二(2)、第九十八号の三(2)及び第二百一十一号の九(2)に掲げる医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年一月三一日厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月二〇日厚生省令第九号)

1 この省令は昭和六十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正後の別表第二器具器械の項第四十号に掲げる医療用具の販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十年九月三十日までは、薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)第四条の規定は、適用しない。

3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年三月二六日厚生省令第一〇号)

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月一六日厚生省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月二九日厚生省令第二六号)

1 この省令は、昭和六十年七月三十一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に輸入品目の輸入先の国名、製造業者の氏名若しくは名称又は輸入先における販売名の変更に關し、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三条において準用する同法第十四条第四項及び第十八条第一項の規定による申請がなされているときは、改正後の第二十六条の十七第一項第六号に掲げる事項のうち当該変更に係る届出があつたものとみなす。

3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年八月二二日厚生省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年十一月五日厚生省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月一日厚生省令第五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 一個中—メチル—〔二—(四—クロル—′—メチル—′—フエニルベンジルオキシ)エチル〕ピロリジンとして—mg以下を含有する内用剤のうち錠剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月二八日厚生省令第一五号)

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年四月三〇日厚生省令第三三号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 一個中—ジメチル—五—メトキシ—三—(ジチエン—ニ—イルメチレン)ピペリジニウムブロミド三〇mg以下を含有する内用剤のうちカプセル剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年七月一日厚生省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年七月二一日厚生省令第四一号)

1 この省令は、昭和六十一年七月三十日から施行する。

2 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年九月二五日厚生省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月一二日厚生省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二三日厚生省令第一四号)

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月三一日厚生省令第二一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部生薬、動植物成分及びそれらの製剤の項第十二号の二ただし書、第十三号(2)若しくは(3)、第三十七号(2)若しくは第四十七号ただし書、同部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第五号(2)、第五号の三(1)若しくは(2)、第五号の四(1)若しくは(2)、第十一号の五(1)若しくは(2)若しくは第十三号の二ただし書、同部無機薬品及びその製剤の項第十七号の二ただし書、第二十二号の二(3)若しくは第二十五号(2)又は同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十九ただし書、第六号の九(2)、第七号の六ただし書、第十二号の十二ただし書、第三十二号(2)、第三十六号の九ただし書、第六十九号(2)若しくは第七十号(3)に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年六月一日厚生省令第二九号) 抄

- 1 この省令は、昭和六十二年六月十日から施行する。

附 則 (昭和六二年六月三〇日厚生省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年七月二日厚生省令第三四号)

- 1 この省令は、昭和六十二年七月三十日から施行する。

- 2 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年九月一八日厚生省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一〇月二日厚生省令第四三号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部無機薬品及びその製剤の項第二号ただし書(4)、同表劇薬の部無機薬品及びその製剤の項第十号ただし書(4)若しくは(5)、第十一号ただし書(4)若しくは(5)、第十五号(9)ただし書(エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム〇・二%以下を含有する外用剤を除く。)若しくは第二十四号ただし書(3)又は同部有機薬品及びその製剤の項第三号ただし書(1)若しくは(2)、第八号ただし書(8)、(9)若しくは(10)、第十三号ただし書(2)、第十三号の十ただし書(2)、第十三号の十四ただし書(カプセル剤を除く。)、第二十六号ただし書(4)、第六十四号ただし書、第七十四号ただし書(7)若しくは(8)、第九十六号ただし書(12)(錠剤を除く。)、(16)、(17)、(18)、(19)若しくは(20)若しくは第百十九号ただし書(2)に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬若しくは劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬若しくは劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

- 3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年一月二〇日厚生省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月二九日厚生省令第二一号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第五号ただし書(3)、第五号の三ただし書(1)(一片中シソマイシンとして一〇 μ g以下を含有する体外診断薬を除く。)、第五号の四ただし書(1)(一片中ジベカシンとして一〇 μ g以下を含有する体外診断薬を除く。)、第十一号の三ただし書(2)、第十一号の六ただし書(1)(一片中ネチルマイシンとして一〇 μ g以下を含有する体外診断薬を除く。)若しくは第十三号の二ただし書(一片中ミクロノマイシンとして一〇 μ g以下を含有する体外診断薬を除く。)、同部無機薬品及びその製剤の項第十五号(6)ただし書(アセチルオキシメルクリベンゾール〇・二%以下を含有する外用剤及び坐剤を除く。)若しくは第二十五号ただし書(2)(遊離ヨウ素〇・二五%以下を含有する体外診断薬を除く。)又は同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十九ただし書(2)、第十三号の十一ただし書、第二十号の三ただし書、第三十二号ただし書(2)(ジエチルアミノアセトキシリジドとして〇・〇〇一%以下を含有する体外診断薬を除く。)若しくは第五十一号の三ただし書(2)に規定する医薬品であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

- 3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年六月二八日厚生省令第四四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 五—クロロ— {— [三—(ニ—オキソ——ベンズイミダゾリニル)プロピル]—四—ピペリジル]—ニ—ベンズイミダゾリノ—%以下を含有する内用剤のうちシロツプ剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

- 3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年九月二〇日厚生省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年十一月一日厚生省令第六二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一月一七日厚生省令第一号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第五号の三ただし書(2)に規定する体外診断薬(シソマイシンとして〇・〇〇一%以下を含有するものを除く。)、第五号の四ただ

し書(2)に規定する体外診断薬(ジベカシンとして〇・〇〇一%以下を含有するものを除く。)、第十一号の六ただし書(2)に規定する体外診断薬(ネチルマイシンとして〇・〇〇一八%以下を含有するものを除く。)
若しくは第十三号の二ただし書(2)に規定する体外診断薬又は同部有機薬品及びその製剤の項第九十六号の八ただし書に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

3 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月一三日厚生省令第八号)

1 この省令は、平成元年四月十三日から施行する。

2 この省令により劇薬とされたD—(+)—四—(二・四—ジヒドロキシ—三・三—ジメチルブチラミド)酪酸(別名ホパンテン酸)、その塩類及びそれらの製剤であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成元年九月十二日までは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十四条第二項の規定による表示及び薬事法施行規則第五十三条の二第一項第二号の表示を要しない。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三十一日厚生省令第二〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月三〇日厚生省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年九月二九日厚生省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一〇月二七日厚生省令第四五号)

この省令は、平成元年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二年一月二三日厚生省令第一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十二号の二ただし書に規定するもののうち錠中(Z)—二—〔パラ—(—・二—ジフェニル——ブテニル)フェノキシ〕—N・N—ジメチルエチルアミンとして一〇mg以下を含有するもの以外のもの及び第百十一号の三ただし書に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年三月三〇日厚生省令第二三号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号ただし書(2)に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

附 則 (平成二年五月一〇日厚生省令第三〇号)

この省令は、平成二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月一五日厚生省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日厚生省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年九月二八日厚生省令第五一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十八号の十ただし書に規定するもののうち一個中三・四—ジヒドロ—ハ—(ニ—ヒドロキシ—ミ—イソプロピルアミノ)プロポキシ—ミ—ニトロキシ—ニH——ベンゾピラン3mg以下を含有する内用剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字で記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

附 則 (平成三年一月一八日厚生省令第二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十五号の九ただし書に規定するもののうちただし書(1)に規定するもの以外のもの及び第七十一号の七ただし書(2)に規定するもののうち四—〔四—(パラ—クロロフェニル)—四—ヒドロキシ——ピペリジル〕—N・N—ジメチル—ニ・ニ—ジフェニルブチルアミド〇・—%以下を含有する内用剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

附 則 (平成三年三月一九日厚生省令第一〇号)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二九日厚生省令第一八号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号ただし書(3)に規定するもの、別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の九ただし書に規定するもの及び同部有機薬品及びその製剤の項第五十四号の三ただし書(2)に規定するもののうち一錠中(E)—N・N—ジメチルジベンズ〔b・e〕チエピン—デルター—(六H)・ガンマープロピルアミンとして二五mg以下を含有するもの以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬若しくは劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬若しくは劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は適用しない。

附 則 (平成三年六月二八日厚生省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一〇月四日厚生省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一—月一日厚生省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一月二—日厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年三月二七日厚生省令第一六号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号ただし書に規定する一噴霧中ニトログリセリン〇・三mg以下を含有する液剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。
- 3 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十八号の三ただし書に規定するもののうち一個中(±)—五—〔—ヒドロキシ—ニ—〔ニ—(オルト—メトキシフェノキシ)エチル〕アミノ〕エチル〕—ニ—メチルベンゼンスルホンアミドとして一〇mg以下を含有する内用剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

附 則 (平成四年五月一日厚生省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年六月一九日厚生省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年七月三日厚生省令第四五号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の二ただし書に規定するもののうち一錠中(±)——・四—ジヒドロ—ニ・六—ジメチル—四—(オルト—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボン酸イソブチルエステル、メチルエステルとして五mg以下を含有する錠剤以外のものであつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは

は被包に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

附 則 (平成四年一〇月二日厚生省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年十一月二日厚生省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月一九日厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年四月二日厚生省令第一九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令により毒薬とされた水銀及びその製剤であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成五年五月一日までは、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条第一項並びに薬事法施行規則第十一条の四第一項の規定は適用せず、同年十月一日までは、薬事法第四十四条第一項及び薬事法施行規則第五十三条の二第一項第二号の規定は適用しない。

附 則 (平成五年四月一四日厚生省令第二一号)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 厚生大臣が指定する者に係る厚生大臣が指定する申請又は届出は、この省令の施行前に、この省令による改正後の薬事法施行規則に基づいて行うことができる。

附 則 (平成五年四月三〇日厚生省令第二六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成五年十一月一日から施行する。

(薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の際現に開設の許可を受けている薬局又は当該薬局の開設者については、この省令による改正後の薬事法施行規則は、平成七年五月一日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

3 前項の者は、平成七年五月一日から五月三十一日までの間に、平成六年一月一日から平成六年十二月三十一日までの間における総取扱処方せん数(この省令による改正後の薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令第一条に規定する総取扱処方せん数をいう。)を当該薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。ただし、この省令による改正後の薬事法施行規則第十二条の二第一項ただし書に規定する者については、この限りではない。

附 則 (平成五年七月一日厚生省令第三三号)

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成五年七月二日厚生省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年七月一四日厚生省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年七月三〇日厚生省令第三六号) 抄

1 この省令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月一日厚生省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一月一九日厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日厚生省令第二七号)

(施行期日)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。)第五十三条の二第一項第一号に規定する医薬品(薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律による改正前の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項の規定に基づき承認を要しない医薬品として厚生大臣が指定したものを除く。次項において同じ。)であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、この省令の施行の日から起算して二年間は、新規則第五十三条の二第一項第一号の表示を要しない。

3 新規則第五十三条の二第一項第一号に規定する医薬品に使用される容器又は被包であつて、この省令の施行の際現に存するものが、この省令の施行の日から起算して一年以内に同号に規定する医薬品の容器又は被包として使用されたときは、この省令の施行の日から起算して二年間は、同号の表示を要しない。

4 この省令による改正前の薬事法施行規則第六十二条の二第一項各号に掲げる事項をこの省令の施行前に知った者によるこの省令の施行の日以後における厚生大臣への報告については、なお従前の例による。

5 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

6 この省令の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年四月一日厚生省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日厚生省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一〇月五日厚生省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一二月一四日厚生省令第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十二条、第十五条及び第二十条の規定は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一月二〇日厚生省令第一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第三号の二ただし書(2)並びに同表劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第八十号ただし書(5)、第八十八号ただし書(4)、第二百二十四号ただし書(3)及び第二百二十七号ただし書(2)に規定する医薬品であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬若しくは劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬若しくは劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

附 則 (平成七年二月二三日厚生省令第四号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月三十一日厚生省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年五月二六日厚生省令第三五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成七年六月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月二六日厚生省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第二十三条の次に四条を加える改正規定(第二十三条の二及び第二十三条の五に係る部分に限る。)、第四十二条の次に一条を加える改正規定(第四十二条の二第五項第一号に係る部分に限る。)及び第四十五条の次に一条を加える改正規定は平成八年一月一日から、第四十二条の次に一条を加える改正規定(第四十二条の二第四項に係る部分に限る。)は同年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する医療用具については、改正後の第十八条ただし書の規定は、適用しない。

第三条 医療用具の製造業者又は輸入販売業者の責任技術者の資格については、改正後の第二十四条第三項及び第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成八年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

2 医療用具の外国製造承認取得者に係る国内管理人の基準については、第二十六条の五第二号二の規定にかかわらず、平成八年六月三十日までは、なお従前の例によることができる。

第四条 第四十二条の二第五項に規定する業務については、同項の規定にかかわらず、平成八年六月三十日までは、販売業者又は賃貸業者が自らこれを行うことができる。

附 則 (平成七年六月三〇日厚生省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年九月二九日厚生省令第五八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十三号の三ただし書に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成八年一月三十一日厚生省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月二八日厚生省令第二一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年四月一六日厚生省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年四月二四日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年七月一〇日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年八月三〇日厚生省令第五三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際第一条の規定による改正前の様式により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成八年一〇月九日厚生省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年十一月一二日厚生省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年十一月二〇日厚生省令第六二号） 抄

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

6 この省令による施行前のそれぞれの省令の規定によりされた申請、届出その他の手続は、附則第二項から前項までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の手続とみなす。

7 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

8 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成九年二月一四日厚生省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年三月二七日厚生省令第二九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条中薬事法施行規則第一条の改正規定、同令第十二条の改正規定、同令第十四条に一項を加える改正規定、同令第二十六条第三項の改正規定（「第十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「同法」を「第三項」に改める部分に限る。）、同令第二十六条の二の二の改正規定、同令第二十六条の十四に一項を加える改正規定、同令第二十九条の改正規定、同令第二十九条の三の改正規定（「第十一条の二第一項」を「第十一条第一項」に改める部分を除く。）、同令第三十条の改正規定、同令第七十三条の改正規定及び同令別表第一の三の改正規定、第二条並びに第三条は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項若しくは第六項（これらの規定を同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十九条の二第一項の規定による医療用医薬品の製造の承認を受けた者に対する第一条の規定による改正後の薬事法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十一条の四の二第三項の適用については、「当該調査に係る医薬品の製造の承認の際に厚生大臣が指定した日」とあるのは、「厚生労働大臣が指定した日」とする。

（平一ニ厚令一ニ七・一部改正）

3 この省令の施行前に薬事法第十四条第一項若しくは第六項又は第十九条の二第一項の規定による医療用医薬品の製造の承認を受けた者については、平成九年十月一日までは、第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第二十一条の四第三項の規定の例による。

4 新施行規則第二十一条の四の二第一項の調査については、平成九年十月一日までは、同項中「使用の成績等に関する調査（外国で使用されるものであつて当該医療用医薬品と成分が同一のもの（以下この条において「成分同一物」という。）がある場合には、当該物に係る調査を含む。）」とあるのは、「使用の成績等に関する調査」とする。

5 旧施行規則第六十二条の二第一項各号、第二項各号又は第三項に掲げる事項をこの省令の施行前に知った者によるこの省令の施行の日以後における厚生大臣への報告については、なお従前の例による。

6 この省令の施行前に医薬品又は医療用具の回収に着手した者による厚生大臣又は都道府県知事への報告については、なお従前の例による。

7 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

8 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

9 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年四月一日厚生省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日厚生省令第四〇号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による検定合格証紙については、施行の日から起算して三箇月間は、これを使用することができる。

附 則 (平成九年四月二二日厚生省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月三〇日厚生省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年六月三〇日厚生省令第五四号)

この省令は、平成九年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年七月二日厚生省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年七月二五日厚生省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年九月五日厚生省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月一四日厚生省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年十一月二〇日厚生省令第八一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年十一月二一日厚生省令第八二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に薬事法第三十三条第一項の身分証明書の交付を受けている者の当該身分証明書の有効期間については、この省令による改正後の第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一月二一日厚生省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月六日厚生省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二五日厚生省令第二七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に二以上の製造段階について検定が行われるべき医薬品又は医療用具に係る最終段階の検定以外の検定の申請がなされているときは、改正後の薬事法施行規則第四十八条第三項の規定にかかわらず、当該申請の出願者は、当該申請に係る試験品を採取した箱その他の容器について同条第二項の規定によりなされた封印を解くことができる。

附 則 (平成一〇年三月三〇日厚生省令第四三号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項又は同法第二十二條第一項の許可を受けて、この省令による改正前の薬事法施行規則別表第一第八十三号(47)及び(49)に掲げる医療用具(以下この項において「旧承認不要医療用具」という。)について同法第十四条第一項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)又は同法第十九条の二第一項の規定による承認(以下この項において「承認」という。)を受けることなく当該医療用具を製造し、又は輸入していた者は、平成十年九月三十日までは、当該旧承認不要医療用具について承認を受けることなく製造し、又は輸入することができる。

3 この省令の施行の際現に薬事法施行規則別表第一の四第四号に規定する区分について薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第一条の三の二第一項の規定により薬事法第十二条第一項の許可を受けている修理業者であつて、特定修理業者(薬事法施行規則第二十三条の三第一項に規定する特定修理業者をいう。)以外

の者は、平成十一年三月三十一日までは、この省令による改正後の薬事法施行規則別表第一の二第四号(7)に掲げる医療用具の修理を行うことができる。

4 改正後の薬事法施行規則別表第一の二第四号(7)に掲げる医療用具であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十二年三月三十一日までは、薬事法第六十三条の二第二号の規定による表示を要しない。

5 改正後の薬事法施行規則別表第一の二第四号(7)に掲げる医療用具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添附される文書であって、この省令の施行の際現に存するものが、平成十一年三月三十一日までに当該医療用具の容器若しくは被包又はこれらに添附される文書として使用されたときは、平成十二年三月三十一日までは、薬事法第六十三条の二第二号の規定による表示を要しない。

附 則 (平成一〇年三月三十一日厚生省令第四六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一〇年四月一〇日厚生省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月三〇日厚生省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月三日厚生省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一三日厚生省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日厚生省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日厚生省令第八五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年十一月二七日厚生省令第九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年十二月二五日厚生省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年一月一日厚生省令第五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一一年一月二五日厚生省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二六日厚生省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月一二日厚生省令第一七号)

この省令は、平成十一年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一の五及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年四月七日厚生省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年四月三〇日厚生省令第五九号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項又は同法第二十二條第一項の許可を受けて、この省令による改正前の薬事法施行規則別表第一第八十三号(28)及び(87)に掲げる医療用具(以下この項において「旧承認不要医療用具」という。)について同法第十四条第一項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)又は同法第十九条の二第一項の規定による承認(以下この項において「承認」という。)を受けることなく当該医療用具を製造し、又は輸入していた者は、平成十二年十月三十一日までは、当該旧承認不要医療用具について承認を受けることなく製造し、又は輸入することができる。

附 則 (平成一一年六月一六日厚生省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年七月二二日厚生省令第七二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年七月二八日厚生省令第七四号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十一年十月二十八日から施行する。ただし、第二十条の二第二項の改正規定、第二十九条の三の改正規定(「第十二条第一項第一号の二」の下に「及び第七号」を加える部分を除く。)、第三十七条第三号の改正規定及び第五十六条の三第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に開設の許可を受けている薬局の開設者又は一般販売業の許可を受けている者(卸売一般販売業の許可を受けている者であって、法第二十六条第三項ただし書の許可を受けていないものを除く。)は、平成十一年十月二十八日から十二月二十七日までの間に、通常の営業日及び営業時間を当該薬局又は一般販売業の店舗の所在地の都道府県知事(卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)に届け出なければならない。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成十一年九月一〇日厚生省令第八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年九月二二日厚生省令第八二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年九月二九日厚生省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年一〇月八日厚生省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年一二月二七日厚生省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一月一八日厚生省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月二五日厚生省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月一〇日厚生省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二四日厚生省令第三八号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一二年三月二七日厚生省令第三九号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一二年三月三〇日厚生省令第六三号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 3 この省令の施行の際現にある前項の規定による改正前の様式(以下次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、前項の規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一二年三月三〇日厚生省令第六六号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前に薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十二条第一項又は法第二十二條第一項の許可を受けて、この省令による改正前の薬事法施行規則別表第一に掲げる医療用具(以下この項において「旧承認不要医療用具」という。)について法第十四条第一項(法第二十三條において準用する場合を含む。)又は法第十九條の二第一項の規定による承認(以下この項において「承認」という。)を受けることなく当該医療用具を製造し、又は輸入していた者は、平成二十年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この省令の施行後に法第十二条第一項又は法第二十二條第一項の許可を受けて旧承認不要医療用具について承認を受けることなく製造し、又は輸入する者は、平成二十年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一二年三月三〇日厚生省令第六七号)

この省令は、平成十二年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月三日厚生省令第一〇八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一日厚生省令第一一〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二二日厚生省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二九日厚生省令第一二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二九日厚生省令第一二五号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第五十四条第一項及び第六十条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一二年一二月一日厚生省令第一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二日厚生省令第一四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二二日厚生省令第一四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二八日厚生労働省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二八日厚生労働省令第五三号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日厚生労働省令第九五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年四月二日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年四月四日厚生労働省令第一一七号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第十九号の二ただし書に規定する内用剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一三年五月一日厚生労働省令第一二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二〇日厚生労働省令第一三二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部生薬、動植物成分及びそれらの製剤の項第三十六号ただし書に
そしやく
規定する咀嚼剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六四号)

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年七月十六日)から施行する。

附 則 (平成一三年七月三〇日厚生労働省令第一七六号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十三年八月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行前に薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項、第十八条第一項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)又は第二十二條第一項の許可を受けて、この省令による改正前の薬事法施行規則別表第一第八十五号(78)に掲げる医療用具について同法第十四条第一項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けることなく製造し、又は輸入していた者は、平成十五年一月三十一日までの間は、引き続き当該医療用具について当該承認を受けることなく製造し、又は輸入することができる。

附 則 (平成一三年八月一日厚生労働省令第一八一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年九月七日厚生労働省令第一八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月二日厚生労働省令第二〇六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年十一月二日厚生労働省令第二一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一七日厚生労働省令第四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第三号(4)、同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の四ただし書、同項第五号(3)、同項第五号の四(1)、同項第五号の六(1)、同項第十一号の四(2)、同項第十一号の七(1)、同項第十三号の二(1)、同部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の二十三ただし書及び同項第六十一号の四ただし書に規定する体外診断薬又は同項第二百一十一号の五(4)に規定する殺虫剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬又は劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬又は劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載があるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号)

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一四年四月一日厚生労働省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月五日厚生労働省令第九三号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の十五ただし書に規定する外用剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、その添付文書又は容器若しくは被包の記載又は表示に関する限り、毒薬とみなす。

- 3 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の六ただし書に規定するエアゾール剤、同項第七十八号の十五(2)に規定する吸入剤又は同項第八十八号(4)に規定する内用剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、その添付文書又は容器若しくは被包の記載又は表示に関する限り、劇薬とみなす。

附 則 (平成一四年一〇月八日厚生労働省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三十一日厚生労働省令第四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第五号の二ただし書、同項第五号の七ただし書、同部有機薬品及びその製剤の項第十九号の二ただし書、同項第六十九号の四ただし書(2)、同項第九十六号の六ただし書に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載あるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一五年三月二〇日厚生労働省令第三九号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。
- 附 則 (平成一五年四月一六日厚生労働省令第七九号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号(2)に規定する注射剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は適用しない。

附 則 (平成一五年五月一五日厚生労働省令第八九号)
(施行期日)

- 1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月三十日)から施行する。
(経過措置)
- 2 薬事法第二条第五項に規定する生物由来製品であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、同法第六十八条の三各号又は同法第六十八条の四各号に掲げる事項がその容器又は被包に記載され、又ははり付けられる等により明らかにされているものについては、平成十七年七月三十日までは、引き続き当該事項が記載され、又ははり付けられる等により明らかにされている限り、この省令による改正後の規定に適合する記載がされているものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 5 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年七月一〇日厚生労働省令第一一七号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月三十日)から施行する。

附 則 (平成一五年七月一七日厚生労働省令第一二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一六日厚生労働省令第一六〇号)
(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第七十三号の三ただし書、同項第九十六号の九ただし書に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載あるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一六年一月二九日厚生労働省令第八号)
(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の別表第三劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の十ただし書に規定する体外診断薬であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包に劇薬である旨の表示若しくは「記」の文字の記載あるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一六年三月二五日厚生労働省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二五日厚生労働省令第三九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令及び薬事法施行規則第二十四条第三項第三号の講習等を指定する省令の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第五十号)

二 薬事法施行規則第二十四条第三項第三号の講習等を指定する省令(平成十三年厚生労働省令第五十一号)

附 則 (平成一六年四月一日厚生労働省令第八九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 厚生労働大臣は、この省令の施行後六月を目途として、この省令による改正後の薬事法施行規則第二十九条の二の二の規定の実施状況を勘案し、同条の厚生労働大臣が定める事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年四月二三日厚生労働省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二一日厚生労働省令第一〇七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日厚生労働省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」という。)第十二条又は第二十二條の許可(以下「旧許可」という。)を受けている者であつて、改正法又は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令第五百三十五号。以下「整備政令」という。)の規定により改正法第二条の規定による改正後の薬事法(以下「新薬事法」という。)第十二條の許可を受けたものとみなされたものは、改正法第二条の規定の施行の日後、業として、旧許可に係る品目の製造販売を行おうとするときは、同日後遅滞なく新薬事法第十七条第二項に規定する総括製造販売責任者がその業務を行おうとする事務所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第三条 改正法第二条の規定の施行の際現に旧薬事法第十四条第一項(旧薬事法第二十三条において準用する場合を含む。)又は第十九条の二第一項の承認(以下「旧承認」という。)を受けている者であつて、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けたものとみなされたものは、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十二條の許可を受けたものとみなされたものにあつてはこの省令の施行後当該許可についての最初の更新を受けるまでの間に、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十二條の許可を受けたものとみなされないものにあつては当該承認を受けたものとみなされたときから当該新承認に係る品目についての新薬事法第十四条第六項に規定する期間を経過するまでの間に、当該受けたものとみなされた承認に係る品目について第一条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下

「新規則」という。)の規定により新たに申請書に記載すべきこととなった事項を、旧承認を行った者に届け出なければならない。

第四条 整備政令附則第七条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)第一条の規定による改正後の薬事法(以下「新々薬事法」という。)第二十五条第三号に規定する厚生労働省令で定める者
- 二 新々薬事法第三十四条第三項に規定する卸売販売業者であって、原薬たる医薬品については、専ら医薬品の製造販売業者若しくは製造業者又は前号に規定する者に対してのみ、業として、販売し、又は授与するもの

(平二一厚労令一〇・一部改正)

第五条 この省令の施行の際現に旧許可を受けている者であって、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十三条若しくは第四十条の二の許可又は第十三条の三の認定を受けたものとみなされるものは、当該者が受けていた旧許可に係る品目及び製造工程に応じ、それぞれ新規則第二十六条若しくは第百八十一条又は第三十六条に規定する区分の許可又は認定を受けたものとみなす。

第六条 この省令の施行の際現に旧許可を受けている者であって、改正法又は整備政令の規定により新薬事法第十二条、第十三条又は第四十条の二の許可を受けたものとみなされるものについては、新規則第百十四条第一項から第三項までにおいて準用する第三条に規定する許可証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

第七条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第八条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 新規則第百六十八条、第百七十五条第二項及び第百九十四条の規定は、平成十八年三月三十一日まで適用しない。

(平一七厚労令六六・追加)

附 則 (平成一六年七月九日厚生労働省令第一一三号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令により劇薬とされたタンニン酸及びそれを含有する製剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十六年八月八日までは、薬事法第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条第一項の規定は適用せず、平成十七年一月八日までは、同法第四十四条第二項の規定は適用しない。

附 則 (平成一六年七月一六日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、平成十六年七月三十日から施行する。

附 則 (平成一六年七月一六日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二二日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二二日厚生労働省令第一五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年十一月五日厚生労働省令第一五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二〇日厚生労働省令第一七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二四日厚生労働省令第一七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一九日厚生労働省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月一七日厚生労働省令第三〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に、医薬品又は医療用具の製造業者若しくは輸入販売業者又は外国製造承認取得者若しくは国内管理人が知った事項に係る報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年三月一八日厚生労働省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二三日厚生労働省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二三日厚生労働省令第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二三日厚生労働省令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日厚生労働省令第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日厚生労働省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一一日厚生労働省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日厚生労働省令第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二五日厚生労働省令第一二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月一一日厚生労働省令第一六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日厚生労働省令第一七八号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日厚生労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二八日厚生労働省令第二〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二百八十四条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の薬事法施行規則第百六十二条各号のいずれか又は第百七十五条第一項各号のいずれかに該当していた者は、それぞれこの省令による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。)第百六十二条第一項第一号又は第百七十五条第一項第一号に該当する者とみなす。

3 この省令の施行の前日に医療機器の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間は、新規則第百六十二条及び第百七十五条第一項の規定の適用については、薬事法施行規則第百六十二条第二項に規定する高度管理医療機器等(以下「高度管理医療機器等」という。)の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間とみなす。

4 この省令の施行の際現に医療機器の販売又は賃貸に関する業務に従事している者であって、この省令の施行後も引き続き当該業務に従事している者についての新規則第百六十二条及び第百七十五条第一項の規定の適用については、当該業務に従事している期間を高度管理医療機器等の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間とみなす。

5 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

6 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第九〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二〇日厚生労働省令第一一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 （平成一八年七月二六日厚生労働省令第一四二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の十七(2)に規定する塗布剤及び貼付剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 （平成一八年八月三一日厚生労働省令第一五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年一〇月二〇日厚生労働省令第一八六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の別表第一第六号(218)ただし書に規定するもののうち、一錠中トリウムシノロンアセトニドとして〇・〇二五mg以上を含有する口^く腔内貼付剤であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成十八年十一月十九日までは薬事法第二十九条の規定は、適用しない。

附 則 （平成一九年一月四日厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一月二六日厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年二月二八日厚生労働省令第一三号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 （平成一九年三月二三日厚生労働省令第二四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の八(2)に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 （平成一九年三月二六日厚生労働省令第二八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。)第十一条の六の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、新規則別表第一に掲げる事項のうち、同表第一の項第一号に掲げる基本情報その他都道府県知事が定めるものについて、都道府県知事が定める方法により行うことができる。

3 新規則第十二条の二第二項第三号の規定にかかわらず、同号の医薬品の安全使用のための業務に関する手順書がこの省令の施行の際整備されていない薬局については、この省令の施行の日から起算して三箇月を経過する日までは、同号の規定は適用しない。

附 則 （平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第十九の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器(以下「医薬品等」という。)を輸出するために製造し、この省令の施行後に当該医薬品等を輸出する製造業者については、この省令による改正後の第二百六十五条第一項第三号の規定は、適用しない。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第五一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(第三十六条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める期間の特例)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則第百五十九条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日前に製造販売の承認を受けた医薬品についての薬事法第三十六条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める期間については、零とする。

附 則 (平成一九年四月一八日厚生労働省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二一日厚生労働省令第九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月三一日厚生労働省令第一〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月二日厚生労働省令第一〇一号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第四十七号の四ただし書に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月四日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月一九日厚生労働省令第一二七号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第七号の二十二ただし書に規定する製剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内装を含む。)に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成一九年一一月二二日厚生労働省令第一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二五日厚生労働省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月三一日厚生労働省令第九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。ただし、第一条中第百四十一条の改正規定は公布の日から、第二条、次条及び附則第三条第一項は改正法施行の日から、それぞれ施行する。

(改正法施行の日=平成二一年六月一日)

(経過措置)

第二条 第二条の施行の日前に、薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者についての第二条による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。)第百五十九条の五第二項の適用については、第二条の施行の日前に当該実務に従事した期間(以下「旧法実務従事期間」という。)は、同項に規定する実務に従事した期間に通算することができる。この場合において、当該旧法実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。

2 第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(改正法

の施行の日までの間継続して当該許可(その更新に係る改正法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。)により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。)又は改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者(以下「既存配置販売業者」という。)に係る業務についての実務に従事した者にあつては、第二条の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間。以下同じ。)に、改正法附則第二条に規定する既存一般販売業者、改正法附則第五条に規定する既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者に係る業務についての実務に従事した者についての新規則第一百五十九条の五第二項の適用については、第二条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間に当該実務に従事した期間(以下「経過措置実務従事期間」という。)は、同項に規定する実務に従事した期間に通算することができる。この場合において、当該経過措置実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。

(平二四厚労令八五・一部改正)

- 第三条 改正法附則第七条第一項の規定による登録は第一条による改正後の薬事法施行規則第一百五十九条の七及び第一百五十九条の八の規定により行うものとする。この場合において、第一条による改正後の薬事法施行規則第一百五十九条の七第二項第一号中「登録販売者試験に合格したことを証する書類」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第二十八条第一項の許可を受けていることを証する書類」と、第一条による改正後の薬事法施行規則第一百五十九条の八第一項第三号中「登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名」とあるのは「旧法第二十八条第一項の許可の年月及び同項の許可を受けた店舗の所在地の都道府県名」と読み替えるものとする。
- 2 前項の登録は、この規定の施行前に、第一条による改正後の薬事法施行規則に基づいて行うことができる。

附 則 (平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二五号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二八日厚生労働省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第六二号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一六日厚生労働省令第九五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月一七日厚生労働省令第九六号)

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年五月二一日厚生労働省令第一〇九号)

(施行期日)

- 第一条 この省令は、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年六月一日)

(経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際現に存する一般用医薬品(改正法による改正後の薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第二十五条第一号に規定する一般用医薬品をいう。)であつて、その容器又は被包に改正法による改正前の薬事法の規定に適合する表示がされているものについては、その外部の容器又は外部の被包にこの省令による改正後の薬事法施行規則第二百九条の二に規定する表示が記載されている場合には、同条に規定する表示が当該医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載されているものとみなす。

附 則 (平成二〇年六月二四日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一〇日厚生労働省令第一二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一六日厚生労働省令第一三〇号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の六ただし書に規定する製剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第五十四条第一号の規定は、適用しない。

附 則 (平成二〇年一〇月一六日厚生労働省令第一五二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第十二号の十七(2)に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則 (平成二〇年十一月二八日厚生労働省令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年十二月二五日厚生労働省令第一七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年一月二一日厚生労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年二月六日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第一条中第百五十九条の七の改正規定及び第二百五十四条第二号の改正規定並びに第九条中第三条第二項の改正規定並びに附則第四十一条の規定は、公布の日から施行する。

(平二一厚労令一一四・一部改正)

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に薬事法(以下「法」という。)第四条第一項の許可を受けている者(以下「既存薬局開設者」という。)については、この省令による改正前の薬事法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第十二条の二の規定は、平成二十四年五月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

第三条 既存薬局開設者についての次の表の上欄に掲げるこの省令による改正後の薬事法施行規則(以下「新施行規則」という。)の規定の適用については、平成二十四年五月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第四号	、住所及び一週間当たりの通常の勤務時間数(以下「週当たり勤務時間数」という。)	及び住所
第七条第五号	薬剤師又は登録販売者	薬剤師
	、住所及び週当たり勤務時間数	及び住所
第七条第八号	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号)第一条第一項第二号	薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号。以下「改正省令」という。)による改正前の薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号)第一条
第十五条の三第二項	第一類医薬品陳列区画(薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)第一条第一項第九号ロに規定する第一類医薬品陳列区画をいう。以下同じ。)	第一類医薬品を陳列している場所
	同号イに規定する陳列設備	陳列棚その他の設備
第十五条の六第二項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。	薬局等構造設備規則第一条第一項第四号に規定する医薬品を通常陳列し、又は交付する場所をいう。
第十五条の八	薬局等構造設備規則第一条第一項第八号	改正省令による改正前の薬局等構造設備規則(以下「旧構造設備規則」という。)第一条第一項第五号
第十六条第一項第二号	、住所又は週当たり勤務時間数	又は住所

第十六条第一項第三号	薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数	薬剤師の氏名
第十六条第三項第三号	薬剤師若しくは登録販売者	薬剤師
第一百五十九条の十五第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十号若しくは第二条第九号に規定する情報を提供するための設備がある場所又は同令第一条第一項第四号若しくは第二条第四号	旧構造設備規則第一条第一項第四号
第二百十八条の二第一項第一号	第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、かぎをかけた	かぎをかけた
	陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。	陳列設備に陳列すること。
第二百十八条の二第一項第二号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十号又は第二条第九号に規定する情報を提供するための設備	薬剤師又は登録販売者が情報を提供するための設備
	指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し	医薬品を購入し
	必要な措置が採られている	必要な措置が採られている場所に陳列する

第四条 既存薬局開設者のうち、平成二十四年五月三十一日までの間継続して当該許可(その更新に係る法第四条第一項の許可を含む。)により薬局を開設している者(次項において「継続既存薬局開設者」という。)は、同日までに、その薬局の管理者の週当たり勤務時間数(新施行規則第七条第四号に規定する週当たり勤務時間数をいう。次項及び第三項において同じ。)をその薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 継続既存薬局開設者は、平成二十四年五月三十一日までに、その薬局の管理者以外にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者があるときは、その者の週当たり勤務時間数をその薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項及び前項の届出に係る週当たり勤務時間数に変更があった場合は、その変更後の週当たり勤務時間数をその薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第五条 既存薬局開設者については、平成二十四年五月三十一日までの間は、新施行規則第十五条の十五の規定は、適用しない。

第六条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第九十二条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「店舗販売業者」とあるのは「店舗販売業者及び法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)の施行の日までの間継続して当該許可(その更新に係る改正法第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第二十八条第一項の許可を含む。)により薬種商販売業が営まれている場合に限る。)」と、「配置販売業者」とあるのは「配置販売業者、改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者及び改正法の施行の際現に旧法第三十五条の許可を受けている者(改正法の施行後に改正法附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、改正法附則第十五条及び第十六条に規定する者を除く。)」とする。

(平二六厚労令八・平二六厚労令八七・一部改正)

第七条 既存一般販売業者(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する既存一般販売業者をいう。以下同じ。)については、平成二十四年五月三十一日までの間は、旧施行規則第百三十九条から第百四十一条までの規定は、なおその効力を有する。

第八条 既存薬種商(改正法附則第五条に規定する既存薬種商をいう。以下同じ。)については、平成二十四年五月三十一日までの間は、旧施行規則第百四十八条、第百五十三条、第百五十五条及び別表第一の二の規定は、なおその効力を有する。

第九条 改正法附則第九条第一項の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされたものについての次の表の上欄に掲げる医薬品医療機器等法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百四十七条第二項	要指導医薬品陳列区画又は第一類医薬品陳列区画	要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場所
	陳列設備	陳列棚その他の設備
第百五十八条の十二第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号	薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)による改正前の薬局等構造設備規則(以下「旧構造設備規則」という。)第三条第四号
第百五十九条の十五第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号	旧構造設備規則第三条第四号
第二百十八条の三第一号	要指導医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備	鍵をかけた陳列棚
	陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。	設備に陳列すること。
第二百十八条の四第一項第一号	第一類医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備	鍵をかけた陳列棚
	陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。	設備に陳列すること。
第二百十八条の四第一項第二号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号又は第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備	薬剤師又は登録販売者が情報を提供するための設備
	陳列設備	陳列棚その他の設備
	指定第二类医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し	医薬品を購入し
	必要な措置が採られている	必要な措置が採られている場所に陳列する

(平二六厚労令八・平二六厚労令八七・平二九厚労令一〇七・一部改正)

第十条 既存一般販売業者は、この省令の施行後直ちに、店舗管理者の氏名及び住所をその店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に届け出なければならない。ただし、当該既存一般販売業者の管理者(改正法第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第二十七条において準用する旧法第七条の管理者をいう。)を店舗管理者とする場合は、この限りでない。

第十一条 既存薬種商等(既存薬種商及び法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(改正法の施行の日までの間継続して当該許可(その更新に係る旧法第二十八条第一項の許可を含む。))により薬種商販売業が営まれている場合に限る。)をいう。以下同じ。)は、この省令の施行後直ちに、店舗管理者の氏名及び住所をその店舗の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該既存薬種商等であって、改正法附則第七条の規定により改正法第一条の規定による改正後の法(以下「新法」という。)第三十六条の四第一項に規定する試験に合格した者とみなされたもののうち、同条第二項の登録を受けたもの(以下「みなし合格登録販売者」という。)を店舗管理者とする場合は、この限りでない。

(平二一厚労令一一四・一部改正)

第十二条 既存配置販売業者(改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者をいう。以下同じ。)については、旧施行規則第百五十二条、第百五十三条及び第百五十六条から第百五十九条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧施行規則第百五十三条において準用する第二条に規定する許可証については、様式第七十七中「配置販売業の許可を受けた者」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律附則第十条に規定する既存配置販売業者」とする。

編注(効力持続分については、末尾に登載した「改正前の薬事法施行規則」参照)

- 2 前項後段の規定にかかわらず、この省令の施行後既存配置販売業者に係る当該許可についての最初の更新を受けるまでの間、旧施行規則第二百五十三条において準用する第二条に規定する許可証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

第十三条 改正法附則第十一条第一項の規定により配置販売業の許可を受けた者とみなされたものについての医薬品医療機器等法施行規則の規定の適用については、第四百九条の二第一項第二号中「登録販売者(第十五条第二項本文に規定する登録販売者を除く。)」とあるのは「既存配置販売業者(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第十条に規定する既存配置販売業者をいう。以下同じ。))の配置員」と、同条第二項柱書き、第四百九条の五第四項第四号、第四百九条の七、第四百九条の十三第一項、第四百九条の十四及び第二百五十九条の十四第二項中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、第四百九条の二第二項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「期間」とあるのは「期間又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する既存配置販売業において配置員として業務に従事した期間」と、第四百九条の六第一項中「登録販売者又は一般従事者(その区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。第四百九条の十二第一項において同じ。)」とあるのは「又は既存配置販売業者の配置員」と、第二百五十九条の十八中「同条第三項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」とあるのは「同条第三項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、「同項第三号」とあるのは、「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、同項第三号」と、「同条第二項中」とあるのは「同項第七号中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、同条第二項中」と、「同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」とあるのは「同条第五項」と、「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、「第二号中「薬局又は店舗」とあるのは「区域」とあるのは「第二号中「薬局又は店舗」とあるのは「区域」と、同号中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、「配置した当該一般用医薬品を使用する者」とあるのは「配置した当該一般用医薬品を使用する者」と、同項第六号中「登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、別表第一の四中「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項の登録販売者」とあるのは「既存配置販売業者の配置員」と、「登録販売者に」とあるのは「既存配置販売業者の配置員に」とし、第四百九条の六第二項及び第三項並びに第四百九条の十二の規定は適用しない。

(平二六厚労令八・全改、平二六厚労令八七・平二六厚労令九二・令三厚労令一三二・令四厚労令四三・一部改正)

第十四条 改正法附則第十三条第一項の規定による許可については、旧施行規則第四百九条の規定は、なおその効力を有する。

- 2 改正法附則第十三条第一項の規定による許可を受けた者については、附則第十二条第一項及び前条の規定を準用する。

第十五条 既存配置販売業者は、この省令の施行後直ちに、区域管理者の氏名及び住所をその配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事に届け出なければならない。ただし、既存配置販売業者であって、旧法第三十条第二項第二号に規定する配置販売の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者を区域管理者とする場合は、この限りでない。

第十六条 特例許可旧卸売一般販売業者(薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第二号)第五条に規定する特例許可旧卸売一般販売業者をいう。)については、当該許可の有効期間の残存期間に限り、旧施行規則第三百三十九条(第八号ロに係る部分に限る。)及び第四百四十三条から第四百四十五条までの規定は、なおその効力を有する。

(平二一厚労令一一四・一部改正)

第十七条 改正法附則第四条の規定により新法第三十四条第一項の許可を受けた者とみなされる者(以下「みなし卸売販売業者」という。)は、この省令の施行後直ちに、営業所管理者の氏名及び住所をその営業所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該みなし卸売販売業者の管理者(旧法第二十七条において準用する旧法第七条の管理者をいう。)を営業所管理者とする場合は、この限りでない。

第十八条 みなし卸売販売業者については、平成二十四年五月三十一日までの間は、新施行規則第一百五十五条の規定は、適用しない。

第十九条 みなし卸売販売業者については、当該許可の有効期間の残存期間に限り、医薬品医療機器等法施行規則第一百五十五条において準用する第二条に規定する許可証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

(平二六厚労令八・平二六厚労令八七・一部改正)

第二十条 みなし合格登録販売者は、新施行規則第一百五十四条の規定にかかわらず、第二類医薬品又は第三類医薬品のみを販売する卸売販売業の営業所管理者になることができる。

第二十一条 医薬品医療機器等法施行規則第一百五十八条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「店舗販売業者」とあるのは「店舗販売業者及び法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。))の施行

の日までの間継続して当該許可(その更新に係る改正法第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第二十八条第一項の許可を含む。))により薬種商販売業が営まれている場合に限る。))と、「配置販売業者」とあるのは「配置販売業者、改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者及び改正法の施行の際現に旧法第三十五条の許可を受けている者(改正法の施行後に改正法附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、改正法附則第十五条及び第十六条に規定する者を除く。))とする。

(平二六厚労令八・平二六厚労令八七・一部改正)

第二十二条 この省令の施行の際現に存する医薬品又は医薬部外品であって、その容器又は被包に旧法及び旧施行規則の規定に適合する表示がされているものについては、その外部の容器又は外部の被包に新施行規則第二百十条第四号及び第五号並びに第二百十九条の二第一項に規定する文字及び数字が記載されている場合には、これらの文字及び数字が当該医薬品又は医薬部外品の直接の容器又は直接の被包に記載されているものとみなす。

第二十三条 薬局開設者が、薬局及び店舗販売業の店舗が存しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百三号)の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「第三類医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品(次条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下この号及び次号において同じ。)、第二類医薬品又は第三類医薬品」と、同項第二号中「第三類医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とする。

2 店舗販売業者が、薬局及び店舗販売業の店舗が存しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第四百二十二条において準用する新施行規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「第三類医薬品」とあるのは、「第二類医薬品又は第三類医薬品」とする。

3 薬局開設者又は店舗販売業者は、前二項の規定により医薬品を販売し、又は授与したときは、遅滞なく、その販売又は授与の相手方の氏名、住所、連絡先及び当該医薬品の名称その他必要な事項を記載した記録を作成し、その作成の日から三年間保存しなければならない。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第二十四条 薬局開設者が、前条第一項の規定により薬局製造販売医薬品の郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の五の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、新施行規則第十五条の六第二項の規定の適用については、同項第一号中「当該薬局内の情報提供を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。次条、第十五条の十三及び第十五条の十四において同じ。))において、対面で」とあるのは、「電話その他の方法により」とし、同項(第三号に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第二十五条 薬局開設者に、薬局及び店舗販売業の店舗が存しない離島に居住する者であって、その薬局において薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとするもの又はその薬局において薬局製造販売医薬品を購入し、若しくは譲り受けたものから相談があった場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の七第二項の規定の適用については、同項第一号中「当該薬局内の情報提供を行う場所において、対面で」とあるのは、「電話その他の方法により」とする。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第二十六条 薬局開設者又は店舗販売業者が、附則第二十三条第一項又は第二項の規定により第二類医薬品の郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第五百九条の十四第二項の規定の適用については、同項ただし書中「第三類医薬品」とあるのは「第二類医薬品又は第三類医薬品」とし、新施行規則第五百九条の十六の規定の適用については、同条第一号中「当該薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において、対面で」とあるのは「電話その他の方法により」とする。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第二十七条 薬局開設者又は店舗販売業者に、薬局及び店舗販売業の店舗が存しない離島に居住する者であって、その薬局若しくは店舗において第二類医薬品若しくは第三類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとするもの又はその薬局若しくは店舗において第二類医薬品若しくは第三類医薬品を購入し、若しくは譲り受けたもの若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた第二類医薬品若しくは第三類医薬品を使用するものから相談があった場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日

の前日までの間は、第百五十九条の十七の規定の適用については、同条第二号中「当該薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に対面で」とあるのは、「医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に電話その他の方法により」とする。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第二十八条 既存薬局開設者が、この省令の施行前に当該既存薬局開設者から購入し、若しくは譲り受けた薬局製造販売医薬品若しくは第二類医薬品をこの省令の施行の際現に継続して使用していると認められる者に対して、又は薬局開設者が、法第三十六条の三の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に当該薬局開設者から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続して使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合(当該医薬品が薬局製造販売医薬品である場合にあっては当該薬局の薬剤師が電話その他の方法により当該医薬品を購入し、又は譲り受ける者から新施行規則第十五条の六第一項の規定による情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、同項の規定による情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限り、当該医薬品が第二類医薬品である場合にあっては当該薬局の薬剤師又は登録販売者が電話その他の方法により当該医薬品を購入し、又は譲り受ける者から新法第三十六条の六第二項の規定による情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、同項の規定による情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。)においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「第三類医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品(次条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下この号及び次号において同じ。)、第二類医薬品又は第三類医薬品」と、同項第二号中「第三類医薬品」とあるのは「薬局製造販売医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とする。

2 既存一般販売業者若しくは既存薬種商等(店舗販売業の許可を受けた者を含む。以下同じ。)が、この省令の施行前に当該既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた第二類医薬品をこの省令の施行の際現に継続して使用していると認められる者に対して、又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等が、法第三十六条の三の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に当該既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続して使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合(当該店舗の薬剤師又は登録販売者が電話その他の方法により当該医薬品を購入し、又は譲り受ける者から新法第三十六条の六第二項の規定による情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、同項の規定による情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。)においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第四百十二条において準用する新施行規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「第三類医薬品」とあるのは、「第二類医薬品又は第三類医薬品」とする。

3 既存薬局開設者若しくは薬局開設者又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等は、前二項の規定により医薬品を販売し、又は授与したときは、遅滞なく、その販売又は授与の相手方の氏名、住所、連絡先及び当該医薬品の名称その他必要な事項を記載した記録を作成し、その作成の日から三年間保存しなければならない。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二三厚労令一一四・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第二十九条 既存薬局開設者が、前条第一項の規定により薬局製造販売医薬品の郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第十五条の五及び第十五条の六の規定は、適用しない。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第三十条 既存薬局開設者若しくは薬局開設者又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等が、附則第二十八条第一項又は第二項の規定により第二類医薬品の郵便等販売を行う場合においては、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、新施行規則第百五十九条の十四第二項の規定の適用については、同項ただし書中「第三類医薬品」とあるのは「第二類医薬品又は第三類医薬品」とし、新施行規則第百五十九条の十六の規定は、適用しない。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二三厚労令一一四・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第三十一条 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、様式第一の二中「4 販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネット等の広告方法、郵送及び直接配送等の輸送方法等を記載すること。また、広告方法としてインターネットを用いる場合は、ホームページアドレスを記載すること。」とあるのは、「／4 販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネット等の広告方法、郵送及び直接配送等の輸送方法等を記載すること。また、広告方法としてインターネットを用いる場合は、ホームページアドレスを記載すること。／5 次の(1)に掲げる場合には、備考欄に「離島居住者への薬局製造販売医薬品販売(第二類医薬品を販売する場合にあっては、「第二類医薬品販売」)」と記載し、併せて離島の名称

を記載すること。(2)に掲げる場合には、備考欄に「継続使用者への薬局製造販売医薬品販売(第二類医薬品を販売する場合にあつては、「第二類医薬品販売」)」と記載すること。／ (1) 薬局及び店舗が存しない離島に居住する者に薬局製造販売医薬品又は第二類医薬品の郵便等販売を行う場合／ (2) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号。以下「改正省令」という。)の施行前に既存薬局開設者若しくは既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた薬局製造販売医薬品若しくは第二類医薬品を改正省令の施行の際現に継続使用していると認められる者に対して、又は法第36条の3の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に薬局開設者若しくは既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合(当該薬局又は店舗の薬剤師又は登録販売者(薬局製造販売医薬品にあつては、当該薬局の薬剤師)が電話その他の方法により当該医薬品の販売又は授与の相手方から情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。)/」と読み替えて適用するものとする。

(平二一厚労令一一四・追加、平二三厚労令六五・平二三厚労令一一四・平二五厚労令七四・平二五厚労令一四〇・一部改正)

第三十九条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(平二一厚労令一一四・旧第三十条線下)

第四十条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(平二一厚労令一一四・旧第三十一条線下)

(施行のために必要な準備等)

第四十一条 附則第十条、第十一条、第十五条、第十七条及び次条の届出は、この省令の施行前においても行うことができる。

(平二一厚労令一一四・旧第三十二条線下)

第四十二条 既存薬局開設者、既存一般販売業者又は既存薬種商等であつて、この省令の施行の際現に郵便等販売(新施行規則第一条第二項第七号(新施行規則第百三十九条第二項において準用する場合を含む。))に規定する郵便等販売をいう。)を行っているものは、この省令の施行後直ちに、新施行規則様式第一の二による届書をその薬局又は店舗の所在地の都道府県知事(既存一般販売業者にあつては、その店舗の所在地が地域保健法第五条第一項の政令で定める市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に提出しなければならない。

(平二一厚労令一一四・旧第三十三条線下)

附 則 (平成二年二月二三日厚生労働省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年四月二二日厚生労働省令第一〇三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年四月二八日厚生労働省令第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年十一月四日から施行する。

附 則 (平成二年五月二〇日厚生労働省令第一一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年五月二九日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年七月七日厚生労働省令第一二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一〇月一六日厚生労働省令第一四六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二二年一月二〇日厚生労働省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第三十六号の二十(3)に規定する貼付剤、同項第七十一号の三(2)に規定する錠剤、同号(3)に規定する細粒剤又は同号(4)に規定する内用液剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則 (平成二二年四月一六日厚生労働省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年六月二五日厚生労働省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二三日厚生労働省令第九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二七日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二一日厚生労働省令第七号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正前の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第二十六号の二十三に規定する外用剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則 (平成二三年四月二二日厚生労働省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二七日厚生労働省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二一日厚生労働省令第七二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第八十条の二第二項の規定により計画の届出がされた治験に係る薬事法施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年七月一日厚生労働省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月四日厚生労働省令第八七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に行われたこの省令による改正前の薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百九十七条の規定による申請(指定製剤(この省令による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。)第百九十七条第二項第一号に規定する指定製剤をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)に係る検定については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に、国立感染症研究所が、指定製剤に該当する品目について、薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号。以下「法」という。)第十四条の承認を取得している製造販売業者(次条において「指定製剤既承認製造販売業者」という。)との協議を経て作成している製品の製造及び試験の記録等の要約を記載するための様式(新規則第百九十七条の二各号に掲げる事項を記載することができるものに限る。)は、新規則第百九十七条の三の規定により作成された製造・試験記録等要約書の様式とみなす。

第四条 指定製剤既承認製造販売業者は、この省令の施行後、遅滞なく、新規則第百九十七条の四第一項の申請を行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条に該当する場合

二 当該品目について当分の間製造販売を行う予定がないことその他特別の事情がある場合

- 2 前項ただし書(第二号に係る部分に限る。)の場合においては、指定製剤既承認製造販売業者は、当該品目について新規則第百九十七条第一項の規定による検定の申請を行うまでの間に、新規則第百九十七条の四第一項の申請を行わなければならない。

第五条 前二条の規定は、指定製剤に該当する品目について法第十九条の二の承認を取得している同条第四項に規定する外国特例承認取得者について準用する。この場合において、附則第三条中「第十四条の承認を取得している製造販売業者(次条において「指定製剤既承認製造販売業者」という。)」とあるのは「第十九条の二の承認を取得している同条第四項に規定する外国特例承認取得者の選任する製造販売業者(次条におい

て「指定製剤既承認選任製造販売業者」という。）」と、前条中「指定製剤既承認製造販売業者」とあるのは「指定製剤既承認選任製造販売業者」と読み替えるものとする。

第六条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第七条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二三年九月九日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年九月二六日厚生労働省令第一一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行規則の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、同条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下この項において「新薬事法施行規則」という。)の相当規定により地域保健法(昭和二十二年法律百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法施行規則の規定を適用する。

2 第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 第五条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二四年一月一八日厚生労働省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年五月一八日厚生労働省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年五月三〇日厚生労働省令第八五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条(薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る。)及び次条については、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条(薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る。)の規定の施行の際現に交付されている同条の規定による改正前の薬事法施行規則様式第七十七による許可証は、同条の規定による改正後の薬事法施行規則様式第七十七によるものとみなす。

附 則 (平成二四年五月三一日厚生労働省令第八七号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十四号(1)に規定するジメチルジクロロビニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日厚生労働省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年八月三〇日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二八日厚生労働省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二八日厚生労働省令第一四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月二五日厚生労働省令第一六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月二八日厚生労働省令第一六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に治験実施計画書(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下「基準省令」という。))第七条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。以下同じ。)が作成された治験についての治験の依頼をした者(以下「治験依頼者」という。)に係る報告(薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の報告をいう。以下同じ。)については、平成二十六年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、同項の治験依頼者が平成二十六年六月三十日までの間に報告を行う場合において、当該報告については、当該治験依頼者の選択により、第一条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下「新薬事法施行規則」という。))第二百七十三条第三項本文の規定の適用を受けることができる。

3 新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定は、第一項の治験依頼者に係る報告については、平成二十六年七月一日から適用する。

4 新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定は、この省令の施行後に治験実施計画書が作成された治験についての治験依頼者又は治験実施者(新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定による自ら治験を実施した者をいう。以下同じ。)に係る報告については、平成二十六年七月一日から適用する。

5 前項の治験依頼者又は治験実施者に係る報告であって、平成二十六年六月三十日までの間に行われるものについては、第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第二百七十三条第三項の報告とみなして、同項の規定を適用する。

6 前項の規定にかかわらず、同項の報告については、同項の治験依頼者又は治験実施者の選択により、新薬事法施行規則第二百七十三条第三項本文の規定の適用を受けることができる。

附 則 (平成二五年二月八日厚生労働省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第二条第二十項、第二十八条、第五十条第二項、第六十条第一項、第六十三条第二項、第六十八条及び第七十六条の改正規定(「「治験責任医師」とあるのは「当該製造販売後臨床試験責任医師」と、同条第三項」を「「当該被験機器について初めて治験の計画を届け出た日」とあるのは「当該被験機器に係る医療機器の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日」と、同条第三項中「治験機器概要書」とあるのは「添付文書」と、同条第四項」に改める部分に限る。)並びに附則第四条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令(前条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前に実施された又はこの省令の施行の際現に実施されている医療機器の臨床試験については、第一条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下「新薬事法施行規則」という。))及び第二条の規定による改正後の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下「新基準省令」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前に治験実施計画書(医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七条第一項から第三項まで又は第十八条第一項から第三項までの規定に適合するものに限る。)又は製造販売後臨床試験実施計画書(第二条の規定による改正前の医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条において準用する同令第七条第一項から第三項まで(同項第一号を除く。))の規定に適合するものに限る。)が作成された医療機器の臨床試験(前条に該当するものを除く。)については、新薬事法施行規則又は新基準省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年二月一二日厚生労働省令第一二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の十二ただし書及び第九十六号(21)に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 (平成二五年三月二五日厚生労働省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年五月一七日厚生労働省令第七一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日前に改正前の薬事法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品に係る報告（改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」という。）第六十三条第三項の規定により行う同条第二項の報告をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の日前に旧規則第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び同項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品をいう。）に係る報告（新規則第二百五十三条第一項第三号イの規定により行う同項の報告をいう。）については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年五月三十一日厚生労働省令第七三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項第八号の二十ただし書に規定する注射剤であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に毒薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に毒薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。

附 則 （平成二五年五月三十一日厚生労働省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一日厚生労働省令第七八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式（旧様式第九十六を除く。）による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成二五年六月二八日厚生労働省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年八月三〇日厚生労働省令第九八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第百九十七条第二項及び第二百条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成二五年九月二〇日厚生労働省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年九月二七日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年一二月二七日厚生労働省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年一月一七日厚生労働省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年二月一〇日厚生労働省令第八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第三十条第一項又は第三十四条第一項の許可の申請であって、この省令の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者(改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの項の許可を受けた者を含む。以下同じ。)は、この省令の施行の際現にその薬局又は店舗において要指導医薬品を販売し、又は授与している場合には、施行日から起算して三十日を経過する日までに、その薬局又は店舗の所在地の都道府県知事(その薬局又は店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。))にその旨を届け出なければならない。

2 この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の際現に特定販売(この省令第一条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。)第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同じ。)を行っている場合には、この省令の施行後直ちに、その薬局又は店舗の所在地の都道府県知事に、新規則第一条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項又は新規則第百三十九条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

第四条 この省令の施行の際現に旧法第四条第一項の許可を受けている者(改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。)は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第五による申請書に、改正法第一条の規定による改正後の薬事法(以下「新法」という。)第四条第三項第四号イに掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあっては、同条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。

2 この省令の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者(改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。)は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、新法第二十六条第三項第四号に掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあっては、新規則第百三十九条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。

3 この省令の施行の際現に旧法第三十条第一項の許可を受けている者(附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。)は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、新規則第百四十八条第二項第八号に掲げる書類並びに相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならない。

4 この省令の施行の際現に旧法第三十四条第一項の許可を受けている者(附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。)は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、新規則様式第七十八による申請書に、相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければならない。

第五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、この省令の施行後この省令の施行の際現に旧法第四条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者に係る当該許可についての最初の更新をするまでの間、新規則第七条(新規則第百四十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する台帳に、当該者に係る新規則第七条第五号、第十一号及び第十二号に掲げる事項(特定販売を行う際に使用する通信手段及び主たるホームページアドレスを除く。)を記載することを要しない。

2 都道府県知事は、この省令の施行後この省令の施行の際現に旧法第三十条第一項又は第三十四条第一項の許可を受けている者(附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの項の許可を受けた者を含む。)に係る当該許可についての最初の更新をするまでの間、新規則第百四十九条又は第百五十五条において準用する新規則第七条に規定する台帳に、当該者に係る同条第五号及び第十一号に掲げる事項を記載することを要しない。

第六条 店舗販売業者は、新規則第百四十条第一項第一号の規定にかかわらず、平成二十九年六月十一日までの間は、要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として三年以上業務に従事した者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

2 店舗販売業者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第百四十条第一項第一号の規定にかかわらず、平成二十九年六月十二日から当分の間は、要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去五年間のうち次の各号に掲げる期間が通算して三年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

一 要指導医薬品を販売し、若しくは授与する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業において登録販売者として業務に従事した期間

- 二 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者であった期間
- 3 要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗販売業者は、当該店舗の店舗管理者が薬剤師でない場合には、店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置かなければならない。
- 4 前項に規定する店舗管理者を補佐する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、店舗販売業者及び店舗管理者に対し必要な意見を書面により述べなければならない。
- 5 店舗販売業者及び店舗管理者は、第三項の規定により店舗管理者を補佐する者を置いたときは、前項の規定により述べられた店舗管理者を補佐する者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければならない。
- 6 薬局開設者は、その薬局において第二項第一号に規定する登録販売者としての業務に従事した者から、過去五年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。
- 7 店舗販売業者は、その店舗において第二項第一号に規定する登録販売者としての業務に従事した者又は同項第二号に規定する店舗管理者であった者から、過去五年間においてその業務に従事したこと又はその店舗の店舗管理者であったことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。
- 8 前二項の場合において、薬局開設者又は店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。
- 9 薬局開設者又は店舗販売業者は、第六項又は第七項の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

(平二六厚労令九二・令三厚労令一五・一部改正)

第七条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第八条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第九条 薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の施行の日までの間継続して当該許可(その更新に係る同法第一条による改正前の薬事法第二十八条第一項の許可を含む。)により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。)は、この省令の施行の際現にその店舗において要指導医薬品を販売し、又は授与している場合には、施行日から起算して三十日を経過する日までに、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 2 旧薬種商は、この省令の施行の際現に特定販売を行っている場合には、この省令の施行後直ちに、その店舗の所在地の都道府県知事に、新規則第百三十九条第四項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。
- 3 旧薬種商は、この省令の施行後当該許可についての最初の更新の申請をするときは、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)第一条の規定による改正前の薬事法施行規則(以下「平成二十一年改正前規則」という。)様式第七十八による申請書に、新法第二十六条第三項第四号に掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に掲げる事項を記載した書類並びに特定販売を行う場合にあっては、新規則第百三十九条第四項第二号に掲げる事項及び主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 旧薬種商は、新規則第百五十九条の十九第一項第六号に掲げる事項を変更したときは、三十日以内に、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 5 旧薬種商は、新規則第百五十九条の二十第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 前二項の規定による届出は、平成二十一年改正前規則様式第六による届書を提出することによって行うものとする。
- 7 当該店舗において新たに特定販売を行おうとする場合にあっては、前項の届書に、新規則第百三十九条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 8 施行日から起算して三十日を経過する日までの間に生じた第五項に規定する事項に係る同項の規定の適用については、同項中「変更しようとする」とあるのは「変更した」と、「あらかじめ」とあるのは「三十日以内に」とする。

附 則 (平成二六年二月二六日厚生労働省令第一三号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二四日厚生労働省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年七月四日厚生労働省令第七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

(薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」という。)第十二条第一項又は第十三条第一項の許可(以下この条において「旧許可」という。)を受けている者(改正法附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定の許可を受けた者を含む。)であって、改正法附則第二条、第四条、第二十七条又は第二十八条の規定により改正法第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)第二十三条の二第一項、第二十三条の二十第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可又は第二十三条の二の三第一項の登録を受けたものとみなされるものについては、第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第百十四条の八十五第一項若しくは第二項又は第百三十七条の七十八第一項において準用する医薬品医療機器等法施行規則第三条に規定する許可証又は登録証については、旧許可の許可証をもってこれに代えることができる。

第三条 プログラム医療機器(医薬品医療機器等法第二条第十三項に規定する医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。)のみを製造販売する製造販売業者の医療機器等総括製造販売責任者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の四十九第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習(以下「プログラム医療機器特別講習」という。)を修了した者を、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者とみなす。

2 プログラム医療機器のみを製造する製造所の医療機器責任技術者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の五十三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、プログラム医療機器特別講習を修了した者を、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者とみなす。

3 第一項の登録については、第三十六条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令(以下「新登録省令」という。)第一章及び別表一の項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「医療機器等総括製造販売責任者講習等」とあるのは「プログラム医療機器特別講習」と、第一条第一項中「規則第百十四条の四十九第一項第三号及び第百十四条の五十三第一項第三号に規定する講習、第百六十二条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第百七十五条第一項(第四号から第七号までを除く。)に規定する基礎講習、第百八十八条第一号イに規定する基礎講習及び専門講習並びに同条第二号イに規定する基礎講習」とあるのは「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十七号)附則第三条一項に規定するプログラム医療機器特別講習」と、別表一の項中「規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習」とあるのは「プログラム医療機器特別講習」と、「製造販売業に」とあるのは「製造販売業及び製造業に」と、「のうち医療機器」とあるのは「のうちプログラム医療機器」と、「製造販売業者」とあるのは「製造販売業者及び製造業者」と読み替えるものとする。

4 プログラム医療機器特別講習を行おうとする者は、この省令の施行前においても、第一項及び前項の規定の例により登録を受けることができる。この場合において、第一項及び前項の規定の例により登録を受けた者は、第一項に規定する登録を受けた者とみなす。

(平二六厚劳令一ニ八・平二九厚劳令一ニ四・一部改正)

第四条 改正法の施行の際現に旧薬事法第十四条又は第十九条の二の承認を受けている者(改正法附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定の承認を受けた者を含む。)であって、改正法附則第三十条又は第三十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けたものとみなされるものは、この省令の施行後最初の医薬品医療機器等法第二十三条の二十第二項の再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けるまでの間又はその選任外国製造再生医療等製品製造販売業者が当該許可の更新を受けるまでの間に、医薬品医療機器等法施行規則の規定により新たに医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認の申請書に記載すべきこととなった事項を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 厚生労働大臣が医薬品医療機器等法第二十三条の二十七第一項(医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認のための審査を行わせることとしたときは、前項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、当該届出の状況を厚生労働大臣に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知については、医薬品医療機器等法施行規則第百三十七条の三十七第三項の規定を準用する。

第五条 この省令の施行の際現に改正法附則第二十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の許可を受けたものとみなされた製造販売業者の総括製造販売責任者である者については、当分の間、引き続き当該製造販売業者の再生医療等製品総括製造販売責任者となることができる。

第六条 この省令の施行の日前に高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器(以下この条において「高度管理医療機器等」という。)又は特定管理医療機器の賃貸に関する業務に従事した期間は、医薬品医療機器等法施行規則第百六十二条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百七十五条第一項各号列記以外の部分、同項第一号若しくは第二号に規定する高度管理医療機器等又は特定管理医療機器の販売等に関する業務に従事した期間とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に機械器具等と一体的に製造販売するものとして承認を受けている医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者による当該医薬品の機械器具等に係る部分の不具合の報告については、平成二十八年十一月二十四日までの間は、なお従前の例による。

第八条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二六年七月三十一日厚生労働省令第九二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定については、平成二十九年六月十二日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第三十六条の八第一項の試験に合格した登録販売者(以下「旧試験合格登録販売者」という。)については、施行日から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号。次項及び附則第五条において「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第十五条第二項の登録販売者以外の登録販売者とみなして、新規則の規定を適用する。

2 旧試験合格登録販売者に係る新規則第十五条の九、第百四十条第二項、第百四十七条の十、第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の十三の規定の適用については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。

3 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われる法第三十六条の八第一項の試験に合格した者(平成二十七年八月一日において過去五年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して一年以上である者に限る。)に係る新規則第十五条第二項の規定の適用については、平成二十八年七月三十一日までの間は、同項中「二年」とあるのは「一年」とする。

4 法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の施行の日までの間継続して当該許可(その更新に係る同法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。)により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。)の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。次項において同じ。)に従事した期間については、新規則第十五条第二項に規定する期間に通算することができる。

5 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する旧薬種商の店舗において登録販売者として業務に従事した期間については、新規則第百四十条第二項又は第百四十九条の二第二項に規定する期間に通算することができる。

6 薬事法の一部を改正する法律附則第十条に規定する既存配置販売業者(以下この項において「既存配置販売業者」という。)において、既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間については、新規則第十五条第二項に規定する期間に通算することができる。

7 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年厚生労働省令第八号)附則第六条第一項又は第二項の規定により要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者であった登録販売者に係る新規則第百四十条第二項第二号及び第百四十九条の二第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第一類医薬品を販売」とあるのは「要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売」とする。

(令二厚劳令四七・令三厚劳令一三二・一部改正)

(薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 旧試験合格登録販売者に係る前条の規定による改正後の薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則
第六条の規定の適用については、施行日から改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、
なお従前の例による。

(令二厚労令四七・一部改正)

附 則 (平成二六年八月一五日厚生労働省令第九九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年九月二六日厚生労働省令第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年十一月二一日厚生労働省令第一二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年十二月一〇日厚生労働省令第一三四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する
法律の施行の日(平成二十六年十二月十七日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により
使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
できる。

附 則 (平成二六年十二月二六日厚生労働省令第一四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月九日厚生労働省令第一号)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用
されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
できる。

附 則 (平成二七年一月一六日厚生労働省令第七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により
使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
できる。

附 則 (平成二七年三月一九日厚生労働省令第三七号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二六日厚生労働省令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一日厚生労働省令第七九号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一〇日厚生労働省令第八二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年七月三日厚生労働省令第一二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二八日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月一九日厚生労働省令第一六一号)

1 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等
に関する法律施行規則(以下「旧規則」という。)第九十四条第一項、第九十五条第一項、第百十四条の五十六
第一項、第百十四条の五十七第一項、第百三十七条の五十六第一項又は第百三十七条の五十七第一項の届
出をした製造販売業者及び製造業者は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日(当該製造販売
業者又は製造業者が、旧規則第九十四条第二項、第九十五条第二項、第百十四条の五十六第二項、第百十四
条の五十七第二項、第百三十七条の五十六第二項又は第百三十七条の五十七第二項の届書に記載された事項

に変更を生じた場合においては、その変更が生じた日)までは、当該届出に係る品目について、それぞれこの省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十四条、第九十五条、第百十四条の五十六、第百十四条の五十七、第百三十七条の五十六又は第百三十七条の五十七の手続を行ったものとみなす。

附 則 (平成二八年一月二二日厚生労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一二日厚生労働省令第一九号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に健康サポート薬局又はこれに類似する名称の表示をする薬局は、この省令の施行の日から起算して一年間は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の十一の規定にかかわらず、なお従前の表示をすることができる。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二八年三月二八日厚生労働省令第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一七日厚生労働省令第一一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年七月四日厚生労働省令第一二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年八月一五日厚生労働省令第一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年九月二八日厚生労働省令第一五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一九日厚生労働省令第一七六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二五日厚生労働省令第二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次項の規定は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日から施行する。

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日＝平成三〇年一二月三〇日)

(平三〇厚労令八六・旧附則・全改)

(調整規定)

- 2 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、前項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定」とする。

(平三〇厚労令八六・旧附則・全改)

附 則 (平成二九年三月三〇日厚生労働省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年七月三日厚生労働省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年七月三一日厚生労働省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年七月三一日厚生労働省令第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二六日厚生労働省令第九六号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の四第一項の改正規定及び別表第一の第一の三(6)を同三(7)とし、同三(3)から(5)までを同三(4)から(6)までとし、同三(2)の次に同三(3)を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二九年九月二七日厚生労働省令第九九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月五日厚生労働省令第一〇六号)

この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。ただし、第十四条第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に二号を加える改正規定、第百五十八条の四第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に二号を加える改正規定及び第二百八十八条の次に一条を加える改正規定(第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。)は、同年七月三十一日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月五日厚生労働省令第一〇七号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月六日厚生労働省令第一〇九号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)別表第一の第二に掲げる事項に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八条の二第一項又は第二項の規定に基づく報告の体制が整備されていないと都道府県知事が認める当該都道府県にその所在地がある薬局の開設者については、平成三十一年十二月三十一日までの間は、新規則別表第一の第二の規定は、適用しない。

附 則 (平成二九年一二月二四日厚生労働省令第一二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月一九日厚生労働省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二三日厚生労働省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二日厚生労働省令第八一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月一日厚生労働省令第八六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二一日厚生労働省令第一一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二八日厚生労働省令第一五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年一月八日厚生労働省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二六日厚生労働省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一八日厚生労働省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年九月二〇日厚生労働省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一八日厚生労働省令第七〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和元年一二月一四日)

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年一二月二七日厚生労働省令第七四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一月二三日厚生労働省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月二五日厚生労働省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月二七日厚生労働省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月二七日厚生労働省令第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年九月一日から施行する。

附 則 (令和二年五月八日厚生労働省令第九七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月二九日厚生労働省令第一三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月三〇日厚生労働省令第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条の規定によりされた申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の取扱いに関しては、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百九十八条第一項、第百九十九条第二項及び第三項、第二百一条第二項並びに様式第九十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第四条 第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十八条の二の二の規定に基づく輸入の確認の申請に係る様式は、この省令による改正後の様式第九十七の三にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、厚生労働省医薬・生活衛生局長が別に定める様式によることができる。

附 則 (令和二年九月二五日厚生労働省令第一六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年一月二二日厚生労働省令第五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 厚生労働大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（次条において「新規則」という。）第十条の三第六項の規定による専門性の認定を行う団体からの同項各号に掲げる基準に適合することについての届出の受理を行うことができる。

第三条 新規則別表第一に掲げる事項に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八条の二第一項又は第二項の規定に基づく報告の体制が整備されていないと都道府県知事が認める当該都道府県にその所在地がある薬局の開設者については、令和四年九月三十日までの間は、この省令による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第一の規定を適用する。

附 則 （令和三年一月二二日厚生労働省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年一月二九日厚生労働省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に規定する規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

（保管のみを行う製造所の登録に関する経過措置）

第二条 改正法附則第二条第一項の申出は、同法第二条の規定の施行の際現に医薬品、医薬部外品又は化粧品について同条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「旧医薬品医療機器等法」という。）第十三条第一項の許可を受けている者が、当該許可をした都道府県知事に対し、様式第一による申書を提出することにより行うものとする。

2 改正法附則第二条第二項の申出は、同法第二条の規定の施行の際現に医薬品、医薬部外品又は化粧品について旧医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の認定を受けている者が、厚生労働大臣に対し、様式第二による申書を提出することにより行うものとする。

（医薬品等総括製造販売責任者の基準に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に置かれている医薬品等総括製造販売責任者については、第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第八十五条第二号の規定はこの省令の施行後三年間は適用しない。

（様式に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次条において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第五条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一（附則第二条関係）

[画像1 \(56KB\)](#)

様式第二（附則第二条関係）

[画像2 \(57KB\)](#)

[画像3 \(53KB\)](#)

附 則 （令和三年三月二三日厚生労働省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年六月二三日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年六月二九日厚生労働省令第一一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年六月三〇日厚生労働省令第一一四号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則 （令和三年七月一日厚生労働省令第一一六号）

この省令は、令和三年八月一日から施行する。

附 則 （令和三年七月三〇日厚生労働省令第一三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条第二項に規定する従事期間(以下単に「従事期間」という。)が通算して五年以上であり、かつ、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号)第一条第一項第十二号、第二条第一項第六号又は第三条第一項第五号に規定する研修を通算して五年以上受講した登録販売者については、当分の間、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条第二項ただし書に規定する登録販売者とみなす。

2 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する既存一般販売業者の店舗において一般従事者(その店舗において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。次項において同じ。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務(店舗管理者としての業務を含む。次項において同じ。)に従事した期間については、従事期間に通算することができる。

3 改正法附則第五条に規定する既存薬種商の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間については、従事期間に通算することができる。

4 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

5 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(令四厚労令四三・一部改正)

附 則 (令和三年七月三〇日厚生労働省令第一三三号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年八月三一日厚生労働省令第一四四号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第百三十二号の二ただし書に規定する製剤であって、公布の日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則 (令和三年九月二七日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一二月二四日厚生労働省令第二〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一月二〇日厚生労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一月二〇日厚生労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月一四日厚生労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二八日厚生労働省令第四三号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年三月二八日厚生労働省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日厚生労働省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月二〇日厚生労働省令第八四号)

(施行期日)

- 1 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号)の公布の日から施行する。

(公布の日＝令和四年五月二〇日)

(様式に関する経過措置)

- 2 この省令の改正の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年六月二〇日厚生労働省令第九五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月一三日厚生労働省令第一二七号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第三劇薬の部無機薬品及びその製剤の項第十号(6)に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、これに添付する文書、その体外診断薬又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の記載のあるものについては、これらの記載に関する限り、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則 (令和四年九月一三日厚生労働省令第一二八号)

この省令は、令和四年十二月一日から施行する。

附 則 (令和四年九月二六日厚生労働省令第一三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日厚生労働省令第一三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日厚生労働省令第一四〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 医薬品の製造販売業者、医療機器の製造販売業者又は再生医療等製品の製造販売業者が、この省令による改正前の臨床研究法施行規則第二条第三号から第五号までに掲げる製造販売後調査等(医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十一号)第二条第一項第三号、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十八号)第二条第一項第三号及び再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第九十号)第二条第一項第三号に掲げるものに限る。)を実施する場合は、この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十三条第二号及び第三号、第百十四条の五十四の二第二号及び第三号並びに第百三十七条の五十五の二第二号及び第三号の規定は、令和五年九月三十日までは、適用しない。

附 則 (令和四年十一月二二日厚生労働省令第一五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年十二月二三日厚生労働省令第一七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一月三十一日厚生労働省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二七日厚生労働省令第三一号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第八十八号(4)に規定する内用剤であって、令和五年九月三十日以前に現に存し、かつ、これに添付する文書又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の記載があるものについては、これらの記載に関する限り、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則 (令和五年三月三十一日厚生労働省令第六一号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年四月二八日厚生労働省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月二六日厚生労働省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年八月三〇日厚生労働省令第一〇六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年九月一四日厚生労働省令第一一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年九月二五日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年十一月一日厚生労働省令第一三七号)

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八条の二第一項又は第二項の規定による報告に対するこの省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十一条の六の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和五年十二月二六日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年十二月二七日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年一月一八日厚生労働省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二六日厚生労働省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年五月七日厚生労働省令第八二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年六月二四日厚生労働省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年九月二四日厚生労働省令第一二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年一〇月一六日厚生労働省令第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和六年十二月十二日)から施行する。

附 則 (令和六年十二月二七日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一(第一条関係)

(令3厚劳令15・全改)

[画像4 \(46KB\)](#)

[画像5 \(31KB\)](#)

様式第二(第二条関係)

(平26厚劳令87・全改)

[画像6 \(15KB\)](#)

様式第三(第四条、第二十一条、第二十八条、第三十四条の五、第五十三の六、第百十四条の四、第百十四条の十一、第百十四条の三十五、第二百二十三条、第百三十七条の四、第百三十七条の十一、第百三十七条の三十四の六、第百八十三条関係)

(令3厚劳令15・全改)

[画像7 \(30KB\)](#)

[画像8 \(30KB\)](#)

様式第四(第五条、第二十二條、第二十九条、第三十四条の六、第五十三の七、第百十四条の五、第百十四条の十二、第百十四条の三十六、第二百二十四条、第百三十七条の五、第百三十七条の十二、第百三十七条の三十四の七、第百八十四条関係)

(令3厚劳令15・全改)

[画像9 \(29KB\)](#)

[画像10 \(30KB\)](#)

様式第五(第六条関係)

(令3厚劳令132・全改)

[画像11 \(42KB\)](#)

[画像12 \(32KB\)](#)

様式第五の二(第十条の二関係)

(令3厚労令5・追加)

[画像13 \(48KB\)](#)

[画像14 \(34KB\)](#)

様式第五の三(第十条の三関係)

(令3厚労令5・追加)

[画像15 \(49KB\)](#)

[画像16 \(32KB\)](#)

様式第五の四(一)(第十条の四関係)

(令3厚労令5・追加)

[画像17 \(15KB\)](#)

様式第五の四(二)(第十条の四関係)

(令3厚労令5・追加)

[画像18 \(17KB\)](#)

様式第五の五(一)(第十条の九関係)

(令3厚労令5・追加)

[画像19 \(50KB\)](#)

[画像20 \(41KB\)](#)

様式第五の五(二)(第十条の九関係)

(令3厚労令5・追加)

[画像21 \(51KB\)](#)

[画像22 \(39KB\)](#)

様式第六(第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条の七十、第二百二十七条、第百三十七条の六十五、第百三十七条の六十六、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係)

(令4厚労令43・全改)

[画像23 \(75KB\)](#)

[画像24 \(254KB\)](#)

[画像25 \(79KB\)](#)

様式第七(第十七条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令43・一部改正)

[画像26 \(25KB\)](#)

様式第八(第十条の八、第十八条、第百三十二条、第百五十九条の二十三、第百七十七条、第百九十六条の十三関係)

(令2厚労令208・全改、令3厚労令5・一部改正)

[画像27 \(22KB\)](#)

[画像28 \(34KB\)](#)

様式第九(第十九条、第百十四条の二、第百三十七条の二関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像29 \(48KB\)](#)

[画像30 \(52KB\)](#)

様式第十(一)(第二十条、第百十四条の三関係)

(平26厚労令87・全改)

[画像31 \(19KB\)](#)

様式第十(二)(第二十条、第百十四条の三、第百三十七条の三関係)

(平26厚労令87・全改)

[画像32 \(20KB\)](#)

様式第十一(第二十三条、第百十四条の六、第百三十七条の六関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像33 \(49KB\)](#)

[画像34 \(52KB\)](#)

様式第十二(第二十六条、第百三十七条の九関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像35 \(45KB\)](#)

[画像36 \(36KB\)](#)

様式第十三(第二十七条、第百三十七条の十関係)
(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改)

[画像37 \(19KB\)](#)

様式第十四(第三十条、第百三十七条の十三関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像38 \(46KB\)](#)

[画像39 \(30KB\)](#)

様式第十五(第三十一条、第百三十七条の十四関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像40 \(25KB\)](#)

[画像41 \(24KB\)](#)

様式第十六(一)(第三十三条、第百三十七条の十六関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像42 \(36KB\)](#)

様式第十六(二)(第三十三条、第百三十七条の十六関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像43 \(38KB\)](#)

[画像44 \(41KB\)](#)

様式第十七(第三十四条、第百三十七条の十七関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・一部改正)

[画像45 \(26KB\)](#)

様式第十七の二(第三十四条の三関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像46 \(53KB\)](#)

様式第十七の三(第三十四条の四関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像47 \(17KB\)](#)

様式第十七の四(第三十四条の七関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像48 \(53KB\)](#)

様式第十八(第三十六条、第百三十七条の十九関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像49 \(61KB\)](#)

[画像50 \(51KB\)](#)

様式第十九(第三十七条、第百三十七条の二十関係)

(令3厚労令15・全改、令4厚労令43・一部改正)

[画像51 \(32KB\)](#)

様式第二十(第三十七条、第百三十七条の二十関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像52 \(64KB\)](#)

[画像53 \(52KB\)](#)

様式第二十一(第三十七条、第百三十七条の二十関係)

(令2厚労令208・全改、令4厚労令43・一部改正)

[画像54 \(39KB\)](#)

[画像55 \(33KB\)](#)

様式第二十一の二(第三十七条の二関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像56 \(60KB\)](#)

[画像57 \(36KB\)](#)

様式第二十一の三(第三十七条の三関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像58 \(28KB\)](#)

様式第二十一の四(第三十七条の三関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像59 \(62KB\)](#)

[画像60 \(36KB\)](#)

様式第二十二(第三十八条関係)

(令4厚労令43・全改、令4厚労令84・一部改正)

[画像61 \(54KB\)](#)

様式第二十二の二(第四十五条の四、第百十四条の二十二の四関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・令3厚労令15・一部改正)

[画像62 \(23KB\)](#)

様式第二十三(第四十六条関係)

(令4厚労令43・全改)

[画像63 \(96KB\)](#)

様式第二十四(第四十八条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像64 \(26KB\)](#)

様式第二十五(第五十条関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像65 \(34KB\)](#)

[画像66 \(19KB\)](#)

様式第二十六(第五十一条、第五十五条、第二百六十三条関係)

(令3厚労令15・全改、令4厚労令43・一部改正)

[画像67 \(31KB\)](#)

様式第二十六の二(第五十三条の二関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像68 \(44KB\)](#)

[画像69 \(64KB\)](#)

様式第二十六の三(第五十三条の三、第五十五条関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像70 \(29KB\)](#)

様式第二十六の四(第五十三条の五関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像71 \(40KB\)](#)

[画像72 \(12KB\)](#)

様式第二十七(第五十四条関係)

(平16厚労令39・旧様式第十一の二・全改、平16厚労令112・旧様式第十一の二(一)繰下・一部改正、平26厚労令87・旧様式第二十七(一)・一部改正、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令84・一部改正)

[画像73 \(29KB\)](#)

様式第二十七の二(第五十四条、第百十四条の三十七関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・令3厚労令15・一部改正)

[画像74 \(27KB\)](#)

様式第二十八(第五十五条関係)

(平16厚労令39・旧様式第十一の二の二・全改、平16厚労令112・旧様式第十一の二の二(一)繰下・一部改正、平26厚労令87・旧様式第二十八(一)・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像75 \(18KB\)](#)

様式第二十九(第五十五条、第百十四条の三十八、第百三十七条の三十七関係)

(平16厚労令112・追加、平21厚労令10・平26厚労令87・令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像76 \(16KB\)](#)

様式第三十(第五十六条関係)

(昭55厚令11・追加、平5厚令21・平5厚令36・一部改正、平6厚令27・旧様式第十一の二繰下、平7厚令35・旧様式第十一の二の三繰下、平7厚令39・旧様式第十一の二の四繰下、平12厚令127・一部改正、平16厚労令39・旧様式第十一の二の五(一)繰上・一部改正、平16厚労令112・旧様式第十一の二の三(一)繰下・一部改正、平26厚労令87・旧様式第三十(一)・一部改正、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像77 \(21KB\)](#)

様式第三十一(第六十二条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第十一の二の四繰下・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像78 \(16KB\)](#)

様式第三十二(第六十三条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第十一の二の五繰下・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像79 \(15KB\)](#)

様式第三十三(第六十四条関係)

(平16厚労令39・旧様式第十一の二の六・全改、平16厚労令112・旧様式第十一の二の六(一)繰下・一部改正、平26厚労令87・旧様式第三十三(一)・一部改正、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令84・一部改正)

[画像80 \(28KB\)](#)

様式第三十四(第六十五条関係)

(平16厚労令39・旧様式第十一の二の七・全改、平16厚労令112・旧様式第十一の二の七(一)繰下・一部改正、平26厚労令87・旧様式第三十四(一)・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像81 \(18KB\)](#)

様式第三十五(第六十六条関係)

(昭55厚令11・追加、平元厚令10・平5厚令21・一部改正、平7厚令39・旧様式第十一の三・一部改正、平12厚令127・平16厚労令39・一部改正、平16厚労令112・旧様式第十一の三(一)繰下・一部改正、平26厚労令87・旧様式第三十五(一)・一部改正、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像82 \(21KB\)](#)

様式第三十六(第六十七条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第十一の三の二(一)繰下・一部改正、平26厚労令87・旧様式第三十六(一)・一部改正、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像83 \(20KB\)](#)

様式第三十七(第六十八条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第十一の三の三(一)繰下・一部改正、平26厚労令87・旧様式第三十七(一)・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像84 \(19KB\)](#)

様式第三十七の二(第六十八条の二関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像85 \(30KB\)](#)

様式第三十七の三(第六十八条の二関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像86 \(32KB\)](#)

様式第三十七の四(第六十八条の七関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像87 \(24KB\)](#)

様式第三十七の五(第六十八条の九関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像88 \(44KB\)](#)

様式第三十七の六(第六十八条の九関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像89 \(33KB\)](#)

様式第三十七の七(第六十八条の十、第六十八条の十五関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像90 \(30KB\)](#)

様式第三十七の八(第六十八条の十三関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像91 \(22KB\)](#)

様式第三十七の九(一)(第六十八条の十四関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像92 \(28KB\)](#)

様式第三十七の九(二)(第六十八条の十四関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像93 \(29KB\)](#)

様式第三十七の十(第六十八条の十五関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像94 \(19KB\)](#)

様式第三十七の十一(第六十八条の十五関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像95 \(20KB\)](#)

様式第三十八(第六十九条関係)

(平16厚労令112・旧様式第十一の四(一)繰下・全改、平26厚労令87・旧様式第三十八(一)・一部改正、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像96 \(35KB\)](#)

様式第三十九(第七十条関係)

(令4厚労令43・全改)

[画像97 \(89KB\)](#)

様式第四十(第七十条、第百十四条の四十七関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像98 \(29KB\)](#)

様式第四十一(第七十一条、第百十四条の四十八関係)

(平16厚労令112・追加、平26厚労令87・令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像99 \(15KB\)](#)

様式第四十二から様式第四十九まで 削除

(平二六厚労令八七)

様式第五十から様式第五十二の二まで 削除

(平二七厚労令一六一)

様式第五十三(第百二条関係)

(令3厚労令15・全改、令4厚労令84・一部改正)

[画像100 \(43KB\)](#)

様式第五十四(第百五条、第百十四条の七十五、第百三十七条の七十一関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像101 \(30KB\)](#)

様式第五十四の二(第百五条の二、第百八条の二、第百十四条の七十五の二、第百十四条の七十八の二、第百三十七条の七十一の二、第百三十七条の七十四の二関係)

(令2厚労令155・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像102 \(24KB\)](#)

様式第五十四の三(第百八条、第百十四条の七十八、第百三十七条の七十四関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像103 \(29KB\)](#)

様式第五十四の四(第百十一条、第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令208・全改、令3厚労令15・一部改正)

[画像104 \(24KB\)](#)

様式第五十五(第百十一条関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像105 \(36KB\)](#)

様式第五十六(第百十一条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像106 \(28KB\)](#)

様式第五十七(第百十一条関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像107 \(48KB\)](#)

様式第五十八(第百十一条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像108 \(35KB\)](#)

様式第五十八の二(第百十一条、第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令208・全改、令3厚労令15・一部改正)

[画像109 \(32KB\)](#)

様式第五十九(第百十一条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像110 \(26KB\)](#)

様式第六十(第百十一条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像111 \(33KB\)](#)

様式第六十一(第百十一条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像112 \(25KB\)](#)

様式第六十二(第百十一条関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像113 \(26KB\)](#)

様式第六十二の二(第百十一条関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像114 \(35KB\)](#)

様式第六十二の三(第百十一条関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像115 \(36KB\)](#)

様式第六十二の四(第百十一条関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像116 \(29KB\)](#)

様式第六十二の五(第百十一条関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像117 \(49KB\)](#)

様式第六十二の六(第百十一条関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像118 \(26KB\)](#)

様式第六十二の七(一)(第百十一条関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像119 \(33KB\)](#)

様式第六十二の七(二)(第百十一条関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像120 \(33KB\)](#)

様式第六十二の八(第百十一条関係)
(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像121 \(20KB\)](#)

様式第六十三(第百十一条関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像122 \(23KB\)](#)

[画像123 \(22KB\)](#)

様式第六十三の二(第百十四条の九関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像124 \(40KB\)](#)

[画像125 \(24KB\)](#)

様式第六十三の三(第百十四条の十関係)
(平26厚労令87・追加)

[画像126 \(17KB\)](#)

様式第六十三の四(第百十四条の十三関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像127 \(41KB\)](#)

[画像128 \(24KB\)](#)

様式第六十三の五(第百十四条の十五関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像129 \(62KB\)](#)

[画像130 \(37KB\)](#)

様式第六十三の六(第百十四条の十六関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像131 \(29KB\)](#)

様式第六十三の七(第百十四条の十六関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像132 \(63KB\)](#)

[画像133 \(38KB\)](#)

様式第六十三の八(一)(第百十四条の十七関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令84・一部改正)

[画像134 \(23KB\)](#)

[画像135 \(26KB\)](#) 

様式第六十三の八(二)(第百十四条の十七関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令84・一部改正)

[画像136 \(23KB\)](#) 

[画像137 \(23KB\)](#) 

様式第六十三の九(一)(第百十四条の二十四関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像138 \(30KB\)](#) 

様式第六十三の九(二)(第百十四条の二十四関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像139 \(30KB\)](#) 

様式第六十三の十(一)(第百十四条の二十六関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像140 \(24KB\)](#) 

様式第六十三の十(二)(第百十四条の二十六関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像141 \(23KB\)](#) 

様式第六十三の十一(第百十四条の二十八関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像142 \(32KB\)](#) 

様式第六十三の十二(第百十四条の二十九、第百十四条の三十八関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像143 \(34KB\)](#) 

様式第六十三の十三(第百十四条の三十三関係)

(平29厚労令82・全改、令元厚労令20・令2厚労令155・一部改正)

[画像144 \(26KB\)](#) 

様式第六十三の十四(第百十四条の三十四関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・一部改正)

[画像145 \(26KB\)](#) 

様式第六十三の十五(第百十四条の三十七関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像146 \(33KB\)](#) 

様式第六十三の十六(第百十四条の三十八関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像147 \(23KB\)](#) 

様式第六十三の十七(第百十四条の三十九関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像148 \(26KB\)](#) 

様式第六十三の十八(第百十四条の四十四関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像149 \(33KB\)](#) 

様式第六十三の十九(第百十四条の四十五関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像150 \(23KB\)](#) 

様式第六十三の十九の二(一)(第百十四条の四十五の二関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像151 \(28KB\)](#) 

様式第六十三の十九の二(二)(第百十四条の四十五の二関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像152 \(29KB\)](#) 

様式第六十三の十九の三(一)(第百十四条の四十五の二関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像153 \(31KB\)](#) 

様式第六十三の十九の三(二)(第百十四条の四十五の二関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像154 \(29KB\)](#) 

様式第六十三の十九の四(一)(第百十四条の四十五の七関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像155 \(26KB\)](#)

様式第六十三の十九の四(二)(第百十四条の四十五の七関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像156 \(24KB\)](#)

様式第六十三の十九の五(第百十四条の四十五の九関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・令3厚労令15・一部改正)

[画像157 \(33KB\)](#)

様式第六十三の十九の六(第百十四条の四十五の九関係)

(令2厚労令155・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像158 \(34KB\)](#)

様式第六十三の十九の七(第百十四条の四十五の十関係)

(令2厚労令155・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像159 \(32KB\)](#)

様式第六十三の十九の八(第百十四条の四十五の十四関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像160 \(24KB\)](#)

様式第六十三の十九の九(一)(第百十四条の四十五の十五関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像161 \(33KB\)](#)

様式第六十三の十九の九(二)(第百十四条の四十五の十五関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像162 \(33KB\)](#)

様式第六十三の十九の十(第百十四条の四十五の十六関係)

(令2厚労令155・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像163 \(24KB\)](#)

様式第六十三の十九の十一(第百十四条の四十五の十六関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像164 \(31KB\)](#)

様式第六十三の十九の十二(第百十四条の四十五の十六関係)

(令2厚労令155・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像165 \(22KB\)](#)

様式第六十三の二十(第百十四条の四十六関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像166 \(22KB\)](#)

[画像167 \(23KB\)](#)

様式第六十三の二十一(一)(第百十四条の四十七関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像168 \(30KB\)](#)

様式第六十三の二十一(二)(第百十四条の四十七関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像169 \(27KB\)](#)

様式第六十三の二十二(一)(第百十四条の七十二関係)

(令2厚労令208・全改、令4厚労令84・一部改正)

[画像170 \(28KB\)](#)

[画像171 \(21KB\)](#)

様式第六十三の二十二(二)(第百十四条の七十二関係)

(令2厚労令208・全改、令4厚労令84・一部改正)

[画像172 \(28KB\)](#)

[画像173 \(20KB\)](#)

様式第六十三の二十三(一)(第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像174 \(29KB\)](#)

[画像175 \(12KB\)](#)

様式第六十三の二十三(二)(第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像176 \(29KB\)](#)

[画像177 \(12KB\)](#)

様式第六十三の二十四(一)(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像178 \(29KB\)](#)

様式第六十三の二十四(二)(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像179 \(28KB\)](#)

様式第六十三の二十五(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像180 \(31KB\)](#)

[画像181 \(17KB\)](#)

様式第六十三の二十六(第百十四条の八十一関係)
(平29厚労令82・全改、令元厚労令20・令2厚労令155・一部改正)

[画像182 \(30KB\)](#)

様式第六十三の二十七(第百十四条の八十一関係)
(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・一部改正)

[画像183 \(30KB\)](#)

様式第六十三の二十八(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像184 \(27KB\)](#)

[画像185 \(16KB\)](#)

様式第六十三の二十九(第百十四条の八十一関係)
(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像186 \(33KB\)](#)

[画像187 \(13KB\)](#)

様式第六十三の三十(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像188 \(31KB\)](#)

様式第六十三の三十一(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像189 \(27KB\)](#)

[画像190 \(19KB\)](#)

様式第六十三の三十一の二(一)(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像191 \(31KB\)](#)

様式第六十三の三十一の二(二)(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像192 \(31KB\)](#)

様式第六十三の三十一の三(一)(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像193 \(33KB\)](#)

様式第六十三の三十一の三(二)(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像194 \(34KB\)](#)

様式第六十三の三十一の四(一)(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像195 \(30KB\)](#)

様式第六十三の三十一の四(二)(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像196 \(29KB\)](#)

様式第六十三の三十一の五(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令208・全改、令3厚労令15・一部改正)

[画像197 \(36KB\)](#)

様式第六十三の三十一の六(第百十四条の八十一関係)
(令2厚労令155・追加)

[画像198 \(39KB\)](#)

様式第六十三の三十一の七(第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令155・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像199 \(35KB\)](#)

様式第六十三の三十一の八(第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像200 \(28KB\)](#)

様式第六十三の三十一の九(一)(第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像201 \(37KB\)](#)

様式第六十三の三十一の九(二)(第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像202 \(38KB\)](#)

様式第六十三の三十一の十(第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令155・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像203 \(24KB\)](#)

様式第六十三の三十一の十一(第百十四条の八十一関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像204 \(35KB\)](#)

様式第六十三の三十二(第百十四条の八十一関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像205 \(25KB\)](#)

[画像206 \(23KB\)](#)

様式第六十四(一)(第百十五条関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像207 \(34KB\)](#)

様式第六十四(二)(第百十五条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像208 \(29KB\)](#)

様式第六十四(三)(第百十五条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像209 \(29KB\)](#)

[画像210 \(17KB\)](#)

様式第六十四(四)(第百十五条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像211 \(27KB\)](#)

[画像212 \(14KB\)](#)

様式第六十五(一)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像213 \(30KB\)](#)

様式第六十五(二)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像214 \(28KB\)](#)

様式第六十五(三)(第百十八条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像215 \(30KB\)](#)

[画像216 \(11KB\)](#)

様式第六十五(四)(第百十八条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像217 \(28KB\)](#)

[画像218 \(11KB\)](#)

様式第六十六(一)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像219 \(26KB\)](#)

様式第六十六(二)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像220 \(23KB\)](#)

様式第六十六(三)(第百十八条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像221 \(27KB\)](#)

[画像222 \(11KB\)](#)

様式第六十六(四)(第百十八条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像223 \(28KB\)](#)

様式第六十七(一)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像224 \(29KB\)](#)

様式第六十七(二)(第百十八条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像225 \(29KB\)](#)

[画像226 \(14KB\)](#)

様式第六十八(一)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像227 \(33KB\)](#)

様式第六十八(二)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像228 \(32KB\)](#)

[画像229 \(13KB\)](#)

様式第六十八の二(一)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令155・一部改正)

[画像230 \(25KB\)](#)

様式第六十八の二(二)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令155・一部改正)

[画像231 \(28KB\)](#)

様式第六十八の三(一)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・一部改正)

[画像232 \(25KB\)](#)

様式第六十八の三(二)(第百十八条関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・一部改正)

[画像233 \(28KB\)](#)

様式第六十八の四(第百十八条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像234 \(31KB\)](#)

様式第六十八の五(第百十八条の二関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像235 \(37KB\)](#)

様式第六十九(第百二十条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像236 \(18KB\)](#)

様式第七十(第百二十一条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像237 \(33KB\)](#)

様式第七十一(第百二十二条関係)

(平26厚労令87・全改)

[画像238 \(18KB\)](#)

様式第七十一の二(第百二十五条の二関係)

(平29厚労令2(平30厚労令150)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像239 \(26KB\)](#)

様式第七十二(第百二十六条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像240 \(33KB\)](#)

様式第七十三(第百二十九条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像241 \(20KB\)](#)

様式第七十四(第百二十九条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像242 \(19KB\)](#) 

様式第七十四の二(第二百二十九条の二関係)
(平26厚労令87・追加)

[画像243 \(17KB\)](#) 

様式第七十五(第百三十一条関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像244 \(23KB\)](#) 

様式第七十五の二(第百三十二条の二関係)
(平29厚労令2・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像245 \(20KB\)](#) 

様式第七十五の二の二(第百三十七条の二十一関係)
(平26厚労令87・追加、平29厚労令2・旧様式第七十五の二繰下、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令84・一部改正)

[画像246 \(25KB\)](#) 

[画像247 \(31KB\)](#) 

様式第七十五の三(第百三十七条二十七関係)
(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像248 \(31KB\)](#) 

様式第七十五の四(第百三十七条の二十九関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像249 \(23KB\)](#) 

様式第七十五の五(第百三十七条の三十一関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像250 \(32KB\)](#) 

[画像251 \(16KB\)](#) 

様式第七十五の六(第百三十七条の三十二、第百三十七条の三十七、第二百六十四条関係)
(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像252 \(29KB\)](#) 

様式第七十五の六の二(第百三十七条の三十四の二関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像253 \(41KB\)](#) 

[画像254 \(62KB\)](#) 

様式第七十五の六の三(第百三十七条の三十四の三、第百三十七条の三十七関係)
(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像255 \(26KB\)](#) 

様式第七十五の六の四(第百三十七条の三十四の五関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像256 \(44KB\)](#) 

様式第七十五の七(第百三十七条の三十六関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像257 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の八(第百三十七条の三十七関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像258 \(17KB\)](#) 

様式第七十五の九(第百三十七条の三十八関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像259 \(22KB\)](#) 

様式第七十五の十(第百三十七条の四十四関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像260 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の十一(第百三十七条の四十五関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像261 \(19KB\)](#) 

様式第七十五の十二(第百三十七条の四十六関係)
(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像262 \(21KB\)](#) 

様式第七十五の十三(第百三十七条の四十七関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像263 \(22KB\)](#) 

様式第七十五の十四(第百三十七条の四十八関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像264 \(20KB\)](#) 

様式第七十五の十四の二(第百三十七条の四十八の二関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像265 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の十四の三(第百三十七条の四十八の二関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像266 \(30KB\)](#) 

様式第七十五の十四の四(第百三十七条の四十八の七関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像267 \(24KB\)](#) 

様式第七十五の十四の五(第百三十七条の四十八の九関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像268 \(43KB\)](#) 

様式第七十五の十四の六(第百三十七条の四十八の九関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像269 \(29KB\)](#) 

様式第七十五の十四の七(第百三十七条の四十八の十一、第百三十七条の四十八の十五関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像270 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の十四の八(第百三十七条の四十八の十三関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像271 \(22KB\)](#) 

様式第七十五の十四の九(一)(第百三十七条の四十八の十四関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像272 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の十四の九(二)(第百三十七条の四十八の十四関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像273 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の十四の十(第百三十七条の四十八の十五関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像274 \(19KB\)](#) 

様式第七十五の十四の十一(第百三十七条の四十八の十五関係)

(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像275 \(19KB\)](#) 

様式第七十五の十五(第百三十七条の四十九関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像276 \(33KB\)](#) 

様式第七十五の十六(第百三十七条の五十二関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像277 \(24KB\)](#) 

様式第七十五の十七(第百三十七条の六十八関係)

(令2厚労令208・全改、令4厚労令84・一部改正)

[画像278 \(29KB\)](#) 

[画像279 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の十八(第百三十七条の七十七関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像280 \(30KB\)](#) 

[画像281 \(12KB\)](#) 

様式第七十五の十九(第百三十七条の七十七関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像282 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の二十(第百三十七条の七十七関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像283 \(36KB\)](#) 

[画像284 \(21KB\)](#) 

様式第七十五の二十一(第百三十七条の七十七関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像285 \(26KB\)](#) 

[画像286 \(16KB\)](#) 

様式第七十五の二十二(第百三十七条の七十七関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像287 \(27KB\)](#) 

様式第七十五の二十三(第百三十七条の七十七関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像288 \(26KB\)](#) 

[画像289 \(16KB\)](#) 

様式第七十五の二十四(第百三十七条の七十七関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像290 \(26KB\)](#) 

様式第七十五の二十五(第百三十七条の七十七関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像291 \(27KB\)](#) 

様式第七十五の二十五の二(第百三十七条の七十七関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像292 \(33KB\)](#) 

様式第七十五の二十五の三(第百三十七条の七十七関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像293 \(34KB\)](#) 

様式第七十五の二十五の四(第百三十七条の七十七関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像294 \(28KB\)](#) 

様式第七十五の二十五の五(第百三十七条の七十七関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像295 \(49KB\)](#) 

様式第七十五の二十五の六(第百三十七条の七十七関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像296 \(25KB\)](#) 

様式第七十五の二十五の七(一)(第百三十七条の七十七関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像297 \(32KB\)](#) 

様式第七十五の二十五の七(二)(第百三十七条の七十七関係)
(令3厚労令15・追加)

[画像298 \(33KB\)](#) 

様式第七十五の二十五の八(第百三十七条の七十七関係)
(令3厚労令15・追加、令4厚労令43・一部改正)

[画像299 \(20KB\)](#) 

様式第七十五の二十六(第百三十七条の七十七関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像300 \(24KB\)](#) 

[画像301 \(23KB\)](#) 

様式第七十六(第百三十九条関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像302 \(43KB\)](#) 

[画像303 \(28KB\)](#) 

様式第七十七(第百四十二条、第百四十九条、第百五十五条関係)
(平26厚労令87・全改)

[画像304 \(17KB\)](#) 

様式第七十八(第百四十二条、第百四十九条、第百五十五条関係)
(令3厚労令132・全改)

[画像305 \(44KB\)](#) 

[画像306 \(39KB\)](#)

様式第七十九から様式第八十二まで 削除
(平二一厚労令一〇)

様式第八十三(第百四十八条関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像307 \(39KB\)](#)

[画像308 \(25KB\)](#)

様式第八十四(第百五十一条関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像309 \(19KB\)](#)

様式第八十五(第百五十二条関係)
(平21厚労令10・全改)

[画像310 \(14KB\)](#)

[画像311 \(8KB\)](#)

様式第八十六(第百五十三条関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像312 \(44KB\)](#)

[画像313 \(35KB\)](#)

様式第八十六の二(第百五十九条の七関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像314 \(32KB\)](#)

[画像315 \(19KB\)](#)

様式第八十六の三(第百五十九条の八関係)
(平26厚労令87・全改)

[画像316 \(15KB\)](#)

様式第八十六の四(第百五十九条の九関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像317 \(18KB\)](#)

様式第八十六の五(第百五十九条の十関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像318 \(16KB\)](#)

様式第八十六の六(第百五十九条の十一関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像319 \(16KB\)](#)

様式第八十六の七(第百五十九条の十二関係)
(令2厚労令208・全改)

[画像320 \(16KB\)](#)

様式第八十七(第百六十条関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像321 \(62KB\)](#)

様式第八十八(第百六十三条関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像322 \(30KB\)](#)

様式第八十九(第百七十八条関係)
(平27厚労令1・全改)

[画像323 \(17KB\)](#)

様式第九十(第百七十八条関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像324 \(64KB\)](#)

様式第九十一(第百八十条関係)
(令3厚労令15・全改)

[画像325 \(44KB\)](#)

[画像326 \(29KB\)](#)

様式第九十二(第百八十二条関係)
(平26厚労令87・全改)

[画像327 \(18KB\)](#)

様式第九十三(第百八十五条関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像328 \(45KB\)](#) 

[画像329 \(29KB\)](#) 

様式第九十四(第百八十六条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像330 \(25KB\)](#) 

[画像331 \(23KB\)](#) 

様式第九十四の二(第百九十六条の二関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像332 \(41KB\)](#) 

[画像333 \(29KB\)](#) 

様式第九十四の三(第百九十六条の五関係)

(平26厚労令87・追加)

[画像334 \(16KB\)](#) 

様式第九十四の四(第百九十六条の五関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像335 \(44KB\)](#) 

[画像336 \(29KB\)](#) 

様式第九十五(第百九十七条、第百九十七条の十一、第百九十七条の十二関係)

(令2厚労令208・全改、令4厚労令43・一部改正)

[画像337 \(30KB\)](#) 

[画像338 \(19KB\)](#) 

様式第九十五の二(第百九十七条の四関係)

(平23厚労令87・追加、平25厚労令78・令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像339 \(32KB\)](#) 

様式第九十五の三(第百九十七条の五関係)

(平23厚労令87・追加、平25厚労令78・令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像340 \(36KB\)](#) 

様式第九十六(第百二条関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・一部改正)

[画像341 \(21KB\)](#) 

様式第九十七(第百二条関係)

(令2厚労令133・全改)

[画像342 \(29KB\)](#) 

様式第九十七の二(第百二十八条の十の九関係)

(令3厚労令15・全改、令4厚労令43・一部改正)

[画像343 \(18KB\)](#) 

様式第九十七の三(第百二十八条の二の二関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像344 \(41KB\)](#) 

[画像345 \(39KB\)](#) 

様式第九十八(第百二十八条の十二、第百二十八条の十三関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像346 \(26KB\)](#) 

様式第九十八の二(第百二十八条の十七、第百二十八条の十八関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像347 \(28KB\)](#) 

様式第九十八の三(第百二十八条の二十一関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像348 \(21KB\)](#) 

様式第九十八の四(第百二十八条の二十一、第百二十八条の二十四関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像349 \(17KB\)](#) 

様式第九十八の五(第百二十八条の二十四関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像350 \(18KB\)](#) 

様式第九十九(第百二十九条関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・旧様式第九十八繰下・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像351 \(28KB\)](#)

様式第九十九の二(第二百三十八条、第二百三十九条関係)

(平26厚労令87・旧様式第九十九繰下・全改、令元厚労令20・令2厚労令155・令2厚労令208・一部改正)

[画像352 \(27KB\)](#)

様式第百(第二百四十三条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第二十七の三繰下・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像353 \(18KB\)](#)

様式第百一(第二百四十三条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第二十七の四繰下・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像354 \(16KB\)](#)

様式第百二(一)(第二百四十五条関係)

(平26厚労令87・全改)

[画像355 \(19KB\)](#)

様式第百二(二)(第二百四十五条関係)

(平26厚労令87・全改)

[画像356 \(20KB\)](#)

様式第百二(三)(第二百四十五条関係)

(令2厚労令155・追加)

[画像357 \(19KB\)](#)

様式第百三(第二百四十六条関係)

(令4厚労令43・全改、令4厚労令84・一部改正)

[画像358 \(13KB\)](#)

[画像359 \(52KB\)](#)

[画像360 \(54KB\)](#)

[画像361 \(54KB\)](#)

[画像362 \(54KB\)](#)

[画像363 \(53KB\)](#)

[画像364 \(48KB\)](#)

様式第百三の二(第二百四十六条関係)

(令4厚労令43・全改、令4厚労令84・一部改正)

[画像365 \(17KB\)](#)

[画像366 \(50KB\)](#)

[画像367 \(52KB\)](#)

[画像368 \(47KB\)](#)

[画像369 \(37KB\)](#)

様式第百四(第二百四十七条関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像370 \(25KB\)](#)

様式第百五(第二百四十八条関係)

(令4厚労令43・全改、令4厚労令84・一部改正)

[画像371 \(18KB\)](#)

[画像372 \(61KB\)](#)

[画像373 \(55KB\)](#)

様式第百六(第二百四十九条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像374 \(22KB\)](#)

様式第百六の二(第二百四十九条の三関係)

(令3厚労令15・追加)

[画像375 \(29KB\)](#)

[画像376 \(54KB\)](#)

[画像377 \(19KB\)](#)

様式第百六の三(第二百四十九条の八関係)

(平26厚労令87・全改、平26厚労令134・一部改正、令3厚労令15・旧様式第百六の二繰下)

[画像378 \(19KB\)](#)

様式第百七(一)(第二百五十条関係)

(平5厚令36・追加、平12厚令127・平16厚労令39・一部改正、平16厚労令112・旧様式第三十(一)繰下・一部改正、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像379 \(22KB\)](#)

様式第百七(二)(第二百五十条関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像380 \(24KB\)](#)

様式第百七(三)(第二百五十条関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像381 \(22KB\)](#)

様式第百七の二(一)(第二百五十一条の二関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像382 \(21KB\)](#)

様式第百七の二(二)(第二百五十一条の二関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像383 \(23KB\)](#)

様式第百七の二(三)(第二百五十一条の二関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像384 \(23KB\)](#)

様式第百七の二(四)(第二百五十一条の二関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像385 \(22KB\)](#)

様式第百七の三(一)(第二百五十一条の三関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像386 \(21KB\)](#)

様式第百七の三(二)(第二百五十一条の三関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像387 \(24KB\)](#)

様式第百七の三(三)(第二百五十一条の三関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像388 \(23KB\)](#)

様式第百七の三(四)(第二百五十一条の三関係)

(令2厚労令155・追加、令2厚労令208・一部改正)

[画像389 \(22KB\)](#)

様式第百八(第二百五十二条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令155・令2厚労令208・一部改正)

[画像390 \(29KB\)](#)

様式第百九から様式第百十一まで 削除

(平二六厚労令八七)

様式第百十二(一)(第二百六十二条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像391 \(35KB\)](#)

[画像392 \(21KB\)](#)

様式第百十二(二)(第二百六十二条関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像393 \(35KB\)](#)

[画像394 \(13KB\)](#)

様式第百十二(三)(第二百六十二条関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像395 \(27KB\)](#)

[画像396 \(27KB\)](#)

様式第百十二の二(第二百六十四条関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像397 \(25KB\)](#)

様式第百十三(一)(第二百六十四条関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像398 \(37KB\)](#) 

様式第百十三(二)(第二百六十四条関係)

(平26厚労令87・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像399 \(32KB\)](#) 

様式第百十三(三)(第二百六十四条関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像400 \(34KB\)](#) 

様式第百十四(第二百六十五条関係)

(令3厚労令15・全改)

[画像401 \(36KB\)](#) 

様式第百十四の二(一)(第二百六十五条の二関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令43・一部改正)

[画像402 \(40KB\)](#) 

様式第百十四の二(二)(第二百六十五条の二関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・一部改正)

[画像403 \(31KB\)](#) 

様式第百十四の三(第二百六十五条の三関係)

(平26厚労令87(平26厚労令128)・追加、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令43・一部改正)

[画像404 \(34KB\)](#) 

様式第百十五(第二百六十七条関係)

(平21厚労令146・全改、令元厚労令20・令2厚労令208・令4厚労令43・一部改正)

[画像405 \(30KB\)](#) 

様式第百十六(第二百七十六条関係)

(平16厚労令39・全改、平16厚労令112・旧様式第三十三繰下・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像406 \(18KB\)](#) 

様式第百十七(第二百七十八条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第三十三の二繰下・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像407 \(16KB\)](#) 

様式第百十八(第二百八十条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第三十三の三繰下・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像408 \(18KB\)](#) 

様式第百十九(第二百八十条関係)

(平16厚労令39・追加、平16厚労令112・旧様式第三十三の四繰下・一部改正、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像409 \(15KB\)](#) 

様式第百二十(第二百八十条の三関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像410 \(28KB\)](#) 

[画像411 \(28KB\)](#) 

様式第百二十一(第二百八十条の四関係)

(平26厚労令87・追加)

[画像412 \(19KB\)](#) 

様式第百二十二(第二百八十条の五関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像413 \(29KB\)](#) 

様式第百二十三(第二百八十条の六関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像414 \(28KB\)](#) 

様式第百二十四(第二百八十条の十関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像415 \(37KB\)](#) 

様式第百二十五(第二百八十条の十二関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像416 \(37KB\)](#)

様式第百二十六(第二百八十条の十四関係)

(令2厚労令208・全改)

[画像417 \(36KB\)](#)

様式第百二十七(第二百八十条の十五関係)

(平26厚労令87・追加、令元厚労令20・令4厚労令43・一部改正)

[画像418 \(22KB\)](#)

別表第一(第十一条の三関係)

(平一九厚労令二八・追加、平二八厚労令一九・平二九厚労令九六・平二九厚労令一〇九・令二厚労令一五五・令三厚労令五・令五厚労令一三七・一部改正)

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 薬局の面積
- (6) 店舗販売業の併設の有無
- (7) 電話番号及びファクシミリ番号
- (8) 電子メールアドレス
- (9) 営業日
- (10) 開店時間
- (11) 開店時間外で相談できる時間
- (12) 健康サポート薬局である旨の表示の有無
- (13) 地域連携薬局の認定の有無
- (14) 専門医療機関連携薬局の認定の有無(有の場合は第十条の三第一項に規定する傷病の区分を含む。)

二 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
 - (i) 駐車場の有無
 - (ii) 駐車台数
 - (iii) 有料又は無料の別
- (3) ホームページアドレス

三 薬局サービス等

- (1) 相談に対する対応の可否
- (2) 相談できるサービスの利用方法
- (3) 薬剤師不在時間の有無
- (4) 対応することができる外国語の種類
- (5) 障害者に対する配慮
- (6) 車椅子の利用者に対する配慮
- (7) 特定販売の実施
 - (i) 特定販売を行う際に使用する通信手段
 - (ii) 特定販売を行う時間
 - (iii) 特定販売により販売を行う医薬品の区分
- (8) 薬局製剤実施の可否
- (9) 薬局医薬品の取扱品目数
- (10) 要指導医薬品及び一般用医薬品の取扱品目数
- (11) 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第四十三条第六項に規定する特別用途食品の取扱いの有無
- (12) 配送サービスの利用
 - (i) 配送サービスの利用の可否
 - (ii) 配送サービスの利用方法
 - (iii) 配送サービスの利用料

四 費用負担

- (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
- (2) 電子決済による料金の支払の可否

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数
- (2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数
- (3) 登録販売者その他資格者の人数
- (4) 薬局の業務内容
 - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施
 - イ 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否(他の薬局の無菌製剤室を利用する場合を含む。)
 - ロ 無菌調剤室の有無
 - ハ クリーンベンチの有無
 - ニ 安全キャビネットの有無
 - ホ 無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した回数
 - ヘ 無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数
 - (ii) 一包化に係る調剤の実施の可否
 - (iii) 麻薬に係る調剤の実施
 - イ 麻薬に係る調剤の実施の可否
 - ロ 麻薬に係る調剤を実施した回数
 - (iv) 浸^{せん}煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
 - (v) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施
 - イ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
 - ロ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数
 - (vi) 携帯型ディスポーザブル注入ポンプの取扱いの有無
 - (vii) 小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無
 - (viii) 医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否
 - (ix) オンライン服薬指導の実施
 - イ オンライン服薬指導の実施の可否
 - ロ オンライン服薬指導の実施の方法
 - ハ オンライン服薬指導を実施した回数
 - (x) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施の可否
 - (xi) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の受付の可否
 - (xii) リフィル処方箋(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条に規定するリフィル処方箋をいう。)の対応実績の件数
 - (xiii) 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無
 - (xiv) 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付
 - イ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否
 - ロ 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる手帳を所持する者の対応の可否
 - (xv) 緊急避妊薬の調剤の可否
 - イ 緊急避妊薬の調剤の対応可否
 - ロ オンライン診療(医療法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十号)別表第一に規定するオンライン診療をいう。)に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否
 - (xvi) 高度管理医療機器に係る業許可
 - イ 高度管理医療機器の販売業許可の有無
 - ロ 高度管理医療機器の貸与業許可の有無
 - (xvii) 検体測定室の実施
 - (xviii) 災害・新興感染症への対応
- (5) 地域医療連携体制
 - (i) 医療連携の有無
 - (ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
 - (iii) 入院時の情報を共有する体制
 - イ 入院時の情報を共有する体制の有無
 - ロ 入院時の情報を共有した回数
 - (iv) 退院時の情報を共有する体制
 - イ 退院時の情報を共有する体制の有無
 - ロ 退院時の情報を共有した回数
 - (v) (iii)及び(iv)に掲げるもののほか、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報を共有した回数

- (vi) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制
 - イ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
 - ロ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供した実績の有無
- (vii) 地域住民への啓発活動への参加の有無
- (viii) 調剤報酬上の位置付け

二 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策の実施
 - (i) 副作用等に係る報告を実施した件数
 - (ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無
- (3) 感染防止対策の実施の有無
- (4) 情報開示の体制
- (5) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (6) 総取扱処方箋数
- (7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。)その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数
- (8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
- (9) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

三 地域連携薬局等に関する事項

- (1) 地域連携薬局
 - (i) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数
 - (ii) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - (iii) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
 - (iv) 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数
 - (v) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数
- (2) 専門医療機関連携薬局
 - (i) 第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数
 - (ii) 第十条の三第三項第二号に基づき、同項第一号の医療機関に情報を共有した回数
 - (iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
 - (iv) 在庫として保管する第十条の三第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
 - (v) 地域における他の薬局開設者に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行つた回数
 - (vi) 地域における他の医療提供施設に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

第三 その他医療を受ける者による薬局の選択に資する事項

別表第一の二(第十五条の六、第十五条の十五、第四百七条の七、第四百七条の十二関係)

(平二六厚労令八・全改、平二六厚労令九二・令二厚労令一五五・令三厚労令一三二・令四厚労令四三・一部改正)

第一 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

- 一 許可の区分の別
- 二 薬局開設者又は店舗販売業者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証又は店舗販売業の許可証の記載事項
- 三 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名
- 四 当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務
- 五 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- 六 当該薬局又は店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- 七 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
- 八 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

第二 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

- 一 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
- 二 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説

- 三 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説
- 四 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあつては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列(特定販売を行うことについて広告をする場合にあつては、当該広告における表示。六及び八において同じ。)に関する解説
- 五 要指導医薬品の陳列に関する解説
- 六 指定第二類医薬品の陳列等に関する解説
- 七 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
- 八 一般用医薬品の陳列に関する解説
- 九 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
- 十 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- 十一 その他必要な事項

別表第一の三(第十五条の六、第四百七十七条の七関係)

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・令三厚労令一五五・令三厚労令一三二・一部改正)

- 一 薬局又は店舗の主要な外観の写真
- 二 薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
- 三 現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別及びその氏名
- 四 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあつては、その開店時間及び特定販売を行う時間
- 五 特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限

別表第一の四(第四百九十九条の十関係)

(平二六厚労令八・追加、平二六厚労令九二・令三厚労令一三二・一部改正)

第一 区域の管理及び運営に関する事項

- 一 許可の区分の別
- 二 配置販売業者の氏名又は名称その他の配置販売業の許可証の記載事項
- 三 区域管理者の氏名
- 四 当該区域に勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務
- 五 取り扱う一般用医薬品の区分
- 六 当該区域に勤務する者の名札等による区別に関する説明
- 七 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の配置販売による購入又は譲受けの申込みを受理する時間
- 八 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

第二 一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

- 一 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
- 二 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
- 三 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説
- 四 指定第二類医薬品の定義等に関する解説
- 五 指定第二類医薬品を配置販売により購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
- 六 一般用医薬品の陳列に関する解説
- 七 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
- 八 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- 九 その他必要な事項

別表第二(第百八十一条関係)

(平一六厚労令一一二・全改、令四厚労令一一・令五厚労令一二・一部改正)

一	手術台及び治療台のうち、放射線治療台
	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
	医療用エックス線写真観察装置
	医療用エックス線装置用透視台
	放射性物質診療用器具(シンチレーションカウンタ及びラジオイムノアッセイ用装置を除く。)
	放射線障害防護用器具
	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの

	一 ハイパーサーミア装置
	二 結石破碎装置
	内臓機能検査用器具のうち、磁気共鳴画像診断装置
	医薬品注入器のうち、造影剤注入装置
	医療用物質生成器のうち、陽子線治療装置
二	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
	一 超音波画像診断装置
	二 医用サーモグラフィ装置
	三 除細動器
	四 機能的電気刺激装置
	五 赤外線画像診断装置
	体温計
	血液検査用器具のうち、オキシメータ
	血圧検査又は脈波検査用器具
	内臓機能検査用器具。ただし、次に掲げるものを除く。
	一 磁気共鳴画像診断装置
	二 眼圧計
	三 血液ガス分析装置
	四 自動細胞診装置
	聴力検査用器具
	知覚検査又は運動機能検査用器具。ただし、次に掲げるものを除く。
	一 歩行分析計
	二 握力計
	三 圧痛覚計
	四 角度計
	五 背筋力計
	六 治療点検索測定器
	七 歯科用電気診断用機器
	補聴器
三	手術台及び治療台(放射線治療台及び歯科用治療台を除く。)
	医療用照明器(歯科用手術灯を除く。)
	医療用消毒器
	医療用殺菌水装置
	麻酔器並びに麻酔器用呼吸 ^{のう} 囊及びガス吸収かん
	呼吸補助器
	内臓機能代用器のうち、心臓ペースメーカー
	保育器
	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
	一 心マッサージ器
	二 脳・脊 ^{せき} 髄電気刺激装置
	三 卵管疎通診断装置
	四 超音波手術器
	五 手術用ロボット
	聴診器
	打診器
	知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、次に掲げるもの

	一 歩行分析計 二 握力計 三 圧痛覚計 四 角度計 五 背筋力計
	医療用定温器(微生物培養装置を除く。)
	電気手術器
	さつ 結 紮 器及び縫合器
	しやく 医療用焼 灼 器(レーザ手術装置及びレーザコアグレータを除く。)
	医療用吸引器(歯科用吸引装置を除く。)
	気胸器及び気腹器
	し 医療用嘴管及び体液誘導管
	医療用洗浄器(歯科用根管洗浄器及び家庭用 ちつ 洗淨器を除く。)
	採血又は輸血用器具
	ちよう 医薬品注入器(歯科用 貼 薬針及び造影剤注入装置を除く。)
	医療用吸入器(家庭用吸入器を除く。)
四	内臓機能代用器(心臓ペースメーカを除く。)
五	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 ヘリウム・ネオンレーザ治療器 二 半導体レーザ治療器
	内臓機能検査用器具のうち、眼圧計
	検眼用器具
	医療用鏡(歯鏡及び歯鏡柄を除く。)
	しやく 医療用焼 灼 器のうち、レーザ手術装置及びレーザコアグレータ
六	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 光線治療器 二 低周波治療器 三 高周波治療器 四 超音波治療器 五 熱療法用装置 六 マッサージ器 七 針電極低周波治療器 八 電位治療器 九 骨電気刺激癒合促進装置 十 磁気治療器
	知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、治療点検索測定器
	整形用機械器具のうち、運動療法用機械器具
七	手術台及び治療台のうち、歯科用治療台
	医療用照明器のうち、歯科用手術灯
	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 歯科用イオン導入装置 二 歯科用両側性筋電気刺激装置
	知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、歯科用電気診断用機器

	医療用鏡のうち、歯鏡及び歯鏡柄
	医療用吸引器のうち、歯科用吸引装置
	医療用 ^{はく} 剥離子のうち、歯科用起子及び ^{はく} 剥離子
	医療用でこのうち、次に掲げるもの 一 歯科用でこ 二 歯科用エレベータ
	医療用 ^{せん} 穿刺器、 ^{せん} 穿削器及び ^{せん} 穿孔器のうち、次に掲げるもの 一 歯科用バー 二 歯科用リーマ 三 歯科用ファイル 四 歯科用ドリル 五 歯科用根管スプレッタ及び根管プラグ 六 歯科用マンドレル 七 歯科用根管拡大装置 八 歯科技工用バー 九 歯科技工用マンドレル
	医療用洗浄器のうち、歯科用根管洗浄器
	整形用機械器具のうち、歯科矯正用機器
	歯科用ユニット
	歯科用エンジン
	歯科用ハンドピース
	歯科用切削器
	歯科用ブローチ
	歯科用探針
	歯科用 ^{てん} 充填器
	歯科用練成器
	歯科用防湿器
	印象採得又は ^{こう} 咬合採得用器具
	歯科用蒸和器及び重合器
	歯科用鑄造器
	医薬品注入器のうち、歯科用 ^{ちよう} 貼薬針
八	放射性物質診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 シンチレーションカウンタ 二 ラジオイムノアッセイ用装置
	血液検査用器具（オキシメータを除く。）
	尿検査又は ^{ふん} 糞便検査用器具
	内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 一 血液ガス分析装置 二 自動細胞診装置
	医療用遠心ちんでん器
	医療用ミクロトーム
	医療用定温器のうち、微生物培養装置

九	舌圧子
	医療用刀
	医療用はさみ
	医療用ピンセット
	医療用 ^ひ 匙
	医療用 ^{こう} 鉤
	医療用 ^{かん} 鉗子
	医療用のこぎり
	医療用のみ
	医療用 ^{はく} 剥離子(歯科用起子及び ^{はく} 剥離子を除く。)
	医療用つち
	医療用やすり
	医療用てこ(歯科用てこ及び歯科用エレベータを除く。)
	医療用 ^{こう} 絞断器
	医療用 ^{せん} 穿刺器、 ^{せん} 穿削器及び ^{せん} 穿孔器。ただし、次に掲げるものを除く。 一 歯科用バー 二 歯科用リーマ 三 歯科用ファイル 四 歯科用ドリル 五 歯科用根管スプレッタ及び根管プラグ 六 歯科用マンドレル 七 歯科用根管拡大装置 八 歯科技工用バー 九 歯科技工用マンドレル
	開創又は開孔用器具
	医療用拡張器
	医療用消息子
	医療用 ^{けん} 捲綿子
	医療用洗浄器のうち、家庭用 ^{ちつ} 腔洗浄器
	整形用機械器具のうち、次に掲げるもの 一 骨接合用器械 二 電動式骨手術器械 三 エアー式骨手術器械 四 骨接合用又は骨手術用器具 五 ^{じん} 靱帯再建術用手術器械
	医療用吸入器のうち、家庭用吸入器
	バイブレーター
	家庭用電気治療器
	指圧代用器
	はり又はきゆう用器具のうち、温きゆう器

家庭用磁気治療器

医療用物質生成器

別表第三(第二百四条関係)

(昭三六厚令一九・昭三六厚令四四・昭三七厚令一・昭三七厚令二九・昭三七厚令五〇・昭三八厚令二二・昭三八厚令二六・昭三八厚令四八・昭三九厚令二五・昭四〇厚令二・昭四〇厚令三八・昭四〇厚令四三・昭四〇厚令五四・昭四一厚令一四・昭四一厚令三八・昭四二厚令八・昭四二厚令三八・昭四三厚令二・昭四三厚令一二・昭四三厚令三八・昭四三厚令五〇・昭四四厚令一一・昭四四厚令二七・昭四五厚令二・昭四五厚令六・昭四五厚令一四・昭四五厚令二八・昭四五厚令四九・昭四六厚令五・昭四六厚令一六・昭四六厚令二一・昭四七厚令三五・昭四七厚令四五・昭四八厚令一・昭四八厚令一九・昭四八厚令三〇・昭四八厚令四一・昭四九厚令一・昭四九厚令一七・昭四九厚令二八・昭四九厚令三三・昭五〇厚令二・昭五〇厚令一七・昭五〇厚令三一・昭五〇厚令四四・昭五一厚令二・昭五一厚令一三・昭五一厚令三八・昭五一厚令五二・昭五二厚令六・昭五二厚令二四・昭五二厚令三五・昭五三厚令一・昭五三厚令二五・昭五三厚令四九・昭五四厚令六・昭五四厚令二四・昭五四厚令三三・昭五五厚令二一・昭五五厚令三八・昭五六厚令三二・昭五六厚令四〇・昭五六厚令六〇・昭五六厚令六七・昭五七厚令二七・昭五七厚令四八・昭五七厚令五四・昭五八厚令二七・昭五八厚令三八・昭五九厚令三・昭五九厚令四・昭五九厚令二九・昭五九厚令三四・昭五九厚令五七・昭六〇厚令一・昭六〇厚令二二・昭六〇厚令三六・昭六〇厚令四〇・昭六一厚令五・昭六一厚令三三・昭六一厚令三八・昭六一厚令四七・昭六二厚令三・昭六二厚令二一・昭六二厚令三三・昭六二厚令三七・昭六二厚令四三・昭六三厚令四・昭六三厚令二一・昭六三厚令四四・昭六三厚令五三・昭六三厚令六二・平元厚令一・平元厚令八・平元厚令二〇・平元厚令三三・平元厚令四二・平二厚令一・平二厚令二三・平二厚令三九・平二厚令五一・平三厚令二・平三厚令一八・平三厚令三九・平三厚令五二・平四厚令一・平四厚令一六・平四厚令三七・平四厚令四五・平四厚令五八・平五厚令二・平五厚令一九・平五厚令三四・平五厚令四五・平六厚令二・平六厚令三一・平六厚令四六・平六厚令六五・平七厚令一・平七厚令二四・平七厚令四八・平七厚令五八・平八厚令三・平八厚令二六・平八厚令二七・平八厚令四四・平八厚令五七・平九厚令七・平九厚令三六・平九厚令四五・平九厚令四六・平九厚令五五・平九厚令五八・平九厚令六九・平九厚令七九・平九厚令八一・平一〇厚令一八・平一〇厚令五二・平一〇厚令六六・平一〇厚令六七・平一〇厚令七九・平一〇厚令八五・平一〇厚令九一・平一〇厚令九六・平一一厚令九・平一一厚令一三・平一一厚令一七・平一一厚令六七・平一一厚令八〇・平一一厚令八二・平一一厚令八三・平一一厚令八八・平一二厚令三・平一二厚令一七・平一二厚令二一・平一二厚令一〇八・平一二厚令一二〇・平一二厚令一四二・平一二厚令一四五・平一三厚令一七・平一三厚令一二四・平一三厚令一三二・平一三厚令二〇六・平一三厚令二一四・平一四厚令四・平一四厚令六四・平一四厚令九三・平一四厚令一三三・平一五厚令四・平一五厚令七九・平一五厚令一二三・平一五厚令一六〇・平一六厚令八・平一六厚令三八・平一六厚令九六・平一六厚令一一二・平一六厚令一一三・平一六厚令一五二・平一六厚令一五五・平一六厚令一七七・平一七厚令四・平一七厚令三三・平一七厚令三五・平一七厚令八七・平一七厚令一二一・平一七厚令一六〇・平一八厚令五・平一八厚令一一三・平一八厚令一四二・平一八厚令一八六・平一九厚令一・平一九厚令五・平一九厚令二四・平一九厚令七九・平一九厚令一〇〇・平一九厚令一〇一・平一九厚令一二二・平一九厚令一二七・平一九厚令一三九・平二〇厚令六・平二〇厚令五八・平二〇厚令九五・平二〇厚令一一九・平二〇厚令一三〇・平二〇厚令一五二・平二〇厚令一七八・平二一厚令五・平二一厚令一七・平二一厚令一〇三・平二一厚令一二七・平二一厚令一四六・平二二厚令六・平二二厚令六三・平二二厚令七九・平二二厚令九一・平二二厚令一一五・平二三厚令七・平二三厚令五一・平二三厚令八四・平二三厚令一一七・平二四厚令四・平二四厚令五〇・平二四厚令八三・平二四厚令八七・平二四厚令九八・平二四厚令一四〇・平二四厚令一六〇・平二五厚令一二・平二五厚令三二・平二五厚令七三・平二五厚令八五・平二五厚令一〇七・平二五厚令一〇九・平二六厚令二・平二六厚令二一・平二六厚令七六・平二六厚令九九・平二六厚令一〇九・平二六厚令一四五・平二七厚令四四・平二七厚令一二一・平二七厚令一四六・平二八厚令一〇・平二八厚令四五・平二八厚令一一三・平二八厚令一二四・平二八厚令一三九・平二八厚令一五一・平二八厚令一七六・平二九厚令三二・平二九厚令七〇・平二九厚令九九・平三〇厚令六・平三〇厚令三四・平三〇厚令八一・平三〇厚令一一六・平三一厚令一・平三一厚令三二・令元厚令一七・令元厚令四九・令元厚令七四・令二厚令六・令二厚令三六・令二厚令九七・令二厚令一三二・令二厚令一六〇・令三厚令六・令三厚令五六・令三厚令一〇九・令三厚令一四四・令三厚令一六一・令三厚令二〇〇・令四厚令一〇・令四厚令四四・令四厚令九五・令四厚令一二七・令四厚令一三五・令四厚令一五六・令四厚令一七一・令五厚令三一・令五厚令七五・令五厚令八七・令五厚令一〇六・

令五厚労令一一・令五厚労令一九・令六厚労令九・令六厚労令五一・令六厚労令九八・令六厚労令一二六・令六厚労令一六五・一部改正)

毒薬

生薬、動植物成分及びそれらの製剤

- 一 アコニチン、その塩類及びそれらの製剤
- 二 アトロピン及びその化合物
- 三 アポモルヒネ及びその塩類
- 四 アレコリン及びその塩類
- 五 エメチン及びその塩類
- 六 オモト配糖体
- 七 カイソウ配糖体
- 八 ガランタミン、その塩類及びそれらの製剤
- 九 カンタリジン及びその化合物
- 十 コルヒチン及びその塩類
- 十一 ジギタリス配糖体
- 十二 スコポラミン及びその化合物
- 十三 スズラン配糖体
- 十四 ストリキニーネ及びその塩類
- 十五 ストロファンツス配糖体

十五の二 セイヨウトチノキ種子より得られたトリテルペン系サポニン混合物及びその製剤。ただし、一個(一丸、一錠、一アンプル、一カプセル又は一包をいう。以下同じ。)中セイヨウトチノキ種子より得られたトリテルペン系サポニン混合物二〇mg以下を含有する内用剤を除く。

- 十六 センソ及びその毒成分
- 十七 チロキシニン及びその塩類
- 十八 ツボクラリン、その化合物及びそれらの製剤
- 十九 テバイン及びその化合物

十九の二 ドセタキセル及びその製剤

二十 ニコチン、その塩類及びそれらを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) ニコチンとして一〇%以下を含有するもの
- (2) ニコチンとして一枚中七八mg以下を含有する貼付剤

二十の二 パクリタキセル及びその製剤

- 二十一 ハズ油
- 二十二 ヒヨスチアミン及びその化合物
- 二十三 ピロカルピン及びその塩類
- 二十四 ビンクリスチン及びその塩類
- 二十四の二 ビンデシン及びその塩類
- 二十五 ビンブラスチン及びその塩類
- 二十六 フィゾスチグミン及びその塩類
- 二十七 フクジュソウ配糖体

- 二十八 ふぐ毒成分及びその製剤
- 二十九 ベラトルムアルカロイド及びその塩類

二十九の二 ボスロプス アトロクス蛇毒由来のトロンビン様酵素(別名バトロキシビン)及びその製剤。ただし、一ml中ボスロプス アトロクス蛇毒由来のトロンビン様酵素一〇バトロキシビン単位以下を含有するものを除く。

- 三十 ホマトロピン及びその塩類
- 三十一 モルヒネ及びその化合物。ただし、エチルモルヒネ、コデイン、ジヒドロコデイン及びそれらの塩類を除く。

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

- 一 アクチノマイシンC及びその製剤。ただし、一バイアル中アクチノマイシンC〇・二mg力価以下を含有するものを除く。
- 二 アクチノマイシンD及びその製剤。ただし、一バイアル中アクチノマイシンD〇・五mg力価以下を含有するものを除く。
- 二の二 アクラルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中アクラルビシンとして二〇mg力価以下を含有するものを除く。
- 二の三 (+)―(7S・9S)―9―アセチル―9―アミノ―7―[(2―デオキシ―ベータ―D―エリスローペンチピラノシル)オキシ]―7・8・9・10―テトラヒドロ―6・11―ジヒドロキシ―5・12―ナフタセンジオン(別名アムルビシン)及びその塩類

- (1) 注射剤以外の製剤であつて一錠中又は一ml中アムホテリシンB一〇〇mg力価以下を含有するもの
- (2) 一g中アムホテリシンB二〇 μ g以下を含有する体外診断薬
- (3) 一ml中アムホテリシンB一〇 μ g以下を含有する体外診断薬
- (4) 一片中アムホテリシンB五・二 μ g以下を含有する体外診断薬

(14) ビスエチルメルクリスルフィド及びその製剤

- (15) ヒドロキシフェニルメルクリヒドロキシヘキサクロロジフェニルメタン及びその製剤
 (16) ーフェニルーニエチルメルクリチオーベンツイミダゾール及びその製剤
 (17) フェニルメルクリトリエタノールアンモニウムペンタクロロフェノキシド及びその製剤
 (18) ブチルメルクリチオサリチル酸ブチル及びその製剤
 (19) メタヒドロキシメルクリオルトトルイル酸ナトリウム及びその製剤
 (20) メチルメルクリチオアセトアミド及びその製剤
 (21) メチレンジナフチルスルホン酸メルクリベンゾール及びその製剤
 (22) 塩化第二水銀(別名昇^{こう}汞)○・一%以下を含有し、かつ、スカレット又はフロキシンをもつて着色した水溶液
 (23) 塩化第二水銀を綿又はガーゼに吸着させた外用剤であつて、塩化第二水銀○・三%以下を含有するもの
 (24) 黄降^{こう}汞一%以下又は赤降^{こう}汞一〇%以下を含有する軟膏
 (25) 一個中水銀ヘマトポルフィリンナトリウム塩二五mg以下を含有する製剤
 (26) シアン水銀、オキシシアン水銀又はフェニルメルクリクロリド○・二%以下を含有する膏^{こう}剤
 (27) ジエチルメルクリホスフェイト及びその製剤
 (28) オルトクロルメルクリフェノール○・〇三%以下を含有する膏^{こう}剤
 (29) 三クロルメルクリーニメトキシプロピル尿素(別名クロルメロドリン)○・二五%以下を含有する製剤

四 ヒ素、その化合物及びそれらの製剤。ただし、ヒ素として○・〇六%以下を含有するもの並びにパラカルバミノフェニル、アルジン酸(別名カルバルゾン)、パラカルバミノフェニルジ(カルボキシフェニル)チオアルゼニト及びそれらの製剤を除く。

有機薬品及びその製剤

- 一 N—アセチル—S— [(2R)—ニ—アミノ—ニ—カルボキシエチルスルファニル] —D—システイニル—D—アラニル—D—アルギニル—D—アルギニル—D—アルギニル—D—アラニル—D—アルギニンアミド(別名エテルカルセチド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル又は一シリンジ中N—アセチル—S— [(2R)—ニ—アミノ—ニ—カルボキシエチルスルファニル] —D—システイニル—D—アラニル—D—アルギニル—D—アルギニル—D—アルギニル—D—アラニル—D—アルギニンアミドとして一〇mg以下を含有するものを除く。
- 一の二 アセチルフリルエチルオキシクマリン及びその製剤。ただし、アセチルフリルエチルオキシクマリン五%以下を含有するものを除く。
- 一の三 (+)—(3R・4aR・5S・6S・6aS・—OS・—OaR・—ObS)—五—アセトキシ—六—(三—ジメチルアミノプロピオニルオキシ)—ドデカヒドロ—〇・—Ob—ジヒドロキシ—三・四a・七・七・—Oa—ペンタメチル—三—ビニル—H—ナフト〔二・—b〕ピラン—オン(別名コルホルシンダロパート)、その塩類及びそれらの製剤
- 一の四 N—アミジノ—ニ—(二・六—ジクロロフェニル)アセトアミド(別名グアンファシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中N—アミジノ—ニ—(二・六—ジクロロフェニル)アセトアミドとして三mg以下を含有する内用剤を除く。
- 一の五 四—(ニ—アミノエチル)ピロカテコール(別名ドパミン)及びその塩類
- 一の六 (±)—ニ— [(ニ—アミノエトキシ)メチル] —四—(オルト—クロロフェニル)—一・四—ジヒドロ—六—メチル—三・五—ピリジンジカルボン酸 三—エチルエステル 五—メチルエステル ベンゼンスルホン酸塩(別名ベシル酸アムロジピン)及びその製剤。ただし、一錠中(±)—ニ— [(ニ—アミノエトキシ)メチル] —四—(オルト—クロロフェニル)—一・四—ジヒドロ—六—メチル—三・五—ピリジンジカルボン酸 三—エチルエステル 五—メチルエステル ベンゼンスルホン酸塩として一三・八七mg以下を含有するものを除く。
- 一の七 (3RS)—三—(四—アミノ——オキソ—・三—ジヒドロ—二H—イソインドール—ニ—イル)ピペリジン—二・六—ジオン(別名レナリドミド)及びその製剤
- 一の八 四—アミノ—ニ— [(3RS)—二・六—ジオキソピペリジン—三—イル] —二H—イソインドール—一・三—ジオン(別名ボマリドミド)及びその製剤
- 一の九 ニ— [(四—アミノ—二・六—ジクロロフェニル)イミノ] イミダゾリジン(別名アブラクロニジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、ニ— [(四—アミノ—二・六—ジクロロフェニル)イミノ] イミダゾリジンとして一%以下を含有するものを除く。
- 一の十 ニ—(ニ—アミノ—一・三—チアゾール—四—イル)—N— [四—(ニ— { [(2R)—ニ—ヒドロキシ—ニ—フェニルエチル] アミノ } エチル)フェニル] アセトアミド(別名ミラベグロン)及びその製剤。ただし、一個中ニ—(ニ—アミノ—一・三—チアゾール—四—イル)—N— [四—(ニ— { [(2R)—

- ニ—ヒドロキシ—ニ—フェニルエチル〕 アミノ } エチル) フェニル〕 アセトアミド五〇mg以下を含有するものを除く。
- 一の十一 四—アミノ—ニ—ヒドロキシブチリデン—ニ—ジホスホン酸(別名アレンドロン酸)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四—アミノ—ニ—ヒドロキシブチリデン—ニ—ジホスホン酸として一〇mg以下を含有する注射剤及び一個中四—アミノ—ニ—ヒドロキシブチリデン—ニ—ジホスホン酸として三五mg以下を含有する内用剤を除く。
- 一の十二 (二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR・一一S・一二R・一三aR・一三bS・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九aS)—ニ—〔(二S)—三—アミノ—ニ—ヒドロキシプロピル〕—三—メトキシ—二六—メチル—二〇・二七—ジメチリデンヘキサコサヒドロ—ニ—一五：一八・二一：二四・二八—トリエポキシ—七・九—エタノ—ニ・一五—メタノ—九H・一五H—フロ〔三・二—i〕 フロ〔二'・三'：五・六〕 ピラノ〔四・三—b〕〔一・四〕 ジオキサシクロペンタコシン—五(四H)—オン(別名エリブリン)、その塩類及びそれらの製剤
- 一の十三 ニ—アミノ—三—(四—ブロモベンゾイル) フェニル酢酸(別名ブロムフェナク)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一ml中ニ—アミノ—三—(四—ブロモベンゾイル) フェニル酢酸として〇・八七二mg以下を含有する点眼剤を除く。
- 一の十四 (二S)—ニ—アミノ—三—メチルブタン酸(二RS)—ニ—〔(ニ—アミノ—六—オキソ—ニ—六—ジヒドロ—九H—プリン—九—イル) メトキシ〕—三—ヒドロキシプロピルエステル(別名バルガンシクロビル)、その塩類及びそれらの製剤。
- 一の十五 四—アミノ—ニ—(ニ—メチルプロピル)—ニ—H—イミダゾ〔四・五—c〕 キノリン(別名イミキモド)及びその製剤。ただし、四—アミノ—ニ—(ニ—メチルプロピル)—ニ—H—イミダゾ〔四・五—c〕
^ざ
 キノリン五%以下を含有する外用剤(吸入剤、坐剤及びトローチ剤を除く。以下この表において同じ。)を除く。
- 一の十六 六アルファ・九アルファ—ジフルオロ—ニ—ベータ・ニ—ジヒドロキシ—ニ—六アルファ・一七アルファ—イソプロピリデンジオキシ—ニ—四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン ニ—アセタート(別名フルオシノニド)及びその製剤。ただし、六アルファ・九アルファ—ジフルオロ—ニ—ベータ・ニ—ジヒドロキシ—ニ—六アルファ・一七アルファ—イソプロピリデンジオキシ—ニ—四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン ニ—アセタートとして〇・〇五%以下を含有する外用剤を除く。
- 一の十七 (+)—六アルファ・九—ジフルオロ—ニ—ベータ—ヒドロキシ—ニ—六アルファ—メチル—三—オキソ—ニ—七—プロピオニルオキシアンドロスター—ニ—四—ジエン—ニ—七ベータ—チオカルボン酸 S—フルオロメチルエステル(別名プロピオン酸フルチカゾン)及びその製剤。ただし、一噴霧量中(+)—六アルファ・九—ジフルオロ—ニ—ベータ—ヒドロキシ—ニ—六アルファ—メチル—三—オキソ—ニ—七—プロピオニルオキシアンドロスター—ニ—四—ジエン—ニ—七ベータ—チオカルボン酸 S—フルオロメチルエステルとして二〇〇μg以下を含有するエアゾール剤及び一噴霧量中(+)—六アルファ・九—ジフルオロ—ニ—ベータ—ヒドロキシ—ニ—六アルファ—メチル—三—オキソ—ニ—七—プロピオニルオキシアンドロスター—ニ—四—ジエン—ニ—七ベータ—チオカルボン酸 S—フルオロメチルエステルとして五〇μg以下を含有する点鼻剤を除く。
- 一の十八 六アルファ・九—ジフルオロ—ニ—ベータ—ヒドロキシ—ニ—バレリルオキシ—ニ—六アルファ—メチル—ニ—四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン(別名吉草酸ジフルコルトロン)及びその製剤。ただし、六アルファ・九—ジフルオロ—ニ—ベータ—ヒドロキシ—ニ—バレリルオキシ—ニ—六アルファ—メチル—ニ—四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン〇・一%以下を含有する外用剤を除く。
- 一の十九 三アルファ—ヒドロキシ—五アルファ—プレグナン—ニ—二〇—ジオン(別名アルファキサロン)
- 一の二十 九アルファ—フルオロ—ニ—ベータ・一七アルファ・ニ—トリヒドロキシ—ニ—六アルファ—メチル—ニ—四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン 一七・ニ—ジプロピオナート(別名プロピオン酸デキサメタゾン)及びその製剤。ただし、九アルファ—フルオロ—ニ—ベータ・一七アルファ・ニ—トリヒドロキシ—ニ—六アルファ—メチル—ニ—四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン 一七・ニ—ジプロピオナート〇・一%以下を含有する外用剤を除く。
- 一の二十一 イサブコナゾニウム、その塩類及びそれらの製剤。ただし、イサブコナゾールとして二二mg以下を含有するものを除く。
- 一の二十二 五—イソプロピル 三—メチル ニ—シアノ—ニ—四—ジヒドロ—六—メチル—四—(メタ—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボキシラート(別名ニルバジピン)及びその製剤。ただし、一個中五—イソプロピル 三—メチル ニ—シアノ—ニ—四—ジヒドロ—六—メチル—四—(メタ—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボキシラート四mg以下を含有する内用剤を除く。
- 一の二十三 イノツズマブ オゾガマイシン及びその製剤
- 一の二十四 三—〔ニ—(イミダゾ〔一・二—b〕ピリダジン—三—イル)エチニル〕—四—メチル—N—〔四—〔(四—メチルピペラジン—ニ—イル)メチル〕—三—(トリフルオロメチル)フェニル〕ベンズアミド(別名ポナチニブ)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三—〔ニ—(イミダゾ〔一・二

- b] ピリダジン—三—イル)エチニル] —四—メチル—N— {四— [(四—メチルピペラジン— ——イル)メチル] —三—(トリフルオロメチル)フェニル} ベンズアミドとして十五mg以下を含有するものを除く。
- 一の二十五 ニ—(—H—イミダゾール—四—イル)エタンアミン(別名ヒスタミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—バイアル中ニ—(—H—イミダゾール—四—イル)エタンアミンとして—二・—mg以下を含有する製剤を除く。
- 一の二十六 右旋性四・六—ジベンジル—五—オキソ— ——チア—四・六—ジアザトリシクロ [六・三・三・七
〇・ 〇] ウンデカニウム(別名トリメタファン)、その塩類及びそれらの製剤
- 一の二十七 エス—ニ—ジメチルアミノエチル—オー—オー—ジエチルチオホスフェイト—エヌ—メチルヨウジド(別名ヨウ化エコチオフェイト)及びその製剤
- 一の二十八 (—S・四S・—OS・—六E・ニ—R)—七— [(ニZ)—エチリデン] —四・ニ—ビス(—メチルエチル)—ニ—オキサ—ニ・—三—ジチア—五・八・二〇・ニ—テトラアザビシクロ [八・七・六] トリコス—六—エン—三・六・九・—九・ニ—ペンタオン(別名ロミデプシン)及びその製剤。ただし、—バイアル中(—S・四S・—OS・—六E・ニ—R)—七— [(ニZ)—エチリデン] —四・ニ—ビス(—メチルエチル)—ニ—オキサ—ニ・—三—ジチア—五・八・二〇・ニ—テトラアザビシクロ [八・七・六] トリコス—六—エン—三・六・九・—九・ニ—ペンタオンとして—mg以下を含有するものを除く。
- 一の二十九 エチルパラニトロフェニルエチルホスホネイト及びその製剤
- 一の三十 N—エチル—N—メチルカルバミン酸三— [(—S)— ——(ジメチルアミノ)エチル] フェニルエステル(別名リバスチグミン)及びその製剤。ただし、—枚中N—エチル—N—メチルカルバミン酸三— [(—S)— ——(ジメチルアミノ)エチル] フェニルエステル—八mg以下を含有する貼付剤を除く。
- 一の三十一 エヌ—エ' ヌ—ジアリルノルトキシフェリンジクロリド(別名塩化アルクロニウム)及びその製剤
- 一の三十二 エプコリタマブ及びその製剤。ただし、—バイアル中エプコリタマブとして四八mg以下を含有するものを除く。
- 一の三十三 エボカルセット及びその製剤。ただし、—個中エボカルセットとして四mg以下を含有するものを除く。
- 一の三十四 (五R)—四・五—エポキシ—三—ヒドロキシ— ——七—メチルモルヒナン—六—オン(別名ヒドロモルフオン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—個中(五R)—四・五—エポキシ—三—ヒドロキシ— ——七—メチルモルヒナン—六—オンとして二四mg以下を含有するもの及び—バイアル中(五R)—四・五—エポキシ—三—ヒドロキシ— ——七—メチルモルヒナン—六—オンとして二〇mg以下を含有するものを除く。
- 一の三十五 塩化(ニRS)—ニ—アセトキシ—N・N・N—トリメチルプロピルアミニウム(別名メタコリン塩化物)及びその製剤。ただし、—バイアル中塩化(ニRS)—ニ—アセトキシ—N・N・N—トリメチルプロピルアミニウムとして—〇〇mg以下を含有する製剤を除く。
- 一の三十六 塩化三・七—ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン—五—イウム(別名メチルチオニニウム)及びその製剤。ただし、—アンプル中塩化三・七—ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン—五—イウムとして五〇mg以下を含有する注射剤を除く。
- 二 カルバミルコリンクロリド(別名カルバコール)及びその製剤。ただし、カルバミルコリンクロリド—%以下を含有する外用剤を除く。
- 三 カルバミルメチルコリン(別名ベタンコール)及びその塩類
- 三の二 ニ— [{(四RS)—四— [(七—クロロキノリン—四—イル)アミノ] ペンチル} (エチル)アミノ] エタノール(別名ヒドロキシクロロキン)、その塩類及びそれらの製剤
- 三の三 — —(四—クロロフェニル)—五—(—メチルエチル)ビグアニド(別名プログアニル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—錠中— —(四—クロロフェニル)—五—(—メチルエチル)ビグアニド塩酸塩として—〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。
- 三の四 ゲムツズマブオゾガマイシン及びその製剤
- 三の五 合成ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で産生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチド(別名メカセルミン)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) —バイアル中合成ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で産生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチドとして—〇mg以下を含有する注射剤
- (2) —容器中合成ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で産生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチドとして三〇〇μg以下を含有する体外診断薬
- 三の六 酢酸 (—' R・六R・六aR・七R・—三S・—四S・—六R)—六' ・八・—四—トリヒドロキシ—七' ・九—ジメトキシ—四・—〇・ニ—トリメチル— ——九—オキソ—三' ・四' ・六a・七・—二・—三・—四・—六—オクタヒドロ—ニ' H・六H—スピロ [六・—六—(エピチオプロパノオキシメタ

- ノ)―七・一三―エピミノベンゾ [四・五] アゾシノ [一・二―b] [一・三] ジオキソロ [四・五―h] イソキノリン―二〇・一' ―イソキノリン] ―五―イル(別名トラベクテジン)及びその製剤
- 四 サクシニルコリン、その塩類及びそれらの製剤
- 四の二 ニ―(四' ―三級ブチル―二' ・六' ―ジメチル―三' ―ヒドロキシベンジル)―ニ―イミダゾリン(別名オキシメタゾリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、ニ―(四' ―三級ブチル―二' ・六' ―ジメチル―三' ―ヒドロキシベンジル)―ニ―イミダゾリンとして〇・〇五%以下を含有する外用剤を除く。
- 四の三 七―(四・七―ジアザスピロ [二・五] オクタン―七―イル)―ニ―(二・八―ジメチルイミダゾ [一・二―b] ピリダジン―六―イル)―四H―ピリド [一・二―a] ピリミジン―四―オン(別名リスジプラム)及びその製剤。ただし、一錠中七―(四・七―ジアザスピロ [二・五] オクタン―七―イル)―ニ―(二・八―ジメチルイミダゾ [一・二―b] ピリダジン―六―イル)―四H―ピリド [一・二―a] ピリミジン―四―オンとして六〇mg以下を含有するドライシロツブ剤を除く。
- 四の四 三・五―ジアミノ―六―(二・三―ジクロロフェニル)―一・二・四―トリアジン(別名ラモトリギン)及びその製剤。ただし、一錠中三・五―ジアミノ―六―(二・三―ジクロロフェニル)―一・二・四―トリアジンとして一〇〇mg以下を含有する錠剤を除く。
- 四の五 N― {四― [(二RS)――(二・四―ジアミノプテリジン―六―イル)ペンタ―四―イン―ニ―イル] ベンゾイル} ―L―グルタミン酸(別名プララトレキサート)及びその製剤。ただし、一バイアル中N― {四― [(二RS)――(二・四―ジアミノプテリジン―六―イル)ペンタ―四―イン―ニ―イル] ベンゾイル} ―L―グルタミン酸として二〇mg以下を含有するものを除く。
- 五 ジアルキルアミノジチエニルブテン及びその塩類
- 六 ジイソプロピルフルオロホスフェイト(別名イソフルロフェイト)及びその製剤。ただし、ジイソプロピルフルオロホスフェイト〇・一%以下を含有するものを除く。
- 六の二 ニ― [(三RS)―二・六―ジオキソペリジン―三―イル] イソインドリン―一・三―ジオン(別名サリドマイド)及びその製剤
- 六の三 (+)―(五Z・七E・二十二E・二十四S)―二十四―シクロプロピル―九・十一―セココラ―五・七・十(十九)・二十二―テトラエン―アルファ・三ベータ・二十四―トリオール(別名カルシポトリオール)及びその製剤。ただし、(+)―(五Z・七E・二十二E・二十四S)―二十四―シクロプロピル―九・十一―セココラ―五・七・十(十九)・二十二―テトラエン―アルファ・三ベータ・二十四―トリオールとして〇・〇〇五%以下を含有する外用剤を除く。
- 六の四 (二E)―N― [(五R・六R)―十七―(シクロプロピルメチル)―四・五―エポキシ―三・十四―ジヒドロキシモルヒナン―六―イル] ―三―(フラン―三―イル)―N―メチルプロパ―ニ―エンアミド(別名ナルフラフィン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(二E)―N― [(五R・六R)―十七―(シクロプロピルメチル)―四・五―エポキシ―三・十四―ジヒドロキシモルヒナン―六―イル] ―三―(フラン―三―イル)―N―メチルプロパ―ニ―エンアミドとして二・四 μ g以下を含有するものを除く。
- 六の五 (SP―四―二)― [(―R・二R)―シクロヘキサン―一・二―ジアミン― κ N・ κ N'] [エタンジオアト(二)― κ O¹・ κ O²] 白金(別名オキサリプラチン)及びその製剤
- 六の六 シクロヘプチルアミノメチレンジホスホン酸(別名インカドロン酸)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中シクロヘプチルアミノメチレンジホスホン酸として八・二三mg以下を含有する注射剤を除く。
- 六の七 二・五―ジクロロ―三― [五―(三・四―ジヒドロキシ―五―ニトロフェニル)―一・二・四―オキサジアゾール―三―イル] ―四・六―ジメチルピリジンN―オキシド(別名オピカポン)及びその製剤。ただし、一錠中二・五―ジクロロ―三― [五―(三・四―ジヒドロキシ―五―ニトロフェニル)―一・二・四―オキサジアゾール―三―イル] ―四・六―ジメチルピリジンN―オキシドとして二十五mg以下を含有するものを除く。
- 六の八 (±)―四―(二・三―ジクロロフェニル)―一・四―ジヒドロ―二・六―ジメチル―三・五―ピリジンジカルボン酸 エチルエステル メチルエステル(別名フェロジピン)及びその製剤。ただし、一錠中(±)―四―(二・三―ジクロロフェニル)―一・四―ジヒドロ―二・六―ジメチル―三・五―ピリジンジカルボン酸 エチルエステル メチルエステルとして五mg以下を含有するものを除く。
- 六の九 二・二' ― {ニ― [(―R)――({ [(二・五―ジクロロベンゾイル)アミノ] アセチル} アミノ)―三―メチルブチル] ―五―オキソ―一・三・二―ジオキサボロラン―四・四―ジイル} 二酢酸(別名イキサゾミブクエン酸エステル)及びその製剤
- 六の十 シス―ジアンミングリコラト白金(別名ネダプラチン)及びその製剤
- 六の十一 シス―ジアンミン(一・―シクロブタンジカルボキシラト)白金(別名カルボプラチン)及びその製剤
- 六の十二 三―(九・一〇―ジデヒドロ―六―メチルエルゴリン―八アルファ―イル)―一・―ジエチル尿素(別名リスリド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中三―(九・一〇―ジデヒドロ―六―

七の十 三ージメチルカルバモイルオキシ—メチルピリジニウムブロミド(別名臭化ピリドスチグミン)及びその製剤。ただし、一錠中三ージメチルカルバモイルオキシ—メチルピリジニウムブロミド六〇mg以下を含有するものを除く。

- 七の十一 (＋)―(S)―四―[―(二・三―ジメチルフエニル)エチル]―H―イミダゾール(別名デクスメドトミジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中(＋)―(S)―四―[―(二・三―ジメチルフエニル)エチル]―H―イミダゾールとして二〇〇 μ g以下を含有する製剤及び一mL中(＋)―(S)―四―[―(二・三―ジメチルフエニル)エチル]―H―イミダゾールとして四 μ g以下を含有する注射剤を除く。
- 七の十二 (－)―(S)―N―(二・六―ジメチルフエニル)――プロピルピペリジン―ニ―カルボキサミド(別名ロピバカイン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一mL中(－)―(S)―N―(二・六―ジメチルフエニル)――プロピルピペリジン―ニ―カルボキサミドとして一〇mg以下を含有する注射剤を除く。
- 七の十三 (±)―(R^{*})―二・六―ジメチル―四―(メタ―ニトロフェニル)――・四―ジヒドロピリジン―三・五―ジカルボン酸 (R^{*})――ベンジル―三―ピペリジニルエステル、メチルエステル(別名ベニジピン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)―(R^{*})―二・六―ジメチル―四―(メタ―ニトロフェニル)――・四―ジヒドロピリジン―三・五―ジカルボン酸 (R^{*})――ベンジル―三―ピペリジニルエステル、メチルエステルとして七・四六mg以下又は〇・三七%以下を含有する内用剤を除く。
- 七の十四 (＋)―(三' S・四S)―二・六―ジメチル―四―(メタ―ニトロフェニル)――・四―ジヒドロピリジン―三・五―ジカルボン酸 三―(一' ―ベンジル―三' ―ピロリジニル)エステル メチルエステル(別名バルニジピン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中(＋)―(三' S・四S)―二・六―ジメチル―四―(メタ―ニトロフェニル)――・四―ジヒドロピリジン―三・五―ジカルボン酸 三―(一' ―ベンジル―三' ―ピロリジニル)エステル メチルエステルとして一三・九六mg以下を含有するものを除く。
- 七の十五 三―{三―[{ [(七S)―三・四―ジメトキシビシクロ [四・二・〇] オクタ―一・三・五―トリエン―七―イル] メチル} (メチル)アミノ] プロピル} ―七・八―ジメトキシ―一・三・四・五―テトラヒドロ―二H―三―ベンゾアゼピン―ニ―オン(別名イバブラジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三―{三―[{ [(七S)―三・四―ジメトキシビシクロ [四・二・〇] オクタ―一・三・五―トリエン―七―イル] メチル} (メチル)アミノ] プロピル} ―七・八―ジメトキシ―一・三・四・五―テトラヒドロ―二H―三―ベンゾアゼピン―ニ―オンとして七・五mg以下を含有するものを除く。
- 七の十六 二臭化(三アルファ・一七ベータ―ジアセトキシ―五アルファ―アンドロスタン―ニベータ・一六ベータ―イレン)ビス [―メチルピペリジニウム] (別名臭化パンクロニウム) 及びその製剤
- 七の十七 臭化(＋)――(三アルファ・一七ベータ―ジアセトキシ―ニベータ―ピペリジノ―五アルファ―アンドロスタン―一六ベータ―イル)――メチルピペリジニウム(別名臭化ベクロニウム) 及びその製剤
- 七の十八 臭化トランス―三―(ジ―ニ―チエニルメチレン)オクタヒドロ―五―メチル―二H―キノリジニウム(別名臭化チキジウム)
- 七の十九 (＋)―臭化(一七ベータ―アセトキシ―三アルファ―ヒドロキシ―ニベータ―モルホリノ―五アルファ―アンドロスタン―一六ベータ―イル)――アリル――ピロリジニウム(別名ロクロニウム臭化物) 及びその製剤
- 七の二十 九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―アルファ・三ベータ―ジオール(別名アルファカルシドール) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―アルファ・三ベータ―ジオール三 μ g以下を含有する内用剤
 - (2) 一mL中九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―アルファ・三ベータ―ジオール〇・五 μ g以下を含有する内用液剤であつて一容器中九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―アルファ・三ベータ―ジオール五 μ g以下を含有するもの
 - (3) 九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―アルファ・三ベータ―ジオール〇・〇〇〇―%以下を含有する散剤
- 七の二十一 (五Z・七E)―九・一〇―セコ―五・七・一〇(一九)―コレスタトリエン―アルファ・三ベータ・二五―トリオール(別名カルシトリオール) 及びその製剤。ただし、一個中(五Z・七E)―九・一〇―セコ―五・七・一〇(一九)―コレスタトリエン―アルファ・三ベータ・二五―トリオール〇・五 μ g以下を含有する内用剤及び一mL中(五Z・七E)―九・一〇―セコ―五・七・一〇(一九)―コレスタトリエン―アルファ・三ベータ・二五―トリオール μ g以下を含有する注射剤を除く。
- 七の二十二 (＋)―(五Z・七E・二四R)―九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―アルファ・三ベータ・二四―トリオール(別名タカルシトール) 及びその製剤。ただし、(＋)―(五Z・七E・二四R)―九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―アルファ・三ベータ・二四―トリオールとして〇・〇〇二%以下を含有する外用剤を除く。

七の二十三 タラゾパリブ、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中タラゾパリブとして1mg以下を含有するものを除く。

七の二十四 (—チオーベータ—D—グルコピラノサト)(トリエチルホスフィン)金 二・三・四・六—テトラアセタート(別名オーラノフィン)及びその製剤。ただし、一個中(—チオーベータ—D—グルコピラノサト)(トリエチルホスフィン)金 二・三・四・六—テトラアセタート3mg以下を含有する内用剤を除く。

七の二十五 デカン酸 ニ—[四—[三—[ニ—(トリフルオロメチル)フェノチアジン—O—イル]—プロピル]——ピペラジニル] エチルエステル(別名デカン酸フルフェナジン)及びその製剤。ただし、一バイアル中デカン酸 ニ—[四—[三—[ニ—(トリフルオロメチル)フェノチアジン—O—イル]—プロピル]——ピペラジニル] エチルエステル25mg以下を含有する注射剤を除く。

七の二十六 テトラキス(ニ—メトキシイソブチルイソニトリル)銅(I)四フツ化ホウ酸及びその製剤

七の二十七 (±)—(R*・2R*・3aS*・8bS*)—二・三・3a・8b—テトラヒドロ—ニ—ヒドロキシ—[(E)—(3S*)—三—ヒドロキシ—四—メチル——オクテン—六—イニル]——H—シクロペンタ [b] ベンゾフラン—五—酪酸(別名ペラプロスト)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)—(R*・2R*・3aS*・8bS*)—二・三・3a・8b—テトラヒドロ—ニ—ヒドロキシ—[(E)—(3S*)—三—ヒドロキシ—四—メチル——オクテン—六—イニル]——H—シクロペンタ [b] ベンゾフラン—五—酪酸として56・86μg以下を含有するものを除く。

七の二十八 デニロイキン ジフチトクス及びその製剤。ただし、一バイアル中デニロイキン ジフチトクスとして300μg以下を含有するものを除く。

七の二十九 五—0—デメチル—ニ二・ニ三—ジヒドロアベルメクチンA_{1a}及び五—0—デメチル—ニ五—デ(—メチルプロピル)—ニ二・ニ三—ジヒドロ—ニ五—(—メチルエチル)アベルメクチンA_{1a}の混合物(別名イベルメクチン)及びその製剤。ただし、五—0—デメチル—ニ二・ニ三—ジヒドロアベルメクチンA_{1a}及び五—0—デメチル—ニ五—デ(—メチルプロピル)—ニ二・ニ三—ジヒドロ—ニ五—(—メチルエチル)アベルメクチンA_{1a}の混合物として5・0%以下を含有する錠剤を除く。

七の三十 トラメチニブ及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中トラメチニブとして2mg以下を含有するもの

(2) 一ボトル中トラメチニブとして4・7mg以下を含有するドライシロップ剤

七の三十一 —・二・三—トリ(ニ—ジエチルアミノエトキシ)—ベンゼントリエチルヨージド(別名三ヨウ化エチルガラミン)及びその製剤

七の三十二 N—(二・二・ニ—トリフルオロエチル)—九—[四—({四—[四′—(トリフルオロメチル)ビフェニル—ニ—イル]カルボキサミド} ピペリジン——イル)ブチル]—九H—フルオレン—九—カルボキサミド(別名ロミタピド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中N—(二・二・ニ—トリフルオロエチル)—九—[四—({四—[四′—(トリフルオロメチル)ビフェニル—ニ—イル]カルボキサミド} ピペリジン——イル)ブチル]—九H—フルオレン—九—カルボキサミドとして20mg以下を含有するものを除く。

七の三十三 四—{三—[ニ—(トリフルオロメチル)フェノチアジン—O—イル]プロピル}——ピペラジン—エタノールヘプタノエート(別名エナント酸フルフェナジン)

八 ニトログリセリン及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中ニトログリセリン0・3mg(徐放性製剤たる口腔内貼付剤にあつては、2・5mg)以下を含有するもの

(2) 1mL中ニトログリセリン5mg以下を含有する注射剤

(3) ニトログリセリン2%以下を含有する軟膏

(4) 一枚中ニトログリセリン27mg以下を含有する貼付剤

(5) 一噴霧中ニトログリセリン0・3mg以下を含有するエアゾール剤及び液剤

八の二 四—[四—(パラクロロフェニル)—四—ヒドロキシ——ピペリジル]—N・N—ジメチル—ニ・ニ—ジフェニルブチルアミド(別名ロペラミド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、内用剤を除く。

八の三 パラ—[ビス—(ベータクロロエチル)—アミノ]—L—フェニルアラニン(別名メルファラン)及びその製剤

八の四 ニ・五—ビス(—アジリジニル)三—(ニ—カルバモイルオキシ——メトキシエチル)—六—メチルベンゾキノン(別名カルボコン)及びその製剤。ただし、一個中ニ・五—ビス(—アジリジニル)—三—(ニ—カルバモイルオキシ——メトキシエチル)—六—メチルベンゾキノンとして1mg以下を含有するものを除く。

八の五 —・三—ビス(ニ—クロロエチル)——ニトロソ尿素(別名カルムスチン)及びその製剤。ただし、一枚中—・三—ビス(ニ—クロロエチル)——ニトロソ尿素として7・7mg以下を含有するものを除く。

- 八の六 (—ヒドロキシ—ニ—イミダゾール——イルエチリデン) ジホスホン酸(別名ゾレドロン酸)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(—ヒドロキシ—ニ—イミダゾール——イルエチリデン) ジホスホン酸として5mg以下を含有する注射剤を除く。
- 八の七 (Z)—七—[(—R・ニR・ニR)—三—ヒドロキシ—ニ—[(E)—(S)—三—ヒドロキシ——オクテニル]—五—オキシシクロペンチル] ヘプト—五—エノ酸(別名ジノプロストン)及びその製剤。ただし、一錠中(Z)—七—[(—R・ニR・ニR)—三—ヒドロキシ—ニ—[(E)—(S)—三—ヒドロキシ——オクテニル]—五—オキシシクロペンチル] ヘプト—五—エノ酸〇・5mg以下を含有するもの及び一個中(Z)—七—[(—R・ニR・ニR)—三—ヒドロキシ—ニ—[(E)—(S)—三—ヒドロキシ—^{ちつ}—オクテニル]—五—オキシシクロペンチル] ヘプト—五—エノ酸—〇mg以下を含有する^{ちつ} 腔 剤を除く。
- 八の八 (E)—七—[(—R・ニR・ニR)—三—ヒドロキシ—ニ—[(E)—(R)—三—ヒドロキシ—四・四—ジメチル——オクテニル]—五—オキシシクロペンチル]—ニ—ヘプテン酸メチル(別名ゲメプロスト)及びその製剤。ただし、一個中(E)—七—[(—R・ニR・ニR)—三—ヒドロキシ—ニ—[(E)—(R)—三—ヒドロキシ—四・四—ジメチル—^ざ—オクテニル]—五—オキシシクロペンチル]—ニ—ヘプテン酸メチル—mg以下を含有する坐剤を除く。
- 八の九 (±)—七—[(—R*・ニR*・ニR*)—三—ヒドロキシ—ニ—[(E)—(ニR*)—三—ヒドロキシ—四—フエノキシ—^{ちつ}—ブテニル]—五—オキシシクロペンチル]—四・五—ヘプタジエン酸メチルエステル(別名エンプロスチル)及びその製剤。ただし、一個中(±)—七—[(—R*・ニR*・ニR*)—三—ヒドロキシ—ニ—[(E)—(ニR*)—三—ヒドロキシ—四—フエノキシ—^{ちつ}—ブテニル]—五—オキシシクロペンチル]—四・五—ヘプタジエン酸メチルエステルニ5μg以下を含有する内用剤を除く。
- 八の十 九—[[ニ—ヒドロキシ—(ヒドロキシメチル)エトキシ]メチル]グアニン(別名ガンシクロビル)及びその製剤
- 八の十一 (五E)—五—{(ニaS・四R・五R・六aS)—五—ヒドロキシ—四—[(—E・ニS・四RS)—三—ヒドロキシ—四—メチルオクター—^{ちつ}—エン—六—イン—^{ちつ}—イル]ヘキサヒドロペンタレン—ニ(—H)—イリデン}ペンタン酸(別名イロプロスト)及びその製剤。ただし、一アンプル中(五E)—五—{(ニaS・四R・五R・六aS)—五—ヒドロキシ—四—[(—E・ニS・四RS)—三—ヒドロキシ—四—メチルオクター—^{ちつ}—エン—六—イン—^{ちつ}—イル]ヘキサヒドロペンタレン—ニ(—H)—イリデン}ペンタン酸として—〇μg以下を含有する吸入液剤を除く。
- 八の十二 (—)—七—[(—R・ニR・ニR)—三—ヒドロキシ—ニ—[(ニS・五S)—(—E)—三—ヒドロキシ—五—メチル—^{ちつ}—ノネニル]—五—オキシシクロペンチル]—六—オキシヘプタン酸メチルエステル(別名オルノプロスチル)及びその製剤。ただし、一個中(—)—七—[(—R・ニR・ニR)—三—ヒドロキシ—ニ—[(ニS・五S)—(—E)—三—ヒドロキシ—五—メチル—^{ちつ}—ノネニル]—五—オキシシクロペンチル]—六—オキシヘプタン酸メチルエステルニ・五μg以下を含有する内用剤を除く。
- 八の十三 —ヒドロキシ—ニ—(三—ピリジニル)エチリデンビスホスホン酸(別名リセドロン酸)及びその塩類
- 八の十四 (—R・ニR・ニR・五Z・七E)—ニ—(三—ヒドロキシプロピルオキシ)—九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—^{ちつ}・三・二五—トリオール(別名エルデカルシトール)及びその製剤。ただし、一個中(—R・ニR・ニR・五Z・七E)—ニ—(三—ヒドロキシプロピルオキシ)—九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—^{ちつ}・三・二五—トリオール〇・七五μg以下を含有するものを除く。
- 八の十五 (+)—(五Z・七E)—(—S・ニR・ニS)—二十一—(三—ヒドロキシ—三—メチルブチルオキシ)—九・十一—セコプレグナ—五・七・十(十九)—トリエン—^{ちつ}・三—ジオール(別名マキサカルシトール)及びその製剤。ただし、—ml中(+)—(五Z・七E)—(—S・ニR・ニS)—二十一—(三—ヒドロキシ—三—メチルブチルオキシ)—九・十一—セコプレグナ—五・七・十(十九)—トリエン—^{ちつ}・三—ジオール—〇μg以下を含有する注射剤及び(+)—(五Z・七E)—(—S・ニR・ニS)—二十一—(三—ヒドロキシ—三—メチルブチルオキシ)—九・十一—セコプレグナ—五・七・十(十九)—トリエン—^{ちつ}・三—ジオール〇・〇〇二五%以下を含有する外用剤を除く。
- 八の十六 ビノレルビン、その塩類及びそれらの製剤
- 八の十七 ピミテスピブ及びその製剤。ただし、一錠中ピミテスピブ四〇mg以下を含有する錠剤を除く。
- 八の十八 (—S)—^{ちつ}—フエニル—三・四—ジヒドロイソキノリン—ニ(—H)—カルボン酸(ニR)—^{ちつ}—アザビシクロ[ニ・ニ・ニ]オクター三—イルエステル(別名ソリフエナシン)及びその塩類
- 八の十九 —^{ちつ}—(—・四—フエニレンビスメチレン)ビス(—・四・八・^{ちつ}—テトラアザシクロテトラデカン)(別名プレリキサホル)及びその製剤。ただし、一バイアル中—^{ちつ}—(—・四—フエニレンビスメチレン)ビス(—・四・八・^{ちつ}—テトラアザシクロテトラデカン)として二四mg以下を含有するものを除く。
- 八の二十 N—(—フエニルピペリジン—四—イル)—N—フエニルプロパンアミド(別名フエンタニル)及びその塩類

- 八の二十一 (二S)——ブチル—N—(二・六—ジメチルフエニル) ピペリジン—ニ—カルボキシアミド (別名レボブピバカイン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—mL中(二S)——ブチル—N—(二・六—ジメチルフエニル) ピペリジン—ニ—カルボキシアミドとして七・5mg以下を含有する注射剤を除く。
- 八の二十二 ニ—ブチル—三—ベンゾフラニル 四—〔ニ—(ジエチルアミノ)エトキシ〕—三・五—ジヨードフェニルケトン(別名アミオダロン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—アンプル中ニ—ブチル—三—ベンゾフラニル 四—〔ニ—(ジエチルアミノ)エトキシ〕—三・五—ジヨードフェニルケトンとして一五〇mg以下を含有する注射剤を除く。
- 九 四—ブトキシベーター(—ピペリジル)—プロピオフェノン(別名ジクロニン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、四—ブトキシベーター(—ピペリジル)—プロピオフェノンとして—%以下を含有する外用剤を除く。
- 九の二 五—フルオロウラシル(別名フルオロウラシル)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 五—フルオロウラシル五%以下を含有するシロツプ剤、注射剤又は軟膏^{こう}剤
 - (2) 一錠中五—フルオロウラシル—〇〇mg以下を含有するもの
 - (3) 一個中五—フルオロウラシル二〇〇mg以下を含有する坐^ざ剤
- 九の三 ニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル) プロピオン酸(別名フルルビプロフェン)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一錠中ニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル) プロピオン酸四〇mg以下を含有するもの
 - (2) ニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル) プロピオン酸八%以下を含有する顆^か粒剤
 - (3) ニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル) プロピオン酸〇・三三四%以下を含有する外用剤(貼付剤を除く。)
 - (4) 一枚中ニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル) プロピオン酸八〇mg以下を含有する貼付剤
- 九の四 (二S)—ニ—(ニ—フルオロビフェニル—四—イル) プロパン酸(別名エスフルルビプロフェン)及びその製剤。ただし、一枚中(二S)—ニ—(ニ—フルオロビフェニル—四—イル) プロパン酸として四〇mg以下を含有する外用剤を除く。
- 九の五 (一)—(三S・四R)—四—(四—フルオロフェニル)—三—〔(三・四—メチレンジオキシ)フェノキシメチル〕ピペリジン(別名パロキセチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(一)—(三S・四R)—四—(四—フルオロフェニル)—三—〔(三・四—メチレンジオキシ)フェノキシメチル〕ピペリジンとして二〇mg(徐放性製剤にあつては二五mg)以下を含有するものを除く。
- 九の六 三—〔ニ—〔四—(六—フルオロ—・ニ—ベンズイソオキサゾール—三—イル)ピペリジノ〕エチル〕—六・七・八・九—テトラヒドロ—ニ—メチル—四H—ピリド〔—・ニ—a〕ピリミジン—四—オン(別名リスペリドン)及びその製剤。ただし、一錠中三—〔ニ—〔四—(六—フルオロ—・ニ—ベンズイソオキサゾール—三—イル)ピペリジノ〕エチル〕—六・七・八・九—テトラヒドロ—ニ—メチル—四H—ピリド〔—・ニ—a〕ピリミジン—四—オン三mg以下を含有するもの、三—〔ニ—〔四—(六—フルオロ—・ニ—ベンズイソオキサゾール—三—イル)ピペリジノ〕エチル〕—六・七・八・九—テトラヒドロ—ニ—メチル—四H—ピリド〔—・ニ—a〕ピリミジン—四—オン—%以下を含有する細粒剤、—mL中三—〔ニ—〔四—(六—フルオロ—・ニ—ベンズイソオキサゾール—三—イル)ピペリジノ〕エチル〕—六・七・八・九—テトラヒドロ—ニ—メチル—四H—ピリド〔—・ニ—a〕ピリミジン—四—オンmg以下を含有する内用剤及び—バイアル中三—〔ニ—〔四—(六—フルオロ—・ニ—ベンズイソオキサゾール—三—イル)ピペリジノ〕エチル〕—六・七・八・九—テトラヒドロ—ニ—メチル—四H—ピリド〔—・ニ—a〕ピリミジン—四—オン五〇mg以下を含有する注射剤を除く。
- 九の七 ニ—プロピルペンタノイルトロピニウムメチルブロミド(別名臭化メチルアニソトロピン)
- 九の八 ニ—ブロモ—アルファ—エルゴクリプチン(別名ブロモクリプチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ニ—ブロモ—アルファ—エルゴクリプチンとして二・五mg以下を含有するものを除く。
- 九の九 三—〔(—RS・三RS)—三—(四'—ブロモビフェニル—四—イル)—・ニ・三・四—テトラヒドロナフタレン—・—イル〕—四—ヒドロキシチオクロメン—ニ—オンと三—〔(—RS・三SR)—三—(四'—ブロモビフェニル—四—イル)—・ニ・三・四—テトラヒドロナフタレン—・—イル〕—四—ヒドロキシチオクロメン—ニ—オンの一五—〇：八五—〇〇混合物(別名ジフェチアロール)及びその製剤。ただし、三—〔(—RS・三RS)—三—(四'—ブロモビフェニル—四—イル)—・ニ・三・四—テトラヒドロナフタレン—・—イル〕—四—ヒドロキシチオクロメン—ニ—オンと三—〔(—RS・三SR)—三—(四'—ブロモビフェニル—四—イル)—・ニ・三・四—テトラヒドロナフタレン—・—イル〕—四—ヒドロキシチオクロメン—ニ—オンの一五—〇：八五—〇〇混合物〇・一二〇%以下を含有するものを除く。

九の十 (四aS・六R・八aS)—四a・五・九・一〇・一一・一二—ヘキサヒドロ—三—メトキシ—メチル—六H—ベンゾフロ [三a・三・二—ef] [二] ベンザゼピン—六—オール(別名ガラタミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(四aS・六R・八aS)—四a・五・九・一〇・一一・一二—ヘキサヒドロ—三—メトキシ—メチル—六H—ベンゾフロ [三a・三・二—ef] [二] ベンザゼピン—六—オールとして二mg以下を含有するもの及び一ml中(四aS・六R・八aS)—四a・五・九・一〇・一一・一二—ヘキサヒドロ—三—メトキシ—メチル—六H—ベンゾフロ [三a・三・二—ef] [二] ベンザゼピン—六—オールとして四mg以下を含有する内用液剤を除く。

九の十一 (+)—(五Z・七E)—二六・二六・二六・二七・二七・二七—ヘキサフルオロ—九・一〇—セココレスター—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ・二五—トリオール(別名ファレカルシトリオール)及びその製剤。ただし、一錠中(+)—(五Z・七E)—二六・二六・二六・二七・二七・二七—ヘキサフルオロ—九・一〇—セココレスター—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ・二五—トリオール〇・三μg以下を含有する内用剤を除く。

十 ヘキサメチレンビスカルバミノコリン、その塩類及びそれらの製剤

十一 ヘキサメチレンビス—(ジメチル—九—フルオレニル—アンモニウム)—ジブロミド(別名ヘキサフルオレニウムブロミド)及びその製剤

十二 ヘキソキシアミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル、その塩類及びそれらの各製剤。ただし、ヘキソキシアミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチルとして〇・一%以下を含有するものを除く。

十二の二 ペグインターフェロン アルファ—二b及びその製剤。ただし、一個中ペグインターフェロンアルファ—二b二二二μg以下を含有する注射剤を除く。

十二の三 (一)—八ベータ—[(メチルチオ)メチル]—六—プロピルエルゴリン(別名ペルゴリド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(一)—八ベータ—[(メチルチオ)メチル]—六—プロピルエルゴリンとして一mg以下を含有するもの及び(一)—八ベータ—[(メチルチオ)メチル]—六—プロピルエルゴリンとして〇・〇二五%以下を含有する顆粒剤を除く。

十二の四 三—ベータ—ラムノシド—四—ベータ—ヒドロキシ—四・二〇・二二—ブファトリエノリド(別名プロスシラジン)

十二の五 (三R)—三—ベンジル—N・N'・N'—トリメチル—(二—メチルアラニル—D—トリプトフィル)ピペリジン—三—カルボヒドラジド(別名アナモレリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(三R)—三—ベンジル—N・N'・N'—トリメチル—(二—メチルアラニル—D—トリプトフィル)ピペリジン—三—カルボヒドラジドとして五〇mg以下を含有するものを除く。

十二の六 (±)—二—[(—ベンジルピペリジン—四—イル)メチル]—五・六—ジメトキシインダン—オン(別名ドネペジル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中(±)—二—[(—ベンジルピペリジン—四—イル)メチル]—五・六—ジメトキシインダン—オンとして九・一二mg以下を含有するもの

(2) (±)—二—[(—ベンジルピペリジン—四—イル)メチル]—五・六—ジメトキシインダン—オンとして〇・四五六%以下を含有する細粒剤

(3) (±)—二—[(—ベンジルピペリジン—四—イル)メチル]—五・六—ジメトキシインダン—オンとして〇・九一二%以下を含有するシロップ剤

(4) 一枚中(±)—二—[(—ベンジルピペリジン—四—イル)メチル]—五・六—ジメトキシインダン—オンとして五五mg以下を含有する貼付剤

十二の七 (±)—四—[二'—ベンゾイルオキシ—三'—(三級ブチルアミノ)プロポキシ]—二—メチルインドール(別名ポピンドロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(±)—四—[二'—ベンゾイルオキシ—三'—(三級ブチルアミノ)プロポキシ]—二—メチルインドールとして、一mg以下を含有するものを除く。

十二の八 ホスホノホルム酸(別名ホスカルネット)、その塩類及びそれらの製剤

十二の九 ミソプロストール及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中ミソプロストール〇・二mg以下を含有する内用剤

(2) 一錠中ミソプロストール二〇〇μg以下を含有するバツカル錠

十三 メターヒドロキシフェニル—トリメチルアンモニウムブロミド—一・一〇—デカメチレンビスカルバミン酸エステル(別名臭化デメカリウム)及びその製剤

十三の二 三—メチル—四—オキソ—三・四—ジヒドロイミダゾ [五・一—d] [一・二・三・五] テトラジン—八—カルボキサミド(別名テモゾロミド)及びその製剤

十三の三 四'—0—メチルジゴキシン(別名メチルジゴキシン)及びその製剤。ただし、一錠中四'—0—メチルジゴキシン〇・一mg以下を含有するものを除く。

十四 —メチル—三—ヒドロキシピリジニウムブロミド—一・六—ヘキサメチレン—ビス—エヌ—メチルカルバメート(別名臭化ジスチグミン)及びその製剤

十四の二 四—メチルピペラジン—カルボン酸 (五S)—六—(五—クロロピリジン—二—イル)—七—オキソ—六・七—ジヒドロ—五H—ピロロ [三・四—b] ピラジン—五—イルエステル(別名エスゾピ

クロン)及びその製剤。ただし、一錠中四—メチルピペラジン——カルボン酸 (五S)—六—(五—クロロピリジン—ニ—イル)—七—オキソ—六・七—ジヒドロ—五H—ピロロ [三・四—b] ピラジン—五—イルエステル3mg以下を含有するものを除く。

十四の三 四—(—メチル—四—ピペリジリデン)—四H—ベンゾ [四・五] シクロヘプタ [一・二—b] チオフェン——O (九H)—オン(別名ケトチフェン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、内用剤、点眼剤及び点鼻剤を除く。

十四の四 {(—R)—三—メチル—— [(二S)—三—フェニル—ニ—(ピラジン—ニ—カルボキサミド)プロパンアミド] ブチル} ボロン酸(別名ボルテゾミブ)及びその製剤

十五 三—メチル—七—メトキシ—八—ジメチルアミノメチルフラボン(別名ジメフリン)、その塩類及びそれらの製剤

十六 四—(メトキシカルボニル)—四— [(—オキソプロピル)フェニルアミノ] ピペリジン——プロパン酸 メチルエステル(別名レミフェンタニル)及びその塩類

十七 N— {(二S)—ニ— [(モルホリン—四—イルアセチル)アミノ] —四—フェニルブタノイル} —L—ロイシル—L—フェニルアラニン—N— {(二S)—四—メチル—— [(二R)—ニ—メチルオキシラン—ニ—イル] ——オキソペンタン—ニ—イル} アミド(別名カルフィルゾミブ)及びその製剤

劇薬

生薬、動植物成分及びそれらの製剤

一 アガリチン、その塩類及びそれらを含有する製剤

二 アコニチンを含有する生薬及びその製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて一個中アコニチンとして0・0—mg以下を含有するものを除く。

三 アスカリドール、及びそれを含有する製剤。ただし、アスカリドール0%以下を含有するもの及び一個中アスカリドール0・一五g以下を含有するものを除く。

四 アトロピン、ヒヨスチアミン、スコポラミン又はそれらの化合物を含有する生薬及び製剤。ただし、^{こう}膏 剤、^ざ坐剤及びマンダラ葉を含有する ^{くん}燻 煙剤並びに注射剤以外の製剤であつて次に掲げるものを除く。

(1) 一個中ロート総アルカロイド、ベラドンナ総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド0・三五mg以下を含有するもの

(2) ロート総アルカロイド、ベラドンナ総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド0・0二%以下を含有し、かつ、一容器中ロート総アルカロイド、ベラドンナ総アルカロイド又はダツラ総アルカロイド0・三五mg以下を含有する外用剤

(3) 一個中ロート総アルカロイドメチルプロミド—mg以下を含有するもの

(4) 一個中ブロム水素酸スコポラミン0・二五mg以下を含有するもの

(5) 一個中ブロム水素酸スコポラミンアミノオキシド0・二五mg以下を含有するもの

(6) 一個中アトロピンメチルプロミド2mg以下を含有するもの及びアトロピンメチルプロミド0・0〇八%以下を含有する吸入剤

(7) 一個中スコポラミンメチルプロミド二・五mg以下を含有するもの

(8) 一個中スコポラミンブチルプロミド—0mg以下を含有するもの

(9) 一個中ヒヨスチアミンメチルプロミド—mg以下を含有するもの

(10) 一個中ヒヨスチアミン硫酸塩0・二五mg以下を含有するもの

(11) 一個中エヌ—メチルスコポラミンメチル硫酸塩—mg以下を含有するもの

(12) 一個中エヌ—(四—ブトキシベンジル)ヒヨスチアミンプロミド(別名臭化ブトロピウム)5mg以下を含有するもの

(13) 一容器中ブロム水素酸スコポラミン0・二五mg以下を含有する内用液剤

五 アポモルヒネ又はその塩類を含有する製剤

六 アレコリン又はその塩類の製剤

七 ウスニン酸、その塩類及びそれらの製剤

八 エクゴニン、その化合物並びにそれらを含有する生薬及び製剤

九 エチルモルヒネ、コデイン、ジヒドロコデイン及びそれらの塩類並びにモルヒネ又はその化合物を含有する製剤。ただし、一個中あへん三〇mg以下を含有する坐剤及び一個中リン酸コデイン、硫酸コデイン又はリン酸ヒドロコデイン—五mg以下を含有するもの並びに一日量中リン酸コデイン、硫酸コデイン又はリン酸ヒドロコデイン五〇mg以下を含有するシロツプ剤又はエリキシル剤を除く。

九の二 エンゴサクアルカロイド、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中エンゴサクアルカロイドとして—五mg以下を含有するものを除く。

十 オモト配糖体を含有する生薬及び製剤

十一 カイソウ及びカイソウ配糖体を含有する製剤。ただし、シリロシドー0%以下を含有する殺そ剤を除く。

十二 カイニン酸及びその製剤。ただし、一個中カイニン酸五mg以下を含有するもの及び一包中カイニン酸二〇mg以下を含有するものを除く。

十二の二 カルシトニン及びその製剤。ただし、カルシトニン〇・三%以下を含有する体外診断薬を除く。

十三 乾燥^{せん}甲状腺^{せん}及び甲状腺^{せん}ホルモン又はチロキシン若しくはその塩類を含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一個中乾燥^{せん}甲状腺^{せん}二〇mg以下を含有するもの
- (2) 一g中チロキシンとして三二〇ng以下を含有する体外診断薬
- (3) 一ml中チロキシンとして四〇〇ng以下を含有する体外診断薬

十四 カンタリス、それを含有する製剤及びカンタリジン又はその化合物を含有する製剤。ただし、カンタリスのクロロホルム抽出物三%以下を含有する^{こう}膏^{こう}剤及びカンタリスとして〇・一%以下を含有する液剤を除く。

十五 揮発ガイシ油

十六 ゲルゼミンを含有する生薬及び製剤

十七 ケンゴ子脂及びその製剤。ただし、ケンゴ子脂八%以下を含有する丸剤及び一個中ケンゴ子脂五〇mg以下を含有するものを除く。

十八 コタルニン及びその塩類

十九 コルヒチン又はその塩類を含有する生薬及び製剤

二十 コロシント実及びその製剤

二十一 サビナ油並びにサビナ油を含有する生薬及び製剤

二十二 サントニン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中サントニンとして五〇mg以下を含有するもの及び一包中サントニンとして〇・一g以下を含有するものを除く。

二十三 ジギタリス配糖体を含有する生薬及び製剤。ただし、ジギタリス配糖体〇・一%以下を含有する体外診断薬を除く。

二十四 ショウリク及びその製剤

二十五 スズラン配糖体を含有する生薬及び製剤

二十六 ストリキニーネ又はその塩類を含有する生薬及び製剤。ただし、ストリキニーネとして〇・〇一%以下を含有するもの及びホミカエクス〇%以下を含有し、かつ、一日量中ホミカエクス三〇mg以下を含有するものを除く。

二十七 ストロファンツス配糖体を含有する生薬及び製剤

二十八 スパルテイン、その塩類及びそれらの製剤

二十八の二 セイヨウトチノキ種子より得られたトリテルペン系サポニン混合物の製剤であつて一個中セイヨウトチノキ種子より得られたトリテルペン系サポニン混合物二〇mg以下を含有する内用剤

二十九 セファランチン及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一錠中セファランチン一mg以下を含有するもの
- (2) セファランチン〇・〇二%以下を含有する外用剤
- (3) セファランチン一%以下を含有する散剤

三十 センソ又はその毒成分を含有する製剤。ただし、一日量中センソ五mg以下を含有するもの及び一錠又は一カプセル中デスアセチルプホタリンとしてプホステロイド〇・一mg以下を含有するものを除く。

三十の二 タンニン酸及びそれを含有する製剤。ただし、内用剤及び外用剤を除く。

三十一 注射用アルファアーキモトリプシン製剤

三十二 注射用すい臓ホルモン製剤

三十三 テバイン又はその化合物の製剤

三十四 トコン及びエメチン又はその塩類を含有する製剤。ただし、トコン一%以下を含有するもの、一個中トコン五〇mg以下を含有する錠剤及びトコン一〇%以下を含有し、かつ、一日量中トコン六〇mg以下を含有するものを除く。

三十五 トロパコカイン、その塩類及びそれらの製剤

三十六 ニコチン又はその塩類を含有する製剤であつて次に掲げるもの。ただし、ニコチンとして〇・二%以下を含有する外用剤、一枚中七八mg以下を含有する貼付剤及び一個中ニコチンとして二mg以下を含有する^{そしやく}咀嚼^{そしやく}剤を除く。

- (1) ニコチンとして一〇%以下を含有するもの

三十七 ネオスチグミン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) ネオスチグミンとして〇・〇〇五%以下を含有する点眼剤
- (2) ネオスチグミンとして〇・四二%以下を含有する体外診断薬

- 三十八 パイナツプル茎搾汁精製物及びその製剤。ただし、一瓶中にタンパク質としてパイナツプル茎搾汁精製物四・三g以下を含有する製剤を除く。
- 三十九 バツカクアルカロイド、その誘導体、それらの塩類、バツカク及びそれらを含有する製剤。ただし、(+)— —O—メトキシ— ・ —六—ジメチルエルゴリン— ハベーターメタノール —五— プロモニコチン酸エステル(別名ニセルゴリン)及びその製剤を除く。
- 四十 ハズ油を含有する生薬及び製剤
- 四十一 パパベリン及びその塩類
- 四十二 ハルマラアルカロイド及びその塩類
- 四十三 ヒドラスチニン、その塩類及びそれらの製剤
- 四十四 ヒドラスチン、その塩類及びそれらを含有する製剤
- 四十五 ピロカルピン又はその塩類を含有する生薬及び製剤
- 四十六 ビンクリスチン又はその塩類の製剤
- 四十六の二 ビンデシン又はその塩類の製剤
- 四十七 ビンブラスチン又はその塩類の製剤
- 四十八 フィゾスチグミン又はその塩類を含有する生薬及び製剤。ただし、フィゾスチグミンとして —O— — 六%以下を含有する体外診断薬を除く。
- 四十九 フクジュソウ配糖体を含有する生薬及び製剤
- 五十 ブルシン、その塩類及びそれらの製剤
- 五十一 ブルボカプニン及びその塩類
- 五十二 ブロムカンフル
- 五十三 ベラトルムアルカロイド又はその塩類を含有する生薬及び製剤
- 五十三の二 ボスロプス アトロクス蛇毒由来のトロンビン様酵素(別名バトロキソビン)の製剤であつて —ml 中ボスロプス アトロクス蛇毒由来のトロンビン様酵素 — —O バトロキソビン単位以下を含有するものの
- 五十四 ポドフィル酸、その化合物並びにそれらを含有する生薬及び製剤
- 五十五 ホマトロピン又はその塩類の製剤
- 五十六 メンマ根及びその成分を含有する製剤
- 五十七 ヤラツパ根、ヤラツパ脂及びそれらの製剤。ただし、アロエヤラツパ丸、ヤラツパ脂八%以下を含有する丸剤、ヤラツパ脂五〇%以下を含有する薬用石けん及び一個中ヤラツパ脂五〇mg以下を含有するものを除く。
- 五十八 ヨヒンビン、その塩類並びにそれらを含有する生薬及び製剤
- 五十九 ヨヒンベ酸メチルエステル及びその製剤
- 六十 レセルピン、アジマリン及びそれらの塩類並びにそれらを含有する生薬及び製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて、一個中レセルピンとして —mg 以下を含有するもの及びラウオルフィアセルペンチナ総アルカロイド —mg 以下を含有するものを除く。
- 六十一 ロベリン、その塩類並びにそれらを含有する生薬及び製剤。ただし、ロベリア草を含有する^{くん}煙^煙剤を除く。

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

- 一 アクチノマイシンCの製剤であつて —バイアル 中アクチノマイシンC — — 二mg力価以下を含有するもの
- 二 アクチノマイシンDの製剤であつて —バイアル 中アクチノマイシンD — — 五mg力価以下を含有するもの
- 二の二 アクラルビシン又はその塩類の製剤であつて —バイアル 中アクラルビシンとして二〇mg力価以下を含有するもの
- 二の三 (+)—(七S・九S)— —九—アセチル— —九—アミノ— 七— [(二—デオキシ—ベーターD—エリスローペンチピラノシル)オキシ]— —七・八・九・—O— テトラヒドロ— —六・— — — ジヒドロキシ— —五・— 二—ナフタセンジオン(別名アムルビシン)又はその塩類を含有する製剤
- 二の四 アムホテリシンBの注射剤以外の製剤であつて一錠又は —ml 中アムホテリシンB — — 〇〇mg力価以下を含有するもの
- 二の五 アルベカシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一片中アルベカシンとして — 六〇 μ g力価以下を含有する体外診断薬を除く。
- 二の六 インターフェロン—アルファ及びその製剤。ただし、 —バイアル 中インターフェロン—アルファ五〇〇〇万国単位以下を含有する点眼剤を除く。
- 二の七 インターフェロンアルファコン—及びその製剤
- 二の八 インターフェロン—ガンマ及びその製剤
- 二の九 インターフェロン—ベータ及びその製剤
- 二の十 (+)—(三aS・四R・七R・九R・—OR・—R・—三R・—五R・—五aR)— —四— エチルオクタヒドロ— — — — メトキシ— —三a・七・九・— — — — — 三・—五—ヘキサメチル— — — {四— [四—(三—ピリジル)イミダゾール— — —イル] ブチル}— —O— { [三・四・六—トリデオキシ—三—(ジメチルアミ

ノ)―ベータ―D―キシロ―ヘキソピラノシル] オキシ} ―ニH―オキサシクロテトラデシノ [四・三―d] オキサゾール―二・六・八・一四(―H・七H・九H)―テトロン(別名テリスロマイシン)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中(+)―(三aS・四R・七R・九R・一OR・一R・一三R・一五R・一五aR)―四―エチルオクタヒドロ―メトキシ―三a・七・九・一三・一五―ヘキサメチル―〔四―〔四―(三―ピリジル)イミダゾール―イル] ブチル} ―O― { [三・四・六―トリデオキシ―三―(ジメチルアミノ)―ベータ―D―キシロ―ヘキソピラノシル] オキシ} ―ニH―オキサシクロテトラデシノ [四・三―d] オキサゾール―二・六・八・一四(―H・七H・九H)―テトロンとして三〇〇mg力価以下を含有するもの

(2) 一片中(+)―(三aS・四R・七R・九R・一OR・一R・一三R・一五R・一五aR)―四―エチルオクタヒドロ―メトキシ―三a・七・九・一三・一五―ヘキサメチル―〔四―〔四―(三―ピリジル)イミダゾール―イル] ブチル} ―O― { [三・四・六―トリデオキシ―三―(ジメチルアミノ)―ベータ―D―キシロ―ヘキソピラノシル] オキシ} ―ニH―オキサシクロテトラデシノ [四・三―d] オキサゾール―二・六・八・一四(―H・七H・九H)―テトロンとして一六〇μg力価以下を含有する体外診断薬

二の十一 エピルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中エピルビシンとして五〇mg力価以下を含有するもの

二の十二 エポエチン―アルファ及びその製剤。ただし、一ml中エポエチン―アルファ〇・九―国際単位以下を含有する体外診断薬を除く。

二の十三 エポエチン―カツパ(遺伝子組換え) [エポエチン―アルファ後続] 及びその製剤

二の十四 エポエチン―ベータ及びその製剤

二の十五 エポエチン―ベータ―ペゴル及びその製剤

三 エンラマイシン及びその製剤。ただし、外用剤を除く。

三の二 乾燥BCG及びその製剤

四 クロモマイシンA₃の製剤であつて一アンプル中クロモマイシンA₃〇・五mg力価以下を含有するもの

五 ゲンタマイシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ゲンタマイシンとして〇・一%以下を含有する外用剤

(2) ゲンタマイシンとして二・二%以下を含有する体外診断薬

(3) 一片中ゲンタマイシンとして一六〇μg以下を含有する体外診断薬

五の二 (一)―(三R・四R・五E・一OE・一NE・一四S・二六R・二六aS)―二六―〔二―(ジエチルアミノ)エチルスルホニル] ―八・九・一四・一五・二四・二五・二六・二六a―オクタヒドロ―四―ヒドロキシ―三―イソプロピル―四・一―二―ジメチル―三H―二―一八―ニトリロ―H・二ニH―ピロロ [二・一―c] [一・八・四・一九] ジオキサジアザシクロテトラコシン―一・七・一六・二二(四H・一七H)―テトロン(別名ダルホプリスチン)及びその製剤。ただし、一片中(一)―(三R・四R・五E・一OE・一NE・一四S・二六R・二六aS)―二六―〔二―(ジエチルアミノ)エチルスルホニル] ―八・九・一四・一五・二四・二五・二六・二六a―オクタヒドロ―四―ヒドロキシ―三―イソプロピル―四・一―二―ジメチル―三H―二―一八―ニトリロ―H・二ニH―ピロロ [二・一―c] [一・八・四・一九] ジオキサジアザシクロテトラコシン―一・七・一六・二二(四H・一七H)―テトロンとして一六〇μg以下を含有する体外診断薬を除く。

五の三 シクロスポリン及びその製剤。ただし、シクロスポリン〇・〇四%以下を含有する体外診断薬を除く。

五の四 シソマイシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一片中シソマイシンとして一六〇μg以下を含有する体外診断薬

(2) シソマイシンとして〇・一六%以下を含有する体外診断薬

五の五 ジノスタチン スチマラマーの製剤であつて、一バイアル中ジノスタチン スチマラマーとして六mg力価以下を含有するもの

五の六 ジベカシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一片中ジベカシンとして一六〇μg以下を含有する体外診断薬

(2) ジベカシンとして〇・一六%以下を含有する体外診断薬

五の七 (一)―N―{(六R・九S・一OR・一三S・一五aS・一八R・二二S・二四aS)―二二―(四―ジメチルアミノベンジル)―六―エチル―ドコサヒドロ―一〇・二三―ジメチル―五・八・一二・一五・一七・二一・二四―ヘプタオキソ―三―フェニル―一八―[[(三S)―(三―キヌクリジニル)チオ]メチル]―ニH―ピリド [二・一―f] ピロロ [二・一―1] [一・四・七・一〇・一三・一六]―オキサペンタアザシクロノナデシン―九―イル}―三―ヒドロキシピリジン―二―カルボキサミド(別名キヌプリスチン)及びその製剤。ただし、一片中(一)―N―{(六R・九S・一OR・一三S・一五aS・一八R・二二S・二四aS)―二二―(四―ジメチルアミノベンジル)―六―エチル―ドコサヒドロ―一〇・二三―ジメチル―五・八・一二・一五・一七・二一・二四―ヘプタオキソ―三―フェニル―一八―[[(三

S) —(三—キヌクリジニル)チオ] メチル] —二H—ピリド [二・—f] ピロロ [二・—1] [一・四・七・—○・—三・—六] —オキサペンタアザシクロノナデシン—九—イル} —三—ヒドロキシピリジン—二—カルボキサミドとして一六〇 μ g以下を含有する体外診断薬を除く。

六 接種用診断用抗原類

六の二 セルモロイキン及びその製剤

七 ダウノルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ダウノルビシンとして四四mg力価以下を含有するもの

七の二 ダルベポエチン アルファ(遺伝子組換え) [ダルベポエチン アルファ後続一] 及びその製剤

七の三 ダルベポエチン アルファ(遺伝子組換え) [ダルベポエチン アルファ後続二] 及びその製剤

七の四 ダルベポエチン アルファ(遺伝子組換え) [ダルベポエチン アルファ後続三] 及びその製剤

八 注射用コリスチン製剤

九 注射用ポリミキシンB製剤

十 治療用抗原類

十一 治療用免疫血清類

十一の二 テセロイキン及びその製剤

十一の三 ドキソルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ドキソルビシンとして五〇mg力価以下を含有するもの

十一の四 トブラマイシン及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) トブラマイシン—%以下を含有する体外診断薬

(2) 一片中トブラマイシン—六〇 μ g以下を含有する体外診断薬

十一の五 ネオカルチノスタチンの製剤であつて一アンプル中ネオカルチノスタチン二〇〇〇単位以下を含有するもの

十一の六 ネチルマイシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一片中ネチルマイシンとして一六〇 μ g以下を含有する体外診断薬

(2) ネチルマイシンとして〇・一六%以下を含有する体外診断薬

十一の七 ヒト肝細胞に由来するエリスロポエチンcDNAの改変体の発現により、チヤイニーズハムスター卵巣細胞で産生され、アミノ酸残基五箇所がアスパラギン—三〇、トレオニン—三二、バリン—八七、アスパラギン—八八、トレオニン—九〇に置換されたヒトエリスロポエチン誘導体で、一六五個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(別名ダルベポエチン アルファ(遺伝子組換え))及びその製剤

十一の八 ピラルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ピラルビシンとして三〇mg力価以下を含有するもの

十二 ブレオマイシン、その塩類及びそれらの製剤

十二の二 ペプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤

十三 マイトマイシンCの製剤であつて一個又は一バイアル中マイトマイシンC二mg力価以下を含有するもの

十三の二 ミクロノマイシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一片中ミクロノマイシンとして一六〇 μ g以下を含有する体外診断薬

(2) ミクロノマイシンとして〇・一六%以下を含有する体外診断薬

十四 免疫用毒素及び免疫用トキシイド類

十五 溶血性連鎖状球菌をベンジルペニシリンカリウムとともに加熱し、凍結乾燥したもの及びその製剤

十六 ワクチン類

無機薬品及びその製剤

一 亜鉛の無機酸塩類。ただし、炭酸亜鉛を除く。

二 亜硝酸塩類

二の二 亜セレン酸ナトリウムの製剤であつて一バイアル中セレンとして一〇〇 μ g以下を含有するもの

三 アンチモン化合物及びその製剤。ただし、軟 膏 剤並びに五硫化アンチモン(別名金 硫黄)及びその製剤を除く。

三の二 一酸化窒素及びその製剤

三の三 塩化イツトリウム(⁹⁰Y)及びその製剤

三の四 塩化ストロンチウム(⁸⁹Sr)及びその製剤

三の五 塩化ラジウム(²²³Ra)の製剤であつて、一バイアル中塩化ラジウム(²²³Ra)として十一・五ng以下を含有するもの

四 塩酸及びそれを含有する製剤。ただし、塩化水素—〇%以下を含有するものを除く。

五 塩素酸カリウム及びその製剤。ただし、塩素酸カリウム—〇%以下を含有するもの及び一個中塩素酸カリウム二g以下を含有する外用剤を除く。

六 塩素酸ナトリウム及びその製剤。ただし、塩素酸ナトリウム一〇%以下を含有するもの及び一個中塩素酸ナトリウム二g以下を含有する外用剤を除く。

七 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六%以下を含有するものを除く。

八 過酸化ナトリウム及びその製剤。ただし、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

九 金の化合物

九の二 金チオリンゴ酸塩類の製剤

十 銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ハロゲン銀及びその製剤

(2) 硝酸銀一%以下を含有する外用剤

(3) 一個中硝酸銀七mg以下を含有し、かつ、一容器中硝酸銀〇・二五g以下を含有する外用剤

(4) 一片中硝酸銀七mg以下を含有する体外診断薬

(5) 硝酸銀一%以下を含有する体外診断薬

(6) 一容器中硝酸銀一二・六mg以下を含有する体外診断薬

十の二 酢酸亜鉛及びその製剤

十一 シアン化合物の製剤であつてシアン水素として〇・二%以下を含有するもの。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ベルリン青、黄血塩、赤血塩及びロダン化合物の製剤

(2) シアン銀、シアン水銀又はオキシシアン水銀〇・二%以下を含有する膏劑

(3) シアン水素として〇・一%以下を含有する外用剤

(4) 一片中ニトロプルシドナトリウム三六〇 μ g以下を含有する体外診断薬

(5) シアン水素として〇・一%以下を含有する体外診断薬

十二 臭素

十三 硝酸及びそれを含有する製剤。ただし、純硝酸一〇%以下を含有するものを除く。

十四 硝酸タリウム及びその製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%又はこれに対応する量以下を含有する殺そ剤を除く。

十五 水銀化合物又はその製剤であつて次に掲げるもの。ただし、膏劑を除く。

(1) 塩化第一水銀及びその製剤

(2) 黄色ヨード汞及びその製剤

(3) オレイン酸水銀及びその製剤

(4) アミノ塩化第二水銀及びその製剤

(5) アセチルオキシメルクリヒドロキシウンデカン酸及びその製剤

(6) アセチルオキシメルクリベンゾール(別名酢酸フェニル水銀)及びその製剤。ただし、アセチルオキシメルクリベンゾール〇・二%以下を含有する外用剤、坐剤及び体外診断薬を除く。

(7) ーエチルメルクリーニエチルメルクリチオー五クロロベンツイミダゾール及びその製剤

(8) エチルメルクリチオウンデカン酸及びその製剤。ただし、エチルメルクリチオウンデカン酸〇・五%以下を含有する外用剤を除く。

(9) エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム(別名チメロサル)及びその製剤。ただし、エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム〇・二%以下を含有する外用剤、エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム六・五 μ g以下を含有する貼付剤及びエチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム〇・二%以下を含有する体外診断薬を除く。

(10) パラヒドロキシメタニトロヒドロキシメルクリベンゾールナトリウム及びその製剤。ただし、パラヒドロキシメタニトロヒドロキシメルクリベンゾールナトリウム〇・三%以下を含有する外用剤を除く。

(11) パラヒドロキシメルクリメタジニトロオルトヒドロキシトルオールナトリウム及びその製剤。ただし、パラヒドロキシメルクリメタジニトロオルトヒドロキシトルオールナトリウム一%以下を含有する外用剤を除く。

(12) ハロゲンオキシメルクリフルオレセインナトリウム及びその製剤。ただし、ハロゲンオキシメルクリフルオレセインナトリウム二%以下を含有する外用剤及び一個中ハロゲンオキシメルクリフルオレセインナトリウム〇・一g以下を含有する外用剤を除く。

(13) ビスエチルメルクリスルフィド及びその製剤。ただし、ビスエチルメルクリスルフィド〇・二%以下を含有する外用剤を除く。

(14) ヒドロキシフェニルメルクリヒドロキシヘキサクロロジフェニルメタン及びその製剤。ただし、ヒドロキシフェニルメルクリヒドロキシヘキサクロロジフェニルメタン〇・五%以下を含有する外用剤を除く。

(15) ーフェニルーニエチルメルクリチオーベンツイミダゾール及びその製剤

- (16) フェニルメルクリトリエタノールアンモニウムペンタクロロフェノキシド及びその製剤。ただし、フェニルメルクリトリエタノールアンモニウムペンタクロロフェノキシド六％以下を含有する外用剤を除く。
- (17) ブチルメルクリチオサリチル酸ブチル及びその製剤。ただし、ブチルメルクリチオサリチル酸ブチル〇・五％以下を含有する外用剤を除く。
- (18) メタヒドロキシメルクリオルトトルイル酸ナトリウム及びその製剤。ただし、メタヒドロキシメルクリオルトトルイル酸ナトリウム四％以下を含有する外用剤を除く。
- (19) メチルメルクリチオアセトアミド及びその製剤。ただし、メチルメルクリチオアセトアミド〇・二％以下を含有する外用剤を除く。
- (20) メチレンジナフチルスルホン酸メルクリベンゾール及びその製剤。ただし、メチレンジナフチルスルホン酸メルクリベンゾール〇・一％以下を含有する外用剤を除く。
- (21) 塩化第二水銀〇・一％以下を含有し、かつ、スカレット又はフロキシンをもちて着色した水溶液
- (22) 一個中水銀ヘマトポルフィリンナトリウム塩二五mg以下を含有する製剤
- (23) ジエチルメルクリホスフェイト及びその製剤。ただし、ジエチルメルクリホスフェイト〇・二％以下を含有する外用剤を除く。
- (24) ミークロルメルクリーニートキシプロピル尿素(別名クロルメロドリン)〇・二五％以下を含有する製剤

十六 水酸化カリウム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 水酸化カリウム五％以下を含有するもの
- (2) 一容器中水酸化カリウムとして八・四二mg以下を含有する体外診断薬

十七 水酸化ナトリウム及びその製剤。ただし、水酸化ナトリウム五％以下を含有するものを除く。

十七の二 炭酸リチウム及びその製剤。ただし、炭酸リチウム一％以下を含有する体外診断薬を除く。

十八 銅塩類並びにコロイド銅及びその製剤。ただし、メチオニン銅を除く。

十九 鉛化合物(酢酸鉛、一酸化鉛及び次酢酸鉛に限る。)及び次酢酸鉛液

二十 二硫化セレン及びその製剤。ただし、二硫化セレン二・五％以下を含有する外用剤を除く。

二十一 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。

二十一の二 ビス(ニープリジルチオ——オキシド)亜鉛及びその製剤。ただし、ビス(ニープリジルチオ——オキシド)亜鉛二・〇％以下を含有する外用剤を除く。

二十二 ヒ素又はその化合物の製剤であつてヒ素として〇・〇六％以下を含有するもの並びにパラカルバミノフェニルアルジン酸(別名カルバルゾン)、パラカルバミノフェニルジ—(カルボキシフェニル)—チオアルゼニト及びそれらの製剤。ただし、ヒ素として〇・〇〇三％以下を含有するもの及びパラカルバミノフェニルアルジン酸又はパラカルバミノフェニルジ—(カルボキシフェニル)—チオアルゼニトの製剤であつて一錠中ヒ素として五〇mg以下を含有するものを除く。

二十二の二 フツ化第一スズ、フツ化ナトリウム、フツ化アンモニウム、フツ化ジアンミン銀及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) フツ素として一％以下を含有するもの
- (2) 一個中フツ素として〇・五mg以下を含有するもの
- (3) フツ化ナトリウム一・二五％以下を含有する体外診断薬

二十三 無水クロム酸

二十四 ヨウ化カリウム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) ヨウ化カリウム一〇％以下を含有するもの
- (2) 一個中ヨウ化カリウム〇・三五g以下を含有するもの
- (3) 一容器中ヨウ化カリウム〇・一七g以下を含有する体外診断薬

二十五 ヨウ素及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 遊離ヨウ素三・二％以下を含有する外用剤
- (2) 遊離ヨウ素〇・五％以下を含有する体外診断薬

二十六 硫化カドミウム及びその製剤。ただし、硫化カドミウム二％以下を含有する外用剤を除く。

二十七 硫酸及びそれを含有する製剤。ただし、純硫酸一〇％以下を含有するものを除く。

二十七の二 硫酸タリウム及びその製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三％又はこれに対応する量以下を含有する殺そ剤を除く。

二十八 リン化亜鉛及びその製剤。ただし、リン化亜鉛一％又はこれに対応する量以下を含有する殺そ剤を除く。

有機薬品及びその製剤

一 アカラブルチニブ、その塩類及びそれらの製剤

一の二 アガルシダーゼ ベータ

一の三 アガルシダーゼ ベータ(遺伝子組換え)[アガルシダーゼ ベータ後統一]及びその製剤

- 一の四 ー(三ーアザビシクロ〔三・三・〇〕オクトー三ーイル)ー三ー(パラートリルスルホニル)尿素(別名グリクラジド)及びその製剤
- 一の五 三'ーアジドー三'ーデオキシチミジン(別名ジドブジン)及びその製剤
- 一の六 アシミニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 一の七 亜硝酸アミル
- 一の八 アスペルギルルス・フラウス由来の尿酸オキシダーゼcDNAの発現により、サカロミユケス・ケレヴィスイアエ株で産生されるアミノ末端がアセチル化された三百一個のアミノ酸残基からなるサブユニット四分子から構成されるタンパク質(別名ラスブリカーゼ(遺伝子組換え))及びその製剤
- 一の九 アスホターゼ アルファ及びその製剤
- 一の十 (ー)(S)ー二ーアセタミドーNー〔三・四ービス(エトキシカルボニルオキシ)フェネチル〕ー四ー(メチルチオ)ブチルアミド(別名ドカルパミン)及びその製剤
- 一の十一 NーアセチルーSー〔(二R)ー二ーアミノー二ーカルボキシエチルスルファニル〕ーDーシステイニルーDーアラニルーDーアルギニルーDーアルギニルーDーアルギニルーDーアラニルーDーアルギニンアミド(別名エテルカルセチド)又はその塩類の製剤であつて、ーバイアル又はーシリンジ中NーアセチルーSー〔(二R)ー二ーアミノー二ーカルボキシエチルスルファニル〕ーDーシステイニルーDーアラニルーDーアルギニルーDーアルギニルーDーアルギニルーDーアラニルーDーアルギニンアミドとしてー〇mg以下を含有するもの
- 二 四ー(二ーアセチルエチル)ーー・二ージフェニルピラゾリジンー三・五ージオン(別名ケトフェニルブタゾン)及びその製剤。ただし、一錠中四ー(二ーアセチルエチル)ーー・二ージフェニルピラゾリジンー三・五ージオン〇・二g以下を含有するものを除く。
- 三 アセチルコリン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) アセチルコリンとして五〇%以下を含有する体外診断薬
- (2) 一容器中アセチルコリンとして五・五g以下を含有する体外診断薬
- 三の二 六ーアセチルーハーシクロペンチルー五ーメチルー二ー〔〔五ー(ピペラジンーーイル)ピリジンー二ーイル〕アミノ〕ピリド〔二・三ーd〕ピリミジンー七(ハH)ーオン(別名パルボシクリブ)及びその製剤
- 三の三 Nーアセチルー三ー(ナフタレンー二ーイル)ーDーアラニルー四ークロローDーフェニルアラニルー三ー(ピリジンー三ーイル)ーDーアラニルーLーセリルー四ー〔〔(四S)ー二・六ージオキソヘキサヒドロピリミジンー四ーイル〕カルボニル〕アミノ〕Lーフェニルアラニルー四ーウレイドーDーフェニルアラニルーLーロイシルーN⁶ー(ーメチルエチル)ーLーリシルーLープロリルーDーアラニンアミド(別名デガレリクス)、その塩類及びそれらの製剤
- 三の四 Nーアセチルー三ー(二ーナフチル)ーDーアラニルー四ークロローDーフェニルアラニルー三ー(三ーピリジル)ーDーアラニルーLーセリルーLーチロシルーN⁶ー(N・N'ージエチルカルバミミドイル)ーDーリジルーLーロイシルーN⁶ー(N・N'ージエチルカルバミミドイル)ーLーリジルーLープロリルーDーアラニンアミド(別名ガニレリクス)、その塩類及びそれらの製剤
- 三の五 (ー)ーNーアセチルー三ー(二ーナフチル)ーDーアラニルーパラークロローDーフェニルアラニルー三ー(三ーピリジル)ーDーアラニルーLーセリルーLーチロシルーN⁵ーカルバモイルーDーオルニチルーLーロイシルーLーアルギニルーLープロリルーDーアラニンアミド(別名セトロレリクス)、その塩類及びそれらの製剤
- 三の六 (±)ー三ー〔三ーアセチルー四ー〔三ー(三級ーブチルアミノ)ー二ーヒドロキシプロポキシ〕フェニル〕ーー・ーージエチルウレア(別名セリプロロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 三の七 (±)ーーーアセチルー四ー〔パラー〔〔(二R*・四S*)ー二ー(二・四ージクロロフェニル)ー二ー(イミダゾールーーイルメチル)ーー・三ージオキソランー四ーイル〕メトキシ〕フェニル〕ピペラジン(別名ケトコナゾール)及びその製剤。ただし、(±)ーーーアセチルー四ー〔パラー〔〔(二R*・四S*)ー二ー(二・四ージクロロフェニル)ー二ー(イミダゾールーーイルメチル)ーー・三ージオキソランー四ーイル〕メトキシ〕フェニル〕ピペラジンとして二%以下を含有する外用剤を除く。
- 三の八 三'ーアセチルー四'ー〔二ーヒドロキシー三ー(イソプロピルアミノ)プロポキシ〕ブチラニリド(別名アセプトロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 三の九 二ーアセチルー七ー〔(二ーヒドロキシー三ーイソプロピルアミノ)プロポキシ〕ベンゾフラン(別名ベフノロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、二ーアセチルー七ー〔(二ーヒドロキシー三ーイソプロピルアミノ)プロポキシ〕ベンゾフランとして一%以下を含有する点眼剤を除く。
- 三の十 ー(四ーアセチルフェニルスルホニル)ー三ーシクロヘキシルウレア(別名アセトヘキサミド)及びその製剤
- 四 アセチルフリルエチルオキシクマリン五%以下を含有する製剤。ただし、アセチルフリルエチルオキシクマリン〇・二五%以下を含有する殺そ剤を除く。

- 四の二 (ニ—アセチルラクトイルオキシエチル)トリメチルアンモニウム(別名アクラトニウム)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(ニ—アセチルラクトイルオキシエチル)トリメチルアンモニウムとして五〇mg以下を含有する内用剤を除く。
- 五 アセトアニリド及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中アセトアニリド〇・二五g以下を含有するもの
 - (2) アセトアニリド一五g以下を含有する牛馬用剤
 - (3) アセトアニリド八%以下を含有する軟膏
- 五の二 (ニR)—ニ—アセトアミド—N—ベンジル—三—メトキシプロパンアミド(別名ラコサミド)及びその製剤
- 五の三 ニ—(四—アセトキシ—ニ—イソプロピル—五—メチルフエノキシ)—N・N—ジメチルエチルアミン(別名モキシシリト)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の四 ニ—アセトキシ—N—〔三—〔メター(—ピペリジニルメチル)フエノキシ〕プロピル〕アセタミド(別名ロキサチジンアセタート)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ニ—アセトキシ—N—〔三—〔メター(—ピペリジニルメチル)フエノキシ〕プロピル〕アセタミドとして七五mg以下を含有する内用剤を除く。
- 五の五 アダリムマブ及びその製剤
- 五の六 アダリムマブ(遺伝子組換え)〔アダリムマブ後続一〕及びその製剤
- 五の七 アダリムマブ(遺伝子組換え)〔アダリムマブ後続二〕及びその製剤
- 五の八 アダリムマブ(遺伝子組換え)〔アダリムマブ後続三〕及びその製剤
- 五の九 アダリムマブ(遺伝子組換え)〔アダリムマブ後続四〕及びその製剤
- 五の十 アテゾリズマブ及びその製剤
- 五の十一 アニフロルマブ及びその製剤
- 五の十二 アバタセプト及びその製剤
- 五の十三 アバルグルコシダーゼ アルファ及びその製剤
- 五の十四 アフリベルセプト及びその製剤
- 五の十五 アフリベルセプト(遺伝子組換え)〔アフリベルセプト後続一〕及びその製剤
- 五の十六 アフリベルセプト ベータ及びその製剤
- 五の十七 アブロシチニブ及びその製剤
- 五の十八 アベルマブ及びその製剤
- 五の十九 N—アミジノ—ニ—(二・六—ジクロロフェニル)アセトアミド(別名グアンファシン)又はその塩類の製剤であつて、一個中N—アミジノ—ニ—(二・六—ジクロロフェニル)アセトアミドとして三mg以下を含有する内用剤
- 五の二十 六—アミジノ—ニ—ナフチル パラ—グアニジノベンゾアート(別名ナファモスタット)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の二十一 五—〔(ニ—アミノアセタミド)メチル〕—〔四—クロロ—ニ—(オルト—クロロベンゾイル)フェニル〕—N・N—ジメチル—H—s—トリアゾール—三—カルボキサミド(別名リルマザホン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中五—〔(ニ—アミノアセタミド)メチル〕—〔四—クロロ—ニ—(オルト—クロロベンゾイル)フェニル〕—N・N—ジメチル—H—s—トリアゾール—三—カルボキサミドとして二mg以下を含有する内用剤を除く。
- 五の二十二 三—アミノアセトキシ—ニ・ニ—ジクロルアセタミド—〔四—メチルスルホニルフェニル〕—プロパノール(別名アミノ酢酸チアンフェニコール)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の二十三 四—アミノ—アラビノフラノシル—ニ—オキソ—ニ—ジヒドロピリミジン(別名シタラビン)及びその製剤
- 五の二十四 (—OR・—ニS)—N—〔(ニR・六S・九S・—R・—ニS・—四aS・—五S・ニ〇S・ニ三S・ニ五aS)—ニ—〔(ニ—アミノエチル)アミノ〕—ニ〇—〔(—R)—三—アミノ—ヒドロキシプロピル〕—ニ三—〔(—S・ニS)—ニ—ニ—ジヒドロキシ—ニ—(四—ヒドロキシフェニル)エチル〕—ニ—一—一—一—五—トリヒドロキシ—六—〔(—R)—ヒドロキシエチル〕—五・八・—四・—九・ニ二・ニ五—ヘキサオキソテトラコサヒドロ—H—ジピロロ〔ニ・—c:ニ'・—'—I〕〔—四・七・—〇・—三・—一六〕ヘキサアザシクロヘンイコシン—九—イル〕—〇・—ニ—ジメチルテトラデカンアミド(別名カスポファンギン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一片中(—OR・—ニS)—N—〔(ニR・六S・九S・—R・—ニS・—四aS・—五S・ニ〇S・ニ三S・ニ五aS)—ニ—〔(ニ—アミノエチル)アミノ〕—ニ〇—〔(—R)—三—アミノ—ヒドロキシプロピル〕—ニ三—〔(—S・ニS)—ニ—ニ—ジヒドロキシ—ニ—(四—ヒドロキシフェニル)エチル〕—ニ—一—一—五—トリヒドロキシ—六—〔(—R)—ヒドロキシエチル〕—五・八・—四・—九・ニ二・ニ五—ヘキサオキソテトラコサヒドロ—H—ジピロロ〔ニ・—c:ニ'・—'—I〕〔—四・七・—〇・—三・—一六〕ヘキサアザシクロヘンイコシン—九—イル〕—〇・—ニ—ジメチルテトラデカンアミドとして五—ニμg以下を含有する体外診断薬を除く。

- 五の二十五 四—(ニ—アミノエチル)ピロカテコール(別名ドパミン)又はその塩類を含有する製剤
- 五の二十六 (±)—ニ— [(ニ—アミノエトキシ)メチル]—四—(オルト—クロロフェニル)—・四—ジヒドロ—六—メチル—三・五—ピリジンジカルボン酸 三—エチルエステル 五—メチルエステル ベンゼンスルホン酸(別名ベシル酸アムロジピン)の製剤であつて、一錠中(±)—ニ— [(ニ—アミノエトキシ)メチル]—四—(オルト—クロロフェニル)—・四—ジヒドロ—六—メチル—三・五—ピリジンジカルボン酸 三—エチルエステル 五—メチルエステル ベンゼンスルホン酸塩として—三・八七mg以下を含有するもの
- 五の二十七 N— {四— [ニ—(ニ—アミノ—四—オキソ—四・七—ジヒドロ—H—ピロロ [ニ・三—d]ピリミジン—五—イル)エチル] ベンゾイル} —L—グルタミン酸(別名ペメトレキセド)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の二十八 ニ—アミノ—ニ— [ニ—(四—オクチルフエニル)エチル] プロパン—・三—ジオール(別名フィンゴリモド)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の二十九 三—({ [(ニS)—ニ—アミノ—ニ—カルボキシエチル] カルバモイル} アミノ)—五—クロロ—四—メチルベンゼンスルホン酸(別名ウパシカルセト)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の三十 (±)—・—アミノ—・九—グアニジノ—・—ヒドロキシ—四・九・—ニ—トリアザノナデカン—・—・—三—ジオン(別名グスペリムス)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の三十一 (±)—・—(四—アミノ—三—クロロ—五—トリフルオロメチルフエニル)—ニ—(三級ブチルアミノ)エタノール(別名マブテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)—・—(四—アミノ—三—クロロ—五—トリフルオロメチルフエニル)—ニ—(三級ブチルアミノ)エタノールとして五〇 μ g以下を含有する内用剤を除く。
- 五の三十二 (±)—四—アミノ—五—クロロ—N— [(三R*・四S*)—・— [三—(パラ—フルオロフェノキシ)プロピル]—三—メトキシ—四—ピペリジル]—オルト—アニスアミド(別名シサプリド)及びその製剤。ただし、一個中(±)—四—アミノ—五—クロロ—N— [(三R*・四S*)—・— [三—(パラ—フルオロフェノキシ)プロピル]—三—メトキシ—四—ピペリジル]—オルト—アニスアミドニ・五mg以下を含有する内用剤及び(±)—四—アミノ—五—クロロ—N— [(三R*・四S*)—・— [三—(パラ—フルオロフェノキシ)プロピル]—三—メトキシ—四—ピペリジル]—オルト—アニスアミド〇・五%以下を含有する内用剤を除く。
- 五の三十三 (—)— [(—S・四R)—四— [ニ—アミノ—六—(シクロプロピルアミノ)プリン—九—イル]シクロペンタ—ニ—エニル] メタノール(別名アバカビル)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の三十四 五—アミノ—・— [二・六—ジクロロ—四—(トリフルオロメチル)フェニル]—四— [(トリフルオロメチル)スルフィニル]—H—ピラゾール—三—カルボニトリル(別名フィプロニル)及びその製剤。ただし、—g中五—アミノ—・— [二・六—ジクロロ—四—(トリフルオロメチル)フェニル]—四— [(トリフルオロメチル)スルフィニル]—H—ピラゾール—三—カルボニトリルとして〇・五mg以下を含有する殺虫剤及び五—アミノ—・— [二・六—ジクロロ—四—(トリフルオロメチル)フェニル]—四— [(トリフルオロメチル)スルフィニル]—H—ピラゾール—三—カルボニトリルを担体に吸着させた殺虫剤であつて一枚中五—アミノ—・— [二・六—ジクロロ—四—(トリフルオロメチル)フェニル]—四— [(トリフルオロメチル)スルフィニル]—H—ピラゾール—三—カルボニトリルとして—〇mg以下を含有するものを除く。
- 五の三十五 ニ— [(四—アミノ—二・六—ジクロロフェニル)イミノ] イミダゾリジン(別名アプラクロニジン)、その塩類及びそれらの製剤であつてニ— [(四—アミノ—二・六—ジクロロフェニル)イミノ] イミダゾリジンとして—%以下を含有するもの
- 五の三十六 (±)—・—(四—アミノ—三・五—ジクロロフェニル)—ニ—(三級ブチルアミノ)エタノール(別名クレンブテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)—・—(四—アミノ—三・五—ジクロロフェニル)—ニ—(三級ブチルアミノ)エタノールとして〇・〇—mg以下を含有する内用剤及び(±)—・—(四—アミノ—三・五—ジクロロフェニル)—ニ—(三級ブチルアミノ)エタノールとして〇・〇〇—七七%以下を含有する顆粒剤を除く。
- 五の三十七 —・—(四—アミノ—六・七—ジメトキシ—ニ—キナゾリニル)—四—(ニ—フロイル)ピペラジン(別名プラゾシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—・—(四—アミノ—六・七—ジメトキシ—ニ—キナゾリニル)—四—(ニ—フロイル)ピペラジンとして二mg以下を含有するものを除く。
- 五の三十八 (±)—ニ—アミノ—N—(二・五—ジメトキシ—ベータ—ヒドロキシフェネチル)アセトアミド(別名ミドドリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)—ニ—アミノ—N—(二・五—ジメトキシ—ベータ—ヒドロキシフェネチル)アセトアミドとして二mg以下を含有する内用剤を除く。
- 五の三十九 ニ—(ニ—アミノ—・—三—チアゾール—四—イル)—N— [四—(ニ— { [(ニR)—ニ—ヒドロキシ—ニ—フェニルエチル] アミノ } エチル)フェニル] アセトアミド(別名ミラベグロン)の製剤であつて一個中ニ—(ニ—アミノ—・—三—チアゾール—四—イル)—N— [四—(ニ— { [(ニR)—ニ—ヒドロキシ—ニ—フェニルエチル] アミノ } エチル)フェニル] アセトアミド五〇mg以下を含有するもの

- 五の四十 (S)―ニ―アミノ―四・五・六・七―テトラヒドロ―六―プロピルアミノベンゾチアゾール(別名プラミペキソール)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の四十一 三〇―アミノ―三・一四・二五―トリヒドロキシ―三・九・一四・二〇・二五―ペンタアザトリアコンタン―二・一〇・一三・二一・二四―ペンタオン(別名デフェロキサミン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の四十二 ニ―アミノ―六―(トリフルオロメトキシ)ベンゾチアゾール(別名リルゾール)及びその製剤。ただし、一錠中ニ―アミノ―六―(トリフルオロメトキシ)ベンゾチアゾール五〇mg以下を含有するものを除く。
- 五の四十三 (一)―(二S・三R)―ニ―アミノ―三―ヒドロキシ―三―(三・四―ジヒドロキシフェニル)プロピオン酸(別名ドロキシドパ)及びその製剤。ただし、一個中(一)―(二S・三R)―ニ―アミノ―三―ヒドロキシ―三―(三・四―ジヒドロキシフェニル)プロピオン酸二〇〇mg以下を含有する内用剤及び(一)―(二S・三R)―ニ―アミノ―三―ヒドロキシ―三―(三・四―ジヒドロキシフェニル)プロピオン酸二〇%以下を含有する内用剤を除く。
- 五の四十四 (一S・三S・五S)―ニ― [(二S)―ニ―アミノ―ニ―(三―ヒドロキシトリシクロ [三・三・一・一] デカ――イル)アセチル]―ニ―アザビシクロ [三・一・〇] ヘキサ―三―カルボニトリル(別名サキサグリプチン)及びその製剤。ただし、一錠中(一S・三S・五S)―ニ― [(二S)―ニ―アミノ―ニ―(三―ヒドロキシトリシクロ [三・三・一・一] デカ――イル)アセチル]―ニ―アザビシクロ [三・一・〇] ヘキサ―三―カルボニトリルとして五mg以下を含有する内用剤を除く。
- 五の四十五 四―アミノ――ヒドロキシブチリデン――・―ジホスホン酸(別名アレンドロン酸)又はその塩類の製剤であつて一個中四―アミノ――ヒドロキシブチリデン――・―ジホスホン酸として一〇mg以下を含有する注射剤及び一個中四―アミノ――ヒドロキシブチリデン――・―ジホスホン酸として三五mg以下を含有する内用剤
- 五の四十六 三―アミノ――ヒドロキシプロピリデン――・―ビスホスホン酸(別名パミドロン酸)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の四十七 五―アミノ(三・四―ビピリジン)―六(一H)―オン(別名アムリノン)及びその製剤
- 五の四十八 四―アミノ―N―(ニ―ピリミジニル)ベンゼンスルホンアミド銀塩(別名スルファジアジン銀)及びその製剤。ただし、四―アミノ―N―(ニ―ピリミジニル)ベンゼンスルホンアミド銀塩一%以下を含有する外用剤を除く。
- 五の四十九 N― {三― [五―(ニ―アミノピリミジン―四―イル)―ニ―(一・一―ジメチルエチル)―一・三―チアゾール―四―イル]―ニ―フルオロフェニル}―ニ・六―ジフルオロベンゼンスルホンアミド(別名ダブラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の五十 N― {(S)― [ニ―C―(四―アミノピロロ [二・一―f] [一・二・四] トリアジン―七―イル)―ニ・五―アンヒドロ―D―アルトロノニトリル―六―0―イル] フェノキシホスホリル]―L―アラニンニ―エチルブチル(別名レムデシビル)及びその製剤。ただし、一バイアル中N― {(S)― [ニ―C―(四―アミノピロロ [二・一―f] [一・二・四] トリアジン―七―イル)―ニ・五―アンヒドロ―D―アルトロノニトリル―六―0―イル] フェノキシホスホリル]―L―アラニンニ―エチルブチルとして一〇〇mg以下を含有する注射剤を除く。
- 五の五十一 [(一S・二R)―三― { [(四―アミノフェニル)スルホニル] (ニ―メチルプロピル)アミノ}――ベンジル―ニ―ヒドロキシプロピル]カルバミン酸(三R・三aS・六aR)―ヘキサヒドロフロ [二・三―b] フラン―三―イルエステル(別名ダルナビル)及びその製剤
- 五の五十二 (一S・二R)―三― { [(四―アミノフェニル)スルホニル] (ニ―メチルプロピル)アミノ}――ベンジル―ニ―(ホスホナトオキシ)プロピルカルバミン酸(三S)―テトラヒドロフラン―三―イルエステル(別名ホスアンプレナビル)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の五十三 ―― {(三R)―三― [四―アミノ―三―(四―フェノキシフェニル)―一H―ピラゾロ [三・四―d] ピリミジン―――イル] ピペリジン―――イル} プロパーニ―エン――オン(別名イブルチニブ)及びその製剤
- 五の五十四 六―アミノ―九― [(三R)―――(ブターニ―イノイル)ピロリジン―三―イル]―七―(四―フェノキシフェニル)―七・九―ジヒドロ―八H―プリン―八―オン(別名チラブルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の五十五 四―アミノ―ニ―(四―ブチリルヘキサヒドロ―一H―一・四―ジアゼピン―――イル)―六・七―ジメトキシキナゾリン(別名ブナゾジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中四―アミノ―ニ―(四―ブチリルヘキサヒドロ―一H―一・四―ジアゼピン―――イル)―六・七―ジメトキシキナゾリンとして六mg以下を含有する内用剤
- (2) 四―アミノ―ニ―(四―ブチリルヘキサヒドロ―一H―一・四―ジアゼピン―――イル)―六・七―ジメトキシキナゾリンとして〇・五%以下を含有する内用剤

- (3) 四—アミノ—ニ—(四—ブチリルヘキサヒドロ—H—・四—ジアゼピン——イル)—六・七—ジメトキシキナゾリンとして〇・〇%以下を含有する点眼剤
- 五の五十六 [ニ—(六—アミノ—九H—プリン—九—イル)エトキシメチル] ホスホン酸 ビス(ニ・ニ—ジメチルプロパノイルオキシメチル)エステル(別名アデホビルピボキシル)及びその製剤
- 五の五十七 N—[(S)—{[(—R)—ニ—(六—アミノ—九H—プリン—九—イル)——メチルエトキシ]メチル} フェノキシホスフィノイル]—L—アラニン—メチルエチル(別名テノホビル アラフエナミド)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の五十八 (—OR)—七—アミノ—ニ—フルオロ—ニ・—〇・—六—トリメチル——五—オキソ—〇・—五・—六・—七—テトラヒドロ—ニH—四・—八—メテノピラゾロ[四・三—h][ニ・五・—]ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン—ニ—カルボニトリル(別名ロルラチニブ)及びその製剤
- 五の五十九 四—アミノ—五—フルオロ——[(二R・五S)—ニ—(ヒドロキシメチル)——・三—オキサチオラン—五—イル] ピリミジン—ニ(—H)—オン(別名エムトリシタビン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の六十 N—(ニ—アミノ—四—フルオロフェニル)—四—{[(二E)—三—(ピリジン—三—イル)プロパ—ニ—エンアミド]メチル}ベンズアミド(別名ツシジノスタット)及びその製剤
- 五の六十一 六—アミノ—ニ—フルオロメチル—三—(オルト—トリル)—四(三H)—キナゾリノン(別名アフロクアロン)及びその製剤。ただし、一個中六—アミノ—ニ—フルオロメチル—三—(オルト—トリル)—四(三H)—キナゾリノンニ〇mg以下を含有する内用剤を除く。
- 五の六十二 四—[六—アミノ—五—ブromo—ニ—(四—シアノアニリノ)ピリミジン—四—イルオキシ]—三・五—ジメチルベンゾニトリル(別名エトラビリン)及びその製剤
- 五の六十三 (±)—四—アミノ—五—ヘキセン酸(別名ビガバトリン)及びその製剤
- 五の六十四 四—アミノ——ベータ—D—アラビノフラノシル—ニ(—H)—ピリミジノン 五'—(ナトリウム オクタデシル ホスファート)(別名シタラビン オクホスファート)及びその製剤
- 五の六十五 ニ—アミノ—九—ベータ—D—アラビノフラノシル—六—メトキシ—九H—プリン(別名ネララビン)及びその製剤
- 五の六十六 四—アミノ——ベータ—D—リボフラノシル——・三・五—トリアジン—ニ(—H)—オン(別名アザシチジン)及びその製剤
- 五の六十七 四—アミノ—N—(—ベンジル—四—ピペリジル)—五—クロロ—オルト—アニサミド(別名クレボプリド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四—アミノ—N—(—ベンジル—四—ピペリジル)—五—クロロ—オルト—アニサミドとして〇・六八mg以下を含有する内用剤を除く。
- 五の六十八 ニ—(ニ—アミノ—三—ベンゾイルフェニル)アセトアミド(別名ネパフエナク)及びその製剤。ただし、—ml中ニ—(ニ—アミノ—三—ベンゾイルフェニル)アセトアミド—mg以下を含有するものを除く。
- 五の六十九 ニ—アミノ—三—ベンゾイルフェニル酢酸(別名アンフエナク)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の七十 (二S)—ニ—アミノ—ニ—メチル—三—(四—ヒドロキシフェニル)プロパン酸(別名メチロシン)及びその製剤
- 五の七十一 —(四—アミノ—ニ—メチル—五—ピリミジニル)メチル—三—(ベータクロロエチル)—三—ニトロソ尿素(別名ニムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五の七十二 —[三—(アミノメチル)フェニル]—N—(五—{[(—R)—(三—シアノフェニル)[(シクロプロピルメチル)アミノ]メチル}—ニ—フルオロフェニル)—三—(トリフルオロメチル)—H—ピラゾール—五—カルボキシアミド(別名ベロトラルスタット)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—カプセル中—[三—(アミノメチル)フェニル]—N—(五—{[(—R)—(三—シアノフェニル)[(シクロプロピルメチル)アミノ]メチル}—ニ—フルオロフェニル)—三—(トリフルオロメチル)—H—ピラゾール—五—カルボキシアミドとして—五〇mg以下を含有するものを除く。
- 五の七十三 四—アミノ—〇—メチル葉酸(別名メソトレキセート)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) —ml中四—アミノ—〇—メチル葉酸四五〇ng以下を含有する体外診断薬
- (2) —g中四—アミノ—〇—メチル葉酸—三μg以下を含有する体外診断薬
- 五の七十四 四—アミノ—六—メトキシ——フェニルピリダジニウム メチル硫酸塩(別名メチル硫酸アメジニウム)及びその製剤。ただし、一錠中四—アミノ—六—メトキシ——フェニルピリダジニウム メチル硫酸塩—〇mg以下を含有するものを除く。
- 五の七十五 アミバンタマブ及びその製剤
- 五の七十六 アミファンブリジン、その塩類及びそれらの製剤
- 六 アミルレゾルシン
- 六の二 D—アラニル—三—(ニ—ナフチル)—D—アラニル—L—アラニル—L—トリプトフィル—D—フェニルアラニル—L—リジンアミド(別名プラルモレリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中

D—アラニル—三—(ニ—ナフチル)—D—アラニル—L—アラニル—L—トリプトフィル—D—フェニルアラニル—L—リジンアミドとして九・八 μ g以下を含有する注射剤を除く。

六の三 六—アリル—ニ—アミノ—五・六・七・八—テトラヒドロ—四H—チアゾロ〔四・五—d〕アゼピン(別名タリペキソール)、その塩類及びそれらの製剤

六の四 ニ—アリルオキシ—四—クロロ—エヌ—(ニ—ジエチルアミノエチル)—ベンズアミド、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ニ—アリルオキシ—四—クロロ—エヌ—(ニ—ジエチルアミノエチル)—ベンズアミドとして二五mg以下を含有する内用剤及びニ—アリルオキシ—四—クロロ—エヌ—(ニ—ジエチルアミノエチル)—ベンズアミドとして一〇%以下を含有する散剤又は顆粒剤を除く。

六の五 —(ニ—アリルオキシフェノキシ)—三—イソプロピルアミノ—ニ—プロパノール(別名オクスプレノール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—(ニ—アリルオキシフェノキシ)—三—イソプロピルアミノ—ニ—プロパノールとして四〇mg以下を含有するものを除く。

六の六 (一)—〔(六aR・九R・十aR)—七—アリル—四・六・六a・七・八・九・十・十a—オクタヒドロインドロ〔四・三—fg〕キノリン—九—カルボニル〕—(三—ジメチルアミノプロピル)—三—エチル尿素(別名カベルゴリン)及びその製剤

六の七 (一)—(R・九S・一ニS・一三R・一四S・一七R・一八E・ニ—S・ニ三S・ニ四R・ニ五S・ニ七R)—七—アリル—一—四—ジヒドロキシ—ニ—〔(E)—ニ—〔(一R・三R・四R)—四—ヒドロキシ—三—メトキシシクロヘキシル〕—ニ—メチルビニル〕—ニ三・ニ五—ジメトキシ—三・一四・九・一・ニ七—テトラメチル—一—二八—ジオキサ—四—アザトリシクロ〔二二・三・一・一〇〕オクタコサ—八—エン—二・三・一〇・一六—テトラオン(別名タクロリムス)及びその製剤

六の八 (一)—(四aR・七aS・八R・九cR)—ニ—アリル—七・七a・八・九—テトラヒドロ—三・七a—ジヒドロキシ—四aH—八・九c—イミノエタノフェナントロ〔四・五—bcd〕フラン—五(六H)—オン(別名ナロキソン)、その塩類及びそれらの製剤

六の九 —(ニ—アリルフェノキシ)—三—(イソプロピルアミノ)—ニ—プロパノール(別名アルプレノロール)、その塩類及びそれらの製剤

六の十 D—アルギニル—L—アルギニル—L—プロリル—(R)—四—ヒドロキシ—L—プロリルグリシル—三—(チオフエン—ニ—イル)—L—アラニル—L—セリル—(R)—〔(一・二・三・四—テトラヒドロイソキノリン—三—イル)カルボニル〕—(ニS・三aS・七aS)—〔(ヘキサヒドロインドリン—ニ—イル)カルボニル〕—L—アルギニン(別名イカチバント)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一ml中D—アルギニル—L—アルギニル—L—プロリル—(R)—四—ヒドロキシ—L—プロリルグリシル—三—(チオフエン—ニ—イル)—L—アラニル—L—セリル—(R)—〔(一・二・三・四—テトラヒドロイソキノリン—三—イル)カルボニル〕—(ニS・三aS・七aS)—〔(ヘキサヒドロインドリン—ニ—イル)カルボニル〕—L—アルギニンとして一〇mg以下を含有する注射剤を除く。

六の十一 アルチカイン、その塩類及びそれらの製剤

六の十二 (一)—N—〔—〔N—〔N—〔N—〔N—(N2—アルファ—アスパルチルアルギニル)バリル〕チロジル〕イソロイシル〕ヒスチジル〕プロリル〕フェニルアラニン(別名アンギオテンシンII(ヒト型))及びその製剤

六の十三 七—アルファ—〔三—アルファ・五—アルファ—ジヒドロキシ—ニ—(三—ヒドロキシ—トランス—オクテニル)シクロペンチル〕—五—シス—ヘプテン酸(別名ジノプロスト)、その塩類及びそれらの製剤

六の十四 ニアルファ・三アルファ—エピチオ—七ベータ—(一—メトキシシクロペンチルオキシ)—五アルファ—アンドロスタン(別名メピチオスタン)及びその製剤

六の十五 一六アルファ・一七アルファ—シクロペンチリデンジオキシ—九アルファ—フルオロ—一ベータ・ニ—ジヒドロキシ—一四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン ニ—酢酸エステル(別名アムシノニド)及びその製剤

六の十六 三アルファ・七アルファ—ジヒドロキシ—五ベータ—二四—コラン酸(別名ケノデオキシコール酸)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中三アルファ・七アルファ—ジヒドロキシ—五ベータ—二四—コラン酸一二五mg以下を含有する内用剤

(2) 三アルファ・七アルファ—ジヒドロキシ—五ベータ—二四—コラン酸〇・一%以下を含有する体外診断薬

六の十七 六アルファ・九アルファ—ジフルオロ—一ベータ・ニ—ジヒドロキシ—一六アルファ・一七アルファ—イソプロピリデンジオキシ—一四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン ニ—アセタート(別名フルオシノニド)〇・〇五%以下を含有する外用剤

七 アルファ—〔(アルファ—メチル—三・四—メチレンジオキシ—フェニルエチルアミノ)—メチル〕—プロトカテキルアルコール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中アルファ—〔(アルファ—メチル—三・四—メチレンジオキシ—フェニルエチルアミノ)—メチル〕—プロトカテキルアルコールと

して、2mg以下を含有するもの及びアルファー〔(アルファーメチル—三・四—メチレンジオキシ—フエニルエチルアミノ)—メチル〕—プロトカテキルアルコールとして1%以下を含有する吸入剤を除く。

七の二 四アルファ・五—エポキシ—三・一七ベータ—ジヒドロキシ—五アルファ—アンドロスト—二—エン—二—カルボニトリル(別名トリロスタン)及びその製剤。ただし、一個中四アルファ・五—エポキシ—三・一七ベータ—ジヒドロキシ—五アルファ—アンドロスト—二—エン—二—カルボニトリル60mg以下を含有する内用剤を除く。

七の三 アルファガラクトシダーゼA遺伝子の増幅によつてアルファガラクトシダーゼAの発現が増加してしゅう
いるヒト線維肉腫細胞株(HT—一〇八〇)由来細胞株により産生される三九八個のアミノ酸残基(一個又は二個のC末端アミノ酸残基が欠落しているものを含む。)からなるサブユニット二つより構成される糖タンパク質(別名アガルシダーゼ アルファ(遺伝子組換え))及びその製剤

七の四 (+)—(アルファR・ガンマS・ニS)—アルファ—ベンジル—二—(四級ブチルカルバモイル)—ガンマー—ヒドロキシ—N—〔(—S・ニR)—二—ヒドロキシインダン—一—イル〕—四—(三—ピリジルメチル)ピペラジン—一—バレリアミド(別名インジナビル)、その塩類及びそれらの製剤

七の五 アルファ—〔(三級—ブチルアミノ)メチル〕—オルト—クロロベンジルアルコール(別名ツロブテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中アルファ—〔(三級—ブチルアミノ)メチル〕—オルト—クロロベンジルアルコールとして1mg以下を含有するもの、アルファ—〔(三級—ブチルアミノ)メチル〕—オルト—クロロベンジルアルコールとして〇・一%以下を含有するシロツプ剤、一噴霧中アルファ—〔(三級—ブチルアミノ)メチル〕—オルト—クロロベンジルアルコールとして〇・8mg以下を含有する吸入剤及び一枚中アルファ—〔(三級—ブチルアミノ)メチル〕—オルト—クロロベンジルアルコールとして二・〇mg以下を含有する貼付剤を除く。

七の六 (—)—(S)—アルファ—シアノ—三—フエノキシベンジル(—R・三R)—クリサンテマート八五%及び(—)—(R)—アルファ—シアノ—三—フエノキシベンジル(—R・三R)—クリサンテマート八・五%の混合物(別名d・d—T—シフエノトリン)及びその製剤。ただし、殺虫剤であつて(—)—(S)—アルファ—シアノ—三—フエノキシベンジル(—R・三R)—クリサンテマート八五%及び(—)—(R)—アルファ—シアノ—三—フエノキシベンジル(—R・三R)—クリサンテマート八・五%の混合物として五・〇%以下を含有するエアゾール剤、乳剤及び燻煙剤を除く。

七の七 (±)—アルファ—シアノ—三—フエノキシベンジル(+)—シスノトランス—クリサンテマート(別名d—T—シフエノトリン)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1) 殺虫剤であつて、(±)—アルファ—シアノ—三—フエノキシベンジル(+)—シスノトランス—クリサンテマート〇・一%以下を含有するエアゾール剤
(2) 殺虫剤であつて、(±)—アルファ—シアノ—三—フエノキシベンジル(+)—シスノトランス—クリサンテマート七・二%以下を含有する燻煙剤

七の八 アルファ—(二—ジイソプロピルアミノエチル)—アルファ—フエニル—二—ピリジンアセトアミド(別名ジソピラミド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、1ml中アルファ—(二—ジイソプロピルアミノエチル)—アルファ—フエニル—二—ピリジンアセトアミド8μg以下を含有する体外診断薬を除く。

七の九 六アルファ・九—ジフルオロ—一—ベータ・一七・二—トリヒドロキシ—一・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン—二—アセタート—一七—ブチラート(別名ジフルプレドナート)及びその製剤。ただし、六アルファ・九—ジフルオロ—一—ベータ・一七・二—トリヒドロキシ—一・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン—二—アセタート—一七—ブチラート〇・〇五%以下を含有する外用剤を除く。

七の十 六アルファ・九—ジフルオロ—一—ベータ—ヒドロキシ—二—バレリルオキシ—六アルファ—メチル—一・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン(別名吉草酸ジフルコルトロン)の製剤であつて六アルファ・九—ジフルオロ—一—ベータ—ヒドロキシ—二—バレリルオキシ—六アルファ—メチル—一・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン〇・一%以下を含有する外用剤

七の十一 (—)—(R)—N・アルファ—ジメチル—N—二—プロピニルフエネチルアミン(別名セレギリン)、その塩類及びそれらの製剤

七の十二 (±)—アルファ—(パラ—三級ブチルフエニル)—四—(ヒドロキシジフエニルメチル)—一—ピペリジンブタノール(別名テルフェナジン)及びその製剤。ただし、一錠中(±)—アルファ—(パラ—三級ブチルフエニル)—四—(ヒドロキシジフエニルメチル)—一—ピペリジンブタノール60mg以下を含有するものを除く。

七の十三 三アルファ—ヒドロキシ—五アルファ—プレグナン—一—二〇—ジオン(別名アルファキサロン)を含有する製剤

七の十四 (±)——〔アルファ—(四—ビフェニル) ベンジル〕——H—イミダゾール(別名ビフオナゾール)及びその製剤。ただし、(±)——〔アルファ—(四—ビフェニル) ベンジル〕——H—イミダゾール—%以下を含有する外用剤を除く。

七の十五 アルファフェニル—アルファエチル—グルタミン酸イミド(別名グルテチミド)及びその製剤

七の十六 六アルファ—フルオロ———ベータ・一六アルファ・一七・ニー—テトラヒドロキシ——・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン 一六・一七—アセトニド(別名フルニソリド)及びその製剤。ただし、点鼻剤を除く。

七の十七 九アルファ—フルオロ———ベータ・一七アルファ・ニー—トリヒドロキシ——六アルファ—メチル——・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン 一七・ニー—ジプロピオナート(別名プロピオン酸デキサメタゾン)の製剤であつて九アルファ—フルオロ———ベータ・一七アルファ・ニー—トリヒドロキシ——六アルファ—メチル——・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン 一七・ニー—ジプロピオナート〇・一%以下を含有する外用剤

七の十八 九アルファ—フルオロ———ベータ・一七アルファ・ニー—トリヒドロキシ——六ベータ—メチルプレグナ——・四—ジエン—三・二〇—ジオン—七・ニー—ジプロピオン酸エステル(別名ジプロピオン酸ベタメタゾン)及びその製剤

七の十九 九アルファ—フルオロ———ベータ・一七・ニー—トリヒドロキシ——六アルファ—メチル——・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン 一七—吉草酸エステル(別名吉草酸デキサメタゾン)及びその製剤。ただし、九アルファ—フルオロ———ベータ・一七・ニー—トリヒドロキシ——六アルファ—メチル——・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン 一七—吉草酸エステル〇・一二%以下を含有する外用剤を除く。

七の二十 七アルファ—〔九—〔(四・四・五・五・五—ペンタフルオロペンチル)スルフィニル〕ノニル〕エストラ——・三・五(一〇)—トリエン—三・一七ベータ—ジオール(別名フルベストラント)及びその製剤

七の二十一 アルファ—メチル—五H—〔一〕ベンゾピラノ〔二・三—b〕ピリジン—七—酢酸(別名プラノプロフェン)及びその製剤。ただし、アルファ—メチル—五H—〔一〕ベンゾピラノ〔二・三—b〕ピリジン—七—酢酸〇・一%以下を含有する点眼剤を除く。

七の二十二 アルプロスタジルアルファ—シクロデキストリン包接化合物及びその製剤

七の二十三 アレムツズマブ及びその製剤

八 アンチピリン、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中アミノピリン、アミノピリンサリチル酸カルシウム、アミノピリングアヤコールグリセリンエーテル複合体又はジメチルアミノプロピオニルアミノアンチピリン〇・二g以下を含有するもの

(2) 一個中ブチルアンチピリン〇・三g以下を含有するもの

(3) 一個中アンチピリン、サリチル酸アンチピリン、メチルアミノアンチピリンメタンスルホン酸若しくはその塩類、トリクロロエチルウレタンアミノピリン、ミグレニン又はイソプロピルアンチピリン〇・五g以下を含有するもの

(4) 一錠中——フェニル—二・三—ジメチル—四—(フェニルメチルモルフォリノ)—メチルピラゾロン又はその塩類〇・一g以下を含有するもの

(5) メチルアミノアンチピリンメタンスルホン酸又はその塩類二%以下を含有するものであつて一容器中メチルアミノアンチピリンメタンスルホン酸又はその塩類〇・七g以下を含有するもの

(6) アミノピリン〇・七%以下を含有するシロツブ剤又はエリキシル剤であつて一容器中アミノピリン〇・二g以下を含有するもの

(7) ニコチノイルアミノアンチピリン及びその製剤

(8) 四—アミノアンチピリン五・五%以下を含有する体外診断薬

(9) 一片中四—アミノアンチピリン二七mg以下を含有する体外診断薬

(10) 一容器中四—アミノアンチピリン〇・六五g以下を含有する体外診断薬

八の二 ニ・ニ' —アンヒドロ———ベータ—ディー—アラビノフラノシルシトシン(別名アンシタビン)、その塩類及びそれらの製剤

八の三 イオフルパン(¹²³I)

八の四 イキセキズマブ及びその製剤

八の五 イサツキシマブ及びその製剤

八の六 イサブコナゾニウム、その塩類及びそれらの製剤であつて、イサブコナゾールとして二—二mg以下を含有するもの

八の七 三—イソブチリル—二—イソプロピルピラゾロ〔一・五—a〕ピリジン(別名イブジラスト)及びその製剤。ただし、一個中三—イソブチリル—二—イソプロピルピラゾロ〔一・五—a〕ピリジン—〇mg以下を含有する内用剤及び三—イソブチリル—二—イソプロピルピラゾロ〔一・五—a〕ピリジンとして〇・〇—%以下を含有する点眼剤を除く。

- 八の八 ーイソプロピルアミノー三ー(ーナフチルオキシ)ー二ープロパノール(別名プロプラノロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 八の九 dlーー(イソプロピルアミノ)ー三ー〔パラー(ニメトキシエチル)フェノキシ〕ー二ープロパノール(別名メトプロロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 九 ニーイソプロピルアミノー六ーメチルヘプタン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ニーイソプロピルアミノー六ーメチルヘプタンとして二五mg以下を含有する内用剤、ニーイソプロピルアミノー六ーメチルヘプタンとして〇・三%以下を含有する内用液剤及びニーイソプロピルアミノー六ーメチルヘプタンとして一%以下を含有する外用剤を除く。
- 十 イソプロピルブロムブチルアミド及びその製剤。ただし、一個中イソプロピルブロムブチルアミド〇・一g以下を含有するものを除く。
- 十の二 五ーイソプロピル 三ーメチル ニーシアノー・四ージヒドロー六ーメチルー四ー(メターニトロフェニル)ー三・五ーピリジンジカルボキシラート(別名ニルバジピン)の製剤であつて、一個中五ーイソプロピル 三ーメチル ニーシアノー・四ージヒドロー六ーメチルー四ー(メターニトロフェニル)ー三・五ーピリジンジカルボキシラート四mg以下を含有する内用剤
- 十一 イソプロピルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) イソプロピルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイト五%以下を含有する殺虫剤
 - (2) イソプロピルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイトを紙又はフェルトに吸着させた殺虫剤であつて、一枚中イソプロピルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイト〇・三六g以下を含有するもの
 - (3) イソプロピルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイトをマイクロカプセル化した殺虫剤であつて、イソプロピルメチルピリミジルジエチルチオホスフェイト二三%以下を含有するもの
- 十一の二 ニーイソプロポキシフェニルメチルカルバメート(別名プロポクスル)及びその製剤。ただし、ニーイソプロポキシフェニルメチルカルバメート二%以下を含有する殺虫剤を除く。
- 十一の三 イデュルスルファアーゼ ベータ及びその製剤
- 十一の四 イネビリズマブ及びその製剤
- 十一の五 イピリムマブ及びその製剤
- 十一の六 イプタコパン、その塩類及びそれらの製剤
- 十一の七 イブリツモマブ チウキセタン及びその製剤
- 十一の八 三ー〔二ー(イミダゾ[一・二ーb]ピリダジンー三ーイル)エチニル〕ー四ーメチルーNー〔四ー〔(四ーメチルピペラジンーーイル)メチル〕ー三ー(トリフルオロメチル)フェニル〕ベンズアミド(別名ポナチニブ)又はその塩類の製剤であつて、一錠中三ー〔二ー(イミダゾ[一・二ーb]ピリダジンー三ーイル)エチニル〕ー四ーメチルーNー〔四ー〔(四ーメチルピペラジンーーイル)メチル〕ー三ー(トリフルオロメチル)フェニル〕ベンズアミドとして十五mg以下を含有するもの
- 十一の九 イミノジプロピルジメタンスルホネート(別名インプロスルファン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十一の十 インスリン アスパルト及びその製剤
- 十一の十一 インスリン アスパルト(遺伝子組換え)〔インスリン アスパルト後続一〕及びその製剤
- 十一の十二 インスリン イコデク及びその製剤
- 十一の十三 インスリン グラルギン及びその製剤
- 十一の十四 インスリン グラルギン(遺伝子組換え)〔インスリン グラルギン後続一〕及びその製剤
- 十一の十五 インスリン グラルギン(遺伝子組換え)〔インスリン グラルギン後続二〕及びその製剤
- 十一の十六 インスリン グルリジン及びその製剤
- 十一の十七 インスリン デグルデク及びその製剤
- 十一の十八 インスリン リスプロ及びその製剤
- 十一の十九 インスリン リスプロ(遺伝子組換え)〔インスリン リスプロ後続一〕及びその製剤
- 十一の二十 Nー〔(ーR)ーインダンーーイル〕プロピンー三ーアミン(別名ラサギリン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十一の二十一 ー(七ーインデニルオキシ)ー三ーイソプロピルアミノー二ープロパノールとー(四ーインデニルオキシ)ー三ーイソプロピルアミノー二ープロパノールの二対一の互変異性混合物(別名インデノロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 十一の二十二 (±)ー二ー〔(インデンー七ーイルオキシ)メチル〕モルホリン(別名インデロキサジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)ー二ー〔(インデンー七ーイルオキシ)メチル〕モルホリンとして二〇mg以下を含有する内用剤を除く。
- 十一の二十三 ー(インドールー四ーイルオキシ)ー三ー(イソプロピルアミノ)ー二ープロパノール(別名ピンドロール)及びその製剤

- 十一の二十四 (一R・三γ・五S)―H―インドール―三―カルボン酸 ハ―メチル―ハ―アザビシクロ
[三・二・一] オクト―三―イルエステル(別名トロピセトロン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十一の二十五 インフリキシマブ及びその製剤
- 十一の二十六 インフリキシマブ(遺伝子組換え)[インフリキシマブ後続一] 及びその製剤
- 十一の二十七 インフリキシマブ(遺伝子組換え)[インフリキシマブ後続二] 及びその製剤
- 十一の二十八 インフリキシマブ(遺伝子組換え)[インフリキシマブ後続三] 及びその製剤
- 十一の二十九 ウステキヌマブ及びその製剤
- 十一の三十 ウステキヌマブ(遺伝子組換え)[ウステキヌマブ後続一] 及びその製剤
- 十一の三十一 ウステキヌマブ(遺伝子組換え)[ウステキヌマブ後続二] 及びその製剤
- 十一の三十二 右旋性三―アセトキシ―シス―二・三―ジヒドロ―五―〔二―(ジメチルアミノ)エチル〕
―二―(四―メトキシフェニル)―・五―ベンゾチアゼピン―四(五H)―オン(別名ジルチアゼム)、そ
の塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一錠中右旋性三―アセトキシ―シス―二・三―ジヒドロ―五―〔二―(ジメチルアミノ)エチル〕
―二―(四―メトキシフェニル)―・五―ベンゾチアゼピン―四(五H)―オンとして六〇mg以下を含有するもの
- (2) 一カプセル中右旋性三―アセトキシ―シス―二・三―ジヒドロ―五―〔二―(ジメチルアミノ)エチル〕
―二―(四―メトキシフェニル)―・五―ベンゾチアゼピン―四(五H)―オンとして二〇〇mg以下を含有するもの
- 十一の三十三 右旋性三―アリル―二―メチルシクロペンタ―二―エン―四―オン――イル 右旋性トランス―クリサンテマート及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 殺虫剤であつて右旋性三―アリル―二―メチルシクロペンタ―二―エン―四―オン――イル右旋性トランス―クリサンテマート〇・一三%以下を含有するエアゾール剤
- (2) 右旋性三―アリル―二―メチルシクロペンタ―二―エン―四―オン――イル 右旋性トランス―クリサンテマートを紙に吸着させた殺虫剤であつて一枚中右旋性三―アリル―二―メチルシクロペンタ―二―エン―四―オン――イル 右旋性トランス―クリサンテマート〇・〇二g以下を含有するもの
- (3) くん 燻 煙剤
- (4) 殺虫剤であつて右旋性三―アリル―二―メチルシクロペンタ―二―エン―四―オン――イル 右旋性トランス―クリサンテマート四%以下を含有する蒸散させて用いる液剤
- 十一の三十四 右旋性三・一七―ジメチルモルフィナン(別名ジメモルフアン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一錠又は一包中右旋性三・一七―ジメチルモルフィナンとして一〇mg以下を含有するもの
- (2) 一カプセル中右旋性三・一七―ジメチルモルフィナンとして五mg以下を含有するもの
- (3) 右旋性三・一七―ジメチルモルフィナンとして〇・二五%以下を含有するシロップ剤
- 十一の三十五 エキセナチド及びその製剤
- 十一の三十六 エクリズマブ及びその製剤
- 十一の三十七 一・三・五(一〇)―エストラトリエン―三・一七―ベータ―ジオール=三―〔ビス―(二―クロロエチル)―カルバメート〕―七―リン酸エステル(別名リン酸エストラムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十一の三十八 エタネルセプト及びその製剤
- 十一の三十九 エタネルセプト(遺伝子組換え)[エタネルセプト後続一] 及びその製剤
- 十一の四十 エタネルセプト(遺伝子組換え)[エタネルセプト後続二] 及びその製剤
- 十二 エチニルチクロヘキシルカルバミン酸エステル及びその製剤
- 十二の二 N―(三―エチニルフェニル)―六・七―ビス(二―メトキシエトキシ)キナゾリン―四―アミン(別名エルロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二の三 (一S・四S・一〇S・一六E・二R)―七―〔(二Z)―エチリデン〕―四・二―ビス(一―メチルエチル)―二―オキサ―二・一三―ジチア―五・八・二〇・二三―テトラアザビシクロ〔八・七・六〕トリコス―一六―エン―三・六・九・一九・二二―ペンタオン(別名ロミデプシン)の製剤であつて、一バイアル中(一S・四S・一〇S・一六E・二R)―七―〔(二Z)―エチリデン〕―四・二―ビス(一―メチルエチル)―二―オキサ―二・一三―ジチア―五・八・二〇・二三―テトラアザビシクロ〔八・七・六〕トリコス―一六―エン―三・六・九・一九・二二―ペンタオンとして一mg以下を含有するもの
- 十二の四 (一)―(五R・五aR・八aR・九S)―九―〔〔四・六―〇―(R)―エチリデン―ベータ―D―グルコピラノシル〕オキシ〕―五・八・八a・九―テトラヒドロ―五―(四―ヒドロキシ―三・五―ジメトキシフェニル)フロ〔三′・四′:六・七〕ナフト〔二・三―d〕―一・三―ジオキソール―六(五aH)―オン(別名エトポシド)及びその製剤

- 十二の五 (三S・四R)―三―エチル―四―(三H―イミダゾ [一・二―a] ピロロ [二・三―e] ピラジン―ハ―イル)―N―(二・二・ニートリフルオロエチル)ピロリジン――カルボキサミド(別名ウパダシチニブ)及びその製剤
- 十二の六 ニ―エチル―二・三―ジヒドロ―三―〔四―(二―ピペリジノエトキシ)アニリノ〕―H―イソインドール――オン(別名エトミドリン)及びその製剤。ただし、一錠中ニ―エチル―二・三―ジヒドロ―三―〔四―(二―ピペリジノエトキシ)アニリノ〕―H―イソインドール――オンとして3mg以下を含有するものを除く。
- 十二の七 ニ―エチル―三・三―ジフェニル―ニ―プロペニルアミン(別名エチフェルミン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二の八 九―エチル―六・六―ジメチル―八―〔四―(モルホリン―四―イル)ピペリジン――イル〕―――オキソ―六・――ジヒドロ―五H―ベンゾ [b] カルバゾール―三―カルボニトリル(別名アレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二の九 三―エチルチオ――〇―〔三′―(―″―メチルピペラジノ)―プロピル〕―フエノチアジン(別名チエチルペラジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三―エチルチオ――〇―〔三′―(―″―メチルピペラジノ)―プロピル〕―フエノチアジンとして六・五mg以下を含有するものを除く。
- 十二の十 ニ―(四―エチル――ピペラジニル)―四―(四―フルオロフェニル)―五・六・七・八・九・―〇―ヘキサヒドロシクロオクタ [b] ピリジン(別名ブロンンセリン)及びその製剤
- 十二の十一 N―〔五―〔(四―エチルピペラジン――イル)メチル〕ピリジン―ニ―イル〕―五―フルオロ―四―〔四―フルオロ―ニ―メチル――(―メチルエチル)―H―ベンズイミダゾール―六―イル〕ピリミジン―ニ―アミン(別名アベマシクリブ)及びその製剤
- 十二の十二 ――エチル―三―ピペリジル―ジフェニルアセテート(別名ピペリドレート)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二の十三 ――エチル―三―ピペリジルベンジレートメチルブロミド及びその製剤。ただし、一錠中―エチル―三―ピペリジルベンジレートメチルブロミド5mg以下を含有するものを除く。
- 十二の十四 (±)―N―〔(―エチル―ニ―ピロリジニル)メチル〕―五―エチルスルホニル―オルト―アニスアミド(別名スルトプリド)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二の十五 {―(エチルスルホニル)―三―〔四―(七H―ピロロ [二・三―d] ピリミジン―四―イル)―H―ピラゾール――イル〕アゼチジン―三―イル}アセトニトリル(別名バリシチニブ)及びその製剤
- 十二の十六 エチルホスホラミドチオン酸 0―〔(E)―ニ―イソプロポキシカルボニル――メチルビニル〕 0―メチルエステル(別名プロペタンホス)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) エチルホスホラミドチオン酸 0―〔(E)―ニ―イソプロポキシカルボニル――メチルビニル〕 0―メチルエステル3%以下を含有する殺虫剤
- (2) エチルホスホラミドチオン酸 0―〔(E)―ニ―イソプロポキシカルボニル――メチルビニル〕 0―メチルエステルをマイクロカプセル化した殺虫剤であつて、エチルホスホラミドチオン酸 0―〔(E)―ニ―イソプロポキシカルボニル――メチルビニル〕 0―メチルエステル20%以下を含有するもの
- 十二の十七 ――〔四―〔二―(三―エチル―四―メチル―ニ―オキソ―三―ピロリン――カルボキサミド)エチル〕―フェニルスルホニル〕―三―(トランス―四―メチルシクロヘキシル)ウレア(別名グリメピリド)及びその製剤
- 十二の十八 N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―〔(―S)――(ジメチルアミノ)エチル〕フェニルエステル(別名リバスチグミン)の製剤であつて一枚中N―エチル―N―メチルカルバミン酸三―〔(―S)――(ジメチルアミノ)エチル〕フェニルエステル―8mg以下を含有する貼付剤
- 十二の十九 四′―エチル―ニ―メチル―三―ピペリジノプロピオフェノン(別名エペリゾン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四′―エチル―ニ―メチル―三―ピペリジノプロピオフェノンとして50mg以下を含有する内用剤及び四′―エチル―ニ―メチル―三―ピペリジノプロピオフェノンとして10%以下を含有する顆粒剤を除く。
- 十二の二十 エチル(二E・四E・六E・八E)―九―(四―メトキシ―二・三・六―トリメチルフェニル)―三・七―ジメチル―二・四・六・八―ノナテトラエノアート(別名エトレチナート)及びその製剤
- 十二の二十一 六―エチル―三―〔三―メトキシ―四―〔四―(四―メチルピペラジン――イル)ピペリジン――イル〕アニリノ〕―五―〔(オキサ―四―イル)アミノ〕ピラジン―ニ―カルボキサミド(別名ギルテリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二の二十二 ――エチル―四―(二―モルホリノエチル)―三・三―ジフェニル―ニ―ピロリジノン(別名ドキサプラム)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二の二十三 ―・―′―エチレンジ―四―イソブトキシカルボニルオキシメチル―三・五―ジオキソピペラジン(別名ソブゾキサン)及びその製剤

十二の二十四 ニ・ニ—(エチレンジイミノ)—ジ—ブタノール(別名エタンブトール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ニ・ニ—(エチレンジイミノ)—ジ—ブタノールとして〇・一%以下を含有する体外診断薬

(2) 一片中ニ・ニ—(エチレンジイミノ)—ジ—ブタノールとして二五・六 μ g以下を含有する体外診断薬

十二の二十五 N・N' —(一・ニ—エチレン)ビス—L—システインジエチルエステル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中N・N' —(一・ニ—エチレン)ビス—L—システインジエチルエステル二塩酸塩として〇・九mg以下を含有する注射剤を除く。

十二の二十六 エチレンビス [ビス(ニ—エトキシエチル)ホスフィン] (別名テトロホスミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中エチレンビス [ビス(ニ—エトキシエチル)ホスフィン] として〇・二三mg以下を含有する注射剤を除く。

十二の二十七 —(ニ—エトキシエチル)—ニ—(ヘキサヒドロ—四—メチル—一・四—ジアゼピン—一—イル)ベンズイミダゾール(別名エメダスチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中—(ニ—エトキシエチル)—ニ—(ヘキサヒドロ—四—メチル—一・四—ジアゼピン—一—イル)ベンズイミダゾールとして一・一四mg以下を含有するもの及び一枚中—(ニ—エトキシエチル)—ニ—(ヘキサヒドロ—四—メチル—一・四—ジアゼピン—一—イル)ベンズイミダゾールとして四・五三mg以下を含有する貼付剤を除く。

十二の二十八 ニ— [四—(ニ— {四— [—(ニ—エトキシエチル)—H—ベンズイミダゾール—ニ—イル] ピペリジン—一—イル} エチル)フェニル] —ニ—メチルプロパン酸(別名ピラスチン)及びその製剤。ただし、一錠中ニ— [四—(ニ— {四— [—(ニ—エトキシエチル)—H—ベンズイミダゾール—ニ—イル] ピペリジン—一—イル} エチル)フェニル] —ニ—メチルプロパン酸として二十mg以下を含有するものを除く。

十二の二十九 (+)— [(ニS・六R)—六— [[(S)——(エトキシカルボニル)—三—フェニルプロピル] アミノ] —五—オキソ—ニ—(ニ—チエニル)ペルヒドロ—一・四—チアゼピン—四—イル] 酢酸(別名テモカプリル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(+)— [(ニS・六R)—六— [[(S)——(エトキシカルボニル)—三—フェニルプロピル] アミノ] —五—オキソ—ニ—(ニ—チエニル)ペルヒドロ—一・四—チアゼピン—四—イル] 酢酸として三・七二mg以下を含有するものを除く。

十二の三十 (—)—(—S・九S)—九— [[(S)——(エトキシカルボニル)—三—フェニルプロピル] アミノ] オクタヒドロ—一〇—オキソ—六H—ピリダジノ [—・ニ—a] [—・ニ] ジアゼピン—一—カルボン酸(別名シラザプリル)及びその製剤。ただし、一錠中(—)—(—S・九S)—九— [[(S)——(エトキシカルボニル)—三—フェニルプロピル] アミノ] オクタヒドロ—一〇—オキソ—六H—ピリダジノ [—・ニ—a] [—・ニ] ジアゼピン—一—カルボン酸—mg以下を含有するものを除く。

十二の三十一 (+)—(S)—ニ— [(S)—N— [(S)——(エトキシカルボニル)—三—フェニルプロピル] アラニル] —一・二・三・四—テトラヒドロイソキノリン—三—カルボン酸(別名キナプリル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(+)—(S)—ニ— [(S)—N— [(S)——(エトキシカルボニル)—三—フェニルプロピル] アラニル] —一・二・三・四—テトラヒドロイソキノリン—三—カルボン酸として二〇mg以下を含有するものを除く。

十二の三十二 (±)— [ニ— [四—(三—エトキシ—ニ—ヒドロキシプロポキシ)フェニルカルバモイル] エチル] ジメチルスルホニウム パラートルエンスルホン酸塩(別名トシル酸スプラタスト)及びその製剤。ただし、一カプセル中(±)— [ニ— [四—(三—エトキシ—ニ—ヒドロキシプロポキシ)フェニルカルバモイル] エチル] ジメチルスルホニウム パラートルエンスルホン酸塩—〇〇mg以下を含有するものの及び(±)— [ニ— [四—(三—エトキシ—ニ—ヒドロキシプロポキシ)フェニルカルバモイル] エチル] ジメチルスルホニウム パラートルエンスルホン酸塩五%以下を含有するシロツプ剤を除く。

十二の三十三 (+)—(S)—ニ—エトキシ—四— [ニ— [三—メチル—一—(ニ—ピペリジノフェニル)ブチルアミノ] —ニ—オキソエチル] 安息香酸(別名レパグリニド)及びその製剤

十二の三十四 四—エトキシ—ニ—メチル—五—モルホリノ—三(二H)—ピリダジノン(別名エモルファゾン)及びその製剤。ただし、一錠中四—エトキシ—ニ—メチル—五—モルホリノ—三(二H)—ピリダジノン二〇〇mg以下を含有するものを除く。

十二の三十五 N— {ニ— [(—S)——(三—エトキシ—四—メトキシフェニル)—ニ—(メチルスルホニル)エチル] —一・三—ジオキソ—二・三—ジヒドロ—H—イソインドール—四—イル} アセトアミド(別名アプレミラスト)及びその製剤

十二の三十六 エヌ—イソプロピル—四—(ニ—メチルヒドラジノメチル)ベンズアミド(別名プロカルバジン)、その塩類及びそれらの製剤

十二の三十七 エヌ— [(—エチル—ニ—ピロリジニル)メチル] —ニ—メトキシ—五—スルファモイルベンズアミド(別名スルピリド)及びその製剤。ただし、一錠、一カプセル又は一包中エヌ— [(—エ

- チル—ニ—ピロリジニル)メチル]—ニ—メトキシ—五—スルファモイルベンズアミドとして五〇mg以下を含有するものを除く。
- 十二の三十八 エヌ—エチル—三—ピロリジルジフェニルグリコレートエチルブロミド(別名臭化ベンジロニウム)及びその製剤。ただし、一錠又は一カプセル中エヌ—エチル—三—ピロリジルジフェニルグリコレートエチルブロミド—〇mg以下を含有するものを除く。
- 十二の三十九 エヌ—エヌ—ジメチルビグアナイド(別名ジメチルビグアナイド)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二の四十 エヌ—エヌ—ジメチル—ベター—(パラ—ブロムアニリノ)—プロピオンアミド(別名ブロマニルプロミド)及びその製剤。ただし、一錠中エヌ—エヌ—ジメチル—ベター—(パラ—ブロムアニリノ)—プロピオンアミド五〇mg以下を含有するものを除く。
- 十二の四十一 エヌ—エヌ—ビス—[エヌ—(—・—ジメチルフエネチル)—エヌ—メチルアミノカルボニルメチル]—アミノエタノール及びその注射剤
- 十二の四十二 エヌ—エヌ—ビス—(ベター—クロルエチル)—エヌ—プロピレン—リン酸エステル—ジアミド(別名シクロホスファミド)及びその製剤
- 十二の四十三 エヌ—(四—クロルベンゼンスルホニル)—エ'—ヌ—ピロリジノウレア(別名グリクロピラミド)及びその製剤
- 十二の四十四 エヌ—三級ブチルオキシカルボニル—ベター—アラニル—エル—トリプトフィル—エル—メチオニル—エル—アスパルチル—エル—フェニルアラニンアミド(別名ペンタガストリン)及びその製剤
- 十二の四十五 エヌ—三級ペンチルオキシカルボニル—エル—トリプトフィル—エル—メチオニル—エル—アスパルチル—エル—フェニルアラニンアミド(別名アモガストリン)及びその製剤
- 十二の四十六 エヌ—(ニ—ジエチルアミノエチル)—ニ—(四—クロロフェノキシ)アセタミドと四—ブチル—・ニ—ジフェニル—三・五—ピラゾリジンジオン等のモル結合体(別名クロフェゾン)及びその製剤
- 十三 エヌ—(ジメチルアミノプロピル)—ジベンゾジヒドロアゼピン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中エヌ—(ジメチルアミノプロピル)—ジベンゾジヒドロアゼピンとして二五mg以下を含有する内用剤
- (2) エヌ—(ジメチルアミノプロピル)—ジベンゾジヒドロアゼピンとして〇・〇〇〇〇二五%以下を含有する体外診断薬
- 十三の二 エヌ—(ジメチルアミノメチルプロピル)—ジベンゾジヒドロアゼピン(別名トリミプラミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中エヌ—(ジメチルアミノメチルプロピル)—ジベンゾジヒドロアゼピンとして二五mg以下を含有するものを除く。
- 十三の三 エヌ—(三'—トリフルオロメチル—フェニル)—アントラニル酸(別名フルフェナム酸)、その塩類及びそれらの製剤
- 十三の四 エヌ—ヒドロキシエチルピペラジルプロピルジベンゾアゼピン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中エヌ—ヒドロキシエチルピペラジルプロピルジベンゾアゼピンとして五〇mg以下を含有するものを除く。
- 十三の五 エヌ—[三—(四'—ピペリジノ—四'—カルバモイル—ピペリジノ)—プロピル]—ジベンゾジヒドロアゼピン(別名カルピプラミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中エヌ—[三—(四'—ピペリジノ—四'—カルバモイル—ピペリジノ)—プロピル]—ジベンゾジヒドロアゼピンとして五〇mg以下を含有するものを除く。
- 十三の六 エヌ—ニ—ピリジルメチル—エヌ—フェニル—エヌ—ニ—ピペリジノエチルアミン(別名ピコペリダミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、パルミチン酸塩及びその製剤並びに一錠中エヌ—ニ—ピリジルメチル—エヌ—フェニル—エヌ—ニ—ピペリジノエチルアミンとして三〇mg以下を含有するものを除く。
- 十三の七 エヌ—フェネチルビグアナイド(別名フェネチルビグアナイド)、その塩類及びそれらの製剤
- 十三の八 エヌ—ブチルビグアナイド(別名ブチルビグアナイド)、その塩類及びそれらの製剤
- 十三の九 エヌ—ベンジル—エ'—ヌ—エ"—ヌ—ジメチルグアニジン(別名ベタニジン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十三の十 エヌ—メチルアミノプロピルジベンゾジヒドロアゼピン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中エヌ—メチルアミノプロピルジベンゾジヒドロアゼピンとして二五mg以下を含有する内用剤
- (2) エヌ—メチルアミノプロピルジベンゾジヒドロアゼピンとして〇・〇〇〇〇五%以下を含有する体外診断薬

- 十三の十一 エヌ—メチル—三—(二・六—ジベンゾ [a・d] シクロヘプタジエニリデン) プロピルアミン (別名ノルトリプチリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、エヌ—メチル—三—(二・六—ジベンゾ [a・d] シクロヘプタジエニリデン) プロピルアミンとして〇・〇〇〇四二%以下を含有する体外診断薬を除く。
- 十三の十二 —(四′ —エヌメチルピペリジリデン)—二・三・六・七—ジベンゾシクロヘプタジエン (別名サイプロヘプタジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—(四′ —エヌメチルピペリジリデン)—二・三・六・七—ジベンゾシクロヘプタジエンとして四・〇mg以下を含有するもの及び—(四′ —エヌメチルピペリジリデン)—二・三・六・七—ジベンゾシクロヘプタジエンとして〇・〇四%以下を含有するシロップ剤を除く。
- 十三の十三 エヌ—〔五—(二—メトキシエトキシ)—二—ピリミジニル〕ベンゼンスルホンアミド(別名グリミジン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十三の十四 エピナスチン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中エピナスチンとして一七・四五mg以下を含有するもの
 - (2) 一mL中エピナスチンとして一・七四五mg以下を含有する内用液剤
 - (3) 一g中エピナスチンとして八・七二mg以下を含有する内用剤であつて一容器中エピナスチンとして二・一八—g以下を含有するもの
 - (4) エピナスチン塩酸塩として〇・五%以下を含有する外用剤
- 十三の十五 エフガルチギモド アルファ及びその製剤
- 十三の十六 エプコリタマブの製剤であつて、一バイアル中エプコリタマブとして四八mg以下を含有するもの
- 十三の十七 エボカルセトの製剤であつて、一個中エボカルセトとして四mg以下を含有するもの
- 十三の十八 (五R)—四・五—エポキシ—三—ヒドロキシ—七—メチルモルヒナン—六—オン(別名ヒドロモルフオン)又はその塩類の製剤であつて、一個中(五R)—四・五—エポキシ—三—ヒドロキシ—七—メチルモルヒナン—六—オンとして二四mg以下を含有するもの及び一バイアル中(五R)—四・五—エポキシ—三—ヒドロキシ—七—メチルモルヒナン—六—オンとして二〇mg以下を含有するもの
- 十三の十九 エラスターゼ、エラスターゼに添加剤を加えたもの及びそれらの製剤。ただし、一個中エラスターゼとして一二mg以下を含有する内用剤を除く。
- 十三の二十 (±)—エリトロ—(パラ—ヒドロキシフェニル)—二—〔二—(パラ—ヒドロキシフェニル)エチルアミノ〕—プロパノール(別名リトドリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)—エリトロ—(パラ—ヒドロキシフェニル)—二—〔二—(パラ—ヒドロキシフェニル)エチルアミノ〕—プロパノールとして五mg以下を含有する内用剤を除く。
- 十三の二十一 エル—アスパラギンアミドヒドロラーゼ(別名エル—アスパラギナーゼ)及びその製剤
- 十三の二十二 エルカトニン及びその製剤
- 十三の二十三 エルダフィチニブ及びその製剤
- 十三の二十四 エル—三〔(二—ヒドロキシ—メチル—二—フェニルエチル)アミノ〕—三′—メトキシプロピオフェノン(別名オキシフェドリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中エル—三〔(二—ヒドロキシ—メチル—二—フェニルエチル)アミノ〕—三′—メトキシプロピオフェノンとして八mg以下を含有するものを除く。
- 十三の二十五 エルラナタマブ及びその製剤
- 十三の二十六 エロスルファ—ゼ アルファ及びその製剤
- 十三の二十七 エロツズマブ及びその製剤
- 十三の二十八 塩化(二RS)—二—アセトキシ—N・N・N—トリメチルプロピルアミニウム(別名メタコリン塩化物)であつて、一バイアル中塩化(二RS)—二—アセトキシ—N・N・N—トリメチルプロピルアミニウムとして一〇〇mg以下を含有する製剤。
- 十三の二十九 塩化三・七—ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン—五—イウム(別名メチルチオニウム)の製剤であつて、一アンプル中塩化三・七—ビス(ジメチルアミノ)フェノチアジン—五—イウムとして五〇mg以下を含有する注射剤
- 十三の三十 エンシトレルビル フマル酸及びその製剤
- 十三の三十一 エンド—三・九—ジメチル—三・九—ジアザビシクロ [三・三・一] ノン—七—イル—H—インダゾール—三—カルボキシアミド(別名インジセトロン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十三の三十二 エンホルツマブ ベドチン及びその製剤
- 十三の三十三 オキシブチニン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中オキシブチニン塩酸塩として三mg以下を含有する内用剤
 - (2) 一枚中オキシブチニン塩酸塩として七三・五mg以下を含有する貼付剤
 - (3) 一g中オキシブチニン塩酸塩として二〇〇mg以下を含有するローション剤
- 十三の三十四 五—オキソ—L—プロリル—L—ヒスチジル—L—トリプトフィル—L—セリル—L—チロジル—〇—第三ブチル—D—セリル—L—ロイシル—L—アルギニル—N—エチル—L—プロリンアミド(別名

ブセレリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 五—オキソ—L—プロリン—L—ヒスチジル—L—トリプトフィル—L—セリル—L—チロシル—0—第三ブチル—D—セリル—L—ロイシル—L—アルギニル—N—エチル—L—プロリンアミドとして〇・一五%以下を含有する点鼻剤

(2) 五—オキソ—L—プロリン—L—ヒスチジル—L—トリプトフィル—L—セリル—L—チロシル—0—第三ブチル—D—セリル—L—ロイシル—L—アルギニル—N—エチル—L—プロリンアミドとして〇・〇〇〇四%以下を含有する注射剤

十三の三十五 —(五—オキソ—L—プロリン—L—ヒスチジル—L—トリプトフィル—L—セリル—L—チロシル—0—第三ブチル—D—セリル—L—ロイシル—L—アルギニル—L—プロリン) セミカルバジド(別名ゴセレリン)、その塩類及びそれらの製剤

十三の三十六 (一)—五—オキソ—L—プロリン—L—ヒスチジル—L—トリプトフィル—L—セリル—L—チロシル—三—(二—ナフチル)—D—アラニル—L—ロイシル—L—アルギニル—L—プロリルグリシンアミド(別名ナファレリン)、その塩類及びそれらの製剤

十三の三十七 五—オキソ—L—プロリン—L—ヒスチジル—L—トリプトフィル—L—セリル—L—チロシル—D—ロイシル—L—ロイシル—L—アルギニル—N—エチル—L—プロリンアミド(別名リユープロレリン)、その塩類及びそれらの製剤

十三の三十八 一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノインデン(別名クロルデン)及びこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノインデン—〇%以下を含有するものを除く。

十四 [二—(オクタヒドロ—アゾシニル)—エチル]—グアニジン、その塩類及びそれらの製剤

十四の二 オザニモド、その塩類及びそれらの製剤

十四の三 オゾラリズマブ及びその製剤

十四の四 オビヌツズマブ及びその製剤

十四の五 オファツムマブ及びその製剤

十四の六 オマリズマブ及びその製剤

十四の七 オリブダーゼ アルファ及びその製剤

十四の八 (一)—(R)—五—[二—[[二—(オルト—エトキシフェノキシ)エチル]アミノ]プロピル]—ニ—メトキシベンゼンスルホンアミド(別名タムスロシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(一)—(R)—五—[二—[[二—(オルト—エトキシフェノキシ)エチル]アミノ]プロピル]—ニ—メトキシベンゼンスルホンアミドとして〇・一八四mg以下を含有する内用剤を除く。

十四の九 ニ—オルト—クロロフェニル—ニ—メチルアミノシクロヘキサノン(別名ケタミン)、その塩類及びそれらの製剤

十四の十 五—(オルト—クロロベンジル)—四・五・六・七—テトラヒドロチエノ〔三・二—C〕ピリジン(別名チクロピジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中五—(オルト—クロロベンジル)—四・五・六・七—テトラヒドロチエノ〔三・二—C〕ピリジンとして—〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。

十四の十一 オルト—(三—三級ブチルアミノ—ニ—ヒドロキシプロポキシ)ベンゾニトリル(別名ブニトロロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中オルト—(三—三級ブチルアミノ—ニ—ヒドロキシプロポキシ)ベンゾニトリルとして—〇mg以下を含有するものを除く。

十五 オルトブロムベンジル—エヌ—エチル—エヌジメチルアンモニウム—パラトルエンスルホネイト及びその製剤

十五の二 四—(オルト—ベンジルフェノキシ)—N—メチルブチルアミン(別名ビフエメラン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中四—(オルト—ベンジルフェノキシ)—N—メチルブチルアミンとして五〇mg以下を含有する内用剤

(2) 四—(オルト—ベンジルフェノキシ)—N—メチルブチルアミンとして五%以下を含有する内用剤

十五の三 —[[—[[オルト—(メタ—クロロベンジルオキシ)フェニル]ビニル]イミダゾール(別名クロコナゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—[[—[[オルト—(メタ—クロロベンジルオキシ)フェニル]ビニル]イミダゾールとして—%以下を含有する外用剤を除く。

十五の四 (±)—[[—[[オルト—[[二—(メタ—メトキシフェニル)エチル]フェノキシ]—三—(ジメチルアミノ)—ニ—プロピル 水素サクシナート(別名サルボグレラート)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)—[[—[[オルト—[[二—(メタ—メトキシフェニル)エチル]フェノキシ]—三—(ジメチルアミノ)—ニ—プロピル 水素サクシナートとして九二・一八mg以下を含有する内用剤を除く。

十五の五 過酢酸を含有する製剤

十六 過酸化尿素及びその製剤。ただし、過酸化尿素一七%以下を含有する染毛剤及び過酸化尿素〇・〇五%以下を含有する体外診断薬を除く。

十六の二 カナキマブ及びその製剤

十六の三 カピバセルチブ及びその製剤

十七 カルバミルコリンクロリド(別名カルバコール)、一%以下を含有する外用剤

十八 カルバミルメチルコリン(別名ベタンコール)又はその塩類を含有する製剤。ただし、一錠又は一包中カルバミルメチルコリンとして5mg以下を含有するものを除く。

十九 ミー(カルバモイル—三・三—ジフェニルプロピル)—ジイソプロピルメチルアンモニウム(別名イソプロパミド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて一個中ミー(カルバモイル—三・三—ジフェニルプロピル)—ジイソプロピルメチルアンモニウムとして5mg以下を含有するものを除く。

十九の二 五—[(—S・二S)—二—[(三S・六S・九S・—R・—五S・—八S・二OR・二—R・二四S・二五S・二六S)—三—[(R)—二—カルバモイル——ヒドロキシエチル]——・二〇・二—・二五—テトラヒドロキシ—五—[(R)——ヒドロキシエチル]—二六—メチル—二・五・八・—四・—七・二—ヘキサオキソ—八—[四—[五—(四—ペンチルオキシフェニル)イソオキサゾール—三—イル]ベンゾイルアミノ]——・四・七・—三・—一六・二—ヘキサアザトリシクロ[二二・三・〇・九・—三

〇]ヘプタコサ—六—イル]——・二—ジヒドロキシエチル]—二—ヒドロキシフェニル スルファート(別名ミカファンギン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一片中五—[(—S・二S)—二—[(三S・六S・九S・—R・—五S・—八S・二OR・二—R・二四S・二五S・二六S)—三—[(R)—二—カルバモイル——ヒドロキシエチル]——・二〇・二—・二五—テトラヒドロキシ—五—[(R)——ヒドロキシエチル]—二六—メチル—二・五・八・—四・—七・二—ヘキサオキソ—八—[四—[五—(四—ペンチルオキシフェニル)イソオキサゾール—三—イル]ベンゾイルアミノ]——・四・七・—三・—一六・二—ヘキサアザトリシクロ[二二・三・〇・九・—三 〇]ヘプタコサ—六—イル]——・二—ジヒドロキシエチル]—二—ヒドロキシフェニル スルファートとして五—・二μg以下を含有する体外診断薬を除く。

十九の三 (+)—(二S・三S)——八—カルボキシ—二〇—[N—(S)——・二—ジカルボキシエチル]カルバモイルメチル—三—エチル—三・七・—二・—七—テトラメチル—八—ビニルクロリン—二—プロパン酸(別名タラポルフィン)、その塩類及びそれらの製剤

十九の四 カロテグラストメチル及びその製剤

十九の五 —〇—(三—キヌクリジニルメチル)フェノチアジン(別名メキタジン)及びその製剤。ただし、一個中—〇—(三—キヌクリジニルメチル)フェノチアジン3mg以下を含有する内用剤及び—〇—(三—キヌクリジニルメチル)フェノチアジン〇・六%以下を含有する内用剤を除く。

十九の六 (三aS)—二—[(三S)—キヌクリジン—三—イル]—二・三・三a・四・五・六—ヘキサヒドロ—H—ベンゾ[de]—イソキノリン——オン(別名パロノセトロン)、その塩類及びそれらの製剤

十九の七 ギボシラン、その塩類及びそれらの製剤

十九の八 四—(六—グアニジノヘキサノイルオキシ)安息香酸エチル(別名ガベキサート)、その塩類及びそれらの製剤

二十 グアヤコール及びその製剤。ただし、グアヤコール—〇%以下を含有するもの及び一個中グアヤコール5〇mg以下を含有するものを除く。

二十の二 クエン酸第一鉄ナトリウム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中クエン酸第一鉄ナトリウム四七〇・九mg以下を含有する内用剤

(2) クエン酸第一鉄ナトリウムとして七八・五%以下を含有する内用剤

二十の三 グセルクマブ及びその製剤

二十の四 グマロンチニブ及びその製剤

二十の五 クラゾセンタン、その塩類及びそれらの製剤

二十の六 クリサントスパーゼ及びその製剤

二十の七 グルカゴン及びその製剤

二十の八 グルカルピダーゼ及びその製剤

二十の九 グルタルアルデヒド(別名グルタラル)及びその製剤。ただし、グルタルアルデヒド〇・〇八%以下を含有する体外診断薬を除く。

二十一 クレオソート及びその製剤。ただし、クレオソート—〇%以下を含有するもの及び一個中クレオソート五〇mg以下を含有するものを除く。

二十一の二 クロバリマブ及びその製剤

二十二 クロルエチル

二十二の二 ——クロル—三—エチニル—三—ヒドロキシペンテン(別名エスクロルビノール)及びその製剤

- 二十二の三 三—クロール—五—〔三—(ジメチルアミノ)プロピル〕—〇・—ジヒドロ—五H—ジベンズ [b・f] アゼピン(別名クロミプラミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三—クロール—五—〔三—(ジメチルアミノ)プロピル〕—〇・—ジヒドロ—五H—ジベンズ [b・f] アゼピンとして二五mg以下を含有するものを除く。
- 二十二の四 —(ニ—クロルフエニル)—ニ—イソプロピルアミノエタノール(別名クロルプレナリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—(ニ—クロルフエニル)—ニ—イソプロピルアミノエタノールとして五mg以下を含有するもの及び—(ニ—クロルフエニル)—ニ—イソプロピルアミノエタノールとして二%以下を含有する吸入剤を除く。
- 二十二の五 —(四—クロルベンゼンスルホニル)—三—プロピルウレア(別名クロルプロパミド)及びその製剤
- 二十三 クロルメチル及びその製剤。ただし、容量三〇〇cc以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。
- 二十三の二 ニ—クロール—・四—メチルピペラジノ—ジベンズ [b・f] —・四—チアゼピン(別名クロチアピン)及びその製剤
- 二十四 クロルメチレン
- 二十四の二 —〔四—〔二—(五—クロール—ニ—メトキシベンズアミド)—エチル〕フェニルスルホニル〕—三—シクロヘキシルウレア(別名グリベンクラミド)及びその製剤
- 二十四の三 ニ—クロロ—アルファ—(ニ—ジメチルアミノエチル)ベンズヒドロール(別名クロフエダノール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ニ—クロロ—アルファ—(ニ—ジメチルアミノエチル)ベンズヒドロールとして—二・五mg以下を含有するもの及びニ—クロロ—アルファ—(ニ—ジメチルアミノエチル)ベンズヒドロールとして四・二%以下を含有する顆粒剤を除く。
- 二十四の四 五—クロロ—四—〔(ニ—イミダゾリン—ニ—イル)アミノ〕—ニ・—・三—ベンゾチアジアゾール(別名チザニジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中五—クロロ—四—〔(ニ—イミダゾリン—ニ—イル)アミノ〕—ニ・—・三—ベンゾチアジアゾールとして—mg以下を含有する内用剤及び五—クロロ—四—〔(ニ—イミダゾリン—ニ—イル)アミノ〕—ニ・—・三—ベンゾチアジアゾールとして〇・二%以下を含有する顆粒剤を除く。
- 二十四の五 (±)—三—(ニ—クロロエチル)—ニ—〔(ニ—クロロエチル)—アミノ〕—テトラヒドロ—二H—・三・ニ—オキサザホスホリン—ニ—オキシド(別名イホスファミド)及びその製剤
- 二十四の六 (±)—三—クロロ—五—〔三—(ニ—オキソ—・二・三・五・六・七・八・八a—オクタヒドロイミダゾ〔一・ニ—a〕ピリジン—三—スピロ—四—ピペリジノ)プロピル〕—〇・—ジヒドロ—五H—ジベンズ [b・f] アゼピン(別名クロスピプラミン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十四の七 五—クロロ— {—〔三—(ニ—オキソ—・ベンズイミダゾリニル)プロピル〕—四—ピペリジル}—ニ—ベンズイミダゾリノン(別名ドンペリドン)及びその製剤。ただし、一個中五—クロロ— {—〔三—(ニ—オキソ—・ベンズイミダゾリニル)プロピル〕—四—ピペリジル}—ニ—ベンズイミダゾリノン—〇mg以下を含有する内用剤、五—クロロ— {—〔三—(ニ—オキソ—・ベンズイミダゾリニル)プロピル〕—四—ピペリジル}—ニ—ベンズイミダゾリノン—%以下を含有する内用剤及び一個中五—クロロ— {—〔三—(ニ—オキソ—・ベンズイミダゾリニル)プロピル〕—四—ピペリジル}—ニ—ベンズイミダゾリノン六〇mg以下を含有する坐剤を除く。
- 二十四の八 ハ—クロロ—六—(オルト—フルオロフェニル)——メチル—四H—イミダゾ〔一・五—a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名ミダゾラム)及びその製剤。ただし、ハ—クロロ—六—(オルト—フルオロフェニル)——メチル—四H—イミダゾ〔一・五—a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン〇・五%以下を含有する注射剤及び口腔用液剤を除く。
- 二十四の九 クロロキン、その塩類及びそれらの製剤
- 二十四の十 N—{(二S)—〔三—(三—クロロ—四—シアノフェニル)—H—ピラゾール—イル〕プロパン—ニ—イル}—五—〔(—RS)—ヒドロキシエチル〕—H—ピラゾール—三—カルボキサミド(別名ダロルタミド)及びその製剤
- 二十四の十一 セ—クロロ—〔二—(ジエチルアミノ)エチル〕—五—(ニ—フルオロフェニル)—H—・四—ベンゾジアゼピン—ニ(三H)—オン(別名フルラゼパム)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中セ—クロロ—〔二—(ジエチルアミノ)エチル〕—五—(ニ—フルオロフェニル)—H—・四—ベンゾジアゼピン—ニ(三H)—オンとして—五mg以下を含有するものを除く。
- 二十四の十二 ニ'—クロロ—ニ—(ニ—ジエチルアミノメチル)—イミダゾリル)—五—ニトロベンゾフェノン(別名ニゾフェノン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十四の十三 (—)—(S)—六—クロロ—四—(シクロプロピルエチニル)—・四—ジヒドロ—四—(トリフルオロメチル)—二H—三・—ベンゾキサジン—ニ—オン(別名エファビレンツ)及びその製剤
- 二十四の十四 四—〔三—クロロ—四—〔(シクロプロピルカルバモイル)アミノ〕フェノキシ〕—セ—メトキシキノリン—六—カルボキサミド(別名レンバチンブ)、その塩類及びそれらの製剤

二十四の十五 六—クロロ—五—シクロヘキシル—インダンカルボン酸(別名クリダナク)及びその製剤

二十四の十六 七—クロロ—ニ—ミ—ジヒドロ—ニ—オキソ—五—フェニル—H—・四—ベンゾジアゼピン—三—カルボン酸(別名クロラゼブ酸)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中七—クロロ—ニ—ミ—ジヒドロ—ニ—オキソ—五—フェニル—H—・四—ベンゾジアゼピン—三—カルボン酸として七・五mg以下を含有するものを除く。

二十四の十七 ニ—〔四—〔(Z)—四—クロロ—・ニ—ジフェニル—ブチル〕フェノキシ〕—N・N—ジメチルエチルアミン(別名トレミフエン)、その塩類及びそれらの製剤

二十四の十八 ニ—クロロ—(ニ—ジメチルアミノエトキシ)ジベンゾ〔b・f〕チエピン(別名ゾテピン)及びその製剤

二十四の十九 ニ—クロロ—ニ—デオキシアデノシン(別名クラドリビン)及びそれらの製剤

二十四の二十 ニ—クロロ—九—(ニ—デオキシ—ニ—フルオロ—ベータ—D—アラビノフラノシル)—九—H—プリン—六—アミン(別名クロファラビン)及びその製剤

二十四の二十一 ニ—クロロ—五—(—H—テトラゾール—五—イル)—N⁴—(ニ—テニル)スルファニルアミド(別名アゾセミド)及びその製剤。ただし、一個中ニ—クロロ—五—(—H—テトラゾール—五—イル)—N⁴—(ニ—テニル)スルファニルアミド六〇mg以下を含有する内用剤を除く。

二十四の二十二 一—クロロ—ニ—ニ—ニ—トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル(別名イソフルラン)及びその製剤

二十四の二十三 ニ—クロロ—・一—ニ—トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル(別名エンフルラン)及びその製剤

二十四の二十四 五—クロロ—ニ—トリフルオロメタンスルホニルアミノ安息香酸 メチルエステル(別名アミドフルメト)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 殺虫剤であつて—mL中五—クロロ—ニ—トリフルオロメタンスルホニルアミノ安息香酸 メチルエステル七・五mg以下を含有するエアゾール剤

(2) 殺虫剤であつて五—クロロ—ニ—トリフルオロメタンスルホニルアミノ安息香酸 メチルエステル五・〇%以下を含有する燻煙剤

二十四の二十五 四—〔四—〔三—(四—クロロ—三—トリフルオロメチルフェニル)ウレイド〕フェノキシ〕—N²—メチルピリジン—ニ—カルボキサミド(別名ソラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤

二十四の二十六 四—〔四—〔〔四—クロロ—三—(トリフルオロメチル)フェニル〕カルバモイル〕アミノ〕—三—フルオロフェノキシ〕—N—メチルピリジン—ニ—カルボキサミド(別名レゴラフェニブ)及びその製剤

二十四の二十七 N—〔四—〔(5RS)—七—クロロ—五—ヒドロキシ—ニ—三—四—五—テトラヒドロ—H—ベンゾ〔b〕アゼピン—カルボニル〕—三—メチルフェニル〕—ニ—メチルベンズアミド(別名トルバプタン)及びその製剤

二十四の二十八 六—クロロ—四—ヒドロキシ—ニ—メチル—N—(ニ—ピリジル)—ニ—H—チエノ〔ニ—三—e〕—・ニ—チアジン—三—カルボキサミド—・—ジオキシド(別名ロルノキシカム)及びその製剤

二十四の二十九 ニ—クロロ—(—ピペラジニル)ジベンゾ—〔b・f〕〔一—四〕オキサゼピン(別名アモキサピン)及びその製剤

二十四の三十 八—クロロ—十一—(ピペリジン—四—イリデン)—六—十一—ジヒドロ—五—H—ベンゾ〔五・六〕シクロヘプタ〔一—二—b〕ピリジン(別名デスロラタジン)及びその製剤。ただし、一錠中八—クロロ—十一—(ピペリジン—四—イリデン)—六—十一—ジヒドロ—五—H—ベンゾ〔五・六〕シクロヘプタ〔一—二—b〕ピリジンとして五mg以下を含有するものを除く。

二十四の三十一 四—(四—〔ニ—(四—クロロフェニル)—四—四—ジメチルシクロヘキサ—エン—イル〕メチル〕ピペラジン—イル)—N—〔(三—ニトロ—四—〔(オキサニ—四—イル)メチル〕アミノ〕フェニル)スルホニル〕—ニ—〔(—H—ピロロ〔二—三—b〕ピリジン—五—イル)オキシ〕ベンズアミド(別名ベネトクラクス)及びその製剤

二十四の三十二 一—(四—クロロフェニル)—ニ—三—ジメチル—四—ジメチルアミノ—ニ—ブタノール(別名クロブチノール)、その塩類及びそれらの製剤

二十四の三十三 (+)—(S)—ニ—(ニ—クロロフェニル)—ニ—(四・五・六・七—テトラヒドロチエノ〔三—二—c〕ピリジン—五—イル)酢酸 メチルエステル(別名クロピドグレル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(+)—(S)—ニ—(ニ—クロロフェニル)—ニ—(四・五・六・七—テトラヒドロチエノ〔三—二—c〕ピリジン—五—イル)酢酸 メチルエステルとして七十五mg以下を含有するものを除く。

二十四の三十四 〔五—(三—クロロフェニル)—三—ヒドロキシピリジン—ニ—カルボキサミド〕酢酸(別名バダデユスタット)及びその製剤

- 二十四の三十五 N—{三—[五—(四—クロロフェニル)—H—ピロロ[二・三—b]ピリジン—三—カルボニル]—二・四—ジフルオロフェニル}プロパン—スルホンアミド(別名ベムラフェニブ)及びその製剤
- 二十四の三十六 (±)—二—[四—[(四—クロロフェニル)フェニルメチル]——ピペラジニル]エトキシ酢酸(別名セチリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)—二—[四—[(四—クロロフェニル)フェニルメチル]——ピペラジニル]エトキシ酢酸として八・四三mg以下を含有するもの及び一容器中(±)—二—[四—[(四—クロロフェニル)フェニルメチル]——ピペラジニル]エトキシ酢酸として一・〇六g以下を含有するものを除く。
- 二十四の三十七 ニ—(ニ—{四—[(R)—(四—クロロフェニル)フェニルメチル]ピペラジン——イル}エトキシ)酢酸(別名レボセチリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ニ—(ニ—{四—[(R)—(四—クロロフェニル)フェニルメチル]ピペラジン——イル}エトキシ)酢酸 二塩酸塩五mg以下を含有するものを除く。
- 二十四の三十八 —(四—クロロフェニル)—五—(—メチルエチル)ビグアニド(別名プログアニル)の製剤であつて、一錠中—(四—クロロフェニル)—五—(—メチルエチル)ビグアニド塩酸塩として一〇〇mg以下を含有する内用剤
- 二十五 クロロブタノール
- 二十五の二 (二E)—N—[四—(三—クロロ—四—フルオロアニリノ)—七—{[(三S)—オキソラン—三—イル]オキシ}キナゾリン—六—イル]—四—(ジメチルアミノ)ブターニ—エナミド(別名アフアチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十五の三 (二E)—N—{四—[(三—クロロ—四—フルオロフェニル)アミノ]—七—メトキシキナゾリン—六—イル]—四—(ピペリジン——イル)ブターニ—エンアミド(別名ダコミチニブ)及びその製剤
- 二十五の四 六—[(三—クロロ—ニ—フルオロフェニル)メチル]——[(二S)——ヒドロキシ—三—メチルブタン—ニ—イル]—七—メトキシ—四—オキソ—・四—ジヒドロキノリン—三—カルボン酸(別名エルビテグラビル)及びその製剤
- 二十五の五 N—(三—クロロ—四—フルオロフェニル)—七—メトキシ—六—[三—(モルホリン—四—イル)プロポキシ]キナゾリン—四—アミン(別名ゲフィチニブ)及びその製剤
- 二十五の六 ニ—クロロ—九—フルオロ——ベータ・—七—ジヒドロキシ—六—ベータ—メチル—・四—プレグナジエン—三・二〇—ジオン —七—プロピオナート(別名プロピオン酸クロベタゾール)及びその製剤
- 二十五の七 ニ—クロロ—九—フルオロ——ベータ—ヒドロキシ—六—アルファ・—七—アルファ—イソプロピリデンジオキシ—四—プレグネン—三・二〇—ジオン(別名ハルシノニド)及びその製剤
- 二十五の八 N—{三—クロロ—四—[(三—フルオロベンジル)オキシ]フェニル}—六—[五—({[ニ—(メチルスルホニル)エチル]アミノ}メチル)フラン—ニ—イル]キナゾリン—四—アミン(別名ラパチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十五の九 N—{(二S)——[(四—{三—[五—クロロ—ニ—フルオロ—三—(メタンスルホンアミド)フェニル]——(プロパン—ニ—イル)—H—ピラゾール—四—イル}ピリミジン—ニ—イル)アミノ]プロパン—ニ—イル}カルバミン酸メチル(別名エンコラフェニブ)及びその製剤
- 二十五の十 クロロプロカイン、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六 クロロホルム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) クロロホルム擦剤
 - (2) クロロホルム油
 - (3) クロロホルム二〇%以下を含有するもの
 - (4) 一容器中クロロホルム三〇mg以下を含有する体外診断薬
- 二十六の二 (三aRS・—ニbRS)—五—クロロ—ニ—メチル—ニ・三・三a・—ニb—テトラヒドロ—H—ジベンゾ[二・三：六・七]オキセピノ[四・五—c]ピロール(別名アセナピン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六の三 八—クロロ—十一—(四—メチルピペラジン——イル)—五H—ジベンゾ[b・e][一・四]ジアゼピン(別名クロザピン)及びその製剤
- 二十六の四 五—クロロ—N²—{五—メチル—四—(ピペリジン—四—イル)—ニ—[(プロパン—ニ—イル)オキシ]フェニル}—N⁴—[ニ—(プロパン—ニ—イルスルホニル)フェニル]ピリミジン—ニ・四—ジアミン(別名セリチニブ)及びその製剤
- 二十六の五 N—(三—クロロ—ニ—メチルフェニル)アントラニル酸(別名トルフェナム酸)及びその製剤
- 二十六の六 N—(ニ—クロロ—六—メチルフェニル)—ニ—({六—[四—(ニ—ヒドロキシエチル)ピペラジン——イル]—ニ—メチルピリミジン—四—イル}アミノ)—・三—チアゾール—五—カルボキサミド(別名ダサチニブ)及びその製剤
- 二十六の七 七—クロロ—三—メチル—ニH—・二・四—ベンゾチアジジン —・—ジオキシド(別名ジアゾキシド)及びその製剤

- 二十六の八 三'—クロロ—二'—〔N—メチル—N—〔(モルホリノカルボニル)メチル〕アミノメチル〕ベンズアニリド(別名ホミノベン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中三'—クロロ—二'—〔N—メチル—N—〔(モルホリノカルボニル)メチル〕アミノメチル〕ベンズアニリドとして80mg以下を含有する内用剤を除く。
- 二十六の九 { (二S)——〔(二S・四R)—四—({七—クロロ—四—メトキシイソキノリン———イル)オキシ)—二—({ (—R・二S)——〔(シクロプロパンスルホニル)カルバモイル〕—二—エテニルシクロプロピル}カルバモイル)ピロリジン———イル}—三・三—ジメチル———オキソブタン—二—イル}カルバミン酸—・—ジメチルエチル(別名アスナプレビル)及びその製剤
- 二十六の十 {二—〔(五—クロロ—二—{二—メトキシ—四—〔四—(四—メチルピペラジン———イル)ピペリジン———イル〕アニリノ}ピリミジン—四—イル)アミノ}フェニル}ジメチル—λ⁵—ホスファノン(別名ブリグチニブ)及びその製剤
- 二十六の十一 合成ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で産生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチド(別名メカセルミン)の製剤であつて—バイアル中ヒト型ソマトメジンC遺伝子の発現により組換え体で産生される七〇個のアミノ酸残基からなるポリペプチドとして—〇mg以下を含有する注射剤
- 二十六の十二 コバルトプロトポルフィリン、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六の十三 コラゲナーゼ(クロストリジウム ヒストリチウム)及びその製剤
- 二十六の十四 ゴリムマブ及びその製剤
- 二十六の十五 コルチコトロピン放出ホルモン(ヒト)(別名コルチコレリン(ヒト))及びその製剤。ただし、—バイアル中コルチコトロピン放出ホルモン(ヒト)として—〇〇μg以下を含有する注射剤を除く。
- 二十六の十六 酢酸—七—(ピリジン—三—イル)アンドロスター五・一六—ジェン—三ベター—イル(別名アビラテロン酢酸エステル)及びその製剤
- 二十六の十七 サケカルシトニン及びその製剤
- 二十六の十八 サシツズマブ ゴビテカン及びその製剤
- 二十六の十九 サトラリズマブ及びその製剤
- 二十六の二十 ザヌブルチニブ及びその製剤
- 二十六の二十一 サリルマブ及びその製剤
- 二十六の二十二 酸化プロピレン及びその製剤。ただし、酸化プロピレン二〇%以下を含有するものを除く。
- 二十六の二十三 (S)—(—)——(三級ブチルアミノ)—三—(オルト—シクロペンチルフェノキシ)—二—プロパノール(別名ペンブトロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(S)—(—)——(三級ブチルアミノ)—三—(オルト—シクロペンチルフェノキシ)—二—プロパノールとして20mg以下を含有する内用剤を除く。
- 二十六の二十四 ——三級ブチルアミノ—三—(二—クロロ—五—メチルフェノキシ)—二—プロパノール(別名ブプラノール)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六の二十五 ——(三級ブチルアミノ)—三—〔(五・六・七・八—テトラヒドロ—シス—六・七—ジヒドロキシ———ナフチル)オキシ〕—二—プロパノール(別名ナドロール)及びその製剤。ただし、一個中—(三級ブチルアミノ)—三—〔(五・六・七・八—テトラヒドロ—シス—六・七—ジヒドロキシ———ナフチル)オキシ〕—二—プロパノール60mg以下を含有する内用剤を除く。
- 二十六の二十六 ——三級ブチルアミノ—三—〔二—(テトラヒドロフルフリルオキシ)フェノキシ〕—二—プロパノール(別名ブフエトロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六の二十七 六—〔二—(三級ブチルアミノ)———ヒドロキシエチル〕—三—ヒドロキシ—二—ピリジンメタノール(別名ビルブテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中六—〔二—(三級ブチルアミノ)———ヒドロキシエチル〕—三—ヒドロキシ—二—ピリジンメタノールとして—5mg以下を含有する内用剤及び六—〔二—(三級ブチルアミノ)———ヒドロキシエチル〕—三—ヒドロキシ—二—ピリジンメタノールとして—・五%以下を含有する細粒剤を除く。
- 二十六の二十八 五—〔二—〔(三—三級ブチルアミノ—二—ヒドロキシプロピル)チオ〕—四—チアゾリル〕—二—チオフエンカルボキサミド(別名アロチノール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中五—〔二—〔(三—三級ブチルアミノ—二—ヒドロキシプロピル)チオ〕—四—チアゾリル〕—二—チオフエンカルボキサミドとして—〇mg以下を含有する内用剤を除く。
- 二十六の二十九 五—(三—三級ブチルアミノ—二—ヒドロキシ)プロポキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリル(別名カルテオロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) —錠中五—(三—三級ブチルアミノ—二—ヒドロキシ)プロポキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリルとして5mg以下を含有するもの
 - (2) —カプセル中五—(三—三級ブチルアミノ—二—ヒドロキシ)プロポキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリルとして—5mg以下を含有するもの

- (3) 五—(三—三級ブチルアミノ—ニ—ヒドロキシ)プロポキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリルとして—%以下を含有する細粒剤
- (4) 五—(三—三級ブチルアミノ—ニ—ヒドロキシ)プロポキシ—三・四—ジヒドロカルボスチリルとして—%以下を含有する点眼剤
- 二十六の三十 (±)—四—(三—三級ブチルアミノ—ニ—ヒドロキシプロポキシ)—ニ—メチル—(二H)—イソキノリノン(別名チリソロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六の三十一 ハ—〔三—(三級ブチルアミノ)—ニ—ヒドロキシプロポキシ〕—五—メチルクマリン(別名ブクモロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六の三十二 (—)—(三級ブチルアミノ)—三—〔(四—モルホリノ—・二・五—チアジアゾール—三—イル)オキシ〕—ニ—プロパノール(別名チモロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、(—)—(三級ブチルアミノ)—三—〔(四—モルホリノ—・二・五—チアジアゾール—三—イル)オキシ〕—ニ—プロパノールとして〇・五%以下を含有する点眼剤及び錠中(—)—(三級ブチルアミノ)—三—〔(四—モルホリノ—・二・五—チアジアゾール—三—イル)オキシ〕—ニ—プロパノールとして5mg以下を含有するものを除く。
- 二十六の三十三 (—)—N—三級ブチル—三—オキソ—四—アザ—五アルファ—アンドロスト—エン—十七ベータ—カルボキサミド(別名フィナステリド)及びその製剤
- 二十六の三十四 (—)—(三S・四aS・ハaS)—N—三級ブチル—ニ—〔(二R・三R)—ニ—ヒドロキシ—三—(三—ヒドロキシ—ニ—メチルベンゾイルアミノ)—四—(フェニルチオ)ブチル〕デカヒドロイソキノリン—三—カルボキサミド(別名ネルフィナビル)、その塩類及びその製剤
- 二十六の三十五 (±)—N—三級ブチル—ニ—メチル—三・三—ジフェニルプロピルアミン(別名テロジリン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六の三十六 三十四番目のリジン残基をアルギニン残基に置換したヒトグルカゴン様ペプチド—の七—三十七番目のアミノ酸残基をコードするDNAの発現により組換え体で産生される三十一個のアミノ酸残基からなるポリペプチドのリジン残基のイプシロン—アミノ基にN—パルミトイルグルタミン酸がガンマー位で結合した修飾ポリペプチド(別名リラグルチド(遺伝子組換え))及びその製剤
- 二十六の三十七 七—(四・七—ジアザスピロ〔二・五〕オクタン—七—イル)—ニ—(二・八—ジメチルイミダゾ〔一・二—b〕ピリダジン—六—イル)—四H—ピリド〔一・二—a〕ピリミジン—四—オン(別名リスジプラム)の製剤であつて、一瓶(2g)中七—(四・七—ジアザスピロ〔二・五〕オクタン—七—イル)—ニ—(二・八—ジメチルイミダゾ〔一・二—b〕ピリダジン—六—イル)—四H—ピリド〔一・二—a〕ピリミジン—四—オンとして六〇mg以下を含有するドライシロツプ剤
- 二十六の三十八 シアナミド及びその製剤
- 二十六の三十九 四—〔四—〔四—〔(—E)—ニ—シアノエテニル〕—二・六—ジメチルフエニル〕アミノ〕ピリミジン—ニ—イル〕アミノ〕ベンゾニトリル(別名リルピピリン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六の四十 四—〔七—〔六—シアノ—五—(トリフルオロメチル)ピリジン—三—イル〕—八—オキソ—六—チオキソ—五・七—ジアザスピロ〔三・四〕オクタン—五—イル〕—ニ—フルオロ—N—メチルベンズアミド(別名アパルタミド)及びその製剤
- 二十六の四十一 四—〔三—〔四—シアノ—三—(トリフルオロメチル)フェニル〕—五・五—ジメチル—四—オキソ—ニ—スルファニリデンイミダゾリジン—ニ—イル〕—ニ—フルオロ—N—メチルベンズアミド(別名エンザルタミド)及びその製剤
- 二十六の四十二 (±)—N—〔四—シアノ—三—(トリフルオロメチル)フェニル〕—三—〔(四—フルオロフェニル)スルホニル〕—ニ—ヒドロキシ—ニ—メチルプロパンアミド(別名ビカルタミド)及びその製剤
- 二十六の四十三 ニ—〔三—(—シアノ—ニ—メチルエチル)—五—(—H—・二・四—トリアゾール—ニ—イルメチル)フェニル〕—ニ—メチルプロパンニトリル(別名アナストロゾール)及びその製剤
- 二十六の四十四 ニ・四—ジアミノ—六—(二・五—ジクロロフェニル)—s—トリアジン(別名イルソグラジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中ニ・四—ジアミノ—六—(二・五—ジクロロフェニル)—s—トリアジンとして4mg以下を含有する内用剤
- (2) ニ・四—ジアミノ—六—(二・五—ジクロロフェニル)—s—トリアジンとして〇・八%以下を含有する内用剤
- 二十六の四十五 三・五—ジアミノ—六—(二・三—ジクロロフェニル)—ニ—・二・四—トリアジン(別名ラモトリギン)の製剤であつて、一錠中三・五—ジアミノ—六—(二・三—ジクロロフェニル)—ニ—・二・四—トリアジンとして一〇〇mg以下を含有する錠剤
- 二十六の四十六 ニ・四—ジアミノ—五—(パラ—クロロフェニル)—六—エチルピリミジン(別名ピリメタミン)及びその製剤

二十六の四十七 ニ・四—ジアミノ—六—ピペリジノピリミジン 三—オキシド(別名ミノキシジル)及びその製剤。ただし、ニ・四—ジアミノ—六—ピペリジノピリミジン 三—オキシド五%以下を含有するものを除く。

二十六の四十八 (二S)—ニ・六—ジアミノ—N— [(二S)——フェニルプロパン—ニ—イル] ヘキサナミド(別名リスデキサンフェタミン)、その塩類及びそれらの製剤

二十六の四十九 N— {四— [(二RS)—— (ニ・四—ジアミノプテリジン—六—イル) ペンタ—四—イン—ニ—イル] ベンゾイル} —L—グルタミン酸(別名プラトレキサート)の製剤であつて、—バイアル中N— {四— [(二RS)—— (ニ・四—ジアミノプテリジン—六—イル) ペンタ—四—イン—ニ—イル] ベンゾイル} —L—グルタミン酸として二〇mg以下を含有するもの

二十六の五十 N—(四・六—ジアミノ—ニ— {— [(ニ—フルオロフェニル)メチル] —H—ピラゾロ [三・四—b] ピリジン—三—イル} ピリミジン—五—イル)—N—メチルカルバミン酸メチル(別名リオシグアト)及びその製剤

二十六の五十一 (四・六—ジアミノ—ニ— {五—フルオロ— [(ニ—フルオロフェニル)メチル] —H—ピラゾロ [三・四—b] ピリジン—三—イル} ピリミジン—五—イル)カルバミン酸メチル(別名ベルイシグアト)及びその製剤。ただし、一錠中(四・六—ジアミノ—ニ— {五—フルオロ— [(ニ—フルオロフェニル)メチル] —H—ピラゾロ [三・四—b] ピリジン—三—イル} ピリミジン—五—イル)カルバミン酸メチルとして一〇mg以下を含有する錠剤を除く。

二十七 九—ジアルキルアミノアルキルチオキサントン、その化合物及びそれらの製剤。ただし、一錠中九—ジアルキルアミノノルマルプロピル—ニ—クロル—チオキサントンとして一五mg以下を含有するものを除く。

二十八 ジアルキルアミノアルキルフェノチアジン、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一個中ジメチルアミノイソプロピルフェノチアジン(別名プロメタジン)又はジメチルアミノイソエチルフェノチアジンとして二五mg以下を含有するもの
- (2) 一錠中ジエチルアミノエチルフェノチアジン(別名ジエタジン)又はジエチルアミノイソプロピルフェノチアジンとして五〇mg以下を含有するもの
- (3) 一錠中ジメチルアミノブチルメトキシフェノチアジン、ジメチルアミノプロピルクロルフェノチアジン(別名クロルプロマジン)、ジメチルアミノプロピルアセチルフェノチアジン、ジメチルアミノプロピルトリフルオロメチルフェノチアジン、ジメチルアミノプロピルフェノチアジン(別名プロマジン)又はジメチルアミノプロピルメトキシフェノチアジンとして二五mg以下を含有するもの及び一個中ジメチルアミノメチルプロピルフェノチアジン(別名アリメマジン)として二五mg以下を含有する内用剤
- (4) ジメチルアミノイソプロピルフェノチアジン(別名プロメタジン)又はジメチルアミノプロピルアセチルフェノチアジンとして五%以下を含有する外用剤
- (5) ジメチルアミノプロピルアセチルフェノチアジン、ジメチルアミノプロピルクロルフェノチアジン(別名クロルプロマジン)又はジメチルアミノメチルプロピルフェノチアジン(別名アリメマジン)として〇・二%以下を含有する内用液剤
- (6) 一錠中—O— [ニ(ジメチルアミノ)プロピル] —エヌ—エヌ—ジメチルフェノチアジン—ニ—スルホンアミド(別名ジメトチアジン)として二〇mg以下を含有するもの
- (7) —O—(ニ—ジエチルアミノプロピル)フェノチアジン(別名プロフェナミン)として一六%以下を含有する散剤
- (8) 一容器中ジメチルアミノイソプロピルフェノチアジン(別名プロメタジン)として二五mg以下を含有する内用液剤

二十九 ジアルキルアミノエチルジフェニルグリコレート、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) ジアルキルアミノエチルジフェニルグリコレートメチルプロミド及びその製剤
- (2) 一個中ジアルキルアミノエチルジフェニルグリコレートとして三mg以下を含有するもの
- (3) ジエチルアミノエチルジフェニルグリコレートとして〇・三%以下を含有する外用剤

三十 ジアルキルアミノジチエニルブテン又はその塩類を含有する製剤

三十の二 ニ・六—ジイソプロピルフェノール(別名プロポフオール)及びその製剤

三十一 ジイソプロピルフルオロホスフェイト(別名イソフルロフェイト)〇・一%以下を含有する製剤

三十二 ジエチルアミノアセトキシリジド(別名リドカイン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) ジエチルアミノアセトキシリジドとして五%以下を含有する外用剤又は坐剤
- (2) ジエチルアミノアセトキシリジドとして〇・〇一七二五%以下を含有する体外診断薬

三十三 ジエチルアミノイソペンチルアミノメトキシキノリン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ジエチルアミノイソペンチルアミノメトキシキノリンとして一〇mg以下を含有するものを除く。

三十四 ジエチルアミノイソベンチルアミノメトキシクロルアクリジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ジエチルアミノイソベンチルアミノメトキシクロルアクリジンとして 0.1g 以下を含有するものを除く。

三十四の二 五—〔二—(ジエチルアミノ)エチル〕—三—(アルファ—エチルベンジル)—一・二・四—オキサジアゾール(別名プロキサゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中五—〔二—(ジエチルアミノ)エチル〕—三—(アルファ—エチルベンジル)—一・二・四—オキサジアゾールとして 0.1mg 以下を含有するものを除く。

三十四の三 N—〔二—(ジエチルアミノ)エチル〕—五—〔(Z)—(五—フルオロ—二—オキソ—一・二—ジヒドロ—三H—インドール—三—イリデン)メチル〕—二・四—ジメチル—H—ピロール—三—カルボキサミド(別名スニチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

三十四の四 二—ジエチルアミノエチル—三—メチル—二—フェニル—バリレートメチルブロミド(別名バレタメートブロミド)及びその製剤。ただし、一錠中二—ジエチルアミノエチル—三—メチル—二—フェニル—バリレートメチルブロミド— 0.1mg 以下を含有するものを除く。

三十四の五 二—(ジエチルアミノエトキシ)—エチル—一'—フェニルシクロペンチル—カルボキシレート(別名カルベタペンテン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて一個中二—(ジエチルアミノエトキシ)—エチル—一'—フェニルシクロペンチル—カルボキシレートとして 5mg 以下を含有するもの及び二—(ジエチルアミノエトキシ)—エチル—一'—フェニルシクロペンチル—カルボキシレートとして 0.05% 以下を含有するシロツプ剤を除く。

三十四の六 二'—〔二—(ジエチルアミノ)エトキシ〕—三—フェニルプロピオフェノン(別名エタフェノン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二—〔二—(ジエチルアミノ)エトキシ〕—三—フェニルプロピオフェノンとして 0.1mg 以下を含有するものを除く。

三十四の七 七—ジエチルアミノ—五—メチル—S—トリアゾロ〔一・五—a〕ピリミジン(別名トラピジル)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中七—ジエチルアミノ—五—メチル—S—トリアゾロ〔一・五—a〕ピリミジン— 0.1mg 以下を含有する内用剤

(2) 七—ジエチルアミノ—五—メチル—S—トリアゾロ〔一・五—a〕ピリミジン— 0% 以下を含有する内用剤

三十四の八 N・N—ジエチル—N'—二—インダニル—N'—フェニル—一・三—プロパンジアミン(別名アプリンジン)、その塩類及びそれらの製剤

三十四の九 ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

三十四の十 五—{(—R)—二—〔(五・六—ジエチル—二・三—ジヒドロ—H—インデン—二—イル)アミノ〕—一—ヒドロキシエチル}—八—ヒドロキシキノリン—二—(—H)—オン(別名インダカテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中五—{(—R)—二—〔(五・六—ジエチル—二・三—ジヒドロ—H—インデン—二—イル)アミノ〕—一—ヒドロキシエチル}—八—ヒドロキシキノリン—二—(—H)—オンとして $50\mu\text{g}$ 以下を含有するもの及び一カプセル中五—{(—R)—二—〔(五・六—ジエチル—二・三—ジヒドロ—H—インデン—二—イル)アミノ〕—一—ヒドロキシエチル}—八—ヒドロキシキノリン—二—(—H)—オンとして $50\mu\text{g}$ 以下を含有する吸入剤を除く。

三十四の十一 一・一—ジエチル—三—(ジフェニルメチレン)—二—メチルピロリジニウム(別名プリフィニウム)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一・一—ジエチル—三—(ジフェニルメチレン)—二—メチルピロリジニウムとして 5mg 以下を含有するものを除く。

三十四の十二 (±)—一・八—ジエチル—一・三・四・九—テトラヒドロピラノ〔三・四—b〕インドール—一—酢酸(別名エトドラク)及びその製剤

三十四の十三 (+)—(四S)—四・一—ジエチル—四—ヒドロキシ—九—〔(四—ピペリジノピペリジノ)カルボニルオキシ〕—H—ピラノ〔三'・四' : 六・七〕インドリジノ〔一・二—b〕キノリン—三・一—四(四H・一—二H)—ジオン(別名イリノテカン)、その塩類及びそれらの製剤

三十四の十四 (+)—一・一—ジエチル—三—(六—メチル—八アルファ—エルゴリニル)尿素(別名テルグリド)及びその製剤

三十五 ジエトキシ、その塩類及びそれらの製剤

三十六 四塩化炭素及びその製剤

三十六の二 N—(五—〔四—〔(一・一—ジオキソ— λ^6 —チオモルホリン—四—イル)メチル]フェニル〕〔一・二・四〕トリアゾロ〔一・五—a〕ピリジン—二—イル)シクロプロパンカルボキサミド(別名フィルゴチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の三 (—)—〔二・五—ジオキソ—三—(二—プロピニル)—一—イミダゾリジニル〕メチル (—R・三R)—クリサンテマート七八%及び(+)—〔二・五—ジオキソ—三—(二—プロピニル)—一—イミダゾリジニル〕メチル (—R・三S)—クリサンテマート二二%の混合物(別名イミプロトリン)並びにその製剤。ただし、殺虫剤であつて、 1ml 中(—)—〔二・五—ジオキソ—三—(二—プロピニル)—一—イ

ミダゾリジニル] メチル (一R・三R)―クリサンテマート七八%及び(+)-[二・五―ジオキソ―三―(二―プロピニル)――イミダゾリジニル] メチル (一R・三S)―クリサンテマート二二%の混合物
三・四mg以下を含有するエアゾール剤を除く。

三十六の四 九・九―ジオキソ―〇―(二―メチル―三―ジメチルアミノプロピル)―フェノチアジン、
その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中九・九―ジオキソ―〇―(二―メチル―三―ジメチルア
ミノプロピル)―フェノチアジンとして五mg以下を含有するものを除く。

三十六の五 シクロ〔(四R)―四―(二―アミノエチルカルバモイルオキシ)―L―プロリル―L―フェニ
ルグリシル―D―トリプトフィル―L―リシル―四―0―ベンジル―L―チロシル―L―フェニルアラニル
―〕(別名パシレオチド)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の六 (一)―七―(シクロブチルメチル)モルフィナン―三・一四―ジオール(別名ブトルファノ
ール)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の七 七―{(三S・四S)―三―[(シクロプロピルアミノ)メチル]―四―フルオロピロリジン―
―イル]―六―フルオロ――(二―フルオロエチル)―八―メトキシ―四―オキソ―・四―ジヒドロ
キノリン―三―カルボン酸(別名ラスクフロキサシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中七
―{(三S・四S)―三―[(シクロプロピルアミノ)メチル]―四―フルオロピロリジン――イル]―六
―フルオロ――(二―フルオロエチル)―八―メトキシ―四―オキソ―・四―ジヒドロキノリン―三
―カルボン酸として七五mg以下を含有するものを除く。

三十六の八 四―[(三―{〔四―(シクロプロピルカルボニル)ピペラジン――イル]カルボニル}―
四―フルオロフェニル)メチル]フタラジン―(二H)―オン(別名オラパリブ)及びその製剤

三十六の九 ――シクロプロピル―五・――ジヒドロ―四―メチル―六H―ジピリド〔三・二―b:
二'・三'―e〕〔一・四〕ジアゼピン―六―オン(別名ネビラピン)及びその製剤

三十六の十 ―シクロプロピル―八―(ジフルオロメトキシ)―七―[(一R)――メチル―二・三―ジ
ヒドロ―H―イソインドール―五―イル]―四―オキソ―・四―ジヒドロキノリン―三―カルボン
酸(別名ガレノキサシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中―シクロプロピル―八―(ジフルオロメトキシ)―七―[(一R)――メチル―二・三―
ジヒドロ―H―イソインドール―五―イル]―四―オキソ―・四―ジヒドロキノリン―三―カル
ボン酸として二〇〇mg以下を含有する内用剤

(2) 一片中―シクロプロピル―八―(ジフルオロメトキシ)―七―[(一R)――メチル―二・三―
ジヒドロ―H―イソインドール―五―イル]―四―オキソ―・四―ジヒドロキノリン―三―カル
ボン酸として五・二μg以下を含有する体外診断薬

三十六の十一 (シクロプロピルスルフォニル)〔(二R・三aR・一〇Z・―aS・―二aR・一四aR)―二
―〔七―メトキシ―八―メチル―二―〔四―(―メチルエチル)―・三―チアゾール―二―y1〕キ
ノリン―四―イル〕オキシ〕―五―メチル―四・一四―ジオキソ―・二・三・三a・四・五・六・七・
八・九・―a・―二・―二a・―三・一四・一四a―ヘキサデカヒドロシクロペンタ〔c〕シクロプロパ
〔g〕〔一・六〕ジアザシクロテトラデシン―二a―カルボニル〕アザニド(別名シメプレビル)、その
塩類及びそれらの製剤

三十六の十二 (+)―(五Z・七E・二十二E・二十四S)―二十四―シクロプロピル―九・十一―セココラー
五・七・十(十九)・二十二―テトラエン―アルファ・三ベータ・二十四―トリオール(別名カルシポ
トリオール)の製剤であつて、(+)-〔五Z・七E・二十二E・二十四S)―二十四―シクロプロピル―九・
十一―セココラー五・七・十(十九)・二十二―テトラエン―アルファ・三ベータ・二十四―トリオール
として〇・〇〇五%以下を含有する外用剤

三十六の十三 (±)―シクロプロピル―六―フルオロ―・四―ジヒドロ―八―メトキシ―七―(三
―メチル――ピペラジニル)―四―オキソ―三―キノリンカルボン酸(別名ガチフロキサシン)

三十六の十四 ―シクロプロピル―六―フルオロ―八―メトキシ―七―[(四aS・七aS)―オクタヒドロ
ピロロ〔三・四―b〕ピリジン―六―イル]―四―オキソ―・四―ジヒドロキノリン―三―カルボン
酸(別名モキシフロキサシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中―シクロプロピル―六―フルオロ―八―メトキシ―七―[(四aS・七aS)―オクタヒドロ
ピロロ〔三・四―b〕ピリジン―六―イル]―四―オキソ―・四―ジヒドロキノリン―三―カルボ
ン酸として〇・五%以下を含有する点眼剤

(2) 一片中―シクロプロピル―六―フルオロ―八―メトキシ―七―[(四aS・七aS)―オクタヒドロ
ピロロ〔三・四―b〕ピリジン―六―イル]―四―オキソ―・四―ジヒドロキノリン―三―カルボ
ン酸として五十一・二μg以下を含有する体外診断薬

三十六の十五 N―シクロプロピルメチル―七アルファ―〔(S)――ヒドロキシ―・二・二―トリメチ
ルプロピル〕―六・一四―エンド―エタノ―六・七・八・一四―テトラヒドロノルオリパビン(別名ブ
プレノルフィン)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の十六 (二E)―N―[(五R・六R)―十七―(シクロプロピルメチル)―四・五―エポキシ―三・十四
―ジヒドロキシモルヒナン―六―イル]―三―(フラン―三―イル)―N―メチルプロパ―二―エンアミ

ド(別名ナルフラフィン)又はその塩類の製剤であつて、一個中(二E)—N—[(五R・六R)—十七—(シクロプロピルメチル)—四・五—エポキシ—三・十四—ジヒドロキシモルヒナン—六—イル]—三—(フラン—三—イル)—N—メチルプロパ—二—エンアミドとして二・四 μ g以下を含有するもの

三十六の十七 (五S)—七—(シクロプロピルメチル)—四・五—エポキシ—六—メチレンモルヒナン—三・一四—ジオール(別名ナルメフェン)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の十八 (±)——[四—[二—(シクロプロピルメトキシ)エチル]フェノキシ]—三—(イソプロピルアミノ)—二—プロパノール(別名ベタキソロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)——[四—[二—(シクロプロピルメトキシ)エチル]フェノキシ]—三—(イソプロピルアミノ)—二—プロパノールとして八・九四mg以下を含有する内用剤及び(±)——[四—[二—(シクロプロピルメトキシ)エチル]フェノキシ]—三—(イソプロピルアミノ)—二—プロパノールとして〇・五%以下を含有する点眼剤を除く。

三十六の十九 (SP—四—二)—[(—R・二R)—シクロヘキサン—・二—ジアミン—N・N']ビス(テトラデカノアト—0)白金(別名ミリプラチン)及びその製剤

三十六の二十 ——([四—[(—E)——([四—シクロヘキシル—三—(トリフルオロメチル)フェニル]メトキシ)イミノ)エチル]—二—エチルフェニル)メチル)アゼチジン—三—カルボン酸(別名シポニモド)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の二十一 六—シクロヘキシル—ヒドロキシ—四—メチル—二—(—H)—ピリドン(別名シクロピロクス)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、外用剤を除く。

三十六の二十二 (—S・三aR・六aS)—二—((二S)—二—{(二S)—二—シクロヘキシル—二—[(ピラジン—二—イルカルボニル)アミノ]アセチルアミノ)—三・三—ジメチルブタノイル)—N—[(三S)—シクロプロピルアミノ—・二—ジオキソヘキサン—三—イル]オクタヒドロシクロペンタ[c]ピロール—カルボキサミド(別名テラプレビル)及びその製剤

三十六の二十三 —シクロヘキシル—フェニル—三—ピペリジノプロパノール(別名トリヘキシフェニデール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—シクロヘキシル—フェニル—三—ピペリジノプロパノールとして五mg以下を含有するもの及び注射剤以外の製剤であつて—シクロヘキシル—フェニル—三—ピペリジノプロパノールとして—%以下を含有するものを除く。

三十六の二十四 —シクロヘキシル—フェニル—三—ピロリジノプロパノール(別名プロサイクリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—シクロヘキシル—フェニル—三—ピロリジノプロパノールとして五mg以下を含有するものを除く。

三十六の二十五 N—シクロヘキシルベンゾチアジルスルフェンアミド及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

三十六の二十六 シクロヘプチルアミノメチレンジホスホン酸(別名インカドロン酸)又はその塩類の製剤であつて一個中シクロヘプチルアミノメチレンジホスホン酸として八・二三mg以下を含有する注射剤

三十六の二十七 二—シクロペンチル—二—(二'—チエニル)—グリコール酸—二"—ジエチルアミノエチルメチルブロミド(別名臭化ペンチエネート)及びその製剤。ただし、一錠中二—シクロペンチル—二—(二'—チエニル)—グリコール酸—二"—ジエチルアミノエチルメチルブロミド五mg以下を含有するもの及び二—シクロペンチル—二—(二'—チエニル)—グリコール酸—二"—ジエチルアミノエチルメチルブロミド—%以下を含有する散剤を除く。

三十六の二十八 (三R)—三—シクロペンチル—三—[四—(七H—ピロロ[二・三—d]ピリミジン—四—イル)—H—ピラゾール—イル]プロパンニトリル(別名ルキソリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の二十九 二—ジクロルアセタミド—(四—メチルスルホニルフェニル)—・三—プロパンジオール(別名チアンフェニコール)及びその製剤。ただし、一片中二—ジクロルアセタミド—(四—メチルスルホニルフェニル)—・三—プロパンジオール—〇〇 μ g以下を含有する体外診断薬を除く。

三十六の三十 二—(二・六—ジクロルアニリノ)—フェニル酢酸(別名ジクロフェナク)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 二—(二・六—ジクロルアニリノ)—フェニル酢酸〇・—%以下を含有する点眼剤
- (2) 二—(二・六—ジクロルアニリノ)—フェニル酢酸—%以下を含有する塗布剤
- (3) 二—(二・六—ジクロルアニリノ)—フェニル酢酸—・九%以下を含有する貼付剤
- (4) 一枚中二—(二・六—ジクロルアニリノ)—フェニル酢酸として七十五mg以下を含有する貼付剤

三十六の三十一 二—(二・六—ジクロルフェニルアミノ)—二—イミダゾリン(別名クロニジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠又は一カプセル中二—(二・六—ジクロルフェニルアミノ)—二—イミダゾリンとして〇・一五mg以下を含有するもの及び二—(二・六—ジクロルフェニルアミノ)—二—イミダゾリンとして〇・〇—五%以下を含有する散剤を除く。

三十六の三十二 [二・三—ジクロル—四—(二—メチレンブチリル)—フェノキシ]—酢酸(別名エタクリン酸)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中[二・三—ジクロル—四—(二—メチレンブチリル)—フェノキシ]—酢酸として五〇mg以下を含有するものを除く。

三十六の三十三 (±)―一・一―ジクロロ―二―(オルト―クロロフェニル)―二―(パラ―クロロフェニル)―エタン(別名ミトタン)及びその製剤

三十六の三十四 六・七―ジクロロ―一・五―ジヒドロイミダゾ [二・一―b] キナゾリン―二(三H)―オン(別名アナグレリド)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の三十五 二・五―ジクロロ―三― [五―(三・四―ジヒドロキシ―五―ニトロフェニル)―一・二・四―オキサジアゾール―三―イル] ―四・六―ジメチルピリジンN―オキシド(別名オピカポン)の製剤であつて、一錠中二・五―ジクロロ―三― [五―(三・四―ジヒドロキシ―五―ニトロフェニル)―一・二・四―オキサジアゾール―三―イル] ―四・六―ジメチルピリジンN―オキシドとして二十五mg以下を含有するもの

三十六の三十六 (±)―二―(二・二―ジクロロビニル)―三・三―ジメチルシクロプロパンカルボン酸アルファ―シアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジルエステル(別名シフルトリン)及びその製剤。ただし、殺虫剤であつて(±)―二―(二・二―ジクロロビニル)―三・三―ジメチルシクロプロパンカルボン酸 アルファ―シアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジルエステル―%以下を含有する乳剤を除く。

三十六の三十七 二―(二― [二― [(二・六―ジクロロフェニル)アミノ] フェニル] アセチルオキシ)エタンアミンで部分的にアミド化されたヒアルロン酸ナトリウム(別名ジクロフェナクエタルヒアルロン酸ナトリウム)及びその製剤。ただし、一シリンジ中のジクロフェナクエタルヒアルロン酸ナトリウムとして三〇mg以下を含有するものを除く。

三十六の三十八 (±)―四―(二・三―ジクロロフェニル)―一・四―ジヒドロ―二・六―ジメチル―三・五―ピリジンジカルボン酸 エチルエステル メチルエステル(別名フェロジピン)の製剤であつて一錠中(±)―四―(二・三―ジクロロフェニル)―一・四―ジヒドロ―二・六―ジメチル―三・五―ピリジンジカルボン酸 エチルエステル メチルエステルとして五mg以下を含有するもの

三十六の三十九 (+)―(―S・四S)―四―(三・四―ジクロロフェニル)―一・二・三・四―テトラヒドロ―N―メチル―一―ナフチルアミン(別名セルトラリン)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の四十 ― [二―(二・四―ジクロロフェニル)―二―(パラ―クロロベンジルオキシ)エチル] イミダゾール(別名エコナゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、― [二―(二・四―ジクロロフェニル)―二―(パラ―クロロベンジルオキシ)エチル] イミダゾールとして―%以下を含有する外用剤及び一個中― [二―(二・四―ジクロロフェニル)―二―(パラ―クロロベンジルオキシ)エチル] イミダゾールとして五〇mg以下を含有する坐剤を除く。

三十六の四十一 七― [四― [四―(二・三―ジクロロフェニル)―一―ピペラジニル] ブトキシ] ―三・四―ジヒドロ―二(―H)―キノリノン(別名アリピプラゾール)及びその製剤

三十六の四十二 二―(三・五―ジクロロフェニル)―一・三―ベンゾオキサゾール―六―カルボン酸(別名タファミジス)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の四十三 三― [(―R)―一―(二・六―ジクロロ―三―フルオロフェニル)エトキシ] ―五― [―(ピペリジン―四―イル)―一―H―ピラゾール―四―イル] ピリジン―二―アミン(別名クリゾチニブ)及びその製剤

三十六の四十四 (+)―九・二―一―ジクロロ―一―ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―(二―フロアート)(別名モメタゾンフランカルボン酸エステル)及びその製剤。ただし、一噴霧量中(+)―九・二―一―ジクロロ―一―ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―(二―フロアート)として五〇 μ g以下を含有する点鼻剤、一噴射量中(+)―九・二―一―ジクロロ―一―ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―(二―フロアート)として二〇〇 μ g以下を含有する吸入剤及び一カプセル中(+)―九・二―一―ジクロロ―一―ベータ・一七アルファ―ジヒドロキシ―一六アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン―一七―(二―フロアート)として三二〇 μ g以下を含有する吸入剤を除く。

三十六の四十五 ― [二・四―ジクロロ―ベータ― [(二・四―ジクロロベンジル)オキシ] フェネチル] イミダゾール(別名ミコナゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、― [二・四―ジクロロ―ベータ― [(二・四―ジクロロベンジル)オキシ] フェネチル] イミダゾールとして二%以下を含有する外用剤及びゲル剤、一個中― [二・四―ジクロロ―ベータ― [(二・四―ジクロロベンジル)オキシ] フェネチル] イミダゾールとして一〇〇mg以下を含有する坐剤及び五〇mg以下を含有する口腔用錠剤並びに一片中― [二・四―ジクロロ―ベータ― [(二・四―ジクロロベンジル)オキシ] フェネチル] イミダゾールとして五一・二 μ g以下を含有する体外診断薬を除く。

三十六の四十六 (E)― [(二・六―ジクロロベンジリデン)アミノ] グアニジン(別名グアナベンズ)、その塩類及びそれらの製剤

三十六の四十七 四—{(—R)—ニ—[(六—{ニ—[(二・六—ジクロロベンジル)オキシ] エトキシ} ヘキシル)アミノ] ———ヒドロキシエチル} —ニ—(ヒドロキシメチル) フェノール(別名ビランテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中四—{(—R)—ニ—[(六—{ニ—[(二・六—ジクロロベンジル)オキシ] エトキシ} ヘキシル)アミノ] ———ヒドロキシエチル} —ニ—(ヒドロキシメチル) フェノールとして二五 μ g以下を含有する吸入剤を除く。

三十六の四十八 ——[ニ—[(二・六—ジクロロベンジル)オキシ] —ニ—(二・四—ジクロロフェニル)エチル] イミダゾール(別名イソコナゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ——[ニ—[(二・六—ジクロロベンジル)オキシ] —ニ—(二・四—ジクロロフェニル)エチル] イミダゾールとして1%以下を含有する外用剤

(2) 一個中—[ニ—[(二・六—ジクロロベンジル)オキシ] —ニ—(二・四—ジクロロフェニル)エチル] イミダゾールとして六〇〇mg以下を含有する 腔 剤

三十六の四十九 四—[(二・四—ジクロロ—五—メトキシフェニル)アミノ] —六—メトキシ—七—[三—(四—メチルピペラジン———イル) プロピルオキシ] キノリン—三—カルボニトリル(別名ボスチンブ)及びその製剤

三十七 ジシクロヘキシルアンモニウムニトリト及びその製剤。ただし、ジシクロヘキシルアンモニウムニトリト—%以下を含有する外用剤を除く。

三十七の二 N—[(—・三—ジシクロヘキシルヘキサヒドロ—二・四・六—トリオキソピリミジン—五—イル)カルボニル] グリシン(別名ダプロデユスタット)及びその製剤

三十七の三 ニ・ニ—ジシクロペンチル酢酸—ニ' —ジエチルアミノエチルエトブロミド及びその製剤。ただし、一錠中ニ・ニ—ジシクロペンチル酢酸—ニ' —ジエチルアミノエチルエトブロミド—五mg以下を含有するものを除く。

三十七の四 (±)—シス—ニ—アミノメチル—N・N—ジエチル———フェニルシクロプロパンカルボキサミド(別名ミルナシプラン)、その塩類及びそれらの製剤

三十七の五 (—)—シス—N—三級ブチルデカヒドロ—ニ—[(二R、三S)—ニ—ヒドロキシ—四—フェニル—三—[N—(ニ—キノリルカルボニル)—L—アスパラギニル] アミノ] ブチル] —(三S、四aS、八aS)—イソキノリン—三—カルボキサミド(別名サキナビル)、その塩類及びそれらの製剤

三十七の六 (±)—シス—ニ・六—ジメチル—四—[三—[四—(—・—ジメチルプロピル)フェニル] —ニ—メチルプロピル] モルホリン(別名アモロルフィン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、(±)—シス—・六—ジメチル—四—[三—[四—(—・—ジメチルプロピル)フェニル] —ニ—メチルプロピル] モルホリンとして〇・五%以下を含有する外用剤を除く。

三十七の七 (±)—四—(シス—ニ・六—ジメチルピペリジノ)———フェニル———(ニ—ピリジル)ブタノール(別名ビルメノール)、その塩類及びそれらの製剤

三十七の八 (±)—シス—N—(—ベンジル—ニ—メチルピロリジン—三—イル)—五—クロロ—ニ—メトキシ—四—メチルアミノベンズアミド(別名ネモナプリド)及びその製剤

三十七の九 シス—N—[四—[四—(—・ニ—ベンズイソチアゾール—三—イル)———ピペラジニル] ブチル] シクロヘキサン—・ニ—ジカルボキシイミド(別名ペロスピロン)、その塩類及びそれらの製剤

三十七の十 システアミン、その塩類及びそれらの製剤(外用剤を除く。)

三十七の十一 (±)—シス—ニ—メチルスピロ[—・三—オキサチオラン—五・三' —キヌクリジン] (別名セビメリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中(±)—シス—ニ—メチルスピロ[—・三—オキサチオラン—五・三' —キヌクリジン] として二五・四mg以下を含有するものを除く。

三十七の十二 (—)—ニ' ・三' —ジデオキシイノシン(別名ジダノシン)及びその製剤

三十七の十三 (+)—ニ' ・三' —ジデオキシシチジン(別名ザルシタビン)及びその製剤

三十七の十四 (—)—ニ' ・三' —ジデヒドロ—三' —デオキシチミジン(別名サニルブジン)及びその製剤

三十七の十五 三—(九・—〇—ジデヒドロ—六—メチルエルゴリン—ハアルファ—イル)———ジエチル尿素(別名リスリド)又はその塩類の製剤であつて一個中三—(九・—〇—ジデヒドロ—六—メチルエルゴリン—ハアルファ—イル)———ジエチル尿素として〇・〇二五mg以下を含有する内用剤

三十七の十六 ジヌツキシマブ及びその製剤

三十七の十七 (±)—ニ—(—〇・——ジヒドロ—〇—オキソジベンゾ [b・f] チエピン—ニ—イル) プロピオン酸(別名ザルトプロフェン)及びその製剤

三十七の十八 (+)—Z—七—[(—R・二R・三R・五S)—三・五—ジヒドロキシ—ニ—(三—オキソデシル)シクロペンチル] ヘプト—五—エン酸 イソプロピルエステル(別名イソプロピル ウノプロストン)及びその製剤。ただし、(+)—Z—七—[(—R・二R・三R・五S)—三・五—ジヒドロキシ—ニ—(三—オキソデシル)シクロペンチル] ヘプト—五—エン酸 イソプロピルエステルとして〇・一二%以下を含有する点眼剤を除く。

三十七の十九 D—(+)—四—(二・四—ジヒドロキシ—三・三—ジメチルブチラミド)酪酸(別名ホパンテン酸)、その塩類及びそれらの製剤

三十七の二十 (—R・九S・—二S・—五R・—六E・—八R・—九R・—二R・—二S・—二四E・—二六E・—二八E・—三〇S・—三二S・—三五R)——・—八—ジヒドロキシ—二— [(—R)—二— [(—S・—三R・—四R)—四—(二—ヒドロキシエトキシ)—三—メトキシシクロヘキシル] ———メチルエチル] ———九・三〇—ジメトキシ—五・—七・—二・—二S・—二九・—三五—ヘキサメチル———・—三六—ジオキサ—四—アザトリシクロ [三〇・—三・—一・—〇]] ヘキサトリアコンタ—一六・—二四・—二六・—二八—テトラエン—二・—三・—一〇・—一四・—二〇—ペンタオン(別名エベロリムス)の製剤であつて、一個中(—R・九S・—二S・—五R・—六E・—八R・—九R・—二R・—二S・—二四E・—二六E・—二八E・—三〇S・—三二S・—三五R)——・—八—ジヒドロキシ—二— [(—R)—二— [(—S・—三R・—四R)—四—(二—ヒドロキシエトキシ)—三—メトキシシクロヘキシル] ———メチルエチル] ———九・三〇—ジメトキシ—五・—七・—二・—二S・—二九・—三五—ヘキサメチル———・—三六—ジオキサ—四—アザトリシクロ [三〇・—三・—一・—〇]] ヘキサトリアコンタ—一六・—二四・—二六・—二八—テトラエン—二・—三・—一〇・—一四・—二〇—ペンタオンとして5mg以下を含有する内用剤

三十七の二十一 (五Z)—七—((—R・—二R・—三R・—五S)—三・—五—ジヒドロキシ—二— [(—E・—三R)—三—ヒドロキシ—四— [三—(トリフルオロメチル)フェノキシ] ブト———エニル] シクロペンチル)ヘプト—五—エン酸 イソプロピルエステル(別名トラボプロスト)及びその製剤。ただし、(五Z)—七—((—R・—二R・—三R・—五S)—三・—五—ジヒドロキシ—二— [(—E・—三R)—三—ヒドロキシ—四— [三—(トリフルオロメチル)フェノキシ] ブト———エニル] シクロペンチル)ヘプト—五—エン酸 イソプロピルエステル〇・〇〇四%以下を含有する点眼剤を除く。

三十七の二十二 (+)—(Z)—七— [(—R・—二R・—三R・—五S)—三・—五—ジヒドロキシ—二— [(—R)—三—ヒドロキシ—五—フェニルペンチル] シクロペンチル] —五—ヘプテン酸 イソプロピルエステル(別名ラタノプロスト)及びその製剤。ただし、—ml中(+)—(Z)—七— [(—R・—二R・—三R・—五S)—三・—五—ジヒドロキシ—二— [(—R)—三—ヒドロキシ—五—フェニルペンチル] シクロペンチル] —五—ヘプテン酸 イソプロピルエステル50μg以下を含有するものを除く。

三十七の二十三 七— [(二S・—三S・—四R・—五R)—三・—四—ジヒドロキシ—五—(ヒドロキシメチル)ピロリジン—二—イル] ———五—ジヒドロ—四H—ピロロ [三・—二—d] ピリミジン—四—オン(別名フオロデシン)、その塩類及びそれらの製剤

三十七の二十四 (—R・九S・—二S・—五R・—六E・—八R・—九R・—二R・—二S・—二四E・—二六E・—二八E・—三〇S・—三二S・—三五R)——・—八—ジヒドロキシ—二— [(—R)—二— [(—S・—三R・—四R)—四—ヒドロキシ—三—メトキシシクロヘキシル] ———メチルエチル] ———九・三〇—ジメトキシ—五・—七・—二・—二S・—二九・—三五—ヘキサメチル———・—三六—ジオキサ—四—アザトリシクロ [三〇・—三・—一・—〇]] ヘキサトリアコンタ—一六・—二四・—二六・—二八—テトラエン—二・—三・—一〇・—一四・—二〇—ペンタオン(別名シロリムス)及びその製剤

三十七の二十五 ———(三・—四—ジヒドロキシフェニル)—二—アミノエタノール又はその塩類のいずれかを含有する製剤

三十八 ジヒドロキシフェニルアルキルアミノエタノール又はその化合物を含有する製剤並びにジヒドロキシフェニルイソプロピルアミノエタノール(別名イソプロテレノール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一錠中ジヒドロキシフェニルイソプロピルアミノエタノールとして一〇mg以下を含有するもの
- (2) 左旋性エピレナミンとして〇・一%以下を含有する外用剤、坐剤及び吸入剤
- (3) ラセミ体エピレナミンとして〇・七%以下を含有する吸入剤
- (4) 一錠中四— [二—(三級ブチルアミノ)———ヒドロキシエチル] —オルト—フェニレンジ—パラ—トルアート(別名ビトルテロール)として4mg以下を含有するもの
- (5) 三・—四—ジヒドロキシフェニルイソプロピルアミノエタノールとして5%以下を含有する外用剤
- (6) 三・—四—ジヒドロキシフェニルイソプロピルアミノエタノールとして一%以下を含有する吸入剤
- (7) 三・—五—ジヒドロキシフェニルイソプロピルアミノエタノールとして5%以下を含有する吸入剤
- (8) 一錠中—(三・—五—ジヒドロキシフェニル)—二—(三級ブチルアミノ)エタノール(別名テルブタリン)として2mg以下を含有するもの
- (9) —(三・—五—ジヒドロキシフェニル)—二—(三級ブチルアミノ)エタノールとして一%以下を含有する内用剤
- (10) 一錠中二・—二'—(ヘキサメチレンジイミノ)———一'—ビス(三・—四—ジヒドロキシフェニル)ジエタノール(別名ヘキソプレナリン)として〇・5mg以下を含有するもの
- (11) 二・—二'—(ヘキサメチレンジイミノ)———一'—ビス(三・—四—ジヒドロキシフェニル)ジエタノールとして〇・〇二五%以下を含有する吸入剤

- 三十八の二 ジヒドロキシフェニル—アルファ—メチルアラニン(別名メチルドパ)及びその製剤。ただし、内用剤を除く。
- 三十八の三 (R*・R*)—(三・五—ジヒドロキシフェニル)—ニ—〔—(四—ヒドロキシベンジル)エチルアミノ〕エタノール(別名フェノテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一錠中(R*・R*)—(三・五—ジヒドロキシフェニル)—ニ—〔—(四—ヒドロキシベンジル)エチルアミノ〕エタノールとして二・五mg以下を含有するもの
- (2) (R*・R*)—(三・五—ジヒドロキシフェニル)—ニ—〔—(四—ヒドロキシベンジル)エチルアミノ〕エタノールとして〇・二八六%以下を含有する吸入剤
- (3) (R*・R*)—(三・五—ジヒドロキシフェニル)—ニ—〔—(四—ヒドロキシベンジル)エチルアミノ〕エタノールとして〇・〇五%以下を含有するシロップ剤
- 三十八の四 四—〔二′—(二″・三″—ジヒドロキシプロピルオキシカルボニル)—フェニルアミノ〕—セ—クロルキノリン(別名グラフェニン)及びその製剤
- 三十八の五 ニ・ニ—ジヒドロキシメチル—ブタノールトリニトレート及びその製剤
- 三十八の六 三—(一〇・—ジヒドロ—五H—ジベンゾ〔a・d〕シクロヘプテン—五—イリデン)—エチル—ニ—メチルピロリジン(別名ピロヘプチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三—(一〇・—ジヒドロ—五H—ジベンゾ〔a・d〕シクロヘプテン—五—イリデン)—エチル—ニ—メチルピロリジンとして二mg以下を含有するもの及び三—(一〇・—ジヒドロ—五H—ジベンゾ〔a・d〕シクロヘプテン—五—イリデン)—エチル—ニ—メチルピロリジンとして二%以下を含有する散剤を除く。
- 三十八の七 (±)—一・四—ジヒドロ—二・六—ジメチル—四—(オルト—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボン酸イソブチルエステル、メチルエステル(別名ニソルジピン)の製剤であつて一錠中(±)—一・四—ジヒドロ—二・六—ジメチル—四—(オルト—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボン酸イソブチルエステル、メチルエステル—〇mg以下を含有するもの
- 三十八の八 (±)—一・四—ジヒドロ—二・六—ジメチル—五—(五・五—ジメチル—ニ—オキソ—三・ニ—ジオキサホスホリナン—ニ—イル)—四—(三—ニトロフェニル)—三—ピリジンカルボン酸ニ—〔ベンジル(フェニル)アミノ〕エチルエステル(別名エホニジピン)、その塩類及びそれらの製剤
- 三十八の九 (±)—一・四—ジヒドロ—二・六—ジメチル—四—(ニ—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボン酸—メチルエステル—ニ—オキソプロピルエステル(別名アラニジピン)二%以下を含有するか
る顆粒剤及び一カプセル中(±)—一・四—ジヒドロ—二・六—ジメチル—四—(ニ—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボン酸—メチルエステル—ニ—オキソプロピルエステル—〇mg以下を含有するもの
- 三十八の十 (±)—一・四—ジヒドロ—二・六—ジメチル—四—(メタ—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボン酸—ニ—〔四—(ジフェニルメチル)——ピペラジニル〕エチルエステル、メチルエステル(別名マニジピン)、その塩類及びそれらの製剤
- 三十八の十一 三・四—ジヒドロ—六—〔四—(三・四—ジメトキシベンゾイル)——ピペラジニル〕—ニ—(一H)—キノリノン(別名ベスナリノン)及びその製剤
- 三十八の十二 三・四—ジヒドロ—八—(ニ—ヒドロキシ—三—イソプロピルアミノ)プロポキシ—三—ニトロキシ—二H——ベンゾピラン(別名ニブラジロール)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一錠中三・四—ジヒドロ—八—(ニ—ヒドロキシ—三—イソプロピルアミノ)プロポキシ—三—ニトロキシ—二H——ベンゾピランとして六mg以下を含有するもの
- (2) 三・四—ジヒドロ—八—(ニ—ヒドロキシ—三—イソプロピルアミノ)プロポキシ—三—ニトロキシ—二H——ベンゾピランとして〇・二五%以下を含有する点眼剤
- 三十八の十三 (E)—六—(一・三—ジヒドロ—四—ヒドロキシ—六—メトキシ—七—メチル—三—オキソ—五—イソベンゾフラニル)—四—メチル—四—ヘキセン酸—ニ—(四—モルホリニル)エチルエステル(別名ミコフェノール酸モフェチル)及びその製剤
- 三十八の十四 四—〔(五R)—六・七—ジヒドロ—五H—ピロロ〔一・二—c〕イミダゾール—五—イル〕—三—フルオロベンゾニトリル(別名オシロドロスタット)、その塩類及びそれらの製剤
- 三十八の十五 N—〔(一R・二R)—(二・三—ジヒドロベンゾ〔b〕〔一・四〕ジオキシン—六—イル)——ヒドロキシ—三—(ピロリジン——イル)プロパン—ニ—イル〕オクタンアミド(別名エリグルスタット)、その塩類及びそれらの製剤
- 三十八の十六 一・六—ジヒドロ—ニ—メチル—六—オキソ〔三・四′—ビピリジン〕—五—カルボニトリル(別名ミルリノン)及びその製剤
- 三十八の十七 —〔〔三—(三・四—ジヒドロ—五—メチル—四—オキソ—七—プロピルイミダゾ〔五・—f〕〔一・二・四〕トリアジン—ニ—イル)—四—エトキシフェニル〕スルホニル〕—四—エ

チルピペラジン(別名バルデナフィル)及びその塩類

三十八の十八 五・——ジヒドロ—— [(四—メチル——ピペラジニル)アセチル]—六H—ピリド〔二・三—b〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン—六—オン(別名ピレンゼピン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中五・——ジヒドロ—— [(四—メチル——ピペラジニル)アセチル]—六H—ピリド〔二・三—b〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン—六—オンとして二五mg以下を含有する内用剤

(2) 五・——ジヒドロ—— [(四—メチル——ピペラジニル)アセチル]—六H—ピリド〔二・三—b〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン—六—オンとして一〇%以下を含有する内用剤

三十八の十九 (±)—二・三—ジヒドロ—九—メチル—三 [(二—メチルイミダゾール———イル)メチル]カルバゾール—四(—H)—オン(別名オランダセトロン)、その塩類及びそれらの製剤

三十八の二十 (四RS・四aSR)—四・四a—ジヒドロ—三・四—メトキシカルボニル—九—(二—メトキシカルボニルエチル)—四a・八・—四・—九—テトラメチル———ハ—ビニル—二三H・二五H—ベンゾ〔b〕ポルフィン———三—プロピオン酸と(四RS・四aSR)—四・四a—ジヒドロ—三・四—メトキシカルボニル———三—(二—メトキシカルボニルエチル)—四a・八・—四・—九—テトラメチル———ハ—ビニル—二三H・二五H—ベンゾ〔b〕ポルフィン—九—プロピオン酸の一対一混合物(別名ベルテポルフィン)及びその製剤

三十八の二十一 五・六—ジヒドロ—七—ヨード—¹²³I—五—メチル—六—オキソ—四H—イミダゾ〔一・五—a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン—三—カルボン酸 エチルエステル(別名イオマゼニル(¹²³I))を含有する製剤

三十八の二十二 ジファミラスト及びその製剤。ただし、—g中にジファミラスト—〇mg以下を含有する外用剤を除く。

三十八の二十三 四・五—ジフェニル—二—オキサゾールプロピオン酸(別名オキサプロジン)及びその製剤

三十八の二十四 一・三—ジフェニルグアニジン(別名ジフェニルグアニジン)及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

三十九 ジフェニルジオキサニルメチルピペリジウム、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ジフェニルジオキサニルメチルピペリジウムとして二〇mg以下を含有するものを除く。

三十九の二 (±)—二—(二・二—ジフェニルシクロプロピル)—二—イミダゾリン(別名シベンゾリン)、その塩類及びそれらの製剤

四十 ジフェニルジメチルアミノエタン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、ジフェニルジメチルアミノエタンとして〇・二%以下を含有する外用剤を除く。

四十の二 一・三—ジフェニル—五—(二—ジメチルアミノプロピオンアミド)ピラゾール(別名ジフェナミゾール)及びその製剤。ただし、一錠中一・三—ジフェニル—五—(二—ジメチルアミノプロピオンアミド)ピラゾール七五mg以下を含有するもの及び一・三—ジフェニル—五—(二—ジメチルアミノプロピオンアミド)ピラゾール二二・五%以下を含有する散剤を除く。

四十一 ジフェニルヒダントイン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ジフェニルヒダントインとして〇・—g以下を含有するもの及びジフェニルヒダントインとして一%以下を含有する体外診断薬を除く。

四十二 ジフェニルヒドロキシプロピオン酸ジエチルアミノエチル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて、ジフェニルヒドロキシプロピオン酸ジエチルアミノエチルとして二〇%以下を含有するもの及び一個中ジフェニルヒドロキシプロピオン酸ジエチルアミノエチルとして五〇mg以下を含有するものを除く。

四十二の二 一・——ジフェニル—ピペリジノブタノール(別名ジフェニドール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中一・——ジフェニル—ピペリジノブタノールとして二五mg以下を含有する内用剤

(2) 一・——ジフェニル—ピペリジノブタノールとして一〇%以下を含有する内用剤

四十三 一・——ジフェニル—三—ピペリジノブタノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一・——ジフェニル—三—ピペリジノブタノールとして二mg以下を含有するものを除く。

四十三の二 一・——ジフェニル—三—ピペリジノプロパノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一・——ジフェニル—三—ピペリジノプロパノールとして四mg以下を含有するものを除く。

四十四 ジフェニルピペリジノメタノール、その塩類及びそれらの製剤

四十五 ジフェニルプロピルエチルアミン及びその塩類

四十六 一・——ジフェニルプロピル——'—メチル—二'—フェニルエチル—アミン、その塩類及びそれらの製剤

四十六の二 ジフェニルプロポキシ酢酸 ——メチル—四—ピペリジルエステル(別名プロピペリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ジフェニルプロポキシ酢酸 ——メチル—四—ピペリジルエステルとして一八・二〇mg以下を含有する内用剤を除く。

- 四十六の三 (RS) —ニ— (ジフェニルメチルスルフィニル) アセタミド (別名モダフィニル) 及びその製剤
- 四十六の四 — [三— [四— (ジフェニルメチル) — — — ピペラジニル] プロピル] —ニ— ベンズイミダゾール—ニ— (3H)—オン (別名オキサトミド) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中— [三— [四— (ジフェニルメチル) — — — ピペラジニル] プロピル] —ニ— ベンズイミダゾール—ニ— (3H)—オン 30mg以下を含有する内用剤
- (2) — [三— [四— (ジフェニルメチル) — — — ピペラジニル] プロピル] —ニ— ベンズイミダゾール—ニ— (3H)—オン 2%以下を含有する内用剤
- 四十七 ジブチルジモルホリニルカルボキシアミノエタン及びその製剤。ただし、一個中ジブチルジモルホリニルカルボキシアミノエタン 50mg以下を含有するものを除く。
- 四十七の二 ニ・ニ— ジフルオロ— — — ジクロロエチル—メチルエーテル (別名メトキシフルラン) 及びその製剤
- 四十七の三 三— (ニ・六— ジフルオロ—三・五— ジメトキシフェニル) — — — エチル—八— [(モルホリン—四—イル) メチル] — — ・三・四・七— テトラヒドロ—ニ— ヒドロ— [三'・二' : 五・六] ピリド [四・三—d] ピリミジン—ニ— オン (別名ペミガチニブ) 及びその製剤
- 四十七の四 二'・四' — ジフルオロ—四— ヒドロキシ—三— ビフェニルカルボン酸 (別名ジフルニサル) 及びその製剤
- 四十七の五 四— (四— {四— [四— ({ (3R・5R)—五— (ニ・四— ジフルオロフェニル)—五— [(—H— — ・ニ・四— トリアゾール— — — イル) メチル] テトラヒドロフラン—三— イル} メトキシ) フェニル] ピペラジン— — — イル} フェニル)—ニ— [(2S・3S)—ニ— ヒドロキシペンタン—三— イル] —ニ・四— ジヒドロ—三— H— — ・ニ・四— トリアゾール—三— オン (別名ポサコナゾール) 及びその製剤
- 四十七の六 (3S—N— {五— [(2R) ニ— (ニ・五— ジフルオロフェニル) ピロリジン— — — イル] ピラゾロ [一・五—a] ピリミジン—三— イル} —三— ヒドロキシピロリジン— — — カルボキシアミド (別名ラロトレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 四十七の七 (2R・3S)—ニ— (ニ・四— ジフルオロフェニル)—三— (五— フルオロピリミジン—四— イル)— — — (— ・ニ・四— トリアゾール— — — イル) ブタン—ニ— オール (別名ボリコナゾール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一片中 (2R・3S)—ニ— (ニ・四— ジフルオロフェニル)—三— (五— フルオロピリミジン—四— イル)— — — (— ・ニ・四— トリアゾール— — — イル) ブタン—ニ— オールとして 51・2 µg以下を含有する体外診断薬を除く。
- 四十七の八 N— {五— [(三・五— ジフルオロフェニル) メチル] — — H— インダゾール—三— イル} —四— (四— メチルピペラジン— — — イル)—ニ— [(オキサ—四— イル) アミノ] ベンズアミド (別名エヌトレクチニブ) 及びその製剤
- 四十七の九 (4R・—ニ—aS)—九— { [(ニ・四— ジフルオロフェニル) メチル] カルバモイル} —四— メチル—六・八— ジオキソ—三・四・六・八・—ニ・—ニ—a—ヘキサヒドロ—ニ— ヒドロ— [一'・二' : 四・五] ピラジノ [二・—b] [一・三] オキサジン—七— オラート (別名ドルテグラビル)、その塩類及びそれらの製剤
- 四十七の十 (5Z)—七— [(—R・2R・3R・5S)—ニ— [(—E)—三・三— ジフルオロ—四— フェノキシ— — — ブテニル] —三・五— ジヒドロキシシクロペンチル] —五— ヘプテン酸 — — メチルエチル (別名タフルプロスト) の製剤であつて、1ml中 (5Z)—七— [(—R・2R・3R・5S)—ニ— [(—E)—三・三— ジフルオロ—四— フェノキシ— — — ブテニル] —三・五— ジヒドロキシシクロペンチル] —五— ヘプテン酸 — — メチルエチルとして 5 µg以下を含有する点眼剤
- 四十七の十一 — (四— {— (ニ・六— ジフルオロベンジル)—五— [(ジメチルアミノ) メチル] —三— (六— メトキシピリダジン—三— イル)—ニ・四— ジオキソ— — ・ニ・三・四— テトラヒドロチエノ [二・三—d] ピリミジン—六— イル} フェニル)—三— メトキシ尿素 (別名レルゴリクス) 及びその製剤
- 四十七の十二 七— [(2R・4aR・5R・7aR)—ニ— (— ・ — — ジフルオロペンタン— — — イル)—ニ— ヒドロキシ—六— オキソオクタヒドロシクロペンタ [b] ピラン—五— イル] ヘプタン酸 (別名ルビプロストン) 及びその製剤。ただし、一カプセル中 七— [(2R・4aR・5R・7aR)—ニ— (— ・ — — ジフルオロペンタン— — — イル)—ニ— ヒドロキシ—六— オキソオクタヒドロシクロペンタ [b] ピラン—五— イル] ヘプタン酸として 24 µg以下を含有するものを除く。
- 四十七の十三 四・四— ジフルオロ—N— [(—S)—三— {(—R・3S・5S)—三— [三— メチル—五— (プロパン—ニ— イル)—四— H— — ・ニ・四— トリアゾール—四— イル] —八— アザビシクロ [三・二・一] オクタン—八— イル} — — フェニルプロピル] シクロヘキサンカルボキサミド (別名マラビロク) 及びその製剤
- 四十七の十四 (2RS)—ニ— (ジフルオロメトキシ)— — ・ — ・ — ・ニ— テトラフルオロエタン (別名デスフルラン) 及びその製剤
- 四十七の十五 四— [ニ— (ジプロピルアミノ) エチル] —ニ— インドリノン (別名ロピニロール)、その塩類及びそれらの製剤

- 四十七の十六 一・六—ジブロモ—一・六—ジデオキシ—D—マンニトール(別名ミトブロニトール)及びその製剤
- 四十七の十七 三・五—ジブロモ—四—ヒドロキシフェニル—ニ—エチル—三—ベンゾフラニルケトン(別名ベンズブロマロン)及びその製剤
- 四十七の十八 ジベンゾチアジルスルフィド及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。
- 四十八 ジメタンスルホキシブタン(別名ブスルファン)及びその製剤
- 四十九 ジメチルアミノイソプロピルアザフェノチアジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中ジメチルアミノイソプロピルアザフェノチアジンとして4mg以下を含有するもの
 - (2) 注射剤以外の製剤であつて一個中ジメチルアミノイソプロピルアザフェノチアジンとして2mg以下を含有するもの
 - (3) ジメチルアミノイソプロピルアザフェノチアジンとして0・七五%以下を含有する外用剤
 - (4) ジメチルアミノイソプロピルアザフェノチアジンとして0・〇五%以下を含有する内用液剤
- 四十九の二 四—ジメチルアミノ—ニ—イソプロピル—ニ—フェニルワレロニトリル(別名イソアミニル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中四—ジメチルアミノ—ニ—イソプロピル—ニ—フェニルワレロニトリルとして40mg以下を含有するもの及び四—ジメチルアミノ—ニ—イソプロピル—ニ—フェニルワレロニトリルとして0・八%以下を含有するシロツプ剤を除く。
- 四十九の三 (一)—(S)—四—〔三—〔ニ—(ジメチルアミノ)エチル〕—H—インドール—五—イル〕メチル〕—ニ—オキサゾリジノン(別名ゾルミトリブタン)及びその製剤
- 四十九の四 三—〔ニ—(ジメチルアミノ)エチル〕—五—(H—二・四—トリアゾール—イルメチル)インドール(別名リザトリブタン)、その塩類及びそれらの製剤
- 四十九の五 ジメチルアミノエチル—パラクロル—アルファメチルベンズヒドリルエーテル(別名クロルフエノキサミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ジメチルアミノエチル—パラクロル—アルファメチルベンズヒドリルエーテルとして50mg以下を含有するものを除く。
- 五十 ニ—〔(ニ—ジメチルアミノエチル)—(パラメトキシベンチル)—アミノ〕—ピリジン(別名ピリラミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ニ—〔(ニ—ジメチルアミノエチル)—(パラメトキシベンチル)—アミノ〕—ピリジンとして50mg以下を含有するものを除く。
- 五十の二 N—(ニ—〔ニ—(ジメチルアミノ)エチル〕メチル)アミノ〕—四—メトキシ—五—〔四—(—メチル—H—インドール—三—イル)ピリミジン—ニ—イル〕アミノ〕フェニル)プロパ—ニ—エンアミド(別名オシメルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十の三 三—〔ニ—(ジメチルアミノ)エチル〕—N—メチルインドール—五—メタンスルホンアミド(別名スマトリブタン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十の四 一〇—〔ニ—(ジメチルアミノ)エチル〕—五—メチル—五H—ジベンゾ〔b・e〕〔一・四〕ジアゼピン—(一〇H)—オン(別名ジベンゼピン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十の五 三—〔(R・二R)—三—(ジメチルアミノ)—エチル—ニ—メチルプロピル〕フェノール(別名タペンタドール)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十の六 —ジメチルアミノカルバミル—三—ジメチルカルバミルオキシ—五—メチルピラゾール(別名デイメチラン)の製剤。ただし、—ジメチルアミノカルバミル—三—ジメチルカルバミルオキシ—五—メチルピラゾールを紙又はフェルトに吸着させた殺虫剤であつて一枚中—ジメチルアミノカルバミル—三—ジメチルカルバミルオキシ—五—メチルピラゾール0・1g以下を含有するものを除く。
- 五十の七 (六RS)—六—(ジメチルアミノ)—四・四—ジフェニルヘプタン—三—オン(別名メサドン)又はその塩類の製剤であつて一錠中(六RS)—六—(ジメチルアミノ)—四・四—ジフェニルヘプタン—三—オン塩酸塩として10mg以下を含有する内用剤
- 五十の八 N—(四—〔(五RS)—五—(ジメチルアミノ)—二・三・四・五—テトラヒドロ—H—ベンゾ〔b〕アゼピン—イル〕カルボニル〕フェニル)—ニ—メチルベンズアミド(別名モザバブタン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十一 ジメチルアミノノルマルプロピルアザフェノチアジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ジメチルアミノノルマルプロピルアザフェノチアジンとして20mg以下を含有するものを除く。
- 五十一の二 (±)—ニ—ジメチルアミノ—ニ—フェニルブチル=三・四・五—トリメトキシベンゾアート(別名トリメブチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中(±)—ニ—ジメチルアミノ—ニ—フェニルブチル=三・四・五—トリメトキシベンゾアートとして100mg以下を含有する内用剤
 - (2) (±)—ニ—ジメチルアミノ—ニ—フェニルブチル=三・四・五—トリメトキシベンゾアートとして20%以下を含有する内用剤
- 五十一の三 五—(三—ジメチルアミノプロピリデン)—ジベンゾシクロヘプタジエン(別名アミトリプチリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一錠中五—(三—ジメチルアミノプロピリデン)—ジベンゾシクロヘプタジエンとして二五mg以下を含有するもの
- (2) 五—(三—ジメチルアミノプロピリデン)—ジベンゾシクロヘプタジエンとして〇・〇〇〇四二%以下を含有する体外診断薬
- 五十一の四 九—(三—ジメチルアミノプロピリデン)—〇・一〇—ジメチル—九・一〇—ジヒドロアントラセン(別名メリトラセン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中九—(三—ジメチルアミノプロピリデン)—〇・一〇—ジメチル—九・一〇—ジヒドロアントラセンとして二五mg以下を含有するものを除く。
- 五十一の五 (—S)—— [三—(ジメチルアミノ)プロピル] —— (四—フルオロフェニル)——・三—ジヒドロイソベンゾフラン—五—カルボニトリル(別名エスシタロプラム)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十一の六 (+)—(四S)—〇— [(ジメチルアミノ)メチル] —四—エチル—四・九—ジヒドロキシ—H—ピラノ [三'・四' : 六・七] インドリジノ [一・二—b] キノリン—三・一四(四H・一ニH)—ジオン(別名ノギテカン)の製剤であつて、一バイアル中(+)—(四S)—〇— [(ジメチルアミノ)メチル] —四—エチル—四・九—ジヒドロキシ—H—ピラノ [三'・四' : 六・七] インドリジノ [一・二—b] キノリン—三・一四(四H・一ニH)—ジオンとして四mg以下を含有するもの
- 五十一の七 N— [二— [[五— [(ジメチルアミノ)メチル] フルフリル] チオ] エチル] —N' —メチル—二—ニトロ—・—エテンジアミン(別名ラニチジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中N— [二— [[五— [(ジメチルアミノ)メチル] フルフリル] チオ] エチル] —N' —メチル—二—ニトロ—・—エテンジアミンとして三〇〇mg以下を含有するものを除く。
- 五十一の八 五—(ジメチルアミノ)—九—メチル—二—プロピル—H—ピラゾロ [一・二—a] [一・二・四] ベンゾトリアジン—・三—(二H)—ジオン(別名アザプロパゾン)及びその製剤
- 五十一の九 (—R・二R)及び(—S・二S)—二—ジメチルアミノメチル— (三—メトキシフェニル)シクロヘキサノール(別名トラマドール)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十一の十 — [(—RS)—二—ジメチルアミノ— (四—メトキシフェニル)エチル] シクロヘキサノール(別名ベンラファキシン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十一の十一 —・—ジメチル—三—(アルファ—シクロペンチル)マンデルイルオキシピロリジニウムブロミド(別名グリコピロニウム臭化物)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一錠中—・—ジメチル—三—(アルファ—シクロペンチル)マンデルイルオキシピロリジニウムブロミドとして—mg以下を含有するもの
- (2) —・—ジメチル—三—(アルファ—シクロペンチル)マンデルイルオキシピロリジニウムブロミドとして〇・二%以下を含有する顆粒^か剤
- (3) 一カプセル中—・—ジメチル—三—(アルファ—シクロペンチル)マンデルイルオキシピロリジニウムブロミドとして六三μg以下を含有する吸入剤
- (4) 一噴霧中—・—ジメチル—三—(アルファ—シクロペンチル)マンデルイルオキシピロリジニウムブロミドとして九μg以下を含有する吸入剤
- 五十一の十二 五—([四— [(二・三—ジメチル—二H—インダゾール—六—イル)(メチル)アミノ] ピリミジン—二—イル] アミノ)—二—メチルベンゼンスルホンアミド(別名パゾパニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十一の十三 (—)—(S)—五— [三— [(—・—ジメチルエチル)アミノ] —二—ヒドロキシプロポキシ] —三・四—ジヒドロ—(二H)—ナフタレノン(別名レボブノロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—ml中(—)—(S)—五— [三— [(—・—ジメチルエチル)アミノ] —二—ヒドロキシプロポキシ] —三・四—ジヒドロ—(二H)—ナフタレノンとして四・四四mg以下を含有する点眼剤を除く。
- 五十一の十四 (五R・七S・一OS)—〇—(—・—ジメチルエチル)—N— { (—R・二R)— [N—(シクロプロパンスルホニル)カルバモイル] —二—エチルシクロプロピル] —一五・一五—ジメチル—三・九・一—ニトリオキソ—二・三・五・六・七・八・九・一〇・—・—二・一四・一五・一六・一七・一八・一九—ヘキサデカヒドロ—二・二三 : 五・八—ジメタノ—H—ベンゾ [n] [—・一〇・三・六・一二] ジオキサトリアザシクロヘンイコシン—七—カルボキサミド(別名バニプレビル)及びその製剤
- 五十一の十五 四—(—・—ジメチルエチル)—N— [六—(二—ヒドロキシエトキシ)—五—(二—メトキシフェノキシ)—二—(ピリミジン—二—イル)ピリミジン—四—イル] ベンゼンスルホン酸アミド(別名ボセンタン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十二 ジメチルエチル—(三—ヒドロキシフェニル)—アンモニウムクロリド及びその製剤
- 五十二の二 N— [(四・六—ジメチル—二—オキソ—・—二—ジヒドロピリジン—三—イル)メチル] —五— [エチル(オキサ—四—イル)アミノ] —四—メチル—四' — [(モルホリン—四—イル)メチル] ビフェニル—三—カルボキサミド(別名タゼメトスタット)、その塩類及びそれらの製剤

- 五十二の三 三—ジメチルカルバモイルオキシ——メチルピリジニウムブロミド(別名臭化ピリドスチグミン)の製剤であつて一錠中三—ジメチルカルバモイルオキシ——メチルピリジニウムブロミド六〇mg以下を含有するもの
- 五十三 ジメチル—・ニ—ジクロロ—・ニ—ジブロムエチルホスフェイト及びそれを含有する製剤。ただし、ジメチル—・ニ—ジクロロ—・ニ—ジブロムエチルホスフェイト五％以下を含有するものを除く。
- 五十四 ジメチルジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) ジメチルジクロロビニルホスフェイト五％以下を含有する殺虫剤、ジメチルジクロロビニルホスフェイトを紙又はフェルトに吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルジクロロビニルホスフェイト〇・五g以下を含有するもの及びジメチルジクロロビニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルジクロロビニルホスフェイト二—・三九g以下を含有するもの
 - (2) メチルジクロロビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロロビニルホスフェイトとの錯化合物(別名カルクロホス)六％以下を含有する殺虫剤及びメチルジクロロビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロロビニルホスフェイトとの錯化合物を紙又はプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて一枚中メチルジクロロビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロロビニルホスフェイトとの錯化合物〇・三五g以下を含有するもの
- 五十四の二 ジメチル—・四—ジヒドロ—二・六—ジメチル—四—(ニ—ニトロフェニル)—三・五—ピリジンジカルボキシラート(別名ニフェジピン)及びその製剤
- 五十四の三 (E)—N・N—ジメチルジベンズ [b・e] チエピン—デルター—(六H)・ガンマー—プロピルアミン(別名ドスレピン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一カプセル中(E)—N・N—ジメチルジベンズ [b・e] チエピン—デルター—(六H)・ガンマー—プロピルアミンとして二五mg以下を含有するもの
 - (2) 一錠中(E)—N・N—ジメチルジベンズ [b・e] チエピン—デルター—(六H)・ガンマー—プロピルアミンとして七五mg以下を含有するもの
- 五十四の四 九・九—ジメチル—〇—〔三—(ジメチルアミノ)プロピル〕アクリダン(別名ジメタクリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中九・九—ジメチル—〇—〔三—(ジメチルアミノ)プロピル〕アクリダンとして二五mg以下を含有するものを除く。
- 五十五 三—ジメチルスルファミド—〇—メチルピペラジニルプロピル—フェノチアジン、その塩類及びそれらの製剤
- 五十五の二 五—(三・三—ジメチル———トリアゼノ)—イミダゾール—四—カルボキサミド(別名ダカルバジン)及びその製剤
- 五十五の三 三・五—ジメチルトリシクロ [三・三・—・^{三・七}—] デカ——イルアミン(別名メマンチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十五の四 (二E・四E・六E・八E)—三・七—ジメチル—九—(二・六・六—トリメチル——シクロヘキセン——イル)—二・四・六・八—ノナテトラエン酸(別名トレチノイン)及びその製剤
- 五十五の五 二・四'—ジメチル—三—ピペリジノプロピオフェノン(別名トルペリゾン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二・四'—ジメチル—三—ピペリジノプロピオフェノンとして五〇mg以下を含有するものを除く。
- 五十五の六 (+)—(S)—四—〔—(二・三—ジメチルフエニル)エチル〕—H—イミダゾール(別名デクスメトミジン)の製剤であつて、一バイアル中(+)—(S)—四—〔—(二・三—ジメチルフエニル)エチル〕—H—イミダゾールとして二〇〇 μ g以下を含有するもの及び—mL中(+)—(S)—四—〔—(二・三—ジメチルフエニル)エチル〕—H—イミダゾールとして四 μ g以下を含有する注射剤
- 五十五の七 —〔二—(二・四—ジメチルフエニルスルファニル)フェニル〕ピペラジン(別名ボルチオキセチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十五の八 N—(二・六—ジメチルフエニル)—八—ピロリジジニルアセトアミド(別名ピルジカイニド)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十五の九 (—)—(S)—N—(二・六—ジメチルフエニル)——プロピルピペリジン—二—カルボキサミド(別名ロピバカイン)の製剤であつて—mL中(—)—(S)—N—(二・六—ジメチルフエニル)——プロピルピペリジン—二—カルボキサミド—〇mg以下を含有する注射剤
- 五十五の十 三'—〔(二Z)—二—〔—(三・四—ジメチルフエニル)—三—メチル—五—オキソ—・五—ジヒドロ—四H—ピラゾール—四—イリデン〕ヒドラジノ〕—二'—ヒドロキシビフェニル—三—カルボン酸 ビス(二—アミノエタノール)(別名エルトロンボパグ オラミン)及びその製剤
- 五十五の十一 (±)—(R*)—二・六—ジメチル—四—(メタ—ニトロフェニル)—・四—ジヒドロピリジン—三・五—ジカルボン酸(R*)——ベンジル—三—ピペリジニルエステル、メチルエステル(別名ベニジピン)又はその塩類の製剤であつて、一個中(±)—(R*)—二・六—ジメチル—四—(メタ—ニトロフ

エニル)——・四—ジヒドロピリジン—三・五—ジカルボン酸(R*)———ベンジル—三—ピペリジニル
エステル、メチルエステルとして七・四六mg以下又は〇・三七%以下を含有する内用剤

五十五の十二 (十)—(三' S・四S)—二・六—ジメチル—四—(メタ—ニトロフェニル)——・四—ジヒ
ドロピリジン—三・五—ジカルボン酸 三—(一' —ベンジル—三' —ピロリジニル)エステル メチルエ
ステル(別名バルニジピン)又はその塩類の製剤であつて、一カプセル中(十)—(三' S・四S)—二・六—
ジメチル—四—(メタ—ニトロフェニル)——・四—ジヒドロピリジン—三・五—ジカルボン酸 三
—(一' —ベンジル—三' —ピロリジニル)エステル メチルエステルとして一三・九六mg以下を含有す
るもの

五十五の十三 二・六—ジメチル—四—(メタ—ニトロフェニル)——・四—ジヒドロピリジン—三・五—
ジカルボン酸二—(N—ベンジル—N—メチルアミノ)エチルエステルメチルエステル(別名ニカルジピ
ン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中二・六—ジメチル—四—(メタ—ニトロフェニル)——
・四—ジヒドロピリジン—三・五—ジカルボン酸二—(N—ベンジル—N—メチルアミノ)エチルエステ
ルメチルエステルとして四〇mg以下を含有する内用剤及び二・六—ジメチル—四—(メタ—ニトロフェ
ニル)——・四—ジヒドロピリジン—三・五—ジカルボン酸二—(N—ベンジル—N—メチルアミノ)エチ
ルエステルメチルエステルとして一〇%以下を含有する散剤を除く。

五十五の十四 ジメチル—(四—メチルメルカプト—三—メチルフエニル)—チオホスフェイト及びその製
剤。ただし、ジメチル—(四—メチルメルカプト—三—メチルフエニル)—チオホスフェイト五%以下を
含有する殺虫剤を除く。

五十五の十五 ——・——ジメチル—五—メトキシ—三—(ジチエン—二—イルメチレン)ピペリジニウムブ
ロミド(別名臭化チメピジウム)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中——・——ジメチル—五—メトキシ—三—(ジチエン—二—イルメチレン)ピペリジニウムブ
ロミド三〇mg以下を含有する内用剤

(2) ——・——ジメチル—五—メトキシ—三—(ジチエン—二—イルメチレン)ピペリジニウムブロミド
六%以下を含有する内用剤

五十五の十六 N—{四—[(六・七—ジメトキシキノリン—四—イル)オキシ]フェニル}—N—(四—フ
ルオロフェニル)シクロプロパン——・——ジカルボキシアミド(別名カボザンチンブ)、その塩類及び
それらの製剤

五十五の十七 三—{三—[[(七S)—三・四—ジメトキシビシクロ[四・二・〇]オクタ——・三・
五—トリエン—七—イル]メチル}(メチル)アミノ]プロピル}—七・八—ジメトキシ——・三・四・
五—テトラヒドロ—二H—三—ベンゾアゼピン—二—オン(別名イバブラジン)又はその塩類の製剤であ
つて、一錠中三—{三—[[(七S)—三・四—ジメトキシビシクロ[四・二・〇]オクタ——・三・
五—トリエン—七—イル]メチル}(メチル)アミノ]プロピル}—七・八—ジメトキシ——・三・四・
五—テトラヒドロ—二H—三—ベンゾアゼピン—二—オンとして七・五mg以下を含有するもの

五十五の十八 [三・四—ジ(四—メトキシフェニル)—五—イソキサゾリル]酢酸(別名モフェゾラク)及
びその製剤

五十五の十九 ——(三・四—ジメトキシフェニル)—五—エチル—七・八—ジメトキシ—四—メチル—五
H—二・三—ベンゾアゼピン(別名トフィソパム)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中——(三・四—ジメトキシフェニル)—五—エチル—七・八—ジメトキシ—四—メチル—五
H—二・三—ベンゾアゼピン五〇mg以下を含有する内用剤

(2) ——(三・四—ジメトキシフェニル)—五—エチル—七・八—ジメトキシ—四—メチル—五H—
二・三—ベンゾアゼピン—〇%以下を含有する内用剤

五十五の二十 (±)———[(三・四—ジメトキシフェネチル)アミノ]——三—(メタ—トリルオキシ)—二
—プロパノール(別名ベバントロール)、その塩類及びそれらの製剤

五十五の二十一 (二RS)—五—[(三・四—ジメトキシフェネチル)メチルアミノ]——二—(三・四—ジメ
トキシフェニル)—二—(——メチルエチル)ペンタンニトリル(別名ペラパミル)、その塩類及びそれら
の製剤。ただし、一個中(二RS)—五—[(三・四—ジメトキシフェネチル)メチルアミノ]——二—(三・
四—ジメトキシフェニル)—二—(——メチルエチル)ペンタンニトリルとして四〇mg以下を含有する内
用剤を除く。

五十五の二十二 (三RS・——bRS)—九・一〇—ジメトキシ—三—(二—メチルプロピル)—三・四・六・
七—テトラヒドロ——H—ピリド[二・——a]イソキノリン—二(——bH)—オン(別名テトラベナジン)
及びその製剤

五十五の二十三 臭化—(一アルファ・二ベータ・四ベータ・五アルファ・七ベータ)—七—[(ヒドロキ
シジ—二—チエニルアセチル)オキシ]——九・九—ジメチル—三—オキサ—九—アゾニアトリシクロ
二 四
[三・三・——〇]ノナン(別名臭化チオトロピウム)及びその製剤。ただし、一個中臭化—(一アルフ
ア・二ベータ・四ベータ・五アルファ・七ベータ)—七—[(ヒドロキシジ—二—チエニルアセチル)オ
二 四
キシ]——九・九—ジメチル—三—オキサ—九—アゾニアトリシクロ[三・三・——〇]ノナンとして二

一・六七 μ g以下を含有する吸入剤及び一噴霧中臭化—(一アルファ・ニベータ・四ベータ・五アルファ・七ベータ)—七—〔(ヒドロキシジ—ニ—チエニルアセチル)オキシ〕—九・九—ジメチル—三—オキサー—九—アゾニアトリシクロ〔三・三・^二—^四—〇〕ノナンとして三・〇— μ g以下を含有する吸入剤を除く。

五十五の二十四 臭化(一)—(R*・二R*・四S*・五S*・七S*・九S*)—九—エチル—九—メチル—七—〔(S)—トロポイルオキシ〕—三—オキサー—九—アゾニアトリシクロ〔三・三・^二—^四—〇〕ノナン(別名臭化オキシトロピウム)及びその製剤。ただし、臭化(一)—(R*・二R*・四S*・五S*・七S*・九S*)—九—エチル—九—メチル—七—〔(S)—トロポイルオキシ〕—三—オキサー—九—アゾニアトリシクロ〔三・三・^二—^四—〇〕ノナン〇・一七八%以下を含有する吸入剤を除く。

五十五の二十五 臭化—ambo—(三R)—三—{〔(R)—(シクロペンチル)ヒドロキシ(フェニル)アセチル〕オキシ}—(二—エトキシ—ニ—オキソエチル)——メチルピロリジニウム(別名ソフピロニウム臭化物)及びその製剤。ただし、—g中に臭化—ambo—(三R)—三—{〔(R)—(シクロペンチル)ヒドロキシ(フェニル)アセチル〕オキシ}—(二—エトキシ—ニ—オキソエチル)——メチルピロリジニウム五〇mg以下を含有するゲル剤を除く。

五十五の二十六 臭化トランス—三—(ジ—ニ—チエニルメチレン)オクタヒドロ—五—メチル—二H—キノリジニウム(別名臭化チキジウム)を含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中臭化トランス—三—(ジ—ニ—チエニルメチレン)オクタヒドロ—五—メチル—二H—キノリジニウム—〇mg以下を含有する内用剤

(2) 臭化トランス—三—(ジ—ニ—チエニルメチレン)オクタヒドロ—五—メチル—二H—キノリジニウム^か二%以下を含有する顆粒剤

五十六 修酸セリウム

五十六の二 三・五—ジヨード—四—(三—ヨード—四—アセトキシフェノキシ)安息香酸(別名アセチロマー)及びその製剤

五十六の三 ジルコプラン、その塩類及びそれらの製剤

五十六の四 スチムリマブ及びその製剤

五十六の五 スペソリマブ及びその製剤

五十七 スルファピリジン及びその製剤

五十八 スルホナール、メチルスルホナール及びそれらの製剤

五十八の二 成長ホルモン分泌因子(ヒト)—(—四四)—ペプチドアミド(別名ソマトレリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—バイアル中成長ホルモン分泌因子(ヒト)—(—四四)—ペプチドアミドとして—〇〇 μ g以下を含有するものを除く。

五十九 石炭酸及びその製剤。ただし、純石炭酸5%以下を含有するものを除く。

五十九の二 セクキヌマブ及びその製剤

五十九の三 九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ—ジオール(別名アルファカルシドール)であつて次に掲げるもの

(1) 一個中九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ—ジオール三 μ g以下を含有する内用剤

(2) —ml中九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ—ジオール〇・五 μ g以下を含有する内用液剤であつて—容器中九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ—ジオール五 μ g以下を含有するもの

(3) 九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ—ジオール〇・〇〇〇—%以下を含有する散剤

五十九の四 (五Z・七E)—九・一〇—セコ—五・七・一〇(一九)—コレスタトリエン—アルファ・三ベータ・二五—トリオール(別名カルシトリオール)の製剤であつて—一個中(五Z・七E)—九・一〇—セコ—五・七・一〇(一九)—コレスタトリエン—アルファ・三ベータ・二五—トリオール〇・五 μ g以下を含有する内用剤—ml中(五Z・七E)—九・一〇—セコ—五・七・一〇(一九)—コレスタトリエン—アルファ・三ベータ・二五—トリオール— μ g以下を含有する注射剤

五十九の五 (+)—(五Z・七E・二四R)—九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ・二四—トリオール(別名タカルシトール)の製剤であつて、(+)—(五Z・七E・二四R)—九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ・二四—トリオールとして〇・〇〇二%以下を含有する外用剤

五十九の六 セツキシマブ及びその製剤

五十九の七 セツキシマブ サロタロカンナトリウム及びその製剤

五十九の八 セベリパーゼアルファ及びその製剤

五十九の九 セマグルチド及びその製剤
 五十九の十 セミプリマブ及びその製剤
 五十九の十一 セルトリズマブ ペゴル及びその製剤
 五十九の十二 セルペルカチニブ及びその製剤
 五十九の十三 セルメチニブ、その塩類及びそれらの製剤
 五十九の十四 セルリポナーゼ アルファ及びその製剤
 五十九の十五 ソトラシブ及びその製剤
 五十九の十六 ゾルベツキシマブ及びその製剤
 五十九の十七 タスルグラチニブ、その塩類及びそれらの製剤
 五十九の十八 ダトポタマブ デルクステカン及びその製剤
 五十九の十九 ダニコパン及びその製剤
 五十九の二十 タラゾパリブ又はその塩類の製剤であつて一カプセル中タラゾパリブとして一mg以下を含有するもの
 五十九の二十一 ダラツムマブ及びその製剤
 五十九の二十二 ダリドレキサント、その塩類及びそれらの製剤
 五十九の二十三 ダリナパルシン及びその製剤
 五十九の二十四 タルラタマブ及びその製剤
 五十九の二十五 ニー(四—チアゾリ)ベンズイミダゾール(別名チアベンダゾール)及びその製剤
 五十九の二十六 チアミン、コバルト(一十)及びクロロフィリンよりなる錯化合物(別名チアミン・コバルト・クロロフィリン錯化合物)及びその製剤。ただし、一個中チアミン、コバルト(一十)及びクロロフィリンよりなる錯化合物五・〇mg以下を含有する内用剤を除く。
 六十 チオバルビツール酸の誘導体及びその製剤
 六十の二 (一—チオーベータ—D—グルコピラノサト)(トリエチルホスフィン)金 ニ・三・四・六—テトラアセタート(別名オーラノフィン)の製剤であつて一個中(一—チオーベータ—D—グルコピラノサト)(トリエチルホスフィン)金 ニ・三・四・六—テトラアセタート3mg以下を含有する内用剤
 六十一 チラミン及びその化合物
 六十一の二 チルゼパチド及びその製剤
 六十一の三 チルドラキズマブ及びその製剤
 六十一の四 一—デアミノ—ハ—デー—アルギニンバソプレシン(別名デモプレシン)、その塩類及びそれらの製剤
 六十一の五 デーエル—エリトロ—四—ベンジル—アルファ—(四—ヒドロキシフェニル)—ベーター—メチル—一—ピペリジンエタノール(別名イフエンプロジル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中デーエル—エリトロ—四—ベンジル—アルファ—(四—ヒドロキシフェニル)—ベーター—メチル—一—ピペリジンエタノールとして二〇mg以下を含有する内用剤及びデーエル—エリトロ—四—ベンジル—アルファ—(四—ヒドロキシフェニル)—ベーター—メチル—一—ピペリジンエタノールとして五%以下を含有する散剤を除く。
 六十一の六 テイコプラニン及びその製剤。ただし、一片中テイコプラニン—六〇 μ g以下を含有する体外診断薬を除く。
 六十一の七 (+)—ニ'—デオキシ—ニ'・ニ'—ジフルオロシチジン(別名ゲムシタビン)、その塩類及びそれらの製剤
 六十一の八 ニ'—デオキシ—五—(トリフルオロメチル)ウリジン(別名トリフルリジン)及びその製剤
 六十一の九 五'—デオキシ—五—フルオロウリジン(別名ドキシフルリジン)及びその製剤
 六十一の十 (R)—三—(ニ—デオキシ—ベータ—D—エリスロ—ペントフラノシル)—三・六・七・八—テトラヒドロイミダゾ〔四・五—d〕〔一・三〕ジアゼピン—ハ—オール(別名ペントスタチン)及びその製剤
 六十一の十一 (+)—一—(五—デオキシ—ベータ—D—リボフラノシル)—五—フルオロ—一・二—ジヒドロ—ニ—オキソ—四—ピリミジンカルバミン酸 ペンチルエステル(別名カペシタビン)及びその製剤
 六十一の十二 ニ—デオキシ—ニ—(三—メチル—三—ニトロソウレイド)—D—グルコピラノース(別名ストレプトゾシン)及びその製剤
 六十一の十三 デカン酸 ニ—〔四—〔三—〔ニ—(トリフルオロメチル)フェノチアジン—一〇—イル〕—プロピル〕—一—ピペラジニル〕エチルエステル(別名デカン酸フルフェナジン)の製剤であつて、一バイアル中デカン酸 ニ—〔四—〔三—〔ニ—(トリフルオロメチル)フェノチアジン—一〇—イル〕—プロピル〕—一—ピペラジニル〕エチルエステル二五mg以下を含有する注射剤
 六十一の十四 テクリスタマブ及びその製剤
 六十一の十五 テゼペルマブ及びその製剤
 六十一の十六 テデュグルチド及びその製剤
 六十二 テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)及びその製剤

六十二の二 N—〔三・六・九・九—テトラキス(カルボキシメチル)—三・六・九—トリアザノナノイル〕—D—フェニルアラニル—L—ヘミシスチル—L—フェニルアラニル—D—トリプトフィル—L—リシル—L—スレオニル—L—ヘミシスチル—L—スレオニル サイクリック(二—七)ジスルフィド(別名ペンテトレオチド)及びその製剤。ただし、一バイアル中N—〔三・六・九・九—テトラキス(カルボキシメチル)—三・六・九—トリアザノナノイル〕—D—フェニルアラニル—L—ヘミシスチル—L—フェニルアラニル—D—トリプトフィル—L—リシル—L—スレオニル—L—ヘミシスチル—L—スレオニル サイクリック(二—七)ジスルフィドとして—O μ g以下を含有する製剤を除く。

六十二の三 (±)—四—(五・六・七・八—テトラヒドロイミダゾ〔一・五—a〕ピリジン—五—イル)ベンゾニトリル(別名ファドロゾール)、その塩類及びそれらの製剤

六十二の四 N—{二—〔(ハS)—一・六・七・八—テトラヒドロ—二H—インデノ〔五・四—b〕フラン—八—イル〕エチル}プロパンアミド(別名ラメルテオン)及びその製剤。ただし、一錠中N—{二—〔(ハS)—一・六・七・八—テトラヒドロ—二H—インデノ〔五・四—b〕フラン—八—イル〕エチル}プロパンアミド8mg以下を含有するものを除く。

六十二の五 テトラヒドロ—H—一・四—ジアゼピン—一・四(五H)—ジプロパノール ビス(三・四・五—トリメトキシベンゾエート)(別名ジラゼプ)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中テトラヒドロ—H—一・四—ジアゼピン—一・四(五H)—ジプロパノール ビス(三・四・五—トリメトキシベンゾエート)として—O μ g以下を含有する内用剤

(2) テトラヒドロ—H—一・四—ジアゼピン—一・四(五H)—ジプロパノール ビス(三・四・五—トリメトキシベンゾエート)として—O%以下を含有する内用剤

六十二の六 四—〔(五・六・七・八—テトラヒドロ—五・五・八・八—テトラメチル—二—ナフチル)カルバモイル〕安息香酸(別名タミバロテン)、その塩類及びそれらの製剤

六十二の七 二—(五・六・七・八—テトラヒドロ—一—ナフチルアミノ)—二—イミダゾリン、その塩類及びそれらの製剤

六十二の八 (±)—(—R*・二R*・三aS*・八bS*)—二・三・三a・八b—テトラヒドロ—二—ヒドロキシ—一—〔(E)—(三S*)—三—ヒドロキシ—四—メチル—一—オクテン—六—イニル〕—H—シクロペンタ〔b〕ベンゾフラン—五—酪酸(別名ベラプロスト)又はその塩類の製剤であつて、一個中(±)—(—R*・二R*・三aS*・八bS*)—二・三・三a・八b—テトラヒドロ—二—ヒドロキシ—一—〔(E)—(三S*)—三—ヒドロキシ—四—メチル—一—オクテン—六—イニル〕—H—シクロペンタ〔b〕ベンゾフラン—五—酪酸として五六・八六 μ g以下を含有するもの

六十二の九 (+)—(三S)—テトラヒドロ—三—フリル〔(S)—アルファ—〔(—R)—一—ヒドロキシ—二—(N'—イソブチルスルファニルアミド)エチル〕フェネチル〕カルバメート(別名アンプレナビル)及びその製剤

六十二の十 —(二—テトラヒドロフリル)—五—フルオロウラシル(別名テガフル)及びその製剤

六十二の十一 七・八・九・一〇—テトラヒドロ—六H—六・一〇—メタノアゼピノ〔四・五—g〕キノキサリン(別名パレニクリン)、その塩類及びそれらの製剤

六十二の十二 一・二・三・四—テトラヒドロ—二—メチル—九H—ジベンゾ〔三・四：六・七〕シクロヘプタ〔一・二—c〕ピリジン(別名セチプチリン)、その塩類及びそれらの製剤

六十二の十三 二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボン酸 (±)—三—アリル—二—メチル—四—オキソ—二—シクロペンテニルエステル(別名テラレトリン)及びその製剤。ただし、二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボン酸 (±)—三—アリル—二—メチル—四—オキソ—二—シクロペンテニルエステル〇・三%以下を含有する殺虫剤を除く。

六十二の十四 三・三・三'・三'—テトラメチル—一・一'—ジ(四—スルホブチル)—四・五・四'・五'—ジベンゾインドトリカルボシアニンヨージド(別名インドシアングリーン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中三・三・三'・三'—テトラメチル—一・一'—ジ(四—スルホブチル)—四・五・四'・五'—ジベンゾインドトリカルボシアニンヨージドとして二五mg以下を含有するものを除く。

六十二の十五 テトラメチルチウラムジスルフィド及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。

六十二の十六 デニロイキン ジフチトクスの製剤であつて、一バイアル中デニロイキン ジフチトクスとして三〇〇 μ g以下を含有する注射剤

六十二の十七 デノスマブ及びその製剤

六十二の十八 テプロツムマブ及びその製剤

六十二の十九 五—0—デメチル—二二・二三—ジヒドロアベルメクチンA_{1a}及び五—0—デメチル—二五—デ(一—メチルプロピル)—二二・二三—ジヒドロ—二五—(一—メチルエチル)アベルメクチンA_{1a}の混合物(別名イベルメクチン)の製剤であつて、五—0—デメチル—二二・二三—ジヒドロアベルメクチンA_{1a}

及び五—0—デメチル—二五—デ(—メチルプロピル)—二二・二三—ジヒドロ—二五—(—メチルエチル)アベルメクチンA_{1a}の混合物として五・〇%以下を含有する錠剤

六十二の二十 デュークラバシチニブ及びその製剤

六十二の二十一 デュピルマブ及びその製剤

六十二の二十二 デュラグルチド及びその製剤

六十二の二十三 デュルバルマブ及びその製剤

六十二の二十四 トシリズマブ及びその製剤

六十二の二十五 ドナネマブ及びその製剤

六十二の二十六 トフェルセン及びその製剤

六十二の二十七 トラスツズマブ エムタンシン及びその製剤

六十二の二十八 トラスツズマブ デルクステカン及びその製剤

六十二の二十九 トラフェルミン及びその製剤。ただし、トラフェルミン—・四—mg以下を含有する外用剤を除く。

六十二の三十 トラメチニブの製剤であつて次に掲げるもの

(1) 一錠中トラメチニブとして二mg以下を含有するもの

(2) 一ボトル中トラメチニブとして四・七mg以下を含有するドライシロツプ剤

六十二の三十一 トラロキヌマブ及びその製剤

六十二の三十二 四・四'—[(—H—・二・四—トリアゾール——イル)メチレン]ジベンゾニトリル(別名レトロゾール)及びその製剤

六十二の三十三 トリエチル—(三—ヒドロキシ—三—シクロヘキシル—三—フェニルプロピル)—アンモニウムクロリド(別名トリジヘキセチルクロリド)及びその製剤。ただし、一錠中トリエチル—(三—ヒドロキシ—三—シクロヘキシル—三—フェニルプロピル)—アンモニウムクロリド二五mg以下を含有するものを除く。

六十三 トリエチレンチオホスホルアミド及びその製剤

六十三の二 トリクロロエチルホスフェイト、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中トリクロロエチルホスフェイトとして〇・五g以下を含有するものを除く。

六十四 トリクロロ酢酸及びその製剤。ただし、トリクロロ酢酸六〇%以下を含有する体外診断薬を除く。

六十五 トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト及びその製剤。ただし、殺虫剤であつてトリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト二〇%以下を含有するもの及びトリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを紙に吸着させた殺虫剤であつて一枚中トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト〇・三六g以下を含有するものを除く。

六十六 三—トリクロロメチルチオ—五—(—エチル)—アミルヒダントイン及びその製剤。ただし、一錠中三—トリクロロメチルチオ—五—(—エチル)—アミルヒダントイン三〇mg以下を含有する^{ちつ}臍剤及び三—トリクロロメチルチオ—五—(—エチル)—アミルヒダントイン—%以下を含有する^{ちつ}散剤たる臍剤を除く。

六十七 トリス—(ベータクロロエチル)—アミン、メチルビス—(ベータクロロエチル)—アミン(別名メクロルエタミン)、メチルビス—(ベータクロロエチル)—アミンオキシド(別名ナイトロジエンマスタード—エヌ—オキシド)、それらの塩類及びそれらの製剤

六十七の二 N—(二・二・ニ—トリフルオロエチル)—九—[四—(〔四—〔四'—(トリフルオロメチル)ビフェニル—ニ—イル〕カルボキサミド〕ピペリジン——イル)ブチル]—九H—フルオレン—九—カルボキサミド(別名ロミタピド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中N—(二・二・ニ—トリフルオロエチル)—九—[四—(〔四—〔四'—(トリフルオロメチル)ビフェニル—ニ—イル〕カルボキサミド〕ピペリジン——イル)ブチル]—九H—フルオレン—九—カルボキサミドとして二十mg以下を含有するもの。

六十七の三 ニ—トリフルオロメチル—九—{三—〔四—(ニ—ヒドロキシエチル)—ピペラジン——イル〕プロピリデン}チオキサンテン(別名フルペンチキソール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ニ—トリフルオロメチル—九—{三—〔四—(ニ—ヒドロキシエチル)—ピペラジン——イル〕プロピリデン}チオキサンテンとして—mg以下を含有するものを除く。

六十七の四 N—(四—トリフルオロメチルフェニル)—五—メチルイソキサゾール—四—カルボキサミド(別名レフルノミド)及びその製剤

六十七の五 四—{三—〔二—(トリフルオロメチル)フェノチアジン——〇—イル〕プロピル}——ピペラジン—エタノールヘプタノエート(別名エナント酸フルフェナジン)の製剤

六十七の六 六・六・九—トリメチル—九—アザビシクロ〔三・三・一〕ノン—三ベータ—イルジ(ニ—チエニル)グリコレート(別名マザチコール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中六・六・九—トリメチル—九—アザビシクロ〔三・三・一〕ノン—三ベータ—イルジ(ニ—チエニル)グリコレ

ートとして四mg以下を含有するもの及び六・六・九—トリメチル—九—アザビシクロ〔三・三・一〕ノ
ン—三ベーターイル ジ(ニ—チエニル)グリコレートとして一%以下を含有する散剤を除く。

六十八 トリメチルアンモニウムプロピルメチルカンヒジニウムサルフェイト(別名トリメチジニウムメ
トサルフェイト)及びその製剤

六十八の二 (±)—三・四・五—トリメトキシ—N—三—ピペリジルベンズアミド(別名トロキシピド)及
びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中(±)—三・四・五—トリメトキシ—N—三—ピペリジルベンズアミド—〇〇mg以下を含有
する内用剤

(2) (±)—三・四・五—トリメトキシ—N—三—ピペリジルベンズアミド二〇%以下を含有する内用
剤

六十八の三 —(三・四・五—トリメトキシベンジル)—六・七—ジヒドロキシ—・二・三・四—テ
ラヒドロイソキノリン(別名トリメトキノール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中—
—(三・四・五—トリメトキシベンジル)—六・七—ジヒドロキシ—・二・三・四—テトラヒドロイ
ソキノリンとして三mg以下を含有する内用剤並びに—(三・四・五—トリメトキシベンジル)—六・七—
ジヒドロキシ—・二・三・四—テトラヒドロイソキノリンとして一%以下を含有する吸入剤、散剤及
びシロツプ剤を除く。

六十九 トリヨードサイロニンナトリウム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中トリヨードサイロニンナトリウム〇・〇〇五mg以下を含有するもの

(2) 一ml中トリヨードサイロニンナトリウム〇・八mg以下を含有する体外診断薬

六十九の二 トリルスルホニルブチルウレア、その誘導体及びそれらの製剤

六十九の三 トルバプタンリン酸エステル、その塩類及びそれらの製剤

六十九の四 トレメリムマブ及びその製剤

六十九の五 (—S・三S・五R)—三—トロポイルオキシ—ハ—イソプロピルトロパニウムブロミド(別名臭
化イプラトロピウム)及びその製剤。ただし、一容器中(—S・三S・五R)—三—トロポイルオキシ—ハ—
イソプロピルトロパニウムブロミド五・二三六mg以下を含有する吸入剤を除く。

六十九の六 ナタリズマブ及びその製剤

六十九の七 ミ—(ニ—ナフチル)—D—アラニル—L—システニル—L—チロシル—D—トリプトフィル
—L—リシル—L—バリル—L—システニル—L—トレオニンアミド 環状(ニ—七)—ジスルフィド(別
名ランレオチド)、その塩類及びそれらの製剤

六十九の八 (±)——二級ブチル—四—[パラ—[四—[パラ—[[(ニR*・四S*)—ニ—(ニ・四—ジ
クロロフェニル)—ニ—(—H—・ニ・四—トリアゾール——イルメチル)—・三—ジオキサラン—
四—イル] メトキシ] フェニル] ——ピペラジニル] フェニル] —デルタニ—・ニ・四—トリアゾ
リン—五—オン(別名イトラコナゾール)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中(±)——二級ブチル—四—[パラ—[四—[パラ—[[(ニR*・四S*)—ニ—(ニ・四—ジ
クロロフェニル)—ニ—(—H—・ニ・四—トリアゾール——イルメチル)—・三—ジオキサラン—
四—イル] メトキシ] フェニル] ——ピペラジニル] フェニル] —デルタニ—・ニ・四—ト
リアゾリン—五—オンとして二〇〇mg以下又は一%以下を含有する内用剤

(2) 一片中(±)——二級ブチル—四—[パラ—[四—[パラ—[[(ニR*・四S*)—ニ—(ニ・四—ジ
クロロフェニル)—ニ—(—H—・ニ・四—トリアゾール——イルメチル)—・三—ジオキサラン—
四—イル] メトキシ] フェニル] ——ピペラジニル] フェニル] —デルタニ—・ニ・四—ト
リアゾリン—五—オンとして五・二μg以下を含有する体外診断薬

六十九の九 二水素 クロロ〔七・—ニ—ジエテニル—三・八・—三・—七—テトラメチル—ニ—H・ニ
三H—ポルフィン—二・—ハ—ジプロパノアト(四—)—N²¹・N²²・N²³・N²⁴〕鉄酸(ニ—)(別名ヘミン)及
びその製剤

六十九の十 ニトログリセリン製剤であつて次に掲げるもの。

(1) 一錠中ニトログリセリン〇・三mg(徐放性製剤たる口腔内貼付剤にあつては、二・五mg)以下を
含有するもの

(2) 一ml中ニトログリセリン五mg以下を含有する注射剤

(3) ニトログリセリン二%以下を含有する軟膏

(4) 一枚中ニトログリセリン二七mg以下を含有する貼付剤

(5) 一噴霧中ニトログリセリン〇・三mg以下を含有するエアゾール剤及び液剤

六十九の十一 ニ—[ニ—ニトロ—四—(トリフルオロメチル)ベンゾイル] シクロヘキサニ—・三—ジ
オン(別名ニチシノン)及びその製剤

六十九の十二 ニボルマブ及びその製剤

六十九の十三 ネシツムマブ及びその製剤

六十九の十四 ネモリズマブ及びその製剤

六十九の十五 バシリキシマブ及びその製剤

六十九の十六 パチシラン、その塩類及びそれらの製剤

六十九の十七 パニツムマブ及びその製剤

六十九の十八 パビナフスプ アルファ及びその製剤

七十 パラアセトアミノフェノール及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中パラアセトアミノフェノール〇・三g以下を含有するもの

(2) パラアセトアミノフェノール二%以下を含有するシロツプ剤又はエリキシル剤であつて一容器中パラアセトアミノフェノール〇・六g以下を含有するもの

(3) パラアセトアミノフェノール〇・〇二%以下を含有する体外診断薬

七十一 パラアミノ安息香酸ジエチルアミノヘプチルエステル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、パラアミノ安息香酸ジエチルアミノヘプチルエステルとして五%以下を含有する外用剤を除く。

七十一の二 ニー [パラー(ニーオキシシクロペンチルメチル)フェニル] プロピオン酸(別名ロキソプロフェン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) ニー [パラー(ニーオキシシクロペンチルメチル)フェニル] プロピオン酸七%以下を含有する外用剤

(2) 一個中ニー [パラー(ニーオキシシクロペンチルメチル)フェニル] プロピオン酸として五十五・一mg以下を含有するもの

(3) ニー [パラー(ニーオキシシクロペンチルメチル)フェニル] プロピオン酸として九・一八%以下を含有する細粒剤

(4) ニー [パラー(ニーオキシシクロペンチルメチル)フェニル] プロピオン酸として〇・五五%以下を含有する内用液剤

七十一の三 ニー [パラー(ニークロルー・ニージフェニルビニル)ーフェノキシ] ートリエチルアミン(別名クロミフェン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ニー [パラー(ニークロルー・ニージフェニルビニル)ーフェノキシ] ートリエチルアミンとして五〇mg以下を含有するものを除く。

七十一の四 ー (パラクロローアルファーフェニルベンジル)ー四ーメチルー・四ージアザシクロヘプタン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ー (パラクロローアルファーフェニルベンジル)ー四ーメチルー・四ージアザシクロヘプタンとして一〇mg以下を含有するものを除く。

七十一の五 (±)ー五ー (パラークロロフェニル)ー二・五ージヒドロー三Hーイミダゾ [二・ーa] イソインドールー五ーオール(別名マジンドール)及びその製剤

七十一の六 四ー (パラークロロフェニル)ーー [四ー (パラーフルオロフェニル)ー四ーオキソブチル]ー四ーピペリジニル デカノエート(別名デカン酸ハロペリドール)及びその製剤

七十一の七 四ー [四ー (パラークロロフェニル)ー四ーヒドロキシーーピペリジル] ーN・Nージメチルー二・ニージフェニルブチルアミド(別名ロペラミド)又はその塩類を含有する内用剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中四ー [四ー (パラークロロフェニル)ー四ーヒドロキシーーピペリジル] ーN・Nージメチルー二・ニージフェニルブチルアミドとして一mg以下を含有する内用剤

(2) 四ー [四ー (パラークロロフェニル)ー四ーヒドロキシーーピペリジル] ーN・Nージメチルー二・ニージフェニルブチルアミド〇・二%以下を含有する内用剤

七十一の八 四ー (パラークロロフェニル)ーニーフエニルチアゾールー五ー酢酸(別名フェンチアザク)及びその製剤。ただし、一個中四ー (パラークロロフェニル)ーニーフエニルチアゾールー五ー酢酸一〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。

七十一の九 四ー (パラークロロベンジル)ーニー(ヘキサハイドローーメチルーHーアゼピンー四ーイル)ー(二H)ーフタラジノン(別名アゼラスチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠又は一カプセル中四ー (パラークロロベンジル)ーニー(ヘキサハイドローーメチルーHーアゼピンー四ーイル)ー(二H)ーフタラジノンとして二mg以下を含有するもの

(2) 四ー (パラークロロベンジル)ーニー(ヘキサハイドローーメチルーHーアゼピンー四ーイル)ー(二H)ーフタラジノンとして〇・二%以下を含有する^か顆粒剤

七十一の十 三ー [四ー [二ー (ーパラークロロベンゾイルー五ーメトキシーニメチルインドールー三ーイルアセトキシ)エチル] ーーピペラジニル] プロピル (±)ー四ーベンザミドーN・Nージプロピルグルタラム酸(別名プログルメタシン)、その塩類及びそれらの製剤

七十一の十一 ニー [二ー [ー (パラークロロベンゾイル)ー五ーメトキシーニメチルインドールー三ーイル] アセトキシ] 酢酸(別名アセメタシン)及びその製剤

七十一の十二 ー (パラークロロベンゾイル)ー五ーメトキシーニメチルインドールー三ー酢酸(別名インドメタシン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、ー (パラークロロベンゾイル)ー五ーメトキシーニメチルインドールー三ー酢酸一%以下を含有する外用剤及びー (パラークロロベンゾイル)ー^{こう}五ーメトキシーニメチルインドールー三ー酢酸五%以下を含有する硬膏剤を除く。

- 七十一の十三 ー（パラクロロベンゾイル）ー五ーメトキシーニームチルーHーインドールー三ー酢酸（六E）ー三・七・ーーートリメチルー二・六・ーOードデカトリエニルエステルの二E・二Zの七対三幾何異性体混合物（別名インドメタシン ファルネシル）及びその製剤
- 七十二 ー（パラクロロベンツヒドリル）ー四ーメチルピペラジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠、一包又は一カプセル中ー（パラクロロベンツヒドリル）ー四ーメチルピペラジンとして五〇mg以下を含有するものを除く。
- 七十二の二 (Z)ーニームチル〔パラー（ー・ニージフェニルーーブテニル）フェノキシ〕ーN・Nージメチルエチルアミン（別名タモキシフェン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(Z)ーニームチル〔パラー（ー・ニージフェニルーーブテニル）フェノキシ〕ーN・Nージメチルエチルアミンとして二〇mg以下を含有するものを除く。
- 七十二の三 ニームチル〔パラー〔ニームヒドロキシー三ー（イソプロピルアミノ）プロポキシ〕フェニル〕アセトアミド（別名アテノロール）及びその製剤。ただし、一錠中ニームチル〔パラー〔ニームヒドロキシー三ー（イソプロピルアミノ）プロポキシ〕フェニル〕アセトアミド五〇mg以下を含有するもの及びニームチル〔パラー〔ニームヒドロキシー三ー（イソプロピルアミノ）プロポキシ〕フェニル〕アセトアミドー〇%以下を含有するシロツブ剤を除く。
- 七十二の四 四ー〔ニーム〔三ー（パラーヒドロキシフェニル）ーーメチルプロピル〕アミノ〕エチルピロカテコール（別名ドブタミン）、その塩類及びそれらの製剤
- 七十二の五 パラフェニレンジアミン及びその製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的とされている貼付剤を除く。
- 七十三 パラフェネチジンの化合物及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- （１） ベータヒドロキシブチルーパラフェネチジン（別名ブセチン）の製剤
 - （２） 一個中フェナセチン又はラクチルフェネチジン〇・五g以下を含有するもの
 - （３） フェナセチン二%以下を含有するシロツブ剤又はエリキシル剤であつて一容器中フェナセチン〇・七g以下を含有するもの
- 七十三の二 ハー〔三ー（パラフルオロベンゾイル）プロピル〕ーーフェニルーー・三・ハートリアザスピロー〔四・五〕ーデカンー四ーオン（別名スピペロン）及びその製剤
- 七十三の三 四ー〔四ー（パラブロモフェニル）ー四ーヒドロキシピペリジノ〕ー四'ーフルオロブチロフェノン（別名ブロムペリドール）及びその製剤。ただし、一容器中四ー〔四ー（パラブロモフェニル）ー四ーヒドロキシピペリジノ〕ー四'ーフルオロブチロフェノンとして五〇mg以下を含有する体外診断薬を除く。
- 七十三の四 パラホルムアルデヒド及びその製剤。ただし、ホルムアルデヒドとして一%以下を含有するものを除く。
- 七十三の五 五ー（パラメトキシフェニル）ーー・ニージチオシクロペンテンー三ーチオン及びその製剤
- 七十四 バルビツール酸の化合物及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- （１） 一個中ジアリルバルビツール酸アミノピリン複合体、イソブチルアリルバルビツール酸アミノピリン複合体又はエチルシクロヘキセニルバルビツール酸アミノピリン複合体〇・二五g以下を含有するもの
 - （２） 一個中ピラビタール又はバルビタールフェナセチン複合体〇・五g以下を含有するもの
 - （３） フェノバルビタールー%以下を含有する外用剤
 - （４） 一個中セコバルビツール酸アミノピリン複合体〇・一g以下を含有するもの
 - （５） アロピラビタール又はピラビタール〇・三%以下を含有するシロツブ剤又はエリキシル剤であつて一容器中アロピラビタール又はピラビタール〇・三g以下を含有するもの
 - （６） バルビツール酸として一%以下を含有する体外診断薬
 - （７） 一容器中バルビタールとして九g以下を含有する体外診断薬
 - （８） バルビタールとして一九%以下を含有する体外診断薬
- 七十四の二 バルベナジン、その塩類及びそれらの製剤
- 七十四の三 パルミチン酸（九RS）ー三ー〔ニーム〔四ー（六フルオローー・ニームベンゾイソキサゾールー三ーイル）ピペリジンーーーイル〕エチル〕ーニームチルー四ーオキソー六・七・八・九ーテトラヒドロー四Hーピリド〔ー・ニームa〕ピリミジンー九ーイル（別名パリペリドンパルミチン酸エステル）及びその製剤
- 七十四の四 バレメトスタット、その塩類及びそれらの製剤
- 七十四の五 非化学量論的な構造を有する超常磁性酸化鉄コロイド（別名フェルモキシデス）及びその製剤。ただし、一個中非化学量論的な構造を有する超常磁性酸化鉄コロイド五六mg以下を含有する注射剤を除く。
- 七十五 ピクリン酸及びその塩類
- 七十五の二 一個中二・五ービス（ーアジリジニル）ー三ー（ニームカルバモイルオキシーーメトキシエチル）ー六ーメチルベンゾキノ（別名カルボコン）として一mg以下を含有するもの

- 七十五の三 N・N' —ビス(ニ—アミノエチル)—・ニ—エタンジアミン(別名トリエンチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の四 ビス(イソプロポキシカルボニルオキシメチル) { [(—R)—ニ—(六—アミノ—九H—プリン—九—イル)——メチルエトキシ] メチル} ホスホナート(別名テノホビル ジソプロキシル)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の五 四— {五— [ビス(ニ—クロロエチル) アミノ] ——メチル—H—ベンゾイミダゾール—ニ—イル} ブタン酸(別名ベンダムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の六 —・三—ビス(ニ—クロロエチル)——ニトロソ尿素(別名カルムスチン)の製剤であって一枚中—・三—ビス(ニ—クロロエチル)——ニトロソ尿素として七・七mg以下を含有するもの
- 七十五の七 (+)—ビス {(三R・五S・六E)—七— [ニ—シクロプロピル—四—(四—フルオロフェニル)—三—キノリル] —三・五—ジヒドロキシ—六—ヘプテン酸} (別名ピタバスタチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(+)—ビス {(三R・五S・六E)—七— [ニ—シクロプロピル—四—(四—フルオロフェニル)—三—キノリル] —三・五—ジヒドロキシ—六—ヘプテン酸} として四mg以下を含有するものを除く。
- 七十五の八 ビス [ニ— [ニ—(四—ジベンゾ [b・f] [—・四] チアゼピン—十一—イル)——ピペラジニル) エトキシ] エタノール] (別名クエチアピン)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の九 ヒスチジン亜鉛及びその製剤
- 七十五の十 (四S・四aS・五aR・—ニaS)—四・七—ビス(ジメチルアミノ)—九—({ [(—・—ジメチルエチル) アミノ] アセチル} アミノ)—三・—〇・—ニ・—ニa—テトラヒドロキシ—・——ジオキソ—・—四・四a・五・五a・六・—・—・—ニa—オクタヒドロテトラセン—ニ—カルボキサミド(別名チゲサイクリン)及びその製剤
- 七十五の十一 N— [ニ・五—ビス(トリフルオロメチル) フェニル] —三—オキソ—四—アザ—五アルファ—アンドロスタ——エン—十七ベータ—カルボキサミド(別名デュタステリド) 及びその製剤
- 七十五の十二 三・四—ビス—(パラ—ジエチルアミノエトキシフェニル)—ヘキサ—、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の十三 (E)—— [ビス(パラ—フルオロフェニル) メチル] —四—(三—フェニル—ニ—プロペニル) ピペラジン(別名フルナリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(E)—— [ビス(パラ—フルオロフェニル) メチル] —四—(三—フェニル—ニ—プロペニル) ピペラジンとして—〇mg以下を含有する内用剤を除く。
- 七十五の十四 ビス—(三—ヒドロキシ—四—ヒドロキシメチル—ニ—メチル—五—ピリジルメチル)—ジスルフィド(別名ピリチオキシン)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十五の十五 四— [三・五—ビス(ニ—ヒドロキシフェニル)——H—・—ニ・四—トリアゾール——イル] 安息香酸(別名デフエラシロクス) 及びその製剤
- 七十五の十六 — {— [四・四—ビス(四—フルオロフェニル) ブチル] —四—ピペリジル} —ニ—ベンズイミダゾリノン(別名ピモジド) 及びその製剤。ただし、一錠中— {— [四・四—ビス(四—フルオロフェニル) ブチル] —四—ピペリジル} —ニ—ベンズイミダゾリノンとして三mg以下を含有するものを除く。
- 七十五の十七 — [ビス(四—フルオロフェニル) メチル] —四—(ニ・三・四—トリメトキシベンジル) ピペラジン(別名ロメリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、— [ビス(四—フルオロフェニル) メチル] —四—(ニ・三・四—トリメトキシベンジル) ピペラジンとして四・三三mg以下を含有するものを除く。
- 七十五の十八 —・四—ビス(三—ブロムプロピオニル) ピペラジン(別名ピポブロマン) 及びその製剤
- 七十五の十九 (+)—ニ— {(—R)—三— [ビス(—メチルエチル) アミノ] ——フェニルプロピル] —四—メチルフェノール(別名トルテロジン) 及びその塩類
- 七十五の二十 ヒトN—アセチルガラクトサミン—四—スルファターゼをコードするcDNAを導入したチヤイニーズハムスター卵巣細胞から産生される四九五個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(別名ガルスルファターゼ(遺伝子組換え)) 及びその製剤
- 七十五の二十一 ヒトアルファ—L—イズロニダーゼをコードするcDNAを導入したチヤイニーズハムスター卵巣細胞から産生される六二八個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(別名ラロニダーゼ(遺伝子組換え)) 及びその製剤
- 七十五の二十二 ヒトイズロン酸—ニ—スルファターゼをコードするcDNAを導入したヒト繊維肉 腫 細胞 HT—〇八〇から産生される五二五個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(別名イデユルスルファターゼ(遺伝子組換え)) 及びその製剤
- 七十五の二十三 ヒトインスリン前駆体の化学合成遺伝子の発現により、組換え体で産生されるヒトインスリン前駆体から得られるヒトインスリン誘導体で、B鎖三〇位のトレオニン残基が欠損し、B鎖二九位のリジン残基のイプシロンアミノ基をミリスチル化した五〇個のアミノ酸残基からなる修飾ポリペプチド(別名インスリン デテミル(遺伝子組換え)) 及びその製剤

七十五の二十四 ヒト肝癌細胞(Hep G二細胞株)のmRNAに由来するヒト第Ⅶ因子cDNAの発現により、シリアンハムスター腎細胞中で生産される四百六個のアミノ酸残基からなる糖蛋白質(別名エプタコグ アルファ(活性型)(遺伝子組換え))及びその製剤。ただし、一バイアル中ヒト肝癌細胞(Hep G二細胞株)のmRNAに由来するヒト第Ⅶ因子cDNAの発現により、シリアンハムスター腎細胞中で生産される四百六個のアミノ酸残基からなる糖蛋白質として八・三mg以下を含有する注射剤を除く。

七十五の二十五 ヒト酸性アルファ—グルコシダーゼをコードするcDNAを導入したチヤイニーズハムスター卵巣細胞から産生される八九六個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(別名アルグルコシダーゼ アルファ(遺伝子組換え))及びその製剤

七十五の二十六 ヒト心房細胞由来のアルファ型ヒト心房性ナトリウム利尿ポリペプチドに対応する遺伝子の発現により、組換え体で産生される二八個のアミノ酸残基からなるポリペプチド(別名カルペリチド)及びその製剤

七十五の二十七 ヒト胎児肺線維芽細胞に由来するヒトcDNAの発現によりチヤイニーズハムスター卵巣細胞で産生されたベーター—グルコセレブロシダーゼをシアリダーゼ、ベーター—ガラクトシダーゼ及びヘキサミニダーゼの酵素処理により糖鎖末端をマンノースにした四九七個のアミノ酸残基からなる糖蛋白質(別名イミグルセラ—ゼ(遺伝子組換え))及びその製剤

七十五の二十八 ヒト胎盤から精製されたベーター—グルコセレブロシダーゼをシアリダーゼ、ベーター—ガラクトシダーゼ及びヘキサミニダーゼの酵素処理により糖鎖末端をマンノースにした四九七個のアミノ酸残基からなる糖蛋白質(別名アルグルセラ—ゼ)及びその製剤

七十五の二十九 ヒトT細胞で免疫したマウスの脾細胞とマウス骨髓腫細胞の融合細胞から産生される—四〇六個のアミノ酸残基からなる蛋白質(別名ムロモナブ—CD三)及びその製剤

七十六 ニーヒドラジノ—フェニル—ニ—プロパン、その塩類及びそれらの製剤

七十六の二 四—{[(—R・ニs・三S・五s・七s)—五—ヒドロキシアダマンタン—ニ—イル] アミノ}—H—ピロロ[ニ・三—b] ピリジン—五—カルボキサミド(別名ペフィシチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

七十六の三 五—(—ヒドロキシ—ニ—イソプロピルアミノブチル)—八—ヒドロキシカルボスチリル(別名プロカテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中五—(—ヒドロキシ—ニ—イソプロピルアミノブチル)—八—ヒドロキシカルボスチリルとして〇・〇五mg以下を含有するもの

(2) 五—(—ヒドロキシ—ニ—イソプロピルアミノブチル)—八—ヒドロキシカルボスチリルとして〇・〇—%以下を含有する内用剤

(3) 五—(—ヒドロキシ—ニ—イソプロピルアミノブチル)—八—ヒドロキシカルボスチリルとして〇・四%以下を含有する吸入剤

七十六の四 (±)—三—{四—[ニ—ヒドロキシ—三—(イソプロピルアミノ)プロポキシ]フェニル}プロパン酸メチルエステル(別名エスモロール)、その塩類及びそれらの製剤

七十六の五 (+)—[(αS)—α—[(—S・三S)——ヒドロキシ—三—[(ニS)—ニ—[三—[(ニ—イソプロピル—四—チアゾリル)メチル]—三—メチルウレイド]—三—メチルブチラミド]—四—フェニルブチル]フェネチル]カルバミン酸 五—チアゾリルメチルエステル(別名リトナビル)、その塩類及びそれらの製剤

七十六の六 (—ヒドロキシ—ニ—イミダゾール——イルエチリデン)ジホスホン酸(別名ゾレドロン酸)の製剤であつて一個中(—ヒドロキシ—ニ—イミダゾール——イルエチリデン)ジホスホン酸として5mg以下を含有する注射剤

七十六の七 [—ヒドロキシ—ニ—(イミダゾ[一・ニ—a]ピリジン—三—イル)エチリデン]ビスホスホン酸(別名ミノドロン酸)及びその製剤

七十六の八 (—ヒドロキシエチリデン)ジホスホン酸二ナトリウム(別名エチドロン酸二ナトリウム)及びその製剤

七十六の九 六—[ニ—[(N—ニ—ヒドロキシエチル)—三—(四—ニトロフェニル)プロピルアミノ]エチルアミノ]——・三—ジメチル—H・三H—ピリミジン—ニ・四—ジオン(別名ニフェカランツ)、その塩類及びそれらの製剤

七十七 —〇—[三—(ヒドロキシエチル—四—ピペラジニル)—プロピル]—ニ—クロルフェノチアジン(別名パーフェナジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—〇—[三—(ヒドロキシエチル—四—ピペラジニル)—プロピル]—ニ—クロルフェノチアジンとして二〇mg以下を含有するものを除く。

七十八 —〇—[三—(ヒドロキシエチル—四—ピペラジニル)—プロピル]—ニ—トリフルオロメチルフェノチアジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—〇—[三—(ヒドロキシエチル—四—ピペ

ラジル)―プロピル〕―ニートリフルオロメチルフエノチアジンとして―mg以下を含有するものを除く。

七十八の二 一七―ヒドロキシ―三―オキソ―七アルファ―プレグナ―四・六―ジエン―二―カルボン酸(別名カンレノ酸)、その塩類及びそれらの製剤

七十八の三 (±)―五―〔―ヒドロキシ―二―〔〔二―(オルト―メトキシフエノキシ)エチル〕アミノ〕エチル〕―二―メチルベンゼンスルホンアミド(別名アモスラロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中(±)―五―〔―ヒドロキシ―二―〔〔二―(オルト―メトキシフエノキシ)エチル〕アミノ〕エチル〕―二―メチルベンゼンスルホンアミドとして―八・二五mg以下を含有する内用剤を除く。

七十八の四 一四―ヒドロキシジヒドロ―六ベータ―テバイノール―四―メチルエーテル(別名オキシメテバノール)及びその製剤

七十八の五 ヒドロキシ尿素(別名ヒドロキシカルバミド)及びその製剤

七十八の六 {〔(―R・二R・三aS・九aS)―二―ヒドロキシ―〔(三S)―三―ヒドロキシオクチル〕―二・三・三a・四・九・九a―ヘキサヒドロ―H―シクロペンタ〔b〕ナフタレン―五―イル〕オキシ〕酢酸(別名トレプロスチニル)及びその製剤

七十八の七 (―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(E)―(三S)―三―ヒドロキシ―オクテニル〕―五―オキソシクロペンタンヘプタン酸(別名アルプロスタジル)及びその製剤

七十八の八 (Z)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(E)―(S)―三―ヒドロキシ―オクテニル〕―五―オキソシクロペンチル〕ヘプト―五―エノ酸(別名ジノプロストン)の製剤であつて、一錠中(Z)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(E)―(S)―三―ヒドロキシ―オクテニル〕―五―オキソシクロペンチル〕ヘプト―五―エノ酸〇・五mg以下を含有するもの及び一個中

(Z)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(E)―(S)―三―ヒドロキシ―オクテニル〕―五―オキソシクロペンチル〕ヘプト―五―エノ酸^{ちつ}〇mg以下を含有する 錠 剤

七十八の九 (E)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(E)―(R)―三―ヒドロキシ―四・四―ジメチル―オクテニル〕―五―オキソシクロペンチル〕―二―ヘプテン酸メチル(別名ゲメプロスト)の製剤であつて、一個中(E)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(E)―(R)―三―ヒドロキシ―四・四―ジメチル―オクテニル〕―五―オキソシクロペンチル〕―二―ヘプテン酸^ざメチル―mg以下を含有する坐剤

七十八の十 二―ヒドロキシ―五―〔(―RS)―ヒドロキシ―二―〔〔(―RS)―二―(パラ―メトキシフエニル)―メチルエチル〕アミノ〕エチル〕ホルムアニリド(別名フォルモテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中二―ヒドロキシ―五―〔(―RS)―ヒドロキシ―二―〔〔(―RS)―二―(パラ―メトキシフエニル)―メチルエチル〕アミノ〕エチル〕ホルムアニリドとして四〇μg以下を含有する内用剤

(2) 二―ヒドロキシ―五―〔(―RS)―ヒドロキシ―二―〔〔(―RS)―二―(パラ―メトキシフエニル)―メチルエチル〕アミノ〕エチル〕ホルムアニリドとして〇・〇〇四%以下を含有する内用剤

(3) 一噴霧中二―ヒドロキシ―五―〔(―RS)―ヒドロキシ―二―〔〔(―RS)―二―(パラ―メトキシフエニル)―メチルエチル〕アミノ〕エチル〕ホルムアニリドとして九μg以下を含有する吸入剤

七十八の十一 (±)―七―〔(―R*・二R*・三R*)―三―ヒドロキシ―二―〔(E)―(三R*)―三―ヒドロキシ―四―フエノキシ―ブテニル〕―五―オキソシクロペンチル〕―四・五―ヘプタジエン酸メチルエステル(別名エンプロスチル)の製剤であつて、一個中(±)―七―〔(―R*・二R*・三R*)―三―ヒドロキシ―二―〔(E)―(三R*)―三―ヒドロキシ―四―フエノキシ―ブテニル〕―五―オキソシクロペンチル〕―四・五―ヘプタジエン酸メチルエステル二五μg以下を含有する内用剤

七十八の十二 (五E)―五―{(三aS・四R・五R・六aS)―五―ヒドロキシ―四―〔(―E・三S・四RS)―三―ヒドロキシ―四―メチルオクタ―エン―六―イン―イル〕ヘキサヒドロペンタレン―二―(―H)―イリデン}ペンタン酸(別名イロプロスト)の製剤であつて、一アンプル中(五E)―五―{(三aS・四R・五R・六aS)―五―ヒドロキシ―四―〔(―E・三S・四RS)―三―ヒドロキシ―四―メチルオクタ―エン―六―イン―イル〕ヘキサヒドロペンタレン―二―(―H)―イリデン}ペンタン酸として―〇μg以下を含有する吸入液剤

七十八の十三 (―)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(三S・五S)―(―E)―三―ヒドロキシ―五―メチル―ノネニル〕―五―オキソシクロペンチル〕―六―オキソヘプタン酸メチルエステル(別名オルノプロスチル)の製剤であつて、一個中(―)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(三S・五S)―(―E)―三―ヒドロキシ―五―メチル―ノネニル〕―五―オキソシクロペンチル〕―六―オキソヘプタン酸メチルエステル二・五μg以下を含有する内用剤

七十八の十四 (E)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(三S・五S)―(E)―三―ヒドロキシ―五―メチル――ノネニル〕―五―オキソシクロペンチル〕―二―ヘプテン酸 アルファ―シクロデキストリン包接化合物(別名リマプロスト アルファ―シクロデキストリン包接化合物)及びその製剤。ただし、一個中(E)―七―〔(―R・二R・三R)―三―ヒドロキシ―二―〔(三S・五S)―(E)―三―ヒドロキシ―五―メチル――ノネニル〕―五―オキソシクロペンチル〕―二―ヘプテン酸として5μg以下を含有する内用剤を除く。

七十八の十五 (±)――(四―ヒドロキシ―三―ヒドロキシメチルフエニル)―二―〔六―(四―フェニルブトキシ)ヘキシルアミノ〕エタノール(別名サルメテロール)及びその塩類

七十八の十六 ―(四―ヒドロキシ―三―ヒドロキシメチルフエニル)―二―(三級ブチルアミノ)エタノール(別名サルブタモール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中―(四―ヒドロキシ―三―ヒドロキシメチルフエニル)―二―(三級ブチルアミノ)エタノールとして4mg以下を含有するもの

(2) ―(四―ヒドロキシ―三―ヒドロキシメチルフエニル)―二―(三級ブチルアミノ)エタノールとして一・六%以下を含有する吸入剤

(3) ―(四―ヒドロキシ―三―ヒドロキシメチルフエニル)―二―(三級ブチルアミノ)エタノールとして〇・二四%以下を含有するシロツブ剤

七十八の十七 三―ヒドロキシ―二―(ヒドロキシメチル)―二―メチルプロピオン酸 (―R・二R・四S)―四―〔(二R)―二―〔(三S・六R・七E・九R・―OR・―二R・―四S・―五E・―七E・―九E・二S・二三S・二六R・二七R・三四aS)―九・二七―ジヒドロキシ―〇・二―ジメトキシ―六・八・二・一四・二〇・二六―ヘキサメチル―・五・―・二八・二九―ペンタオキソ―・四・五・六・九・一〇・―・二・一三・一四・二・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三一・三二・三三・三四・三四a―テトラコサヒドロ―三H―二三・二七―エポキシピリド〔二・―c〕〔一・四〕オキサザシクロヘントリアコンチン―三―イル〕プロピル〕―二―メトキシシクロヘキシルエステル(別名テムシロリムス)及びその製剤

七十八の十八 九―〔(―S・三R・四S)―四―ヒドロキシ―三―(ヒドロキシメチル)―二―メチレンシクロペンチル〕グアニン(別名エンテカビル)及びその製剤

七十八の十九 六―ヒドロキシ―八―((―R)――ヒドロキシ―二―〔二―(四―メトキシフェニル)―・―ジメチルエチル〕アミノ〕エチル)―二H―・四―ベンゾオキサジン―三(四H)―オン(別名オロダテロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一噴霧中六―ヒドロキシ―八―((―R)――ヒドロキシ―二―〔二―(四―メトキシフェニル)―・―ジメチルエチル〕アミノ〕エチル)―二H―・四―ベンゾオキサジン―三(四H)―オンとして二・五μg以下を含有する吸入用液剤を除く。

七十八の二十 三―(―ヒドロキシ―二―ピペリジノエチル)―五―フェニルイソキサゾール(別名ペリソキサール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三―(―ヒドロキシ―二―ピペリジノエチル)―五―フェニルイソキサゾールとして二〇〇mg以下を含有するものを除く。

七十八の二十一 一〇―〔三―(四―ヒドロキシピペリジノ)―プロピル〕―三―シアノフェノチアジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一〇―〔三―(四―ヒドロキシピペリジノ)―プロピル〕―三―シアノフェノチアジンとして二五mg以下を含有するものを除く。

七十八の二十二 一―ヒドロキシ―二―(三―ピリジニル)エチリデンビスホスホン酸(別名リセドロン酸)又はその塩類を含有する製剤

七十八の二十三 一―(三―ヒドロキシフェニル)―二―アミノエタノール(別名ノルフエネフリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一―(三―ヒドロキシフェニル)―二―アミノエタノールとして5mg以下を含有するものを除く。

七十九 一―(三―ヒドロキシフェニル)―二―エチルアミノエタノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一―(三―ヒドロキシフェニル)―二―エチルアミノエタノールとして5mg以下を含有するものを除く。

七十九の二 N―〔七―ヒドロキシ―五―(二―フェニルエチル)〔一・二・四〕トリアゾロ〔一・五―a〕ピリジン―八―カルボニル〕グリシン(別名エナロデユスタット)及びその製剤

七十九の三 N―ヒドロキシ―N'―フェニルオクタンジアミド(別名ボリノスタット)及びその製剤

七十九の四 四―〔三―ヒドロキシ―三―フェニル―三―(二―チエニル)プロピル〕―四―メチルモルホリニウムヨージド(別名ヨウ化チエモニウム)及びその製剤。ただし、一錠中四―〔三―ヒドロキシ―三―フェニル―三―(二―チエニル)プロピル〕―四―メチルモルホリニウムヨージド四〇mg以下を含有するものを除く。

八十 ヒドロキシフェニル―メチルアミノ―エタノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中ヒドロキシフェニル―メチルアミノ―エタノールとして5mg以下を含有する内用剤

(2) 一容器中ヒドロキシフェニル―メチルアミノ―エタノールとして5mg以下を含有する内用液剤

(3) ヒドロキシフェニル―メチルアミノ―エタノールとして5%以下を含有する外用剤

- (4) ヒドロキシフェニル—メチルアミノ—エタノールとして〇・一%以下を含有する吸入剤
- (5) 一個中ヒドロキシフェニル—メチルアミノ—エタノールとして五mg以下を含有する^ざ坐剤
- 八十一 (一) (四—ヒドロキシフェニル)—ニ—(—メチル—ニ—フェノキシエチルアミノ) プロパノール (別名イソクスプリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—(四—ヒドロキシフェニル)—ニ—(—メチル—ニ—フェノキシエチルアミノ)—プロパノールとして一〇mg以下を含有するものを除く。
- 八十一の二 (±)—ニ'—[ニ—ヒドロキシ—三—(プロピルアミノ) プロポキシ]—三—フェニルプロピオフェノン (別名プロパフェノン)、その塩類及びそれらの製剤
- 八十一の三 (—R・ニR・三R・五Z・七E)—ニ—(三—ヒドロキシプロピルオキシ)—九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(—九)—トリエン—・三・二五—トリオール (別名エルデカルシトール) の製剤であつて一個中(—R・ニR・三R・五Z・七E)—ニ—(三—ヒドロキシプロピルオキシ)—九・一〇—セココレスタ—五・七・一〇(—九)—トリエン—・三・二五—トリオール〇・七五μg以下を含有するもの
- 八十一の四 (—)—ニ—(三—ヒドロキシプロピル)—五—((ニR)—ニ—{ [ニ—({ニ—[(ニ・ニ・ニ—トリフルオロエチル) オキシ] フェニル} オキシ) エチル] アミノ} プロピル)—ニ・三—ジヒドロ—H—インドール—七—カルボキサミド (別名シロドシン) 及びその製剤
- 八十一の五 (ニE)—N—ヒドロキシ—三—[四—({ [ニ—(ニ—メチル—H—インドール—三—イル) エチル] アミノ} メチル) フェニル] プロプ—ニ—エンアミド (別名パノビノスタット)、その塩類及びそれらの製剤
- 八十一の六 (—)—ニ—[(ニR・五S)—ニ—ヒドロキシメチル—・三—オキサチオラン—五—イル] シトシン (別名ラミブジン) 及びその製剤
- 八十一の七 ニ—(ヒドロキシメチル)—・—ジメチルピペリジニウムメチルスルフェイトベンジレート (別名メチル硫酸ベボニウム) 及びその製剤。ただし、一錠中ニ—(ヒドロキシメチル)—・—ジメチルピペリジニウムメチルスルフェイトベンジレート五〇mg以下を含有するものを除く。
- 八十一の八 (ニE・六Z・一OE)—七—ヒドロキシメチル—三・—・—一五—トリメチル—ニ・六・一〇・一四—ヘキサデカテトラエン—・—オール (別名プラウノール) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中(ニE・六Z・一OE)—七—ヒドロキシメチル—三・—・—一五—トリメチル—ニ・六・一〇・一四—ヘキサデカテトラエン—・—オール八〇mg以下を含有する内用剤
- (2) (ニE・六Z・一OE)—七—ヒドロキシメチル—三・—・—一五—トリメチル—ニ・六・一〇・一四—ヘキサデカテトラエン—・—オール八%以下を含有する内用剤
- 八十一の九 四—ヒドロキシ—ニ—メチル—N—(ニ—ピリジル)—ニH—チエノ [ニ・三—e] —・—ニ—チアジン—三—カルボキサミド —・—ジオキシド (別名テノキシカム) 及びその製剤
- 八十一の十 四—ヒドロキシ—ニ—メチル—N—(ニ—ピリジル)—ニH—・—ニ—ベンゾチアジン—三—カルボキサミド —・—ジオキシド (別名ピロキシカム) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中四—ヒドロキシ—ニ—メチル—N—(ニ—ピリジル)—ニH—・—ニ—ベンゾチアジン—三—^ざカルボキサミド —・—ジオキシド二〇mg以下を含有する内用剤及び坐剤
- (2) 四—ヒドロキシ—ニ—メチル—N—(ニ—ピリジル)—ニH—・—ニ—ベンゾチアジン—三—カルボキサミド —・—ジオキシド〇・五%以下を含有する外用剤
- 八十一の十一 五—[—ヒドロキシ—ニ—[(—メチル—三—フェニルプロピル) アミノ] エチル] サリチルアミド (別名ラベタロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 八十一の十二 (—)—五—[(—R)———ヒドロキシ—ニ—[(—R)———メチル—三—フェニルプロピル] アミノ] エチル] サリチルアミド (別名ジレバロール)、その塩類及びそれらの製剤
- 八十一の十三 N—[(四—ヒドロキシ—メチル—七—フェノキシイソキノリン—三—イル) カルボニル] グリシン (別名ロキサデユスタット) 及びその製剤
- 八十一の十四 (+)—(五Z・七E)—(—S・三R・二十S)—二十一—(三—ヒドロキシ—三—メチルブチルオキシ)—九・十一—セコプレグナ—五・七・十(十九)—トリエン—・三—ジオール (別名マキサカルシトール) の製剤であつて—ml 中(+)—(五Z・七E)—(—S・三R・二十S)—二十一—(三—ヒドロキシ—三—メチルブチルオキシ)—九・十一—セコプレグナ—五・七・十(十九)—トリエン—・三—ジオール—〇μg以下を含有する注射剤及び(+)—(五Z・七E)—(—S・三R・二十S)—二十一—(三—ヒドロキシ—三—メチルブチルオキシ)—九・十一—セコプレグナ—五・七・十(十九)—トリエン—・三—ジオール〇・〇〇二五%以下を含有する外用剤
- 八十一の十五 [—ヒドロキシ—三—(メチルペンチルアミノ) プロパン—・——ジイル] ジホスホン酸 (別名イバンドロン酸)、その塩類及びそれらの製剤
- 八十一の十六 四—ヒドロキシ—ニ—メチル—N—(五—メチル—ニ—チアゾリル)—ニH—・—ニ—ベンゾチアジン—三—カルボキサミド —・—ジオキシド (別名メロキシカム) 及びその製剤

八十二 ヒドロキシメチルモルヒナン、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 注射剤以外の製剤であつて一個中右旋性メトキシメチルモルヒナンとして二五mg以下を含有するもの

(2) 一日量中右旋性メトキシメチルモルヒナンとして五〇mg以下を含有するシロツプ剤

(3) ヒドロキシメチルモルヒナン又はその化合物〇・二%以下を含有する外用剤

八十二の二 〇—(四—ヒドロキシ—三—メトキシ—トランス—シンナモイル) レセルピン酸メチル(別名レシメトール)及びその製剤。ただし、一錠中〇—(四—ヒドロキシ—三—メトキシ—トランス—シンナモイル) レセルピン酸メチル—mg以下を含有するものを除く。

八十二の三 (一)—三—〔四—〔(S)—二—ヒドロキシ—三—(二—モルホリノカルボニルアミノ)エチルアミノ〕プロポキシ〕フェニルプロピオン酸〔(S)—二・二—ジメチル—一・三—ジオキソラン—四—イル〕メチルエステル(別名ランジオロール)、その塩類及びそれらの製剤

八十三 ピバリルインダンジオン及びその製剤。ただし、ピバリルインダンジオン〇・五%以下を含有する殺そ剤を除く。

八十三の二 四—ビフェニル酢酸(別名フェルビナク)及びその製剤。ただし、四—ビフェニル酢酸三%以下を含有する外用剤及び一枚中四—ビフェニル酢酸七十mg以下を含有する貼付剤を除く。

八十三の三 N・N'—〔一・一'—ビフェニル〕—四・四'—ジイルビス〔一H—イミダゾール—五・二—ジイル—〔(二S)—ピロリジン—二・——ジイル〕〔(一S)—三—メチル—一—オキソブタン—一・二—ジイル〕〕ジカルバミン酸ジメチル(別名ダクラタスビル)、その塩類及びそれらの製剤

八十三の四 ピペリジノエチルジフェニルグリコレート(別名ピペタネイト)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠、一カプセル又は一包中ピペリジノエチルジフェニルグリコレートとして五mg以下を含有するものを除く。

八十三の五 二—(一—ピペリジノ)エチルベンジレートエチルブロミド(別名臭化エチルピペタネート)及びその製剤。ただし、一錠中二—(一—ピペリジノ)エチルベンジレートエチルブロミド—〇mg以下を含有するものを除く。

八十三の六 (±)—N—(二—ピペリジルメチル)—二・五—ビス(二・二・二—トリフルオロエトキシ)ベンズアミド(別名フレカイニド)、その塩類及びそれらの製剤

八十三の七 二—〔四—〔(三S)—ピペリジン—三—イル〕フェニル〕—二H—インダゾール—七—カルボキシアミド—(四—メチルベンゼンスルホン酸塩)(別名ニラパリブトシル酸塩)及びその製剤

八十三の八 ピミテスピブの製剤であつて、一錠中ピミテスピブ四〇mg以下を含有する錠剤

八十三の九 ビメキズマブ及びその製剤

八十三の十 二—〔〔六—〔N—〔四—(一H—ピラゾール—一—イル)ベンジル〕ピリジン—三—スルホンアミド〕メチル〕ピリジン—二—イル〕アミノ〕酢酸—メチルエチル(別名オミデネパグ イソプロピル)及びその製剤

八十三の十一 一H—ピラゾロ〔三・四—d〕ピリミジン—四—オール(別名アロプリノール)及びその製剤。ただし、一錠中一H—ピラゾロ〔三・四—d〕ピリミジン—四—オール〇・一g以下を含有するものを除く。

八十三の十二 (—R*・二S*・三R*・四S*)—N—〔四—〔四—(二—ピリミジニル)—一—ピペラジニル〕ブチル〕—二・三—ビシクロ〔二・二・一〕ヘプタンジカルボキシイミド(別名タンドスピロン)、その塩類及びそれらの製剤

八十三の十三 ピルトブルチニブ及びその製剤

八十三の十四 二—(二—ピロリジノエチル)—三—アルファ—四・七・七—アルファ—テトラヒドロ—四・七—エタノインドリンジメチルヨージド(別名オクタピロリジウム)及びその製剤

八十三の十五 ファリシマブ及びその製剤

八十三の十六 ファイネレノン及びその製剤。ただし、一錠中ファイネレノン二〇mg以下を含有する錠剤を除く。

八十三の十七 フェニルアセチルエチルヒドロキシクマリン、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中フェニルアセチルエチルヒドロキシクマリンとして五mg以下を含有するもの

(2) 一錠中ニトロフェニルアセチルエチルヒドロキシクマリンとして四mg以下を含有するもの

(3) フェニルアセチルエチルヒドロキシクマリン又はその化合物一%以下を含有する殺そ剤

(4) フェニルアセチルエチルヒドロキシクマリンとして〇・一八%以下を含有する細粒剤

八十四 フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン、それらの塩類及びそれらの製剤

八十四の二 (一)—D—フェニルアラニル—L—システニル—L—フェニルアラニル—D—トリプトフィル—L—リシル—L—トレオニル—N—〔(—R・二R)—二—ヒドロキシ—一—(ヒドロキシメチル)プロピル〕—L—システインアミド環状(二→七)ジスルフィド(別名オクトレオチド)、その塩類及びそれらの製剤

八十五 フェニルエチルヒダントイン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、三—エチル—五—フェニルヒダントイン、その塩類及びそれらの製剤並びに一個中フェニルエチルヒダントインとして〇・一g以下を含有するものを除く。

八十六 三—フェニル—五—ジエチルアミノエチル—一・二・四—オキサジアゾール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以外の製剤を除く。

八十六の二 (—S)——フェニル—三・四—ジヒドロイソキノリン—二(—H)—カルボン酸(三R)——アザビシクロ[二・二・二]オクタ—三—イルエステル(別名ソリフエナシン)及びその塩類を含有する製剤。ただし、一個中(—S)——フェニル—三・四—ジヒドロイソキノリン—二(—H)—カルボン酸(三R)——アザビシクロ[二・二・二]オクタ—三—イルエステルとして三・七七mg以下を含有する内用剤を除く。

八十七 フェニルテニルアミノメチルピペリジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中フェニルテニルアミノメチルピペリジンとして二五mg以下を含有するものを除く。

八十八 フェニルメチルアミノプロパノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 注射剤以外の製剤であつて一個中フェニルメチルアミノプロパノールとして二五mg以下を含有するもの

(2) 一日量中フェニルメチルアミノプロパノールとして五〇mg以下を含有するシロツブ剤又はエリキシル剤

(3) フェニルメチルアミノプロパノールとして一%以下を含有する外用剤

(4) 一日量中(—S・二S)——メチルアミノ——フェニルプロパン——オール(別名プソイドエフェドリン)として一九六・六mg以下を含有する内用剤

八十九 フェニルメチルモルフオリンクロルテオフィリン塩(別名フェンメトラジンクロルテオフィリン塩)及びその製剤。ただし、一個中フェニルメチルモルフオリンクロルテオフィリン塩三〇mg以下を含有するものを除く。

八十九の二 —・—'—(—・四—フェニレンビスメチレン)ビス(—・四・八・——テトラアザシクロテトラデカン)(別名プレリキサホル)の製剤であつて、—バイアル中—・—'—(—・四—フェニレンビスメチレン)ビス(—・四・八・——テトラアザシクロテトラデカン)として二四mg以下を含有するもの

九十 フェネチルジアニシルグアニジン(別名アニシリン)及びその塩類

九十の二 N—(—フェネチルピペリジン—四—イル)—N—フェニルプロパンアミド(別名フェンタニル)又はその塩類のいずれかを含有する製剤

九十の三 フェノールスルホン酸及びその製剤

九十一 フェノールフタレイン

九十一の二 フェンフルアミン、その塩類及びそれらの製剤

九十一の三 ブタ腸粘膜に由来するヘパリンベンジルエステルのアルカリ分解により得られた低分子量ヘパリン(別名エノキサパリン)、その塩類及びそれらの製剤

九十一の四 フチバチニブ及びその製剤

九十二 ブチルアミノベンゾイルギアルキルアミノエタノール、その塩類及びそれらの製剤。ただし、ブチルアミノベンゾイルギアルキルアミノエタノールとして〇・一%以下を含有する外用剤及び坐剤を除く。

九十二の二 —(五—tert—ブチル—一・二—オキサゾール—三—イル)—三—(四—{七—[二—(モルホリン—四—イル)エトキシ]イミダゾ[二・—b][—・三]ベンゾチアゾール—二—イル}フェニル)尿素(別名キザルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

九十三 ブチルオキシシンコニン酸ジエチルエチレンジアミド(別名ジブカイン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、ブチルオキシシンコニン酸ジエチルエチレンジアミドとして一%以下を含有する外用剤及び坐剤を除く。

九十三の二 四—ブチル—一・二—ジフェニル—三・五—ピラゾリジンジオン(別名フェニルブタゾン)及びその製剤

九十三の三 (二S)——ブチル—N—(二・六—ジメチルフェニル)ピペリジン—二—カルボキシアミド(別名レボブピバカイン)又はその塩類の製剤であつて、—mL中(二S)——ブチル—N—(二・六—ジメチルフェニル)ピペリジン—二—カルボキシアミドとして七・五mg以下を含有する注射剤

九十三の四 四—ブチル—(パラ—ヒドロキシフェニル)—二—フェニル—三・五—ピラゾリジンジオン(別名オキシフェンブタゾン)及びその製剤

九十三の五 四—ブチル—四—ヒドロキシメチル—一・二—ジフェニル—三・五—ピラゾリジンジオンコハク酸エステル(別名スキブゾン)及びその製剤

九十三の六 ーブチルーニ'・六'ーピベコロキシリジド(別名ブピバカイン)、その塩類及びそれらの製剤

九十三の七 ニーブチルー三ーベンゾフラニル 四ー[ニー(ジエチルアミノ)エトキシ]ー三・五ージヨードフェニルケトン(別名アミオダロン)、その塩類及びそれらの製剤であつて、ーアンプル中ニーブチルー三ーベンゾフラニル 四ー[ニー(ジエチルアミノ)エトキシ]ー三・五ージヨードフェニルケトンとして一五〇mg以下を含有する注射剤

九十三の八 ブデソニド及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一個中ブデソニドとして三・八八mg以下を含有する吸入剤
- (2) 一個中ブデソニドとして九mg以下を含有する内用剤
- (3) 一個中ブデソニドとして四八mg以下を含有する注腸剤

九十四 三ーブトキシー四ーアミノ安息香酸ジエチルアミノエチルエステル(別名ベノキシネイト)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、三ーブトキシー四ーアミノ安息香酸ジエチルアミノエチルエステルとして〇・四%以下を含有する点眼剤を除く。

九十五 四ーブトキシベーター(ーピペリジル)ープロピオフェノン(別名ジクロニン)ー%以下を含有する外用剤。ただし、膏剤を除く。

九十五の二 ブリナツモマブ及びその製剤

九十六 プリン化合物及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一個中アミノフィリン、オキシエチルテオフィリン、オキシプロピルテオフィリン、カフェイン、セークロルエチルテオフィリン、ハークロルテオフィリン、コリンテオフィリネイト又はテオブロミンとして〇・二五g以下を含有するもの
- (2) 一個中ジメンヒドリナート又はテオフィリン〇・一g以下を含有するもの
- (3) カフェイン又はアミノフィリン〇・五%以下を含有する内用液剤であつて一容器中カフェイン又はアミノフィリン〇・二五g以下を含有するもの
- (4) アミノフィリンの坐剤及び膏剤
- (5) 六ーアミノプリン(別名アデニン)及びその製剤
- (6) ジヒドロキシプロピルテオフィリン(別名ダイフィリン)及びその製剤
- (7) ーヘキシルー三・七ージメチルキサンチン及びその製剤
- (8) アデノシン、その化合物及びそれらの製剤
- (9) 七ー(三ージイソブチルアミノーニ'ーベンゾイルオキシプロピル)ーテオフィリンの製剤

(10) カフェインとして二・五%以下を含有する散剤及び顆粒剤

(11) 六ー(ーメチルー四ーニトロー五ーイミダゾリルチオ)プリン(別名アザチオプリン)及びその製剤

(12) 一個中ー(五ーオキソヘキシル)テオブロミン(別名ペントキシフィリン)三〇〇mg以下を含有する内用剤

(13) 一容器中カフェインとして五五mg以下を含有する内用液剤

(14) 一容器中ジメンヒドリナート五〇mg以下を含有する内用液剤

(15) 一容器中テオフィリンー〇〇mg以下を含有する内用液剤

(16) カフェイン五%以下を含有する体外診断薬

(17) 一容器中カフェイン二・八g以下を含有する体外診断薬

(18) グアニンとして〇・〇〇四%以下を含有する体外診断薬

(19) テオフィリン〇・〇〇四%以下を含有する体外診断薬

(20) 尿酸四・八%以下を含有する体外診断薬

(21) 一容器中デオキシグアノシン五'ー三リン酸として一g以下を含有する体外診断薬

九十六の二 四ーフルオルー四'ー(四ーヒドロキシーパラートリルピペリジノ)ブチロフェノン(別名モペロン)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の三 ー{ー[三ー(四ーフルオルベンゾイル)プロピル]ー・二・三・六ーテトラヒドロー四ーピリジル}ーニーベンズイミダゾリノン(別名ドロペリドール)及びその製剤

九十六の四 五ーフルオロウラシルの製剤であつて次に掲げるもの

(1) 五ーフルオロウラシル五%以下を含有するシロツプ剤、注射剤又は軟膏剤

(2) 一錠中五ーフルオロウラシルー〇〇mg以下を含有するもの

(3) 一個中五ーフルオロウラシル二〇〇mg以下を含有する坐剤

九十六の五 (ハr)ー八ー(ニーフルオロエチル)ー三アルファーヒドロキシーアルファH・五アルファHートロパニウムブロミドベンジラート(別名臭化フルトロピウム)及びその製剤。ただし、(ハr)ー八

—(ニ—フルオロエチル)—三アルファ—ヒドロキシ—アルファH・五アルファH—トロパニウムブロミドベンジラートO・O四三%以下を含有する吸入剤を除く。

九十六の六 五—フルオロシトシン(別名フルシトシン)及びその製剤。ただし、五—フルオロシトシンとして五— $2\mu\text{g}$ 以下を含有する体外診断薬を除く。

九十六の七 八—フルオロ—五・六—ジヒドロ—五—メチル—六—オキソ—四H—イミダゾ〔一・五—a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン—三—カルボン酸 エチルエステル(別名フルマゼニル)及びその製剤

九十六の八 四'—フルオロ—四—〔四—(ニ—チオキソ——ベンズイミダゾリニル)ピペリジノ〕ブチロフェノン(別名チミペロン)及びその製剤

九十六の九 四'—フルオロ—四—〔四'—ヒドロキシ—四'—(四"—クロルフエニル)—ピペリジノ〕—ブチロフェノン(別名ハロペリドール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一容器中四'—フルオロ—四—〔四'—ヒドロキシ—四'—(四"—クロルフエニル)—ピペリジノ〕—ブチロフェノンとして五 Omg 以下を含有する体外診断薬を除く。

九十六の十 四'—フルオロ—四—〔四'—ヒドロキシ—四'—(三"—トリフルオロメチル—フェニル)—ピペリジノ〕—ブチロフェノン(別名トリフルペリドール)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の十一 六—フルオロ—三—ヒドロキシピラジン—二—カルボキサミド(別名ファビピラビル)及びその製剤

九十六の十二 ニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル)プロピオン酸(別名フルルビプロフェン)の製剤であつて一錠中ニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル)プロピオン酸四 Omg 以下を含有するもの及びニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル)プロピオン酸八%以下を含有する顆粒剤

九十六の十三 (±)—ニ—(ニ—フルオロ—四—ビフェニル)プロピオン酸 —アセトキシエチルエステル(別名フルルビプロフェン アキセチル)及びその製剤

九十六の十四 (二S)—ニ—(ニ—フルオロビフェニル—四—イル)プロパン酸(別名エスフルルビプロフェン)の製剤であつて一枚中(二S)—ニ—(ニ—フルオロビフェニル—四—イル)プロパン酸として四 Omg 以下を含有する外用剤

九十六の十五 (+)—(三R・五S・六E)—七—〔四—(四—フルオロフェニル)—二・六—ジイソプロピル—五—メトキシメチル—三—ピリジル〕—三・五—ジヒドロキシ—六—ヘプテン酸(別名セリバスタチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中(+)—(三R・五S・六E)—七—〔四—(四—フルオロフェニル)—二・六—ジイソプロピル—五—メトキシメチル—三—ピリジル〕—三・五—ジヒドロキシ—六—ヘプテン酸としてO・一四三 mg 以下を含有するものを除く。

九十六の十六 —〔五—(ニ—フルオロフェニル)——(ピリジン—三—イルスルホニル)—H—ピロール—三—イル〕—N—メチルメタンアミン(別名ボノプラザン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—〔五—(ニ—フルオロフェニル)——(ピリジン—三—イルスルホニル)—H—ピロール—三—イル〕—N—メチルメタンアミンとして二 Omg 以下を含有するものを除く。

九十六の十七 (—)—(三S・四R)—四—(四—フルオロフェニル)—三—〔(三・四—メチレンジオキシ)フェノキシメチル〕ピペリジン(別名パロキセチン)の製剤であつて、一錠中(—)—(三S・四R)—四—(四—フルオロフェニル)—三—〔(三・四—メチレンジオキシ)フェノキシメチル〕ピペリジンとして二 Omg (徐放性製剤にあつては二五 mg)以下を含有するもの

九十六の十八 (S)—ニ—〔〔四—〔(三—フルオロフェニル)メトキシ〕フェニル〕メチル)アミノ〕プロパンアミド(別名サフィナミド)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の十九 (+)—ニ—フルオロ—九—(五—O—フオスフオノ—ベターD—アラビノフラノシル)—九H—プリン—六—アミン(別名フルダラビン)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の二十 九—フルオロ——ベター・一七・ニ—トリヒドロキシ—六アルファ—メチルプレグナ—・四—ジエン—三・二O—ジオン ニ—パルミタート(別名パルミチン酸デキサメタゾン)及びその製剤

九十六の二十一 九—フルオロ——ベター・一七・ニ—トリヒドロキシ—四—プレグネン—三・二O—ジオン ニ—アセタート(別名酢酸フルドロコルチゾン)及びその製剤

九十六の二十二 四—〔(四—フルオロベンジル)カルバモイル〕——メチル—ニ—(—メチル——〔〔(五—メチル—・三・四—オキサジアゾール—ニ—イル)カルボニル〕アミノ〕エチル)—六—オキソ—・六—ジヒドロピリミジン—五—オラート(別名ラルテグラビル)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の二十三 —(四—フルオロベンジル)—ニ—〔〔—(四—メトキシフェネチル)—四—ピペリジル〕アミノ〕ベンズイミダゾール(別名アステミゾール)及びその製剤。ただし、一錠中—(四—フルオロベンジル)—ニ—〔〔—(四—メトキシフェネチル)—四—ピペリジル〕アミノ〕ベンズイミダゾールとして一 Omg 以下を含有するものを除く。

九十六の二十四 三—〔ニ—〔四—(六—フルオロ—・ニ—ベンズイソオキサゾール—三—イル)ピペリジノ〕エチル〕—六・七・八・九—テトラヒドロ—ニ—メチル—四H—ピリド〔一・二—a〕ピリミジン—四—オン(別名リスベリドン)の製剤であつて、一錠中三—〔ニ—〔四—(六—フルオロ—・ニ—ベンズイソオキサゾール—三—イル)ピペリジノ〕エチル〕—六・七・八・九—テトラヒドロ—ニ—メチ

ル—四H—ピリド [一・二—a] ピリミジン—四—オン3mg以下を含有するもの、三— [二— [四—(六—フルオロー—・二—ベンズイソオキサゾール—三—イル) ピペリジノ] エチル] —六・七・八・九—テトラヒドロ—二—メチル—四H—ピリド [一・二—a] ピリミジン—四—オン—%以下を含有する細粒剤、—mL中三— [二— [四—(六—フルオロー—・二—ベンズイソオキサゾール—三—イル) ピペリジノ] エチル] —六・七・八・九—テトラヒドロ—二—メチル—四H—ピリド [一・二—a] ピリミジン—四—オン—mg以下を含有する内用剤及び—バイアル中三— [二— [四—(六—フルオロー—・二—ベンズイソオキサゾール—三—イル) ピペリジノ] エチル] —六・七・八・九—テトラヒドロ—二—メチル—四H—ピリド [一・二—a] ピリミジン—四—オン50mg以下を含有する注射剤

九十六の二十五 (九RS)—三— {二— [四—(六—フルオロー—・二—ベンズイソオキサゾール—三—イル) ピペリジン—一—イル] エチル} —九—ヒドロキシ—二—メチル—六・七・八・九—テトラヒドロ—四H—ピリド [一・二—a] ピリミジン—四—オン(別名パリペリドン)及びその製剤

九十六の二十六 ニ—フルオロー—N—メチル—四— {七— [(キノリン—六—イル) メチル] イミダゾ [一・二—b] [一・二・四] トリアジン—二—イル} ベンズアミド(別名カプマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

九十六の二十七 四—フルオロー—五— { [(二S)—二—メチル—一・四—ジアゼパン—一—イル] スルホニル} イソキノリン(別名リパスジル)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、四—フルオロー—五— { [(二S)—二—メチル—一・四—ジアゼパン—一—イル] スルホニル} イソキノリンとして〇・四%以下を含有する点眼剤を除く。

九十六の二十八 フルオロメチル ニ・ニ・ニ—トリフルオロー—(トリフルオロメチル)エチル エーテル(別名セボフルラン)及びその製剤

九十六の二十九 (Z)—五—フルオロー—二—メチル—一— { [パラ—(メチルスルフィニル) フェニル] メチレン} —H—インデン—三—酢酸(別名スリンダク)及びその製剤。ただし、一個中(Z)—五—フルオロー—二—メチル—一— { [パラ—(メチルスルフィニル) フェニル] メチレン} —H—インデン—三—酢酸—〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。

九十六の三十 (四S)—二— {八—フルオロー—二— [四—(三—メトキシフェニル) ピペラジン—一—イル] —三— [二—メトキシ—五—(トリフルオロメチル) フェニル] —三・四—ジヒドロキナゾリン—四—イル} 酢酸(別名レテルモビル)及びその製剤

九十六の三十一 フルキンチニブ及びその製剤

九十六の三十二 ブレンツキシマブ ベドチン及びその製剤

九十七 プロカイン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、プロカインペニシリン、その製剤並びに塩酸^ざプロカイン〇・二%以下を含有するもの及びプロカインとして5%以下を含有する外用剤及び坐剤を除く。

九十七の二 ブロスマブ及びその製剤

九十七の三 ブロダルマブ及びその製剤

九十七の四 (二S)—四・四'—(プロパン—二・二—ジイル) ビス(ピペラジン—二・六—ジオン)(別名デクスラゾキサン)及びその製剤

九十八 プロピルアミノ安息香酸ジメチルアミノオキシプロピル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、プロピルアミノ安息香酸ジメチルアミノオキシプロピルとして3%以下を含有する外用剤を除く。

九十八の二 (ニ—プロピルアミノプロピオニル)—ニ—トルイジン(別名プロピトカイン)、その塩類及びそれらの製剤

九十八の三 (六S)—六— {プロピル [二—(チオフェン—二—イル) エチル] アミノ} —五・六・七・八—テトラヒドロナフタレン—一—オール(別名ロチゴチン)及びその製剤

九十八の四 五—(プロピルチオ)—ニ—ベンズイミダゾールカルバミン酸 メチルエステル(別名アルベンダゾール)及びその製剤

九十八の五 ニ—プロピルペンタノイルトロピニウムメチルブロミド(別名臭化メチルアニソトロピン)の製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中ニ—プロピルペンタノイルトロピニウムメチルブロミド—〇mg以下を含有する内用剤
 (2) ニ—プロピルペンタノイルトロピニウムメチルブロミド—〇%以下を含有する内用剤

九十九 ブロムエチル

百 ブロムクロルトリフルオロエタン及びその製剤

百一 ブロムジエチルアセチル尿素及びその製剤

百一の二 五—ブロム—二'—デオキシウリジン(別名ブロクスウリジン)及びその製剤

百二 ブロムワレリル尿素及びその製剤。ただし、催眠剤以外の製剤であつて一個中ブロムワレリル尿素〇・5g以下を含有するものを除く。

百二の二 ニ—ブロモ—アルファ—エルゴクリプチン(別名ブロモクリプチン)又はその塩類の製剤であつて一錠中ニ—ブロモ—アルファ—エルゴクリプチンとして二・5mg以下を含有するもの

百二の三 五—ブロモ—N—(四・五—ジヒドロ—H—イミダゾール—ニ—イル)キノキサリン—六—アミン(別名ブリモニジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、五—ブロモ—N—(四・五—ジヒドロ—H—イミダゾール—ニ—イル)キノキサリン—六—アミン酒石酸塩として〇・一%以下を含有する点眼剤を除く。

百二の四 ニ—ブロモ—ニ—ニトロ—・三—プロパンジオール(別名プロノポール)及びその製剤。ただし、外用剤を除く。

百二の五 三—[(—RS・三RS)—三—(四′—ブロモビフェニル—四—イル)—・ニ・三・四—テトラヒドロナフタレン—・—イル]—四—ヒドロキシチオクロメン—ニ—オンと三—[(—RS・三SR)—三—(四′—ブロモビフェニル—四—イル)—・ニ・三・四—テトラヒドロナフタレン—・—イル]—四—ヒドロキシチオクロメン—ニ—オンの一五—〇：八五—〇〇混合物(別名ジフェチアロール)〇・一二〇%以下を含有するもの。ただし、三—[(—RS・三RS)—三—(四′—ブロモビフェニル—四—イル)—・ニ・三・四—テトラヒドロナフタレン—・—イル]—四—ヒドロキシチオクロメン—ニ—オンと三—[(—RS・三SR)—三—(四′—ブロモビフェニル—四—イル)—・ニ・三・四—テトラヒドロナフタレン—・—イル]—四—ヒドロキシチオクロメン—ニ—オンの一五—〇：八五—〇〇混合物〇・〇〇二五%以下を含有する殺そ剤を除く。

百二の六 N—[五—(四—ブロモフェニル)—六—{ニ—[(五—ブロモピリミジン—ニ—イル)オキシ]エトキシ}ピリミジン—四—イル]—N′—プロピル硫酸ジアミド(別名マシテンタン)及びその製剤

百二の七 五—[(四—ブロモ—ニ—フルオロフェニル)アミノ]—四—フルオロ—N—(ニ—ヒドロキシエトキシ)—・—メチル—H—ベンズイミダゾール—六—カルボキサミド(別名ビニメチニブ)及びその製剤

百二の八 N—(四—ブロモ—ニ—フルオロフェニル)—六—メトキシ—七—[(—メチルピペリジン—四—イル)メトキシ]キナゾリン—四—アミン(別名バンデタニブ)及びその製剤

百三 ブロモホルム

百三の二 三—{(四S)—八—ブロモ—・—メチル—六—ピリジン—ニ—イル—四H—イミダゾ[一・ニ—a] [一・四]ベンゾジアゼピン—四—イル}プロピオン酸メチル(別名レミマゾラム)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中三—{(四S)—八—ブロモ—・—メチル—六—ピリジン—ニ—イル—四H—イミダゾ[一・ニ—a] [一・四]ベンゾジアゼピン—四—イル}プロピオン酸メチルとして五〇mg以下を含有する注射剤を除く。

百三の三 (—R・ニS)—・—(六—ブロモ—ニ—メトキシキノリン—三—イル)—四—(ジメチルアミノ)—ニ—(ナフタレン—・—イル)—・—フェニルブタン—ニ—オール(別名ベダキリン)、その塩類及びそれらの製剤

百三の四 ブロルシズマブ及びその製剤

百三の五 ペガブタニブ、その塩類及びそれらの製剤

百四 ヘキサクロロオクタヒドロエポキシジメタノナフタレン及びその製剤。ただし、ヘキサクロロオクタヒドロエポキシジメタノナフタレン五%以下を含有する殺虫剤を除く。

百四の二 —・—(ヘキサヒドロアゼピノ)—三—(四—トリル)—スルホニルウレア(別名トラザミド)及びその製剤

百四の三 ヘキサヒドロ—・—(五—イソキノリンスルホニル)—H—・—四—ジアゼピン(別名ファスジル)、その塩類及びそれらの製剤

百四の四 (—)—(—S・六S)—二・三・四・五・六・七—ヘキサヒドロ—・—四—ジメチル—・—六—メタノ—H—四—ベンザゾニン—・—〇—オール(別名エプタゾシン)、その塩類及びそれらの製剤

百四の五 —・ニ・三・四・五・六—ヘキサヒドロ—六・—・—ジメチル—三—(三—メチル—ニ—ブテニル)—二・六—メタノ—三—ベンズアゾシン—八—オール(別名ペンタゾシン)、その塩類及びそれらの製剤

百四の六 (+)—(Z)—(三aR・四R・五R・六aS)—三・三a・四・五・六・六a—ヘキサヒドロ—五—ヒドロキシ—四—[(E)—(三S)—三—ヒドロキシ—・—オクテニル]—二H—シクロペンタ[b]フラン—ニ・δ—
Δ—吉草酸(別名エポプロステノール)、その塩類及びそれらの製剤

百四の七 —・ニ・三・四・—〇・—四b—ヘキサヒドロ—ニ—メチルジベンゾ[c・f]ピラジノ[一・ニ—a]アゼピン(別名ミアンセリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—・ニ・三・四・—〇・—四b—ヘキサヒドロ—ニ—メチルジベンゾ[c・f]ピラジノ[一・ニ—a]アゼピンとして三〇mg以下を含有するものを除く。

百四の八 (十四bRS)—・ニ・三・四・十・十四b—ヘキサヒドロ—ニ—メチルピラジノ[二・—a]ピリド[二・三—c] [二]ベンザゼピン(別名ミルタザピン)及びその製剤

百四の九 (四aS・六R・八aS)—四a・五・九・—〇・—・—ニ—ヘキサヒドロ—三—メトキシ—・—メチル—六H—ベンゾフロ[三a・三・ニ—ef] [二]ベンザゼピン—六—オール(別名ガラントアミン)又はその塩類の製剤であつて一個中(四aS・六R・八aS)—四a・五・九・—〇・—・—ニ—ヘキサヒドロ—三—メトキシ—・—メチル—六H—ベンゾフロ[三a・三・ニ—ef] [二]ベンザゼピン—六—オー

- ルとして一二mg以下を含有するもの及び一ml中(四aS・六R・八aS)—四a・五・九・一〇・一一・一二—ヘキサヒドロ—三—メトキシ—メチル—六H—ベンゾフロ [三a・三・二—ef] [二] ベンザゼピ
ン—六—オールとして四mg以下を含有する内用液剤
- 百四の十 (+)—(五Z・七E)—二六・二六・二六・二七・二七・二七—ヘキサフルオロ—九・一〇—セコ
コレスター—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ・二五—トリオール(別名ファレカ
ルシトリオール)の製剤であつて—錠中(+)—(五Z・七E)—二六・二六・二六・二七・二七・二七—ヘ
キサフルオロ—九・一〇—セココレスター—五・七・一〇(一九)—トリエン—アルファ・三ベータ・二
五—トリオール〇・三 μ g以下を含有する内用剤
- 百五 ヘキサメチレン—ピストリアルキルアンモニウムヒドロキシド、その塩類及びそれらの製剤
- 百五の二 —ヘキシルカルバモイル—五—フルオロウラシル(別名カルモフル)及びその製剤
- 百六 ヘキシルレゾルミン
- 百七 ヘキソキシアミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル又はその塩類を含有する製剤であつて、ヘキ
ソキシアミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチルとして〇・一%以下を含有するもの。ただし、膏 剤
を除く。
- 百七の二 ペグアスパルガーゼ及びその製剤
- 百七の三 ペグインターフェロン アルファ—二a及びその製剤
- 百七の四 ペグインターフェロン アルファ—二bの製剤であつて、一個中ペグインターフェロン アル
ファ—二b二二 μ g以下を含有する注射剤
- 百七の五 ペグセタコプラン及びその製剤
- 百七の六 ペグバリアーゼ及びその製剤
- 百七の七 ペグビソマント及びその製剤
- 百七の八 ベストロニダーゼ アルファ及びその製剤
- 百七の九 ベータ—(アミノメチル)—パラ—クロロヒドロケイ皮酸(別名バクロフェン)及びその製剤
- 百七の十 (+)——ベータ・—七アルファ・二—トリヒドロキシ—・四—プレグナジエン—三・二
〇—ジオン ニ— [(E・E)—三・七・—トリメチル—二・六・—〇—ドデカトリエノアート]
(別名ファルネシル酸プレドニゾロン)及びその製剤
- 百七の十一 三—(ベータ—ジエチルアミノエチル)—四—メチル—七—カルベトキシアセチル—クマリン
(別名カルボクロメン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて、一個中三
—(ベータ—ジエチルアミノエチル)—四—メチル—七—カルベトキシアセチル—クマリンとして七五mg
以下を含有するものを除く。
- 百八 ニ—(ベータ—ジエチルアミノエトキシ)—エチル—ジエチルフェニルアセテート、その塩類及びそ
れらの製剤。ただし、ニ—(ベータ—ジエチルアミノエトキシ)—エチル—ジフェニルアセテートのタン
ニン酸塩及びその製剤並びに—錠中ニ—(ベータ—ジエチルアミノエトキシ)—エチル—ジエチルフェニ
ルアセテートとして一〇mg以下を含有するものを除く。
- 百九 ベタナフトール及びその製剤。ただし、ベタナフトール五%以下を含有する外用剤を除く。
- 百十 ベータ・フェニルエチルヒドラジン(別名フェネルジン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百十の二 (一)—八ベータ— [(メチルチオ)メチル] —六—プロピルエルゴリン(別名ペルゴリド)、その
塩類及びそれらの製剤であつて、—錠中(一)—八ベータ— [(メチルチオ)メチル] —六—プロピルエル
ゴリンとして一mg以下を含有するもの及び(一)—八ベータ— [(メチルチオ)メチル] —六—プロピルエル
ゴリンとして〇・〇二五%以下を含有する顆粒剤
- 百十の三 三—ベータ—ラムノシド—四—ベータ—ヒドロキシ—四・二〇・二ニ—ブファアトリエノリド
(別名プロスシラリジン)の製剤
- 百十の四 —ベータ—D—リボフラノシル—H—・二・四—トリアゾール—三—カルボキサミド(別
名リバビリン)及びその製剤
- 百十の五 ベドリズマブ及びその製剤
- 百十の六 ベバシズマブ及びその製剤
- 百十の七 ベバシズマブ(遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続一] 及びその製剤
- 百十の八 ベバシズマブ(遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続二] 及びその製剤
- 百十の九 ベバシズマブ(遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続三] 及びその製剤
- 百十の十 ベバシズマブ(遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続四] 及びその製剤
- 百十の十一 N⁴—ベヘノイル——ベータ—D—アラビノフラノシルシトシン(別名エノシタビン)及びそ
の製剤
- 百十の十二 ペムブロリズマブ及びその製剤
- 百十の十三 ベラグルセラゼ アルファ及びその製剤
- 百十の十四 ベリムマブ及びその製剤
- 百十の十五 ペルツズマブ及びその製剤

百十の十六 ベルモスジル、その塩類及びそれらの製剤

百十の十七 (±)—N—ベンジル—N—〔三—イソブトキシ—ニ—(——ピロリジニル)プロピル〕アニリン(別名ベプリジル)、その塩類及びそれらの製剤

百十の十八 —〔二—(ベンジルオキシ)エチル〕—四—(ヒドロキシジフェニルメチル)——アゾニアビシクロ〔二・二・二〕オクタン臭化物(別名ウメクリジニウム臭化物)及びその製剤。ただし、一個中—〔二—(ベンジルオキシ)エチル〕—四—(ヒドロキシジフェニルメチル)——アゾニアビシクロ〔二・二・二〕オクタン臭化物として七四・二 μ g以下を含有する吸入剤を除く。

百十の十九 三—〔(——ベンジルシクロヘプチル)オキシ〕—エヌ・エヌ—ジメチルプロピルアミン(別名ベンシ克蘭)、その塩類及びそれらの製剤

百十の二十 ——ベンジル—シクロヘプトイミダゾロン(別名ベンヘパゾン)

百十の二十一 (三S・ハS・九S・—二S)—九—ベンジル—三・—二—ジ—三級ブチル—八—ヒドロキシ—四・———ジオキソ—六—〔四—(ピリジン—ニ—イル)ベンジル〕—二・五・六・—〇・—三—ペンタアザテトラデカンジカルボン酸 ジメチルエステル(別名アタザナビル)、その塩類及びそれらの製剤

百十の二十二 ——ベンジル—三—(三—ジメチルアミノプロピルオキシ)—インダゾール(別名ベンジダミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、注射剤以外の製剤であつて一個中——ベンジル—三—(三—ジメチルアミノプロピルオキシ)—インダゾールとして五〇mg以下を含有するものを除く。

百十の二十三 (—)—(二S)—N—〔(—S・三S・四S)———ベンジル—四—〔二—(二・六—ジメチルフェノキシ)アセチルアミノ〕—三—ヒドロキシ—五—フェニルペンチル〕—三—メチル—ニ—(ニ—オキソテトラヒドロピリミジン———イル)ブチルアミド(別名ロピナビル)及びその製剤

百十の二十四 (三R)—三—ベンジル—N・N'・N'—トリメチル——(ニ—メチルアラニル—D—トリプトフィル)ピペリジン—三—カルボヒドラジド(別名アナモレリン)、その塩類及びそれらの製剤

百十の二十五 (±)—ニ—〔(——ベンジルピペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメトキシインダン——オン(別名ドネペジル)又はその塩類の製剤であつて、次に掲げるもの。

(1) 一個中(±)—ニ—〔(——ベンジルピペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメトキシインダン——オンとして九・—二mg以下を含有するもの

(2) (±)—ニ—〔(——ベンジルピペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメトキシインダン——オンとして〇・四五%以下を含有する細粒剤

(3) (±)—ニ—〔(——ベンジルピペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメトキシインダン——オンとして〇・九—二%以下を含有するシロツブ剤

(4) 一枚中(±)—ニ—〔(——ベンジルピペリジン—四—イル)メチル〕—五・六—ジメトキシインダン——オンとして五五mg以下を含有する貼付剤

百十の二十六 ——(二'—ベンジルフエノキシ)—ニ—ピペリジノプロパン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中——(二'—ベンジルフエノキシ)—ニ—ピペリジノプロパンとして二〇mg以下を含有するものを除く。

百十一 ——ベンジル—ニ—(五—メチル—三—イソオキサゾリルカルボニル)—ヒドラジン(別名イソカルボキサジド)、その塩類及びそれらの製剤

百十一の二 ハ—ベンジロイルオキシ—六・—〇—エタノ—五—アゾニアスピロ〔四・五〕デカンクロリド(別名塩化トロスピウム)及びその製剤。ただし、一錠中ハ—ベンジロイルオキシ—六・—〇—エタノ—五—アゾニアスピロ〔四・五〕デカンクロリドとして五mg以下を含有するものを除く。

百十一の三 —・ニ—ベンズイソキサゾール—三—メタンスルホンアミド(別名ゾニサミド)及びその製剤。ただし、—g中—・ニ—ベンズイソキサゾール—三—メタンスルホンアミド二・九mg以下を含有する体外診断薬を除く。

百十一の四 (三aR・四S・七R・七aS)—ニ—〔(—R・二R)—ニ—〔四—(—・ニ—ベンズイソチアゾール—三—イル)ピペラジン———イルメチル〕シクロヘキシルメチル〕ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—二H—イソインドール—・三—ジオン(別名ルラシドン)、その塩類及びそれらの製剤

百十一の五 ベンゼン—・ニ—ジカルバルデヒド(別名フタラル)及びその製剤

百十一の六 ニ—ベンゼンスルホンアミド—五—三級ブチル—・三・四—チアジアゾール(別名グリブゾール)及びその製剤

百十一の七 五—ベンゾイル—アルファ—メチル—ニ—チオフエン酢酸(別名チアプロフエン酸)及びその製剤

百十一の八 (±)—四—〔二'—ベンゾイルオキシ—三'—(三級ブチルアミノ)プロポキシ〕—ニ—メチルインドール(別名ボピンドロール)又はその塩類の製剤であつて、一錠中(±)—四—〔二'—ベンゾイルオキシ—三'—(三級ブチルアミノ)プロポキシ〕—ニ—メチルインドールとして—mg以下を含有するもの

百十二 ベンゾイル—テトラメチルジアミノ—エチル—イソプロピルアルコール(別名ベンザノール)及びその塩類

百十二の二 三ーベンゾイルヒドラトロブ酸(別名ケトプロフェン)及びその製剤。ただし、三ーベンゾイルヒドラトロブ酸三%以下を含有する外用剤を除く。

百十二の三 ー(二ーベンゾイルプロピル)ー四ー(二ーエトキシー二ーフェニルエチル) ピペラジン(別名エブラジノン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ー(二ーベンゾイルプロピル)ー四ー(二ーエトキシー二ーフェニルエチル) ピペラジンとして三〇mg以下を含有する内用剤を除く。

百十二の四 (ーE・三RS)ー(ベンゾ [d] [ー・三] ジオキソールー五ーイル)ー四・四ージメチルペンターーエンー三ーオール(別名スチリペンツール)及びその製剤

百十二の五 (六R・ー二aR)ー六ー(ー・三ーベンゾジオキソールー五ーイル)ー二ーメチルー二・三・六・七・ー二・ー二aーヘキサヒドロピラジノ [ー'・二' : ー・六] ピリド [三・四ーb] インドールーー・四ージオン(別名タダラフィル)及びその製剤。ただし、一個中(六R・ー二aR)ー六ー(ー・三ーベンゾジオキソールー五ーイル)ー二ーメチルー二・三・六・七・ー二・ー二aーヘキサヒドロピラジノ [ー'・二' : ー・六] ピリド [三・四ーb] インドールーー・四ージオン二〇mg以下を含有する内用剤を除く。

百十二の六 七ー {四ー [四ー(ーーベンゾチオフエンー四ーイル) ピペラジンーーーイル] ブチルオキシ} キノリンー二(ーH)ーオン(別名ブレクスピラゾール)及びその製剤

百十三 ペンタエリトリットテトラニトラート

百十三の二 四ー [ー(三・五・五・八・八ーペンタメチルー五・六・七・八ーテトラヒドロナフタレンー二ーイル) エテニル] 安息香酸(別名ベキサロテン)及びその製剤

百十四 ー・二・二・六・六ーペンタメチルピペリジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ー・二・二・六・六ーペンタメチルピペリジンとして二・五mg以下を含有するものを除く。

百十四の二 四・四'ー(ペンタメチレンジオキシ) ジベンズアミジン(別名ペンタミジン)、その塩類及びそれらの製剤

百十五 ペンタメチレンービストリアルキルアンモニウムーヒドロキシド、その塩類及びそれらの製剤

百十六 ペントリニウム、その塩類及びそれらの製剤

百十六の二 ベンラリズマブ及びその製剤

百十七 抱水クロラル

百十七の二 ボクロスポリン及びその製剤

百十七の三 ホスタマチニブ、その塩類及びそれらの製剤

百十七の四 ホスネツピタント、その塩類及びそれらの製剤

百十七の五 ポラツズマブ ベドチン及びその製剤

百十七の六 ポリエチレングリコール モノドデシル エーテル(別名ポリドカノール)及びその製剤

百十七の七 ポリヘマトポルフィリン エーテル/エステル(別名ポルファイマーナトリウム)及びその製剤

百十八 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルマリン石けん液及びホルムアルデヒドー%以下を含有するものを除く。

百十八の二 マリバビル及びその製剤

百十八の三 ミソプロストールの製剤であつて次に掲げるもの

(1) 一個中ミソプロストール〇・二mg以下を含有する内用剤

(2) 一錠中ミソプロストール二〇〇 μ g以下を含有するバツカル錠

百十八の四 ミフェプリストン及びその製剤

百十八の五 ミリキズマブ及びその製剤

百十八の六 二ー [三ー [四ー(メタークロロフェニル)ーーーピペラジニル] プロピル]ーsートリアゾロ [四・三ーa] ピリジンー三(二H)ーオン(別名トラゾドン)、その塩類及びそれらの製剤

百十八の七 ー [二・五ーメタノシクロヘキセ(三)ニル]ーーーフェニルー三ーピペリジノプロパノール(別名ピペリデン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中ー [二・五ーメタノシクロヘキセ(三)ニル]ーーーフェニルー三ーピペリジノプロパノールとして二mg以下を含有するもの及び注射剤以外の製剤であつてー [二・五ーメタノシクロヘキセ(三)ニル]ーーーフェニルー三ーピペリジノプロパノールとしてー%以下を含有するものを除く。

百十九 メタノール及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 外用剤

(2) 体外診断薬であつて、メタノールを含有する製剤

百十九の二 ーーメタヒドロキシフェニルー二ーアミノプロパノール(別名メタラミノール)、その塩類及びそれらの製剤

百十九の三 Nー [七ー [(メタンスルホニル)アミノ]ー四ーオキソー六ーフェノキシー四Hーーーベンゾピランー三ーイル] ホルムアミド(別名イグラチモド)及びその製剤

百二十 メチルアルファフェニルー二ーピペリジンアセテート(別名メチルフエニデート)、その塩類及びそれらの製剤

百二十の二 四—(ニ—メチル—H—イミダゾール——イル)—ニ・ニ—ジフェニルブタンアミド(別名イミダフェナシン)及びその製剤。ただし、一個中四—(ニ—メチル—H—イミダゾール——イル)—ニ・ニ—ジフェニルブタンアミド〇・—mg以下を含有する内用剤を除く。

百二十の三 (一)—(R)—五—[(—メチル—H—インドール—三—イル)カルボニル]—四・五・六・七—テトラヒドロ—H—ベンズイミダゾール(別名ラモセトロン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十の四 N—メチル—九・—〇—エタノアントラセン—九(—OH)—プロピルアミン(別名マプロチリン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中N—メチル—九・—〇—エタノアントラセン—九(—OH)—プロピルアミンとして五〇mg以下を含有する内用剤を除く。

百二十の五 ——[[三—(—メチルエチル)アミノ]ピリジン—ニ—イル]—四—[[[五—(メチルスルホニル)アミノ]—H—インドール—ニ—イル]カルボニル]ピペラジン(別名デラビルジン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十一 メチルエチルグルタールイミド及びその製剤

百二十一の二 (ニRS)——(四—{[ニ—(—メチルエトキシ)エトキシ]メチル}フェノキシ)—三—[(—メチルエチル)アミノ]プロパン—ニ—オール(別名ビソプロロール)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) —錠中(ニRS)——(四—{[ニ—(—メチルエトキシ)エトキシ]メチル}フェノキシ)—三—[(—メチルエチル)アミノ]プロパン—ニ—オールとして四・二五mg以下を含有するもの

(2) —枚中(ニRS)——(四—{[ニ—(—メチルエトキシ)エトキシ]メチル}フェノキシ)—三—[(—メチルエチル)アミノ]プロパン—ニ—オールとして八mg以下を含有する貼付剤

百二十一の三 ——メチル—N—(エンド—九—メチル—九—アザビシクロ[三・三・一]ノン—三—イル)—H—インダゾール—三—カルボキサミド(別名グラニセトロン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十一の四 メチル—ハ—オ—(オ—エトキシカルボニルシリリングイル)レセルパート(別名シロシンゴピン)及びその製剤。ただし、—錠中メチル—ハ—オ—(オ—エトキシカルボニルシリリングイル)レセルパートとして—mg以下を含有するものを除く。

百二十一の五 三—メチル—四—オキソ—ニ—フェニル—四H——ベンゾピラン—ハ—カルボン酸ニ—ピペリジノエチルエステル(別名フラボキサート)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、—錠中三—メチル—四—オキソ—ニ—フェニル—四H——ベンゾピラン—ハ—カルボン酸ニ—ピペリジノエチルエステルとして二〇〇mg以下を含有するもの及び三—メチル—四—オキソ—ニ—フェニル—四H——ベンゾピラン—ハ—カルボン酸ニ—ピペリジノエチルエステルとして二〇%以下を含有する顆粒剤を除く。

百二十一の六 (+)—ニ—メチル—四—オキソ—三—(ニ—プロピニル)—ニ—シクロペンテニル (+)—シス／トランス—クリサンテマート(別名d・d—T八〇—プラレトリン)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 殺虫剤であつて—mL中(+)—ニ—メチル—四—オキソ—三—(ニ—プロピニル)—ニ—シクロペンテニル (+)—シス／トランス—クリサンテマート—五mg以下を含有するエアゾール剤

(2) 殺虫剤であつて(+)—ニ—メチル—四—オキソ—三—(ニ—プロピニル)—ニ—シクロペンテニル (+)—シス／トランス—クリサンテマート四%以下を含有する蒸散させて用いる液剤

(3) (+)—ニ—メチル—四—オキソ—三—(ニ—プロピニル)—ニ—シクロペンテニル (+)—シス／トランス—クリサンテマートを担体に吸着させた殺虫剤であつて一枚中(+)—ニ—メチル—四—オキソ—三—(ニ—プロピニル)—ニ—シクロペンテニル (+)—シス／トランス—クリサンテマート—五mg以下を含有するもの

(4) 殺虫剤であつて—錠中(+)—ニ—メチル—四—オキソ—三—(ニ—プロピニル)—ニ—シクロペンテニル (+)—シス／トランス—クリサンテマート六〇〇mg以下を含有する蒸散させて用いるもの

(5) 殺虫剤であつて一個中(+)—ニ—メチル—四—オキソ—三—(ニ—プロピニル)—ニ—シクロペンテニル (+)—シス／トランス—クリサンテマート—八mg以下を含有する燻煙させて用いるもの

百二十一の七 三—メチル——(五—オキソヘキシル)—七—プロピル—七H—プリン—ニ(三H)・六(—H)—ジオン(別名プロベントフィリン)及びその製剤。ただし、一個中三—メチル——(五—オキソヘキシル)—七—プロピル—七H—プリン—ニ(三H)・六(—H)—ジオン—〇〇mg以下を含有する内用剤を除く。

百二十一の八 ニ—メチル—三—オルトトリルキナゾロン、その塩類及びそれらの製剤

百二十一の九 (±)——メチル—ニ—(ニ・六—キシリルオキシ)エチルアミン(別名メキシレチン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十一の十 ——メチル—[ニ—(四—クロル—'—メチル—'—フェニルベンジルオキシ)エチル]ピロリジン(別名クレマスチン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中—メチル—[ニ—(四—クロル—'—メチル—'—フェニルベンジルオキシ)エチル]ピロリジンとして—mg以下を含有する内用剤を除く。

百二十一の十一 メチル 六—〔三—(ニ—クロロエチル)—三—ニトロソウレイド〕—六—デオキシ—アルファ—D—グルコピラノシド(別名ラニムスチン)及びその製剤

百二十一の十二 三—メチル—ニ—(ジエチルアミノアセチルアミノ)—安息香酸メチル、その塩類及びそれらの製剤

百二十一の十三 N—メチル—N—〔(ニ—シクロヘキシル—ニ—フェニル—・三—ジオキソラン—四—イル)メチル〕ピペリジニウムヨージド(別名ヨウ化オキサピウム)及びその製剤。ただし、一錠又は一カプセル中N—メチル—N—〔(ニ—シクロヘキシル—ニ—フェニル—・三—ジオキソラン—四—イル)メチル〕ピペリジニウムヨージドニ〇mg以下を含有するもの及びN—メチル—N—〔(ニ—シクロヘキシル—ニ—フェニル—・三—ジオキソラン—四—イル)メチル〕ピペリジニウムヨージドニ%以下を含有する顆粒剤を除く。

百二十一の十四 四' ' '—〇—メチルジゴキシン(別名メチルジゴキシン)の製剤であつて一錠中四' ' '—〇—メチルジゴキシン〇・—mg以下を含有するもの

百二十一の十五 —メチル—三—(チオキサンテン—九—イルメチル)—ピペリジン(別名メチキセン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中—メチル—三—(チオキサンテン—九—イルメチル)—ピペリジンとして二・五mg以下を含有する内用剤

(2) —メチル—三—(チオキサンテン—九—イルメチル)—ピペリジンとして—%以下を含有する内用剤

百二十一の十六 三—メチルチオ—〇—〔(—メチル—ニ—ピペリジル)—エチル〕—フェノチアジン(別名チオリタジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中三—メチルチオ—〇—〔(—メチル—ニ—ピペリジル)—エチル〕—フェノチアジンとして二五mg以下を含有するものを除く。

百二十二 —メチル—・四・五・六—テトラヒドロ—ニ—ピリミジルメチル—アルファ—シクロヘキシル—アルファ—フェニルグリコレート(別名オキシフェンサイクリミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中—メチル—・四・五・六—テトラヒドロ—ニ—ピリミジルメチル—アルファ—シクロヘキシル—アルファ—フェニルグリコレートとして—〇mg以下を含有するもの及び—%以下を含有する散剤を除く。

百二十二の二 (+)—(S)—N—メチル—三—(—ナフチルオキシ)—三—(ニ—チエニル)プロピルアミン(別名デユロキセチン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十二の三 ニ—メチル—N—〔四—ニトロ—三—(トリフルオロメチル)フェニル〕プロパンアミド(別名フルタミド)及びその製剤

百二十二の四 (ニR)—ニ—メチル—六—ニトロ—ニ—〔(四—〔四—〔四—(トリフルオロメトキシ)フェノキシ〕ピペリジン——イル〕フェノキシ)メチル〕—ニ・三—ジヒドロイミダゾ〔ニ・—b〕オキサゾール(別名デラマニド)及びその製剤

百二十二の五 —メチル—五—パラ—トルオイルピロール—ニ—酢酸(別名トルメチン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十二の六 六—(四—メチル——ピペラジニル)——H—ジベンズ〔b・e〕アゼピン(別名ペルラピン)及びその製剤

百二十二の七 —〇—〔三—(—メチル—四—ピペラジニル)—プロピル〕—ニ—トリフロロメチルフェノチアジン(別名トリフロペラジン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十三 —〇—(—メチル—四—ピペラジニル—プロピル)—フェノチアジン(別名ペラジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中—〇—(—メチル—四—ピペラジニル—プロピル)—フェノチアジンとして二五mg以下を含有するものを除く。

百二十三の二 四—(四—メチルピペラジン——イルメチル)—N—〔四—メチル—三—(四—ピリジン—三—イルピリミジン—ニ—イルアミノ)フェニル〕ベンズアミド(別名イマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

百二十三の三 四—(—メチル—四—ピペリジリデン)—四H—ベンゾ〔四・五〕シクロヘプタ〔一・二—b〕チオフエン—〇(九H)—オン(別名ケトチフエン)又はその塩類のいずれかを含有する内用剤、点眼剤及び点鼻剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一個中四—(—メチル—四—ピペリジリデン)—四H—ベンゾ〔四・五〕シクロヘプタ〔一・二—b〕チオフエン—〇(九H)—オンとして—mg以下を含有する内用剤

(2) 四—(—メチル—四—ピペリジリデン)—四H—ベンゾ〔四・五〕シクロヘプタ〔一・二—b〕チオフエン—〇(九H)—オンとして〇・—%以下を含有する内用剤

(3) —ml中四—(—メチル—四—ピペリジリデン)—四H—ベンゾ〔四・五〕シクロヘプタ〔一・二—b〕チオフエン—〇(九H)—オンとして〇・五mg以下を含有する点眼剤

(4) —ml中四—(—メチル—四—ピペリジリデン)—四H—ベンゾ〔四・五〕シクロヘプタ〔一・二—b〕チオフエン—〇(九H)—オンとして〇・五四九七五mg以下を含有する点鼻剤

- 百二十三の四 ー—メチル—三—ピペリジルベンジレートメチルブロミド(別名臭化メペンゾレート)及びその製剤。ただし、一錠中ー—メチル—三—ピペリジルベンジレートメチルブロミド七・五mg以下を含有するものを除く。
- 百二十四 メチルピペリジルベンズヒドリルエーテル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中メチルピペリジルベンズヒドリルエーテルとして5mg以下を含有するもの
 - (2) メチルピペリジルベンズヒドリルエーテルとして〇・二%以下を含有する外用剤
 - (3) 一個中メチルピペリジルベンズヒドリルエーテルとして2mg以下を含有する^ざ坐剤
- 百二十四の二 三—〔(三—〔五—〔(ー—メチルピペリジン—四—イル)メトキシ]ピリミジン—二—イル]フエニル)メチル]—六—オキソ—・六—ジヒドロピリダジン—三—イル]ベンゾニトリル(別名テポチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十五 ー—メチルピペリジンカルボン酸キシリジド(別名メピバカイン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、ー—メチルピペリジンカルボン酸キシリジドとして5%以下を含有する外用剤及び一個中ー—メチルピペリジンカルボン酸キシリジドとして一五mg以下を含有する坐剤を除く。
- 百二十五の二 N—メチル—二—〔(三—〔(ーE)—二—(ピリジン—二—イル)エテン—ー—イル]—ーH—インダゾール—六—イル]スルファニル)ベンズアミド(別名アキシチニブ)及びその製剤
- 百二十六 ー〇—(ー—メチル—三—ピロリジルメチル)—フエノチアジン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中ー〇—(ー—メチル—三—ピロリジルメチル)—フエノチアジンとして8mg以下を含有する内用剤
 - (2) ー〇—(ー—メチル—三—ピロリジルメチル)—フエノチアジンとして5%以下を含有する外用剤
 - (3) ー〇—(ー—メチル—三—ピロリジルメチル)—フエノチアジンとして〇・一%以下を含有する内^ざ用液剤
- 百二十六の二 (+)—(R)—三—(ー—メチルピロリジン—二—イルメチル)—五—(二—フエニルスルホニルエチル)—ーH—インドール(別名エレクトリプタン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十六の三 三—〔(三S・四R)—三—メチル—六—(七H—ピロロ〔二・三—d〕ピリミジン—四—イル)—ー・六—ジアザスピロ〔三・四〕オクタン—ー—イル]—三—オキソプロパンニトリル(別名デルゴシチニブ)及びその製剤。ただし、三—〔(三S・四R)—三—メチル—六—(七H—ピロロ〔二・三—d〕ピリミジン—四—イル)—ー・六—ジアザスピロ〔三・四〕オクタン—ー—イル]—三—オキソプロパンニトリル〇・五%以下を含有する軟膏を除く。
- 百二十六の四 ー—メチル—二—(ー'—フエニル—ー'—シクロヘキシルグリコリルオキシメチル)—ピロリジニウムメチルブロミド(別名臭化オキシピロニウム)及びその製剤。ただし、一個中ー—メチル—二—(ー'—フエニル—ー'—シクロヘキシルグリコリルオキシメチル)—ピロリジニウムメチルブロミド一・五mg以下を含有するものを除く。
- 百二十六の五 四—〔五—(四—メチルフエニル)—三—(トリフルオロメチル)ピラゾール—ー—イル]ベンゼンスルホンアミド(別名セレコキシブ)及びその製剤
- 百二十六の六 ー—(四—メチルフエニル)—ー—(二—ピリジル)—三—ピロリジノプロペン(別名トリプロリジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 一個中ー—(四—メチルフエニル)—ー—(二—ピリジル)—三—ピロリジノプロペンとして5mg以下を含有する内用剤
 - (2) 注射剤以外の製剤であつてー—(四—メチルフエニル)—ー—(二—ピリジル)—三—ピロリジノプロペンとして一%以下を含有するもの
- 百二十六の七 五—メチル—ー—フエニル—ーH—ピリジン—二—オン(別名ピルフエニドン)及びその製剤
- 百二十六の八 二—メチルプロパン酸 二—〔(ーR)—三—〔ビス(ー—メチルエチル)アミノ]—ー—フエニルプロピル]—四—(ヒドロキシメチル)フエニルエステル(別名フェソテロジン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二—メチルプロパン酸 二—〔(ーR)—三—〔ビス(ー—メチルエチル)アミノ]—ー—フエニルプロピル]—四—(ヒドロキシメチル)フエニルエステルフマル酸塩として8mg以下を含有する内用剤を除く。
- 百二十六の九 二—メチル—二—プロピルアミノ—プロピオン—オルト—トルイド(別名カタカイン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十七 メチル—(プロピルアミノ)—プロピルベンゾエート(別名メプリルカイン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) メチル—(プロピルアミノ)—プロピルベンゾエートとして4%以下を含有する外用剤
 - (2) 一個中メチル—(プロピルアミノ)—プロピルベンゾエートとして一〇mg以下を含有する^ざ坐剤

百二十七の二 メチル ――ブromo―四・一五―ジヒドロ―四ベーターヒドロキシ―(三アルファ・一六アルファ)―エブルナメニン―四―カルボキシラート(別名プロビンカミン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中メチル ――ブromo―四・一五―ジヒドロ―四ベーターヒドロキシ―(三アルファ・一六アルファ)―エブルナメニン―四―カルボキシラートとして二〇mg以下を含有する内用剤を除く。

百二十七の三 四―メチル―N―〔三―(四―メチル―H―イミダゾール――イル)―五―(トリフルオロメチル)フェニル〕―三―〔〔四―(ピリジン―三―イル)ピリミジン―二―イル〕アミノ〕ベンズアミド(別名ニロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

百二十七の四 〔(二R・五R)―五―〔(二S)―二―(三―メチル―三―〔〔二―(―メチルエチル)―・三―チアゾール―四―イル〕メチル〕ウレイド)―四―(モルホリン―四―イル)ブタンアミド〕―・六―ジフェニルヘキサ―二―イル〕カルバミン酸―・三―チアゾール―五―イルメチル(別名コビシスタット)及びその製剤

百二十七の五 (三Z)―三―〔〔四―〔N―メチル―二―(四―メチルピペラジン――イル)アセトアミド〕フェニル〕アミノ〕(フェニル)メチリデン〕―二―オキソ―二・三―ジヒドロ―H―インドール―六―カルボン酸メチル(別名ニンテダニブ)、その塩類及びそれらの製剤

百二十七の六 ニ―メチル―四―(四―メチルピペラジン――イル)―OH―チエノ〔二・三―b〕〔一・五〕ベンゾジアゼピン(別名オランザピン)及びその製剤

百二十七の七 N―メチル―二―〔三―(―メチルピペリジン―四―イル)―H―インドール―五―イル〕エタンスルホンアミド(別名ナラトリプタン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十七の八 三―〔(三R・四R)―四―メチル―三―〔メチル(七H―ピロロ〔二・三―d〕ピリミジン―四―イル)アミノ〕ピペリジン――イル〕―三―オキソプロパンニトリル(別名トファシチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

百二十七の九 (三R)―N―メチル―三―(ニ―メチルフエノキシ)―三―フェニルプロパン――アミン(別名アトモセチン)、その塩類及びそれらの製剤

百二十七の十 ニ―(三―メチル―五―メトキシ――ピラゾリル)―四―メトキシ―六―メチルピリミジン(別名メピリゾール)及びその製剤。ただし、一錠中ニ―(三―メチル―五―メトキシ――ピラゾリル)―四―メトキシ―六―メチルピリミジン―〇〇mg以下を含有するもの及び一包中ニ―(三―メチル―五―メトキシ――ピラゾリル)―四―メトキシ―六―メチルピリミジン―五〇mg以下を含有するものを除く。

百二十七の十一 ――(三・四―メチレンジオキシフェニル)―二―ヒドラジノプロパン、その塩類及びそれらの製剤

百二十八 メチレンジオキシフェニル―メチル―メチレンジオキシイソキノリン及びその塩類

百二十九 メチレンジオキシペンチル―メチレンジオキシイソキノリン及びその塩類

百二十九の二 ニ―メトキシ―四―アミノ―五―クロル―エヌ―(ベータージエチルアミノエチル)―ベンツアミド(別名メトクロブラミド)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ニ―メトキシ―四―アミノ―五―クロル―エヌ―(ベータージエチルアミノエチル)―ベンツアミドとして一〇mg以下を含有するもの及びニ―メトキシ―四―アミノ―五―クロル―エヌ―(ベータージエチルアミノエチル)―ベンツアミドとして〇・一%以下を含有するシロツプ剤を除く。

百三十 メトキシアリルフエノキシ酢酸ジエチルアミド及びその製剤

百三十一 メトキシアリルフエノールジアリルアミノエチルエーテル、その塩類及びそれらの製剤

百三十二 メトキシアリルフエノールジエチルアミノエチルエーテル、その塩類及びそれらの製剤

百三十二の二 (S)―六―メトキシ―アルファ―メチル―二―ナフタレン酢酸(別名ナプロキセン)及びその製剤。ただし、一錠中(S)―六―メトキシ―アルファ―メチル―二―ナフタレン酢酸として一〇〇mg以下を含有するものを除く。

百三十二の三 五―メトキシ―三―(オルト―メトキシフェニル)―・三・四―オキサジアゾール―二(三H)―オン(別名メトキサジアゾン)及びその製剤。ただし、五―メトキシ―三―(オルト―メトキシフェニル)―・三・四―オキサジアゾール―二(三H)―オン二〇%以下を含有する殺虫剤を除く。

百三十二の四 四―(メトキシカルボニル)―四―〔(―オキソプロピル)フェニルアミノ〕ピペリジン――プロパン酸 メチルエステル(別名レミフェンタニル)又はその塩類を含有する製剤

百三十二の五 三―メトキシカルボニルプロピルトリメチルアンモニウムクロリド(別名塩化カルプロニウム)及びその製剤。ただし、一錠又は一カプセル中三―メトキシカルボニルプロピルトリメチルアンモニウムクロリド一〇mg以下を含有するもの及び三―メトキシカルボニルプロピルトリメチルアンモニウムクロリド五%以下を含有する外用剤を除く。

百三十二の六 (四RS)―N⁴―(六―メトキシキノリン―八―イル)ペンタン―・四―ジアミン(別名プリマキン)、その塩類及びそれらの製剤

- 百三十二の七 六—〔四—メトキシ—三—(トリシクロ〔三・三・ $\frac{3}{7}$ —〕) デシ——イル) フェニル〕 ナ
フタレン—ニ—カルボン酸(別名アダパレン)及びその製剤
- 百三十二の八 (三R・五aS・六R・八aS・九R・—OS・—ニR・—ニaR)——O—メトキシ—三・六・九—
トリメチルデカヒドロ—H—三・—ニ—エポキシ〔一・二〕 ジオキセピノ〔四・三—i〕 イソクロメン
(別名アルテメテル)及びその製剤
- 百三十三 メトキシフェニルメチルアミノプロパン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるもの
を除く。
(1) 一個中メトキシフェニルメチルアミノプロパンとしてO・—g以下を含有する内用剤
(2) 一坐剤中メトキシフェニルメチルアミノプロパンとしてO・—g以下を含有するもの
(3) メトキシフェニルメチルアミノプロパンとしてO・三%以下を含有する内用液剤であつて一容器
中メトキシフェニルメチルアミノプロパンとしてO・—g以下を含有するもの
- 百三十三の二 ニ—(四—メトキシベンゼンスルホンアミド)—五—イソブチル—・三・四—チアジアゾ
ール(別名イソブゾール)及びその製剤
- 百三十三の三 メボリズマブ及びその製剤
- 百三十三の四 ニ—メルカプトエタンスルホン酸ナトリウム(別名メスナ)及びその製剤。ただし、—アン
プル中ニ—メルカプトエタンスルホン酸ナトリウムとして四〇〇mg以下を含有する注射剤を除く。
- 百三十三の五 N—(ニ—メルカプト—ニ—メチルプロピオニル)—L—システイン(別名ブシラミン)及びそ
の製剤
- 百三十三の六 モガムリズマブ及びその製剤
- 百三十三の七 モスネズマブ及びその製剤
- 百三十三の八 モノエタノールアミンオレイン酸塩及びその製剤
- 百三十三の九 モメロチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十三の十 モルヌピラビル及びその製剤
- 百三十三の十一 モルホリニルメルカプトベンゾチアゾール及びその製剤。ただし、パッチテストに使用
されることが目的とされている貼付剤を除く。
- 百三十三の十二 —〔六—(モルホリン—四—イル)ピリミジン—四—イル〕—四—(—H——・二・三—
トリアゾール——イル)——H—ピラゾール—五—オラート(別名モリデユスタット)、その塩類及びそ
れらの製剤
- 百三十三の十三 ——ヨード——O—ウンデシン酸及びその製剤。ただし、——ヨード——O—ウン
デシン酸O・五%以下を含有する外用剤を除く。
- 百三十三の十四 ミ—ヨードベンジルグアニジン(^{131}I)及びその製剤
- 百三十四 ヨードホルム
- 百三十四の二 (+)——七—酪酸 ニ——プロピオン酸 九—フルオロ——ベータ・—七・ニ—トリ
ヒドロキシ——六ベータ—メチルプレグナ —・四—ジエン—三・二〇—ジオン(別名酪酸プロピオン
酸ベタメタゾン)及びその製剤
- 百三十四の三 ラスミジタン、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十四の四 ラニビズマブ及びその製剤
- 百三十四の五 ラニビズマブ(遺伝子組換え)〔ラニビズマブ後続—〕及びその製剤
- 百三十四の六 ラブリズマブ及びその製剤
- 百三十四の七 ラムシルマブ及びその製剤
- 百三十四の八 リキシセナチド及びその製剤
- 百三十四の九 リサンキズマブ及びその製剤
- 百三十四の十 リトレシチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十四の十一 リン酸(二・五—ジオキソ—四・四—ジフェニルイミダゾリジン——イル)メチルエス
チル(別名ホスフェニトイン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十四の十二 ルスパテルセプト及びその製剤
- 百三十四の十三 ルテチウム(^{177}Lu)—N—〔(四・七・—O—トリカルボキシメチル—・四・七・—O—
テトラアザシクロドデシ——イル)アセチル〕—D—フェニルアラニル—L—システニル—L—チロシ
ル—D—トリプトファン—L—リシル—L—スレオニル—L—システニル—L—スレオニン—サイクリ
ック(ニ—七)ジスルフィド(別名ルテチウムオキソドレオチド(^{177}Lu))及びその製剤
- 百三十五 レカネマブ及びその製剤
- 百三十六 レセルピリン酸ジメチルアミノエチル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中レセルピ
リン酸ジメチルアミノエチルとして一五mg以下を含有するものを除く。
- 百三十七 レブリキズマブ及びその製剤
- 百三十八 レポトレクチニブ及びその製剤

百三十九 六塩化ベンゼン及びその製剤。ただし、六塩化ベンゼン五%以下を含有するもの及び^{くん} 燻 煙 剤を除く。

百四十 ロザノリキシズマブ及びその製剤

百四十一 ロナファルニブ及びその製剤

百四十二 ロペグインターフェロン アルファー二b及びその製剤

別表第四(第二百二十四条関係)

(昭四九厚令三三・平一六厚労令一一二・平二一厚労令一〇六・令三厚労令一五・一部改正)

機械器具

- 一 打診器
- 二 舌圧子
- 三 医療用鏡のうち齒鏡
- 四 結 紮 器及び縫合器
- 五 医療用刀
- 六 医療用はさみ
- 七 医療用ピンセット
- 八 医療用^ひ匙
- 九 医療用^{こう}鉤
- 十 医療用^{かん}鉗子
- 十一 医療用のこぎり
- 十二 医療用のみ
- 十三 医療用^{はく}剥離子
- 十四 医療用つち
- 十五 医療用やすり
- 十六 医療用てこ
- 十七 医療用^{こう}絞断器
- 十八 医療用^{せん}穿刺器、^{せん}穿削器及び^{せん}穿孔器
- 十九 開創又は開孔用器具
- 二十 医療用拡張器
- 二十一 医療用消息子
- 二十二 医療用^{けん}捲綿子
- 二十三 歯科用切削器
- 二十四 歯科用ブローチ
- 二十五 歯科用探針
- 二十六 歯科用充^{てん}填器
- 二十七 歯科用練成器
- 二十八 歯科用防湿器
- 二十九 印象採得又は咬合採得用器具
- 三十 視力補正用眼鏡
- 三十一 視力補正用レンズ
- 三十二 コンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)

医療用品

- 一 整形用品
- 二 副木

別表第四の二(第二百二十三条の二関係)

(令三厚労令一五・追加)

- 一 医療用洗浄器のうち、家庭用^{ちつ} 膣 洗浄器
- 二 医療用吸入器のうち、家庭用吸入器
- 三 家庭用電気治療器
- 四 指圧代用器のうち、家庭用指圧代用器
- 五 磁気治療器のうち、家庭用磁気治療器

六 次のイからリまでに掲げる医療機器のうち、専ら家庭において使用される医療機器であつて厚生労働大臣が指定するもの

- イ 補聴器
- ロ バイブレーター
- ハ はり又はきゆう用器具
- ニ 医療用物質生成器
- ホ 整形用品
- ヘ 歯科用接着充填材料
- ト 月経処理用タンポン
- チ コンドーム
- リ 疾病診断用プログラム

七 前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が指定する医療機器

別表第五(第二百二十八条の十関係)

(平二六厚労令八七(平二六厚労令一二八)・追加、平二六厚労令一四五・平二七厚労令四四・平二七厚労令一三一・平二七厚労令一四六・平二八厚労令一〇・平二八厚労令四五・平二八厚労令一二四・平二八厚労令一五一・平二八厚労令一七六・平二九厚労令三二・平二九厚労令七〇・平二九厚労令九九・平三〇厚労令六・平三〇厚労令三四・平三〇厚労令八一・平三〇厚労令一一六・平三一厚労令一・平三一厚労令三二・令元厚労令一七・令元厚労令四九・令二厚労令六・令二厚労令三六・令二厚労令一三二・令二厚労令一六〇・令三厚労令六・令三厚労令五六・令三厚労令一〇九・令三厚労令一一三・令三厚労令一六一・令四厚労令一〇・令四厚労令四四・令四厚労令九五・令四厚労令一三五・令四厚労令一七一・令五厚労令三一・令五厚労令八七・令五厚労令一一九・令六厚労令九・令六厚労令五一・令六厚労令九八・令六厚労令一二六・令六厚労令一六五・一部改正)

医薬品

- 一 アカラブルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 二 アクチノマイシンC及びその製剤
- 三 アクチノマイシンD及びその製剤
- 四 アクラルビシン、その塩類及びそれらの製剤
- 五 アシミニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 六 L-アスパラギンアミドヒドロラーゼ(別名L-アスパラギナーゼ)及びその製剤
- 七 (+)-(七S・九S)-九-アセチル-九-アミノ-七-[(二-デオキシ-ベータ-D-エリスローペン-トピラノシル)オキシ]-七・八・九・一〇-テトラヒドロ-六・一-ジヒドロキシ-五・一-ナフタセンジオン(別名アムルビシン)、その塩類及びそれらの製剤
- 八 六-アセチル-八-シクロペンチル-五-メチル-二-[五-(ピペラジン-一-イル)ピリジン-二-イル]アミノ}ピリド[二・三-d]ピリミジン-七(八H)-オン(別名パルボシクリブ)及びその製剤
- 九 アテゾリズマブ及びその製剤
- 十 アフリベルセプト ベータ及びその製剤
- 十一 アベルマブ及びその製剤
- 十二 四-アミノ-一-アラビノフラノシル-二-オキソ-一・二-ジヒドロピリミジン(別名シタラビン)及びその製剤
- 十三 (三RS)-三-(四-アミノ-一-オキソ-一・三-ジヒドロ-二H-イソインドール-二-イル)ピペリジン-二・六-ジオン(別名レナリドミド)及びその製剤
- 十四 N-{四-[二-(二-アミノ-四-オキソ-四・七-ジヒドロ-一H-ピロロ[二・三-d]ピリミジン-五-イル)エチル]ベンゾイル}-L-グルタミン酸(別名ペメトレキセド)、その塩類及びそれらの製剤
- 十五 四-アミノ-二-[(三RS)-二・六-ジオキソピペリジン-三-イル]-二H-イソインドール-一・三-ジオン(別名ボマリドミド)及びその製剤
- 十六 五-アミノ-七-ヒドロキシ-トリアゾロピリミジン(別名ハ-アザグアニン)及びその製剤
- 十七 (二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR・一S・一二R・一三aR・一三bS・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九aS)-二-[(二S)-三-アミノ-二-ヒドロキシプロピル]-三-メトキシ-二六-メチル-二〇・二七-ジメチリデンヘキサコサヒドロ-一・一五・一八・二一・二四・二八-トリエポキシ-七・九-エタノ-一・一五-メタノ-九H・一五H-フロ[三・二-i]フロ[二'・三'・五・六]ピラノ[四・三-b][一・四]ジオキサシクロペンタコシン-五(四H)-オン(別名エリブリン)、その塩類及びそれらの製剤
- 十八 N-{三-[五-(二-アミノピリミジン-四-イル)-二-(一・一-ジメチルエチル)-一・三-チアゾール-四-イル]-二-フルオロフェニル}-二・六-ジフルオロベンゼンスルホンアミド(別名ダブラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤

- 十九 ー— {(三R)—三— [四—アミノ—三—(四—フェノキシフェニル)—H—ピラゾロ [三・四—d] ピリジン—ー—イル] ピペリジン—ー—イル} プロパー—ニ—エン—ー—オン(別名イブルチニブ)及びその製剤
- 二十 六—アミノ—九— [(三R)—ー—(ブター—ニ—イノイル)ピロリジン—三—イル] —七—(四—フェノキシフェニル)—七・九—ジヒドロ—八H—プリン—八—オン(別名チラブルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十一 (—OR)—七—アミノ—ー—ニ—フルオロ—二・—〇・—六—トリメチル—ー—五—オキソ—ー—〇・—五・—六・—七—テトラヒドロ—二H—四・八—メテノピラゾロ [四・三—h] [二・五・—ー] ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン—三—カルボニトリル(別名ロルラチニブ)及びその製剤
- 二十二 N—(ニ—アミノ—四—フルオロフェニル)—四— { [(二E)—三—(ピリジン—三—イル) プロパー—ニ—エンアミド] メチル} ベンズアミド(別名ツシジノスタット)及びその製剤
- 二十三 四—アミノ—ー—ベータ—D—アラビノフラノシル—二(—H)—ピリミジノン五' —(ナトリウムオクタデシル ホスファート)(別名シタラビン オクホスファート)及びその製剤
- 二十四 ニ—アミノ—九—ベータ—D—アラビノフラノシル—六—メトキシ—九H—プリン(別名ネララビン)及びその製剤
- 二十五 四—アミノ—ー—ベータ—D—リボフラノシル—ー・三・五—トリアジン—二(—H)—オン(別名アザシチジン)及びその製剤
- 二十六 —(四—アミノ—ニ—メチル—五—ピリミジニル)メチル—三—(ベータクロロエチル)—三—ニトロソ尿素(別名ニムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十七 四—アミノ—ー—〇—メチル葉酸(別名メソトレキセート)及びその製剤
- 二十八 アミバンタマブ及びその製剤
- 二十九 セアルファ— [九— [(四・四・五・五・五—ペンタフルオロペンチル)スルフィニル] ノニル] エストラ—ー・三・五(—〇)—トリエン—三・—七—ベータ—ジオール(別名フルベストラント)及びその製剤
- 三十 アレムツズマブ及びその製剤
- 三十一 二・二' —アンヒドロ—ー—ベータ—D—アラビノフラノシルシトシン(別名アンシタビン)、その塩類及びそれらの製剤
- 三十二 イサツキシマブ及びその製剤
- 三十三 N—イソプロピル—四—(ニ—メチルヒドラジノメチル)—ベンズアミド(別名プロカルバジン)、その塩類及びそれらの製剤
- 三十四 イダルビシン、その塩類及びそれらの製剤
- 三十五 イノツズマブ オゾガマイシン及びその製剤
- 三十六 イピリムマブ及びその製剤
- 三十七 イブリツモマブ チウキセタン及びその製剤
- 三十八 三— [二—(イミダゾ [一・二—b] ピリダジン—三—イル)エチニル] —四—メチル—N— {四— [(四—メチルピペラジン—ー—イル)メチル] —三—(トリフルオロメチル)フェニル} ベンズアミド(別名ポナチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 三十九 イミノジプロピルジメタンスルホネート(別名インプロスルファン)、その塩類及びそれらの製剤
- 四十 インターフェロン—アルファ及びその製剤
- 四十一 インターフェロン—ガンマ及びその製剤
- 四十二 インターフェロン—ベータ及びその製剤
- 四十三 ー・三・五(—〇)—エストラトリエン—三・—七—ベータ—ジオール=三— [ビス—(ニ—クロロエチル)—カルバメート] =—七—リン酸エステル(別名リン酸エストラムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
- 四十四 N—(三—エチニルフェニル)—六・七—ビス(ニ—メトキシエトキシ)キナゾリン—四—アミン(別名エルロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 四十五 (—S・四S・—〇S・—六E・ニ—R)—七— [(二Z)—エチリデン] —四・ニ—ビス(—メチルエチル)—ニ—オキサ—二・—三—ジチア—五・八・二〇・二三—テトラアザビシクロ [八・七・六] トリコス—ー—六—エン—三・六・九・—九・二ニ—ペンタオン(別名ロミデプシン)及びその製剤
- 四十六 (—)—(五R・五aR・八aR・九S)—九— { [(四・六—〇—(R)—エチリデン—ベータ—D—グルコピラノシル] オキシ} —五・八・八a・九—テトラヒドロ—五—(四—ヒドロキシ—三・五—ジメトキシフェニル)フロ [三'・四' : 六・七] ナフト [二・三—d] —ー・三—ジオキソール—六(五aH)—オン(別名エトポシド)及びその製剤
- 四十七 九—エチル—六・六—ジメチル—八— [四—(モルホリン—四—イル)ピペリジン—ー—イル] —ー—オキソ—六・—ー—ジヒドロ—五H—ベンゾ [b] カルバゾール—三—カルボニトリル(別名アレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

- 四十八 N— {五— [(四—エチルピペラジン— — — イル) メチル] ピリジン— ニ— イル} —五—フルオロ—四— [四—フルオロ—ニ—メチル— — — (— — — メチルエチル) — — H—ベンズイミダゾール—六—イル] ピリミジン—ニ—アミン(別名アベマシクリブ) 及びその製剤
- 四十九 六—エチル—三— {三—メトキシ—四— [四—(四—メチルピペラジン— — — イル) ピペリジン— — — イル] アニリノ} —五— [(オキサン—四—イル) アミノ] ピラジン—ニ—カルボキサミド(別名ギルテリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 五十 — — —' —エチレンジ—四—イソブトキシカルボニルオキシメチル—三・五—ジオキソピペラジン(別名ソブゾキサン) 及びその製剤
- 五十一 エピルビシン、その塩類及びそれらの製剤
- 五十二 エプコリタマブ及びその製剤
- 五十三 エルダフィチニブ及びその製剤
- 五十四 エルラナタマブ及びその製剤
- 五十五 エロツズマブ及びその製剤
- 五十六 塩化ラジウム(²²³Ra) 及びその製剤
- 五十七 エンホルツマブ ベドチン及びその製剤
- 五十八 オビヌツズマブ及びその製剤
- 五十九 オファツムマブ及びその製剤。ただし、—バイアル中オファツムマブとして二〇mg以下を含有する注射剤を除く。
- 六十 カピバセルチブ及びその製剤
- 六十一 カルチノフィリン及びその製剤
- 六十二 乾燥BCG及びその製剤
- 六十三 グマロンチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 六十四 クリサントスパーゼ及びその製剤
- 六十五 クロモマイシンA3及びその製剤
- 六十六 (±)—三—(ニ—クロロエチル)—ニ— [(ニ—クロロエチル)—アミノ] —テトラヒドロ—ニH— —・三・ニ—オキサザホスホリン—ニ—オキシド(別名イホスファミド) 及びその製剤
- 六十七 N— {(ニS)— — — [三—(三—クロロ—四—シアノフェニル)— — H—ピラゾール— — — イル] プロパン—ニ—イル} —五— [(—RS)— — — ヒドロキシエチル] — — H—ピラゾール—三—カルボキサミド(別名ダロルタミド) 及びその製剤
- 六十八 四— {三—クロロ—四— [(シクロプロピルカルバモイル) アミノ] フェノキシ} —七—メトキシキノリン—六—カルボキサミド(別名レンバチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 六十九 ニ—クロロ—二—' —デオキシアデノシン(別名クラドリビン) 及びその製剤
- 七十 ニ—クロロ—九—(ニ—デオキシ—ニ—フルオロ—ベータ—D—アラビノフラノシル)—九H—プリン—六—アミン(別名クロファラビン) 及びその製剤
- 七十一 四— {四— [三—(四—クロロ—三—トリフルオロメチルフェニル) ウレイド] フェノキシ} —N²—メチルピリジン—ニ—カルボキサミド(別名ソラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十二 四— [四—({ [四—クロロ—三—(トリフルオロメチル) フェニル] カルバモイル} アミノ)—三—フルオロフェノキシ] —N—メチルピリジン—ニ—カルボキサミド(別名レゴラフェニブ) 及びその製剤
- 七十三 四—(四— { [ニ—(四—クロロフェニル)—四・四—ジメチルシクロヘキサ— — — エン— — — イル] メチル} ピペラジン— — — イル)—N— [(三—ニトロ—四— { [(オキサン—四—イル) メチル] アミノ] フェニル) スルホニル] —ニ— [(—H—ピロロ [二・三—b] ピリジン—五—イル) オキシ] ベンズアミド(別名ベネトクラクス) 及びその製剤
- 七十四 N— {三— [五—(四—クロロフェニル)— — H—ピロロ [二・三—b] ピリジン—三—カルボニル] —二・四—ジフルオロフェニル} プロパン— — — スルホンアミド(別名ベムラフェニブ) 及びその製剤
- 七十五 (二E)—N— [四—(三—クロロ—四—フルオロアニリノ)—七— { [(三S)—オキソラン—三—イル] オキシ} キナゾリン—六—イル] —四—(ジメチルアミノ) ブターニ—エナミド(別名アフアチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 七十六 (二E)—N— {四— [(三—クロロ—四—フルオロフェニル) アミノ] —七—メトキシキナゾリン—六—イル} —四—(ピペリジン— — — イル) ブターニ—エナミド(別名ダコミチニブ) 及びその製剤
- 七十七 N—(三—クロロ—四—フルオロフェニル)—七—メトキシ—六— [三—(モルホリン—四—イル) プロポキシ] キナゾリン—四—アミン(別名ゲフィチニブ) 及びその製剤
- 七十八 N— {三—クロロ—四— [(三—フルオロベンジル) オキシ] フェニル} —六— [五—({ [ニ—(メチルスルホニル) エチル] アミノ} メチル) フラン—ニ—イル] キナゾリン—四—アミン(別名ラパチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

- 七十九 N—{(二S)—}—[(四—{三—[五—クロロ—ニ—フルオロ—三—(メタンスルホンアミド)フエニル]—}—(プロパン—ニ—イル)—H—ピラゾール—四—イル}ピリミジン—ニ—イル)アミノ]プロパン—ニ—イル}カルバミン酸メチル(別名エンコラフェニブ)及びその製剤
- 八十 五—クロロ—N²—{五—メチル—四—(ピペリジン—四—イル)—ニ—[(プロパン—ニ—イル)オキシ]フエニル}—N⁴—[ニ—(プロパン—ニ—イルスルホニル)フエニル]ピリミジン—二・四—ジアミン(別名セリチニブ)及びその製剤
- 八十一 N—(ニ—クロロ—六—メチルフエニル)—ニ—({六—[四—(ニ—ヒドロキシエチル)ピペラジン—}—イル)—ニ—メチルピリミジン—四—イル}アミノ)—・三—チアゾール—五—カルボキサミド(別名ダサチニブ)及びその製剤
- 八十二 {ニ—[(五—クロロ—ニ—{ニ—メトキシ—四—[四—(四—メチルピペラジン—}—イル)ピペリジン—}—イル]アニリノ}ピリミジン—四—イル)アミノ]フエニル}ジメチル—λ⁵—ホスファノン(別名ブリグチニブ)及びその製剤
- 八十三 ゲムツズマブオゾガマイシン及びその製剤
- 八十四 コバルトプロトポルフィリン、その塩類及びそれらの製剤
- 八十五 酢酸 (—′ R・六R・六aR・七R・—三S・—四S・—六R)—六′・八・—四—トリヒドロキシ—七′・九—ジメトキシ—四・—〇・二—トリメチル—九—オキソ—三′・四′・六a・七・—二・—三・—四・—六—オクタヒドロ—ニ′ H・六H—スピロ[六・—六—(エピチオプロパノオキシメタン)—七・—三—エピミノベンゾ[四・五]アゾシノ[—・二—b][—・三]ジオキソロ[四・五—h]イソキノリン—二〇・—′ —イソキノリン]—五—イル(別名トラベクテジン)及びその製剤
- 八十六 酢酸—七—(ピリジン—三—イル)アンドロスタ—五・—六—ジェン—三ベター—イル(別名アビラテロン酢酸エステル)及びその製剤
- 八十七 サシツズマブ ゴビテクア及びその製剤
- 八十八 ザヌブルチニブ及びその製剤
- 八十九 ザルコマイシン及びその製剤
- 九十 ニ・五—ジ—〇—アセチル—D—グルカロ—・四—六・三—ジラクトン(別名アセグラトン)及びその製剤
- 九十一 四—{七—[六—シアノ—五—(トリフルオロメチル)ピリジン—三—イル]—八—オキソ—六—チオキソ—五・七—ジアザスピロ[三・四]オクタン—五—イル]—ニ—フルオロ—N—メチルベンズアミド(別名アパルタミド)及びその製剤
- 九十二 四—{三—[四—シアノ—三—(トリフルオロメチル)フエニル]—五・五—ジメチル—四—オキソ—ニ—スルファニリデンイミダゾリジン—}—イル]—ニ—フルオロ—N—メチルベンズアミド(別名エンザルタミド)及びその製剤
- 九十三 (±)—N—[四—シアノ—三—(トリフルオロメチル)フエニル]—三—[(四—フルオロフエニル)スルホニル]—ニ—ヒドロキシ—ニ—メチルプロパンアミド(別名ビカルタミド)及びその製剤
- 九十四 N—{四—[(二RS)—}—(二・四—ジアミノプテリジン—六—イル)ペンタ—四—イン—ニ—イル]ベンゾイル}—L—グルタミン酸(別名プララトレキサート)及びその製剤
- 九十五 N—[ニ—(ジエチルアミノ)エチル]—五—[(Z)—(五—フルオロ—ニ—オキソ—・ニ—ジヒドロ—三H—インドール—三—イリデン)メチル]—ニ・四—ジメチル—H—ピロール—三—カルボキサミド(別名スニチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 九十六 (+)—(四S)—四・—}—ジエチル—四—ヒドロキシ—九—[(四—ピペリジノピペリジノ)カルボニルオキシ]—H—ピラノ[三′・四′:六・七]インドリジノ[—・二—b]キノリン—三・—四(四H・—二H)—ジオン(別名イリノテクア)、その塩類及びそれらの製剤
- 九十七 ニ—[(三RS)—二・六—ジオキソピペリジン—三—イル]イソインドリン—・三—ジオン(別名サリドマイド)及びその製剤
- 九十八 四—[(三—{四—(シクロプロピルカルボニル)ピペラジン—}—イル]カルボニル]—四—フルオロフエニル)メチル]フタラジン—(二H)—オン(別名オラパリブ)及びその製剤
- 九十九 N—(三—{三—シクロプロピル—五—[(ニ—フルオロ—四—ヨードフエニル)アミノ]—六・八—ジメチル—二・四・七—トリオキソ—三・四・六・七—テトラヒドロピリド[四・三—d]ピリミジン—(二H)—イル}フエニル)アセトアミド(別名トラメチニブ)及びその製剤
- 百 (SP—四—二)—[(—R・二R)—シクロヘキサ—・ニ—ジアミン—κN・κN′][エタンジオアト(二)—κO¹・κO²]白金(別名オキサリプラチン)及びその製剤
- 百一 (SP—四—二)—[(—R・二R)—シクロヘキサ—・ニ—ジアミン—N・N′]ビス(テトラデカノアト—〇)白金(別名ミリプラチン)及びその製剤
- 百二 (三R)—三—シクロペンチル—三—[四—(七H—ピロロ[二・三—d]ピリミジン—四—イル)—H—ピラゾール—}—イル]プロパンニトリル(別名ルキソリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百三 (±)—・—ジクロロ—ニ—(オルト—クロロフエニル)—ニ—(パラ—クロロフエニル)—エタン(別名ミトタン)及びその製剤

- 百四 三— [(—R)——(二・六—ジクロロ—三—フルオロフェニル)エトキシ] —五— [—(ピペリジン—四—イル)——H—ピラゾール—四—イル] ピリジン—二—アミン(別名クリゾチニブ)及びその製剤
- 百五 二・二' — {二— [(—R)——({ [(二・五—ジクロロベンゾイル)アミノ] アセチル} アミノ)—三—メチルブチル] —五—オキソ—・三・二—ジオキサボロラン—四・四—ジイル} 二酢酸(別名イキサゾミブクエン酸エステル)及びその製剤
- 百六 四— [(二・四—ジクロロ—五—メトキシフェニル)アミノ] —六—メトキシ—七— [三—(四—メチルピペラジン———イル)プロピルオキシ] キノリン—三—カルボニトリル(別名ボスチニブ)及びその製剤
- 百七 シス—ジアンミングリコラト白金(別名ネダプラチン)及びその製剤
- 百八 シス—ジアンミン(—・——シクロブタンジカルボキシラト)白金(別名カルボプラチン)及びその製剤
- 百九 シス—ジアンミンジクロロ白金(別名シスプラチン)及びその製剤
- 百十 ジヌツキシマブ及びその製剤
- 百十一 ジノスタチン スチマラマー及びその製剤
- 百十二 —・四—ジヒドロキシ—五・八—ビス [[二— [(二—ヒドロキシエチル)アミノ] エチル] アミノ] アントラキノ(別名ミトキサントロン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百十三 (—R・九S・—二S・—五R・—六E・—八R・—九R・二—R・二S・二四E・二六E・二八E・三〇S・三二S・三五R)—・—・—八—ジヒドロキシ—二— { (—R)—二— [(—S・三R・四R)—四—(二—ヒドロキシエトキシ)—三—メトキシクロヘキシル] ———メチルエチル} ———九・三〇—ジメトキシ—一五・—七・二—・二S・二九・三五—ヘキサメチル———・三六—ジオキサ—四—アザトリシクロ四・九 [三〇・三・—・—〇] ヘキサトリアコンタ—六・二四・二六・二八—テトラエン—二・三・—〇・—四・二〇—ペンタオン(別名エベロリムス)及びその製剤
- 百十四 七— [(二S・三S・四R・五R)—三・四—ジヒドロキシ—五—(ヒドロキシメチル)ピロリジン—二—イル] ———・五—ジヒドロ—四H—ピロロ [三・二—d] ピリミジン—四—オン(別名フオロデシン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百十五 三—(二・六—ジフルオロ—三・五—ジメトキシフェニル)———エチル—八— [(モルホリン—四—イル)メチル] ———・三・四・七—テトラヒドロ—二H—ピロロ [三'・二' : 五・六] ピリド [四・三—d] ピリミジン—二—オン(別名ペミガチニブ)及びその製剤
- 百十六 (三S—N— {五— [(二R)二—(二・五—ジフルオロフェニル)ピロリジン———イル] ピラゾロ [一・五—a] ピリミジン—三—イル} —三—ヒドロキシピロリジン———カルボキシアミド(別名ラトロレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百十七 N— {五— [(三・五—ジフルオロフェニル)メチル] —H—インダゾール—三—イル} —四—(四—メチルピペラジン———イル)—二— [(オキサン—四—イル)アミノ] ベンズアミド(別名エヌトレクチニブ)及びその製剤
- 百十八 —・六—ジブromo—・六—ジデオキシ—D—マンニトール(別名ミトブロニトール)及びその製剤
- 百十九 ジメタンスルホキシブタン(別名ブスルファン)及びその製剤
- 百二十 N—(二— { [二—(ジメチルアミノ)エチル] (メチル)アミノ} —四—メトキシ—五— { [四—(—メチル—H—インドール—三—イル)ピリミジン—二—イル] アミノ} フェニル)プロパ—二—エンアミド(別名オシメルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十一 (+)—(四S)——〇— [(ジメチルアミノ)メチル] —四—エチル—四・九—ジヒドロキシ—H—ピラノ [三'・四' : 六・七] インドリジノ [一・二—b] キノリン—三・—四(四H・—二H)—ジオン(別名ノギテカン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十二 五—({四— [(二・三—ジメチル—二H—インダゾール—六—イル) (メチル)アミノ] ピリミジン—二—イル} アミノ)—二—メチルベンゼンスルホンアミド(別名パゾパニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十三 (二R・三S)—三—(—・——ジメチルエチル)オキシカルボニルアミノ—二—ヒドロキシ—三—フェニルプロパン酸 (—S・二S・三R・四S・五R・七S・八S・—OR・—三S)—四—アセトキシ—二—ベンゾイルオキシ—五・二〇—エポキシ———ヒドロキシ—七・—〇—ジメトキシ—九—オキソタキス————エン—三—イル(別名カバジタキセル)及びその製剤
- 百二十四 N— [(四・六—ジメチル—二—オキソ—・二—ジヒドロピリジン—三—イル)メチル] —五— [エチル(オキサン—四—イル)アミノ] —四—メチル—四' — [(モルホリン—四—イル)メチル] ビフェニル—三—カルボキシアミド(別名タゼメトスタツト)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十五 五—(三・三—ジメチル———トリアゼノ)—イミダゾール—四—カルボキサミド(別名ダカルバジン)及びその製剤
- 百二十六 (二E・四E・六E・八E)—三・七—ジメチル—九—(二・六・六—トリメチル———シクロヘキセン———イル)—二・四・六・八—ノナテトラエン酸(別名トレチノイン)及びその製剤

- 百二十七 N—{四—[(六・セ—ジメトキシキノリン—四—イル)オキシ] フェニル} —N—(四—フルオロフェニル) シクロプロパン— — —ジカルボキシアミド(別名カボザンチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十八 水銀ヘマトポルフィリン、その塩類及びそれらの製剤
- 百二十九 セツキシマブ及びその製剤
- 百三十 セツキシマブ サロタロカンナトリウム及びその製剤
- 百三十一 セミプリマブ及びその製剤
- 百三十二 セルペルカチニブ及びその製剤
- 百三十三 セルモロイキン及びその製剤
- 百三十四 ソトラシブ及びその製剤
- 百三十五 ゴルベツキシマブ及びその製剤
- 百三十六 ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十七 タスルグラチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 百三十八 ダトボタマブ デルクステカン及びその製剤
- 百三十九 タラゾパリブ、その塩類及びそれらの製剤
- 百四十 ダラツムマブ及びその製剤
- 百四十一 ダリナパルシン及びその製剤
- 百四十二 タルラタマブ及びその製剤
- 百四十三 (+)—二' —デオキシ—二' ・二' —ジフルオロシチジン(別名ゲムシタビン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百四十四 二' —デオキシ—五—(トリフルオロメチル)ウリジン(別名トリフルリジン)及びその製剤
- 百四十五 五' —デオキシ—五—フルオロウリジン(別名ドキシフルリジン)及びその製剤
- 百四十六 (R)—三—(二—デオキシ—ベータ—D—エリスローペンチフラノシル)—三・六・七・八—テトラヒドロイミダゾ[四・五—d][一・三] ジアゼピン—八—オール(別名ペントスタチン)及びその製剤
- 百四十七 (+)— — —(五—デオキシ—ベータ—D—リボフラノシル)—五—フルオロ— — ・二—ジヒドロ—二—オキソ—四—ピリミジンカルバミン酸 ペンチルエステル(別名カペシタビン)及びその製剤
- 百四十八 二—デオキシ—二—(三—メチル—三—ニトロソウレイド)—D—グルコピラノース(別名ストレプトゾシン)及びその製剤
- 百四十九 テクリスタマブ及びその製剤
- 百五十 N—デスアセチル—N—メチル—コルヒチン(別名デメコルチン)及びその製剤
- 百五十一 テセロイキン及びその製剤
- 百五十二 四—[(五・六・七・八—テトラヒドロ—五・五・八・八—テトラメチル—二—ナフチル)カルバモイル] 安息香酸(別名タミバロテン)、その塩類及びそれらの製剤
- 百五十三 — — (二—テトラヒドロフリル)—五—フルオルウラシル及びその製剤
- 百五十四 デニロイキン ジフチトクス及びその製剤
- 百五十五 デュルバルマブ及びその製剤
- 百五十六 ドキソルビシン、その塩類及びそれらの製剤
- 百五十七 ドセタキセル及びその製剤
- 百五十八 トラスツズマブ及びその製剤
- 百五十九 トラスツズマブ(遺伝子組換え)[トラスツズマブ後続一]及びその製剤
- 百六十 トラスツズマブ(遺伝子組換え)[トラスツズマブ後続二]及びその製剤
- 百六十一 トラスツズマブ(遺伝子組換え)[トラスツズマブ後続三]及びその製剤
- 百六十二 トラスツズマブ エムタンシン及びその製剤
- 百六十三 トラスツズマブ デルクステカン及びその製剤
- 百六十四 トリエチレンチオホスホルアミド及びその製剤
- 百六十五 トリス—(ベータクロロエチル)—アミン、その塩類及びそれらの製剤
- 百六十六 トレメリムマブ及びその製剤
- 百六十七 ニボルマブ及びその製剤
- 百六十八 ネオカルチノスタチン及びその製剤
- 百六十九 パクリタキセル及びその製剤
- 百七十 パニツムマブ及びその製剤
- 百七十一 パラ—[ビス—(ベータクロロエチル)—アミノ] —L—フェニルアラニン(別名メルファラン)及びその製剤
- 百七十二 バレメトスタット、その塩類及びそれらの製剤
- 百七十三 二・五—ビス—(— — アジリジニル)—三—(二—カルバモイルオキシ— — —メトキシエチル)—六—メチルベンゾキノン(別名カルボコン)及びその製剤

百七十四 四—〔五—〔ビス(ニークロロエチル)アミノ〕——メチル——H—ベンゾイミダゾール—ニ—イル〕ブタン酸(別名ベンダムスチン)、その塩類及びそれらの製剤

百七十五 一・三—ビス(ニークロロエチル)——ニトロソ尿素(別名カルムスチン)及びその製剤

百七十六 一・四—ビス—(三—ブロムプロピオニル)—ピペラジン(別名ピポプロマン)及びその製剤

百七十七 N—N—ビス—(ベータクロロエチル)—N—プロピレン—リン酸エステル—ジアミド(別名サイクロホスファミド)及びその製剤

百七十八 ヒドロキシ尿素(別名ヒドロキシカルバミド)及びその製剤

百七十九 三—ヒドロキシ—ニ—(ヒドロキシメチル)—ニ—メチルプロピオン酸 (一R・二R・四S)—四—〔(二R)—ニ—〔(三S・六R・七E・九R・—OR・—ニR・—四S・—五E・—七E・—九E・ニ—S・ニ三S・ニ六R・ニ七R・三四aS)—九・ニ七—ジヒドロキシ—O・ニ—ジメトキシ—六・八・—ニ・—四・二〇・ニ六—ヘキサメチル—一・五・—一・ニ八・ニ九—ペンタオキソ—一・四・五・六・九・—〇・—一・—ニ・—三・—四・ニ—・ニ二・ニ三・ニ四・ニ五・ニ六・ニ七・ニ八・ニ九・三—・三二・三三・三四・三四a—テトラコサヒドロ—三H—ニ三・ニ七—エポキシピリド〔ニ・——c〕〔一・四〕オキサザシクロヘントリアコンチン—三—イル〕プロピル〕—ニ—メトキシシクロヘキシルエステル(別名テムシロリムス)及びその製剤

百八十 N—ヒドロキシ—N′—フェニルオクタンジアミド(別名ポリノスタット)及びその製剤

百八十一 (二E)—N—ヒドロキシ—三—〔四—〔〔ニ—(ニ—メチル——H—インドール—三—イル)エチル〕アミノ〕メチル)フェニル〕プロプ—ニ—エンアミド(別名パノビノスタット)、その塩類及びそれらの製剤

百八十二 ビノレルビン、その塩類及びそれらの製剤

百八十三 ニ—〔四—〔(三S)—ピペリジン—三—イル〕フェニル〕—ニH—インダゾール—七—カルボキシアミド—(四—メチルベンゼンスルホン酸塩)(別名ニラパリブトシル酸塩)及びその製剤

百八十四 ピミテスピブ及びその製剤

百八十五 ピラルビシン、その塩類及びそれらの製剤

百八十六 ピルトブルチニブ及びその製剤

百八十七 ビンクリスチン、その塩類及びそれらの製剤

百八十八 ビンデシン、その塩類及びそれらの製剤

百八十九 ビンブラスチン、その塩類及びそれらの製剤

百九十 フチバチニブ及びその製剤

百九十一 —(五—tert—ブチル—一・ニ—オキサゾール—三—イル)—三—(四—〔七—〔ニ—(モルホリン—四—イル)エトキシ〕イミダゾ〔ニ・——b〕〔一・三〕ベンゾチアゾール—ニ—イル〕フェニル)尿素(別名キザルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

百九十二 ブリナツモマブ及びその製剤

百九十三 五—フルオロウラシル(別名フルオロウラシル)及びその製剤

百九十四 (+)—ニ—フルオロ—九—(五—0—フオスフオノーベータ—D—アラビノフラノシル)—九H—プリン—六—アミン(別名フルダラビン)、その塩類及びそれらの製剤

百九十五 ニ—フルオロ—N—メチル—四—〔七—〔(キノリン—六—イル)メチル〕イミダゾ〔一・ニ—b〕〔一・二・四〕トリアジン—ニ—イル〕ベンズアミド(別名カプマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

百九十六 フルキンチニブ及びその製剤

百九十七 ブレオマイシン、その塩類及びそれらの製剤

百九十八 プレンツキシマブ ベドチン及びその製剤

百九十九 五—ブロム—ニ′—デオキシウリジン(別名ブロクスウリジン)及びその製剤

二百 五—〔(四—ブロモ—ニ—フルオロフェニル)アミノ〕—四—フルオロ—N—(ニ—ヒドロキシエトキシ)———メチル——H—ベンズイミダゾール—六—カルボキサミド(別名ビニメチニブ)及びその製剤

二百一 N—(四—ブロモ—ニ—フルオロフェニル)—六—メトキシ—七—〔(—メチルピペリジン—四—イル)メトキシ〕キナゾリン—四—アミン(別名バンデタニブ)及びその製剤

二百二 —ヘキシルカルバモイル—五—フルオロウラシル(別名カルモフル)及びその製剤

二百三 ペグアスパルガーゼ及びその製剤

二百四 九—ベータ—D—リボフラノシル—九H—プリン—六—チオール及びその製剤

二百五 ベバシズマブ及びその製剤

二百六 ベバシズマブ(遺伝子組換え)〔ベバシズマブ後続一〕及びその製剤

二百七 ベバシズマブ(遺伝子組換え)〔ベバシズマブ後続二〕及びその製剤

二百八 ベバシズマブ(遺伝子組換え)〔ベバシズマブ後続三〕及びその製剤

二百九 ベバシズマブ(遺伝子組換え)〔ベバシズマブ後続四〕及びその製剤

二百十 ペプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤

- 二百十一 N4—ベヘノイル———ベータ—D—アラビノフラノシルシトシン(別名エノシタビン)及びその製剤
- 二百十二 ペムブロリズマブ及びその製剤
- 二百十三 ペルツズマブ及びその製剤
- 二百十四 四—〔—(三・五・五・八・八—ペンタメチル—五・六・七・八—テトラヒドロナフタレン—ニ—イル)エテニル〕安息香酸(別名ベキサロテン)及びその製剤
- 二百十五 ポドフィル酸エチルヒドラジド(別名ミトポドジド)及びその製剤
- 二百十六 ポドフィルム配糖体のベンジリデン化合物及びその製剤
- 二百十七 ポラツズマブ ベドチン及びその製剤
- 二百十八 四—〔(+B)ボロノ〕—L—フェニルアラニン(別名ボロファラン)及びその製剤
- 二百十九 マイトマイシンC及びその製剤
- 二百二十 三—メチル—四—オキソ—三・四—ジヒドロイミダゾ〔五・——d〕〔—・二・三・五〕テトラジン—八—カルボキサミド(別名テモゾロミド)及びその製剤
- 二百二十一 メチル 六—〔三—(ニ—クロロエチル)—三—ニトロソウレイド〕—六—デオキシ—アルファ—D—グルコピラノシド(別名ラニムスチン)及びその製剤
- 二百二十二 メチルビス—(ベータクロロエチル)—アミンオキシド、その塩類及びそれらの製剤
- 二百二十三 メチルビス—(ベータクロロエチル)—アミン(別名メクロルエタミン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二百二十四 四—(四—メチルピペラジン———イルメチル)—N—〔四—メチル—三—(四—ピリジン—三—イルピリミジン—ニ—イルアミノ)フェニル〕ベンズアミド(別名イマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 二百二十五 三—{—〔(三—{五—〔(—メチルピペリジン—四—イル)メトキシ〕ピリミジン—ニ—イル〕フェニル)メチル〕—六—オキソ—・六—ジヒドロピリダジン—三—イル}ベンゾニトリル(別名テポチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 二百二十六 N—メチル—ニ—〔三—〔(—E)—ニ—(ピリジン—ニ—イル)エテン———イル〕—H—インダゾール—六—イル〕スルファニル)ベンズアミド(別名アキシチニブ)及びその製剤
- 二百二十七 {(—R)—三—メチル———〔(ニS)—三—フェニル—ニ—(ピラジン—ニ—カルボキサミド)プロパンアミド〕ブチル}ボロン酸(別名ボルテゾミブ)及びその製剤
- 二百二十八 四—メチル—N—〔三—(四—メチル—H—イミダゾール———イル)—五—(トリフルオロメチル)フェニル〕—三—{〔四—(ピリジン—三—イル)ピリミジン—ニ—イル〕アミノ}ベンズアミド(別名ニロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
- 二百二十九 六—メルカプトプリン及びその製剤
- 二百三十 モガムリズマブ及びその製剤
- 二百三十一 モスネツズマブ及びその製剤
- 二百三十二 N—{(ニS)—ニ—〔(モルホリン—四—イルアセチル)アミノ〕—四—フェニルブタノイル〕—L—ロイシル—L—フェニルアラニン—N—{(ニS)—四—メチル———〔(ニR)—ニ—メチルオキシラ—ニ—イル〕———オキソペンタン—ニ—イル}アミド(別名カルフィルゾミブ)及びその製剤
- 二百三十三 モメロチニブ、その塩類及びそれらの製剤
- 二百三十四 溶血性連鎖状球菌をベンジルペニシリンカリウムとともに加熱し、凍結乾燥したもの及びその製剤
- 二百三十五 三—ヨードベンジルゲアニジン(¹³¹I)及びその製剤
- 二百三十六 ラムシルマブ及びその製剤
- 二百三十七 リツキシマブ及びその製剤
- 二百三十八 リツキシマブ(遺伝子組換え)〔リツキシマブ後続一〕及びその製剤
- 二百三十九 リツキシマブ(遺伝子組換え)〔リツキシマブ後続二〕及びその製剤
- 二百四十 ルテチウム(¹⁷⁷Lu)—N—〔(四・七・—〇—トリカルボキシメチル——・四・七・—〇—テトラアザシクロドデシ———イル)アセチル〕—D—フェニルアラニル—L—システニル—L—チロシル—D—トリプトファンル—L—リシル—L—スレオニル—L—システニル—L—スレオニン—サイクリック(ニ—七)ジスルフィド(別名ルテチウムオキシドトレオチド(¹⁷⁷Lu))及びその製剤
- 二百四十一 レポトレクチニブ及びその製剤
- 二百四十二 ロペグインターフェロン アルファ—ニb及びその製剤

別表第六(第二百八十二条関係)

(昭四九厚令三三・昭五五厚令三四・平一六厚労令一一二・一部改正、平二六厚労令八七・旧別表第五繰下)

- 一 麻酔器用マスク
- 二 医療用エックス線写真観察装置
- 三 医療用エックス線装置用蛍光板

- 四 医療用エックス線装置用増感紙
- 五 医療用エックス線装置用透視台
- 六 医療用マイクローム用革砥^{かわと}
- 七 歯科用エンジン用ベルトアーム
- 八 歯科用エンジン用K₄滑車
- 九 歯科用エンジンベルト